

柏 崎 市 地 域 防 災 計 画

（風水害等対策編）

令和5（2023）年8月修正

柏 崎 市 防 災 会 議

柏崎市地域防災計画(風水害等対策編)目次

第1編 風水害等共通対策

第1章 総 則

第1節	計画作成の趣旨	1
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節	柏崎市の自然条件	13
第4節	柏崎市の社会的条件	18
第5節	既往の主な災害	20

第2章 災害予防計画

第1節	防災教育計画	27
第2節	防災訓練計画	34
第3節	自主防災組織育成計画	39
第4節	災害に強いまちづくり	43
第5節	集落孤立対策計画	48
第6節	建築物等災害予防計画	50
第7節	気象等防災観測体制の整備	52
第8節	公共土木施設等災害予防計画	55
第9節	農地農業用施設等の災害予防計画	64
第10節	防災通信施設災害予防計画	66
第11節	電気通信施設災害予防計画	70
第12節	電力施設等災害予防計画	73
第13節	危険物施設等災害予防計画	75
第14節	廃棄物処理体制整備計画	79
第15節	火災予防計画	81
第16節	鉄道施設災害予防計画	88
第17節	救急・救助活動体制整備計画	90
第18節	医療救護体制整備計画	94
第19節	避難体制整備計画	97
第20節	文教施設等災害予防計画	105
第21節	文化財災害予防計画	109
第22節	要配慮者の安全確保計画	111
第23節	ボランティア活動計画	117
第24節	食料品・生活必需品等の確保計画	120
第25節	事業所等の事業継続	125
第26節	行政機関等の業務継続	128

第3章 災害応急対策

第 1 節	災害対策本部の組織・運営対策	1 3 2
第 2 節	職員の配備・招集対策	1 3 8
第 3 節	防災関係機関の相互協力体制	1 4 1
第 4 節	防災通信施設応急対策	1 4 7
第 5 節	気象予警報等伝達対策	1 5 0
第 6 節	被災状況等収集伝達対策	1 5 9
第 7 節	広報対策	1 6 8
第 8 節	避難及び避難所対策	1 7 4
第 9 節	避難所外避難者の支援対策	1 8 6
第 10 節	救急・救助活動対策	1 8 8
第 11 節	水防活動対策	1 9 0
第 12 節	自衛隊の災害派遣対策	1 9 6
第 13 節	輸送対策	2 0 3
第 14 節	交通規制及び警備・保安対策	2 1 0
第 15 節	火災対策	2 2 0
第 16 節	医療救護活動対策	2 2 4
第 17 節	防疫保健衛生対策及びこころのケア対策	2 2 9
第 18 節	廃棄物の処理対策	2 3 6
第 19 節	トイレ対策	2 3 9
第 20 節	入浴対策	2 4 1
第 21 節	食料供給対策	2 4 2
第 22 節	生活必需品等供給対策	2 4 5
第 23 節	要配慮者の応急対策	2 4 9
第 24 節	文教施設等応急対策	2 5 3
第 25 節	文化財施設災害応急対策	2 6 0
第 26 節	障害物の処理対策	2 6 2
第 27 節	行方不明者及び遺体等の搜索・処理・埋葬対策	2 6 5
第 28 節	愛玩動物の保護対策	2 6 8
第 29 節	放送施設応急対策	2 7 2
第 30 節	電気通信施設応急対策	2 7 4
第 31 節	電力施設等応急対策	2 7 7
第 32 節	ガス施設応急対策	2 8 0
第 33 節	給水・水道施設応急対策	2 8 3
第 34 節	公共下水道・農業集落排水施設等応急対策	2 9 2
第 35 節	危険物施設等応急対策	2 9 6
第 36 節	鉄道施設応急対策	3 0 0
第 37 節	公共土木施設等災害応急対策	3 0 3
第 38 節	農林水産業等応急対策	3 1 0

第39節	商工業応急対策	314
第40節	住宅応急対策	315
第41節	海上における応急対策	318
第42節	ボランティア等受入対策	322
第43節	労務供給対策	324
第44節	義援金品の受入れ・配分対策	326
第45節	災害救助法による救助対策	329

第4章 復旧・復興計画

第1節	民生安定化計画	354
第2節	貸付・融資その他資金等による支援計画	361
第3節	公共施設等災害復旧計画	364
第4節	災害復興計画	377

第2編 個別災害対策

第1章 風水害対策

第1節	水防管理団体等の体制整備計画	381
第2節	水防警報伝達計画	383

第2章 雪害対策

第1節	雪害対策総則	386
第2節	降雪等に関する気象注意報・警報及び予報	392
第3節	孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備	395
第4節	建築物の雪害予防計画	397
第5節	電力・通信の確保計画	399
第6節	消・融雪施設等の整備	401
第7節	積雪期の交通確保計画	402
第8節	雪崩防止施設等の整備	410
第9節	雪崩事故の防止と応急対策	411

第3章 土砂災害対策

第1節	土砂災害予防計画	415
第2節	土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画	420
第3節	土砂災害・斜面災害応急対策	429

第4章 林野火災対策

第1節	林野火災予防計画	431
第2節	林野火災応急対策	436

第5章 油流出事故災害対策

第 1 節	総則	4 3 9
第 2 節	予防対策	4 4 5
第 3 節	応急体制の確立	4 4 9
第 4 節	情報の収集・伝達計画	4 5 2
第 5 節	流出油等防除方針	4 5 7
第 6 節	流出油等防除対策	4 6 1
第 7 節	漁業対策	4 6 7
第 8 節	環境保全対策	4 7 1
第 9 節	復旧計画	4 7 3

第6章 海上事故災害対策

第 1 節	海上事故災害予防計画	4 7 6
第 2 節	海上事故災害応急対策	4 8 0
第 3 節	海上事故による危険漂着物対策	4 8 3

第7章 航空事故災害対策

第 1 節	航空事故災害予防計画	4 8 5
第 2 節	航空事故災害応急対策	4 8 6

第8章 鉄道事故災害対策

第 1 節	鉄道事故災害予防計画	4 9 0
第 2 節	鉄道事故災害応急対策	4 9 2

第9章 道路事故災害対策

第 1 節	道路事故災害予防計画	4 9 8
第 2 節	道路事故災害応急対策	5 0 1

第10章 危険物等事故災害対策

第 1 節	危険物等事故災害予防計画	5 0 5
第 2 節	危険物等事故災害応急対策	5 1 0

第11章 集団事故災害対策

第 1 節	集団事故災害予防計画	5 1 6
第 2 節	集団事故災害応急対策	5 1 9

第12章 竜巻等突風災害対策

第 1 節	竜巻等突風災害予防計画	5 2 4
-------	-------------	-------

第 2 節 竜巻等突風災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 3 0

第 1 3 章 大規模火災対策

第 1 節 大規模火災予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 3 3

第 2 節 大規模火災応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 3 7

- 作成 昭和39（1964）年11月27日
- 修正 昭和57（1982）年11月12日
- 修正 昭和60（1985）年 1 月16日
- 修正 昭和62（1987）年 1 月13日
- 修正 平成元（1989）年 2 月13日
- 修正 平成 8（1996）年 7 月30日
- 修正 平成 9（1997）年 4 月 1 日
- 修正 平成10（1998）年 4 月 1 日
- 修正 平成13（2001）年 4 月 1 日
- 修正 平成16（2004）年 1 月 1 日
- 修正 平成18（2006）年 2 月15日
- 修正 平成21（2009）年 4 月 2 日
- 修正 平成24（2012）年 3 月27日
- 修正 平成25（2013）年 3 月28日
- 修正 平成26（2014）年 7 月29日
- 修正 平成28（2016）年 8 月 2 日
- 修正 平成29（2017）年 6 月23日
- 修正 平成30（2018）年 8 月 1 日
- 修正 令和 2（2020）年 1 月27日
- 修正 令和 3（2021）年 7 月29日
- 修正 令和 4（2022）年 9 月 5 日
- 修正 令和 5（2023）年 8 月 9 日

第1編（風水害等共通対策）第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、柏崎市防災会議が策定する柏崎市地域防災計画のうち次に掲げる風水害等に関する計画であり、市の地域における風水害等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

ア 風水害（暴風、洪水、高潮等による災害）

イ 個別災害（雪害、土砂災害、林野火災、油流出事故、海上事故、航空事故、鉄道事故、道路事故、危険物等事故、集団事故、竜巻等突風災害及び大規模火災）

なお、柏崎市地域防災計画は、本編の「風水害等対策編」及び別冊の「地震・津波災害対策編」、「原子力災害対策編」及び「資料編」で構成し、この計画に定めのない事項は、新潟県地域防災計画に準ずる。

3 関連計画との連携

この計画の策定に当たっては、国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）など他の法律に基づく防災に関する計画及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「柏崎市水防計画」と十分な調整を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るものとするが、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各防災関係機関は原則毎年、防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出するものとする。

5 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策

の推進体制を整えるものとする。

6 複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

市、県及び防災関係機関等は、複合災害の発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

市、県及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。更に、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同で災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練など実施に努める。

(4) その他

本編に定めのない複合災害時の対策は、「地震・津波災害対策編」に定めるところによる。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本理念

自然条件、社会条件の変化により、災害発生要因は複雑・多様化する傾向を見せており、災害の根絶には限界があることから、災害による人的被害等を軽減する減災のための備えを一層充実する必要がある。

したがって、「減災のための自助・共助・公助の総合的推進」を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害時の社会的経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって市民、地域、行政（防災関係機関）は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市及び県を中心に、市民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市民、地域、行政（防災関係機関）等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、市民、地域、行政（防災関係機関）の各主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

気候変動による豪雨の増加傾向や少子高齢化等による社会環境の変化が顕在化し、風水害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、たとえ、大規模な豪雨等が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い柏崎市」を実現していく。

（1）防災意識の啓発

災害の際、その被害を軽減するためには、市民一人ひとりが防災に対して正しい知識を持ち、どのように対処すればよいのかを認識していることが不可欠である。

そのため、防災に対する市民の意識の高揚及び行動力の育成を図るための防災訓練・教育・広報が重要となってくる。

したがって、今後、防災に関する各種の広報、啓発活動を積極的に行うとともに、防災訓練指導体制を強化して、市民の防災対応力の修得を目標にした実践的な体験訓練の推進に努めるとともに、市民も研修会、訓練等に積極的に参加するものとする。

（2）訓練・教育と防災体制の整備

災害時にあっては、市及び防災関係機関の初動体制のいずれがその後の対応を大きく左右する。このため、関係職員の訓練、教育等を通じて防災意識の向上に努めるとともに、災害発生時における初動体制及びこれに続く対策が適切かつ迅速に行えるよう平素からその体制整備を図っていくものとする。

（3）自主防災組織の育成・ボランティア活動の促進

災害に有効に対処するためには、市をはじめとする防災関係機関の防災体制を整備するだ

「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」

けでなく、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の連帯の精神に基づく、市民の自発的な防災活動を通じて地域防災力を向上させることが重要である。

現在、市における自主防災組織は、ほぼ全ての町内会や地域コミュニティ協議会で結成されており、今後は組織の育成や防災リーダーの育成をはじめとする自主防災活動の強化・推進に重点を置き、その活動支援については、市、消防機関等が全面的に協力するものとする。

また、学校、病院、企業等多数の人が勤務し、出入りする施設については、防火管理者を主体とした自衛消防組織の育成、指導を図るとともに、それら施設に対する消防機関の指導体制の強化に努めるものとする。

一方、災害時におけるボランティアの有効性に着目し、ボランティア活動の促進のための組織の強化、体制の整備に一層努めるものとする。

(4) 情報の収集、伝達体制の整備

あらゆる災害において、その災害、被害その他諸々の情報を迅速かつ的確に把握することが被害を最小限に食い止め、その後の応急対策並びに復旧計画を有効に進める前提となる。よって、関係機関との情報交換を含む連携強化をはじめとし、更なる情報収集体制の強化について推進するものとする。

一方、市民に対し適切な情報を伝達、指示することにより、その後の対応をより円滑かつ効果あるものとし、併せて人心に安定をもたらすことが望まれることから、情報伝達手段、方法、体制について整備、拡充に努めるものとする。

(5) 交通網の整備、確保

災害に強いまちづくりを目指し、道路等の交通網の整備を進めるとともに、災害時における救助活動、復旧活動を円滑に進めるため、道路をはじめとした交通網を迅速に確保するよう努めるものとする。

(6) 相互協力体制の推進

災害により、市単独では対応が困難となることが予想されることから、国、県及び関係機関との協力連携体制の充実を図るとともに、近隣市町村、県外市町村と災害時相互応援協定を締結し、広域的な対策が可能となるよう体制の整備を推進するものとする。

(7) 防火対策の推進

最近の都市化の進展により、密集市街地の形成、各種危険物の混在等大火災発生の潜在的危険度は、高まる傾向にある。

市においては、これまでも防火対策が進められてきたが、地震時の火災にも十分対応できるよう消防力を強化するとともに、火災予防運動を通じ、防火思想の普及に努めていくものとする。

(8) 水害対策の推進

市では、鯖石川、鵜川及び中小河川での氾濫による被害を受けやすくなっている。二級河川管理者である県は、治水施設等の整備を推進していくこととしており、市においても、下水道施設、農業施設と一体となった総合的な治水計画の策定や地域住民と連携したソフト対策の強化により、水害のないまちづくりを目指すものとする。

(9) 雪害対策の推進

市では、内陸山間部の積雪が2～4mに達し、また、雪崩発生危険箇所が数多く、雪による被害が発生しやすい。市においては、今後も雪崩の防止、道路交通の確保、居住環境の改善を中心として「雪に強い、雪が降っても困らないまちづくり」を積極的に推進していくものとする。

(10) 土砂災害対策の推進

市の山間部を中心にして、地すべり、斜面崩壊、土石流などの土砂災害の危険箇所が多くある。市においては、今後も、土砂災害対策施設の整備と併せて、警戒・避難態勢の整備について推進していくものとする。

(11) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(12) 避難行動要支援者対策の推進

高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）が増加している。このうち、特に避難行動について支援が必要とされる者については、避難行動要支援者として、名簿作成を行っている。この避難行動要支援者については、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面で、きめ細かな施策を、他の高齢者及び福祉施策等と連携しながら推進していくものとする。

(13) 非常用備蓄の促進

災害の発生場所、規模等により被災者に一時的に、飲料水、食料及び生活必需品等の供給が途絶えることが予想される。このため、最低限度の非常時における物資の備蓄を図るものとし、必要最低限の備蓄以外は、民間企業の保有する流通在庫を活用し、被災者への迅速な物資の供給ができる体制整備に努める。また、市民は、交通状況を含む物資等流通機構の回復が見込まれるまでの最低3日間、推奨1週間分の飲料水、食料及び生活必需品等について、自ら備蓄することに努める。

(14) 災害からの立ち直りの早い体制整備

不幸にして災害が発生した場合でも、災害応急対策や災害復旧対策を迅速かつ適切に行うことによって、被害の軽減、民生の安定及び社会経済活動の早期回復が可能になることから、各機関等それぞれが災害対応を想定し、教育・研修・訓練参加等の充実による体制整備に努め、平時から各機関等の連携を緊密にするとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築について、平時から努めるものとする。

また、各機関等における継続的に必要となる最低限の業務や、復旧時間と対応策など包括的な行動計画として定める業務継続計画（BCP）の策定など、危機管理体制の整備、庁舎・設備・施設・装備等の整備に努める。

(15) 人材・財産の有効活用

市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対策、復旧・復興のため、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保に関する方策をあらかじめ整えるよう努める。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、備蓄倉庫など、防災に関する諸活動の推進に際して、公有財産等の有効活用を図るものとする。

2 各機関等の責務

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産の保護及び被災者の救済・支援等の応急対策全般を迅速かつ的確に実施するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得ながら防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

なお、本計画において消防本部とは消防本部及び署を表し、消防機関とは、消防本部、署及び消防団を表す。

(2) 県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

ア 政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

エ 市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

オ 平常時から自主防災組織やNPO、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護及び被災者の救済・支援等の応急対策全般を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 自衛隊

自衛隊は、大規模災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、市、県及び防災関係機関に協力し、防災活動を実施するものとする。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協

力する。

(7) 市民・自主防災組織・企業等

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識の下に積極的に自主防災活動を行うものとする。

企業等は、各事業等において継続的の必要となる最低限の業務や、復旧等を想定した対応策をあらかじめ定める事業継続計画（BCP）等の策定に努めるなど、災害発生時に速やかに事業等が再開できるよう努める。

3 各機関の事務又は業務の内容

市の区域を管轄する各機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市の地域に関する防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の内容は、新潟県地域防災計画に準拠し、次のとおりとする。

「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」

機 関 名	処理すべき事務又は業務の内容
柏 崎 市	1 柏崎市防災会議に関すること 2 管内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害予報警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報及び高齢者等避難、避難指示に関すること 6 被災者の救助及び救護措置に関すること 7 知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 9 消防活動及び浸水対策活動に関すること 10 被災児童生徒等に対する応急の教育に関すること 11 要配慮者に対する相談・支援に関すること 12 こころのケア・救護所設置に関すること 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 14 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 15 消防活動、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること 16 水道等公営事業の災害対策に関すること 17 防災のための調査研究、教育及び訓練に関すること 18 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調査に関すること 19 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関すること 20 通信施設の確保及び整備に関すること 21 火災予防、災害防止対策及び指導に関すること 22 災害時における消火、救助及び救急活動に関すること 23 し尿処理施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること 24 ごみ処理施設及び最終処分場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること 25 火葬場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること 26 その他市の所管事務についての防災対策に関すること

「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」

新潟県		1 新潟県防災会議に関する事 2 市町村及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報に関する事 6 避難指示等に関する事 7 市町村の実施する高齢者等避難の発令の情報提供・技術的支援に関する事 8 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 11 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関する事 12 被災児童生徒等に対する応急の教育に関する事 13 要配慮者に対する相談、支援に関する事 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 16 緊急通行車両の確認に関する事 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関する事 18 自衛隊の災害派遣要請に関する事 19 他の都道府県に対する応援要請に関する事
新潟県警察本部 (柏崎警察署)		1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関する事 2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関する事 3 行方不明者調査及び死体の検視に関する事 4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関する事
指定 地方 行政 機関	第九管区海上保安本部	1 災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓発活動及び調査研究に関する事 2 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関する事 3 災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与及び譲与に関する事 4 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事 5 海上における流出油の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関する事 6 災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に関する事

「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」

	東京管区気象台 新潟地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
	長岡労働基準監督署	災害時における産業安全の確保に関すること
	北陸地方整備局長岡国道事務所柏崎維持出張所	1 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること 2 大規模自然災害が発生した場合における、被害の拡大を防ぐための緊急対応等の支援に関すること。
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊		1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救済活動の実施に関すること
指定 公 共 機 関	東日本旅客鉄道株式会社柏崎駅 日本貨物鉄道株式会社	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること
	東日本電信電話株式会社新潟支店 株式会社NTT ドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること
	日本赤十字社新潟県支部柏崎市地区	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 4 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること
	日本放送協会新潟放送局	1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	東日本高速道路株式会社	1 高速自動車国道の防災管理に関すること 2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること
	東北電力ネットワーク株式会社柏崎電力センター	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること
	日本通運株式会社柏崎支店	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	日本郵便株式会社	災害地における郵政業務の確保、郵便事業に関する災害対策特別事務取扱及び援護対策に関すること
	柏崎土地改良区	水門、水路、ため池、農業用ダム等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること

「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」

指定 地方 公共 機関	北陸瓦斯株式会社柏崎支社	1 都市ガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時における都市ガスの安定的供給に関すること
	一般社団法人新潟県LPGガス協会	1 LPGガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPGガスの安定的供給に関すること
	新潟運輸株式会社柏崎支店 中越運送株式会社柏崎営業所 上越運送株式会社柏崎営業所 頸城運送倉庫株式会社柏崎営業所 越後交通株式会社柏崎営業所 頸城自動車株式会社 公益社団法人新潟県トラック協会柏崎支部	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 株式会社柏崎コミュニティ放送	1 津波警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	株式会社新潟日報社柏崎総局	災害時における広報活動に関すること
	一般社団法人新潟県医師会 一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会	災害時における医療救護に関すること
	公益社団法人新潟県看護協会	災害支援ナースの派遣に関すること
	公益社団法人新潟県助産師会	災害時における助産に関すること及び妊産婦、新生児等の保健指導に関すること
	朝日新聞柏崎支局 読売新聞柏崎通信部 柏崎日报社	災害時における広報活動に関すること
その他の公共的団体 及び防災上重要な施設の管理者	柏崎農業協同組合 柏崎地域森林組合 新潟県漁業協同組合柏崎支所 中越農業共済組合柏崎支所 酪農いいがた農業協同組合柏崎支所	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること 3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること

「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」

柏崎商工会議所 北条商工会 西山町商工会 高柳町商工会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力あっせんに関すること
一般社団法人柏崎市刈羽猪俣医師会 一般社団法人柏崎市歯科医師会 一般社団法人柏崎薬剤師会	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時のこころのケアに関すること
公益社団法人新潟県柔道整復師会上 越ブロック	災害時における応急救護に関すること
一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること。
社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	市災害ボランティアセンターの設置運営に関すること
新潟県災害ボランティア調整会議	市災害ボランティアセンターの支援に関すること
新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	災害福祉支援チームの派遣に関すること
柏崎建設業協同組合 柏崎管工事業協同組合 柏崎市指定排水設備組合	災害時における応急復旧の協力に関すること。
川内貯水池の管理者 谷根ダムの管理者 赤岩ダムの管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
自主防災組織（町内会）	1 防災活動への協力に関すること 2 市民に対する避難誘導への協力に関すること 3 避難所運営への協力に関すること 4 防災知識の普及に関すること

第3節 柏崎市の自然条件

1 地形・地質の概要

(1) 柏崎市の位置

本市は、新潟県のほぼ中央部に位置し、東部は長岡市及び十日町市と、南部は十日町市及び上越市と、北部は出雲崎町、刈羽村及び長岡市と接している。

本市の広ぼうは、東西に27.40km、南北に40.20kmである。

位 置 極東 北緯37度29分14秒 東経138度43分18秒（西山町別山）

極西 北緯37度18分23秒 東経138度25分06秒（米山町）

極南 北緯37度09分35秒 東経138度36分30秒（高柳町田代）

極北 北緯37度31分25秒 東経138度40分27秒（西山町石地）

面 積 442.03km²

(2) 地形

① 旧柏崎市

市の南西から東部一帯にかけて米山（992.6m）、黒姫山（891.0m）八石山（518.0m）の山系とその支脈によって囲まれ、北西部は延長36km（旧西山町を含めると42km）に及ぶ海岸線で日本海に面している。

市のほぼ中央部を2級河川の鯖石川及び鵜川が地域山系の小支流を合し、北流して、日本海に注いでおり、この両河川の下流に刈羽平野が開け、水田地帯を形成している。

南西部は、火山活動により海底から隆起した米山の山麓が急激に日本海に落ち込んで櫛状屈曲を呈し、北東部はなだらかな砂丘が続いている。

② 旧高柳町

新潟県の中央部より僅か南西部に位置し、北は黒姫山を分水嶺として旧柏崎市、東は八石山系を境として旧川西町、南は鯖石川及び東頸城連山を境として旧松代町及び旧大島村にそれぞれ隣接している。

町の中央部を鯖石川がほぼ南北に貫流し、これを境として左岸には黒姫山系、右岸には薬師岳、天王山の峰々が走り、その上流には頸城連山が横たわっている。

③ 旧西山町

新潟県北西部の日本海側に位置し、東は薬師峠、地藏峠、妙法寺峠を連ねる西山連峰を境として長岡市に接し、西は柏崎市及び刈羽村の一部を隔て日本海に面し、南は刈羽村及び旧柏崎市の一部に、北は出雲崎町及び日本海に面している。

(3) 地質

① 旧柏崎市

地質は、米山山系を中心に安山岩を基岩とする新第三紀の西山層が広がり、東側八石山山系は椎谷層・魚沼層となり、中央部標高100～150mの丘陵地は約12～13万年前の大規模な海面上昇の時に堆積した安田層から成っている。また、市域の中央平野部一体は沖積層から成っている。

② 旧高柳町

地質は、鯖石川両岸の河岸段丘部に、第四紀の魚沼層が分布し、他は新第三紀の灰爪層、西山層、椎谷層が大部分で固結度も低く、乾湿の差により容易に風化しやすい。

③ 旧西山町

山間部の地質は、新第三紀の西山層、灰爪層、椎谷層が大部分で固結度が低く、多量の雨や融雪により、土石流、地すべり、山腹崩壊等の災害発生の危険が大きい。また、別山川沿岸には第四紀層が分布し、緩傾斜で地味は肥沃で稲作に適している。

2 気候及び気象の概要

(1) 気候の概要

本市の気候は、梅雨期から夏にかけての降水量が多だけでなく、冬も雪や雨として降水量の多い典型的な日本海側気候に属している。また、冬期における北西の季節風が強いのも特徴の一つである。

ア 気温

市の気温は、12月～3月までの冬期間を除いては、比較的温暖である。記録的な高温は、南よりの風が卓越するときに、フェーン現象によって発生することが多く、火災発生の要因となりやすいので、十分な注意が必要である。

イ 降水量

梅雨期から夏にかけてと冬期に降水量の極大がある。特に多雪地帯では、冬期の降水量が年間降水量の約5割に達する。

(ア) 雨

市の降水量は、梅雨期から夏にかけてと冬期にかけて多くなっている。特に、梅雨末期や梅雨明け以降の前線により時として集中的に降ることがあり、中小河川が多いことから、大雨については十分な警戒が必要である。

(イ) 雪

市は海岸平野部から山間部まで広域であるため、海岸平野部は比較的積雪量が少ないにもかかわらず、山間部に入るに従い急速に積雪量が増加する。積雪は沿岸部1m前後、内陸山間部では2～4mと非常に多く、しばしば雪害をもたらす。

ウ 風

年間を通してみると、北又は北西の風が多い。最大瞬間風速は30m/sを超えることも

あり、時として暴風に見舞われることがある。また、春先や夏期には南風が卓越してフェーン現象により乾燥と高温をもたらすので、火災には十分な注意が必要である。

(2) 気象の特徴

ア 気温

記録的な高温は、南よりの風が卓越するフェーン現象によって発生することが多いが、これは、日本海を低気圧や台風が通過する際に発生する。

イ 降水量（雨、雪）

(ア) 雨

大雨は、6月下旬から7月の梅雨時期だけでなく、8月にも同じ程度の回数が発生している。梅雨前線、夏の前線（太平洋高気圧が弱まった時に、日本の北に押し上げられていた前線が南下）及び雷雨などがその原因である。また、台風の接近、通過も大雨をもたらす原因の一つである。

(イ) 雪

北西の季節風のため、一般的に山沿い、山間部が海岸部より降雪が多いが、日本海に低気圧が発生するなど、気圧配置によっては海岸部でも多く降る（里雪型降雪）ことがある。山間部では、1日（24時間）の降雪量が1mを超える場合もある。

ウ 雪崩

新潟県における雪崩は、12月から5月（2月がピーク）までの間に発生している。気圧配置で見ると冬型の気圧配置時に起こるものが約半数を占める。

本市においても、黒姫地区田屋地内で、昭和2（1927）年2月10日、昭和38（1963）年1月26日に発生し、また、旧高柳町田代地内においても、平成17（2005）年2月17日に発生している。

雪崩の発生しやすい条件には、次のようなものがある。

- ・低温で大量の降雪がある場合に発生するもの。（表層雪崩）
- ・気温上昇に伴う融雪水の増加により発生するもの。
- ・降雨の浸透により発生するもの。
- ・強風による異常な雪の吹きだまりや雪庇の崩落により発生するもの。

エ 強風

強風は、冬の季節風の他に台風、低気圧、前線の通過などを原因として発生する。

風向は、その地域の気圧配置によって決まるが、地形や河川走行によっても変化させられることがある。例えば、冬期は西高東低の気圧配置により北西の風が卓越し、海岸に近づくほど北や北西の頻度が多い。

オ 波浪、潮位

冬期は、北西の季節風のため波の高い状態となる。特に、北から強い寒気が南下する場合は、5mを超える「大しけ」となるときがある。その他の時期には、低気圧や台風などの通過に伴う波浪がある。

平均潮位が年間最大となる8～9月は、台風時期と重なりその吸い上げ効果で潮位が高くなる

が、潮位の高さのみで災害となることは少なく、台風の通過に伴う波浪が加わることで、沿岸に被害をもたらすことが多い。

カ 台風

台風は、その進路や強さ、規模によって雨、風の影響が異なってくる。新潟県の場合は、台風の中心が遠ざかる際に最大風速が出る特徴がある。

【進路による雨及び風の分布特徴】

進路	雨及び風の分布特徴
北東に進む場合 日本海を	南西～西の強風が吹きやすい。フェーン現象となり、気温が上がり乾燥する。 前線が新潟県付近にある場合を除けば、大雨はほとんどない。 《平成3（1991）年9月27～28日 台風19号》
北東に進む場合 新潟県のすぐ西側を	暴風が最も吹きやすくなる進路である。 台風の中心が過ぎると、南西～西の吹き返し風（急に強まることが多い。）に変わり、最大風速となる。 降水量は、吹き返しの風の影響を受ける上越、中越、下越の山沿いで多くなり、50～100mmとなるが、他の地域は少ない。 台風が近づきつつあるときは、フェーン現象による高温、乾燥に対する注意が必要である。 《昭和36（1961）年9月16日 台風18号（第2室戸台風）》
北東に進む場合 新潟県を縦断して	雨、風とも強い。 台風が通過する直前に、北よりの風が強まり、その後一端やや弱まるが、台風の中心が通過してしばらくすると西～北西の吹き返し風が強まる。 降水量は、上・中越地方で多くなり、100～200mmに達する。 《平成2（1990）年9月19～20日 台風19号》
北上する場合 新潟県の東を	雨が中心となるが、強い台風であれば、風も強まる。 風は、冬の季節風と似ており、北西～北の風が海上や海岸で強くなるが、内陸部は比較的弱い。 台風の接近前は、北～北東の風、その後北西～北の風に変わり、県の南東部に最も近づいた頃に最大風速となる。 降水量は、中越地方南部から上越地方にかけて多くなり、100～200mmに達する。 《昭和56（1981）年8月23日 台風15号》

（3）新潟県における月別の気候特徴

月	気 候 特 徴
1月	警報級の降雪となる場合も多い。雪の降る地域と量は、寒気と下層風によってほぼ決定する。 冬型が緩むと中越の山沿いを中心に晴れ、夜間になると放射冷却により霧が発生しやすくなる。
2月	警報級の大雪は、中旬頃までである。この時期は、海面水温が低くなるため、強い寒気が入り込んでも海面からの水分蒸発が少なく、雪は降りにくくなる。

	晴れた日の夜間は、放射冷却により霧の発生や低温現象が起こる。
3月	春の兆しが現れるが、冬もまだ同居する。 乾燥注意報が発表されはじめる季節（3月～6月は乾燥の季節）で、新潟市などでは冬型で小雪が降るような状況であっても、湿度が40%台まで下がることもある。 気温が10℃以上になると融雪洪水のおそれがある。
4月	春らしくなるが、冬のもどりも現れる。2～3年に1回くらいは、山沿いで10～30cmの降雪となることがある。 日本海を通る低気圧の影響で、雪の多い年は融雪洪水のおそれがある。 日本海低気圧の影響で暖気が入ると、日本海の広域で霧が発生し、北西の風に乗って陸地に入ってくることが多くなる。（4～6月は海霧の季節）
5月	移動性高気圧に覆われ、穏やかな日が多くなる。 遅霜は、平野部では月の前半まで（数年～10年に1回程度）、山沿いでは下旬まで（10年に1回程度）発生危険性がある。
6月	梅雨入りの時期は6月12日（平年）ごろである。また本格的な梅雨は中旬の後半以降となる。 6月中の梅雨前線による大雨は、数年に1回程度である。
7月	7月24日（平年）ごろの梅雨明けまでは天候が悪い。 大雨は梅雨明け前の中旬頃に多く発生する。梅雨前線による組織的な大雨は、西又は北から移動してくる。
8月	山沿いで雷雲の発達により雷雨が発生しやすくなる。 雷雲は、県内で発生するものだけでなく、長野県で発生したものが県内まで移動してくることがある。 8月後半には前線が南下し、大雨をもたらすことがある。 台風シーズンのはじまりで、日本に接近する台風の数、8月が最も多い。
9月	9月には県内に影響を与える台風が最も多くなる。平均的にみて1年に1回は、比較的大きな被害を与えた台風が接近又は通過している。 台風が新潟県のどちら側を通るかにより、雨や風の影響を受ける地域が大きく異なる。特に、台風が当県の西側を通過する場合、吹き返しの風が急に強くなる。
10月	秋雨の時期が終わると、日本付近を高気圧と低気圧が交互に通過し、天気は周期的に変わる。 10月から12月にかけては、低気圧が急激に発達し暴風となるときがある。 標高1,000m付近（三国峠等）では、中旬の後半から下旬に雪が積もるときがある。
11月	寒気が入り込み「しぐれる」日が多くなる。 下旬に平野部で初雪となり、山沿いで積雪となる。強い寒気が入り込んだ場合は、山沿いで40～50cm/日の降雪となることがある。
12月	冬らしくなるのは12月の半ば頃からで、山沿いでは月間の降水量が最も多くなる。 着雪はこの頃から発生する。 着雪は比較的气温の高い降雪時に発生するが、県内での発生は一冬に少なくとも数回程度起こる。

第4節 柏崎市の社会的条件

1 人 口

本市の人口は、令和2（2020）年の国勢調査で81,526人であり、平成27（2015）年の国勢調査に比べ5,307人（6.5%）の減となっている。人口は平成12（2000）年をピークに、減少が続いている。

区分	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
人口 (人)	83,703	86,198	88,309	91,229	97,896	94,648	91,451	86,833	81,526
増加率 (%)	—	2.9	2.4	3.2	6.8	△3.4	△3.5	△5.3	△6.5

※平成12（2000）年度は現市域に組替えた数値。

2 産 業

産業別就業人口は、機械化による省力化、他産業の労働力の吸収等により農業就業人口が減少したことによって第一次産業が次第に減少し、平成12（2000）年調査では第二次産業でも減となった。平成17（2005）年調査から日本標準産業分類の改訂もあり全分類において一時的に増加したが、その後は人口減少に伴い減少傾向となった。平成22（2010）年調査では、第三次産業における就業人口が全体に占める比率について、より高まる傾向となった。平成27（2015）年、令和2（2020）年調査でも同様の傾向となっている。

単位；人

	総 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和55(1980)年	44,317	6,662	18,608	19,031
昭和60(1985)年	44,248	4,449	19,984	19,811
平成 2(1990)年	45,234	3,347	19,908	21,977
平成 7(1995)年	47,588	3,211	20,273	24,093
平成12(2000)年	43,376	1,959	17,004	24,353
平成17(2005)年	47,014	2,866	17,064	26,941
平成22(2010)年	43,787	1,647	15,587	26,157
平成27(2015)年	41,479	1,423	14,520	25,104
令和 2(2022)年	38,970	1,112	13,441	23,790

※平成17（2005）年から日本標準産業分類に改訂

※総数には分類不能を含む

3 道 路

高速交通体系が整備され、関越自動車道の開通により首都圏への日帰り圏となり、更に北陸

自動車道により関西圏とも短時間で結ばれることとなった。また、市域を縦貫する国道8号を軸として、これに国道116号、252号、291号、352号、353号、402号、460号が放射状に伸び、関東・関西・東北経済圏を結んでおり、更にその間を県道、市道が地域内を縦横に結んでいる。国道8号については、交通量の増加や車両の大型化からバイパスの建設が進められており、交通体系の一層の充実が期待されている。

4 交 通

本市は、東日本旅客鉄道(株)の信越本線と越後線の分岐点に当たり、信越本線及び越後線に15駅がある。

一方、バス路線は高速バスを含め、32路線が運行されている。

5 防災をめぐる社会構造の変化と対応

- (1) 障害者、高齢者等いわゆる要配慮者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救援・救助対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を、他の高齢者及び福祉施策等との整合を図りながら行う必要がある。この一貫として要配慮者利用施設の災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平時から要配慮者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。
- (2) ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増加が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。
このため、これらの施設の耐災害性の強化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。
- (3) 市民意識及び生活環境として、近隣扶助の意識の低下が見られる。
このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの市民参加による定期的防災訓練、防災意識の徹底等を図る必要がある。
- (4) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第5節 既往の主な災害

1 災害の発生傾向

(1) 豪雪による災害

北極付近の強い寒気団が日本付近に南下して北西の季節風が強まり、日本海側の各地では降雪が続き、ときには暴風雪となって大雪となる。

海岸・平野部から山間部まで区域が広い本市は、内陸部に入るに従い急速に積雪量が増加する。積雪は内陸部の山間部では2～4mと多くなり、しばしば雪害をもたらす。

また、本市においては、雪崩、融雪期の地すべり、融雪洪水、除排雪中の二次災害等の雪害が発生することが多く、今後はこれらの災害について特に注意が必要である。

(2) 大雨、台風等による洪水災害

過去の大雨を調べてみると、台風や梅雨前線による大雨も多いが、新潟県ではむしろ梅雨明け後の大雨が多くなっている。

本市においては、昭和53（1978）年の6.26水害で甚大な被害を受け、河川災害対策特別緊急整備事業による鵜川の流路変更を行う等、広い範囲にわたって水害防止対策が図られた。

河川改修事業が進む中で、鵜川、鯖石川の大きな河川に合流する中・小河川は短時間の大雨による氾濫等の危険性が高く、平成17（2005）年の6.28水害では鵜川下流域で床上浸水の被害を受け、県災害救助条例の適用を受けた。

(3) 地震による家屋倒壊等の災害

本市は、新潟地震により家屋の倒壊、水道管の破裂等の被害を受けた。また、平成2（1990）年12月には新潟県南部地震により鵜川、南鯖石地区を中心に道路の損壊等の被害を受け、平成16（2004）年10月23日には中越大震災により、北条地区を中心に家屋・道路等の被害、平成19（2007）年7月16日には中越沖地震により、市内全域で家屋・道路等に大きな被害を受け、災害救助法の適用を受けた。

(4) 市街地等における大火災

昭和32（1957）年4月合併後間もない高浜地区宮川で発生した火災は、折からの強風にあおられ火勢が拡大した。出火場所が風上であったこと、水利に恵まれなかったこと、1本しかない道路沿いに延焼したことなどにより、大きな被害をもたらした。

その後は、消防の常備化、消防資機材の充実等を進めたため、大規模な火災は発生していないが、最近の都市化の進展による密集市街地の形成、各種危険物の混在等により大火災の危険性は、高まる傾向にある。

特に柏崎駅の北側の中心市街地は、住宅密集度が高く、市街地内部の道路が細いため、潜在的危険性は高い。

(5) 海難事故

本市は、42kmの海岸線を有しており、自然に恵まれた環境である。しかし、平成9（1997）年1月2日、島根県隠岐島の北北東106kmでロシア船籍タンカー「ナホトカ号」

のC重油流出事故による、海岸への流出油の漂着があった。

本市近海だけでなく、日本海の潮流、季節などを勘案し海上災害にも今後注意が必要である。

※ ナホトカ号流出油災害の概要

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 発生日時 | 平成9（1997）年1月2日 |
| 2 | 発生場所 | 島根県隠岐島の北北東106km
船首部分福井県三国町沖に座礁
C重油約6,200kL流出 |
| 3 | 対 応 | |
| | 1月19日 11時 | N号流出油災害対策本部設置 |
| | 1月22日 早朝 | 流出油漂着の確認
22日悪天候のため、翌23日から回収作業開始。 |
| | 4月28日 17時 | N号流出油災害対策本部解散 |
| | 延べ回収人員 | 31,725人 |
| | 回収量 | 1,034,000L（ドラム缶換算；5,170本） |
| | 被害額 | 27,344,605円 |
| | 義援金 | 21,872,506円 |

※ 延べ回収人員数のうち、21,915人は市民をはじめとするボランティアである。



2 過去の主な災害

No.	災害の種類	名 称	発生年月日	被 害 の 状 況
1	水 害 ①集中豪雨	44年水害	S44(1969). 8. 10	鵜川流域を中心に大きな被害を与えた。
		8. 30大雨	S59(1984). 8. 30	短時間に多量に降ったため各所に大きな被害が発生した。
		8. 10水害	H 7(1995). 8. 10	8月10日前線の南下により別山川流域を中心に激しく雨が降り、高浜、西中通、中通地区の各所で家屋浸水、土砂崩れ、道路崩壊等の被害を受けた。
	②台 風	33年水害	S33(1958). 9. 12 ～18	台風21号の影響により豪雨となり、長時間にわたり浸水被害を受けた。
		第2室戸台風	S36(1961). 9. 16	全国的に大きな被害を出したこの台風により、市内でも大きな被害が発生した。
		台風24号による風水害	S40(1965). 9. 17 ～18	瞬間最大風速は32m/sを記録し、雨量は133mmに達し、各所に大きな被害を与えた。
	③梅雨前線	34年水害	S34(1959). 7. 1 ～12	山間部を中心として短時間に降った大雨は、鯖石川、鵜川の流域の各地で堤防を越え氾濫した。
		35年水害	S35(1960). 7. 13	鵜川、鯖石川を中心とする各河川が一斉に氾濫し、各所で家屋浸水、水田冠水、道路欠壊、橋の流失が発生した。死者1人、行方不明1人。
		8. 10水害	S44(1969). 8. 9 ～10	高柳町全域で河川の増水、崖崩れ、道路の決壊、橋の流出、家屋の浸水、田畑の冠水が発生。
		6. 26水害	S53(1978). 6. 27	6月25日から降り始めた梅雨前線豪雨は28日まで降り続き、市内各河川で氾濫し特に鵜川流域の枇杷島地区を中心とした市街地では、湛水し、大きな被害を受けた。
		7. 11水害	H 7(1995). 7. 11	7月11日夕方からの梅雨前線豪雨により鯖石川及び鵜川が警戒水位を超え、各所で家屋浸水、水田冠水、土砂崩れ、道路崩壊等の被害を受けた。
		7. 16水害	H16(2004). 7. 16 ～ 17	16日午後から局地的に強い雨に見舞われ、谷根地区が一時孤立状態になったのをはじめ、西部地区を中心に住宅や道路の冠水、土砂崩れなど大きな被害が発生した。また、17日夕方から夜にかけても中山間地を中心に強く雨が降り、市内24箇所に避難所を開設。

No.	災害の種類	名 称	発生年月日	被 害 の 状 況
		6. 28水害	H17(2005). 6. 28	6月27日夜からの梅雨前線豪雨により、鵜川、鯖石川及び両河川の支流が氾濫し大きな被害を受け、3, 657世帯に避難勧告が発令された。
		平成23年新潟・福島豪雨	H23(2011). 7. 28 ～30	7月28日夜からの断続的な豪雨により、北条地区を中心に、土砂による住家1棟の全壊のほか、浸水による住家半壊2棟など計66棟の建物被害が発生した。 ・市内5箇所に避難所を開設。 ・災害救助法適用（本市を含め県内13市2町）
2	雪 害	36年豪雪	S35(1960). 12. 26 ～ 36(1961). 1. 3	交通機関はマヒし、各所で列車が立往生。また、市ガスは、ほとんど休止状態となる。 死者 1人、負傷者 4人 家屋全壊 6戸
		38年豪雪	S38(1963). 1. 12 ～38(1963). 2	交通はマヒし、国道8号の曾地峠、米山峠はストップし、鉄板を敷いて交通を確保。田屋地内では雪崩が発生し、一家7人が生埋めとなり死亡。家屋全壊16戸。
		44年豪雪	S43(1968). 12. 30 ～44(1969). 1. 4	短時間で大雪となったため交通機関はマヒした。
		56年豪雪	S56(1981). 1～ 56(1981). 3	1月10日から降り続いた雪は、13日には市街地でも1日に81cmの降雪となり、交通は、市内各所で混乱。 死者 1人、負傷者7人
		59年豪雪	S59(1984). 1～ 59(1984). 3	鵜川地区では、一時積雪が5mに達した。また、3月になってからも大雪が続いたので、雪解けが遅く、農作物に大きな被害を与えた。 死者 1人、負傷者25人
		60年豪雪	S59(1984). 12～ 60(1985). 3	12月中旬に降り始めた雪は、下旬に入って強い寒気の影響により大雪となり、暮の1週間で観測所平均の降雪量は、358cmに達した。このため交通機関に大きな影響を与えた。 死者 2人、負傷者12人

No.	災害の種類	名 称	発生年月日	被 害 の 状 況
		61年豪雪	S60(1985).12～ 61(1986).3	12月中旬から降り始めた雪は一時小康状態となったが、1月中旬から強い冬型の気圧配置となり、2月末まで休むことなく降り続いた。降雪量の合計は59年豪雪を上回り、近年最高の1,325cmに達した。 死者 3人、負傷者24人
		16豪雪	H16(2004).12～ 17(2005).3	19年ぶりの大雪になり、高柳町田代地内の主要地方道の道路脇斜面で雪崩が発生。 死者 1人 高柳町山中の排水路災害復旧工事現場で雪崩が発生。 死者 1人
		平成18年豪雪	H17(2005).12～ H18(2006).3	12月中旬から1月上旬にかけて、日本海側では記録的な大雪となった。また、1月中旬以降も、日本海側の山沿いを中心に大雪となる日がたびたびあった。 負傷者 4人
		平成22年豪雪	H22(2010).1～ 22(2010).3	1月12日から降り始めた雪は、13～14日にかけて市街地でも1日55cmの降雪になり、市内各地で列車、バスなどの公共交通機関に大きな影響を与えた。 死者 3人、負傷者 11人
		平成22年度豪雪	H23(2011).1～ 23(2011).3	前年に同じく、日本海の山沿いを中心に記録的な大雪となった。旧高柳町に災害救助法適用。 負傷者 8人
		平成23年度豪雪	H24(2012).1～ 24(2012).3	指定観測所の最大積雪深365cm、同最大日降雪量105cmを記録するなど、前年に続き、3年連続の大雪となった。 住家一部損壊9棟を含む計31件の建物被害が発生し、また公共交通機関等に大きな影響を与えた。 死者2人、負傷者14人
		平成24年度豪雪	H25(2013).1～ 25(2013).3	指定観測所の最大積雪深362cm、同最大日に降雪量100cmを記録するなど、前年に続き4年連続の大雪となった。 旧高柳町に災害救助法適用。 死者 1名、負傷者8人

No.	災害の種類	名 称	発生年月日	被 害 の 状 況
		令和2年度豪雪	R3(2021). 1. 3 ～1. 31	指定観測所の最大積雪深390cm、同最大日降雪量105cmを記録するなど、近年まれに見る記録的な豪雪となり、平成24(2012)年以来の災害救助法適用となった。 柏崎市全域に災害救助法適用。 死者2名、重傷者3名、軽症者8名
		令和4年度豪雪	R4(2022). 12. 19 ～12. 31	市街地ではR4年度初観測となる降積雪であったが、柏崎市アメダスで19日9時には56cm、20日9時には85cmの積雪を記録するほどの豪雪となった。降り始めのべた雪であったことが災いし、大規模な車両滞留、停電を引き起こした。 令和2年度以来の災害救助法適用。 死者3名、重傷者7名、軽症者9名
3	地 震	新潟地震	S39(1964). 6. 16	市内では鉄道が不通になり、水道管が各所で破裂した。 死者 2人 負傷者 7人 住家半壊 3戸
		新潟県南部地震	H 2(1990). 12. 7	鶴川、南鯖石地区を中心に道路の亀裂・損壊が起こった。
		新潟県中越地震	H16(2004). 10. 23	震源地の新潟県中越地区で震度7を記録。柏崎市でも震度5弱を記録し、甚大な被害が発生した。 負傷者 65人 住家被害 全壊27棟、大規模半壊55棟、半壊237棟、一部損壊4,587棟 ライフライン被害 停電30,000戸、電話不通35,000回線、水道給水停止2,262戸、下水道35,680m

No.	災害の種類	名 称	発生年月日	被 害 の 状 況
		新潟県中越沖地震	H19(2007). 7. 16	上中越沖の深さ17kmを震源とするマグニチュード6.8の地震が発生。柏崎市、刈羽村、長岡市で震度6強を観測した。市内全域で家屋・道路等に被害を受け未曾有の大災害となった。 死者 14人 負傷者 1,664人 建物被害(住居) 28,409棟 (全壊:1,121 大規模半壊:676 半壊:3,905 一部損壊:22,707) ライフライン被害 ガス供給停止:30,978戸 水道供給停止:40,260戸 電気停電:23,300戸
4	風 害	第2室戸台風	S36(1961). 9. 16	16日9時すぎ室戸岬の西方に上陸した台風18号は、淡路島、神戸・大阪間を通り、18時には能登半島から日本海に出て、沿岸を北北東に進んだ。 このため、市も台風の暴風域に入って、最大瞬間風速は52m/sを観測し、風による被害は全市にわたり、まれにみる大きな被害となった。 死者 1人 負傷者264人 住家全壊 122戸 住家半壊 750戸
5	土砂崩れ	土砂崩れ	S53(1978). 1. 7	7日午後3時半頃、折居で裏の崖が崩れ、1棟がつぶされて炎上、老人1人、幼児2人が死亡した。
		平成25年12月7日西山町長嶺土砂災害	H25(2013). 12. 7～	11月の長雨の影響により、地すべりが発生した。 死者 1人 住家半壊 1戸
6	火災	宮川大火	S32(1957). 4. 14	発達中の低気圧が日本海を通過して県内は西よりの強風となった。出火場所が風上であったことや水利に恵まれなかったことなどから大きな被害となった。 死者 1人 負傷者 146人 全焼 208戸
7	その他	ナホトカ号流出油災害	H9(1997). 1. 22 ～4. 28	1月22日早朝、海岸に漂着を確認 延べ回収人員 31,725人 回収量(ドラム缶) 5,170本

第1編（風水害等共通対策）第2章 災害予防計画

第1節 防災教育計画

1 計画の方針

学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と「自らの命は自らが守る」という意識の醸成を図り、地域防災力の基盤となる市民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を推進する。

また、市、県及び防災関係機関において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。

（1）基本方針

ア 各主体の責務

（ア） 市民、自主防災組織、企業、事業所等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。

（イ） 市は、市民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市立学校における児童生徒等の防災教育を行う。

（ウ） 県は、市民の防災教育に必要な学習材料の提供及び学習環境の整備、市の防災教育及び専門的な職員育成の支援並びに県職員の防災研修を行うとともに、県立学校等における児童生徒等の防災教育を行う。

（エ） 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他の社会の多様性の尊重等に十分に配慮しなければならない。

イ 達成目標

（ア） 児童生徒等が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることや家族・地域に避難を促すことができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。

（イ） 市民が、災害に関する一般的な知識及び居住地等で災害時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージできるとともに、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動を取ることができる。

（ウ） 市民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得するとともに、社会の一員としてとるべき行動を心得ている。

（エ） 市、県及び防災関係機関において、全ての職員が災害に関する基礎知識を持ち、かつ、市民が行うべき事前の災害対策を自ら率先して実行できる。

（オ） 市及び県において、防災に関する専門研修を受けた職員が防災担当部門に配置されている。

（2）要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ 市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるようにする。

ウ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

（3）積雪地域での対応

冬期間の季節風・高波・積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、またその対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。

2 市民・事業者等の役割

（1）市民の役割

市民は、普段から風水害や土砂災害等に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、被害を最小限に留めるよう次の項目について取り組むものとする。

ア 市の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加

ウ 次世代への災害被災経験の伝承

エ 各家庭でのいざというときの連絡先や避難場所等に関する話合い

オ 呼びかけ避難及び率先避難

カ 原則として、徒歩による避難をすること。

キ 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水の備蓄

ク 非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）

ケ 家庭での予防、安全対策

（2）地域の役割

大規模災害発生時においては防災機関のみで対処することは困難になることが予想される。このような事態において、災害による被害の防止又は軽減を図るためには、自主防災組織等を主体とした地域住民の「共助」による自主的な防災活動や消防団活動が重要であり、地域の防災力を高めるため、次の項目について取り組むものとする。

ア 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進

イ 地域住民による地元の災害危険箇所及び浸水被害が想定される区域の把握・点検・確認

ウ 次世代への災害被災経験の伝承

エ 呼びかけ避難及び率先避難

（3）事業者の役割

企業・事業所等は、初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割（従業員及び顧客の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努めるとともに、次の項目について取り組むものとする。

ア 市の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び

災害発生時の行動に関する検討

ウ 災害時行動マニュアルの作成や業務継続計画の整備

3 市の役割

市は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、事業者、NPO、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 市立学校における防災教育の推進

県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用して、児童生徒等の発達段階に応じ学校教育全体を通じて防災教育を行う。実施に当たっては、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。また、地域の特性を踏まえた教材（副読本）の充実を図るとともに、特に水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

ア 児童生徒等に対する防災教育

学校教育においては、児童生徒等の発達段階に応じ災害発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。このため、市及び県は、幼稚園、保育園、小学校（低学年、中学年、高学年）、中学校及び高等学校など児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

イ 教職員に対する防災教育

学校管理者は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切に措置がされるよう情報伝達、児童生徒の避難・誘導など災害時の対応要領等を作成し、周知、徹底するとともに、防災対策の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域特性に応じた避難行動等に関する研修会に参加するものとする。

（注）学校教育における具体的な防災教育は、第2章第2節「文教施設等災害予防計画」による。

(2) 社会教育における防災学習の推進

市民向けに、専門家（気象防災アドバイザー等）の知見を活用しながら、防災ガイドブックの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

(3) 水害時の浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等についての普及啓発

(4) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

市は、県が示す洪水浸水想定図や土砂災害警戒区域図等を踏まえ、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップを作成し、公開するとともに、市民に配布し、ハザードマップの正しい理解と洪水や土砂災害に対する避難行動等の普及啓発に努める。

(5) 市民に対する防災知識の普及

災害発生時には、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であり、市民自らの

「自分の身は自分で守る」という意識と行動が重要である。このため、まず市民が災害に対する知識を持つことが災害対策上の前提であり、市は、防災知識の普及、社会教育における防災学習を推進し、災害教訓の伝承の重要性についての普及啓発などを行うものとする。

ア 洪水・土砂災害ハザードマップの作成・公表

災害による被害を最小限にとどめるため、洪水による浸水実績、洪水氾濫による浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を表示した洪水・土砂災害ハザードマップを作成・公表し、市民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図るものとする。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進するとともに、災害危険箇所の把握・点検・確認等を行うものとする。

イ 普及の内容

防災知識について、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。

(ア) 風水害等に関する一般的知識

(イ) 住宅の安全度判断

(ウ) 市地域防災計画の概要

(エ) 自主防災組織の意義

(オ) 応急救護の方法

(カ) 平時の心得

a 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ
ットペーパー等の備蓄

b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

c 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

d 避難経路及び指定緊急避難場所の把握

e 災害時における家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認

f 要配慮者の所在の把握

g 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

(キ) 災害時の心得

a 警報等の発表時や避難指示等発令時にとるべき行動

b 災害情報、避難情報等の入手方法

c 早期避難、率先避難の重要性

自ら率先した避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難することが重要であること。また、その際、声がけをするなどして、避難を促すよう努めること。

d 負傷者や要配慮者の避難支援等

e 初期消火活動等

f 避難場所や避難所での行動

(ク) 災害発生時の危険箇所の周知

(ケ) 避難場所・避難路の周知

ウ 普及の方法

市は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や防災ビデオの活用及びラジオ、新聞等を活用し、次のとおり防災知識の啓発活動を行うものとする。

(ア) 水防に関する啓発普及活動

水防の意義及び重要性について市民の理解と関心を高めるとともに、水防に対する市民の協力を求めるため、水防月間（5月1日～5月31日）において、市及びその他関係機関とともに各種の行事及び活動を実施するものとする。

(イ) 土砂災害防止のための啓発普及活動

土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）には、土砂災害に関する市民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及活動等を実施するものとする。

(ウ) 林野火災予防のための啓発普及活動

春の火災危険期に、全国山火事予防運動を実施する等林野火災の予防思想の啓発普及を行うとともに、地域住民等の山火事予防に対する意識の啓発を図るものとする。

(エ) 災害シーズン前の周知徹底

災害による被害の防止が、各世帯における防災知識の普及徹底によって防止される事項、例えば火災の予防、台風時における家屋の保存方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 相談窓口等

市はそれぞれの機関において、所管する事項について、市民の災害対策の相談に積極的に応ずるものとする。

なお、総合的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりとする。

総合的な事項 ……………危機管理部防災・原子力課

建築に関する事項 ……………都市整備部建築住宅課

(6) 自主防災組織の防災学習の推進

地域の防災活動を担う自主防災組織等に対し、災害への備えや災害発生時の対応など防災・減災に関する学習講座を実施する。

また、地域の防災リーダーとなる人材を育成するため防災士を養成するとともに、防災士としての知識・意識の向上を図る研修等を継続的に実施する。

(7) 災害教訓伝承の取組支援

災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(8) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

ア 要配慮者及び家族の防災学習

イ 民生委員・児童委員等地域の福祉関係者の防災学習

ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

エ 外国人受入先（事業者、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

(9) 市職員の防災教育、防災部門の人材育成

風水害等の発生時に応急対策実行の主体となる市職員には、風水害等に関する豊富な知識とこれらの知識に基づく適切な判断力が要求される。

このため、市は職員に対し、対応マニュアル等を作成し風水害等の発生時に備えるとともに災害時における適切な判断力を養い、防災活動の円滑な実施を期するため、次により徹底を図るものとする。

ア 教育内容

- (ア) 風水害等に関する基礎知識
- (イ) 地域防災計画の内容と災害対応における課題
- (ウ) 市の実施すべき災害時の応急対策等
- (エ) 災害時における個人の具体的役割と行動
- (オ) 過去の主な被害事例
- (カ) 防災関係法令の運用
- (キ) 応急手当の知識・技術

イ 教育の方法

- (ア) 講習会、研修会の実施
 - (イ) 防災活動の手引等印刷物の配布
 - (ウ) 現地調査、視察等の実施
 - (エ) 災害対応マニュアルの作成
- (10) 消防職・団員の防災教育・研修

4 県の役割

(1) 市町村に対する防災に関する基礎情報の提供

- ア 市町村が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て必要な情報の提供を行う。
- イ 公共土木施設に関するデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報等の提供、その他市町村の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。
- ウ 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。
- エ 平時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。
- オ 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する情報の提供を行う。

(2) 市町村職員の防災教育の支援

- ア 市町村職員の専門的な防災教育機会の創出
- イ 市町村の防災教育に必要な情報の提供
- ウ 消防学校における消防職・団員の防災教育・研修

5 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画等に基づき、職員及び市民に対し地震・津波発生時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対応などの教育に努めるものとする。

る。

第2節 防災訓練計画

総合的な災害対策を推進していく上で、風水害等の災害発生時等における応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、平時における訓練の積み重ねが重要である。

このため、防災関係機関及び地域住民が主体となって活動する自主防災組織との連携が重要となるため、連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的かつ継続的な防災訓練を実施し、災害対応力の強化に努めるものとする。

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、市、県、防災関係機関、市民等が防災活動を的確に実施できるよう平時から防災訓練を実施する。

訓練実施については、各防災関係機関及び市民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

また、地域、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

更に、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、市、県及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、地理空間情報（GIS・GPS）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平時からデータの整備、人材の育成に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、要配慮者の安全確保計画に基づく避難誘導計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪地域での対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪地域においては、積雪期を想定した訓練を検討する。

(4) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。更に、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同災害対策本部の立ち上げ等、実動訓練の実施に努める。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、市民一人一人が、冷静な判断の下に実践していくことが重要となる。そのため、市や地域、自主防災組織、企業などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網をあらかじめ把握しておく。

(2) 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。

このため、自主防災組織（町内会・地区コミュニティ協議会）等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在や避難所の運営、情報伝達体制、避難誘導体制などの確認に努める。特に水防活動等の防災活動は、平時の訓練が実践に大きく影響することから、防災活動内容に応じて適切な時期に訓練の実施に努めるものとする。

(3) 企業・事業所、学校等の役割

企業・事業所、学校などは初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、大規模災害時には指定避難所とは別に避難場所のような機能が求められる場合や、一時的な地域活動の拠点となることも想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努める。

また、病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多いことから、施設の管理者は、施設入所者の状況を常に把握しておくとともに、職員及び関係者に対し、避難誘導訓練を行い、避難行動要支援者の支援体制を整備する。

3 市における防災訓練

市は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、県及び各防災関係機関、自主防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立などに重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

また、災害発生時に応急対策実行の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識とこれらの知識に基づく適切な判断力が要求される。

このため、市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害応急対策を早期に実施することや必要な人員を早期に動員し防災体制を確立するため、市職員等の訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

ア 総合防災訓練

(ア) 実施時期

原則として、年1回実施するものとする。

(イ) 実施場所

市庁舎及び市内各所

(ウ) 訓練方法

実動訓練とし、原則として、市防災会議が主催して実施するものとする。

(エ) 災害想定

地震及び津波、洪水、土砂災害のいずれか又はこれらが複合的に発生した場合を想定

(オ) 訓練参加機関

市、県、防災関係機関、自主防災組織及び地域住民等

(カ) 訓練項目

次の項目から適宜実施する。

- ・ 災害対策本部設置運営訓練
- ・ 職員参集訓練
- ・ 市民への情報伝達訓練
- ・ 県及び防災関係機関への情報伝達訓練
- ・ 消火訓練
- ・ 避難誘導訓練
- ・ 救出救護訓練
- ・ 被害状況調査訓練
- ・ 避難所開設運営訓練
- ・ 物資調達、搬出輸送訓練
- ・ 応急復旧訓練
- ・ 要配慮者支援訓練
- ・ 道路啓開訓練
- ・ 給水訓練
- ・ 災害派遣要請訓練
- ・ その他の訓練

イ 図上訓練

災害対策本部対応職員の判断能力向上や関係機関との協力体制強化のための図上訓練を適宜実施する。

ウ 担当別災害対応訓練

職員の災害対応に必要な知識や技能の向上を図るとともに、災害発生時における役割の確認とその実効性を検証するため、災害対策本部各部班別に災害対応訓練を計画し、原則として年1回以上実施する。

エ 県との情報伝達訓練

新潟県総合防災情報システムを使った情報伝達訓練を原則として年1回以上実施する。

オ 非常無線通信訓練

災害時に有線通信が不通若しくは困難な状況になった場合において、防災関係機関相互の無線による通信連絡を迅速かつ確実に行うために、原則として年1回以上交信訓練を実施する。

(2) 学校等における防災訓練

防災訓練に当たっては、学校生活の様々な場面（授業中、昼休み、遠足・修学旅行時など）を想定し、児童生徒及び教職員等の避難誘導訓練を実施するとともに、連絡通報体制の確認及び放送設備等の点検も含め実施するものとする。

（注）学校教育における具体的な防災訓練は、第2節「文教施設等災害予防計画」による。

(3) 公共施設等における防災訓練

市管理施設をはじめとする公共施設等においては、各施設管理者（指定管理者を含む）が避難計画等を作成するとともに、職員及び施設利用者の避難誘導訓練を原則として年1回以上実施するものとする。

(4) 水防訓練

ア 関係団体と連携して、消防団員等に対して水防技術の習得及び水防思想の普及を図る。

イ 洪水時に際しての水防工法、情報伝達、救援、救護訓練等の総合的な演習を実施する。

ウ 市の水防に関係する職員に対し、必要な高度の教育を実施し、水防体制の強化・拡充を図ることを目的として、関係団体と連携の下に水防研修を実施する。

エ 消防団員に対し、水防技術の向上及び伝承を図るため、水防工法の実技演習を中心とした水防技術講習会を実施する。

4 防災関係機関における防災訓練

防災関係機関は、市が実施する総合防災訓練等に積極的に参加するとともに、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施については、各関係機関及び市民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な内容とし、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

5 自主防災組織における防災訓練

大規模災害発生時には、市をはじめとする防災関係機関だけで対処することは困難であるため、自主防災組織を中心とした地域住民による自主的な防災活動や災害対応が必要である。そのため、災害に備え自主防災組織が地域の特性や実情に応じて自ら防災訓練を計画し、実施することを原則とし、より実効性のある訓練となるよう市及び消防団、防災関係機関が人的・物的支援を可能な範囲で行うものとする。

訓練の実施に当たっては、幅広い層の地域住民が連携・参加できるよう努める。その際、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等）の視点に立ち、要配慮者本人参加を得て訓練を行うことに努めるものとする。

また、地域内の事業所や学校、要配慮者利用施設等の多様な主体の訓練への参加・協力を求め、災害時の地域における連携協力体制の構築に努めるものとする。

（1）自主防災訓練

ア 実施時期

原則として、年1回実施するものとする。

イ 実施場所

各地区又は各町内会

ウ 訓練方法

実動訓練とする。

エ 災害想定

地震及び津波、洪水、土砂災害のいずれか又はこれらが複合的に発生した場合を想定

オ 訓練参加機関

自主防災組織及び地域住民、地域内の事業所、学校、要配慮者利用施設等、市及び防災関係機関

カ 訓練項目

次の項目から適宜実施する。

- | | |
|------------------|-------------|
| ・ 災害情報の収集、伝達訓練 | ・ 住民の安否確認訓練 |
| ・ 負傷者等の救出、応急救護訓練 | ・ 初期消火訓練 |

- ・避難行動要支援者の名簿等を活用した住民避難誘導訓練
- ・給水給食訓練
- ・防災資機材の操作確認、点検
- ・避難所開設運営訓練
- ・危険箇所の点検、確認

6 防災訓練の評価・検証

市及び防災関係機関並びに自主防災組織等は、訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者及び外部有識者からの意見聴取等を通じ、訓練の客観的な分析・評価を行い、問題点や課題等を明らかにした上で、必要に応じて、訓練のあり方、対応マニュアル、協定等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備、相互の連携強化を図る。

第3節 自主防災組織育成計画

大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界がある。市民自らが自分の命を自分の努力によって守るという意識を持ち自らの判断で避難行動をとる（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要である。「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより効果的に災害被害の軽減を図ることができるが、その一方で地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。

そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、市民の連帯意識に基づく自主防災組織及び企業、工場、小売店舗等における自衛消防組織（以下「自主防災組織等」という。）の整備育成に努めるものとする。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を促進させ、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 地域住民による自主防災組織

（1）現状

令和5（2023）年4月1日現在、自主防災組織率は99.2%（組織数308組織）である。災害時の共助の重要性から、市民に対し、自主防災組織の組織づくりを積極的に働きかけてきた結果、2度の震災を契機として、地域の防災に対する機運が高まり、自主防災組織の結成が大幅に進んだ。今後は、実効性のある自主防災組織の育成と防災活動の中心的な役割を担う人材育成を行い、地域防災力の充実を図る必要がある。また、地区コミュニティ協議会は災害時には町内会単位の自主防災組織の情報収集を行うなど包括的な役割を担い、円滑な連携体制がとれるよう防災体制の充実を図っている。こうした地区コミュニティ協議会の取組が、町内会による自主防災組織及び住民の防災に対する意識向上に結びついている。

（2）育成の主体

市は、災害対策基本法第5条第2項の規定により自主防災組織の育成主体として位置付けられている。

このことから、市が、地域の自主的な防災活動を推進するため、町内会及び地区コミュニティを中心とした自主防災組織の結成を図り、地域での活動が継続的でより充実したものになるよう、自主防災組織を育成・支援する。

（3）育成の方針

自主防災組織の育成に当たっては、自主防災組織育成事業等の実施を図り、町内会活動やコミュニティ活動に防災活動を組み入れるなど、より実効性のある組織づくりに努めるものとする。

ア 意識啓発及び防災資機材との整備支援

市は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、一般財団法人自治総合センターの助成事業、県の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

イ 訓練活動等の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮し、住民全体の避難につながる意識改革を促す総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

また、地域特性に応じた身近な災害リスクの危険性を周知する教材の作成や専門家の派遣、自主防災組織がハザードマップを活用し、住民自らが「マイタイムライン」などの避難計画を立て、自主防災組織単位の防災マップを作成する取組、地域の災害を伝承するような取組など、住民参加型の取組に対する支援を強化する。

ウ 防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組の推進は、その中核となるべきリーダーの見解や熱意に依存するところが大きいことから、防災に関する専門知識を有する「防災士」の資格取得等を通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。

(4) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、おおむね次の活動を行う。

ア 平時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 避難所運営訓練等の実施
- (エ) 火気使用設備器具の点検
- (オ) 防災用資機材等の整備及び管理
- (カ) 避難行動要支援者に関する情報収集・共有

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集、地区災害対策本部及び市への情報伝達
- (ウ) 要配慮者等の安否確認及び避難誘導
- (エ) 救出救護の実施及び協力
- (オ) 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等、その他防災関係機関からの情報伝達
- (カ) 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
- (キ) 給食給水及び救援物資等の配分
- (ク) 避難所運営への協力

(5) 地区コミュニティ協議会の活動内容

地区コミュニティ協議会は、おおむね次の活動を行うものである。

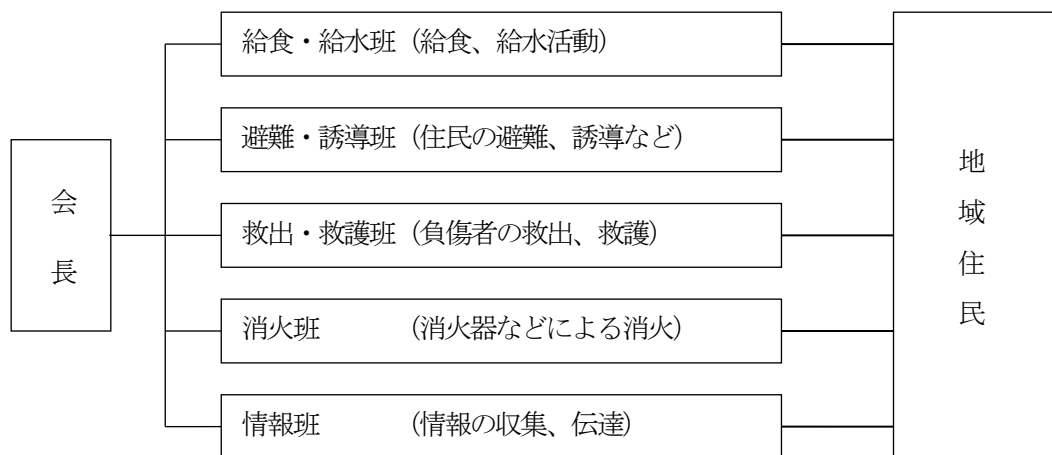
ア 平時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用器具の点検
- (エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (オ) 避難行動要支援者に関する情報収集・共有

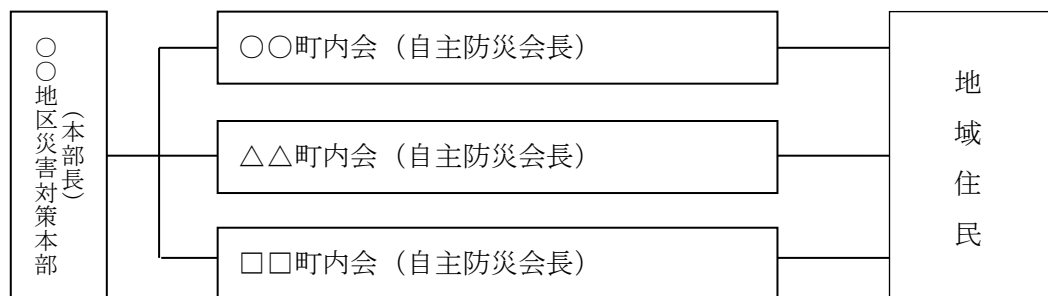
イ 災害時の活動

- (ア) 地域内避難所の開設・運営
- (イ) 地区災害対策本部の運営
- (ウ) 地区内避難所の連携
- (エ) 地区内町内会の状況把握と支援
- (オ) 情報収集と伝達
- (カ) 消防団・ボランティア・企業・行政・その他の機関・団体との連携

《編成例1》 町内会を単位とした一般的組織の場合



《編成例2》 コミュニティを単位とした一般的組織の場合



2 事業所等の自衛消防組織

(1) 現状

消防法では、多数の者が勤務し、又は出入りする施設については、防火管理者を定め消防

計画を作成し、届出が義務付けられている。この中で、自衛消防組織の編成や災害時の行動基準等の自衛消防に関する事項が規定されている。

(2) 育成の方針

これら施設に対し、消防本部では法令に基づき適正な指導を行うものとする。

また、消防計画で自衛消防組織の編成が義務付けられていない施設についても、できるだけ自衛消防組織の設置を推進するものとし、関係機関は指導に努めるものとする。

(3) 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織の主な活動は、次のとおりである。

ア 平時の活動

- (ア) 防災要員の確保
- (イ) 消防用設備等の維持管理
- (ウ) 防災訓練

イ 災害時の活動

- (ア) 被害状況等の伝達
- (イ) 消火活動
- (ウ) 避難誘導

3 自主防災組織と消防団及び自衛消防組織等の連携

消防団及び事業所の自衛消防組織等は、地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、市や地元の自主防災組織の実施する防災訓練への参加・協力を努める。

市、消防機関は、地域社会における自主防災組織と消防団及び事業所等の自衛消防組織等の平時及び災害時の協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるよう努めるものとし、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

第4節 災害に強いまちづくり

本市における過去の災害歴を概観すると、主に雪害、水害による被害が多いが、過去の災害における教訓を生かし、災害に強いまちづくりを推進するためには、市、県、国等の都市整備に関係する各種機関が協力して、(幹線)道路、(都市)公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤としての公共施設整備を促進し、教育、福祉医療等の施設の配置は、計画的な土地利用の誘導等を図り、防災上危険な市街地の解消などの総合的な施策を展開することが必要である。

溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

1 計画的なまちづくり

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりを実施することが重要である。このため、市は、都市計画において防災に配慮した市のマスタープランを推進するものとする。

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。このため、防災まちづくりの方針を都市計画マスタープランに位置付けることにより、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努めるものとする。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

2 災害に強い都市構造の形成

市街地の同時多発的な火災や洪水に対処するため、木造密集市街地や低地における市街地など大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、幹線道路の整備や、公共施設等の整備を進め、災害に強い都市構造の形成を図ることが重要である。

(1) 幹線道路の整備による災害危険市街地の防災性の向上

防災上危険な木造密集市街地の防災性の向上のためには、幹線道路などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。

(2) 都市計画の区域指定による災害に強いまちづくり

道路用地・公共空き地の確保と、下記の地域地区指定等の組合せによる合理的な土地利用の誘導及び根幹的な都市施設の整備により望ましいまちづくりを実現することで、防災効果を高める。

- ア 既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域について、準防火地域や防火地域の指定により、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を図るものとする。
- イ 工場、住宅等の混在する地域において、用途地域の指定により建築物の用途純化を誘導し、災害時の火災発生及び拡大要因の除去を図るものとする。

(都市計画区域等の指定等)

区 分	面積 (h a)	構成比 (%)
都市計画区域	8, 8 1 6	1 9 . 9
都市計画区域外	3 5, 4 5 4	8 0 . 1
用途地域	1, 1 2 3	1 0 0 . 0
第一種低層住居専用地域	1 1 8	1 0 . 5
第一種中高層住居専用地域	2 0 6	1 8 . 3
第一種住居地域	3 6 3	3 2 . 3
第二種住居地域	2 9	2 . 6
準住居地域	1 9	1 . 7
近隣商業地域	1 9	1 . 7
商業地域	1 2 7	1 1 . 3
準工業地域	5 6	5 . 0
工業地域	1 8 6	1 6 . 6
防火地域	—	—
準防火地域	2 4 5 . 0	—

(3) 防災活動拠点となる防災安全街区の整備

市及び県等の関係機関は相互連携により、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を推進するものとする。

(4) 低地における市街地の浸水対策等の推進

市及び民間の開発事業者は、その開発に当たって、必要な防災調節池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の設置等により、雨水の流出抑制、保水、遊水機能が確保されるよう、低地における市街地の浸水対策を推進するものとする。また、防災情報の提供や浸水ハザードマップの作成の支援などにより、市民の防災意識の向上に努め、防災・減災対策を組み合わせた効果的な施策を展開する。

近年においては、平成7(1995)年、平成14(2002)年、平成16(2004)年、平成

17(2005)年及び平成29(2017)年の豪雨により、浸水被害が生じていることから、河川管理者は浸水被害の発生に対応するため、排水機場及び水門の設置並びに堤防改良等に努めるものとする。

(5) 防災上危険な市街地の解消

市町村は県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(6) 土砂災害危険箇所等の整備の推進

ア 市及び県は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等について土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域を指定し、土砂災害防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含めた総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

イ 市は県と協力して、土砂災害の危険性が高い斜面地等については、その防止施設の整備等に加え、土砂災害防止、延焼遮断、市街化の進展防止等の機能を有する緑地の整備、保全に努める。

(7) 地盤沈下対策の推進

ア 市及び県は、地盤沈下が発生している地域において、必要に応じ地下水の採取に関する規制の強化を図るとともに、地下水の代替、又は節水の促進に努めるものとする。

イ 市は、地盤沈下の発生地域において、沈下の状況を市民に周知し、地下水保全の啓発及び災害時における浸水被害の発生の予見に関する啓発に努めるものとする。

ウ 河川管理者は、地盤沈下による内水被害の発生、堤防の低下等に対応するため、排水機場及び水門等の設置並びに堤防改良等に努めるものとする。

エ 市及び県は、地下水が災害時における緊急用水源としての資源的価値を有することから、特に地下水の利用が多く、地盤沈下が発生している地域においては、地下水保全対策の促進に努めるものとする。

(8) 要配慮者対策の推進

ア 市及び県は、災害関係情報の迅速でわかりやすい方法による伝達や警戒避難体制の整備・強化等により、要配慮者の安全確保に努めるものとする。

イ 市及び県等の公共施設管理者は、避難場所、避難路となる道路、都市公園及び避難施設等において、段差を解消するなど、要配慮者に配慮した施設のバリアフリー化を推進するものとする。

ウ 市は、災害時における要配慮者等の安全確保と災害後の地域サービス充実のため、地域の防災拠点において高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設の配置を推進するものとする。

(9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

(10) 土砂災害関連情報システムの整備

県は土砂災害警戒情報等の関連情報を収集・伝達するシステムの整備及び土砂災害の発生予測手法精度向上を行う。

また、これらの情報を市へ常時提供できるよう体制を整備する。

(11) 災害危険区域の指定

県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

3 防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備

(1) 防災に資する公共施設の整備

ア 河川・水路の整備

河川・水路管理者は、河川・水路について、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水地、放水路等の建設、内水排除施設の整備及び必要に応じ下水道事業による雨水渠の整備等に努めるものとする。

イ 土砂災害防止施設の整備

国及び県は、保安林の指定及びその整備並びに土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所等における施設整備に努めるものとする。

ウ 海岸、港湾施設等の整備

海岸保全施設、河川管理施設、港湾施設及び漁港施設の各管理者は、高潮、波浪等の災害から市街地を守るための、海岸、港湾施設等の整備に努めるものとする。

(2) 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

ア 緊急輸送ネットワークの整備

市は、国及び県と協力をし、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点（卸売市場等）、緊急物資集積拠点（柏崎市総合体育館）、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進するものとする。

イ 避難路ネットワークの整備

市は、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するための避難路ネットワークの計画的な整備を推進する。

ウ 防災公園の整備

市及び県は、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる公園（防災公園）の整備を、借地方式や面的整備事業の活用により、関係機関と連携を図りながら検討するものとする。

なお、市街地については、都市計画公園の建設・再整備により防災機能を付加することとする。

・松波フレンドパークの再整備に当たり、耐震防火水槽100m³クラス1基及び備蓄倉

庫を整備

- ・駅前公園の再整備に当たり、防災シェルター3坪クラス5基、かまどテーブル6基、災害用トイレ20基、備蓄倉庫1棟を整備
- ・えんま通り「なないろ公園」（東本町二丁目）の整備に当たり、耐震性防火水槽40㎡クラス1基、災害時用手押し井戸（生活用水用）、かまどベンチ2基、簡易テント機能付きあずまや、ソーラー照明灯、備蓄倉庫を整備

エ 都市のオープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防、港湾、漁港等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努めるものとする。

オ 防災拠点施設の整備

被災時の消防救急活動や避難住民支援活動を円滑、効率的に進めるため、防災拠点となる地区を計画的に位置付け、その地区内の複数の公共公益施設を災害時に拠点施設となる機能を持たせて整備する。非常時には、避難幹線道路・防災公園・避難所・福祉避難所・支援活動拠点の機能を有する施設が、有効で多面的活用ができるよう配慮した施設整備に努める。

- ・福祉避難所機能を有し、かつ駅前公園との一体的利用が可能な柏崎市文化会館アルフォーレを整備

第5節 集落孤立対策計画

1 計画の方針

中山間地域など、風水害の際、土砂崩れ等による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 孤立予想集落等の市民は、自ら孤立に備えて、食料・物資等の備蓄に努めるとともに、自主防災活動に積極的に参加する。

(イ) 市は、孤立予想集落の衛星通信等の通信手段の確保、施設・資機材（電源、熱源等）の整備及び物資（食料、飲料水及び生活必需品）の備蓄等を行う。

(ウ) 消防本部は、孤立予想集落の消防団と直接会話できる通信手段を確保する。

(エ) 県は、市の施設整備等を支援するとともに、関係機関とともに市民の救出・救助体制を整備する。

イ 達成目標

(ア) 集落が孤立状態でも通信が確保されている。

(イ) 住民が、安全を確保しながら、最低7日間は外部からの補給なしで自活できる。

(ウ) 消防団及び自主防災組織等により最低限の初動対応と避難生活ができる。

(エ) 危険が迫った場合は、速やかに住民が安全な場所に避難できる。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入先を確保する。

(3) 積雪期における対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員及び暖房・調理用熱源・燃料等の確保に特に配慮する。

2 市民等の役割

(1) 市民の役割

孤立予想集落の住民は、最低1週間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

風水害発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期被害の報告、救援の要請等を、住民又は自主防災組織が自ら行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施する。

(3) 企業・事業所等の役割

孤立予想集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。

3 県の役割

(1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施

ア 迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。

イ 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。

(2) 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援

県単独の市事業補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。

(3) 積雪期等のヘリコプター運用

積雪期等のヘリコプターによる住民の救出、医療救護班等の派遣、物資の補給方法等について、市及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。

4 市の役割

(1) 幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備

被災によって集落が孤立しないように、各種事業の活用等により災害に強い道路を整備する。

(2) 孤立予想集落の把握及び住民への周知

被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握し、住民へ周知する。

(3) 多様な通信手段の確保

避難所等への携帯型無線通信機等の配備、集落への通信設備の整備等を行い、市や防災関係機関との多様な通信手段を確保する。

(4) 安心な避難所施設の確保、整備

集会所など地域における防災活動の拠点となる施設を確保するとともに、小学校、コミュニティセンター等の耐震化を推進し、安心して避難できる避難所の整備を行う。

(5) 集落内のヘリポート適地の確保

県及び消防本部が実施する積雪期等のヘリコプターによる住民の救出・物資の補給方法について協議し、ヘリポート適地を確保する（冬季積雪の多い地域は、グラウンド等の地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。）。

(6) 積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保

積雪期において、豪雪により道路網が寸断されても、避難の実施、物資の供給等ができるよう、国・県と協力し、装軌車両を確保する。

(7) 集落による訓練実施の支援

集落の自主防災組織等に対し、孤立を想定した防災訓練の実施を支援する。

第6節 建築物等災害予防計画

災害によって、建築物等に甚大な被害が発生した場合、市民の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きい。特に、根幹的な公共施設などは、災害時の復旧活動において重要な拠点施設となるため、公共機関等においては所管施設等の予防対策を行うなど、構造耐力基準等の検討を踏まえて耐久性及び耐火性の向上を図り、適切な維持管理に努めなければならない。

民間の住宅・建築物等については、所有者に対して防災対策の総点検及び災害予防の重要性についての啓発に務め、耐久性の向上を促進するものとする。また、複合災害を想定し、建築物等による二次災害を防止するために体制の確立を図っていくものとする

1 防災上重要な建築物の災害予防

(1) 防災上重要な建築物として位置づける公共建築物

- ア 災害対策本部が設置される施設（市役所庁舎等）
- イ 医療救護活動の施設（元気館、健康管理センター、病院等）
- ウ 応急対策活動の施設（消防本部）
- エ 避難所となる施設（学校、体育館、コミュニティセンター等）
- オ 要配慮者利用施設（高齢者福祉施設、障害者福祉施設等）

(2) 防災対策の実施

(1)に掲げた建築物は、避難所として重要であるばかりでなく、復旧・救援活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進するものとする。

ア 建築物及び構造物の安全確保

施設管理者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努めるものとする。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- (ア) 飲料水の基本水量の確保
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 配管設備類の固定強化
- (エ) 敷地内の配水施設及び擁壁等の整備
- (オ) 段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設、設備の整備
- (カ) 防災設備の充実、他

ウ 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努めるものとする。

- (ア) 法令に基づく点検等の台帳

- (イ) 建設時の図面及び防災関連図面
- (ウ) 施設の維持管理の手引き

2 一般建築物の災害予防

県及び市は一般建築物の安全を確保するため以下の指導等を行う。

- (1) 不特定多数の者が使用する建築物の安全確保について
必要により防災査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。
- (2) 著しく劣化している建築物の安全確保について
防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。
- (3) 落下物等による災害防止について
建物から外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導及び啓発を行う。
- (4) 水害常襲地の建築物における耐水化について
床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。
- (5) 地下街等の浸水防止対策について
地下街等の浸水被害を防止するため、建築物の開口部に防水扉、防水板などを整備するよう指導を行う。また、避難路や救助のための進入口の設置・確保等について必要な措置を講じるよう指導を行う。
- (6) がけ地等における安全立地について
建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。
- (7) 市町村は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

3 体制の整備

(1) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

豪雨災害等により被災した建築物の被害等による倒壊、部材落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保、注意を喚起するため、市は建物の応急危険度判定を目的とした制度の活用について、国・県との連携について充実を図る。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

ア 被災宅地危険度判定体制の整備

豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して迅速かつ的確に危険度判定が実施できるよう、事前に新潟県被災宅地危険度判定連絡協議会（事務局：県都市政策課）で十分な調整を行い、県内市町村間の相互支援体制の整備に努めるものとする。

イ 被災宅地危険度判定士の養成

協議会は、当県における判定士の目標数（200人以上[平成13年度に達成済み。]）を維持し、ノウハウを持続できるよう、更新講習を行うものとする。

第7節 気象等防災観測体制の整備

風水害等を防止するためには、局地的気象状況等の把握が極めて重要である。新潟地方気象台、県、市及びその他の防災関係機関は、気象観測体制の強化及び観測データの精度維持を図るとともに、相互の通報連絡体制等の整備に努めるものとする。

1 新潟地方気象台の観測体制

新潟地方気象台は、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握及び防災気象情報の質的向上を図り、適時・適切に提供するために、観測・監視体制の強化を図る。併せて、洪水警報の危険度分布や大雨警報などの防災気象情報、線状降水帯の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図る。

(1) 地上気象観測

気象台で気圧、気温、湿度、風向、風速、降水量、日照時間などの地上気象観測を行っている。また、集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス（地域気象観測システム）により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、風向・風速、相対湿度、積雪の深さの観測も行っている。

(2) レーダー気象観測

気象庁は、全国約20箇所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。

(3) 高層気象観測

高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国16箇所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国33箇所に設置され地上約10kmまでの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。

(4) 静止気象衛星

東経140度付近の赤道上の高度約35,800キロメートルの静止軌道上に位置している静止気象衛星「ひまわり」を用い、日本を含む東アジア・西太平洋地域の広い範囲を24時間・高頻度で常時観測を行い、雲や台風等の解析などを行っている。

2 市の気象観測体制

市においては、市役所、消防署、高柳町事務所、西山町事務所において、気温、湿度、風向・風速、雨量、降雪量、積雪深等を観測している。

また、上下水道局赤坂山浄水場、赤岩ダム、谷根ダム、川内ダム等においては、雨量、降雪量を毎日観測している。

積雪期間中は、県の指定した市内6箇所の観測地点の降雪量及び積雪深を毎朝県危機対策課

に報告しており、更に県から新潟地方気象台にデータが提供されている。

3 その他機関の観測体制

地方公共団体他が気象観測を行う場合は、気象業務法の規定に基づき、気象観測測器の設置所在地を管轄する気象台へ届出を行う必要があるほか、同法及び国土交通省令に定められた技術上の基準に従って行わなければならない。同じく、気象観測に用いる観測測器については同省令に定められた一定の基準に適合した検定合格品を用いなければならない。

(1) 北陸地方整備局の観測体制

北陸地方整備局では、国土交通省の直轄管理にかかる道路及び河川の管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。システムは道路系と河川系に大別され、前者は雨量、気温、積雪、風向・風速、凍結検知のデータを、後者は雨量、積雪、水位・流量、水質のデータを観測しているほか、海象観測（風向・風速、波高・波向）も行っている。データは、北陸地方整備局及び国道・河川の各事務所等の監視画面に表示されるほか、集約した情報が河川・道路情報システムにより県土木部や市町村にも提供されている。また、雨量や河川の水位等の観測データについては、県土木部の土木防災情報システムと双方向で接続されている。

なお、国所管の防災情報は、インターネットを通じて広く県民へ配信されている。

(2) 県の観測体制

ア 公共土木施設関係

県土木部では、県の管理する道路、河川、ダム、地すべり防止区域等、施設管理及び防災上必要な地点に、自動観測装置を設置し、降雨量、積雪深、水位等を観測している。観測データは、無線や電話回線等を通じて当該地域を管轄する土木部関係地域機関に送信され、水防・除雪等の対策の実施に活用されている。また、それらのデータは県情報ハイウェイや防災行政無線により県庁まで送信され、道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等として、インターネットを通じて広く県民へ配信されている。

イ 農業水利施設関係

県農地部では、大規模な農業水利施設（排水機場、農業用ダム、頭首工等）に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは関係機関又は土地改良区に送信又は報告される。

ウ 発電施設関係

県企業局では、企業局の設置・管理する発電用ダム及び発電所に気象観測所を設置し、降雨量、ダム水位等を観測している。観測データは、発電の管理事務所に送信又は報告される。

(3) J R 各社の観測体制

J R 各社は、県内の駅等の観測地点で、職員による計測及び機械観測により、気象観測を行っている。また、新潟地方気象台から、気象注意報・警報の提供を受ける。

ア 社員による計測

天候・風向・気温・気圧・湿度・雨量・降雪・積雪を観測し、定時に支社へ報告する。

観測結果は記録として保存し、災害・事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

イ 機械観測

駅、駅間、橋りょう等に自動雨量計・風速計等を設置し計測する。観測結果は支社等に設置された監視画面に表示され、列車の運転規制等に使用する。

冬季間は県内数箇所の駅に設置された観測機で、降雪深・積雪深を計測する。

(4) 東日本高速道路㈱の観測体制

東日本高速道路㈱は、高速道路沿線の各所に気象観測装置を設置し、気象データを自動的に観測している。このほか、気象予測委託業者から気象データの提供を受け、道路標示板による運転者への気象状況の伝達や、速度規制、除雪車の出動等に活用されている。

4 今後の観測体制整備の方向

各機関は、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性や耐水性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。また、一般市民へも各種メディアを利用した情報公開を図るよう努める。

第8節 公共土木施設等災害予防計画

道路、港湾等の公共土木施設は、風水害発生等の非常時には応急復旧対策活動において重要な役割を果たすものである。

したがって、これらの公共施設について、被災後、直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事前の予防措置を講じておくことが重要である。

国、県及び市は、洪水、高潮又は高波等による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、海岸法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に行うとともに、老朽化した施設等に対する長寿命化計画の作成及び実施を含め、その効果が十分発揮されるよう適切な維持管理を行うものとする。更に、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。さらに県は、人口・資産が集中する低平地や県土の多くを占める中山間地、都市機能や生産活動の麻痺など社会経済活動、への甚大な影響を防止・軽減するための河川改修等の整備を加速させるとともに、施設だけでは防ぎ切れない事象に対しては、住民の主体的な避難行動につながる住民目線のソフト対策の充実を図る。加えて、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者等の防災関係機関に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

各施設を管理する関係機関や施設占有者は、災害時において応急復旧対策活動の円滑な実施を図るため、相互に協力体制・情報・連絡系統を確立するとともに、周辺の状況を含む所管施設等の概況、緊急用資機材の備蓄場所及び災害危険度等を把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。

また、風水害等における災害を防御するために重要な施設である河川、治山、砂防、海岸保全施設等について、各施設の管理者は、風水害等による施設被害を最小限にとどめるため、平時から施設の構造強化による災害予防対策の推進と、災害発生時に備えた総合的な防災体制の整備を推進するものとする。

1 緊急輸送ネットワークの確立

(1) 緊急輸送ネットワークの整備方針

市は、国及び県と協力し災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防本部等）、輸送施設（道路、港湾、漁港、鉄道駅及び臨時ヘリポート）、輸送拠点（卸売市場等）、緊急物資集積拠点（柏崎市総合体育館等）などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。

このため、それぞれの関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立しておくものとする。

(2) 緊急輸送道路の指定

被災地域以外及び被災地内における防災活動拠点施設、輸送施設、輸送拠点施設、緊急物資集積拠点を有機的に結ぶ次の道路をもってネットワークとして構成するものとする。

- ア 高速自動車国道を基幹に、これとアクセスする主要国道を主体とし、防災活動拠点、輸送施設、輸送拠点、緊急物資集積拠点を縦横に結ぶ国道・県道・市道で構成される道路網
- イ 隣接市町村との接続道路
- ウ 病院、避難場所等公共施設とアの道路を結ぶ道路

(3) 臨時ヘリポートの整備

市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、小・中学校のグラウンド、陸上競技場、佐藤池第4駐車場を臨時ヘリポートとして指定するものとする。

なお、指定した施設には、災害時のヘリポート機能として通信機器等の資機材を必要に応じ整備するように努めるものとする。

※ヘリポート適地については、資料編5－7「ヘリポート適地」参照

2 公共土木施設等の共通的な災害予防

公共土木施設等の管理者は、災害予防対策に当たり、次の事項に十分留意するものとする。

(1) 情報管理手法の確立

道路、港湾、河川、治山、砂防、海岸保全施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や、災害時の交通網の被害を把握する手段として、即時性のある通信等を使った交通管理システムの整備を検討する。

(2) 災害危険地区の調査及び市民への周知

山地災害、地すべり等の危険区域及び浸水、高波等による危険地域等を定期的に調査し、災害危険箇所について市民へ周知する。

(3) 長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理

各施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(4) 緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び柏崎建設業協同組合等の民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

3 道路施設等災害予防計画

各道路管理者は、風水害等の発生時において、安全性、信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、各管理施設等の防災対策を講じる。

また、被災時の道路機能を維持するため、代替性が高い道路整備に努めるとともに、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定し、道路の占用の禁止又は制限等を行う。

(1) 高速道路

- ア 東日本高速道路㈱は、施設の日常点検、臨時点検を実施し、必要な改修、補修等の災害

予防措置を講じる。

道路防災総点検等により安全点検を行い、災害に対する安全性を確保する。

イ 利用者に対する広報活動

災害発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対して、道路情報の提供あるいはパンフレットの配布等により、災害発生時の心構え、とるべき行動等についての広報活動を行う。

ウ 東日本高速道路㈱が管理する道路の柏崎市内の延長は、30.2kmである。高速道路の現況（柏崎市内供用路線）

道 路 名	区 間	延長 (km)	I C 名
北陸自動車道	米山町～西山町坂田	30.2	米山、柏崎、西山

(2) 一般国道及び県・市道

幹線市道、特に、緊急輸送ネットワークに指定された路線を最優先として、国・県に準じた必要な対策を実施する。

市内の道路現況(令和3(2021)年4月1日現在)

	本 数	延 長 (km)
国 道	6	118.05
県 道	37	222.08
市 道	3,635	1,165.65
計	3,678	1,505.78

ア 道路の整備

市道は、地域の生活道路であると同時に、国・県道等の幹線道路を補完するものであるが、施設としては地形条件や老朽化により脆弱な区間が多く、豪雨等による被害は多岐にわたることが予想される。

このため、災害時における道路機能の確保のため、所管する道路について落石等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して道路の整備を推進する。

(ア) 落石等危険箇所調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、「落石等危険箇所調査」を実施する。

(イ) 道路の防災補修工事

(ア) の調査に基づき道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

イ 道路復旧用資機材の把握

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保できるよう道路復旧用資機材を柏崎建設業協同組合等と連携し、配置場所を常に把握しておく

よう努める。

また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、道路啓開等の計画を立案する。

ウ 道路付帯施設の防災対策

(ア) 信号機、道路案内標識等の整備

風水害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

風水害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。また、道路管理者は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(3) 基幹農道及び主要林道

基幹的な農道、林道については、農業、林業用ばかりでなく、地域の生活道路として使用されているが、その多くは、軟弱地盤地帯や地すべり地帯に多いため、災害時には道路施設の破壊が予想される。

ア 基幹農道

広域農道を災害時において避難路及び災害応急・復旧対策上重要な道路施設と位置づけるとともに、広域農道及び重要度の高い農道については、「土地改良事業設計指針（耐震設計）」により耐震設計を行い、橋りょうについては落橋防止装置を設ける等整備に努める。

また、水害等による被害が予想される法面崩壊、土砂崩落、落石等について防止工を設置する。

イ 主要林道

林道は、中山間地域における災害発生時の緊急避難及び応急対策活動において、国道、県道及び市道を補完する施設であり、このような路線を重点的に公共改良事業等により、補強・改良等を実施し施設の安全性を高める。

4 港湾及び漁港施設等災害予防計画

(1) 港湾

柏崎港は、地域経済にとって重要な物流機能を担うばかりでなく、災害時における海上交通の安定性を生かした緊急物資輸送、被災者の移動及び市民への避難場所の提供等を行う重要な防災拠点である。

このため、港湾施設の整備において耐震検討を行うとともに、耐震バースに位置付けられた耐震強化岸壁の整備を図る必要がある。

また、避難緑地等から構成される多目的利用可能なオープンスペースと、これらに隣接若

しくは近接する耐震強化岸壁及び背後地域との輸送ルートを基本とし、緊急物資の保管施設、通信情報施設、がれき仕分施設等を必要に応じ備えた拠点として整備する。

(2) 漁港

漁港は、産業基盤施設として、あるいは漁村地域の生活基盤施設としての漁港機能を維持するため、護岸の整備や防波堤の設置等により、高潮や波浪等の風水害等に強い漁港施設づくりに努める。また、漁港は緊急物資の輸送の拠点としての役割を有するほか、地域住民の避難場所としての役割も有することから、避難緑地、避難広場の整備に努める。

市内の漁港

管理者別	漁 港 の 種 別		漁港数
柏 崎 市	第1種	その利用範囲が地元の漁船を主とするもの	5

(3) 防災空き地等の整備

災害発生時には応急復旧活動の拠点として、被災者避難、救援活動、緊急物資の搬入等が迅速かつ安全に実施できるよう、防災空き地等の整備に努める。

(4) 応急復旧体制の整備

災害発生時を想定した応急復旧体制の整備に努める。

5 河川管理施設等災害予防計画

河川管理者等は、次により河川施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

- ア 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。
- イ 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。
- ウ 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

(2) 河川施設の当面の整備目標

- ア 河川・ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、的確な情報の収集を行い、出水時に迅速な対応ができるような体制整備を行うものとする。
- イ 中小河川については、時間雨量50mmの降雨に対応できる整備を目標とする。
- ウ 前記の整備目標に従って、下記の施設等の整備を計画的に推進する。また、圏域バランスを考慮し、段階的な整備を検討する。
 - (ア) 堤防築堤、河床掘削等による河道整備及び、遊水地、放水路、内水排除施設等の整備
 - (イ) 地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置及び、樋門、樋管の改修、堤防嵩上げ等の整備並びに可搬式ポンプの配備
 - (ウ) 防災調整池の設置及び必要に応じた雨水貯留・浸透施設の設置並びに透水性舗装の実施、盛土の抑制

(3) 下水道施設による雨水排除対策

- ア 柏崎雨水ポンプ場は、柏崎駅を中心とする市街地における大雨に対する浸水防除を図る

ため、平成2（1990）年度から平成6（1994）年度にかけて建設されたものであり、排水区域面積は、268.7haに及んでいる。

イ 下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備、機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

ウ 被災時において、ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油等の燃料の漏洩等、二次災害発生防止のための対策を講じる。

（4）ダム施設における放水の調整等

ア 市においては、上水道事業として川内貯水池（有効貯水量26万5千m³）、谷根ダム（有効貯水量130万m³）及び赤岩ダム（有効貯水量355万m³）を有している。

上水道専用ダム（利水専用ダム）は、放流システムがないことから、異常降雨によってダムの水位が上がり災害の発生が予想される場合、ダム管理者は操作規程により関係機関（県・市・警察・関係町内会）に連絡するものとする。

イ 鯖石川上流には、洪水調整及び不特定灌漑用水ダム鯖石川ダム（総貯水量600万m³）を有している。

ダムにおける放水は、時として水害を助長することが考えられる。降雨が長期的に続く場合は、ダムの管理者と連絡を密に行い計画的な放水を行うものとする。

市内の河川数及び指定延長（令和4（2022）年4月1日現在）

	一級河川	二級河川	準用河川	普通河川
河川数（本）	2	55	5	459
延長（km）	8.65	223.14	8.06	551.03

6 治山施設等災害予防計画

国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じる。

（1）保安林の指定及び整備

ア 森林の維持造成を通じ災害に強い県土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

イ 保安林整備計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

市内の保安林の種類及び面積（令和3（2021）年4月1日現在） 単位：ha

区分	民有林			
	箇所数	筆数	森林所有者数	面積
水源かん養保安林	36	6,792	1,413	3,769
土砂流出防備保安林	93	3,882	1,333	659
土砂崩壊防備保安林	57	638	333	67
飛砂防備保安林	21	303	163	106
防風保安林	3	45	3	44
水害防備保安林				
潮害防備保安林				

干害防備保安林	2	23	8	13
防雪保安林				
防霧保安林				
なだれ防止保安林	59	752	500	204
落石防止保安林	1	1	1	0
防火保安林				
魚つき保安林				
航行目標保安林				
保健保安林	6	725	9	950
風致保安林				
合計	278	13, 161	3, 763	5, 812

※上記表の数値は、兼種保安林となっているものを含む

(2) 治山施設

ア 危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業5か年計画に基づいて計画的に進める。

イ 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し、必要に応じ修繕等を行う。

市内の山地災害危険地区及び治山施設（令和3（2021）年4月1日現在）

施設区分	地区数	面積（ha）
山腹崩壊危険地区	335	646.00
崩壊土砂流出危険地区	85	371.45
地すべり防止区域（林野庁所管）は、次項に記載		
計	420	1,017.45

(3) 林道施設

国及び県は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を森林整備事業計画に基づいて整備する。

また、避難広場等の防災安全施設の設置について検討する。

(4) 治山技術者ボランティアの養成

山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集・支援活動等を行う「治山技術者ボランティア」の養成、登録に努める。

7 砂防設備等災害予防計画

国及び県は、次により砂防施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 砂防施設

ア 砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。

イ 老朽化し、現行の設計基準を満たしていない砂防ダムについて、堤体腹付補強、グラウト補強等を実施する。

(2) 地すべり防止施設

ア 地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域等を地すべり防止区域に指定する。

イ 緊急度の高い危険箇所から順次計画的に整備するものとし、表面水・浸透水・地下水の排除や抑止杭等により防止工事を進める。

地すべり防止施設の整備状況（令和4（2022）年4月1日現在）

種 別		法指定 箇所数	危 険 箇所数	工事の状況 (概成)
地 す べ り	国土交通省	20	52	19
	農林振興局	27	69	19
	林野庁	17	24	0
	計	63	145	37

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

イ 市における要対策箇所の多くは整備率が低いことから、重点的な施設整備を促進する。

急傾斜地崩壊防止施設の整備状況（令和4（2022）年4月1日現在）

危 険 箇所数	要対策 箇所数	法指定 箇所数	工事の状況				未着手
		未指定 箇所数	概成	中断	工事中	計	
237	237	29	28	0	1	29	176
		33	33	0	0	33	

※未指定箇所は災害関連地域防災がけ崩れ対策事業のうち法指定箇所内で施工したものを除いた箇所数である。危険箇所 33箇所

8 海岸保全施設災害予防計画

本市は約42kmの海岸線を有し、その一部は海岸保全区域の指定を受けている。その所管は、農林水産省、国土交通省に別れ、海岸保全施設整備事業をそれぞれ次により実施する。

(1) 海岸保全区域、災害危険箇所の点検

海岸保全区域、災害危険箇所を定期的に点検し、危険箇所の整備計画を策定するとともに、点検結果に基づき緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する。

(2) 低地における海岸堤防の整備

ゼロメートル地帯の海岸堤防等の防災性の向上を図る。

市内の海岸延長

単位：m

所管区分	海岸保全区域延長	要保全延長	保全施設延長
農林水産省所管海岸	4,839	4,839	2,347
国土交通省（旧運輸省）所管海岸	2,036	2,036	1,462
国土交通省（旧建設省）所管海岸	17,629	17,629	11,147
合 計	24,504	24,504	14,956

第9節 農地農業用施設等の災害予防計画

農地・農業用施設の災害の未然防止と被害解消のため、新潟県農業農村整備長期計画に即し、湛水防除、ため池等整備、地盤沈下対策、中山間地域における農地の保全等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図るものとする。

1 農地・農業用施設等の災害予防

(1) 各施設の共通的な災害予防

農地・農業用施設等の管理者は、災害予防対策に当たり次の事項に十分留意するものとする。

ア 管理体制等の整備

農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等の農業用施設の管理については、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保など管理体制の強化と徹底を図るものとする。

イ 施設の点検

常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に取り組むものとする。

ウ 情報管理手法の確立

基幹農道、農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

エ 緊急用資機材の点検、備蓄

緊急用資機材については、防災備蓄拠点に柏崎建設業協同組合等の民間団体と協力し、備蓄に努めるものとする。

(2) 農業用ダム施設の災害予防

ア 管理体制等の整備

築造後年数を経たものもあり、管理者は計画的な施設の改善に努めるとともに施設管理体制の強化により、適正な維持管理を推進する。

決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ダムについて、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図る。

治水協定を締結したダムは、流域治水の一環として事前放流等を行い、洪水調節容量を確保する。

イ 放水の調整等

市においては、農業用基幹水利施設として栃ヶ原ダム（有効貯水量2,300千 m^3 ）及

び後谷ダム（有効貯水量110万 m^3 ）を有している。

農業専用ダム（利水専用ダム）は、放流システムがないことから、異常降雨によってダムの水位が上がり災害の発生が予想される場合、ダム管理者は管理規程により関係機関（県・市・警察・関係町内会）に連絡するものとする。

（3）用排水施設の災害予防

用排水施設の整備に当たっては、地域全体の排水機能の向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業による農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止を図っていくものとする。

また、頭首工・樋門・樋管・排水機場等、など農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努めるものとする。

（4）ため池施設の災害予防

農業用ため池は、市内に約300箇所あり、ため池の大多数は築造後かなりの年数を経過し、堤体や取水施設の老朽化が著しく、また、洪水吐機能が不十分なものもある。

ため池の管理者は、ため池防災支援システムの降雨予測等により事前放流等の措置を講じて災害の未然防止に努めるものとする。

ため池の老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路とともに計画的な施設の整備に努めるものとする。決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。

また、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るとともに、水位計や監視カメラの設置による遠方監視体制を確立させ、ため池の決壊や下流への被害の予測情報を自治体へ提供することで、迅速かつ的確な避難行動につながる取組を推進していく。

第10節 防災通信施設災害予防計画

災害時において、迅速かつ的確に、気象予警報、被害状況を収集するとともに、応急対策の実施状況や市民のとるべき行動を伝達することは、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割である。

そのため防災関係機関は、災害発生時における通信手段確保のため情報通信施設の災害に対する安全性確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策推進に努める。

また、自主防災組織を含む防災関係機関は、相互の情報伝達を常に行うことができるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

1 情報収集体制の整備

(1) 市及び関係機関による情報の収集

ア 市及び関係機関は、相互に連携し勤務時間内はもとより勤務時間外においても、迅速かつ的確に災害の状況が把握できる情報収集体制を確立するものとする。

イ 市は、情報収集体制を確立するため、避難所等に公衆電話やFAX等の通信機器を計画的に整備するものとする。

(2) 自主防災組織及び市民は、「自らの地域は自らで守る」との意識の下で、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

2 情報の伝達体制等の整備

(1) 市防災行政無線等の整備

ア 現状

災害時に被害の軽減を図るためには、正確な情報の早期収集、市民に対して迅速かつ的確な情報の伝達が必要であり、そのための通信施設の整備を行ってきたところである。

防災行政無線受信機		IP無線機			
屋外拡声子局	緊急告知ラジオ	配置場所	可搬型	車載型	携帯型
273カ所 (うち津波警報装置 29カ所)	約37,000台	コミュニティ センター等			36
		市役所関係	1	1	125

※令和4（2022）年4月1日現在

(ア) 防災情報通信システム（コミュニティ放送）

固定系防災行政無線（同報通信用）に代わる防災情報通信システム（コミュニティ放送）の運用を令和2（2020）年3月25日から開始し、戸別受信機に代わる設備として、緊急告知ラジオを各世帯、事業所、公共施設等を対象に平成31（2019）年度から設置を開始した。

(イ) IP無線機(双方向通信用)

従来整備していた移動系防災行政無線は、機器の老朽化等に伴い、平成28(2016)年5月31日をもって廃局とした。なお、全てのコミュニティセンター及び職員用として全78台を既に配備している携帯型IP無線機を、代替の通信手段として災害時の情報収集や情報伝達に活用する。

イ 実施計画

(ア) 戸別受信機及び緊急告知ラジオについて、全世帯、全事業所、全公共施設等へ設置し、避難施設、聴覚障がい者宅へはフラッシュライト付き戸別受信機とFAXを設置するものとする。

(イ) 停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進するものとする。

(ウ) 通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

(エ) 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

(オ) 平時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

(2) 多様な情報伝達手段の整備及び利用周知

ア テレフォンサービスによる情報伝達

防災行政無線の内容が聞き取れない場合等を想定し、防災行政無線の広報内容を確認できるテレフォンサービス(0120-499-399)の番号の周知を行うものとする。

イ 防災サーバ(CMS)による情報伝達

防災行政無線による伝達情報を補完する観点から、その情報を市ホームページや防災ホームページに掲載し、併せて防災情報メール(登録制メール)により配信するなど、多様な情報伝達手段の整備及びその利用方法等について周知を図るものとする。

(3) 消防機関における通信施設

ア 現状

災害に強い消防通信基盤の確保を目的とした、消防・救急デジタル無線整備が平成28(2016)年3月で完了した。その設置状況は、次表のとおりである。

消防・救急デジタル無線

(令和5(2023)年4月1日現在)

	基地局	陸 上 移 動 局			
		車載 (5w)	卓上 (5w)	可搬 (5w)	携帯 (1w)
消防本部・消防署	5	27	1	6	61
消 防 団		86			45 (副分団長以上)

イ 実施計画

災害時に安定した消防通信基盤を保つため、機器等の維持管理を図るとともに、通信の

途絶を防止するため衛星電話等の整備を図る。

(4) 柏崎コミュニティ放送施設の整備

ア 現状

(株)柏崎コミュニティ放送（以下「FMピッカラ」という。）が平成7（1995）年6月20日に開局し、ラジオを通して地域に密着したきめ細かな情報を市民に提供している。

また、大きな災害等の発生が予知されるとき、又は発生したときに、市又は災害対策本部からの緊急を要する災害予報、災害情報等を迅速、正確に放送できるように市役所3階に緊急放送割込装置を設置している。

令和3（2021）年には耐災害性に優れた市役所新庁舎1階に演奏所を移転し、市と連携して防災情報通信システムの運用を行う。

イ 実施計画

災害時における放送の確保は、気象予報の伝達、被害情報、応急対策の実施状況及び市民のとるべき行動などを迅速に広範囲に伝達することができ、パニックの防止、社会的混乱を最小限に食い止めることにより秩序ある避難活動など応急対策上極めて重要となる。

災害時におけるコミュニティ放送の積極的な活用を図るため、災害発生時の情報連絡体制、速報体制、放送エリア拡大（難聴地区の解消）等について検討整備する。

また、FMピッカラは、放送の確保のため放送機器の落下、転倒、移動防止等施設の耐震対策等を下記により積極的に推進する。

(ア) 放送設備の耐震対策及び防風水害対策

(イ) 消耗品、機材等の常備

(ウ) 無線中継状態の把握

(エ) 各防災機関が設備している通信網の把握

(オ) その他

a 災害による具体的被害（例. 機器が倒壊した場合、プログラム回線が不通の場合、等々）を予想し、予備機器の整備を検討する。

b 上記具体的被害想定に基づき、迅速な放送体制の復旧を図るため、近隣のFM放送業者との相互に機材援助をする等、その対策を早急に検討具体化する。

(5) 全国瞬時警報システム（J—ALERT）の活用

緊急地震速報や津波情報、弾道ミサイル情報など対処に時間的に余裕のない緊急情報を、総務省消防庁から人工衛星を経由して直接受信し、その後、直ちに防災行政無線で自動放送するシステムで、国が全国一斉に整備を行った。平成23（2011）年4月1日から運用を開始している。

防災行政無線で自動放送を行う内容は、有事に関する情報、津波及び平成25（2013）年8月30日から運用が開始された特別警報に関する気象情報、緊急地震速報が放送される。

(6) 携帯電話向け緊急速報メール（エリアメール等）による情報発信

大雨などの災害時に、避難情報など人命に関わる重要な情報を伝達するため、NTTドコモ、ソフトバンク、KDDI（au）、楽天モバイルと連携し、携帯電話向け緊急速報メール（エリアメール等）による情報配信を行う。

(7) 新潟県防災行政無線施設の整備

災害に伴う公衆回線の途絶、輻輳時における県との相互の通信を確保するため、地上系、衛星系による新潟県防災行政無線施設の整備を図る。

(8) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、市、県及び消防、警察等防災関係機関相互の通信が可能な無線局を整備し、運用する。

県防災相互通信用無線

(令和4(2023)年4月1日現在)

	陸 上 移 動 局			
	車載(10W)	卓上 (5W)	可搬 (10W)	携帯(5W)
市役所	1		6	1
西山町事務所	2		1	1
消防本部	113	1	6	1

(9) 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備し、運用する。

(10) 非常用通信手段の確保

常用の通信手段が利用できない場合の対応を想定した「非常通信対応マニュアル」を作成し、平時より非常通信ルートの確認を行うとともに、非常用通信手段の確保に努める。

第11節 電気通信施設災害予防計画

電気通信事業の公共性を考慮し、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の風水害等の対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

1 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性を考慮し災害時においても、重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。

また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したりマヒしたりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐風水対策及び耐火対策

ア 通信建物及び電気通信設備等の防風水対策

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、防風水対策及び防潮対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

イ 倒木等による通信網への障害対策

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

ウ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ対策

風水害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備はおおむね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視システムの整備を図る。

ウ 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策を図る。

(3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア 衛星携帯電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動電源車及び可搬電源装置

エ 応急復旧光ケーブル

オ ポータブル衛星車

カ その他応急復旧用諸装置

2 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、風水害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力するものとする。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた規模以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

ア 情報連絡室の設置

イ 支援本部の設置

ウ 災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ グループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。

イ 中央防災会議及び県市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

ウ 防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

3 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を主要拠点への配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、NTT東日本及びNTTドコモの当該支店が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

イ 電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、市に依頼して迅速な確保を図る。

4 防災広報活動

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害

時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

風水害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

- ア 広報車での呼びかけ
- イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報
- ウ インターネットを通じての周知

(2) 広報項目

- ア 被害状況
- イ 復旧見込み
- ウ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- エ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知

5 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、NTT東日本及びNTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第12節 電力施設等災害予防計画

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

1 設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、各設備に計画設計時において建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、従来の経験を生かし予防対策を講じる。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社が供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は2回線化やループ化とするなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も二重化を行う。

さらに、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

2 体制面の整備

(1) 電力の安定供給

系統給電指令所、東北電力ネットワーク(俳)柏崎電力センター及び長岡電力センターにおいて24時間の監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切替操作を行う。

(2) 防災訓練の実施

災害時を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。

また、国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

3 災害対策用資機材等の確保

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。また、車両、船

舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

なお、停電発生時において復旧までの間にポータブル蓄電池・発電機等の住民の生活に必要なとなる応急的な発電用資機材については、行政機関等とも協議し、支援を仰ぐ。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

4 防災広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

5 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

さらに、行政機関等との情報共有、資機材の応援要請等を円滑に図るため、役割分担等もあらかじめ協議しておく。

第13節 危険物施設等災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿含む）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱上の不備が直ちに災害発生の原因となり得るとともに、他の原因に基づく災害発生時においては、被害を拡大する要因ともなり得る。これらを取り扱う施設及びこれらを大量に輸送する船舶の関係者は自主保安対策を講ずることとし、行政機関は施設及び船舶の関係者と協力しながら、災害予防の指導に当たるものとする。

1 各主体の役割

（1）事業者の役割

ア 共通事項

- （ア）災害発生時の消防、県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。
- （イ）従業者等に対し保安教育を実施して、保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。
- （ウ）初期消火訓練等を定期的の実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。
- （エ）危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等に努める。

イ 危険物施設

- （ア）危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。
- （イ）自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。
- （ウ）危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について、近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

ウ 火薬類製造施設等

- （ア）火薬類取締法の基準を遵守することにより災害を未然に防止し、公共の安全を確保する。
- （イ）火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。
- （ウ）火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

エ 高圧ガス製造施設等

- （ア）高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。
- （イ）災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

オ 毒物劇物貯蔵施設

- (ア) 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。
- (イ) 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

カ 有害物質取扱施設等

- (ア) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。
- (イ) 災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に関する応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。

キ 放射性物質使用施設等

- (ア) 保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。
- (イ) 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

ク 危険物等積載船舶等

- (ア) 危険物、高圧ガス等の臨海施設及びパイプライン等の保守、点検等を行うとともに、専用岸壁における保安体制及びオイルフェンス、油処理剤等を整備する。
- (イ) 海難事故、危険物等の海上への流出防止のための従業者等の教育訓練を徹底する。

(2) 県の役割

ア 危険物施設安全対策

- (ア) 市、消防機関に対し、効果的で重点的な立入検査を実施して危険物施設の安全確保を図るよう要請する。
- (イ) 危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて危険物施設の自主保安体制の確立に関する指導及び啓発に努める。

イ 火薬類製造施設等安全対策

- (ア) 火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。
- (イ) 消防機関と情報の共有を図るとともに、事業者等に対し災害時の連絡体制整備の指導に当たる。
- (ウ) (一社)新潟県火薬類保安協会の協力を得て火薬類保安責任者講習会等を通じて保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ 高圧ガス製造施設等安全対策

- (ア) 高圧ガス製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。
- (イ) 高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。
- (ウ) (一社)新潟県高圧ガス保安協会、(一社)新潟県LPGガス協会及び新潟県冷凍空調設

備保安協会（以下「高圧ガス関係協会」という。）の協力の下に、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立を指導する。

- （エ）高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援及び協力できる体制を整備するよう指導する。

エ 毒物劇物貯蔵施設安全対策

- （ア）毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規定等を確認し、対策又は改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

- （イ）届出を要しない毒物劇物を大量に取扱う業務上取扱者に対しては、実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催など指導の強化を図る。

オ 有害物質取扱施設等安全対策

- （ア）有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。

- （イ）届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場に対し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透等の未然防止対策並びに事故時及び緊急時の措置に関する体制整備を指導する。

（3）市の役割

- ア 危険物等施設の設置状況を把握し、施設及び学校や研究施設等における危険物等の安全対策に努める。

- イ 火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。

2 危険物施設安全対策

危険物による災害は、災害等による発災はもとより、二次災害による被害も大きなウエイトを占めることが予想されることから、災害の初期対応が特に重要と考えられる。

このため、危険物取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等、災害の未然防止を図るものとする。

3 危険物等施設災害予防対策

事業者及び関係機関は、災害時に迅速・円滑な対応が図られるよう、以下により予防対策を講じるほか、国・県の「危険物等事故災害対策編」に準じて体制の整備を図るものとする。

（1）指導の強化

- ア 関係行政機関は、危険物施設の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準

に適合した状態を維持させるため、立入検査を励行する等指導を強化する。

イ 関係行政機関は、危険物取扱者の選任、危険物の取扱いに関する技術上の基準の遵守、予防規定の作成等により危険物等施設の保安管理体制の確立を指導する。

(2) 保安教育・防災訓練の強化

ア 関係行政機関は、(公財)新潟県危険物安全協会等関係団体の協力の下に、危険物を取り扱う者に対し保安に関する講習会等を随時開催し、自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。

イ 関係行政機関は、危険物等取扱事業所に対し、具体的な災害想定の基に隣接事業所との連携も考慮した、より実践的な消火訓練、通報訓練等の実施について指導する。

(3) 自主保安体制の整備

関係行政機関は、危険物取扱事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、自衛消防組織等の活動要領の制定、隣接事業所等との相互応援協定の締結等を指導するなどにより、危険物等取扱事業所における自主保安体制の強化を促進する。

(4) 防災資機材の整備

ア 消防本部は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化を推進するものとする。

イ 消防本部は、危険物取扱事業所に対し、化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導するものとする。

(5) 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、防災無線等の通信手段の整備充実を図るとともに、消防等関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図るものとする。

(6) 近隣事業所等との連携

危険物等取扱事業所は、防災要員及び防災資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう体制整備に努めるものとする。

(7) 初動体制の強化

危険物等取扱事業所は、初期消火訓練を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のための訓練の徹底を図るものとする。

第14節 廃棄物処理体制整備計画

災害発生後、大量に発生する廃棄物(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、し尿など)や損傷物等を適切、かつ迅速に処理することは、市民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせない。

このため、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進するものとする。

1 各主体の役割

(1) 市民の役割

- ア 各家庭において、住宅の浸水対策など、風水害による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努める。
- イ 市が周知する災害時の廃棄物の排出方法等を理解し、災害時での廃棄物処理に協力できるよう努める。

(2) 県の役割

広域処理体制の整備

- ア 県内市町村間の広域処理体制を整備する。
県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。
- イ 関係団体との協力体制
災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。
- ウ 近隣他県との協力体制
災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。

(3) 市の役割

災害廃棄物処理計画の策定や一般廃棄物処理施設の浸水対策、協力体制の整備等に努める。

2 災害廃棄物処理体制の整備

- (1) 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関等との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (2) 市民に協力を求める事項(ごみの排出方法等)について周知を図るとともに、防災訓練等を通じて啓発を行う。

3 一般廃棄物処理施設の浸水対策等

- (1) 施設の浸水対策を図るとともに、災害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、災害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- (2) 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施

工業者等の連絡協力体制を整備する。

4 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の自主防災組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

第15節 火災予防計画

異常乾燥下及び強風下における火災等の被害を最小限に食い止めるため、市及び消防機関等は、火災予防体制等の充実、強化を図るものとする。

1 各主体の役割

(1) 市民・企業等の役割

ア 市民の役割

- (ア) 安全自動消火装置付火気器具の使用に努める。
- (イ) 柏崎市火災予防条例で義務付けられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。
- (ウ) 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
- (エ) 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- (オ) カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。
- (カ) 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- (キ) 家具類の転倒・落下防止措置に努める。
- (ク) 町内会や市等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

イ 地域の役割

地域の自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。

ウ 企業、事業所等の役割

- (ア) 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- (イ) 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備を行う。
- (ウ) 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講じる。
- (エ) 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

(2) 県の役割

ア 防火思想の普及促進

県民に対して、市町村・消防機関の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置を促進する。

イ 自主防災組織の育成強化の支援

市町村と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

ウ 消防設備士等の活用

消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

(3) 市の役割

ア 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

イ 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、耐震性貯水槽の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

ウ 消防団の充実強化

(ア) 地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用及び自主防災組織との連携を促進する。

(イ) 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

エ 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。また、消防団との連携を促進する。

オ 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小・中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

2 出火防止

市及び消防機関は、市民等（各家庭、地域、学校、事業所等）に対し火災予防運動等をはじめとしたあらゆる機会を通じ、防災意識や出火防止に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

また、市及び県は、木造建造物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導体制の整備に努めるものとする。

(1) 査察及び防火診断の実施

消防機関は、物品販売店舗、旅館、ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物、要配慮者利用施設、病院等自力避難が困難な者が多数入所している施設の防火対象物に対し、重点的に査察を実施する。

また、その他の事業所及び一般住宅についても、防火診断等を通じて出火防止の指導を行うとともに、施設管理者等に対し出火防止対策の徹底を図る。

(2) 防火管理者等に対する指導

消防機関は、事業所の防火管理者及び施設管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう

指導する。

- ア 防火管理者を置く事業所における消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知徹底
- イ 一つの建物で管理権原者が複数となる場合の管理責任区分及び統括防火管理に関する協議事項の明確化
- ウ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備
- エ 実践的かつ定期的な消火訓練及び避難訓練の実施
- オ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
- カ 要配慮者や不特定多数の人を収容する病院、要配慮者利用施設及び物品販売店店舗等において、消防用設備等の適正な設置及び維持管理

(3) 市民に対する普及、啓発

市及び消防機関は、市民の防災意識や出火防止に関する知識の向上を図るため、次の項目について普及・啓発に努める。

- ア 消火器、消火バケツ等の消火器具の普及
- イ 火気使用場所の不燃化の推進
- ウ カーテン、じゅうたん及び寝具類等防災製品の普及促進
- エ 灯油等危険物の安全管理の徹底
- オ 異常乾燥及び強風における火気取扱制限

3 初期消火体制の強化

消防機関は、市民に対し住宅用火災警報器等の設置促進及び設置後の維持管理を指導するとともに、初期消火体制の確立を図るため、自衛消防隊、市民等及び自主防災組織に対し、次の対策を指導するものとする。

- (1) 防火管理者の選任義務がある事業所に対し、消防計画作成に基づき組織される自衛消防隊に各種訓練等を通して指導する。
- (2) 防火管理者の選任義務のない事業所に対しても、市民により組織される自主防災組織に対する啓発と同様に、消防訓練や防火講習会等への参加の呼びかけ、防火パンフレット等の配布によって防災意識と災害時行動力の向上を図る。

4 火災の拡大防止体制の強化

異常乾燥下及び強風下においては、火災の延焼拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努めるものとする。

(1) 消防体制の強化

ア 常備消防組織等の現状

消防本部の令和5（2023）年4月1日現在での状況は次のとおりである。

(単位：人・台)

	本部（署）	西分署	高柳分遣所	西山分遣所	出雲崎分遣所	計
職員数	93	23	12	16	12	156
消防ポンプ自動車	3	2	1	1	1	8

はしご自動車	1	1	—	—	—	2
化学消防車	1	—	—	1	—	2
救急自動車	2	1	1	1	1	6
救助工作車	1	—	—	—	—	1
指揮車	1	—	—	—	—	1
特殊車等	小型動力ポンプ付水槽車	1	—	—	—	1
	資機材搬送車	2	—	—	—	2
	人員搬送車	1	—	—	—	1
	広報車	1	—	—	—	1
	火災原因調査車	1	—	—	—	1
	指揮支援車	1	—	—	—	1
その他の車両	3	—	—	—	—	3

イ 消防組織の強化

大規模災害等への対応力を強化するため、新潟県広域消防相互応援協定等の消防相互応援協定に基づく協力体制の整備を図るものとする。

ウ 災害発生時における初動体制の確保

市及び消防機関は、災害発生時における要員の迅速な確保を図るため、あらかじめ参集基準及び参集方法等を定めておくものとする。

エ 消防力の整備充実

消防機関は、消防職員及び消防車両等の消防力の基準に対する充足率を満たすよう、その整備充実に努めるものとする。

(2) 重要防火対象物等の把握

市及び消防機関は、危険物施設、消火優先地域、重要消火対象物、災害救護用物資の貯蔵施設等の重要防火対象物について、優先的に火災防御活動を行うため、それらの施設に対する重要防火対象物警防計画を整備保管し、迅速な火災防御活動に努めるものとする。

(3) 消防水利の確保

ア 市及び消防機関は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、多元的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、災害に備えるものとする。

(ア) 河川、池、海水、農業用水、流雪溝、プールの利用

(イ) 消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の設置

イ 上記の消防水利の位置について明記した水利台帳を整備保管し、迅速な消防活動に努めるものとする。

ウ 防火水槽の整備状況

市内防火水槽の令和5（2023）年4月1日現在での状況は次のとおりである。

防火水槽の規模	設 置 数
1 0 0 m ³ 以上	1 3 基
6 0 m ³ 以上 1 0 0 m ³ 未満	8 基
4 0 m ³ 以上 6 0 m ³ 未満	1 3 0 基
2 0 m ³ 以上 4 0 m ³ 未満	2 2 1 基
合 計	3 7 2 基

(4) 消防団の体制強化

ア 消防団の現状

消防団の令和5（2023）年4月1日現在での状況は次のとおりである。

消 防 団 数 ・ 分 団 数	1 団 6 方面隊 1 9 分団
団 員 数	1, 2 8 4 人
小型動力ポンプ積載車	8 5 台
指 揮 広 報 車	1 台

イ 消防団の充実強化

(ア) 消防団員の確保

- a 消防団活動のPR
- b 女性消防団員の確保
- c 消防団協力事業所の認定
- d 次世代の消防団員の育成

(イ) 消防団の活性化

- a 消防団員の処遇の改善
- b 消防団員の能力向上のための支援
- c 自主防災組織等との連携
- d 事業主等へのPR活動

(ウ) 消防団員の教育訓練

- a 消防団員の教育の充実
- b 消防団員の訓練の充実
- c 常備消防との連携強化
- d 消防団員による救命講習の推進
- e 救助資機材取扱講習の実施

(エ) 消防団施設・装備の整備

- a 消防団施設の維持補修・更新
- b 消防団装備の充実
- c 消防団員の安全装備充実等

5 新潟県消防防災ヘリコプター

(1) 緊急運航要請手続

ア 火災等が発生し、消防防災ヘリコプターの緊急運航要請をしようとする消防本部は、航空隊へ緊急運航の要請を連絡する（航空隊勤務時間外については航空隊長又は副隊長に転送される）。

新潟県消防防災航空隊	電話（０２５）２７０－０２６３
------------	-----------------

イ 連絡後、航空隊に対して「消防防災航空隊出動要請書」により、FAXで要請する。

（注）消防防災航空隊出動要請書（資料編 6－4「新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」参照）

ウ 県危機対策課は、航空隊からの要請連絡を受け、出動の可否を決定し、その旨航空隊に指示する。

エ 航空隊は出動の可否等を要請消防本部に対して回答する。

(2) ヘリポートの整備

災害時には、ヘリコプターによる迅速かつ適切な活動が求められることから、市はヘリポート適地として、小・中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等を臨時離着陸場として指定するものとする。

（注）ヘリポート指定地（資料編 5－7「ヘリポート適地」参照）

6 消防本部間の広域応援体制

消防本部は、単独では対処不可能な災害の発生に備え、以下の協定等を締結している。また今後は、消防本部における受援計画等の整備を図るものとする。

協定等の名称	締結年月日	業務内容	協定先等の名称
緊急消防援助隊	平成16(2004)年4月1日	災害	全国都道府県
新潟県広域消防相互応援協定	平成17(2005)年9月1日 (平成29(2017)年9月1日改正)	災害	上越地域、中越地域、下越地域、佐渡地域
新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	平成7(1995)年4月1日	災害	新潟県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合
中部消防応援協定	平成19(2007)年10月12日 (平成29(2017)年1月1日改正)	災害	長岡市 三条市 燕・弥彦総合事務組合 見附市 加茂地域 小千谷市 十日町地域 魚沼市 南魚沼市
消防相互応援協定	平成17(2005)年5月1日	災害	上越地域消防事務組合
高速自動車国道北陸自動車道 長岡西山間消防相互応援協定	平成17(2005)年4月1日	災害	長岡市
高速自動車国道北陸自動車道 米山柿崎間消防相互応援協定	平成17(2005)年5月1日 (平成22(2010)年4月1日改正)	災害	上越地域消防事務組合

7 要配慮者に対する配慮

- (1) 市は、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者や防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。
- (2) 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置普及を図る。

8 積雪地域での対応

市は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

第16節 鉄道施設災害予防計画

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講じるものとする。また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進するものとする。

1 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期検査により全ての構造物の検査を実施しており、安全性のチェック及び気象・環境条件等により設備の変状の有無を確認する必要がある場合には、不定期により検査を実施する。検査結果に基づく保守・補強・更新など計画的に実施するものとする。

(1) 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

(2) 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

2 防災体制の確立

防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画等を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図るものとする。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達方法の確立

ア 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び機関部内相互間の情報伝達を円滑に行うために、次の通信設備を整備する。

(ア) 緊急連絡用電話

(イ) 指令専用電話

(ウ) F A X

(エ) 列車無線

(オ) 携帯無線機等

イ 風速計、雨量計、積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

災害等発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ア 災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 旅客対策等
- オ 関係者の非常招集

3 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

(1) 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

(2) 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

(3) 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要ときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

4 防災広報活動

鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立するものとする。

5 市の役割

市はあらかじめ災害時の鉄道事業者との連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

第17節 救急・救助活動体制整備計画

災害が発生し、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により同時多発する現場での多数の被災者に対し、市、消防機関、県警察、第九管区海上保安本部、新潟DMA T指定医療機関、各医師会、医療機関、消防団、自主防災組織等は連携して救急救助活動を行うとともに、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動を行うため、必要な資機材及び情報連絡手段を含めた救急救助体制の整備を行うものとする。また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図るものとする。

1 救急救助活動

災害発生時の現場における初期活動から救急搬送までの関係機関が、有機的に連携した体制整備を図るものとする。

(1) 消防団の対策

ア 初動体制

消防団は、災害発生時、一刻も早い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実を図るとともに、自主防災組織及び地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急救助を行えるよう、日ごろから自主防災組織及び地域住民との連携による初動体制の確保に努めるものとする。

イ 救急救助体制の整備

市は、消防団に対して救急救助活動についての指導訓練を積極的に行うものとする。また、油圧カッター、エンジンカッター、チェーンソー、ストライカー等の救急救助資機材を整備し、機動力の強化を図るものとする。

(2) 消防本部の対策

ア 救急救助体制の整備

(ア) 救急隊員、救助隊員の現状

救急隊員、救助隊員の令和5（2023）年4月1日の現状は次のとおりである。

救急隊設置状況				救助隊設置状況	
専 任		兼 任		専 任	
隊 数	隊員数	隊 数	隊員数	隊 数	隊員数
1	14	4	100	1	12

(イ) 救急救助体制の整備

消防本部は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員として高度な応急処置を行うことができる救急救命士の育成に努める。更に、高規格救急自動車、救助工作車等の救急救助資機材の整備を図るものとする。

イ 市民に対する防災意識の啓発

消防本部は、救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識の高揚を

図るものとする。

また、要配慮者が災害発生時に犠牲になるケースが多いことから、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう努めるものとする。

ウ 救急救助活動における交通確保

建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

エ 民間等による救急救助支援体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から救急救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努めるものとする。

オ 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図るものとする。

カ 救急隊員等の養成

救急隊員、救急救命士及び指導救命士の養成・育成に努めるものとする。

キ 防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は、県、警察、県内各消防本部、消防団及び地元医療機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施する。

ク 広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

ケ 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

(3) 医療機関との連携体制

同時多発する救急搬送の受入体制について、事前に医療機関と協議するとともに広域的な搬送体制の確立を図る。

ア 柏崎市刈羽郡医師会及び医療関係機関における対策

救急活動を行うために、柏崎市刈羽郡医師会及び医療関係機関は、医師及び看護師等の緊急招集体制を確立し、受入体制の整備を図るものとする。

また、市から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行うとともに、急迫した事情のある場合は医療機関に収容して救護を行う。

イ 日赤新潟県支部柏崎市地区の対策

日赤新潟県支部柏崎市地区は、市から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、医療救護活動を行う。

災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護に当たる。

ウ 医療器材等の供給支援体制の確保

日赤新潟支部柏崎市地区、柏崎市刈羽郡医師会、関係業者等と連携し医療器材等の供給支援体制を整備する。

(4) 市職員の対策

市は、応急対策に当たる市職員に対し、応急手当の知識、技術の取得のため講習等を行い、災害対応力の強化を図る。

2 ヘリコプターによる救急・救助活動

県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊、長岡赤十字病院（西部ドクターヘリ基地病院）及び新潟大学医歯学総合病院（東部ドクターヘリ基地病院）等、航空機を保有する機関は、平時から訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図るものとする。

県及び消防機関は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

救急・救助活動を要請できるヘリコプター保有機関と連絡先

機 関 名	連 絡 先
新潟県消防防災航空隊	電話 025-270-0263（航空隊事務所） 要請は柏崎市消防本部 24-1500
新潟県警察航空隊	電話 025-285-0110（警備第二課） 要請は柏崎警察署 21-0110
第九管区海上保安本部	電話 025-285-0118
航空自衛隊新潟救難隊	電話 025-273-9211（内31 飛行班） （夜間）〃－〃－〃（内50 救難隊当直） ※要請手続は第3章第12節「自衛隊の災害派遣対策」による
新潟県ドクターヘリ	要請は柏崎市消防本部 24-1500

3 新潟DMAT指定医療機関の対策

新潟DMAT指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。また、新潟DMATの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMATの研修、訓練の機会の確保に努める。

4 県の役割

県は医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入れ及び活動が行える態勢を整備する。また、県警察及び消防機関と連携し、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備することとし、以下の役割を担う。

(1) 救急・救助連絡体制の確立

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、警察本部、市、消防本部間の連絡

体制を確保する。

(2) 救急医療連絡体制の確立

新潟県救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政・消防・医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防機関とDMA Tが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(3) 救急救命士の救命技術の高度化

県消防学校において、必要に応じて教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害発生時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

(5) 医療資機材等の供給協定

市における医療資機材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、(公社)新潟県薬剤師会、(一社)新潟県医療機器販売協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療資機材等の供給に関する協定を締結する。

(6) 航空消防防災体制の充実

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊航空部隊等の受援体制の整備を図る。

また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

(7) 航空機保有機関との協力体制の確保

県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊、長岡赤十字病院（西部ドクターヘリ基地病院）及び新潟大学医歯学総合病院（東部ドクターヘリ基地病院）等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

5 第九管区海上保安本部の役割

海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実に努める。

また、海上のみでなく陸上における救急救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急・救助体制の充実強化に努める。

6 市民の役割

市民は、平時から地域・学校区・町内会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して、地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

第18節 医療救護体制整備計画

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、必要な資機材及び情報連絡体制の整備を含め、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

1 各主体の役割

（1）県の役割

ア 災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。

イ 災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し災害医療救護対策について意見交換を行うとともに、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

ウ 被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

エ 新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。

オ 被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資機材を含む。）の調整等業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネートとし、柏崎市刈羽郡医師会、柏崎市歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び地域医療政策等あらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとし、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

カ 患者の動向等を踏まえ、一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定乙に対応するメンタルケア含む）を行うための救護センターを設置するとともに、当該センターに係るスタッフの編成等を医療機関及び医療関係団体と協議しながら行う。

キ 災害急性期（おおむね発災後48時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟DMATの派遣体制の整備を行う。

なお、新潟DMATは、原則として、1チームにつき医師2人、看護師2人、業務調整員1人の計5人で構成するものとする。

ク 市及び医療機関等における災害時の医療資機材等の不足に対応するため、県薬事協会、県医薬品卸組合、県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合県支部と医療資機材等の供給に関する協定を締結するなど、医療資機材等の確保に努める。

また、輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

ケ 被災地域での対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置を行うための施設（SCU）・設備の確保に努める。

（２）市民・企業等の役割

ア 市民の役割

市民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

イ 医療機関等の役割

医療機関及び医療関係団体は、県職員の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成するものとする。また、そのマニュアルに基づく実践的な訓練等を実施するものとする。

なお、災害拠点となる病院においては、災害時における通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に関する施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資機材等の備蓄に努める。

（３）市の役割

救護所設置予定施設の指定及び点検、救護所スタッフの編成、救護所等の医療資機材等の確保など、次項以降に掲げる役割に基づき、医療救護体制の整備を行う。

2 救護所の設置

市は、災害から地域住民の生命、健康を守るため、地域の実情に合わせた医療救護所〔初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所〕の整備を行う。また、平時から災害コーディネートチーム担当学会議や情報伝達訓練等を通じて、情報連絡体制を整えるよう努める。

（１）救護所設置予定施設の指定

市は、避難所に指定した学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民に周知するものとする。

なお、災害状況により直ちに設置する救護所は各小・中学校とする。

（２）救護所のスタッフの編成

市は、柏崎市刈羽郡医師会等の医療関係団体と協議の上、救護所設置に関する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、歯科衛生士等の編成計画を定めるものとする。

（３）救護所設置予定施設の点検

市は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行うものとする。

降雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策にも留意するものとする。

3 医療資機材等の確保

市は、柏崎市刈羽郡医師会、柏崎市歯科医師会、柏崎薬剤師会等関係機関と協議し、災害時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等（以下「医療

資機材等」という。)の確保を図る体制を整備する。

また、災害時に備え薬品等の確保について、自己管理の重要性を市民に周知をする。

(1) 救護所等の医療資機材等の確保

市は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資機材等の確保のため医療資機材取扱業者と協議を行い、計画を定めるものとする。

(2) 医療資機材等の供給支援

市は、医療機関等における災害時の医療資機材等の不足が生じた場合は、県に対し、医療資機材等の支給の要請をする。

4 災害医療救護対策の充実

病院等防災マニュアル等の策定

(1) 病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともにマニュアルに基づき防災訓練を行う。また、診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じて、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行うものとする。

(2) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。

ア 災害対策委員会の設置

イ 防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）

ウ 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）

エ 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）

オ 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）

カ 人工透析実施の医療機関にあつては、医療機器及び水の確保対策

キ その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

第19節 避難体制整備計画

風水害による人的被害を最小限に抑えるため、適切な事前避難並び避難の途中及び避難先での安全確保を主眼とし、市、県、防災関係機関及び市民は、各自の責任で災害に備えることとする。また、大規模災害を想定した他県・他市町村への広域避難を考慮し、各主体における情報伝達体制の整備や、避難施設・車両等の確保等に努めるものとする。

県は、避難に関する知識の普及・啓発、危険度情報の提供をはじめとする避難情報の発令に必要となる情報提供、避難所・避難場所となる県施設の提供、協定締結をはじめとする避難に要する施設及び関係機関との情報交換体制の整備などに努めるものとする。

市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が避難できるよう、危険情報の事前周知、マニュアル化を含む避難の判断・情報伝達・避難誘導体制の整備を図るとともに、安全な避難場所の指定と周知及び即応体制の整備などを行うものとする。また、円滑な避難所運営のため、主に市職員を対象とした「自然災害時における職員対応マニュアル」を整備するとともに、自主防災組織を対象とした「避難所運営マニュアル」を整備し、避難所の開設及び運営を行う。

1 避難場所、避難所の指定及び避難経路の安全確保

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、学校、コミュニティセンター、グラウンド、都市公園及びその他公共的施設を対象に、その管理者（設置者）の同意を得た上で、災害の危険が緊迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定しておくものとする。

（1）指定緊急避難場所の指定

- ア 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定する。
- イ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。
- ウ 市民を安全かつ効率的に避難場所へ避難させるため、町内会等の同一の避難行動をとるべき避難単位ごとに設定し、高齢者・幼児・障害者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保する。
- エ 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保する。（参考：消防庁震災対策指導室編「市町村地域防災計画（震災対策編）検討委員会報告書」では、避難場所については1人当たり1㎡を目安とする。）
- オ 都市公園等の指定に当たっては、火災の輻射熱を考慮した広さを確保する。
- カ 危険物を取り扱う施設などが周辺にないよう配慮すること。
- キ 一旦避難した避難場所に更に危険が迫った場合に、他の避難場所への移動が容易に行えること。
- ク 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホ

テルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。

(2) 指定避難所の指定

- ア 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、かつ、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- イ 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保する。(参考：消防庁震災対策指導室編「市町村地域防災計画(震災対策編)検討委員会報告書」では、避難所については3.3㎡当たり2人を目安とする。)ただし、感染症禍において避難所を開設する場合は、避難者1人当たり3～4㎡の避難スペースを確保するよう努める。
- ウ 危険物を取り扱う施設などが周辺にないよう配慮すること。
- エ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めるものとする。
- オ 避難所には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- カ 要配慮者や女性に配慮した避難所運営、要配慮者利用施設への緊急避難等について、避難所開設運営マニュアル、要配慮者利用施設等との事前協定等の整備に努めるものとする。
- キ 避難所においては、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態に耐えられる施設の整備に努めるものとする。
- ク 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
- ケ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に市教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- コ 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

(3) 避難経路の安全確保

- ア 避難場所、避難所へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員を確保し、火災の延焼、津波・浸水、土砂災害等による危険が及ばないようにする。
- イ 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

2 避難場所、避難所の事前周知

市は、避難場所、避難所を指定したときは、次の方法等により市民に周知徹底を図るものとする。

ア 避難所表示看板、避難誘導看板等の設置による周知

イ 広報紙、チラシ配布などによる周知

ウ 各種ハザードマップ、防災マップによる周知。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。なお、ハザードマップ・防災マップの作成に当たっては、住民参加や時間軸の設定によって見せ方を工夫するなど、住民等の理解の促進を図り、住民が災害時の状況を具体的にイメージできるようにするとともに、その周知にあたっては、情報の受け手側の世代等も考慮して確実に災害リスクを覚知できる手段を用いるよう努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

エ 防災訓練等の実施による周知

オ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことの周知。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることの周知。

カ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことの周知。

3 避難情報の発令の判断・伝達マニュアルの作成

市は、水害、地すべりの発生などにより、災害時にどのような状況において、どのような対象区域の市民に対して避難情報を発令すべきか等の判断基準をとりまとめた「避難情報の発令の判断・伝達マニュアル」を作成し、市民の迅速・円滑・安全な避難を実現するものとする。

避難情報の発令の判断・伝達マニュアルの作成に当たっては、次のことに留意するものとする。

(1) 避難行動についての基本的な考え方

ア 要配慮者等、避難行動や情報面での支援を要する人も含めた市民の確実な避難

イ 道路冠水等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保

ウ 真に切迫した状況では、生命を守る最低限の行動の選択

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、指定された避難所に

避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

(2) 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所

水害、土砂災害等について、洪水・土砂災害ハザードマップ、浸水想定区域図、土砂災害危険箇所図、過去の被害実勢等を基に、市民の避難を要する災害について、災害の種類、災害の原因となる自然現象の特性、災害の原因となる現象が発生し、警戒を要する区間・箇所(破堤・越水等により影響を受けることが予想される区間・箇所等)を特定すること。

(3) 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難指示等の想定対象区域を定めること。

(4) 避難情報の発令の判断基準の設定

市長は、遅滞なく避難情報を発出できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び市民等に周知する。

ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、上流のダム放水量、台風情報、降水量、洪水警報などの気象情報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。

イ その他の中小河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に危険を及ぼすと判断したものについては、河川に関する情報、気象情報、過去の浸水害実績等から具体的な避難情報の発令基準を設定する。

ウ 避難指示等の発令対象区域については、洪水等により避難が必要となる範囲をまとめて発令できるよう、浸水想定区域図等を基に発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

エ 土砂災害警戒情報とその補足情報等を活用し、土砂災害に対する避難情報発令基準を設定する。

オ 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

また、土砂災害警戒区域等を避難情報の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

カ 市は、市民に対する避難のための準備情報の提供を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

なお、避難情報は次の表に掲げるとおり、三類型に分けられる。

区 分	発令時の状況	市民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	・災害が発生するおそれがある状況 ・災害リスクのある区域等の要配慮者等、特に避難行動に時間を要す	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所等への避難行動を開始(避難支

	る者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備開始 ・状況に応じて自主避難の開始
警戒レベル4 避難指示	・災害が発生するおそれが高い状況 ・災害リスクのある区域等において、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・危険な場所から全員避難する（立退き避難又は屋内安全確保） ・通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始 ・高齢者等避難の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに開始 ・未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は、生命を守る最低限の行動
警戒レベル5 緊急安全確保	・災害発生又は切迫の状況	・避難場所等への避難がかえって危険である場合は、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動

(5) 避難情報の伝達方法

避難情報を市民に周知し、迅速・的確な避難行動に結び付けられるように、避難情報の伝達内容、伝達手段、伝達先について、チェックリストとともに定めておくこと。

4 避難情報等情報伝達体制の整備

- (1) 気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。
- (2) 被災により特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線、Ｌアラート、緊急速報メール（電子メール）、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等、市民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者利用施設の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。
- (3) 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における市と保育園・認定こども園・幼稚園等々の施設、及び施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- (4) 在宅の要配慮者に対する避難情報の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。
- (5) 避難情報伝達に、地元のコミュニティＦＭ放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続等を定める。
- (6) 避難情報、災害発生情報の意味及び市民等のとるべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように伝える。

方を工夫し、避難行動を促していく。

- (7) 避難勧告又は指示及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこと。
- (8) 防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

5 避難誘導体制の整備

- (1) 避難指示等が発令された際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制の整備促進を図る。
- (2) 在宅の要配慮者の安全・確実な避難のため、福祉関係者及び自主防災組織等と協力して「避難支援個別計画」を整備する。
- (3) 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。
- (4) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日ごろから市民等への周知徹底に努める。
- (5) 避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の暴雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを市民にも周知する。

6 避難場所、避難所及び避難経路の整備

市は、避難場所、避難所及び避難経路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努めるものとする。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

- (1) 避難場所、避難所の耐震化の推進
- (2) 避難場所、避難所のバリアフリー化の推進
- (3) 断水時でも使用可能なトイレ、停電時でも使用可能な構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備
- (4) 食料・水（給水用機材）・照明設備（非常用電源）・常備薬・マスク・消毒液・炊き出し用具（燃料）・毛布・ブルーシート・土のう袋等避難生活に必要な物資のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の備蓄
- (5) 緊急物資、救急・救助・医療・防疫用資機材等の備蓄倉庫、備蓄場所の整備、及び救援物資の一時集積場所
- (6) 要配慮者や女性等に配慮した避難場所への誘導標識の整備、避難所の環境整備、福祉用具等の整備、地域の実情による必要に応じた福祉避難所の指定

- (7) 聴覚障がい者、視覚障がい者、外国人へのコミュニケーション支援として、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、通訳等を派遣できるような体制の整備

7 避難誘導等資機材の整備

市は、災害時の適切な避難誘導のため、次の避難誘導、応急対策のための資機材等の整備に努めるものとする。

- (1) 災害時の的確な情報収集と適切な伝達のための無線等通信機器
- (2) 応急対策のための救助工作車、救急車、照明車両等の救急救助資機材

8 防災上特に注意を要する施設の避難計画

学校、保育園、認定こども園、幼稚園、病院、要配慮者利用施設、高層建築物、百貨店、大規模小売店、興業場、ホテル、旅館、その他不特定多数のものが利用する施設の管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておくものとする。

- (1) 地域の実情に応じた避難場所（市指定の避難場所等）、経路、誘導及びその指示伝達の方法
- (2) 入院患者、自力避難の困難な要配慮者等の避難誘導方法及び近隣住民、事業所等の協力体制
- (3) 集団的に避難する場合の避難場所、避難所の確保、保健衛生、給食の実施方法
- (4) 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

9 広域避難を想定した体制の整備

(1) 県の役割

広域避難に関する市町村の調整を、次に掲げる項目により行うものとする。

ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市町村の体制整備の支援

市民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要な車両等の状況について、関係機関と情報交換の上、各市町村に情報提供を行う。

イ 広域避難の受入に備えるための市町村の体制整備の支援

市民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市町村の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。また、避難先として旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

ウ 大規模広域災害時に、県内市町村が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に関する応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(2) 市の役割

広域避難に関する体制の整備を、次に掲げる項目により行うものとする。

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

(ア) 市は、避難の際に必要な市民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(イ) 市は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備に努める。

イ 広域避難の受入に備えた体制整備

(ア) 市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(イ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことができる体制の整備に努める。

第20節 文教施設等災害予防計画

集中豪雨や暴風等により災害が発生した場合に、学校をはじめとする文教施設等は甚大な被害を受けることが予想されるが、園児、児童・生徒、教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図るため、日ごろ、市及び市教育委員会や学校等が実施しておくべき事項を定める。また、地域における防災機能の強化を図るため、市及び県は、本計画の定めるところに従い、施設・設備の整備に努めることを定める。

1 学校の予防対策

(1) 危機管理マニュアルの作成

校長は、災害発生に備え、市が示すハザードマップ等を参考に学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、市教育委員会の指導および文部科学省が示す手引き等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校の危険等発生時対処要領(以下「危機管理マニュアル」)を作成するものとする。

区 分	主 な 項 目
予防対策	①学校防災組織の編成 ②施設・設備等の点検・整備 ③防災用具等の整備 ④防災教育の実施 ⑤教職員の緊急出動体制の整備 ⑥家庭との連絡体制の整備 備 など
応急対策	①災害発生が予想されるときでの事前休校、授業短縮措置等 ②災害発生直後の児童 生徒の安全確保 ③避難誘導 ④児童生徒の安全確認 ⑤気象情報の収集 ⑥被害状況等の報告 ⑦下校措置又は保護継続 ⑧避難所開設・運営の協力 ⑨教育活動の再開 ⑩児童生徒のこころのケア など

(2) 防災委員会の設置

校長は、危機管理マニュアルに定められた事項等について教職員等の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置するものとする。

(3) 学校防災組織の編成等

校長等は、学校防災組織の編成等に当たって次の点に留意するものとする。

ア 学校防災組織の編成

災害発生時に対応する教職員等の役割分担を明確に定めておく。特に、担当教職員等が不在の場合の代行措置を明確にしておくこと。

イ 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童生徒の避難経路上の施設・設備等については点検を行い、内壁・外壁落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等必要な措置を行うとともに、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行っておくこととする。

また、雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は、除雪を

十分に行い、避難路を確保しておく。

ウ 防災用具等の整備

(ア) 医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員等に周知しておく。

(イ) 生徒名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

エ 教職員等の緊急出動体制

校長は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出動体制を決め教職員等に周知しておく。

オ 家庭との連絡体制

あらかじめ保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教職員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童・生徒の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。なお、個人情報漏えいしないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期する。

(4) 教職員、児童・生徒等に対する防災教育

ア 教職員等に対する防災教育

(ア) 市教育委員会は、防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行うものとする。

(イ) 校長は、各教職員の任務、定期点検事項、応急処置等に関する校内研修を行うものとする。

イ 児童生徒に対する防災教育

校長等は、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行うものとする。

(ア) 避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにする。

また、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、児童生徒等に周知しておく。

a 形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着、冷静かつ迅速な行動がとれるよう留意して実施する。

b 登下校中、授業中、校外学習活動中等、様々な場面を想定して計画的に実施する。

c 地域社会の一員として、小・中学生を地域防災訓練へ積極的に参加させる。

(イ) 各教科や学級活動、総合的な学習の時間等を通じて「災害の原因」「安全な行動の仕方」「日常の備え」「命、家族の絆、助け合う心の大切さ」などについて計画的に指導すること。

a 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

b 児童生徒の発達段階に沿って、副読本、映像、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用し指導すること。

- c 自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「助け合う心」「生きるたくましさ、勇気」等について指導すること。
- d 大規模災害の場合は、建築物の倒壊、落下物の飛散等によって多数の負傷者を生ずることが予想されるので、小・中学生に対して保健体育、学級活動等を活用して応急処置に関する知識や基礎的、基本的な技能を習得させる。

2 学校以外の文教施設における災害予防対策

図書館・博物館・体育施設等、学校以外の文教施設は、学校と違い不特定多数の者が利用する施設であるので、組織的な統制、避難・誘導は困難である。また、貴重な文化財・美術品・蔵書等を収蔵している施設においては、これら収蔵物を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

施設の管理者はこれらの事情を考慮して防災計画を作成し、防災設備の整備・充実に努めるとともに、非常時の措置についてあらかじめマニュアル等を作成し、訓練等を通じて職員に周知しておくものとする。

- (1) 施設・設備等の安全対策は基本的に学校に準じるが、避難経路の表示を増やす等、不特定多数の利用者の迅速・安全な避難を考慮したものとする。また、収蔵物を火災、浸水、転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉の設置、展示方法の工夫、非常時の措置等の対策を講じるよう努めるものとする。
- (2) 災害発生時に、施設内の利用者等に外の状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、その運用方法と避難誘導の手段・方法を定めておく。
- (3) 災害発生時に対応する自主防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

3 地域防災機能強化に対応した公立文教施設の整備

市は、市及び県の地域防災計画の定めるところに従い、防災機能強化のため必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整えるものとする。

(1) 施設・設備の整備

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

a 和室の整備

b シャワー施設の整備

c 冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

- a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備
- b 生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ 設備整備

- (ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備
- (イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

(2) 情報連絡体制

- ア 携帯電話、防災無線等の導入
- イ インターネット回線の整備
- ウ 情報収集のためのテレビ、ラジオの整備

4 保育園における予防対策

(1) マニュアルの作成

保育園長は、災害発生に備え、市が示すハザードマップ等を参考に保育園敷地内や通園路等の危険箇所を調査するとともに、子ども未来部保育課の指導により、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだマニュアルを作成するものとする。

また、市は、私立保育園、認定こども園及び幼稚園については、防災計画を作成するよう指導・助言するものとする。

区 分	主 な 項 目
予防対策	①防災組織の編成 ②施設・設備等の点検・整備 ③防災用具等の整備 ④防災教育の実施 ⑤教職員の緊急出動体制 ⑥家庭との連絡 など
応急対策	①災害発生が予想されるときでの事前休園、短縮措置等 ②災害発生直後の園児の安全確保 ③避難誘導 ④園児の安全確認 ⑤気象情報の収集 ⑥被害状況等の報告 ⑦降園措置 ⑧保育活動の再開 ⑨園児等のこころのケア など

(2) 保護者との連絡方法

あらかじめ保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、保育園、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、園児の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

(3) 防災教育

避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにする。

5 児童クラブにおける予防対策

(1) 保護者との連絡方法

あらかじめ保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、児童クラブ、保護者双方が常備しておくとともに、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

(2) 防災教育

避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにする。

第21節 文化財災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ 市は、適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた風水害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。

ウ 県は、文化財保護指導員の巡視報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市及び文化財所有者に対して、風水害への予防措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別ごとの対策

ア 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水による倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県（観光文化スポーツ部）に報告する。また、その修理・修復に関する役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に関する指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

4 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復や災害時の対応に関する指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ 市指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、市を通じて文化財の防災対策や災害時の対応についての啓発・助言を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。

第22節 要配慮者の安全確保計画

災害時に必要な情報の把握が困難、又は自らの行動等制約のある高齢者、障害者、難病患者、施設入所者、外国人、妊婦及び乳幼児等の要配慮者の安全の確保には、近隣住民をはじめとした地域社会で要配慮者を支援する体制づくりが必要である。自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員及び消防団（以下「避難支援等関係者」という。）は、市、県及び要配慮者利用施設と協力して災害時における要配慮者の安全の確保を図るものとする。

1 要配慮者に対する対策

（1）地区コミュニティの形成等

ア 行政による支援

迅速な避難行動ができない要配慮者を風水害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地区コミュニティの形成が要配慮者の救済の基盤となるものである。このため、市及び県は、避難支援等関係者、要配慮者利用施設、柏崎市社会福祉協議会、老人クラブ及び民間ボランティア団体等による要配慮者に対する声かけ運動や安否確認などの住民相互支援活動への支援に努めるものとする。

イ 要配慮者の情報把握

市は、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿等を整備するなどして、必要な情報の把握に努めるものとする。情報の把握に当たっては、避難支援等関係者等と十分連絡を取り、プライバシーに配慮して行う。

市は、消防・警察と情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。また、必要に応じて要配慮者に保健師、ホームヘルパー等を派遣し日常的な安否確認に努め、避難支援等関係者等と協力して要配慮者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進するものとする。

（2）住宅の安全性向上

市及び県は、要配慮者の住宅で、老朽化や構造上の強度不足により災害発生時に倒壊の危険性のあるものや、室内の段差等により避難の際の障害が多いものについて、住宅改造の低利融資や住宅改修費の補助等に努めるものとする。

（3）要配慮者支援体制の整備、促進

近年の特徴として、要配慮者の被災が多いことが課題となっていることから、市は、避難支援等関係者等との連携の下、要配慮者避難支援計画を整備し、要配慮者に関する情報の共有を図るものとする。

ア 情報伝達体制の整備

市は、平時から要配慮者と接している避難支援等関係者、柏崎市社会福祉協議会、要配慮者利用施設及び柏崎地域国際化協会等との連携を深め、発災時はこれらのネットワーク

を安否確認及び避難情報の情報伝達に活用すること。

市及び県は、要配慮者の特性に応じて、緊急通報システム、防災情報メール等の情報通信機器等の整備・活用に努め、外出中の要配慮者の避難を容易にするため、不特定多数の人が集まる場所に避難場所、避難所への誘導標識等の設置に努めるものとする。

外国人は、言葉や生活習慣の違いから、災害への適切な対応ができないので、事前に、外国人に理解可能な方法により、必要な情報をきちんと伝達しておく必要がある。

市及び柏崎地域国際化協会は、災害時の対応方法について、外国人に対する情報提供を推進する。

市は、必要に応じて、避難要領の外国語リーフレットの配布や外国人参加の防災訓練等を実施するものとする。

イ 要配慮者避難支援計画の整備・促進

要配慮者の支援対策として、要配慮者支援に関する「要配慮者避難支援全体計画」（以下「全体計画」という。）と、要配慮者一人ひとりに対する避難支援実施者、避難先、避難方法等を記載した個別避難計画で構成するものとし、次の点に留意し整備・促進を図り避難支援等関係者と情報共有するものとする。

（ア）避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者名簿作成に当たり、要配慮者に対し、制度周知等を行い名簿登録が必要な者の把握に努める。また、市が把握していない情報については、関係都道府県知事その他の者に対し、情報提供を求め情報の取得に努める。

（イ）避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難支援等関係者及び要配慮者利用施設と共同し、全体計画に基づく避難行動要支援者名簿登録を推進し、避難行動要支援者名簿を整備したのち、避難支援等関係者へ提供するものとする。

なお、避難行動要支援者名簿に登録する対象者は、市内に居住し次に掲げるもの（施設入所者は除く）とする。

a 高齢者

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3以上の者

b 障害者

a) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級に該当するもの、視覚障害者3級若しくは4級、聴覚障害者3級、上肢・下肢・体幹不自由3級又は脳原生移動機能障害3級に該当するもの

b) 療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号）に基づく都道府県要綱により定める療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度が重度（総合A判定）であるもの

c) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45

条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が同法施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級に該当するもの

c 難病患者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年6月9日厚生労働省告示第292号）にかかっている者

d 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条に規定する障害支援区部が4以上の者

e 前各号に準ずる者で市長が認めるもの

（ウ）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画による情報共有及び連絡体制

a 避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の平時からの提供は、避難行動要支援者の名簿に掲載された本人及び避難支援実施者の同意により行うものとする。また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際し、避難支援等関係者が適切な情報管理が図られるよう、名簿の保管、使用方法及び守秘義務などについて十分説明することとする。

b 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に留意し、避難支援等関係者及び市防災部局、福祉部局と情報共有を図り、連絡体制の確立に努める。

c 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、最新の情報を保ち、年1回更新することとし、避難支援等関係者に提供するものとする。

d 避難行動要支援者と近隣住民とのコミュニケーションづくりの推進に努める。

（エ）安否確認及び避難誘導體制の整備

a 市は、避難支援等関係者、防災・福祉関係機関、警察署、消防署及び消防団等の協力を得て、避難行動要支援者に対し、緊急かつ着実な避難指示等がされるよう防災行政無線、広報車による情報伝達に加え、テレビ、ラジオ及び携帯電話メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速に避難情報等を伝達する。

b 避難支援等関係者は避難行動要支援者名簿を下に、平時から名簿の活用、避難行動要支援者の特性に合わせた適切な避難支援方法等を協議し、安否確認及び避難誘導體制などの避難支援等の整備を図る。

なお、市は重度の介護の必要な者の避難受入先は、できる限り避難行動要支援者の避難の受入れに関する協定書を締結している要配慮者利用施設とし、あらかじめこれらの施設と受入れに関して協議する。

（4）避難所の設置・運営に関する体制の整備

市は、避難支援等関係者の協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

ア 避難所の管理責任者は、避難者台帳整備の基となる避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱など支援が必要な要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

る。

イ 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障害者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した伝達手段を確保する体制整備を図る。

ウ 避難所においては、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては文字又は手話等により、知的・発達障害者に対しては、絵や写真により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

エ 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等、要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

オ 一般避難所での生活が困難な要配慮者については、避難行動要支援者の避難の受入れに関する協定書を締結している要配慮者利用施設への緊急入所や避難所内の福祉避難室、福祉避難所、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(5) 保健・福祉対策

災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村等応援の受入れ、ボランティアセンター等との協力体制を整備する。

ア 保健対策

被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師は、避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、こころのケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行う体制整備を図る。

イ 福祉対策

発災直後に、個別避難計画等に基づき、柏崎市社会福祉協議会、要配慮者利用施設及び避難支援等関係者等の協力・連携により、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(6) 防災教育・防災訓練

ア 防災教育・防災訓練の実施

市及び県は、要配慮者向けパンフレット・リーフレット等により、災害時の適切な行動についての防災教育に努めるとともに、市民に対しても、近隣の要配慮者の支援についてパンフレット、広報誌等により啓発普及に努めるものとする。

市及び県は、要配慮者の避難等について訓練するため、地域の自主防災組織と合同の防災訓練や避難支援に関する説明会の実施などの体制整備の実施に努めるものとする。

イ 防災資機材等の整備

市及び県は、実情に応じて、災害時要援護者の家庭を対象とした地域の自主防災組織を対象に、移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備に努めるものとする。

(7) 市の体制

市は、災害発生後、在宅の要配慮者の安否情報の収集、避難支援等について一元的に総合

調整する組織として、福祉保健部・要配慮者支援班を設置し要配慮者対策を行う。

2 要配慮者利用施設における安全確保計画

(1) 防災組織体制

ア 自衛防災組織の設置

防火管理者の下に施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて情報班、消火班、安全指導班、救護班及び応急物資班等を置き防災業務を分担するものとする。

イ 情報連絡・応援体制の確保

(ア) 消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて消防・警察・近隣施設等との連絡会議を設置し、施設の内部構造・入所者の実態を認識してもらい、応援協力体制の確保に努めるものとする。

(イ) 市は、平時から情報交換及び連携を図り、情報の伝達体制等の整備に努める。

ウ 夜間体制の充実

夜間における災害に対処するため、各施設の入所者の状況、建物の構造等総合的に勘案の上夜間職員の配置に努めるとともに、夜間における勤務形態については、施設の種別に応じて交代制・宿直制の確保に努める。

(2) 要配慮者利用施設の安全性強化

建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保する。また、日ごろから備品等の落下転倒防止措置、危険物の安全点検等を行い、要配慮者利用施設の安全性の維持・強化に努める。

(3) 食料品等の備蓄

災害に備えて最低3日間、推奨1週間分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障害者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄及び必要により井戸、耐震性貯水槽や備蓄用倉庫の整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練

職員・入所者等に対し日ごろから防災意識の育成を図る。また、防災訓練を年1回実施するとともに、その実施に当たっては、地域の自主防災組織や消防機関の参加を求め、自力避難困難者の避難・救出訓練、夜間における避難に重点を置いたりする訓練等の実施に努める。

(5) 地域住民等との協力体制の確保

職員の緊急連絡体制を整備しマンパワーの確保に努めるものとするが、更に、避難支援等関係者、ボランティア、近隣施設等との協力を得られるよう、普段から協力関係の形成に努める。

(6) 被災者の受入れ

被災地に隣接する地域の要配慮者利用施設においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用して被災者の受入れを行うものとし、受入れに当たっては要配慮者等支援の必要の高いものを優先するものとする。

このため、市及び県は、保健医療福祉圏域内で施設間のネットワークの形成に努め、要配慮者利用施設は近隣の施設と相互協力関係を結び、施設長は日ごろから受入可能な余裕スペ

ースの確認に努める。

(7) 避難確保計画策定の支援及び実施状況等の確認

市及び県は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、柏崎市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定するにあたっては、連携して積極的に支援を行う。さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、又は避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

第23節 ボランティア活動計画

災害時における被災者の救援活動において、大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ、組織的な活動が円滑に実施されるよう、平時から地域におけるボランティアの育成に努めるとともに、災害等の緊急時において、これらの活動を被災者のニーズと適時適切に結び付け、救援救護活動及び被災者の生活支援を効果的に進めるものとする。

このため、災害ボランティア活動の必要性、重要性を考慮し、災害ボランティアの受入れ及び救援活動の調整等その受入れ体制を確保できるよう、平時からボランティア関係団体相互の支援・協力体制の整備を図るとともに、災害ボランティア活動に関する情報交換を行い、ボランティアの育成を推進するものとする。

1 ボランティア活動の支援

大規模災害時における災害ボランティア活動は、医療救護等の専門分野における災害応急活動のほか、避難所等における被災者の生活支援等、災害発生直後から復旧過程に至る各段階において、大きな役割を果たし、その存在は欠かすことができない。

このため、平時から災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害時のボランティア活動が円滑で効果的に実施されるよう、柏崎市社会福祉協議会及びボランティア関係団体等との支援・協力体制を整備するものとする。

2 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地域や被災者の自立を支援することを目的とした善意の活動を行う個人・団体をいい、その活動は、以下に例示するように、専門的な知識や技能、特定の資格を有する専門ボランティアと、被災者の生活支援等に自主的に参加する一般ボランティアがある。

(1) 専門ボランティア

- ア 医療（医師、看護師等）
- イ 高齢者、障害者等の介護（介護士等）
- ウ 土木・建築（砂防ボランティア、応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等）
- エ 通訳（外国語・手話通訳者等）

(2) 一般ボランティア

- ア 災害情報・生活情報等の収集、伝達
- イ 避難所等における炊き出し、清掃等の生活支援
- ウ 救援物資、資機材の仕分・配給
- エ 軽易な応急復旧作業
- オ 災害ボランティアの受入業務

3 平時における災害ボランティア活動推進のための体制整備

ボランティアは、本来、個人の自主性に基づいて行われるものであり、安易な組織化、体系化は慎む必要があるが、災害が生じてからの対応においては、連絡・調整作業が困難を極める可能性が高いため、あらかじめ災害時における関係団体等との相互協力・連絡体制などを整えておく必要がある。

災害ボランティア活動が円滑に行われるために、事前の登録、研修等の実施や、災害時にボランティア活動の第一線の拠点として、被災者のニーズ把握や具体的な活動内容の指示等を行う市災害ボランティアセンターが迅速に組織できる体制について、市は、柏崎市社会福祉協議会等関係機関と連携を図りながら整備するものとする。

(1) 支援・協力体制の推進

災害時には、ボランティア・NPO等が連携して被災地での救援救護や生活再建等の支援活動が円滑に行われるよう、平時から緊急時に備えて、相互の支援・協力体制の整備を図る。

ア 防災啓発活動の積極的な実施

イ 市、柏崎市社会福祉協議会等で協働し、緊急時にすぐに対応できる体制づくりの促進

ウ 災害時に動けるボランティアの育成、研修等の実施

(2) 災害ボランティアの育成

災害時におけるボランティア活動の知識や心構え等、自主防災組織等との連携を図りながら、地域におけるボランティアの育成や自主防災リーダーの養成・研修の充実を図る。

また、柏崎市社会福祉協議会、日本赤十字社及びその他のボランティア関係機関・団体等との連絡調整会議等の設置により、ボランティアに関する情報交換を行いながら、ボランティアの人材育成を図る。

ア 自主防災リーダー育成のための防災士養成講座等の受講の促進

イ 自主防災組織等における自主防災リーダーの担い手確保

4 災害時における災害ボランティア活動支援のための体制整備

災害時には、市内外のボランティアから救援活動等の申出を受けた場合、柏崎市社会福祉協議会及びボランティア関係団体等と緊密に連携しながら、円滑で効果的なボランティア活動が実施できるよう、被災地における被災者ニーズの情報把握に努め、ボランティアの受入れ、派遣等を行う市災害ボランティアセンターの設置を支援するとともに、必要な資機材や物資の調達・援助等、その活動環境の整備を図る。また、ボランティアの活動を支援・調整するために、関係団体等との連携による体制の整備を図るものとする。

(1) 市災害ボランティアセンターの設置

避難所や在宅等の被災者への支援、災害救援活動への協力等のボランティア活動の円滑な実施を支援するため、ボランティア活動の第一線の拠点として柏崎市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターを設置する。また、市及び柏崎市社会福祉協議会は、効果的な災害ボランティア活動を推進するため、災害ボランティアセンター運営マニュアル等の整備や設置・運営訓練の実施に努めるものとする。

ア 市災害ボランティアセンターの活動

- (ア) ボランティアの要請、受入れ、登録
- (イ) 被災者のニーズの把握と分析
- (ウ) 具体的救援活動の調整、指示
- (エ) 救援活動に要する物資の確保と配布

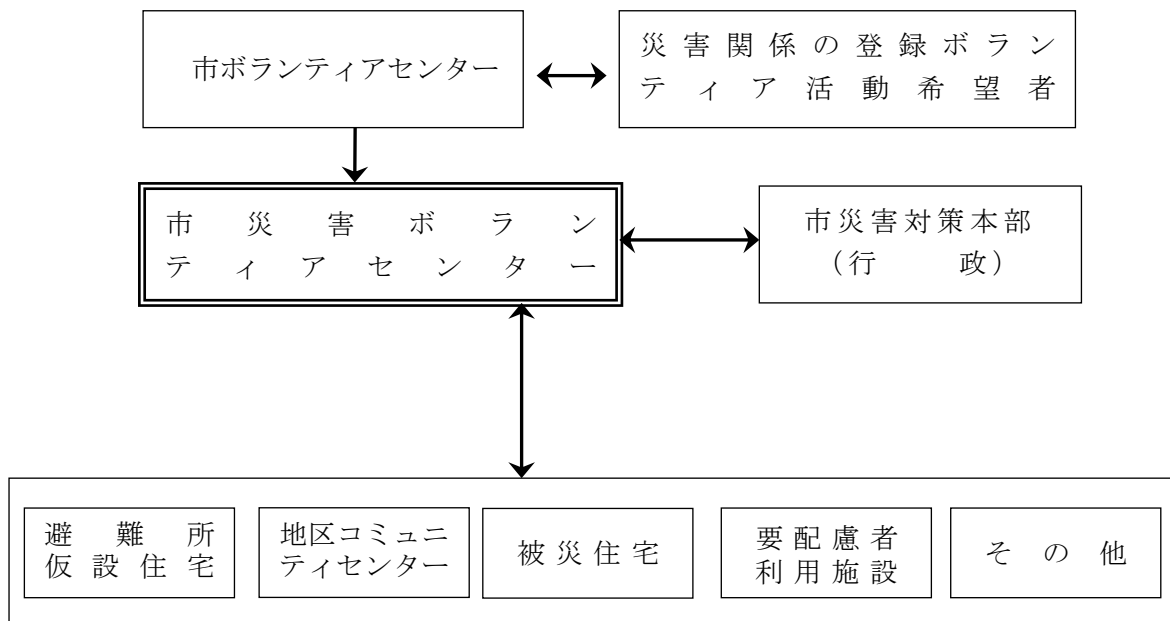
イ 市災害ボランティアセンターの体制

県災害ボランティア支援センター及び市災害対策本部と密接な連携を図りながら、柏崎市社会福祉協議会を中心に、災害救援活動経験者や、多数の一般ボランティアの協力によって運営する。

(2) 関係団体間の連携

災害時には、県内外から複数のボランティア活動に参加する民間団体等が現地入りすることが予測されるので、市災害ボランティアセンターは効果的な活動を行うために、関係団体等と連携を図り、ボランティアの調整を行う。

《災害発生時のボランティア情報収集・提供のフロー図》



第24節 食料品・生活必需品等の確保計画

災害時には、自宅が倒壊しあるいは交通網のマヒ等により、市民及び一時的滞在者が食料品や生活必需品等を調達できなくなることが予想される。

このため、備蓄に当たっては、自助・共助・公助の考え方にに基づき、県は、全県的な備蓄の調整を行い、中越大震災の規模に対応できる備蓄量を確保し、災害時には被災地への支援の指示を、県内市町村へ出すものとしている。また、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、屋内でフォークリフトの使用や大型車の乗り入れができる物資拠点を選定する。

市は、中越沖地震での避難者数及び県が示した人口規模を基に、保健衛生班管理栄養士等と連携して、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者など、特別な配慮が必要な食料品を含めて、適切な品目及び数量の備蓄を必要最小限行い、年齢、性差、障害等に対応できる体制を整え、災害時に速やかに食料品、生活必需品等を供給する。また、必要最小限の備蓄以外は、民間企業の保有する流通在庫を活用する。

県及び市は、民間事業者へ委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

県及び市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。

1 各主体の役割

（1）市民の役割

- ア 各家庭において、平時から家族の最低3日分程度、推奨1週間分の食料及び物資等の備蓄に努める。
- イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を必要とする者は、平時から最低3日分、推奨1週間分の分量を自ら確保するよう努める。
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
- エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
- オ 車両の燃料を常に半分以上としておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。
- カ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

（2）企業・事業所及び学校等の役割

ア 企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。

イ 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な食料及び物資等の備蓄に努める。

ウ 要配慮者利用施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする最低3日分、推奨1週間分の食料及び物資等の備蓄に努める。また、非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。

(3) 県の役割

ア 物資等の備蓄

市町村が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に食料及び物資等を備蓄する。

イ 物資拠点の選定

県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、物資の集積・配送等ができる施設（広域物資輸送拠点）を選定する。

ウ 物資等の緊急供給体制の整備

(ア) 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

(イ) 他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。

(ウ) 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。

(エ) 陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

エ 燃料の緊急供給体制の整備

石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報（施設に至る経路や燃料関連設備の状況等）の共有に努める。

オ 市町村に対する支援体制の整備

市町村に対し、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配布等の支援を行う体制を整備する。

カ 県民への普及啓発

(ア) 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、普及啓発する。

(イ) 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

(4) 防災関係機関の役割の役割

ア 日本赤十字社新潟県支部

(ア) 非常用食料や毛布等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市町村からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。

(イ) 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡を密にする。

イ (公社) 新潟県トラック協会

- (ア) 県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。
- (イ) 会員企業への緊急連絡体制を整備する。
- ウ 新潟県石油業協同組合
- (ア) 県からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備する。
- (イ) 会員企業への緊急連絡体制を整備する。
- (5) 市の役割
- ア 物資等の備蓄
- (ア) 市・県の備蓄分担割合に基づき食料及び物資等を備蓄する。
- (イ) 発電機等、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。
- (ウ) 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取
り出して使用・配布できるようにする。
- イ 物資拠点の選定
- 県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。
- ウ 物資等の緊急供給体制の確立
- (ア) 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- (イ) 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。
- (ウ) 自主防災組織及び市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。
- エ 市民への普及啓発
- (ア) 市は、家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について普及啓発する。
- (イ) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所の備蓄物資の確認及び使用・配布の訓練を行う。
- (ウ) 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

2 備蓄品及び備蓄場所

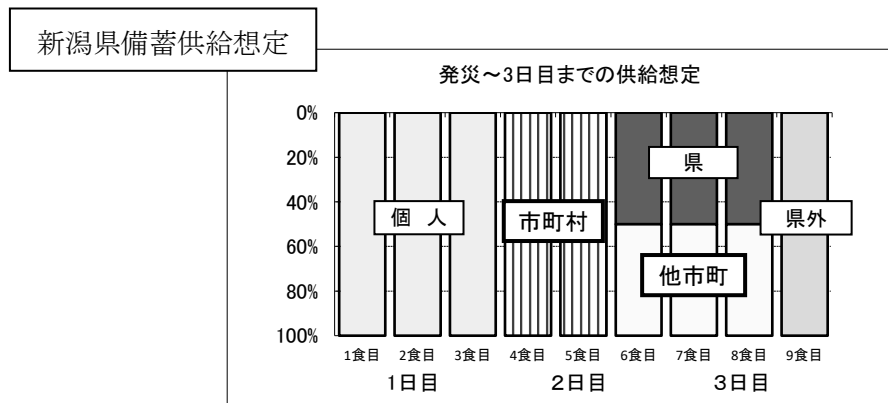
項 目	品 名	備蓄場所
食料品	飲料水 乾パン、ビスケット等 アルファ米 副食（缶詰等） 要配慮者を対象とした食料（お粥、ミルク等）	数箇所の避難所に分散及び集中保管して備蓄する。
生活必需品	毛布 日用品等（タオル、ちり紙、歯ブラシ等）	
福祉器具	ポータブルトイレ 車椅子等	

※備蓄品の夏季における対応

夏季においては避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等万全の体制を整備する。

3 備蓄数量

県では、災害時に被災エリアの市町村が、2食分を被災者へ提供し、被災エリア外の市町村は、1.5食分の備蓄物資を被災エリアの市町村へ支援することとしている。



○新潟県計画 被災エリア人口80万人（※）、避難者を10万人と想定

	主食（食）	副食（食）	飲料水(2リットル/本)	毛布（枚）
		(主食×2/3)	(主食×1/3)	
人口80万人 当たりの必要量	20万	13万6,000	6万4,000	2万4,000
人口1万人 当たりの目標量	2,500	1,700	800	300

※ 中越大震災規模の災害が発生し、県人口の3分の1が被災する状況を想定。

※ 中越大震災時、最大33市町村で避難者が発生し、該当市町村の人口は計74万人。

○柏崎市計画 人口82,000人（※）、避難者を10,250人と想定

	主食（食）	副食（食）	飲料水(2リットル/本)	毛布(枚)
		(主食×2/3)	(主食×1/3)	
市の目標量	20,500	13,700	6,900	2,500

※ 令和2（2020）年の国勢調査の人口81,526人を基に算出。

※ 中越沖地震時の最大避難者数は11,410人。

4 備蓄に関する市民への普及啓発

（1）市民、企業・事業所等に対し、備蓄の重要性及び、災害時の食料及び物資の供給計画について、普及啓発する。

（2）防災訓練に際して、地域住民とともに避難所の備蓄物資の確認及び使用・配布の訓練を行

う。

- (3) 小口・混載の支援物資を送ることは被災自治体の負担になるなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

5 要配慮者に対する配慮

- (1) 食料の供給においては、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等摂食上配慮を必要とする者を特定し、必要となる食料及び数量を把握し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。

なお、食料の選定と活用については、保健衛生班管理栄養士等と連携して行う。

- (2) 年齢、性差、障害等により必要となる物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整える。

6 女性に対する配慮

避難所等における女性の授乳、更衣等を想定し、パーテーション等必要な物資を備蓄するとともに、必要に応じて、速やかに供給するような体制をあらかじめ構築するものとする。

第25節 事業所等の事業継続

1 計画の方針

企業・事業所（以下「事業所等」という。）は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、各事業所等において防災活動の推進に努める。

2 市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所が被災後、速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）の策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

※事業継続計画（BCP）とは、災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから事業所を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施するものである。

（1）実態の把握

事業所等のBCP策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

（2）事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

（3）地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地区コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、自主防災組織等との連携協力体制の構築を図る。

（4）事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

3 商工団体の役割

（1）事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

（2）会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。

（3）行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

（4）中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進す

るため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

4 事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

（１）災害時に事業所等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内にとどまったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ 二次災害の防止

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏えい防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した場合には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の1日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調の下、企業の特徴を生かした活動による地域貢献に努める。

（２）平時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保を実施するなど、平時からの危機管理体制の構築に努める。

【参考】

国において、事業継続の取組を促進するため、各種ガイドライン等を策定し公開している。

〔内閣府〕

○中央防災会議・民間と市場の力を生かした防災力向上に関する専門調査会「事業継続ガイドライン」

○「企業等の事業継続・防災評価 検討委員会」の検討の経緯と成果について

〔中小企業庁〕

○「中小企業BCP策定運用指針」

第26節 行政機関等の業務継続

1 計画の方針

風水害等発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関における業務継続計画（BCP）の策定を推進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 市の役割

風水害等発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、柏崎市業務継続方針（平成26（2014）年4月策定）に基づき、柏崎市業務継続計画（平成31（2019）年3月策定）を策定、令和4（2022）年1月に柏崎市業務継続計画の改訂に併せて、柏崎市受援計画（令和4（2022）年1月）を策定し、業務継続性の確保を図る。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

業務継続計画の策定にあたっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」及び「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を参考とする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえて、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

（1）非常時優先の整理

風水害発生時において、応急対策業務（優先的に実施する必要がある復旧・復興業務）と優先通常業務（普段から実施している業務のうち休止することのできない業務）を非常時優先業務とし、社会的な影響、他の業務への影響及び法令上の処理期限等を踏まえた影響度の観点から分析し、優先的に実施する非常時優先業務の洗い出しを行う。また、非常時優先業務については、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。

（2）業務執行体制の確保

ア 市長不在時の職務代行順位

市長不在時の職務代行順位について、明記しておく。

イ 職員の参集体制

本計画に定める配備体制（第3章第2節）を参考に、非常時優先業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

ウ 安否確認

緊急時の連絡網を整備し、大規模な危機の発生時には、安否の連絡のない職員について、安否確認を実施する。

エ 人員計画の立案

非常時優先業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させるよう努める。

オ 業務引継

非常時優先業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

カ 庁内の応援体制の確立

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、同部局内による応援体制の確立に努める。

また、部局内で必要人員が確保できないと想定される場合は、庁内による応援体制の確立に努める。

キ 庁外からの応援体制の確立

大規模災害の発生時でも、協定先等から円滑な応援を受けることができるよう受援体制をあらかじめ準備しておくとともに、協定内容や新たな協定先を検討する。

ク 外部事業者等の業務継続体制の確保

非常時優先業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の事業者等に委託されている場合は、外部事業者等が大規模災害の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、整備していない場合は体制の整備を要請する。

ケ その他

上記のほか、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(3) 施設・設備の確保

ア 執務スペース

(ア) 庁舎に被害が発生した場合の対応

庁舎管理者は、庁舎の安全を確認し、安全が確保できない場合は、被害箇所及び立入制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先し

(イ) 代替施設の利用

庁舎を長期的に利用できないと判断される場合、災害対策本部等において、本部長が代替施設での非常時優先業務の実施を決定する。応急復旧を実施する。

(ウ) 代替施設の決定

代替施設は、災害の発生箇所、規模等に応じて決定する。代替施設を決定した場合、市民、関係機関等へ速やかに周知する。なお、代替施設としてあらかじめ検討する施設は次のとおり。

- a 西山町事務所、高柳町事務所
- b 総合体育館、市民プラザ、ソフィアセンター、文化会館アルフォーレ
- c 他の市施設
- d 県、国、その他防災関係機関等の施設
- e 民間施設

(エ) 代替施設の設備状況等の把握

庁舎管理者は、代替施設の設備状況や代替施設の利用に伴う手続き、資源等について、把握に努める。また、個別の非常時優先業務に必要な資源は、各所属において把握に努める。

イ 通信手段

電話等の通信手段が利用できない場合を想定し、通信事業者等に対して優先的な復旧の依頼や、代替通信手段の確保等対応をあらかじめ準備しておくよう努める。また、県等防災関係機関との通信手段については「第3章第4節 防災通信施設応急対策」によるものとする。

ウ 情報システム

非常時優先業務の実施に際し必要となる情報システムの確保や重要な行政データのバックアップについては、「柏崎市ICT業務継続計画書」（平成27（2015）年4月作成）によるものとする。

エ 電源

停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。

オ トイレ

下水道機能の停止や水道の供給停止等により、トイレが使用できない場合、仮設トイレの供給等により、3日間程度利用できるように仮設トイレの調達先や設置場所等について、あらかじめ準備する。

カ 職員の食料等

職員が、家庭において、最低限3日分（推奨1週間分）の食料等を備蓄するとともに、職場において、最低限2食分の食料等を備蓄する。

キ その他

所属長は、上記のほか、非常時優先業務を目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(4) 業務継続力の向上

現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される非常時優先業務について、目標を達成するために必要な対策を検討する。

(5) 教育・訓練の実施

地震及び津波発生時における対応について、平時から職員一人ひとりが意識するとともに、必要となる措置について準備をしておくことが重要であることから、各所属等を通じて、職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、訓練の実施を通じながら各種マニュアルや対応方法の実効性を確認する。

(6) 業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所要の見直しを行い、業務継続方針、業務継続計画及びマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

第1編（風水害等共通対策）第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部の組織・運営対策

1 災害対策本部の設置

市内に大規模な風水害等が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害対策基本法第23条の規定により市長は災害対策本部を設置し、災害の応急対策業務の迅速かつ的確な推進を図る。

災害に対処する当面の災害応急対策責任者又は関係機関が災害対策を総合的に実施し、併せて他機関との連絡調整に当たるため、それぞれの災害対策本部を設置したときは、これを柏崎市防災会議会長に通知する。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでに至らない場合の災害応急対策の実施は、災害対策本部が設置された場合に準じて行う。

2 災害対策本部の設置及び解散基準

（1）設置基準

市長は、次の各号の一に該当するときは、災害対策本部を設置する。

- ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生したとき。
- イ 市域に災害が発生したとき。
- ウ 市域に激甚な災害が発生するおそれがあるとき。
- エ 旧市町単位を含む指定観測点の平均積雪深が新潟県災害救助条例適用基準積雪深を超えると予想されるとき。

（2）災害対策本部及び現地対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所3階災害対策本部会議室に設置する。ただし、市役所が被災し、機能を確保することができないときは、他の市有施設に設置する。

現地対策本部は町事務所庁舎に設置する。ただし、町事務所が被災し、機能が確保できないときは、他の市有施設に設置する。

（3）解散基準

市長は、当該災害に係る応急対策がおおむね完了した場合又は予想された災害の危険性が解消されたと認めた場合は、災害対策本部、現地対策本部を解散する。

（4）設置及び解散の通知

災害対策本部を設置し、又は解散したときは、市長（本部長）は、直ちに職員に伝達し、次に掲げる機関にその旨報告又は通知するとともに、市民に対しても周知する。

- ア 知事（県危機対策課）※新潟県総合防災情報システムにより行う。
- イ 柏崎市防災会議委員
- ウ 市議会議員

なお、市長が必要と認めた場合は、次の関係機関に通知するものとする。

- ・隣接市町村及び応援協定市町村
- ・陸上自衛隊第2普通科連隊
- ・消防庁

3 災害対策本部の組織編成

災害対策本部の組織運営及び事務分掌は、柏崎市災害対策本部条例に基づき、市の行政組織における平時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるように定める。更に、防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を災害対策本部の下に設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部組織

ア 災害対策本部の組織は、別図1に示すとおり編成する。また、次の順位により指揮命令を確立する。

第1順位 副市長（副本部長）

第2順位 総合企画部長

第3順位 柏崎市市長の職務代理に関する規則（昭和50年6月30日規則第14号）
で定める部長の職にある者の順序

(2) 本部長及び副本部長

ア 市長を本部長とし、副本部長は副市長をもって充てる。

イ 本部長に事故があるときは、副本部長が本部長の職務を代理する。

(3) 本部員

災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、危機管理監、柏崎市部制条例第1条に規定する部の部長、上下水道局長、教育部長、消防長及び議会事務局長をもって充てる。

(4) 本部会議

ア 本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者をもって組織する。

ウ 協議事項等は、次のとおりとする。

（ア）市内の災害状況及び災害応急対策実施状況

（イ）本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項

（ウ）本部内各部の調整に関する事項

（エ）防災関係機関との連携推進に関する事項

（オ）重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項

（カ）県、他市町村及びその他の防災関係機関に対する応援要請に関する事項

（キ）自衛隊に対する応援要請に関する事項

（ク）公用令書による公用負担に関する事項

（ケ）災害救助法の適用に関する事項

（コ）避難の勧告、指示又は解除に関する事項

(サ) その他災害対策上重要な事項

(5) 部及び班

部に部長及び部長を補佐する副部長を、班に班長及び班員を置く。

(6) 本部連絡員

部の班に本部連絡員を置く。ただし、部のうち上下水道部、議会調整部にあっては、部に本部連絡員を置く。

本部連絡員は、部長に対し班又は部の所管に関する災害情報を伝達し、災害応急対策の実施状況を報告するとともに、部長からの連絡事項を班長に伝達する。

(7) 現地対策本部

ア 本部長は、必要があると認めるときは、災害地に現地対策本部を置く。

イ 現地対策本部長は副本部長又は本部員のうちから、現地対策本部員は本部員のうちから、現地対策本部職員は本部職員のうちから本部長が指名する。

(8) 災害対策本部組織相互間の職員応援

ア 災害対応に人員が不足する班は、部内の他の班から応援を受ける。

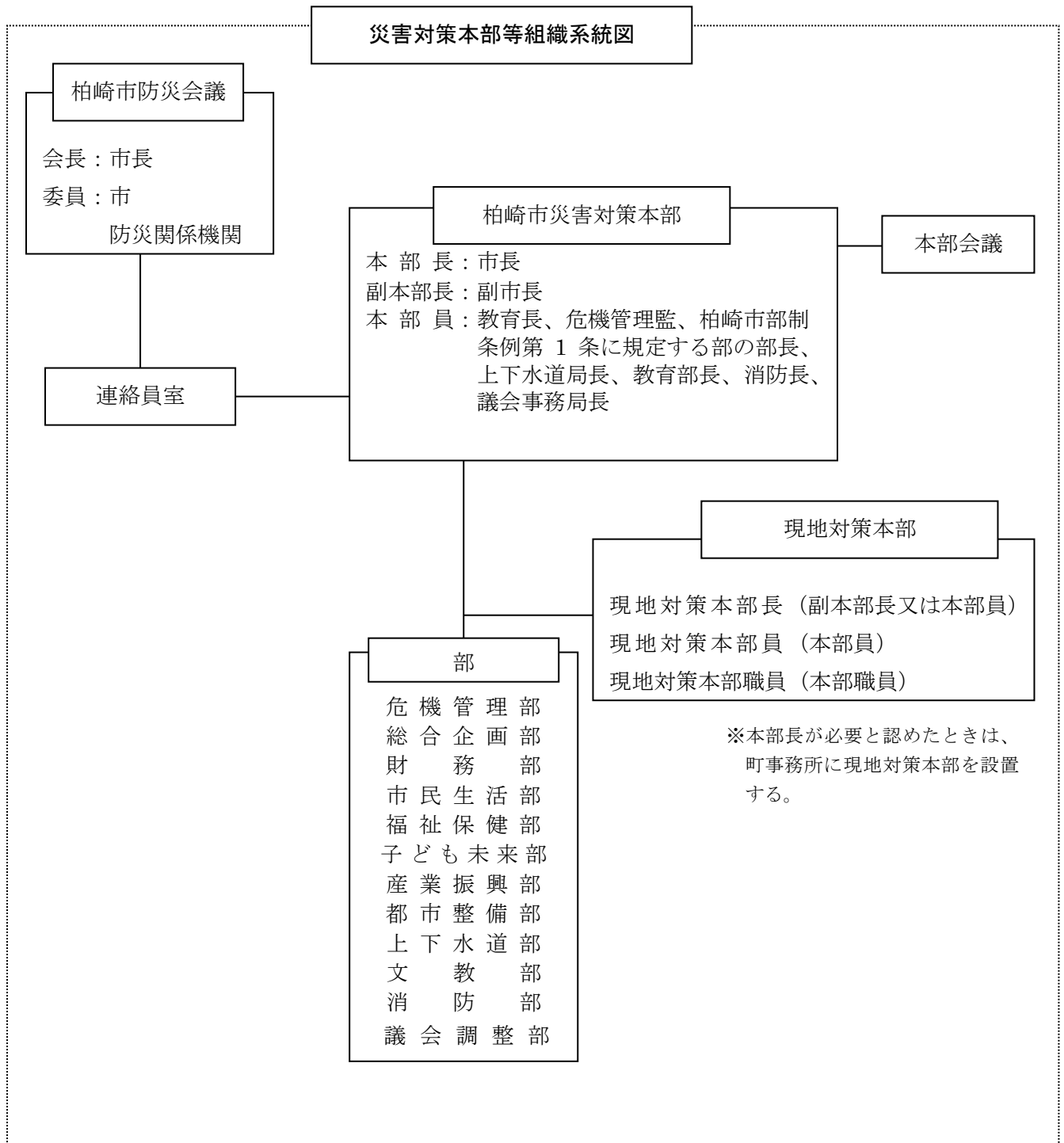
イ 上記の応援でなお人員が不足するときは、他の部から応援する。

ウ 市の組織の全体をもってしてもなお不足するときは、隣接応援協定市町村及びその他の応援協定市町村の職員の派遣を要請し、応援を受ける。

4 災害応急対策の総合調整

市が災害対策本部を設置したときは、柏崎市防災会議は必要に応じて連絡員室を設置し、関係機関相互間における連絡調整の円滑化を図る。

柏崎市防災会議連絡員室が設置されたときは、防災会議委員はその所属機関から、必要に応じて職員を派遣し、災害対策本部と協働して応急対策を実施するものとする。



5 災害対策本部組織の整備と職員の服務基準

（1）組織の整備

本部長は、災害対策本部の組織機構に基づき、災害に常に対処し得る体制の整備強化のため、各班に所属する者の職氏名と任務分担を明確にしておかなければならない。

（2）職員の服務基準

災害時における職員の防災服務心得を次のとおり定める。

災害時における職員の防災服務心得

- 災害時における職員の自覚
災害時においては、職員としての自覚を持ち、災害に対処し、人命を第一に、市民の信頼を得るよう努力しなければならない。
- 災害時の動員及び参集の義務
災害時に動員命令を受けた職員は、指定された場所に必ず参集しなければならない。
- 災害時の責任分担の的確な履行
災害時において、各職員は、与えられた職務に責任を持ち、的確な判断の下に法令その他定められた基準に従い、自己の分担業務を的確に履行しなければならない。
- 各関係機関との連絡協調
災害時において、各関係機関と連絡を密にし、それぞれの機関における災害対策の方向性などに相違が生ずることがないようにしなければならない。
- 被災者に対する応接態度
被災者に対しては、親切、丁寧に接し、不安を抱かせるような態度をとってはならない。

6 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

危機管理監は、災害対策本部が設置されたときは、次の措置を講ずる。

(1) 災害対策本部開設に必要な資機材等の準備

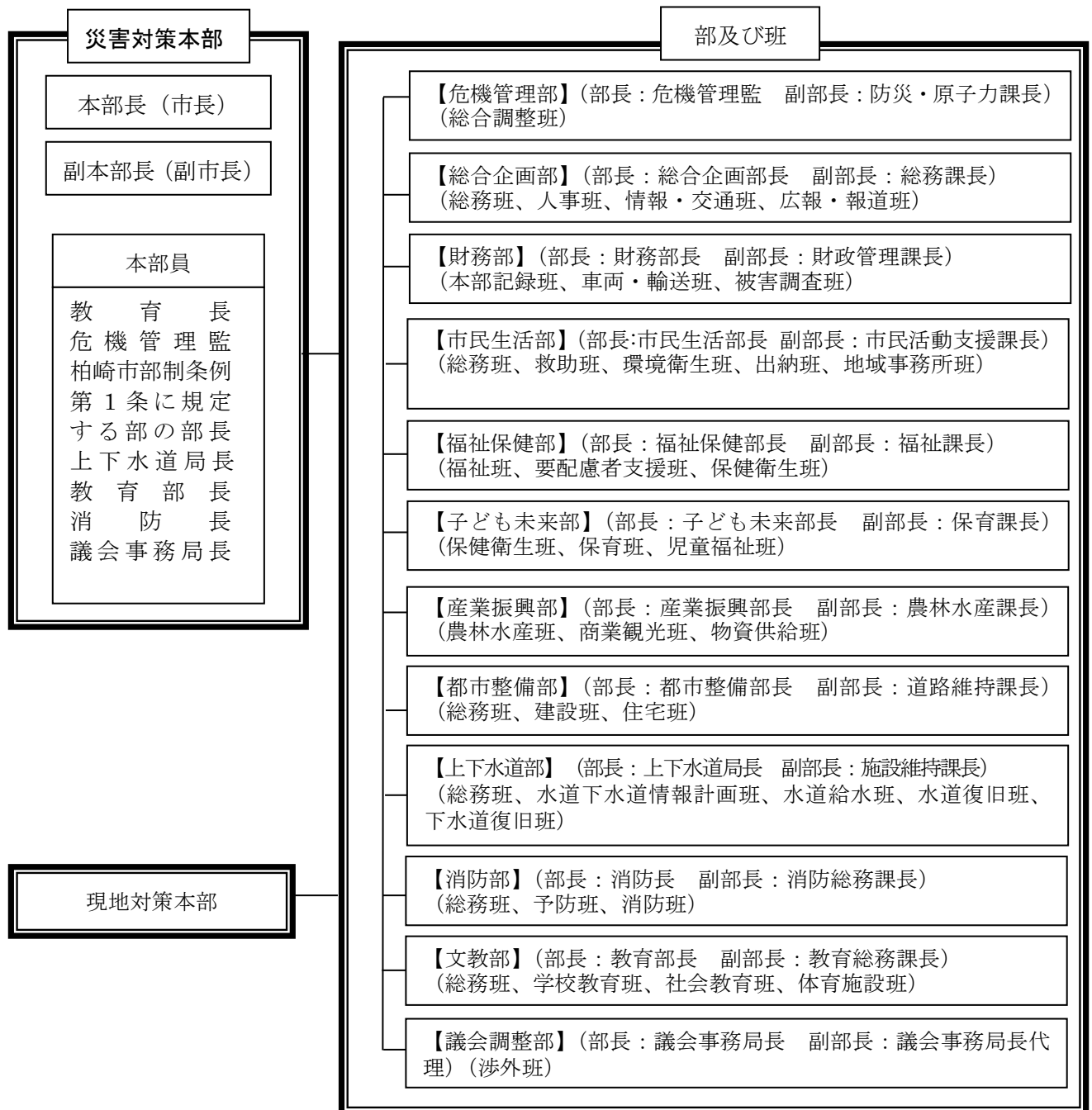
- ア 柏崎市災害対策図（1/10,000）
- イ 被害状況図板の設置
- ウ 携帯ラジオの確保
- エ テレビの確保
- オ その他必要資機材の確保

(2) 通信手段の確保

「第4節 防災通信施設応急対策」に定める有線及び無線通信施設の被害状況を調査し、機器の準備及び応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。

別図1

柏崎市災害対策本部の組織



第2節 職員の配備・招集対策

災害では、初期段階での対応がその後の応急対策を左右することとなる。市の機関による災害応急対策を迅速に推進するため、情報の伝達及び職員招集体制等を次のとおり定める。

1 実施担当部及び班

部	班	担 当 内 容
総合企画部	人事班	職員の動員に関すること。

2 配備基準

市長は、次の配備基準により、必要があると認めたときは、職員の動員配備を行う。

配備区分	配 備 基 準
初期配備	1 新潟地方気象台の災害に係る気象情報及び国、新潟県、柏崎警察署等から、災害が予見される情報が収集されたとき。 2 大雨警報、洪水警報等が発表されたとき。
第1次配備 (警戒体制)	1 大雨警報、洪水警報等が発表され、危機管理監が必要と判断したとき。 2 水防警報を発表したとき。 3 市域に局地的な災害が発生するおそれがあるとき。
第2次配備 (警戒本部設置体制)	市域の広範囲に災害が発生するおそれがあるとき。
第3次配備 (対策本部設置体制)	1 市域に災害が発生したとき。 2 市域に激甚な災害の発生するおそれがあるとき。

3 勤務時間内における配備

危機管理監は、市長の配備指令により、各部局等の長を通じて職員を配備するよう指示する。防災・原子力課員は、該当する部長級及び課長級職員に内線等により電話連絡を行う。また、配備指令を受けた部長級職員及び課長級職員は、当該所属内においてあらかじめ定める動員職員に対して伝達する。配備についての職員は、警戒活動又は応急対策活動を開始する。

なお、職員への配備指令は、庁内放送でも行う。

4 勤務時間外における配備

危機管理監は、市長等の配備指令により、各部局等の長を通じて職員を配備するよう指示する。防災・原子力課員は、市における庁内グループウェアにおける電子メールにより、連絡先管理台帳に基づき、該当する部長級及び課長級職員が保有する携帯電話に対して伝達する。また、配備指令を受けた部長級職員及び課長級職員は、当該所属内においてあらかじめ定める指定登庁職員に対して連絡を行う。参集命令を受けた職員は、直ちに所属する部課等へ参集し、警戒行動又は応急対策活動を行う。

5
配備人員

風水害等対策編
第1編第3章第2節
「職員の配備・招集対策」

配備人員の基準は、次の表のとおりとする。

鰯石川 (加納)	鵜川 (宮之窪)	別山川 (栄橋)	水防警報水位	避難情報	配備指令	防災・原子力職員 登庁基準
18. 45	9. 30	12. 35	水防団待機水位	—	初動配備	危険管理監、防災・原子力職員
18. 95	9. 80	12. 75	氾濫注意水位	—	第1次配備 (警戒体制)	部長、課等の各係長以上の職員
					1 危険管理監が必要と判断したとき。	部長、財政管理課の係長以上の職員、税務課長及び課員の1/2の職員（被害が広範囲の場合は課員全員）
					2 水防警報を発表したとき。	部長、市民活動支援課長及び課員の1/2の職員、市民課長及び課員の1/2の職員、会計課長及び課員の1/2の職員
					3 水域に局地的な災害が発生するおそれがあるとき。	部長、福祉課長及び課員の1/2の職員、介護高齢課長及び課員の1/2の職員
					産業振興部	部長、道の駅「風の丘米山」整備推進室長、商業観光課長及び課長が指名する職員、ものづくり振興課長及び課長が指名する職員、農林水産課長及び課長が指名する職員
					都市整備部	部長、都市計画課長及び課長が指名する職員 八号バイパス事業室長及び室長が指名する職員 道路河川課長及び課長が指名する職員 郷川ダム事業室長及び室長が指名する職員 道路維持課長及び課長が指名する職員
					上下水道部	上下水道局長、施設維持課の係長以上の職員（ただし、赤坂山浄水場職員については、ダム施設災害対策要領に定めるところによる）
					消防部	消防本部・署の非常招集計画に定める職員
					文教部	教育部長、教育総務課及び学校教育課の係長以上の職員
19. 80	10. 10	12. 95	避難判断水位	高齢者等避難	第2次配備 (警戒本部設置体制)	危険管理監、防災・原子力職員、監査委員会事務局は係長以上の職員、選挙管理委員会事務局は係長以上の職員
					市民の広範囲に災害が発生するおそれがあるとき。	部長、元気発信課長及び課長が指名する職員 その他の課等は係長以上の職員
					市民生活部	部長、税務課長及び課員の3/4の職員（被害が広範囲の場合は課員全員）、その他の課の係長以上の職員
					福祉保健部	部長、市民活動支援課長及び課員の3/4の職員、市民課長及び課員の3/4の職員、環境課は係長以上の職員、会計課長及び課員の3/4の職員 地域事務所長及び地域事務所の係長以上の職員
					子ども未来部	部長 子育て支援課長及び課員の1/2の職員 その他の課等は係長以上の職員
					産業振興部	部長、農林水産課長及び課長が指名する職員、その他の課の係長以上の職員
					都市整備部	全職員
					上下水道部	上下水道局長、課等の係長以上の職員 施設維持課員（ただし、赤坂山浄水場職員については、ダム施設災害対策要領に定めるところによる）
					消防部	消防本部・署の非常招集計画に定める職員
					文教部	教育部長、各課の係長以上の職員
20. 55	10. 95	13. 26	氾濫危険水位	避難指示	第3次配備（対策本部設置体制）	議会調整部
					1 水域に重大な災害発生したとき。	2 水域に激甚な災害の発生するおそれがあるとき。

6 参集時等の留意事項

- (1) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長へ連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置を取った後に登庁する。
- (2) 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、その旨所属長に連絡し、その後の指示を受けるものとする。
- (3) 職員は、参集途上において可能な限り、市域の被害状況を把握し、所属長へ報告する。
- (4) 登庁職員は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告する。

7 配備状況等の報告

各課長等は、配備指令に基づき、職員の配備状況を職員参集報告（柏崎市災害応急対策実施要綱別記第1号様式）により、人事課長を経由して、防災・原子力課長に報告する。併せて職員が参集途上において確認した市域の被害状況を、建物等被害関係情報処理連絡票（柏崎市災害応急対策実施要綱別記第2号様式）、河川・斜面被害・道路・農地関係情報処理連絡票（柏崎市災害応急対策実施要綱別記第3号様式）又は災害情報連絡・処理票（柏崎市災害応急対策実施要綱別記第4号様式）により危機管理監に報告する。

◎配備指令に係る各所属長へのメール配信（例文）

■通知メール件名

大雨による（洪水若しくは土砂災害）のおそれがあるため第x次配備を指示します。

■通知メール本文

x x時x x分より第x次配備体制を取ります。関係職員を招集し、警戒行動を開始してください。受領報告として、必ず空メールにより返信願います。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

大規模な災害が発生した場合は、単一の防災関係機関のみでは十分な応急対策が困難となることから、他の市町村、民間団体等の協力を得て防災対策を行う必要がある。このため、防災関係機関等の相互協力について必要な事項を定める。

1 各主体の責務

(1) 市の責務

ア 被災した場合にあっては、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認め
た場合は、速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。

イ 被災した市町村から応援を求められた場合にあっては、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に
関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

ウ 被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。

エ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、
人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定
の締結に努める。また、市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。
なお、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所
在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

オ 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれ
において、後方支援基地として位置付けるなど、連携に努める。

カ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や県及び他の市町村等から応援を受
けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の
担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むもの
とする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保
に配慮する。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、
災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制
や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項などを応援計画や受援計画で定め、関係機関
で共有する等、必要な準備を整える。

キ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど、必要な準備を整える。

(2) 県の責務

ア 県は、国、公共機関、被災市町村と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な災害
応急対策を迅速に実施する。

イ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対し、被災市町村を応援すること
を求めるとともに、県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や被
災市区町村応援職員確保システム等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派
遣の要請等を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

- ウ 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。
- エ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力で速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。
- オ 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に国又は他の都道府県等から応援を受けることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法などの必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。
- カ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- キ 市町村が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、被災により市町村が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。
- ク 市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集に当たるとともに、平時から連絡体制等の構築、応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。
- ケ 連絡不通時の市町村への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。
- コ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくように努める。
- サ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。
- シ 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。
- ス 県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。
- (3) その他の防災関係機関の責務
- ア その他の各防災関係機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し、必要な応援等の要請を行う。

イ 国は、被災により市町村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

ウ ライフライン事業者は、必要に応じ、災害応急対策に関し、広域的応援体制をとるよう努める。

エ 災害規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置付けるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。

オ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。

(4) 積雪期の対応

積雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入体制を確立する。

2 実施担当部及び班

市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
危機管理部	総合調整班	・ 自衛隊に対する派遣要請及び受入調整に関すること。
総合企画部	人事班	・ 県、他市町村等に対する応援要請及び受入調整に関すること。
消防部	総務班	・ 関係機関との連絡調整に関すること。
	消防班	・ 緊急消防援助隊等消防関係機関の応援要請及び受入調整に関すること。

3 市の応援要請

(1) 県への要請

市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があるときは、知事に対し次により応援又は県が実施すべき災害応急対策の実施若しくは職員の派遣及び職員派遣のあっせんを要請する。

ア 連絡先及び方法

県危機対策課へ、県防災行政無線、電話、FAXで行う。県防災行政無線、電話で要請した場合は、後でFAX等にて処理する。

〈応援要請事項〉

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする車両、資機材、物資等若しくは派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 応援を必要とする場所

- (エ) 応援を必要とする機関
- (オ) その他応援に関し必要な事項
- 〈災害応急対策実施要綱〉
- (ア) 応急対策の内容
- (イ) 応急対策の実施場所
- (ウ) その他応急対策の実施に関し必要な事項
- (2) 他の市町村に対する要請
 - ア 市長は、大規模な災害が発生した場合において、市のみでは十分な災害応急対策が実施できないときは、相互応援協定に基づき、次の市町村長に対し応援を要請する。
 - 〈協定に基づく応援要請市町村等〉
 - (ア) 出雲崎町、長岡市、刈羽村
 - 「災害時の相互応援に関する協定」
 - (イ) 東京都東村山市
 - 「災害時の相互応援に関する協定」
 - (ウ) 三重県桑名市
 - 「災害時の相互応援に関する協定」
 - (エ) 北関東・新潟地域連携軸推進協議会
 - 「災害時における相互応援に関する要綱」
 - (オ) 小千谷市、十日町市、長岡市、津南町
 - 「災害時相互応援協定」
 - (カ) 神奈川県秦野市
 - 「災害時相互応援に関する協定」
 - (キ) 長野県山ノ内町
 - 「災害時相互応援に関する協定書」
 - (ク) 群馬県前橋市
 - 「災害時相互応援に関する協定書」
 - イ 市長は、上記協定締結市町村の応援でもなお十分な応急対策が実施できないときは、協定以外の市町村長に対し次の事項を示し、応援を要請する。
 - 〈応援要請事項〉
 - (ア) 応援を必要とする理由
 - (イ) 応援を必要とする場所
 - (ウ) 応援を必要とする期間
 - (エ) その他応援に関し必要な事項
- (3) 指定地方行政機関に対する要請
 - ア 市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。
 - 〈職員派遣要請事項〉
 - (ア) 派遣を要請する理由

- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、柏崎市刈羽郡医師会、建設業協会柏崎支部・柏崎建設業協同組合、県トラック協会柏崎支部、県柔道整復師会上越ブロックその他の民間団体に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

- ア 応援を必要とする作業内容
- イ 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等
- ウ 応援を必要とする場所及び集合場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

(5) 自衛隊の災害派遣要請依頼（第12節「自衛隊の災害派遣対策」参照）

市長は、災害の発生に際し市民の生命又は財産の保護のため、必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

(6) 第九管区海上保安本部に対する要請

市長は、人命に危険が急迫する場合等、緊急を要する事態に対し、巡視船艇、航空機による海上輸送等の救援が必要なときは、第九管区海上保安本部に対し次の事項を明らかにして支援を要請する。

- ア 災害の概要及び救援活動を要請する理由
- イ 救援活動を必要とする期間
- ウ 救援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他救援活動に必要な事項

(7) 消防機関に対する応援要請

市の消防力で対処することが困難と予測される救助・救急事故及び火災が発生したとき、消防組織法第39条及び第44条に基づく応援要請を行い、人命の救護及び火災の鎮圧に万全を期する。

ア 救急・救助及び火災等の応援要請

応援協定名称等	要請先	応援消防機関
中部消防応援協定	長岡市消防本部	中越地区消防本部
新潟県広域消防相互応援協定	新潟市消防局	県内消防本部
緊急消防援助隊運用要綱	新潟県	全国都道府県
新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	新潟県消防防災航空隊	

イ 消防防災ヘリコプターの応援要請

応援協定名称等	要請種別	要請先
新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	災害	新潟県消防防災航空隊

(8) 応援受入体制の確立

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ及びそれらの部隊が滞在し災害活動を実施するに必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行う。

ア 情報の収集・伝達・交換

応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国、県及び関係市町村に通報するほか、必要な情報交換を行う。

イ 受入体制の確立

国、県及び関係市町村との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受入れるための施設の指定など受入体制を確立する。

ウ 宿泊場所の確保

(ア) 民間宿泊施設と連絡調整を図ることとする。

(イ) 被災状況、応援隊の規模等により市で確保することができない場合は、近隣市町村に依頼し確保する。

エ 車両集結場所の確保

(ア) 公共施設に隣接したグラウンド、空き地及び駐車場とする。

(イ) 不足の場合は状況に応じ、直近の公共用地、民間の駐車場の借り上げにより確保する。

オ 食料の供給及び炊事施設の確保

(ア) 自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結する。

(イ) 他市町村、消防機関等（緊急消防援助隊を除く。）の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は原則として市で行うが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

第4節 防災通信施設応急対策

災害発生時における被災状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集伝達手段の確保が重要である。このため防災関係機関は、各種の有線・無線等の通信手段を有効に活用し効果的な運用を図る。

1 実施担当部及び班

市の担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
危機管理部	総合調整班	・災害対策本部の運営に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保、操作及び広報に関すること。 ・防災情報通信システムによる広報に関すること。
総合企画部	総務班	・庁舎及び庁舎内有線施設・設備の被害状況調査並びに緊急機能確保に関すること。
	情報・交通班	・災害時における電算処理システムの機能確保に関すること。 ・電話等の通信状況、ガス及び電力の供給状況に関すること。
消防部	予防班	・災害情報の収集に関すること。
	消防班	・防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保、操作及び広報に関すること。

2 災害時の通信手段

- (1) 市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として市防災行政無線又は電気通信施設（一般加入電話）で行う。
- (2) 一般加入電話は、局地的又は全面的に途絶する場合が想定されるため、あらかじめ東日本電信電話株式会社へ申し入れ、承諾を得ている非常緊急扱い電話又は災害時優先電話を利用するほか、携帯電話、メール（インターネット、L G W A N等）を利用した通信を活用する。
- (3) 震災時において、私有携帯電話は情報等の収集・伝達など、被災地、避難所等における身近な連絡手段として有効に活用する。そのための通話料については、公用請求になる体制を整備しておく。
- (4) 災害現場に派遣された職員は、携帯電話やインターネットを介したタブレット端末を利用し、被災状況の収集報告を行う。
- (5) 一般加入電話や携帯電話が途絶や通信障害により使用できない場合や一斉に情報を伝達す

る必要がある場合に、各地区の拠点となるコミュニティセンターや災害現場で情報収集に当たる職員の情報等の収集・伝達手段として、I P無線機を使用する。

- (6) 一般加入電話や携帯電話が途絶や通信障害により使用できない場合、県及び他の防災関係機関との通信手段として、防災相互通信用無線を利用する。なお、運用上の細部については、「新潟県内防災相互通信用無線局運営要領」の定めるところによる。

3 防災通信施設応急対策

災害発生時は、市は直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧に当たるとともに代替通信手段を確保し、復旧までの通信需要を賄う。

(1) 防災通信施設機能確認

- ・所管する防災情報通信システム設備（コミュニティ放送）の状況を確認する。
- ・所管する県防災行政無線設備（地域衛星電話）の状況を確認する。
- ・所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。
- ・新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。

(2) 電気通信事業者の設備の利用

- ・災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。
- ・災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることをないように、電話番号の秘匿に努める。
- ・携帯電話、メール（インターネット、L G W A N等）を利用して通信を確保する。

(3) 緊急連絡用回線設定

- ・電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。

(4) 他機関の通信施設の支援要請

- ・関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。
- ・県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

(5) 応急復旧計画の策定

- ・所管する防災行政無線設備等の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。

(6) 非常通信の利用

- ・非常通信協議会（信越総合通信局）に対し非常通信を要請する。
- ・非常通信は地方非常通信ルートによる。

(7) その他の手段

- ・通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

(8) 応急復旧工事

- ・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。

(9) 緊急対策用通信手段の確保

- ・所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用でき

るものを確保する。

- ・必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。
- ・通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。

(10) すべての通信が途絶した場合

すべての有線及び無線通信が途絶した場合は、使者を派遣して行う。

(11) 私有携帯電話の活用

災害時において、私有携帯電話は情報等の収集・伝達など、被災地、避難所等における身近な連絡手段として有効に活用する。そのための通話料については、公用請求になる体制を整備しておく。

第5節 気象予警報等伝達対策

気象予警報、水防警報、火災警報等の発表基準及び伝達体制を次のとおり定める。

1 実施担当部及び班

危機管理部総合調整班長及び総合企画部広報・報道班長は、気象予警報等を収受したときは、速やかに関係各課等へ伝達し、必要に応じて地域住民に広報する。また、伝達を受けた関係各課等の長は、必要に応じて関係施設、関係機関等へ伝達する。

なお、危機管理部総合調整班長及び総合企画部広報・報道班長は、市長が必要と認める場合は、避難の勧告又は指示について放送機関に報道要請を行う。この場合、原則として県を通じてこれを行う。

部	班	担 当 内 容
危機管理部	総合調整班	・地震情報、津波情報及び気象情報の授受伝達に関すること。 ・避難の勧告、指示又は解除に関すること。 ・防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保及び操作並びに広報に関すること。
総合企画部	広報・報道班	・災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報、避難の勧告等）の広報に関すること。 ・災害情報をホームページに掲載すること。 ・ソーシャルメディア、緊急速報・エリアメール等の発信操作に関すること。 ・報道要請その他報道機関との連絡に関すること。

2 気象業務法に定める気象注意報・警報等の種類及び発表基準

新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより新潟県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報等の発表を行い、関係機関に通知し住民に周知させる。

その際、地方公共団体等の防災機関や住民が風水害による危険度を具体的に把握できるよう、危険度が高まる時間帯や場所を色分けして示した表や地図（危険度分布（通称：キキクル））など、より適切な形態での伝達を図り気象等に関する警報等の利用の高度化に努めるものとする。

（1）新潟地方気象台が発表する気象注意報・警報等の種類及び発表基準は、次のとおり。

なお、大雨・洪水の発表基準については、過去災害の発生履歴等に関連性が高い指数値を用いて設定されている（平成30年5月30日運用開始）。本指数値は、新潟地方気象台が災害事例等の蓄積により毎年見直しを行っている。

－新潟地方気象台：柏崎地域〔令和2年8月6日現在〕－

種 類	内 容 及 び 発 表 基 準
注 意 報 大雨	大雨により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報対象となる災害として、浸水による災害や土砂災害がある。 浸水害：【表面雨量指数基準】8、土砂災害：【土壌雨量指数基準】64

種 類	内 容 及 び 発 表 基 準
洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 【流域雨量指数基準】 黒川流域=4、鱒石川流域=23.7、別山川流域=6、長島川流域=11、西之入川流域=3.6、上島川流域=4.4、妙法寺川流域=4.6、坂田川流域=4.4、鎌田川流域=4、石黒川流域=4.8、鶴川流域=15.2、前川流域=5.4、谷根川流域=7.3、弘川流域=6.4、オガチ川流域=6.4、上条芋川流域=6.4、田屋川流域=5.4 【複合基準】 黒川流域=(5, 4)、別山川流域=(5, 4.7)、長島川流域=(5, 11)、西之入川流域=(5, 3.5)、妙法寺川流域=(5, 4.6)、坂田川流域=(5, 3.8)、鎌田川流域=(6, 3)、鶴川流域=(6, 12.2)、前川流域=(6, 4.3)、谷根川流域=(6, 5.8)、田屋川流域=(6, 4.3)
注 意 報	大雪により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ 15cm 山沿い 12時間降雪の深さ 35cm
	強風により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・平均風速 陸上 4月～9月：12m/s、10月～3月：15m/s 海上 15m/s
	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・平均風速 陸上 4月～9月：12m/s、10月～3月：15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	波浪により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・有義波高 2.5m
	台風や低気圧などによる異常な海面の上昇により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・潮位 1.0m
	濃霧により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・視程 陸上 100m、海上 500m
	落雷、雷に伴うひょう及び竜巻などの突風により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・落雷等により被害が予想される場合
	空気が乾燥して火災の危険が大きいときに、その旨を注意して行う予報。 ・最小湿度 40%、実効湿度 65%
	なだれにより、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 1 24時間の降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合
	著しい着氷又は着雪により通信線や送電線などに被害が発生するおそれがあるときや船舶の航行に危険が及ぶおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 1 著しい着氷が予想される場合。 2 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合。
	融雪により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 対象となる災害として、洪水、浸水による災害や土砂災害などがある。 1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上か日降水量が20mm以上
	早霜、晩霜などにより農作物に被害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・早霜、晩霜期に最低気温が3℃以下
	低温のため農作物などに被害が起こったり、冬期の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 ・5月～9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 ・11月～4月：海岸 最低気温-4℃以下、平野 最低気温-7℃以下、山沿い 最低気温-10℃以下

種 類		内 容 及 び 発 表 基 準
警 報	大雨	大雨により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 対象となる災害として、浸水による災害や土砂災害がある。 浸水害：【表面雨量指数基準】13、土砂災害【土壌雨量指数基準】97
	洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 【流域雨量指数基準】 黒川流域=5、鯖石川流域=29.7、別山川流域=7.6、長島川流域=13.8、西之入川流域=4.5、上島川流域=5.5、妙法寺川流域=5.8、坂田川流域=5.5、鎌田川流域=5、石黒川流域=6、鶴川流域=19、前川流域=6.8、谷根川流域=9.2、弘川流域=8、オガチ川流域=8、上条芋川流域=8.1、田屋川流域=6.8 【複合基準】 別山川流域=(6, 7.2)、西之入川流域=(6, 3.9)、妙法寺川流域=(6, 5.2)、坂田川流域=(6, 4.2)、鎌田川流域=(6, 3.3)、前川流域=(10, 6.1)、谷根川流域=(6, 8.2)
	大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 ・降雪の深さ 平地 6時間降雪の深さ 35cm 山沿い 12時間降雪の深さ 60cm
	暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 ・平均風速 陸上 20m/s、海上 25m/s
	暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 ・平均風速 陸上 20m/s 雪を伴う、海上 25m/s 雪を伴う
	波浪	高い波により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 ・有義波高 5.5m
	高潮	台風や低気圧などによる異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 ・潮位 1.5m
特 別 警 報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。
	大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。
	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。
	暴風雪	暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。
	波浪	波浪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。
	高潮	高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。

(2) 気象情報等

ア 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときは、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的に大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには「線状降水帯」というキーワードを使って解説す

る「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」、という表題の気象情報が発表される。大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

イ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

市は、土砂災害警戒情報が発表された時点で避難勧告等を発令し、防災行政無線及び防災情報メール並びに緊急速報メール・エリアメールを通じ市民へ周知するとともに、関係各機関及び町内会等を通じ、市民の的確な避難行動を促す。

ウ 記録的短時間大雨情報

新潟県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

市は、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された時点で避難勧告等を発令し、防災行政無線及び防災情報メール並びに緊急速報メール・エリアメールを通じ市民へ周知するとともに、関係各機関及び町内会等を通じ、市民の的確な避難行動を促す。

エ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

市は、速やかに防災行政無線等で市民に周知し、外出等を控えるよう注意喚起を図る。

オ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5

段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル 5 に相当。
- ・「危険」（紫色）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予想を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動が必要とされる警戒レベル 2 に相当。

カ 早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（下越、中越、上越、佐渡）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（新潟県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

キ 流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まり予測を、洪水警戒等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

3 水防法に定める水防警報

（１）次に掲げる河川については、知事が水防警報を発するものとし、柏崎地域振興局地域整備

部が直接これを発表する。

河川名	区 域	発 表 者	対象水防区
鯖石川	左岸：柏崎市高柳町岡野町 から海まで 右岸：柏崎市高柳町岡野町	柏崎地域振興局 地域整備部	柏崎水防区
鵜 川	左岸：柏崎市野田字二タ木 4553・2 から海まで 右岸：柏崎市野田字湯之淵 475		
別山川	左岸：柏崎市西山町黒部から 鯖石川合流点まで 右岸：柏崎市西山町長嶺から		

(2) 水防警報は、鯖石川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予測され、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、おおむね次の段階により必要な警報を発表する。

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
準 備	出 動	状 況	解 除
水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの	水防機関が出動する必要がある旨通知するもの	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの	水防活動の終了を通知するもの

(3) 水防警報の対象とする水位観測所は、次のとおりである。

※標高表示、()内は河床からの水位

河川名	観測所名	位 置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	局番(0257)電話応答式(自記)	堤防高	0点高
鯖石川	加 納	柏崎市加 納	18.45 (3.45)	18.95 (3.95)	19.80 (4.80)	20.55 (5.55)	21-8491 (10分毎)	23.50 (8.50)	15.00
鵜 川	宮之窪	柏崎市上 条	9.30 (2.66)	9.80 (3.16)	10.10 (3.46)	10.95 (4.31)	21-8491 (10分毎)	12.12 (5.48)	6.64

(4) 水防管理者(市長)が水防活動の対象とする水位観測所は、次のとおりである。

※標高表示、()内は河床からの水位

河 川 名	観測所名	位 置	水防団待機水位	氾濫注意水位	連絡方法 (電話応対式)	管 理 者 名
-------	------	-----	---------	--------	-----------------	---------

鯖石川	上原	柏崎市 上原	3.58 (3.44)	4.20 (4.06)	ダム管理事務所 41－3521 (10 分毎)	柏崎地域振興局 地域整備部
鯖石川	行兼	柏崎市 森近	27.82 (3.46)	28.46 (4.10)	電話応答式 21－8491 (10 分毎)	
鯖石川	天保橋	柏崎市 中田	5.10 (4.76)	5.75 (5.41)	電話応答式 21－8491 (10 分毎)	
落合川	落合	柏崎市 高柳町 落合	170.61 (3.12)	170.95 (3.46)	ダム管理事務所 41－3521 (10 分毎) 電話応答式 21－8491 (10 分毎)	

4 消防法に定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに新潟地方気象台が新潟県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。伝達については、気象警報等の伝達系統図に準ずる。

火災気象通報の基準は、新潟地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(2) 火災警報

市長は、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じて、火災警報の発令等火災予防上適切な措置を講じるものとする。

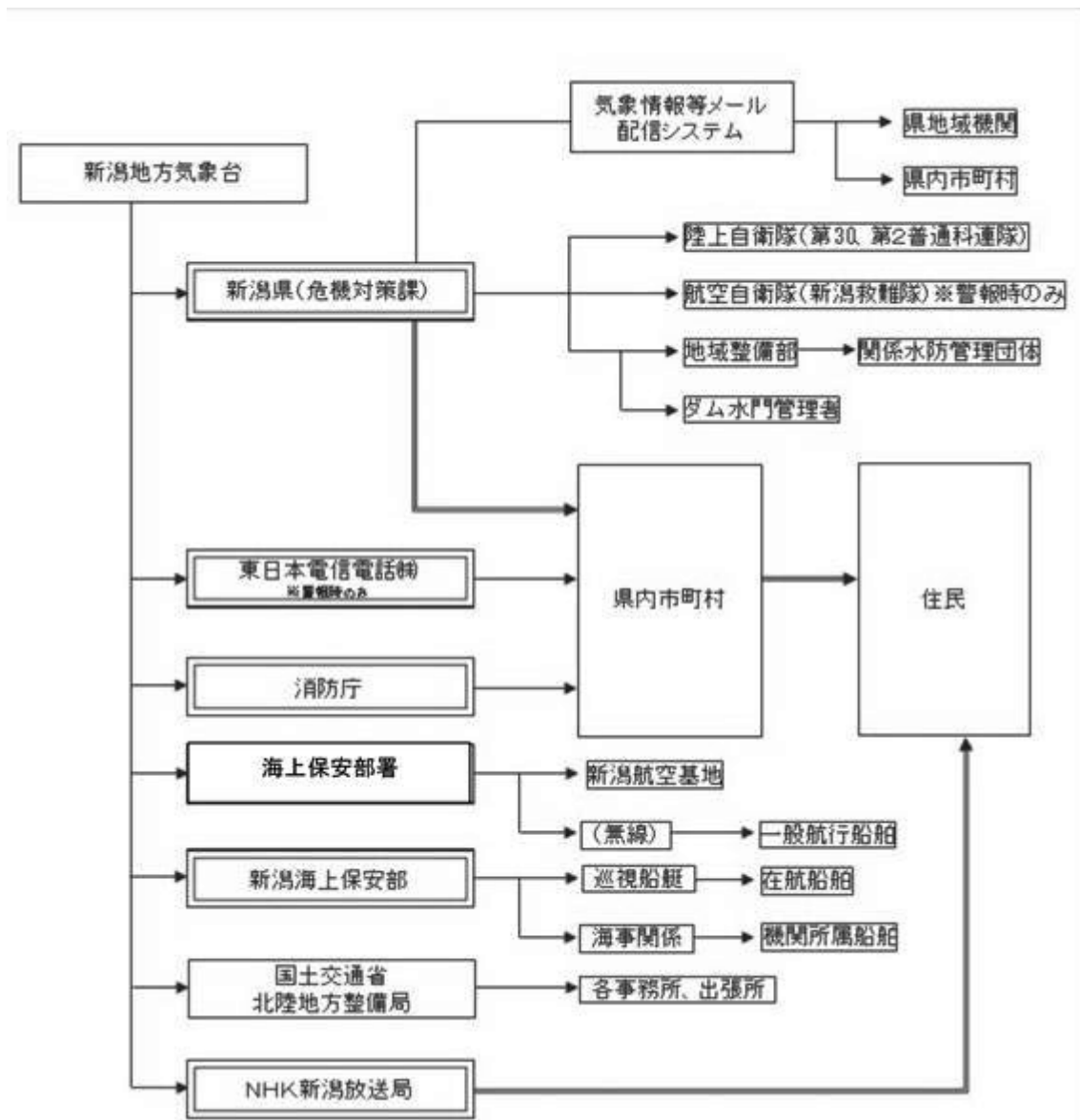
また、市長は火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線等により市民に周知するとともに、県消防課へ通報する。

5 伝達系統及び伝達体制

(1) 気象警報等の伝達系統

気象警報等の伝達系統は、次のとおりとする。

気象警報等伝達系統図



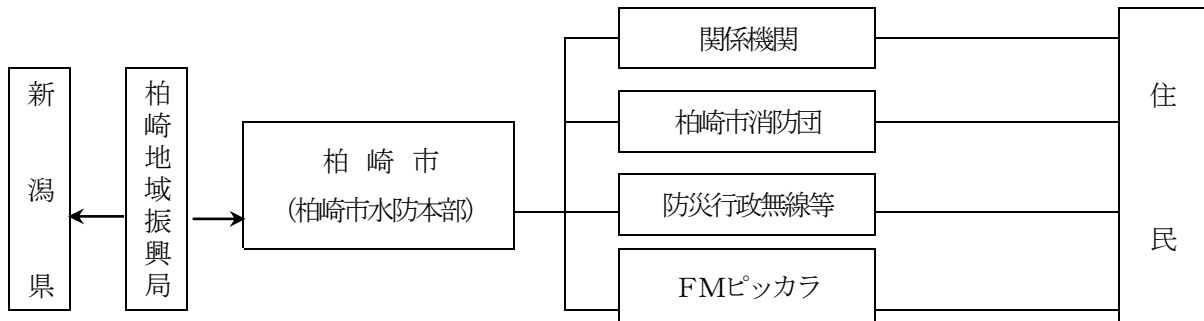
二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

(2) 水防警報の伝達系統

水防警報の伝達系統は、次のとおりとする。

水防警報伝達系統図



(3) 伝達手段

- ア 庁内への伝達は、庁内放送、庁内電話、電子メール、文書、口頭等で行う。
- イ 市民への伝達は、防災行政無線及び防災情報メール、市ホームページ等を利用して行う。
- ウ 関係課等が関係施設、関係機関等に対する伝達は、電話、FAX等迅速かつ的確な方法により行う。

(4) 伝達内容

- ア 気象予警報等の内容
- イ 措置すべき事項の概要
- ウ その他留意すべき事項

6 異常現象発見時における措置

(1) 異常現象の種別

- ア 竜巻：農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- イ 強い降ひょう：農作物等に被害を与える程度以上のもの
- ウ 異常潮位：天文潮（干潮）から著しくずれ、異常に変動するもの
- エ 異常波浪：海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に変動するもの
- オ なだれ：建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
- カ その他異常なもの

(2) 通報手続

- ア 異常現象を発見した者は、速やかに市長、警察官又は海上保安官に通報する。
- イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨市長に通報する。
- ウ イにより通報を受けた市長は、直ちに下記機関に通報する。
 - a 新潟地方気象台
 - b 柏崎地域振興局長及びその他関係機関
 - c 当該災害に関係する隣接市町村
- エ 柏崎地域振興局長は、その旨を直ちに県危機対策課長及び関係部課長に通報する。

第6節 被災状況等収集伝達対策

被災状況の情報収集・伝達・共有は、災害対応の要である。

市、県及び関係機関は、災害が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始し、相互に職位レベルに応じた情報の伝達を行うとともに、地理情報システム（GIS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

市は、消防団、自主防災組織、自治体等と協力し被害情報を収集・集約する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。集約した情報により被害の概要を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、被災地内外の市民に各種の手段を使って情報を伝達する。

1 実施担当部、班及び県への報告

災害対策本部設置前においては、防災・原子力課長が各部に被害状況等の報告を求め、これを整理して県へ報告する。

災害対策本部設置後においては、財務部本部記録班長が各部の報告に基づき被害状況を整理し、危機管理部総合調整班長はこれを県へ報告する。

また、職員は参集途上等において被害を知ったときは、直ちに上司に報告し、災害応急対策活動が時機を失することのないように努める。

部	班	担 当 内 容
危機管理部	総合調整班	- 県に対する各種報告に関すること。 - 災害情報の収集に関すること。 - 東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関すること。
総合企画部	総務班	部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。
	情報・交通班	- 災害時における電算処理システムの機能確保に関すること。 - 電話等の通信状況、ガス及び電力の供給状況に関すること。 - 鉄道、バス等の運行状況に関すること。
	広報・報道班	- 災害情報を電算システムにより各課に周知すること。 - 災害情報をホームページに掲載すること。 - ソーシャルメディア、緊急速報・エリアメール等の発信操作に関すること。 - 災害の状況及び応急対策等の推進状況に係る写真・ビデオ等並びにその他資料等の収集整理等に関すること。
財務部	本部記録班	- 災害対策本部の記録に関すること。 - 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 - 各部からの災害情報及び被害状況の整理に関すること。

	被害調査班	・家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関すること ・被災者台帳の作成及び管理に関すること。
部	班	担 当 内 容
市民生活部	総務班	・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。
	救助班	・避難所の設営及び被災者の収用に関すること。 ・避難者台帳の作成及び管理並びに避難者の安否情報の問い合わせに関すること。
福祉保健部	福祉班	・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 ・生活保護世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等の被害調査及び救護に関すること。 ・要配慮者利用施設の災害対策、被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。
子ども未来部	保育班	・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。
産業振興部	農林水産班	・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 ・農林水産業関係の被害調査に関すること。
	商業観光班	・商業・観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。
	物資供給班	・工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・物資供給に係る輸送機関の運行状況に関すること。
都市整備部	総務班	・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。
	建設班	・公園施設の被害調査及び報告に関すること。 ・道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所の被害調査、点検、パトロール、応急対策及び応急復旧に関すること。
	住宅班	・公営住宅の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。
上下水道部	水道下水道情報計画班	・被害状況及び復旧作業進捗状況の調査に関すること。 ・部に係る被害状況及び復旧状況の集約及び報告に関すること。 ・国、県、日本水道協会等関係機関に対する被害状況及び復旧状況の報告に関すること。 ・災害対策情報の集約及び記録の作成に関すること。
	水道復旧班	・水道施設の被害状況の把握及び記録並びに水道施設の管守に関すること。
	下水道復旧班	・下水道施設の被害状況の把握及び記録並びに下水道施設の管守に関すること。

部	班	担 当 内 容
消防部	総務班	・関係機関等との連絡調整に関すること。
	予防班	・火災・救急・救助事案に係る被害情報の集約に関すること。
	消防班	・災害情報の受理及び出動指令に関すること。
文教部	総務班	・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 ・教育施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。
文教部	社会教育班	・文化・社会教育施設及び文化財の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。
	体育施設班	・体育施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。
高柳町事務所部	総務班	・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。
西山町事務所部	総務班	・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。

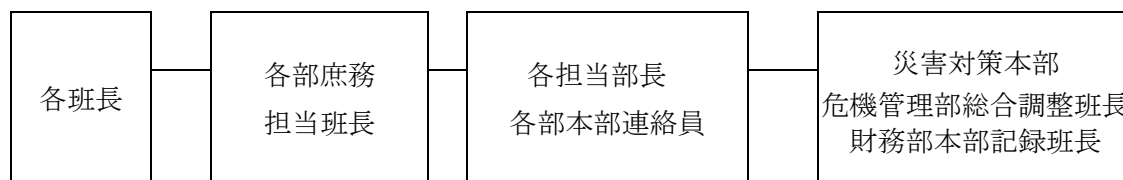
2 危機管理部総合調整班長の任務

危機管理部総合調整班長は、財務部本部記録班長と連携して災害の状況及び応急対策活動の実施状況を収受し、効果的な応急対策活動実施のための情報の集約を図る。

(1) 実施方法

- ア 関係班長による定時報告のほか、災害の状況及び応急対策活動の状況により適時報告を求めて、情報の集約化を図る。
- イ 関係機関からの災害に関する情報の収集伝達
- ウ 災害及び応急対策活動実施状況の伝達
- エ 災害及び応急対策活動実施状況報告の作成

(2) 情報収集系統



(3) 災害発生直後の被害の第一次情報の収集伝達

- ア 危機管理部総合調整班長及び消防部総務班長は、火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第1報を別表1「消防庁への火災・災害等即報基準」に準じ、県危機対策課、消防課へ報告する。

なお、別表2「消防庁への直接即報基準（市町村）」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第1報を県危機対策課、消防課に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第1報後の報告についても引き続き、総

務省消防庁に対して行うものとする。

イ 消防部総務班長は、消防署へ119番通報等が殺到した場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県危機対策課、消防課へ報告するものとする。

ウ 危機管理部総合調整班長及び消防部予防班長は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、危機管理部総合調整班長及び消防部総務班長は被害規模に関する概括情報を含め、把握できた範囲から直ちに県危機対策課・消防課へ報告する。県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告するものとする。

(4) 一般被害情報及び応急活動情報の収集・伝達

ア 各担当班長は、県の地域機関その他関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。

イ 危機管理部総合調整班長は、把握した被害状況及び応急対策活動状況、対策本部の設置状況等を県危機対策課へ逐次報告する。

(注) 災害報告取扱要領「平成14年1月23日付け消第629号新潟県環境生活部長通知」

ウ 避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、通信手段の確保又は新設に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して避難者の数、状況及び必要とされる食料、日常生活物資等の情報を効率的に収集する。

3 各部担当班長の任務

各班長は、所管事項に関する災害の状況及び応急対策活動の実施状況等を迅速かつ的確に収集し、各部庶務担当班長に報告する。

各部庶務担当班長は、これを総括して担当部長に報告する。

(1) 実施方法

ア 報告は、あらかじめ定められた様式により、その都度定める時間までに行うことを原則とする。

イ 各班の所管事項に関する県等への報告は、各班から行うとともに、危機管理部総合調整班に報告内容を報告する。

(2) 報告の内容

ア 各種報告様式による書類

イ 災害写真、ビデオ等

ウ 災害状況図

エ 応急対策活動実施状況図

(3) 使用・報告する様式

ア 各班が共通に使用・報告する様式

(ア) 職員参集報告（柏崎市災害応急対策実施要綱第1号様式）

(イ) 建物等被害関係情報処理連絡票（柏崎市災害応急対策実施要綱第2号様式）

(ウ) 河川・斜面被害・道路・農地関係情報処理連絡票（柏崎市災害応急対策実施要綱第3号様式）

(エ) 災害情報連絡・処理票（柏崎市災害応急対策実施要綱第4号様式）

イ 関係各班が使用・報告する様式

(ア) 災害救助法様式（「災害救助の手引き」平成19年3月新潟県県民生活・環境部防災局に定めるもの）

危機管理部総合調整班が各課等の対応状況を踏まえて調査・報告する。

(イ) 避難場所開設状況等の報告（柏崎市災害応急対策実施要綱第5号様式）

市民生活部救助班が調査・報告する。

(ウ) 避難者台帳の報告（柏崎市災害応急対策実施要綱第6号様式に基づき整備する同第8号様式）

市民生活部救助班が調査・報告する。

(エ) 避難所運営において必要となる情報の連絡（柏崎市災害応急対策実施要綱第7号様式）

市民生活部救助班が調査・報告及び産業振興部物資供給班との連携の際に使用する。

(オ) 被災者の報告（柏崎市災害応急対策実施要綱第11号様式）

財務部被害調査班が作成・報告する。

(4) 情報収集のための措置

危機管理監は、市民の生命、身体及び財産に、被害が及ぶおそれがあるとき又は及んだときは、財務部被害調査班長を実施責任者とする調査班を組織し、住家の周囲の状況把握並びに世帯別被害状況の調査及び整理に従事させるものとする。

(5) 被害認定基準

財務部被害調査班は、被害状況等の情報収集を行い、被害認定調査実施に向けた体制を整え、総合企画部広報・報道班と連携を図りながら被災者等への被害認定調査実施の周知を図ることとする。

また、被害の認定調査は、次の基準に基づき迅速かつ的確に行い、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であるり災証明書の発行に努めるとともに、市民に対して、各種支援や減免に関する情報提供を行うこととする。

次の基準に基づき被害の認定を行うこととする。

ア 柏崎市地域防災計画（資料編）－柏崎市災害応急対策実施要綱別表第4（被害種別認定基準）

イ 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」

参考

＜災害の被害認定基準について＞

・「災害の被害認定基準について」平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知

＜大規模半壊について＞

・「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について」平成22年9月3日付府政防第608号内閣府政策統括官（防災担当）通知

<中規模半壊について>

- ・「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」令和2年12月4日付府政防1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知

<災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月改定）>

- ・第1編 地震による被害
- ・第2編 水害による被害
- ・第3編 風害による被害
- ・第4編 液状化等の地盤被害による被害

<浸水等による住宅被害の認定について>

- ・「浸水等による住宅被害の認定について」平成16年10月28日付府政防第842号内閣府政策統括官（防災担当）通知

別表1 消防庁への火災・災害等即報基準

火災・災害等区分			即 報 基 準
災 害 即 報	一般基準		○災害救助法の適用基準に合致するもの ○都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ○災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ○気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪等）、津波に関する特別警報（大津波警報）、火山に関する特別警報（噴火警報（居住地域））、地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度6弱以上） ○自衛隊に災害派遣を要請したもの
	個別基準（一般基準に該当しないもの）	地震	○震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当） ○人的被害又は住家被害を生じたもの
		津波	○津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当） ○人的被害又は住家被害を生じたもの
		風水害	○崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		雪害	○積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
		火山災害	○噴火警報（火口周辺）が発表されたもの（噴火警報（居住地域）については、特別警報に該当） ○火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

火災・災害等区分		即 報 基 準		
	社会的 影響基準	○上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの		
火災等即報	一般基準		○死者が3人以上生じたもの ○死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ○自衛隊に災害派遣を要請したもの	
	個別基準	火災	建物火災	○特定防火対象物で死者の発生した火災 ○高層建築物11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ○大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災 ○建物焼損延べ3,000㎡以上と推定される火災 ○他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案しておおむね10棟以上になる見込みの火災 ○損害額1億円以上と推定される火災
火災等即報	個別基準	火災	林野火災	○焼損面積が10ha以上と推定される火災 ○空中消火を要請又は実施した火災 ○住家等へ延焼するおそれがある火災
			交通機関の火災	○航空機火災 ○タンカー火災 ○社会的影響度が高い船舶火災 ○トンネル内車両火災 ○列車火災
			その他	○特殊な原因による火災 ○特殊な態様の火災
		石油コンビナート等特別防災区域内の事故		○危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ○危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ○特定事業所内の火災（①以外のもの）
火災等即報	個別基準	危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）		○死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ○負傷者が5人以上発生したもの ○周辺地域の市民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ○500kl以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ○海上、河川への危険物等流出事故 ○高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故

火災・災害等区分			即 報 基 準
	原子力 災害等		☐ 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ☐ 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ☐ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの ☐ 放射性同位元素等取扱事業所に関する火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
		その他 特定の 事故	☐ 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの
	消防団員の消火活動等に伴う重大事故		
	社会的 影響基準		☐ 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
救急・ 救助事 故・ 武力攻 撃災害 等即報	救急救 助事故		☐ 死者5人以上の救急事故 ☐ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ☐ 要救助者が5人以上の救助事故 ☐ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 ☐ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に関する重大事故 ☐ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ☐ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
	武力攻 撃災害 等		☐ 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ☐ 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

別表2 消防庁への直接即報基準（市町村）

火災・災害等区分			直 接 即 報 基 準
災害直 接即報	地 震		☐ 区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）
	津 波		☐ 死者又は行方不明者が生じたもの
	風水害		☐ 死者又は行方不明者が生じたもの
	火 山 災 害		☐ 死者又は行方不明者が生じたもの
火災等 直接即報	建物 火災		☐ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交通 機関の火災		☐ 航空機火災 ☐ タンカー火災 ☐ 社会的影響度が高い船舶火災 ☐ トンネル内車両火災 ☐ 列車火災
	石油コンビ ナート等特 別防災区域 内の事故		☐ 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発・故 ☐ 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

火災・災害等区分		直接即報基準
火災等直接即報	危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故	○死者（交通事故によるものを除く。）又は、行方不明者が発生したもの ○負傷者が5人以上発生したもの ○危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ○危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500kl以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	○原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ○放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ○基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの ○放射性同位元素等取扱事業所に関する火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）		
救急・救助事故・武力攻撃災害等直接即報	救急救助事故	○死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ・列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ・バスの転落等による救急・救助事故 ・ハイジャックによる救急・救助事故 ・映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ・上記に該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
	武力攻撃災害等	○武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ○武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

第7節 広報対策

市・県・防災関係機関・報道機関等は、被害の拡大を防ぎ市民等の安全を確保するため、相互に協力して、多様な広報手段を活用し、被災地の情報の正確・迅速かつ的確な伝達により、被災者の立場に立った効率的な広報・広聴活動等を次のとおり定める。

1 実施担当部及び班

市における実施担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
危機管理部	総合調整班	・地震情報、津波情報及び気象情報の授受、伝達に関すること。 ・避難の指示又は解除に関すること。 ・防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保、操作及び広報に関すること。 ・防災情報通信システムによる広報に関すること。 ・臨時災害放送局の設置及び廃止に関すること。
総合企画部	情報・交通班	・災害時における電算処理システムの機能確保に関すること。
	広報・報道班	・災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報、避難の勧告等）の広報に関すること。 ・災害情報を電算システムにより各課に周知すること。 ・災害情報をホームページに掲載すること。 ・ソーシャルメディア、緊急速報・エリアメール等の発信操作に関すること。 ・記者発表、資料提供等報道機関への対応に関すること。 ・報道要請その他報道機関との連絡に関すること。
財務部	車両・輸送班	・人員及び物資の輸送用車両の配置、調達及び運転に関すること。
市民生活部	総務班	・コミュニティ、町内会等との連絡調整に関すること。
	地域事務所班	・町内会との連絡調整に関すること。
消防部	消防班	・市民等に対する広報活動に関すること。

実施担当部の班長は、洪水、土砂災害等の災害が発生したとき又は災害が発生するおそれのあるときで、気象予報、警報等を収受したときは、広報手段の特性に応じて、広報文の内容等を検討し、適時、適切な広報活動を実施する。

2 広報活動

(1) 広報すべき情報の整理及び検討

総合企画部広報・報道班長は、災害及び防災対策に関する情報等を整理し、広報手段別の広報内容を検討する。

(2) 主な広報事項

ア 気象予報、警報等を収受した場合の広報事項

- (ア) 気象予報、警報等の内容
- (イ) 予想される災害の種類と場所の種別又は地域
- (ウ) 事前避難の必要な地区及び避難場所
- (エ) 避難途上での注意事項
- (オ) 避難準備・高齢者等避難開始に関すること
- (カ) 各種の情報の提供方法

イ 災害発生後の広報事項

- (ア) 地域災害発生状況
- (イ) 地震、津波に関する情報
- (ウ) 災害応急対策の状況
- (エ) 地域住民のとるべき措置（不安防止、パニック防止）
- (オ) 災害対策本部の設置
- (カ) 避難の勧告、避難場所の指示
- (キ) 医療、救護、衛生、健康に関する情報
- (ク) 給水、炊き出し、物資配給の実施
- (ケ) 水道、電気、電話、ガス等のライフライン施設の復旧状況
- (コ) 市民の安否に関する情報
- (サ) 道路交通状況
- (シ) 交通機関の運行状況
- (ス) 医療機関の状況
- (セ) 民心の安定及び社会秩序維持のため必要な事項
- (ソ) その他被災市民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

ウ 災害応急対策本格稼働期

- (ア) 消毒・衛生・医療救護、健康（こころのケアを含む）に関する情報
- (イ) 小・中学校の授業再開予定
- (ウ) 仮設住宅への入居
- (エ) 生活再建、仮設住宅、復旧・復興計画に関する情報
- (オ) その他イに掲げる必要な情報

エ 復旧対策期

- (ア) リ災証明書の発行
- (イ) 生活再建資金の貸付け
- (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等

(エ) その他生活再建に関する情報

3 広報の手段

(1) 防災行政無線による広報

災害の発生した区域の大小にかかわらず実施するものとし、あらかじめ用意した広報文例に従い、簡潔な広報に努める。

(2) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）による広報

消防庁から送信される緊急情報を、防災行政無線を通じて伝達する。

(3) 電話（フリーダイヤル）及び防災メールによる災害情報の提供

(1) の防災行政無線による広報内容を補完し、又は災害情報を伝達するため、防災メールによる文字情報、電話（フリーダイヤル0120-499-399）による音声情報の提供を行うこととしているので、この情報提供サービスを積極的に活用し、災害情報の伝達に努める。

(4) 市ホームページによる災害情報の提供

総合企画部広報・報道班長は、市ホームページ及び連動して配信される防災情報メールにより災害情報の提供に努める。

なお、防災情報メールについては、提供する時間帯等に配慮することとする。

(5) エリアメール（NTTドコモ）及び緊急速報メール（KDDI、ソフトバンク及び楽天モバイル）による災害情報の提供

(1) の防災行政無線により放送した災害情報のうち、避難指示等の情報について、携帯通信社が提供するサービスを利用し、市民が使用する携帯電話に対する文字情報として伝達する。

(6) 広報車による広報

災害が広域に及ばない場合の補助的手段として、特に災害の危険に切迫した地域に、確実に情報を伝えるため実施する。車両の確保については、財務部車両・輸送班長の協力を得て広報車を用いて実施するが、やむを得ない場合には一般車両を用いてハンドマイクから広報を実施する。

(7) ラジオ、テレビを通じた広報

総合企画部広報・報道班長は、「災害時における緊急放送に関する協定」に基づき（株）柏崎コミュニティ放送（以下、「FMピッカラ」という。）に放送を要請し、FMピッカラを通じて災害情報等を広報する。

ラジオを通じた広報は、同報性・耐災害性に優れ、複雑な内容の情報伝達が期待できる。一方、テレビを通じた広報は、耐災害性ではラジオに劣るものの、ラジオ以上に複雑な情報の伝達が期待される。したがって、総合企画部広報・報道班長は、これらの積極的な利用のため、新潟県総合防災情報システム及び災害情報共有システム（Lアラート）による情報伝達者（放送事業者等）への情報提供を行うほか、NHK新潟放送局及び民間放送各社に報道要請する。

なお、報道要請は、原則として知事を通じて放送申込書に必要事項を記入の上行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により行う。

＜各放送機関の連絡先＞

機関名	所在地	電話（代表）	電話（緊急時）	FAX	責任者
NHK	新潟市中央区川岸町1-49	025-230-1616	025-265-1141	025-265-1145	放送部長
BSN	新潟市中央区川岸町3-18	025-267-4111	025-267-3469	025-267-4410	報道担当部長
NST	新潟市中央区八千代2-3-1	025-245-8181	025-249-8900	025-249-8881	報道制作部長
TeNY	新潟市中央区新光町1-11	025-283-1111	025-283-8152	025-283-8159	報道部長
UX	新潟市中央区下大川前通六ノ町 2230-19	025-223-0021	025-223-7009	025-223-8628	報道グループ長
FM新潟	新潟市中央区幸西4-3-5	025-246-2311	025-246-2314	025-245-3399	放送事業本部長

「災害時における緊急放送に関する協定」を締結している報道機関

機関名	所在地	電話（代表）	電話（緊急時）	FAX	責任者
FMピッカラ （柏崎 コミュニ ティ 放送）	柏崎市日石町2-1	0257-21-3911	同 左	0257-21-3181	局長

災害時のFMピッカラ（柏崎コミュニティ放送）の体制

内 容
1 情報収集 （1）市に設置される「災害対策本部」からの情報収集 （2）警察、消防その他防災関係機関からの情報収集 2 放送体制 FMピッカラ「災害対策時作業要領」に基づき、緊急報道体制を取って放送を行う。 3 番組編成 災害発生とともに、その状況に応じて特別編成に切り替え、正確な情報伝達に努める。

（8）その他の伝達手段

- ア 広報紙、チラシの掲示、配布
- イ 避難所への広報チームの派遣
- ウ 総合案内所、相談所の開設

4 避難者への広報

市の施設、学校等の避難場所に収容されている避難者への広報においては、正確、詳細な内容を伝えるよう努める。

5 報道機関への発表

報道機関に対しては、庁舎内に設ける臨時記者会見室において、副本部長が災害に関する情

報等を発表する。

＜市内各新聞社の連絡先＞

種 別	会 社 名	所 在 地	電 話	F A X
新聞社	朝日新聞柏崎支局	南光町3-10	22-2665	24-6032
	読売新聞柏崎通信部	半田二丁目5-10-201	22-2644	22-3424
	新潟日報社柏崎総局	四谷二丁目1-38	23-4177	23-4199
	柏崎日報社	西本町一丁目6-1	22-3121	22-7150

6 要配慮者等に対する配慮

- (1) 視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう掲示と音声の組み合わせ、文字放送テレビの設置、手話通訳者や誘導員を配置する等の措置を講じる。
- (2) 外国人の被災者のために、多言語対応による市ホームページでの情報提供のほか、通訳の配置等を検討する。
- (3) 避難所の避難者のためにチラシ等を利用して情報伝達に努める。
- (4) 被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努める。
- (5) 自主防災組織や地域住民等は、高齢者や障がい者等地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。
- (6) 企業、事業所、学校等は観光客、通勤、通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害時に関する情報を伝達する。

7 広聴活動

市民生活部総務班は、地区コミュニティ、町内会等と連絡調整を図り、また、関係各班長は、被災者からの相談・要望・苦情等を受け付け、適切な措置を行うとともに、災害応急対策や復旧復興計画に対する提言・意見等を広く被災地内外に求め、災害対応の参考とする。

広聴活動

- ア 地域コミュニティ、町内会、自主防災組織等からの相談・要望等の受付
- イ 被災者からの相談・要望等の受付
- ウ 被災者のための相談所の設置

8 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する

よう努める。

第8節 避難及び避難所対策

豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難情報の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

このため、避難情報の発令並びに避難所の設置及び避難所への収容について、次のとおり定める。

なお、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

1 実施機関

(1) 市長

災害対策基本法第60条に基づき、次の場合に該当するときは、必要と認める危険地域の居住者等に対し、避難情報を発令をするとともに、その避難先の指示をすることができる。

ア 災害が発生している場合

イ 避難の必要が予想される場合

ウ 上記のほか、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合

市における担当部、班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
危機管理部	総合調整班	・ 避難情報の発令又は解除に関すること。 ・ 県に対する各種報告に関すること。 ・ 災害情報の収集に関すること。 ・ 防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保及び操作並びに広報に関すること。 ・ 防災情報通信システムによる広報に関すること。 ・ 臨時災害放送局の設置及び廃止に関すること。
総合企画部	情報・交通班	・ 電話等の通信状況、ガス及び電力の供給状況に関すること。 ・ 鉄道、バス等の運行状況に関すること。
	広報・報道班	・ 災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報、避難情報等）の広報に関すること。
市民生活部	総務班	・ コミュニティ、町内会等との連絡調整に関すること。 ・ 避難所等支援者の調整に関すること。
	救助班	・ 避難所の設営及び被災者の収容に関すること。 ・ 避難者台帳の作成及び管理並びに避難者の安否確認の問合せに関すること。 ・ 避難住民の相談業務に関すること。 ・ 避難者への食料及び物資の支給に関すること。 ・ 避難の誘導に関すること。

部	班	担 当 内 容
	地域事務所班	・避難住民における食料及び物資の受入れに関すること。 ・関係機関等との連絡調整に関すること。 ・要配慮者の避難支援等に関すること。
福祉保健部	福祉班	・福祉避難室及び福祉避難所の設営並びに被災者の収容の協力に関すること。
	要配慮者支援班	・要配慮者（外国人を除く。）の避難支援に関すること。
子ども未来部	保健衛生班	・要配慮者（主に妊産婦、乳幼児）の避難支援及び療養支援に関すること。
産業振興部	商業観光班	・外国人の避難支援に関すること
文教部	学校教育班	・学校に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。
	社会教育班	・文化・社会教育施設に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。
	体育施設班	・体育施設に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。
消防部	総務班	・消防団員の出動に関すること。
	消防班	・市民等の避難誘導に関すること。

（２）警察官

災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条に基づき、市長が避難情報の発令をするいとまがないとき又は市長から要求があったとき、危険地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きの指示をすることができる。

（３）知事、知事の命を受けた県職員又は水防管理者

地すべり等防止法第25条及び水防法第29条に基づき、地すべりにより著しい危険があると認められるとき又は洪水により著しい危険があると認められるとき、居住者等に対し、立ち退きの指示をすることができる。

（４）自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、自衛隊法第94条に基づき、災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないときに限り、危険を受けるおそれのある者に避難のため、立ち退きの指示をすることができる。

2 市民等の自主的な避難及び高齢者等避難

（１）自主的避難の開始

市民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣市民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡するものとする。また、できるだけ隣近所でまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全の確保と避難時の介助等を心がけるものとする。

避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断した場合は、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内での待避を行う。

(2) 市による避難誘導措置

市は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、災害が発生するおそれがある場合に、市民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者への避難支援等関係者による避難誘導等、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する。

また、市民が自主避難を開始した場合や、高齢者等避難を発令した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援、指定緊急避難場所の開設等の措置を行う。

市民が、親類や知人宅等に避難した場合は、避難者の希望を調査し、必要に応じて公共施設等の避難所を提供する等、避難者が「気兼ねなく」避難生活を送れるよう配慮するものとする。

3 避難情報の発令種類

避難情報は、次の三類型に区分し発令する。特に、高齢者など避難に時間の要する方に対しては、早めの避難を促すため「高齢者等避難」を発令する。

区 分	発令時の状況	市民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	・災害が発生するおそれがある状況 ・災害リスクのある区域等の要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所等への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備開始 ・状況に応じて自主避難の開始
警戒レベル4 避難指示	・災害が発生するおそれが高い状況 ・災害リスクのある区域等において、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・危険な場所から全員避難する(立退き避難又は屋内安全確保) ・通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始 ・高齢者等避難の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに開始 ・未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は、生命を守る最低限の行動
警戒レベル5 緊急安全確保	・災害発生又は切迫の状況	・避難場所等への避難がかえって危険である場合は、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動

4 避難情報の発令基準

避難情報は、防災気象情報等の様々な予測情報や、次のような事態になったとき、又は危険と判断したときに躊躇することなく発令する。特に夜間に発令する可能性がある場合は、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。また、発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(1) 水害

河川ごと次に掲げる基準水位に到達した時点で発令する。なお、小河川等による浸水は、ほとんどの場合立ち退き避難を必要としないことから、基本的に避難情報の発令の対象としない。また、以下の条件により避難指示等の発令を早めることがある。

- 1 河川巡視等により漏水や堤防本体の亀裂を確認した場合
- 2 鯖石川ダムの流入量 80 m³/s 以上となり洪水調整を行う場合

避難情報	基準水位			水位種類
	鯖石川 (加納)	鵜川 (宮之窪)	別山川 (栄橋)	
	17.60	8.70	12.00	(防災・原子力課待機水位) ※1
	18.45	9.30	12.35	水防団待機水位
	18.95	9.80	12.75	氾濫注意水位
高齢者等避難	19.80	10.10	12.95	避難判断水位
避難指示	20.55	10.95	13.26	氾濫危険水位
緊急安全確保※2	23.50	11.86	14.71	堤防高

※1 早期の警戒体制を構築するため、数値基準を設定する。

※2 災害の発生状況を確実に把握できるものではないため、必ず発令する情報ではない。

(2) 土砂災害

土砂災害前ぶれ注意情報・土砂災害警戒情報が発表された時点で発令する。

避難情報	判断基準
	1 大雨警報(土砂災害)が発表された場合 ※1
高齢者等避難	1 土砂災害前ぶれ注意情報が発表された場合 (3時間後の雨量が、土砂災害警戒避難基準雨量(CL)を超過することが予測される状況) 2 今後、避難行動が困難になる状況(下記のとおり)が予測され、早めの避難が必要と判断した場合。 ア 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合 イ 強い降雨を伴う台風が夜明けから明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	1 土砂災害警戒情報が発表された場合 (2時間後の雨量が、土砂災害警戒避難基準雨量(CL)を超過することが予測される状況) 2 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大

	雨情報が発表された場合 3 土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が確認された場合 4 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、現況で土砂災害警戒避難基準雨量（CL）を超過した場合 5 土砂災害警戒情報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
緊急安全確保 ※2	1 大雨特別警報（土砂災害、警戒レベル5相当情報）が発表された場合 2 土砂災害が発生した場合

※1 早期の警戒体制を構築するため、防災・原子力課待機基準を設定する。

※2 災害の発生状況を確実に把握できるものではないため、必ず発令する情報ではない。

（3）高潮

次に掲げる基準を参考に、気象予測や台風の進路、海岸線巡視等の状況を踏まえて、総合的に判断し発令する。

区分	判断基準
高齢者等避難	高潮注意報が発表されており、高潮警報に切り替える可能性が高い場合。
避難指示	高潮警報、高潮特別警報が発表されている場合。
緊急安全確保	高潮氾濫発生情報が発表された場合。

5 避難指示の発令並びに警戒区域の設定・要件・設定方法

- （1）市の区域内において危険が切迫した場合、市長は、本部会議に諮り、避難先を定めて避難指示を発令する。また、現地において著しい危険が切迫しており、警察官が緊急避難を必要と認めるときは、直接市民に避難等の措置をとる。この場合、警察官は、市長に通知する。
- （2）災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

ア 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により市長等が行う。

区分	実施者	基準	根拠法令
災害時の一般的な警戒区域 設定権	市長	市民等の生命・身体 の保護を目的	災対法第63条第1項
	警察官又は海上保安官	市長若しくはその委任 を受けてその職権を行 う吏員がいないとき、 又はこれらの者から要 求があった場合	災対法第63条第2項
	自衛官	市長若しくはその委任 を受けてその職権を行 う吏員がいないとき	災対法第63条第3項

火災の現場における警戒区域設定権 水災を除く他の災害の現場における警戒区域設定権	消防吏員又は消防団員	消防活動関係者以外の者を現場から排除し、消防活動の便宜を図る	消防法第28条第1項 消防法第36条第8項
	警察官	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合	消防法第28条第2項 消防法第36条第8項

イ 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

警察官、海上保安官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

ウ 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った市民等がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受け入れ、必要なサービスを提供するものとする。

6 避難指示の伝達方法並びに県への報告及び放送事業者への情報提供

(1) 伝達事項

ア 発令者

イ 避難を必要とする地区名等

ウ 避難を必要とする危険状態

エ 避難場所及び避難所

オ 注意事項

(ア) 家屋の戸締まりをすること。

(イ) 火の始末をすること。

(ウ) 携帯品は、非常持ち出し程度の最小限にとどめること。

(エ) 行動しやすい服装であること。

(オ) 消防本部職員、消防団員、警察官、市職員の避難誘導がある場合は、その指示に従うこと。

カ その他避難又は指示に関して必要な事項

(2) 伝達方法

危険の切迫性に応じた伝達文の工夫、対象者の明確化等により積極的な避難行動の喚起に努める。

ア 町内会等への伝達

市民生活部総務班長は、当該地区の町内会長等に連絡し、町内等の組織を通じて市民に伝達する。

なお、電話不通時等伝達困難の場合は、消防団員、警察官等に協力を求め伝達する。

イ 災害情報共有システム（Lアラート）、防災行政無線、防災メール、緊急速報メール、エ

リアメール、広報車及びFMピッカラ等による伝達

危機管理部総合調整班は防災行政無線、広報車及び柏崎コミュニティ放送の協力を得て、避難を必要とする地域の市民に対し、避難指示を伝達する。また、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線での広報を補完する観点から、総合企画部広報・報道班は防災メール、エリアメール及び緊急速報メール等により指示等の情報について伝達する。

（３）県への報告及び放送事業者への情報提供

危機管理部総合調整班長は、避難指示を発令したときは、県に対し、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して報告するとともに、新潟県緊急時情報伝達連絡会規約（平成１７年１２月８日施行）に基づき、同連絡会の構成団体である次の放送事業者に対し、原則としてＦＡＸ（別紙）により情報提供する。情報提供を受けた放送事業者は、自主的判断により必要に応じ速やかに放送し、市民への情報伝達を行うように努めることとしている。

構成団体の放送事業者	電 話	F A X
N H K新潟放送局	025-265-1141	025-265-1145
B S N新潟放送	025-267-3469	025-267-4410
N S T新潟総合テレビ	025-249-8900	025-249-8881
T e N Yテレビ新潟放送網	025-283-8152	025-283-8159
U X新潟テレビ２１	025-223-7009	025-223-8628
エフエムラジオ新潟	025-246-2314	025-245-3399

※上記電話・ＦＡＸ番号は、緊急時専用の番号のため、通常の報道機関への広報、連絡等に使用しないこと。

７ 避難誘導

市長は、警察署、防災関係機関、町内組織、地区コミュニティ、自主防災組織等の協力を得て、避難を必要とする地域の市民が、安全かつ迅速に避難場所へ避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

（１）避難誘導者

避難誘導は、消防部消防班が地区コミュニティ、町内会、自主防災組織及び消防団と連携して行う。また、必要に応じて警察の協力も得ることとする。これらの場合において、市民生活部救助班、地域事務所班、福祉保健部福祉班・要配慮者支援班、文教部社会教育班・学校教育班・体育施設班は協力を行う。

（２）避難経路の表示

避難場所を関係住民に周知させるため、広報に努めることはもちろん、避難経路の要所ごとに表示板を掲示するよう努める。特に危険地点には、ロープを張る等により危険防止をするほか、必要に応じて誘導員を配置する。

（３）誘導の順位

誘導員は、誘導に当たって、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先的に避難させるよう努

める。

8 避難経路

避難をする場合には、その時点で最も安全な道路を使い、できる限り集団で避難する。

9 避難場所

避難場所は、資料編4-1「避難所及び避難場所（別紙3）」のとおりとする。各施設の管理者は、避難場所の早期開設に努める。

10 避難所の開設及び管理

（1）避難所の開設

避難所は、優先して開設する避難所として小・中学校、コミュニティセンター等の公共施設を使用するが、災害及び地域の状況により集会所等を避難所に充てる。この場合において、夜間、休日に急を要する場合、優先して開設する避難所の開設は、別に定める「自然災害発生時における職員応急対策マニュアル」により、あらかじめ指定されている鍵保管職員又は施設管理者が行う。ただし、前者より早く到着した自主防災組織担当者が開設することがある。その他の避難所の開設は、開設連絡担当課が開設指示を施設管理者へ伝え、連絡を受けた施設管理者が行う。（避難所は資料編4-1「避難所及び避難場所 別表1」参照。）また、優先して開設する避難所の鍵保管職員及び施設管理者等は、施設の被害状況を確認し避難所機能が確保できると判断した場合は、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図り避難所の運営体制を整える。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

市民生活部救助班は、福祉保健部福祉班・要配慮者支援班、文教部社会教育班・学校教育班・体育施設班の協力を得て、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図りながら避難場所へ避難した被災者のうち、必要とする者に対して避難所を開設し、施設管理者、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図り運営に当たる。

特に、小・中学校及びコミュニティセンターが避難所となった場合、避難所運営については、教職員及びコミュニティ組織の協力を得るものとするが、教育活動及びコミュニティ活動に支障とならないよう十分留意する。また、要配慮者の特性に配慮し、「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」を踏まえ、「福祉避難所運営マニュアル」に基づき、災害時の避難誘導に当たることとする。

なお、避難者の健全な住生活の確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

（2）避難所開設の報告

危機管理部総合調整班長は、避難所を開設した場合は、開設場所、日時及び開設期間を知

事及び防災関係機関に報告する。

(3) 避難所における主な活動

市民生活部救助班は、福祉保健部福祉班・要配慮者支援班、文教部社会教育班・学校教育班・体育施設班の協力を得て、施設管理者、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図り、別に定める「避難所開設運営マニュアル」により次の応急対策活動を行うとともに、関係班との総合調整を行う。

- ア 避難者に対する情報伝達及び避難者からの情報収集
- イ 避難者名簿・避難者台帳の整備及び管理
- ウ 必要な食料、飲料水、生活用品等の把握
- エ 避難所の管理責任者を定める。
- オ 避難所の運営に必要な資機材の整備
- カ 避難所には避難生活の心得等を提示し、混乱の防止に努める。
- キ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- ク トイレ、ごみ処理等の衛生の保持
- ケ 避難者の人心安定を図るための相談業務
- コ 避難者の栄養、健康への配慮
- サ 避難者のプライバシー保護、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に配慮
- シ 在宅被災者への必要な物資、情報の提供などの配慮
- ス ペット保護等の支援
- セ 巡回警備等による避難所における安全性の確保
- ソ 避難所における感染症対策

(4) 避難所における市民の心得

避難所に避難した市民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。

- ア 自治組織の結成とリーダーへの協力
- イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- ウ 要配慮者への配慮
- エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(5) 災害対策本部との連絡体制

避難所と災害対策本部との連絡については、避難所の運営を行っている災害対策本部職員又は自主防災組織、町内会等の代表者が行うものとする。各避難所の要望等を取りまとめ電話等の通信手段又は物資輸送担当職員を通じて行うものとする。

11 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営

避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮するとともに、その運営に際して、女性の参画を推進するものとする。また、特に、男女別の物干し場、更衣室及び授乳室の設置や生理

用品・女性下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難場所における安全性の確保など、男女の人権を尊重して、男女それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮するとともに、夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努めるものとする。

また、避難所への職員配置は女性と男性の両方を配置するよう努めることとし、運営組織として多様な意見が反映できるよう配慮を求める。

避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

身体障害者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレを設置や、入浴施設への送迎、個室の浴室の設置などに努める。

12 外来者、一時滞在者への支援について

外来者、一時滞在者の避難については、警察、消防、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て行うものとする。避難先については、最寄りの避難所とする。また、交通情報等の周知に努めるものとする。

13 積雪期の避難対策

(1) 避難経路の確保

積雪地域では、避難経路の通行が不可能となることが想定されるため、市は防災関係機関と連携し、避難経路の状況の的確な把握及びその確保に努める。

(2) 冬期間における避難場所の確保

グラウンド等は、冬期間においては、積雪等により避難場所として使用できないことが想定されるため、そうした事態が発生した際には、市は防災関係機関と連携し、これに代わる避難場所の確保に努める。

(3) 寒冷期における避難所対策

寒冷期においては、避難所の健康管理対策として暖房設備の設置が不可欠となるので、市は暖房器具、暖房用燃料の確保等に努める。

14 広域避難への対応

(1) 被災市町村による協議等

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断される場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該地の都道府県との協議を求める。

(2) 県による協議等

県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能

が被災によって著しく低下した場合など、要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

(3) 県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる自治体及び当該市町村における被災市民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

(4) 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

市及び県は、居住地以外に避難する被災者の情報について、避難元と避難先の都道府県及び市町村により情報共有に努める。

15 避難情報の発令又は解除の公示及び県等への報告

危機管理部総合調整班長は、避難情報の発令が解除された場合は、その旨を6（3）の伝達方法に準じて市民に周知するとともに、県及び防災関係機関へ報告する。

16 整備書類

市民生活部救助班は、次の書類帳簿等を整備する。

- (1) 避難所開設状況報告書（柏崎市災害応急対策実施要綱第5号様式）
- (2) 避難者名簿（柏崎市災害応急対策実施要綱第6号様式）
- (3) 避難者台帳（柏崎市災害応急対策実施要綱第8号様式）
- (4) 支払関係証拠書類

市民生活部総務班は、次の書類帳簿等を整備する。

- (1) 救助実施記録日計表（災害救助法第8号様式）
- (2) 避難所設置費（災害救助法第9号様式）

17 防災を特に必要とする施設の避難計画

次に掲げる施設の管理者等は、居住者、利用者等を安全に避難させるため、防災責任者を定めるとともに避難計画を策定し、災害時の人命の安全確保に努めるものとする。

- ・学校、保育園、認定こども園、幼稚園、病院、要配慮者利用施設、高層建築物、大規模小売店、興行場、ホテル、旅館その他不特定多数の者が利用する施設

18 避難所での感染症予防対策

県及び市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

避難者1人当たり3～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティション、段ボールベット等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合は、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。

別紙

至急

避難指示等 発令情報

送付日時： 月 日 時 分 市

- 1 避難情報 ☐緊急安全確保
☐避難指示
☐高齢者等避難

2 発 令 月 日 時 分

3 解 除 月 日 時 分

4 対象地域等 市

合計対象世帯数： 世帯

○合計対象世帯数内訳

(ふ り が な) 地 区 名	世帯数	(ふ り が な) 地 区 名	世帯数

5 発令・発表の理由

--

発信者 所属部署・氏名

電話 — — F A X — —

※詳細が不明な箇所については、後に報告する旨記入し、速やかに連絡願います。

第9節 避難所外避難者の支援対策

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択したり、避難場所が自然発生したりすることから、車中泊避難者や避難所以外の避難者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等の保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、被災者は、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、その予防方法を周知する。

1 実施担当部及び班

市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
危機管理部	総合調整班	- 被害情報の収集に関すること。 - 防災行政無線の施設機能確保及び操作並びに広報に関すること。
総合企画部	情報・交通班	- 電話等の通信状況、ガス及び電力の供給状況に関すること。 - 鉄道、バス等の運行状況に関すること。
	広報・報道班	災害情報をホームページに掲載すること。
市民生活部	総務班	コミュニティ、町内会等との連絡調整に関すること。
	救助班	- 避難住民の相談業務に関すること。 - 避難住民における食料及び物資の支給に関すること。
福祉保健部	保健衛生班	保健衛生及び防疫（環境衛生班に関するものを除く）に関すること。
	要配慮者支援班	要配慮者（外国人を除く。）の避難支援等に関すること。
子ども未来部	児童福祉班	要配慮者（主に妊産婦、乳幼児）の避難支援及び療養支援に関すること。
産業振興部	商業観光班	外国人の避難支援に関すること
	物資供給班	食料品及び生活必需品の調達並びに供給に関すること。

2 車中泊避難者・指定外避難所の状況調査

避難者は、自宅近くにいたいという強いニーズや様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択することから、避難所以外の車、テント、神社、ビニールハウス、公的施設等に避難することがある。したがって、避難所以外の避難場所が発生することは自然なことから、市民生活部総務班は地区コミュニティ、町内会及び自主防災組織等の協力を得て、指定避難所以外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

3 車中泊避難者・指定外避難所への情報伝達

市は、防災行政無線、広報車等により支援情報の伝達を行うとともに、消防、警察、消防団、自主防災組織、町内会等と連携し、避難所外避難者への情報伝達に努める。また、市ホームページ等で広報が可能な場合は、積極的に活用し情報伝達に努める。

4 要配慮者に対する配慮

関係班は、避難所以外に避難した要配慮者を、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

5 車中泊避難者・指定外避難所への支援（発災後3日以内に開始）

関係班は、避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても、町内会や自主防災組織等の協力を得ながら柔軟に対応し、必要な支援に努める。

- (1) 新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど）
- (2) 食料・物資の供給
- (3) 避難者の健康管理、健康指導
- (4) カーラジオ（FMラジオ等）を利用した情報の提供

6 エコノミークラス症候群の予防

運動不足やトイレに行く回数を減らすため水分摂取を控えることなどから、エコノミークラス症候群を発症する人も出る。このため、発症を予防するため、下記を避難者に呼びかける。

- (1) 時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。
- (2) 十分にこまめに水分を取る。
- (3) アルコールを控える。できれば禁煙する。
- (4) ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
- (5) かかとの上げ下ろし運動やふくらはぎを軽くもむ。
- (6) 眠るときは足をあげる。

7 積雪地域での対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

第10節 救急・救助活動対策

災害により被災した市民に対し、市、消防機関、県警察、第九管区海上保安本部、新潟DMA T指定医療機関、新潟県医師会・柏崎市刈羽郡医師会、医療機関、消防団、自主防災組織等は、連携して迅速かつ適切な救急・救助を行う。また、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊等は、関係機関と連携して救急・救助活動を行う。

1 実施担当部及び班

市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
危機管理部	総合調整班	・自衛隊に対する派遣要請及び受入調整に関すること。 ・防災会議、県その他防災関係機関との連絡調整に関すること。
総合企画部	人事班	・県、他市町村等に対する応援要請及び受入調整に関すること。
消防部	総務班	・関係機関等との連絡調整に関すること。
	消防班	・住民等の避難誘導に関すること。 ・火災・救急・救助活動の実施に関すること。 ・緊急消防援助隊等消防関係機関の応援要請及び受入調整に関すること。

(1) 対象者

捜索又は救出・救助の対象者は、災害のため、現に生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者であって、おおむね次に該当するものとする。

- ア 火災時に火中に取り残された者
- イ 地すべり、山くずれ、雪崩等により、生き埋めになった者
- ウ 流失家屋及び孤立したところに取り残された者
- エ 倒壊家屋の中に取り残され、又は下敷きになった者
- オ 列車、自動車の大事故によって、身体生命が危険にさらされている者
- カ ガス、放射性物質の大量放出等により、身体・生命が危険にさらされている者
- キ その他救出・救助を必要とする者

(2) 消防部消防班長は、消防団員等による救助隊を編成するとともに、救出活動に必要な車両、特殊機械器具等を調達し、迅速に救助に当たる。

(3) 消防部消防班長は、自ら編成する救助隊による救出活動が困難なときは、広域消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

(4) 市独自の能力で救出作業が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両、舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、第1編第3章第3節「防災関係機関の相互協力体制」及び第1編第3章第15節「火災対策」に基づき応援を要請する。

危機管理部総合調整班長及び消防部消防班長は、応援要請によって派遣された応援部隊が迅速かつ的確な活動をなし得るよう部隊間の総合調整を行う。

2 救出・救助の方法

(1) 負傷者の救護

救出・救助された負傷者は、救急隊が応急処置し、負傷者の症状に適した救急病院等へ搬送する。

(2) 救出・救助活動を完了した部隊は、各隊の指揮者の命により、速やかに別の災害現場に移動する。

(3) 消防団員の活動

消防団員は、災害現場において、救出・救助活動を行うほか、消防本部職員の活動を支援する。

3 地域住民・自主防災組織による活動体制

災害時は、公的機関の支援活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な支援活動が極めて重要であることから、地域住民、自主防災組織は公的機関が行う防災活動に積極的に努力するものとする。

(1) 要配慮者の救護

(2) 簡易救出器具等を活用しての救出活動

(3) 傷病者の救出及び応急手当、救護所への搬送等の実施及び協力

(4) 地域内の被害状況等の情報収集

(5) 初期消火の実施

4 要配慮者に対する配慮

地域住民、県警察、市及び消防本部等は、要配慮者の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施するものとする。

5 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動体制

県内の災害派遣医療チーム（DMAT）は、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

また、ドクターヘリ基地病院は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のDMATの移動、患者の搬送等に活用できるものとする。

6 整備書類

危機管理部総合調整班長は、次の書類帳簿を整備する。

(1) 救助実施記録日計票（災害救助法第8号様式）

(2) 被災者の救出費（災害救助法第17号様式）

(3) 支払関係証拠書類

第11節 水防活動対策

危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

1 各主体の責務

(1) 市民の責務

- (ア) 水防管理者（市長）、水防団長又は消防機関の長が要請したときは、水防に従事する。
- (イ) 堤防その他の施設が決壊したときは、国、県、市、水防団又は消防機関に直ちに連絡する。

(2) 国及び県の責務

洪水、雨水出水、津波又は高潮により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び避難判断水位到達情報通知並びに水防資機材の提供を行うものとする。

また、国は、洪水、雨水出水、津波又は高潮によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門知識及び技術を要する水防活動を実施することができる。

(3) 市の責務

洪水、雨水出水、津波又は高潮により、水災が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

河川、湖沼の洪水又は海岸の高潮等の水災に対処するための対策については、柏崎市水防計画（柏崎市地域防災計画（資料編4－9））に定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

2 実施担当部及び班

市における担当部及び班は、次のとおりとする。（事務分掌は、柏崎市水防計画に定めるところによる。）

部	班	担 当 内 容
危機管理部	総合調整班	・災害対策本部の設置及び解散に関すること。 ・災害対策本部の運営に関すること。 ・気象情報の授受伝達に関すること。 ・避難の指示又は解除に関すること。 ・各部との連絡調整に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保及び操作並びに広報に関すること。 ・防災情報通信システムによる広報に関すること。 ・雨量情報等の収集及び報告に関すること。

部	班	担 当 内 容
財務部	被害調査班	・家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関すること。 ・水害時等における住家周辺の浸水状況調査に関すること。
産業振興部	農林水産班	・農林水産業関係の被害調査に関すること。 ・農林水産施設等の応急対策及び応急復旧に関すること。
都市整備部	総務班	・土木災害応急資機材の調達及び確保に関すること。 ・市道等に係る交通規制に関する現地対応及び連絡に関すること。 ・水害時における所管の樋門及び排水機場の運転操作に関すること。 ・水害時における市道等の道路冠水状況の調査に関すること。
	建設班	・道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所の被害調査、点検、パトロール、応急対策及び応急復旧に関すること。
消防部	総務班	・消防団の活動に関すること。 ・関係機関等との連絡調整に関すること。
	予防班	・火災・救急・救助事案に係る被害情報の集約に関すること。 ・市災害対策本部との連絡調整に関すること。
	消防班	・災害情報の受理及び出動指令に関すること。 ・住民等に対する広報活動に関すること。 ・住民等の避難誘導に関すること。 ・火災・救急・救助活動の実施に関すること。

各部の担当班長は、洪水のおそれがあるときは、災害を未然に防ぐため、水防対策活動を行う。

なお、洪水が発生したときは災害の拡大を防ぎ、現状復旧を図る目的で水防対策活動を行う。

災害情報の収集については各部の担当班と連携し、災害の拡大防止及び現状復旧については都市整備部及び産業振興部の関係各班等と連携して実施する。また、配備基準、避難勧告等の基準については、第2節「職員の配備・招集対策」及び第8節「避難及び避難所対策」によるものとし、別に水害対応マニュアルを整備し水防対策活動を実施する。

3 災害情報の収集、整理及び伝達

(1) 災害情報の種類

ア 気象予報、警報等

気象予報、警報等の種類を次に示す。ただし、詳細については、第5節「気象予警報等伝達対策」による。

(ア) 新潟地方気象台が実施するもの

- a 注意報
- b 警報
- c 特別警報
- d 気象情報

(イ) 知事が管轄する河川について実施するもの

- a 水防警報

イ 雨量

ウ 水位

エ 洪水の発生状況及び被害状況

(2) 雨量情報の収集・整理

危機管理部総合調整班長は、雨量情報を収集整理する。

なお、雨量観測所については、第5節「気象予警報等伝達対策」に示す。

(3) 水位情報の収集及び整理

危機管理部総合調整班長は、水位情報を収集及び整理する。河川の水位が次に掲げる水位に達した場合、水位情報に応じて配備指令及び避難情報を発令することとする。

ア 水防団待機水位（通報水位）：消防団の活動準備の目安となる水位

イ 氾濫注意水位（警戒水位）：消防団が出動の目安となる水位

ウ 避難判断水位：高齢者等避難の目安となる水位

エ 氾濫危険水位（特別警戒水位）：避難指示の発令の目安となる水位

オ 上記の水位の定めのない河川においては、堤防及び増水の割合から警戒を要すると判断する

(4) 内水情報の収集・整理

財務部被害調査班長は、河川の水位の上昇等により、内水による住家被害の発生のおそれがあるときは、調査班を組織し、住家の周囲の状況把握を行う。

(5) 情報の伝達

収集した情報については、第5節「気象予警報等伝達対策」により、関係機関へ伝達し、必要に応じて市民に広報する。また、避難情報が発令された場合は、防災行政無線などの広報と併せ、自主防災組織、町内会等に連絡し、市民へ伝達するものとする。（第8節「避難及び避難所対策」参照）

4 洪水の発生状況の収集及び整理

危機管理部総合調整班長は、各部の担当班長及び消防団と緊密な連携を取り、洪水の発生状況の把握に努めるとともに、これを整理する。

なお、情報の収集及び整理する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害の発生場所

(2) 災害の発生日時

(3) 災害の規模

(4) 災害の発生原因

(5) 災害の拡大可能性

(6) 被害状況

ア 堤防

イ 道路

ウ 橋りょう

エ 砂防・治山施設

- オ その他防災施設（排水機場、水門等）
カ 住家
（7）防災施設の稼働状況（排水機場、水門等）

5 河川等の巡視及び点検

各部の担当班長は、洪水の危険があるときは、河川、ため池等の水位、水勢を巡視し、また、堤防に洗掘、はらみ出し等の異常がないか点検する。

道路、橋りょう、砂防・治山施設等については、斜面、法面、河川・溪流等を巡視し、施設の異常及び被害危険性を点検する。

なお、上記の点検は、消防団の協力の下に実施する。

6 施設の異常時の措置

上記の巡視及び点検中に施設の異常を発見した者は、次の内容について具体的に報告する。

- （1）施設の異常の種類
- （2）施設の異常の発見日時
- （3）施設の異常の発見場所
- （4）施設の異常の状況（規模・程度・拡大、進展の危険性）
- （5）報告後の連絡方法及び連絡先

7 水防対策活動

危機管理部総合調整班長及び消防部総務班長は、都市整備部及び産業振興部の関係各班並びに消防団の水防対策活動の効果的運用を図り、水防工法等を指導して、災害防止又は災害の軽減に努める。また、避難、救助その他浸水を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう関係機関との間で情報収集、伝達等を蜜に行うこととする。

8 重要水防箇所、危険箇所等

河川又は海岸ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について、具体的な水防工法を定める。（資料編4－9「柏崎市水防計画」参照）

9 資機材の調達

水防対策活動に際し、資機材の備蓄・配備に努めることとする。水防倉庫備蓄資機材又はその他関係各班の所有する資機材で不足する場合は、県地域振興局地域整備部及び事業所などから調達する。

水防倉庫は、次のとおり（資機材の詳細は、資料編4－9「柏崎市水防計画」参照）

河川等	備蓄場所		
鵜 川	新道	宮之窪	野田
鯖石川	加納	石曽根（西之入）	高柳町岡田
別山川	西山町池浦		

その他（市内河川）	三和町（消防本部）	藤元町（新潟県水防倉庫）	
-----------	-----------	--------------	--

10 公用負担

（1）公用負担の権限

水防対策活動上必要があるときは、市長又は消防長は、水防法第28条の規定により、次の権限を行使することができる。ただし、公用負担の権限を行使することによって、損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償する。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の収用
- ウ 車両、その他の運搬用機器
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他障害物の処分

（2）公用負担権限を有することの証明

公用負担の権限を行使する場合は、次の証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する。

公用負担権限証明書 氏名 上記の者に の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。 平成 年 月 日 水防管理者 柏崎市長 印			
--	--	--	--

（3）公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使する。

公用負担命令票			
負担者	氏名 住所	物件数量	負担内容（使用、収用、処分等）期間摘要
水防法第28条の規定により上記物件を収用（使用又は処分）する。 平成 年 月 日 命令者 氏 名 印			

11 危険地域の市民の避難・誘導

水防管理団体（市）、県及び国は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者及び滞在者を安全な地域に誘導し、安全な場所に収容する。

12 積雪期の対応

雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。

13 整備書類

危機管理部総合調整班長は、次の書類を整備する。

- （１）水防活動報告（水防計画第 1 号様式及び第 2 号様式）
- （２）支払関係証拠書類

第12節 自衛隊の災害派遣対策

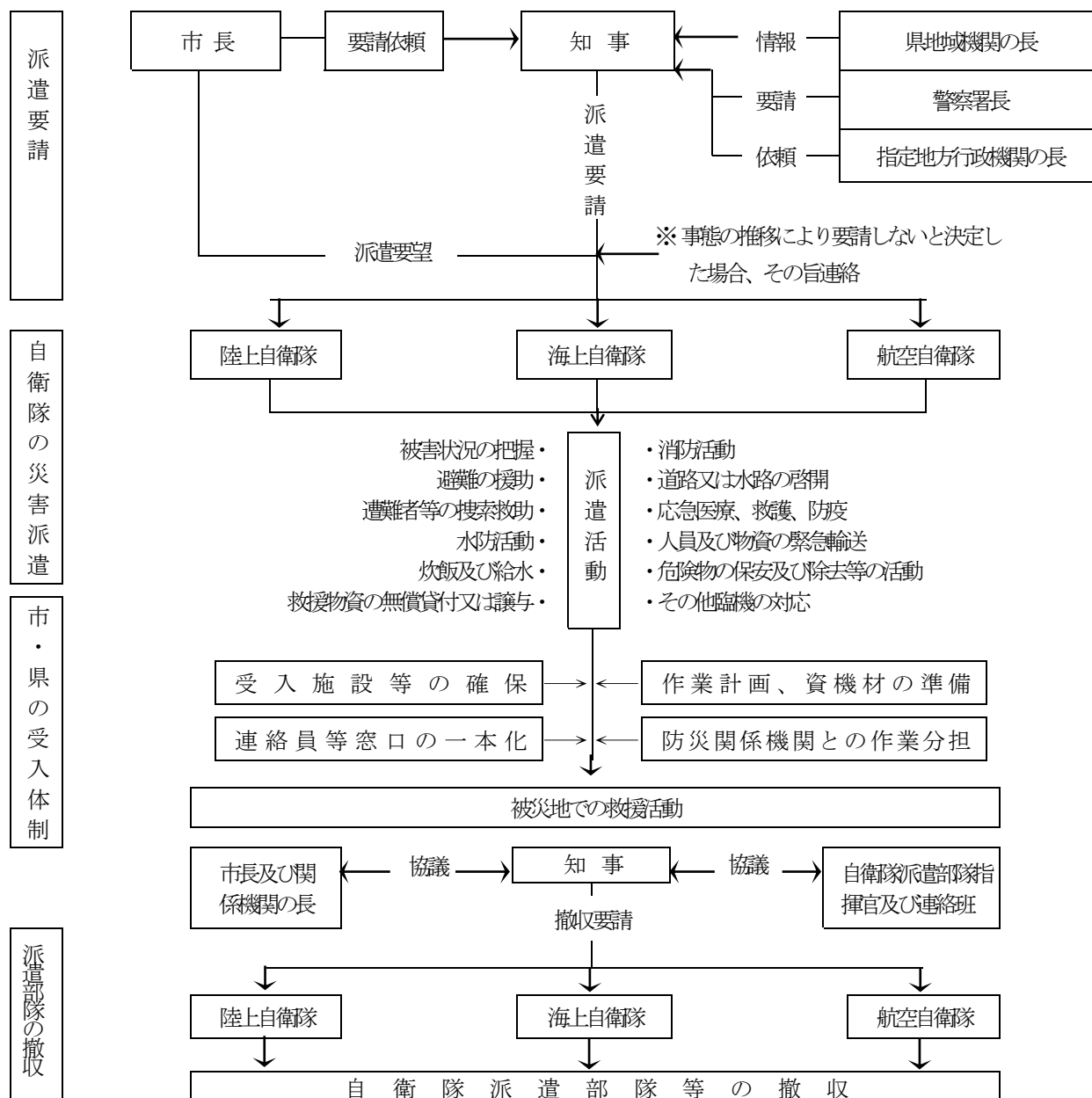
災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入体制等について次のとおり定める。

1 実施担当部及び班

市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
危機管理部	総合調整班	・ 自衛隊に対する派遣要請及び受入調整に関すること。

2 自衛隊の災害派遣フロー図



3 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)
- (2) 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要

- (1) 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要

救援活動区分	内 容
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
②避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。（消化薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑥道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧人員及び物資の緊急輸送	救急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合）
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
⑩救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
予防派遣	水害、津波被害等を未然に防止するための措置を実施する。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

5 自衛隊災害派遣要請の手続

(1) 知事に対する派遣要請依頼

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、「災害派遣要請依頼書」を県防災局危機対策課経由で知事に F A X により提出する。ただし、事態が急を要する場合は、次の事項を明らかにし、県（危機対策課）へ県防災行政無線、電話又は口頭により行う。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(注) 口頭、防災行政無線、電話で依頼した場合は、事後、F A X で処理する。

(災害派遣要請依頼書 F A X 様式別紙)

(2) 知事が自衛隊に対して行う災害派遣要請等

ア 知事は、市から派遣の要請依頼を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を 1 1 の (2) に定める要請先へ提出する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等により要請し、事後に文書を送付する。

イ 知事は、事態の推移に応じ、要請しないことを決定した場合は、直ちにその旨を要請先に連絡する。

(3) 市長の自衛隊に対する緊急要請

市長は、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し知事に派遣要請依頼をするいとまがない場合は、直接関係する自衛隊に災害派遣の通知をすることができる。

災害派遣の要請を行った場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に通知する。

6 自衛隊の災害初動準備及び自主派遣

(1) 各自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣することとなっている。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収

集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

(2) 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整の下に効率的な救援活動を実施する。

(3) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

7 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続

(1) 各自衛隊は、知事の派遣要請又は自主決定により部隊を派遣した場合は、次の事項を電話、防災行政無線、電話、FAX等で速やかに県危機対策課へ連絡する。

ア 派遣部隊名及び人員等の派遣規模

イ 指揮官の官職及び氏名

ウ 部隊の受入れに必要な体制

エ その他必要な事項

(2) 県（危機対策課）は、自衛隊から災害派遣の連絡を受けたときは、速やかに派遣地の市にその内容を連絡する。

8 自衛隊災害派遣部隊の受入体制

(1) 派遣部隊との連絡窓口及び責任者

派遣部隊との連絡窓口を危機管理部総合調整班とし、責任者を危機管理部総合調整班長とする。

危機管理部総合調整班長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、緊密な連携を図りより効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画の協議、調整及び資機材の準備

危機管理部総合調整班長は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講じる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(3) 受入施設等の確保

危機管理部総合調整班長は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

- ア 自衛隊事務室
 - イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
 - ウ 駐車場（車 1 台の基準は 3 m×8 m）
 - エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）
- （４）派遣部隊の現地誘導及び市民等への協力要請
- 災害派遣部隊の救援活動が円滑に行われるよう、市は派遣部隊の現地誘導、市民等への協力要請を行う。

9 災害派遣部隊の撤収

- （１）撤収の協議決定
- 知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則、市長の撤収要請により決定する。

10 救援活動経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として市が負担する。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。
- （１）派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
 - （２）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料、入浴料等
 - （３）派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費、電話料
 - （４）派遣部隊輸送のための民間輸送機関に関する運搬費
 - （５）その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長が協議する。

11 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

- （１）県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住 所 等
防災局 危機対策課 危機対策第 1	住 所 〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 電 話 025-285-5511（勤務時間内代表） （内線 6434、6435、6436） 025-282-1638（直通） 防 災 無 線（発信番号）—40120-6434、6435、6436 NTT FAX 025-282-1640 衛星FAX（発信番号）401-881

(2) 派遣要請先及び連絡窓口等

ア 陸上自衛隊

災害派遣の要請先	住 所 等
陸上自衛隊 第 12 旅団長 (第 2 普通科連隊)	住 所 〒 9 4 3 - 8 5 0 1 上越市南城町 3 丁目 7 番 1 号 連絡窓口 陸上自衛隊第 2 普通科連隊第 3 科 電 話 0 2 5 - 5 2 3 - 5 1 1 7 内線 2 3 5、2 3 7 防災無線 8 - 6 7 3 - 1 0 NTT FAX 0 2 5 - 5 2 3 - 5 1 1 7 FAX 切替内線 2 3 9

イ 海上自衛隊

災害派遣の要請先	住 所 等
海上自衛隊舞鶴地方総監 部	連絡窓口 海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室 住 所 〒 9 5 0 - 0 0 4 7 新潟市東区臨海町 1 番 1 号 電 話 0 2 5 - 2 7 3 - 7 7 7 1 内線 4 3 1 NTT FAX 0 2 5 - 2 7 3 - 7 7 7 1 FAX 切替

ウ 航空自衛隊

災害派遣の要請先	住 所 等
航空自衛隊 航空支援集団司令官 (輸送機の派遣) 航空救難団司令 (救援機の派遣)	連絡窓口 航空自衛隊新潟救難隊飛行班 住 所 〒 9 5 0 - 0 0 3 1 新潟市東区船江町 3 丁目 1 3 5 番地 電 話 0 2 5 - 2 7 3 - 9 2 1 1 内線 2 1 8、2 2 1 NTT FAX 0 2 5 - 2 7 3 - 9 2 1 1 FAX 切替 2 2 7

別紙

自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者					
担当部課等名	部	課	係		
	担当者名				
	電話	防災無線		その他	
派遣要請依頼日時	年	月	日	時	分
災害の状況及び派遣依頼理由					
派遣を希望する期間	年	月	日から	年	月
	年	月	日から必要とする期間		
派遣を希望する区域	柏崎市	地内			
	施設等名称				
現地連絡員	部	課	係	担当者名	
派遣を希望する活動の内容					
その他必要事項					

※ 新潟県危機対策課 FAX 025-282-1640

第13節 輸送対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（市、県、国、消防署及び警察署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）及び備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワークなどの輸送体制を確保し、陸・海・空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。

なお、緊急輸送は、人命の救助及び安全の確保を最優先とし、被害の拡大防止及び円滑な災害応急対策の実施等を勘案しながら、実施するものとする。

ア 各主体の責務

(ア) 市

- a 災害の発生が予測され、市民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター、船艇等により、市民等を安全な地域へ輸送する。
- b 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所を明確にするとともに地域内輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- c 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

(イ) 県

- a 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。
- b 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。
- c 市からの輸送体制確保に関する応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。
- d 災害発生 of 初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。
- e 災害の規模により、市が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

(ウ) 県警察

- a 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。
- b 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

(エ) 輸送関係機関

自動車・海上・港湾運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局及び新潟運輸支局の指導の下、市及び県災害対策本部との連絡を密にしながら、輸送体制の確保に協力する。

(オ) 輸送施設管理者

道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、県警察、消防機関及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

(2) 輸送の緊急度に係る優先順位

災害時における緊急輸送の優先順位は、次のとおりとする。

ア 総括的に優先されるもの

- (ア) 人命の救助、安全の確保
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 災害発生後の各段階において優先されるもの

(ア) 第1段階(災害発生直後の初動期)

- a 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- c 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者及び重傷患者
- d 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- e 緊急輸送に必要な輸送施設、物資輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(イ) 第2段階(応急対策活動期)

- a 上記アの続行
- b 食料、飲料水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(ウ) 第3段階(復旧活動期)

- a 上記(イ)の続行
- b 災害復旧に必要な人員及び物資
- c 生活必需品
- d 郵便物
- e 廃棄物の搬出

(3) 積雪期の対応

ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状

況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 情報の流れ

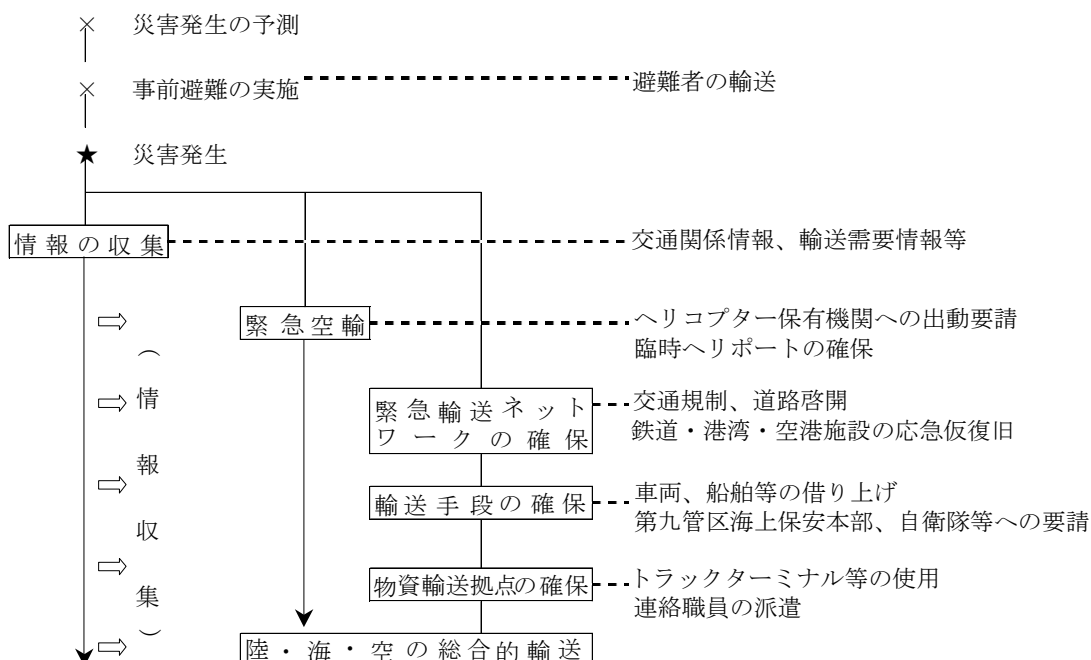
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	市 県	・ 輸送施設の被災状況 ・ 交通規制等の状況
市	県	・ 輸送施設の被災状況 ・ 臨時ヘリポートの確保状況 ・ 応援要員及び物資等の輸送需要
県	関係機関	・ 輸送施設の被災状況(収集した広域的情報) ・ 輸送体制確保についての応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・ 輸送体制確保についての応援の内容 ・ 輸送施設の被災状況(収集した広域的情報)
県警察 道路管理者	関係機関 市民	・ 交通の確保及び交通規制の実施状況 ・ 渋滞の状況

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	対 策	協力依頼先
------	-----	-------

県	・ 緊急輸送ネットワークの全体の状況把握を行い、応急復旧等に必要な対策を実施するとともに、必要に応じて関係機関に応援を要請する。	
輸送施設管理者	・ 各輸送施設管理者の間で相互に協力し、他の復旧作業に優先して道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。	
市	・ 発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。	
県警察 道路管理者	・ 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。	

(2) 輸送手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 平時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 ・ 災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあつせんを要請する。	他市町村 県（災对本部統括調整部）
県	・ 輸送車両等が不足し、災害応急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災対法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 （公社）新潟県トラック協会 自衛隊 等防災関係機関

(3) 物資輸送拠点の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・ 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる広域物資輸送拠点を確保する。	施設管理者 県倉庫協会
市	・ 避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。	県 施設管理者

〈広域物資輸送拠点の機能〉

ア 国、他都道府県及び関係機関等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管

イ 地域内輸送拠点等への物資の配送

(注) 配送にあたっては、輸送車両やヘリコプター等への積み込みを行う

〈地域内輸送拠点の機能〉

ア 広域物資輸送拠点等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管

イ 避難所等への物資の配送

(注) 配送にあたっては、小型車両等への積み込みを行う

〈物資輸送拠点の開設に係る市及び県の業務〉

ア 物資輸送拠点の施設管理者との調整

イ 物資輸送拠点への職員等の派遣

連絡調整、搬入、仕分け、搬出、管理作業要員や物流業者等の専門家等

ウ 物資輸送拠点への資機材等の配備

エ 県及び市町村の災害対策本部との連絡体制の確保

(4) 応援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。	県（災対本部統括調整部） 他市町村
県	・ 市からの応援要請に基づき、（公社）新潟県トラック協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。 ・ ヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊、海上自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプター保有機関に応援を要請する。 ・ ヘリコプターを保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都道府県に応援を要請する。	（公社）新潟県トラック協会 陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 第九管区海上保安本部 他都道府県

(5) 輸送の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 市が別に定める輸送計画に基づき、輸送を実施する。 ・ 配送、保管に当たり衛生面に配慮する。	県（災対本部食料物資部） 他市町村
県	・ 県有車両等については、原則として、県災害対策本部（統括調整部総務局）が集中管理し	陸上自衛隊 海上自衛隊

	て運用する。 ・緊急輸送が必要な場合又は陸路輸送が困難な場合は、関係機関と協力してヘリコプター又は船舶等で輸送する。	航空自衛隊 北陸信越運輸局 新潟運輸支局 第九管区海上保安本部
北陸信越運輸局新潟運輸支局	・災害輸送の必要があると認めるときは、自動車運送業者、海上運送事業者、港湾運送事業者等の輸送関係機関に対し、輸送力の確保に關しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等のあつせんを行う。	
第九管区海上保安本部	・必要に応じ、又は県からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機による緊急輸送を行う。	
自衛隊	・陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊による緊急輸送が必要な場合、第3章第12節「自衛隊の災害派遣対策」により行う。	
消防庁	・県の依頼により、大規模特殊災害時における広域航空消防応援による輸送を行う。	
東京航空局 新潟空港事務所	・民間航空機による輸送を必要とする場合は、県の要請により民間航空機のあつせんを行う。	
(公社)新潟県トラック協会	・県との協定に基づき、貨物自動車等の供給に協力する。	
(公社)新潟県バス協会	・県の要請に基づき、人員輸送用のバス等の供給に協力する。	
鉄道事業者	・県の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧資機材等の輸送に協力する。	

5 市業務の実施担当部及び班並びに班長の役割

(1) 実施担当部及び班

部	班	担 当 内 容
財務部	車両・輸送班	・人員及び物資の輸送用車両の配車、調達及び運転に関すること。 ・配車状況の掌握及び記録に関すること。 ・応援車両の要請及び配車調整に関すること。
都市整備部	建設班	・交通規制及び立入制限区域の安全管理に関すること。 ・道路交通情報の収集及び報告に関すること。

		・緊急輸送道路の確保及び確保要請に関すること。
--	--	-------------------------

(2) 班長の役割

ア 財務部車両・輸送班長の役割

各班により直接行う輸送活動以外の輸送を行う必要性が生じた場合において、県及び関係機関等との連絡・調整に努める。

イ 都市整備部建設班長の役割

緊急交通路確保のための交通規制、道路啓開等を行う場合において、県、県警察及び関係機関等との連絡・調整に努める。

6 整備書類

財務部車両・輸送班長及び都市整備部建設班長は、次の書類を整備する。

(1) 支払関係証拠書類

第14節 交通規制及び警備・保安対策

1 交通規制

災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路の施設の保全が必要となった場合又は災害時における交通確保のため必要があると認めるときの通行の禁止及び制限（以下「交通規制」という。）について次のとおり定める。

（1）実施管理者

ア 実施責任者は、次のとおりである。

区 分	実施責任者	対象道路
道路管理者	国土交通大臣	一般国道
	知事	県道
	市長	市道
警察機関	公安委員会、警察署長	必要な全道路

イ 市における担当部、班は、次のとおりである。

部	班	担 当 内 容
都市整備部	建設班	・道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所の被害調査、点検、パトロール、応急対策及び応急復旧に関すること。 ・交通規制に関すること。 ・道路交通情報の収集及び報告に関すること。 ・緊急輸送道路の確保及び確保要請に関すること。

（2）通報

災害時に、道路、橋りょう等の交通施設の被害及び交通混乱の事実の通報を受けた場合、都市整備部建設班長は、速やかにその路線の管理者及びその地域を所管する警察関係機関に通報する。

（3）実施要領

ア 巡回調査

道路管理者は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路、橋りょう等の交通施設の巡回調査に努める。

イ 道路管理者の規制

道路管理者は、巡回調査の結果又は通報等により道路、橋りょう等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは知ったときは、速やかに必要な規制を行う。

ウ 緊急輸送を行う車両以外の車両の通行規制

都市整備部建設班長は、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を規制する必要があるときは、その旨を制限を要する場所又は区間及び期間（期間を定めることが困難なときは、

規制の始期)並びにその対象及び迂回路等を示して県公安委員会(柏崎警察署)に要請する。

エ 規制の標識等

イ又はウにより規制を行ったときは、次に定める規制標識を立てるものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、とりあえず通行を禁止又は制限したことを次に定める条件を明らかにして示し、必要に応じ遮断等の措置を講ずるとともに、警察官等が現地において指導に当たる。

(ア) 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を表示する。

- a 禁止、制限の対象
- b 規制する区画
- c 規制する期間
- d 規制する理由

オ 迂回路表示

規制を行ったときは、適当な迂回路を選定し、必要な地点に図示する等の措置を行い、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

カ 報告(通知)

道路管理者は、規制を実施したときは、県公安委員会(柏崎警察署)に対し、次の事項を報告又は通知する。

- (ア) 禁止、制限の種類と対象
- (イ) 規制する区間
- (ウ) 規制する期間
- (エ) 規制する理由
- (オ) 迂回路の道路、橋りょう等の状況

キ 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対して適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

(4) 整備書類

建設部建設班長は、次の書類を整備する。

河川・斜面被害・道路・農地関係情報処理連絡票(柏崎市災害応急対策実施要綱第3号様式)及び交通規制箇所一覧図

2 警備活動

市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における警備活動は、次のとおりとする。

柏崎警察署は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に次の警備活動を行う。

(1) 警備体制の確立

ア 指揮体制の確立

大規模災害が発生した場合には、柏崎警察署に署警備本部を設置して警備体制を確立する。なお、市に災害対策本部が設置された場合、柏崎警察署長は、連絡員を市災害対策本部に派遣し、市が行う応急対策との総合調整に当たる。

また、署警備本部は、必要に応じて県警備本部に部隊の派遣を要請する。

イ 警備要員の確保

(ア) 大規模災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行う。

(イ) 警察職員は、警察法第71条第1項に規定されている「緊急事態」の布告があったことを知ったときは、命令を待つことなく速やかに自主参集する。

(ウ) 参集場所は、原則として各勤務所属とする。なお、交通の不通等で勤務所属に参集できないときは、最寄りの警察署に参集し、一時的にその署長の指揮下に入る。

(エ) 県警備本部は、被災の状況等警備活動の必要性を考慮し一般部隊、交通、刑事等の特科部隊などを編成し、被災地域管轄警察署に対し部隊を派遣する。また、署警備本部は、必要に応じ県警備本部に部隊の派遣を要請する。

(2) 警備活動の重点

ア 情報の収集及び伝達

柏崎警察署は、気象予警報（注意報、警報等）、被害の実態及び被害の拡大の見通しなど災害応急対策活動を実施するために必要な情報を重点的に収集するとともに速やかに関係機関へ伝達する。

イ 被害実態の把握

柏崎警察署は、パトロールカー、交番・駐在所勤務員等からの報告に基づき管轄区域の次の被害状況の把握に当たる。

《初期段階》

(ア) 津波・火災の発生状況

(イ) 死傷者等人的被害の発生状況

(ウ) 家屋の倒壊等建物被害の発生状況

(エ) 市民の避難状況

(オ) 主要道路・橋りょう及び鉄道の被害状況

(カ) 危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況

(キ) 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況

(ク) 堤防・護岸等の損壊状況

(ケ) 災害拡大の見通し

(コ) 市・消防等の活動状況

《初期段階以降》

(ア) 「初期段階」に掲げる事項

(イ) 被災者の動向

(ウ) 被災地・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況

(エ) 被災道路・橋りょう及び鉄道の復旧状況及び見通し

(オ) 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し

(カ) 市・日赤・病院等の救護対策の状況

(キ) 火災の発生及び被害拡大の原因

ウ 被災者の救出及び負傷者の救護

被害の程度に応じ、救出部隊を派遣し、倒壊家屋の密集地、学校、病院など多数の人が集合する場所を重点的に、各種救出機材を有効に活用し救出救護を実施する。

負傷者については、応急措置を行った後、県、市、消防機関、日本赤十字社等の救護班に引き継ぎ、又は病院に搬送する。

エ 迷い子及び行方不明者の搜索

(ア) 多数の迷い子、迷い人、その他要保護者（以下「迷い子等」という。）及び行方不明者の発見・保護及び調査等を迅速に行うため、集中被災地域に所要の捜査部隊を派遣し、早期発見に努める。

(イ) 迷い子等の保護及び行方不明者の搜索等に関する相談に応じるため、警察署・主要交番その他適当な場所に「迷い子・行方不明者相談所」を設置する。

(ウ) 迷い子等保護者が判明しないものについては、児童相談所、社会福祉事務所又は市等の開設する保護・収容施設に連絡する。

(エ) 迷い子等について届出を受理した場合は、速やかに事後の届出及び照会、照合に対応するよう努める。

オ 危険箇所の警備及び被災地域住民の避難誘導

(ア) 危険箇所の警戒

火災、爆発、建築物の倒壊等により、危険な事態が発生し、また発生するおそれがある場合は、その警戒を実施し、関係者以外の立入りを制限若しくは禁止、又は退去を命ずる。

(イ) 被災地域住民の避難誘導

a 市、消防関係者等と協力し避難誘導を実施する。

なお、実施に当たっては、第1編第3章第8節「避難及び避難所対策」に基づき実施する。

b 津波の来襲や火災の延焼などの確な情勢判断を行い、速やかに避難誘導の時期、場所、誘導経路等を決定する。

c 緊急やむを得ず警察官自らが避難の指示を行った場合は、署警備本部長を通じ市長にその旨を通知する。

d 津波警報や火災の延焼などが予想される場合、市長と協議の上、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要配慮者を事前に避難するよう指導する。また、避難に際しての混乱による事故の防止に努めるとともに避難場所での秩序の維持と犯罪の予防に努める。

e 避難が広域に及ぶ場合は、県警備本部がその調整に当たる。

f 病院、学校、デパートその他多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、病院、心身障害児者施設等に対しては、災害の規模・態様により所要の部隊を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して安全な場

所へ誘導する。

カ 不法事案等の予防及び取締り

(ア) 不法事案等の予防及び取締りに当たっては、市民の不安を軽減し混乱の発生を防止するため、窃盗犯、粗暴犯、経済事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りに重点をおくほか、市民等が集まる場所における混乱の発生防止等の活動を積極的に行う。

(イ) 流言飛語の防止

- a 被害実態、関係機関の救援活動、復旧活動状況、警察の活動内容を現場広報し、被災者の不安解消を図る。
- b 流言飛語発生時には、報道機関に対し正確な情報を迅速に提供し、その打ち消し報道を要請する。

キ 避難地域、避難場所、避難所、重要施設等の警戒

避難地域、避難場所、避難所、重要施設等の警戒活動に当たっては、警戒要員の配置箇所、装備資機材の活用、関係機関との密接な連携に配慮して効率的な活動を行う。

ク 地域の保安及び防犯対策

(ア) 保安対策

- a 危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては警戒要員を派遣し、警戒区域（警戒線）内の立入禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。
なお、警察官自らが警戒区域を設定した場合は、署警備本部長を通じて市長に通知する。
- b 銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対しては盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等保管場所が被災した場合には、保管委託又は警察署における一時預かりを依頼するよう指導する。

(イ) 防犯対策

- a 関係行政機関との情報交換を行い、避難後の住宅密集地域、避難所、食料倉庫、金融機関、支援物資集積場所等の防犯対象における各種犯罪の発生状況及び被害予測、不審情報を収集・分析し、各種犯罪の多発予測地域等について重点的に警ら警戒及び広報活動等を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。
- b 被災地の混乱に乗じた集団による不法行為、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ及び暴利販売等について取締りを強化する。また、各種物資の取扱業者、組合等に対する生活必需物資、復興資機材等の流通確保の指導を行う。
- c 地域防犯団体等は、火災及び盗難予防並びに警察及び関係機関が行う諸活動に協力し、防犯活動に当たる。
- d 事業者に対して、防犯情報の提供及び活動に対する助言により防犯CSR活動を促進する。

ケ 市民に対する広報及び相談活動

(ア) 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼

状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、津波・高波等の気象情報及び交通規制状況等について、報道機関・広報車・携帯用拡声器等の広報機器、立て看板等を活用して現場の状況に応じた広報を積極的に行う。また、居住・滞在外国人の実態を考慮し、主要外国語による広報を行う。

《重点をおくべき広報項目》

- a 災害の規模と市民の執るべき行動
- b 津波情報の情報
- c 被害発生状況と復旧見通し
- d 火災の発生状況
- e 堤防・護岸の損壊状況
- f 交通規制状況
- g 被災者の避難状況
- h 救護所・避難場所の設置状況
- i 死者及び遺体安置場所
- j 危険防止措置

(イ) 相談活動

柏崎警察署に「総合相談所」を設置し、被害状況の照会、被災者の安否照会、迷子、行方不明者の照会、外国人からの照会及び各種相談等に応じる。

コ 遺体の検視

遺体の見分については、検視規則等により迅速かつ適正に行う。

なお、身元不明の遺体に対しては見分後、所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影するとともに遺品を保存して、事後に身元確認ができる措置をとり、関係機関に引き継ぐ。

サ 関係機関、団体に対する協力・支援

(ア) 県・市等防災関係機関及びボランティア団体の行う救援活動に対し、避難場所への巡回班を確保し、市職員とともに、定期的な巡回により避難者との接触を深め、安心感を醸成し要望事項を把握して救護対策に反映させるなど、避難場所の秩序維持に努める。

(イ) 県・市・日赤その他の機関が行う、緊急物資・救援物資の輸送、遺体の処理、医療防疫活動等に対して、必要により所要の警備要員又は部隊を派遣し側面からの支援に当たる。

(ウ) 町内会・商店会・消防団等の責任者に対し、被災地の自主警戒や救援活動が積極的に行われるよう要請を行う。

シ 他都道府県警察本部等に対する援助要請

(ア) 県公安委員会は、被害状況を考慮し必要と認める場合は、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条に基づく援助要請を行う。

- a 援助を必要とする理由及び派遣期間・場所
- b 援助を必要とする人員、装備資機材、服装、携行品、車両、航空機
- c 経路及び途中給油場所
- d その他必要な事項

(イ) 自衛隊に対する援助要請は、知事を通して行う。また、第九管区海上保安本部及びその他の機関・団体に対しては直接行う。

なお、要請事務手続に先行して必要な情報連絡を行い、迅速な援助を確保する。

ス 他都道府県警察本部に対する特別派遣

他都道府県において大規模災害が発生し、援助要請があった場合には、広域緊急援助隊を基本に所要の部隊及び車両・装備品を派遣する。また、警察庁から部隊の緊急派遣指示があった場合は、管区警察局の調整により緊急派遣する。

セ 列車災害の救助活動

負傷者等多数の被害を伴う列車災害が発生した場合は、現地警備指揮所を災害現場付近に設置し、救出・救護班を派遣し負傷者等の救出・救護に当たる。また、通信の確保、災害現場付近の救助活動に必要な交通規制・整理を行うとともに、被災者及び付近住民の不安感を除去するため、現場広報を行う。

3 道路交通対策

大規模な風水害等が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置についての広報等危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 交通規制の基本方針

ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。

イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。

ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急交通路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

カ 走行中の全車両を道路の左端に寄せて停車させ、道路中央部を市民の避難路及び緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに管内の道路被害状況等を調査する。

(2) 交通規制の実施

大規模な災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、市民の避難路及び緊急交通路を確保するため、次の交通規制を実施する。

ア 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要各道路においては、県内に流入する車両（軽車両を除く。）のうち、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び緊急輸送等災害応急対策に従事する車両として都道府県知事又は都道府県公安委員会の確認を受けた車両（以下「緊急通行車両」という。）以外の車両の流入を極力抑制する。

必要がある場合、隣接県警察本部に対して、新潟県内への一般車両の流入を抑制するよう協力を依頼する。

イ 被災地に向かう車両の走行抑制

被災地に通じる路線の主要交差点に警察官を配置して、緊急通行車両以外の車両の被災地への流入を禁止する。また、県内における一般車両の走行は極力抑制する。

ウ 高速道路の通行禁止と流入制限

高速道路にあつては、被災地を中心に全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出させる。

各インターチェンジにおいては、緊急通行車両以外の車両の流入を禁止する。

エ 広域交通規制

隣接県に及ぶ広域交通規制が必要な場合は、警察庁・管区警察局の調整の下で関係県警察本部と、規制の内容、路線名、区間及び期間等を協議・決定し、警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施するとともに、協力を要請する。

(ア) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路柏崎市地域防災計画（地震・津波災害対策編）

第1編第3章第12節「交通規制及び警備・保安対策」は、次のとおりである。

関越自動車道、上信越自動車道、北陸自動車道、磐越自動車道、日本海東北自動車道、国道7号、国道8号、国道17号、国道18号、国道49号、国道113号、国道116号、国道117号

(イ) 必要な交通規制等を行うための検問所を次のとおり設置する。

路線名	設 置 場 所	
国道7号	村上市猿沢	道の駅朝日
国道8号	糸魚川市大字市振	道の駅越後市振の関前
国道17号	南魚沼郡湯沢町	神立除雪ステーション前
国道18号	上越市中郷区江口	江口道路ステーション前
国道49号	東蒲原郡阿賀町	津川除雪ステーション前
北陸自動車道	新潟市江南区亀田早通	新潟亀田インター
	糸魚川市上刈	糸魚川インター
関越自動車道	南魚沼郡湯沢町	湯沢インター
上信越自動車道	妙高市大字関川	妙高高原インター
磐越自動車道	東蒲原郡阿賀町	津川インター
日本海東北自動車道	村上市猿沢	朝日まほろばインター

オ 緊急交通路等の指定等

(ア) 県公安委員会は、緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(イ) 主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条第1項の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。また、交通規制資機材を活用し支線からの車両の流入を防止する。

(ウ) 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止する。

(エ) 各市町村の指定する主要な避難路については、極力車両の通行を抑制する。

カ 緊急交通路等における車両等の措置

(ア) 緊急交通路等を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導退去させるとともに、その走行を極力抑制する。

(イ) 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合、法第76条の3の規定により、直ちに立ち退き・撤去の広報、指示を行う。著しく妨害となる物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。また、警察官がその場にいない限り、災害派遣を命ぜられた自衛隊部隊の自衛官及び消防吏員が行うことができる。

キ 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切な迂回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講ずる。

ク 主要信号機の確保

停電により作動しない主要な交差点の信号機は、発動発電機等により電源を確保する。

(3) 緊急通行車両の確認

知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続等は、次のとおりである。

ア 緊急通行車両の確認範囲

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの

(イ) 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの

(ウ) 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

(オ) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

(キ) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

(ク) 緊急輸送の確保に関するもの

(ケ) 上記のほか、災害の発生防止又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ 確認事務の実施区分等

交通規制時において、アに掲げる緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により知事及び県公安委員会が次の区分により実施する。

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
知事	県有車両 ※災害応急対策を実施するため県が調達、借上等をする車両	県防災局危機対策課 各地域振興局
県公安委員会	国、市町村、公共的団体及びその他の者が所有する車両 ※知事が確認する車両以外の車両	警察本部交通規制課 各警察署 交通検問所

ウ 緊急通行車両の事前確認届出

- (ア) 県公安委員会は、アに掲げる緊急通行車両のうち、市町村等公的団体が保有し、若しくは市町村等公的団体との契約等により常時市町村等公的団体が使用する車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届済証を交付する。
- (イ) 事前届出済証交付車両について、交通規制実施時に緊急通行車両としての確認申請があった場合は、他に優先して確認を行う。

エ 緊急通行車両の標章等の交付

- (ア) 緊急通行車両の確認後は、速やかに所定の標章及び証明書を交付する。
- (イ) 緊急通行車両の確認及び標章等の交付は、受理簿により処理する。
- (ウ) 標章及び証明書は、車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用される期間とする。
- (エ) 標章等の交付を受けた緊急通行車両の使用人は、当該車両の前面に見やすい箇所に標章を掲示するとともに、証明書を当該車両に備え付けるものとする。
- (4) 自動車運転者のとるべき措置

平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、大規模な災害の発生時にとるべき措置について、次に定める事項の周知徹底を図る。

ア 走行中のとき

- (ア) できる限り安全な方法により車両を左側に停車させること。
- (イ) 停車後は、カーラジオやSNS等により災害に関する情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難するとき

避難するときは、車両を使用しないこと。

(5) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。

(6) 警備業団体に対する出動要請

新潟県警備業協会に対し、必要に応じて、「災害時における交通及び地域安全の確保に係る業務に関する協定」に基づき、緊急交通路の確保等の交通誘導警備業務への出動を要請する。

(7) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

また、被災地域以外の市町村、他の都道府県からの支援輸送の円滑化を図るため、県又は管区警察局等を通じ他の都道府県、市町村、防災関係機関に交通規制状況の提供を求める。

第15節 火災対策

災害により発生した火災に対し、市民の初期消火活動による延焼防止並びに柏崎市消防本部が行う消防活動及び市消防団との連携について、次のとおり定める。

1 実施担当部及び班

市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
消防部	総務班	・部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 ・消防団の活動に関すること。
	予防班	・市災害対策本部との連絡調整に関すること。
	消防班	・災害情報の受理及び出動指令に関すること。 ・火災・救急・救助活動の実施に関すること。 ・緊急消防援助隊等消防関係機関の応援要請及び受入調整に関すること。

2 火災対策

(1) 市民の対策

災害が発生した場合、職場、家庭等においては、次により出火防止と初期消火に努める。

ア 出火防止

ガスコンロ、電気コンロ、暖房器具等の火気の遮断及び漏電ブレーカーの遮断

イ 初期消火

速やかな消防機関への通報及び消火器等による初期消火

(2) 消防団の対策

消防部総務班長は、消防団が地域に密着した防災機関であることから、消防団が消防本部等と緊密な連携の下に次のような火災防御活動等に当たるよう消防団長経由で要請する。

ア 消防団の連絡等

消防部総務班は、参集の必要がある火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団への連絡を行うこと。

イ 市民への初期消火の広報等

拡声器、メガホン、サイレン等による市民への出火防止、初期消火の広報

ウ 情報の収集、伝達

現地火災情報等の消防団本部及び消防本部への伝達

エ 消火活動

地域住民、自主防災組織と協力し、迅速かつ効果的な初期消火活動

(3) 消防本部の対策

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、全消防力を傾注して消火活動に努

める。

ア 特別配備体制

特別配備体制は、次に基づき発令する。

- (ア) 災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) その他災害の状況により消防長が必要と認めたとき。

イ 指揮本部の設置

- (ア) 消防本部内に消防災害対策本部を設ける。
- (イ) 必要により災害現場に現場指揮本部を設ける。

ウ 職員の招集及び消防力の強化

- (ア) 災害発生時、消防部総務班及び予防班は、本部員として業務に当たる。
- (イ) 消防力の強化のため、消防署に必要な消防隊、救急隊等を増強する。

なお、災害の規模により順次職員を招集する。

エ 火災情報の収集

火災情報の収集は119番通報とし、災害により通信回線が途絶した場合は、次の方法により速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握する。

- (ア) あらかじめ定めた経路、方法による職員の参集途上における情報収集
- (イ) 職員による車両等を利用した情報収集
- (ウ) 消防団、自主防災組織による無線等による情報収集

オ 緊急交通路の確保

- (ア) 消防本部は、警察及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路警戒を要請する。
- (イ) 消防隊は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。

カ 火災防御活動

- (ア) 火災がある程度の消防力の強化によって鎮圧可能である地域については、完全鎮圧及び大火の発生防止のため、これに必要な対策を講ずる。
- (イ) 火災の発生密度が大きく、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、避難上の安全を確保するための消防活動を行う。
- (ウ) 避難者収容施設、救助物資の集積場所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす関係施設について優先的に火災防御活動を行う。

キ 消防水利の確保

- (ア) 消防本部は、利用可能な消防水源を明らかにした水利台帳により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の特定及び確保に努めるものとする。
- (イ) 消防水利として把握している箇所

河川、池、海水、プール水、消火栓、防火水槽、耐震防火水槽

ク 住宅用火災警報器の周知・啓発

柏崎市火災予防条例により、平成23（2011）年6月1日から既存個人住宅におい

でも住宅用火災警報器の設置が義務化になった。今後、更なる設置率の向上及び適切な維持管理を図ることとする。

(4) 警防活動の基本方針

ア 大規模火災

火災の延焼拡大は、気象条件、水利状況、建物の密集度及び危険物の有無等が著しく影響するため、消防本部はこれらの状況を正確に把握し消防活動を行うが、更に拡大のおそれがあるときは、次により適切な対応を図る。

(ア) 現場指揮本部の設置

(イ) 消防団との連携による防御帯の設置

イ 豪雪

建物の倒壊、雪崩の発生等による要救助者の救出及び火災時における水利の確保等は、次により適切に対応する。

(ア) 災害の発生に際しては、速やかに要救助者の有無を確認し、二次災害を警戒しつつ、人命の救出を最優先する。

(イ) 災害状況により現場指揮本部を設置する。

(ウ) 災害が広範囲、長時間に及ぶ場合が多いことから、消防団との連携を密にするとともに分担を明確にし、効率的に活動する。

(エ) 火災時に備え、消防本部及び消防団は、協力して常に幹線道路等の水利確保に努める。

ウ 台風

台風は、進路の把握が最も肝要であり、事前の警戒及び準備が重要なことから、次により対応するものとする。

(ア) 台風情報を下に進路図を作成し、市域への影響の把握に努める。

(イ) 台風の接近に伴い、事前に市民が注意すべき火災予防等の事項について、消防団と協力し、きめ細かい広報を行う。

(ウ) 台風時における火災は、消火活動に困難を極めることから、進路状況により事前に消防隊の増強を図るとともに、消防団にも通報し、団員の自宅待機等有事即応の体制を取る。

(エ) 台風時における火災発生に対しては、消防力の増強及び警備体制の強化を図る。

エ その他の災害

その他の災害については、本対策に準ずる。

3 広域応援

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

ア 消防本部自らの消防力では対応できない場合にあっては、新潟県広域消防相互応援協定に基づき市町村に応援要請する。

イ 応援要請は、新潟県広域消防相互応援協定に定める代表消防本部を通じて他市町村へ行う。(代表消防本部に応援要請を行うことができない場合、副代表消防本部)

(2) 他都道府県に対する応援体制

ア 新潟県広域消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、県に対して次の事項を明らかにし、緊急消防援助隊受援計画に基づき応援要請を行う。

(ア) 災害種別及び状況並びに被害状況

(イ) 必要応援部隊数及び部隊種別

(ウ) 市への進入路及び集結場所

(3) 消防相互応援協定

消防組織法第39条及び第44条の規定に基づく消防本部の消防相互応援協定締結状況については、次のとおりである。

協定等の名称	締結年月日	業務内容	協定先等の名称
緊急消防援助隊	平成16(2004)年4月1日	災害	全国都道府県
新潟県広域消防相互応援協定	平成17(2005)年9月1日 (平成29(2017)年9月1日改訂)	災害	上越地域、中越地域、下越地域、佐渡地域
新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	平成7(1995)年4月1日	災害	新潟県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合
中部消防応援協定	平成19(2007)年10月12日 (平成29(2017)年1月1日改訂)	災害	長岡市 三条市 燕・弥彦総合事務組合 見附市 加茂地域 小千谷市 十日町地域 魚沼市 南魚沼市
消防相互応援協定	平成17(2005)年5月1日	災害	上越地域消防事務組合
高速自動車国道北陸自動車道長岡西山間消防相互応援協定	平成17(2005)年4月1日	災害	長岡市
高速自動車国道北陸自動車道米山柿崎間消防相互応援協定	平成17(2005)年5月1日 (平成22(2010)年4月1日改訂)	災害	上越地域消防事務組合

4 整備書類

危機管理部総合調整班長は、次の書類を整備する。

- (1) 建物等被害関係情報処理連絡票（柏崎市災害応急対策実施要綱第2号様式）

第16節 医療救護活動対策

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療、助産及び救護を行うものとする。

1 各主体の役割

(1) 県の役割

- ア 市と情報共有し、地域住民の生命及び健康を守るため救護活動を行う。
- イ 県保健所は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため、災害保健対策現地本部を設置する。
- ウ 医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会等）、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。
- エ 被災が著しく、県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。
- オ 新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関の患者受入れを調整する。
- カ 県災害ボランティア支援センターと情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効活用する。
- キ 県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣に関する調整を依頼する。

(2) 新潟DMATの役割

災害時に、参集したDMATに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織としてDMAT新潟県調整本部のほか、必要に応じてDMAT活動拠点本部等を設置する。

(3) 新潟DPATの役割

災害時に、参集したDPATに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織としてDPAT新潟県調整本部のほか、必要に応じてDPAT活動拠点本部等を設置する。

(4) 災害医療コーディネートチーム

- ア 柏崎保健所長を災害医療コーディネーターとし、被災地での医療救護の窓口となるとともに、医療需給（医療資機材を含む）の調整等の業務を行う。
- イ 県職員のうち、柏崎市刈羽郡医師会、柏崎市歯科医師会などの医療関係団体、災害拠点病院及び市に対する各担当者が、災害医療コーディネーターを支援する。

(5) DHEATの役割

医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、県災害対策本部（保健医療教

育部）及び柏崎保健所を補助する。

(6) 災害拠点病院、新潟DMA T 指定医療機関、ドクターヘリ基地病院の役割

関係機関との情報共有を図り、患者の受入れ、救命活動等を行う。

(7) 市の役割

関係機関との情報共有を図るとともに、応急的な医療、助産及び救護等を実施する。

2 医療の救護

(1) 医療の範囲

救急医療対象者に対する医療の範囲は、傷病発生と同時に行う救急看護及び初期診療その他傷病者の症状に応じて行う本格的な医療とする。

(2) 業務の分担

市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
福祉保健部	保健衛生班	・医師会、歯科医師会及び医療機関との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・医療救護所の開設及び応急救護活動並びに健康相談の実施に関すること。 ・救急医薬品及び医療資機材の確保に関すること。
子ども未来部		・医療救護所の開設及び応急救護活動並びに健康相談の実施に関すること。

福祉保健部保健衛生班長は、県の災害医療コーディネートチームとの連携の下、柏崎市刈羽郡医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。また、災害の状況により、市民生活部救助班と連携し、避難所又は避難所付近の安全な場所に救護所を設置し、管理運営に当たる。

なお、災害救助法が適用された場合は、県が実施することになるが、この場合も知事の委任に基づき協力する。

(3) 被災状況の把握と情報共有

震災発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要であることから、福祉保健部保健衛生班長は、発災直後に被災地域内の医療機関等から以下の事項について情報収集を行う。また、収集した情報は県の災害医療コーディネートチームと共有し、市民の生命及び健康を守るために医療救護活動を行うこととする。

ア 医療機関の施設・設備の被害状況

イ 傷病者等の状況

ウ 診療（施設）機能の稼働状況

（人工透析実施の医療機関にあつては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）

エ 医療従事者の確保状況

オ 救護所の設置状況

カ 救護所及び医療機関への交通状況

キ 医療資機材等の需給状況

(4) 医療救護施設の設置

福祉保健部及び子ども未来部保健衛生班長は、災害により医療機関の機能が停止し、著しく不足し、又は混乱したことにより、被災地の市民が医療の途を失うような状況になった場合の応急的な医療を確保するため、被災状況に応じて救護予定施設に救護所を設置する。

(5) 救護所の医療救護活動

福祉保健部及び子ども未来部保健衛生班長は、設置した救護所において次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県の災害医療コーディネーターへ支援要請を行うものとする。

ア 救護所の医療救護活動

(ア) 初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）

(イ) 地域災害拠点病院及び基幹災害拠点病院への移送手配

(ウ) 医療救護活動の記録

(エ) 死亡の確認

(オ) 救護所の患者収容状況等の活動状況報告

イ 患者等の搬送

(ア) 福祉保健部及び子ども未来部保健衛生班長は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資機材の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

(イ) 福祉保健部及び子ども未来部保健衛生班長は、消防等関係機関との連携を図り、広域的な搬送体制を確保する。

ウ 救護所のスタッフの編成

救護所設置に関する医療救護班は医師1人、看護師2人、薬剤師1人及び補助者1人とし、歯科医療救護班は歯科医師1人、歯科衛生士2人及び補助者1人で編成する。

エ 医療器材等の供給

福祉保健部保健衛生班長は、医療救護活動に必要な医療資機材等の調達を行う。

オ 携行する資機材及び医薬品

救護班は、おおむね次の資機材及び薬品を携行する。

医療救護班の携行する資機材及び薬品

	品 名		
医療器具	聴診器	反射槌（ハンマー）	体温計
	駆血帯（ターニケット）	雑鋏（クーパー）	ピンセット、鉗子、鉗子立
	血圧計	アンビュウバック	懐中電灯
	注射器		
包帯材料	弾力包帯	ガーゼ	脱脂綿
	三角布	シーネ（副木）	紙絆創膏
	バンドエイド	切綿花	万能ビン（大）
	アンブルカット		

消毒薬	ヒビテン原液	イソジン液	70%アルコール
	オキシドール	逆性石けん	眼科用硼酸水
軟膏類	硼酸軟膏	ドミアンソルベース	アクロマイシン眼軟膏
	ボルタレン座薬		
内服薬	バファリン	セルシン 2 m g	ダンリッチカプセル
	P L 顆粒 1 . 0 g	マーゲン錠 1 . 0 g	タンナルビン 1 . 0 g
注射液	ソルコーテフ	ボスミン	ネオフィリンM
	テラプチク	エホチール	生理食塩水 2 0 c c
	破傷風トキソイド		
携行品	救急箱	ハンドマイク	テストペーパー

(6) 整備書類

ア 福祉保健部保健衛生班長は、次の書類を整備する。

(ア) 支払関係証拠書類

イ 危機管理部総合調整班長は、次の書類を整備する。

(ア) 救助実施記録日計票（災害救助法第 8 号様式）

(イ) 医療費（救護班分）（災害救助法第 1 4 号様式）

(ウ) 医療費（病院診療所分）（災害救助法第 1 5 号様式）

3 助産の救護

市、県、医療機関及び医療関係団体は、地域住民の生命、健康を守るため、助産救護活動を行う。

(1) 救護所の助産救護活動

ア 助産救護対象者は、災害発生の日前後 7 日以内の分娩者で、災害により助産の途（出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態）を失った者とする。

イ 医療救護に準じて実施する。

(2) 患者等の搬送

医療救護活動に準ずる。

(3) 助産救護班の編成

助産救護班は、医師又は助産師 1 人、看護師 2 人、事務員 1 人を基準として編成する。

(4) 医療資機材等の供給

医療救護活動に準ずる。

(5) 携行する資機材及び医薬品

医療救護活動に準ずる。

(6) 整備書類

子ども未来部保健衛生班長は、次の書類を整備する。

ア 救助実施記録日計票（災害救助法第8号様式）

イ 助産費（災害救助法様式第16号）

ウ 支払関係証拠書類

4 県等への支援要請

福祉保健部保健衛生班長は、被災が著しく市内の体制だけでは医療救護活動の確保ができないときは、県又は他市町村等へ危機管理部総合調整班長を通じて支援を要請する。

5 医療関係ボランティアの活用

福祉保健部保健衛生班長は、福祉保健部福祉班長の協力を得て、医療関係ボランティアの把握を行い、救護所等における医療助産救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

6 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防機関は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

第17節 防疫保健衛生対策及びこころのケア対策

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症を発生しやすくなったりする。

このため市及び県は、被災地区の保健衛生対策や消毒及び感染症患者の早期発見等予防のための各種措置を実施するとともに、被災地区における飲食に起因する食中毒の発生防止のための食品の衛生監視及び被災地区住民の健康保持のために、食事に関する栄養指導を実施し、災害発生時における被災地区の防疫対策及び保健衛生対策等が円滑に図られるよう次のとおり定める。

また、避難所等における被災住民や児童生徒の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的な不調等へ適切に対応して被災住民及び児童生徒のこころの健康の保持・増進に努める。

1 実施責任者

- (1) 被災地域の防疫及び保健衛生業務を実施するものとし、災害の業務及び状況により市で実施できないとき又は著しく困難なときは、他の市町村長又は保健所長を通じて、知事の応援を求めて実施する。
- (2) 市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
福祉保健部	保健衛生班	・保健衛生及び防疫（環境衛生班に関するものを除く。）に関すること。 ・地元医師会及び医療機関との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・救急医薬品及び医療資機材の確保に関すること。
市民生活部	環境衛生班	・防疫（保健衛生班に関するものを除く。）に関すること。 ・災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。

2 被害状況等の把握

保健衛生班長及び環境衛生班長は、風水害等の発生時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、次の事項について被害状況の把握に努める。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資機材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 給食施設の被害状況

3 保健衛生対策

生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、避難場所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが

健康な生活を送れるよう支援する。

(1) 巡回保健班による健康相談等の実施

ア 福祉保健部保健衛生班長は、保健師を中心として、必要に応じて医師、栄養士等による巡回保健班を編成し、被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談、保健指導及び生活環境の整備を行う。

イ 巡回保健班員は、巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう、県と連携し、巡回計画を立てる。

(2) 巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談に当たっては、要配慮者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、状況への適切な処遇を行うため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係班等と連絡調整を図る。

ア 高齢者、障がい者等の要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、人工透析患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応

カ 誤嚥性肺炎予防等のための口腔保健指導

(3) 避難場所等の生活環境の整備

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに生活環境の整備に努める。

ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所等（仮設トイレを含む）の清潔

キ プライバシーの保護

4 防疫対策

災害発生時における防疫対策は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるので、福祉保健部保健衛生班長は、防疫対策を迅速かつ強力に実施する。

(1) 防疫活動実施体制

災害の規模に応じて、迅速に防疫活動ができるよう福祉保健部保健衛生班長及び市民生活環境衛生班長は、柏崎市刈羽郡医師会及び県等に協力を求め、以下のとおり検病調査班及び防疫班を編成する。

(ア) 福祉保健部保健衛生班に関するもの

○検病調査班（1班当たりの編成）

医 師	1 人
保健師	1 人
事務員	1 人

福祉保健部検病調査班は、救護班と協力し、次の任務に当たる。

- ・ 検病調査及び健康診断
- ・ 避難場所、避難所における防疫指導
- ・ 臨時予防接種
- ・ 伝染病患者の救護及び隔離
- ・ 伝染病予防教育及び伝染病予防のための広報活動

○防疫班（1班当たりの編成）

班 長	1 人
班 員	3 人

防疫班は、被災地、避難場所及び避難所の消毒に当たる。

○伝染病予防委員

- ・ 市長は、知事の指示に基づき、伝染病予防委員を選任する。
- ・ 伝染病予防委員は、災害の規模及び状況により適当な人数を選任する。

（イ）市民生活部環境衛生班に関するもの

○防疫班（1班当たりの編成）

班 長	1 人
班 員	3 人

防疫班は、被災地、避難場所、避難所等において次の任務に当たる。

- ・ ねずみ、昆虫等の駆除、廃棄物の処理及び清掃の実施、指導
- ・ 飲料水の水質検査

なお、災害の規模・状況に応じ、県に防疫活動の応援を要請する。

（2）感染症発生予防対策

福祉保健部保健衛生班長及び市民生活部環境衛生班長は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症発生予防対策を実施する。

ア パンフレット、リーフレット等を利用して、被災者の健康管理について、飲料水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導するとともに、台所、便所、家の周りの清潔、消毒方法を指導する。

イ 防災行政無線、広報車及び報道機関の協力を得て防疫広報を行う。

ウ 道路、構渠、公園等の公共の場を中心に清潔方法を実施する。

エ 便所、台所等を中心に消毒を実施する。

オ 県が定めた地域内でねずみや昆虫等の駆除を行う。

(3) 検病調査及び健康診断の実施

福祉保健部保健衛生班長は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、検病調査及び健康診断を実施する。

ア 検病調査は、検病調査班をもって行い、緊急度に応じて計画的に実施する。

この場合、浸水地域の市民及び避難所、集団避難場所の避難者に対する調査を重点的に実施する。

イ 検病調査班は、必要に応じ検便等の健康診断を行う。

(4) 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生したときは、県と連携し、次の対策を実施する。

ア 感染症患者等の入院

検病調査班は、感染症患者等が発生したときは、直ちに県に報告をするとともに、速やかに入院の措置を取るものとし、交通途絶のため感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、なるべく災害をまぬがれた地域内の適当な医療機関又は臨時収容施設を設けて収容するものとする。

イ 濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施

検病調査班は感染症患者等と飲食を共にした者、頻繁に接触した者に対し、検病調査、検便等の健康診断を実施し、病気に対する正しい知識や消毒方法等の保健指導を行う。

ウ 家屋、台所、便所、排水口等の消毒の実施

防疫班は環境衛生班防疫班と連携し、台所、便所、排水口等の消毒を実施し、汚物、し尿は消毒後に処理する。

(5) 臨時予防接種の実施

市は疾病のまん延予防上必要があるときは、県の指示を受け、対象者及び期日を指定して予防接種を行う。

5 栄養指導対策

福祉保健部保健衛生班長は、保健所が設置する栄養指導班、地区衛生組織その他関係機関の協力を得て、被災者の栄養確保を図るために次の活動を行う。

(1) 炊き出しの栄養管理指導

市及び関係機関が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、集団避難場所及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

なお、高血圧、糖尿病、高齢者等の要配慮者の在宅食事療法必要者に対しては、食事指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

(3) 食生活相談者への相談・指導の実施

被災生活の中で、健康維持のための食品や低たんぱく質食品、アレルギー除去食品、総合栄養食品などの特別用途食品の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

(4) 給食施設への指導

状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導する。

(5) 適切な食料供給に対する助言

避難所等への適切な食料供給を行うため、災害対策本部（物資供給班）と連携して一般被災住民及び要配慮者の食料供給に関する助言を行う。

6 広域応援の要請

市は災害が著しく、保健衛生、防疫、栄養指導の各対策で、市だけでは体制の確保ができない場合は、県及び隣接市町村に対して応援を要請する。

また、県は、県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、DHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。

7 防疫及び保健衛生資機材の調達、備蓄

(1) 福祉保健部保健衛生班長及び市民生活部環境衛生班長は、防疫及び保健衛生活動実施のため必要な器具、機材を調達するとともに、必要量を確保する。

(2) 福祉保健部保健衛生班長及び市民生活部環境衛生班長は、区域内において必要数量を調達することができないとき又は困難なときは、次の事項を明示し、健康福祉所長を通じて知事にその調達あっせんを求めるものとする。

ア 器具、機材の種別及び数量

イ 配布先

ウ 配達希望日時

エ その他参考事項

8 こころのケア対策

避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

また、児童生徒が災害から受ける心の衝撃は大人より大きいと言われ、こころや身体の不調が大人と違った形で現れる傾向がある。精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、精神的不調等へ適切に対応して、児童生徒のこころの健康保持・増進に努める。

福祉保健部保健衛生班長は、災害による被災者のこころのケアを、個別的な緊急対応のほか、災害発生後おおむね3日間経過時に、県及び関係団体と連携し次の対策を行うこととし、関係機関と連携を取りながら、適切な対策を実施する。

(1) 「こころの巡回相談（健康調査）」の実施

避難所や被災地を保健師等が巡回し、被災者に声をかけながら、身体面と精神面の健康状態の確認を行い、相談に応じ不安の軽減に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

ア 被災精神障がい者の継続的医療（受診や内服）の確保への支援。

イ 避難所で精神疾患の急発、急変への救急対応を行う。

ウ 精神医療関係者（精神医療機関、福祉相談課や医療機関、民生委員・児童委員、ケアマネ等）と連携を取り援助に当たる。

(3) こころのケア対策の要請

必要に応じてこころのケア対策の支援を県に要請する。

(4) 被災者に向けての「啓発普及」

ア 被災者に対して被災後の心理的反応とその対処法やこころのケア対策情報等を、パンフレットの配布・ホームページ、町内回覧等により伝達する。

イ 新聞・ラジオ・テレビ等報道機関を通じて、こころのケアに関する情報を被災者に提供する。

(5) 援助者に向けての「啓発普及」

ボランティア、開業医、民生委員・児童委員等の支援者等に対し「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供する。

(6) 市職員等のメンタルヘルス対策

ア 災害復旧や被災者の対応に当たる行政職員等支援者に対し、「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供し、必要に応じて健康相談の実施や研修会の開催を県に要請する。

イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

(7) 被災者への長期的な支援

避難所が閉鎖された後、応急仮設住宅等転居後も、こころのケアが必要となる。

慣れない環境でのストレス、不眠、うつ、アルコール、PTSD等の問題を早期に発見し、関係機関と連携しながら適切なケアを行う。

ア こころのケアについての広報活動

イ 健康調査・保健指導の実施

ウ 健康相談・健康教育の実施

エ 専門機関及び医療機関等との連携

(8) 児童生徒のこころのケア

ア カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にした上で確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

イ 保育園や家庭児童相談室等、児童に関する施設・相談窓口では、こころのケアに十分配慮した対応を行い、関係機関と連携をとりながら、適切な対策を実施する。

(9) 教職員等のこころのケア対策

県と協力し、児童生徒の対応に当たる教職員に対し、「支援者自身のこころのケアに関する情報」の提供、研修会を実施し教職員のこころの健康保持、増進に努める。

9 整備書類

福祉保健部保健衛生班長及び市民生活部環境衛生班長は、次の書類を整備する。

(1) 消毒等実施に係る支払関係証拠書類

第18節 廃棄物の処理対策

被災地域におけるごみ、し尿等の廃棄物の処理は、市が現有機械器具及び民間から借り上げた機械器具を最大限に活用して迅速に実施するものとし、災害の規模が極めて大きい等のため市等において処理することができない場合は、知事の指示により、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

このため、市は、環境の保全及び市民の衛生等が図られるよう、区域内における被災状況を想定した廃棄物処理計画及び作業計画を次のとおり定める。

1 各主体の役割

(1) 市民の役割

ア ごみ処理

(ア) 避難所での生活ごみについて、市の指示する分別等のごみの排出に協力する。

(イ) 家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。

(ウ) ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等を行わない。

イ し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

(2) 県の役割

ア 必要に応じ災害廃棄物処理実行計画を策定する。

イ 市町村の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。

ウ 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市町村を支援する。

エ 市町村が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。

オ 市町村から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。

(3) 市の役割

ごみ処理やし尿処理について活動体制を整備し、円滑な処理活動を行う。

2 実施担当部及び班

(1) 市長は、災地域のごみの予想発生量及び特性を考慮し、衛生面での二次災害を防ぐため、収集順位、収集処理方法、関係機関への応援要請等の計画を立て、収集処理に当たるものとする。また、災害の規模及び状況により市で実施できないとき又は著しく困難なときは、近隣処理施設の応援を求めて実施する。

(2) 市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
市民生活部	環境衛生班	・被災地の環境対策に関すること。 ・仮設トイレの設置及び管理に関すること。 ・ごみ処理場、し尿処理場及び最終処分場の被害調査、応急復旧及び適正管理に関すること。 ・災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。

3 ごみ処理

被災地域から発生するごみの処理は、次によるものとする。

(1) 災害ごみの収集処理

ア 収集計画と業者依頼

市民生活部環境衛生班長は、災害の規模により膨大な廃棄物の排出が予想されるため、円滑な収集処理活動を実施するものとし、特に大きさ、可燃性等を考慮し、収集順位の計画を立て、市内及び近隣市町村の廃棄物処理業者に収集処理を依頼する。また、状況に応じて業者所有車両の応援を要請する。

イ 損壊家屋等の処理

損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残りについては、原則として被災者自ら市等が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、り災者自ら搬入することが困難な場合及び道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市等がアに準じて収集処理を行う。

(2) 生活ごみの処理

生活ごみの処理は、ごみ処理場での処理を原則とするが、処理能力を超える場合は、市民生活部環境衛生班長は、近隣市町村等に処理を依頼する。

(3) 臨時収集場所の指定

市民生活部環境衛生班長は、市民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げとならないよう周知するとともに道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し搬入等の協力を求める。

(4) 収集運搬体制

市民生活部環境衛生班長は、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上できる限り早急に収集運搬が行われるように、その体制の確立を図る。

(5) ごみの一時保管場所の確保

災害時には粗大ごみ、不燃性廃棄物等が大量に出されるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合や交通の確保が困難で処理場への搬入ができない場合等が考えられるため、市民生活部環境衛生班長は、必要により生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる場所を確保する。

(6) ごみ袋の配布

市民生活部環境衛生班長は、ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配布する。

4 し尿処理

被災地域では大量の収集処理が予想されるため、し尿処理場での処理を原則とするが、処理能力を超える場合は、市民生活部環境衛生班長は、上下水道部下水道水道情報計画班と協議の上、近隣市町村に処理を依頼するものとし、収集についても柏崎市指定業者で対応できない場合は、近隣市町村業者に応援を要請する。

(1) 被災し尿収集処理

市民生活部環境衛生班長は、円滑な収集処理活動を実施するものとし、特に浸水等により衛生面での二次災害等のおそれのあるし尿を優先的に収集処理する。

なお、災害の状況により収集処理能力が及ばない場合は、便槽の5割汲取り等全便槽の部分収集を実施する。

(2) 災害後のし尿収集処理等

市民生活部環境衛生班長は、上下水道部下水道情報計画班と連絡調整を図りながら、避難所等を優先的に収集処理するものとし、既存のトイレで足りない箇所については、避難人員に応じた仮設トイレを設置する。また、水道の給水不能、家庭し尿浄化槽の破損等を考慮し、公園、空地等を利用し、仮設トイレを設置する。

5 がれき類等の処理

- (1) 道路や河川に堆積した土砂や流木等は、それぞれの公共施設管理者が処理する。
- (2) がれき類が大量に発生する場合は、集積場を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や消臭・防虫対策、土壌調査等集積場周辺の環境対策を適切に実施する。
- (3) 損壊家屋が多数に上る場合は、市民の混乱を避けるため、必要に応じて市民相談窓口を設け、支援体制を充実させる。
- (4) 被災住宅の解体修繕に伴う廃棄物の運搬処分に関する国等の支援制度が実施された場合は当該事務処理体制を整え、迅速、的確に運用を図る。
- (5) 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県へ速やかに広域支援を要請する。

6 廃棄物処理施設の応急復旧

ごみ・し尿処理施設が被害を受けた場合は、応急復旧計画を立てる。復旧が不可能な場合及び時間がかかる場合は、市民生活部環境衛生班長は、近隣市町村の処理施設に処理を依頼する。

7 整備書類

市民生活部環境衛生班長は、次の書類を整備する。

- (1) 建物等被害関係情報処理連絡票（柏崎市災害応急対策実施要綱第2号様式）
- (2) ごみ・し尿処理に係る支払関係書類

第19節 トイレ対策

自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、仮設トイレの確保、設置及び携帯トイレ・簡易トイレを提供し、被災地の衛生状態の維持を図る。

1 各主体の役割

(1) 市民・企業等の責務

災害発生から最低3日間、推奨1週間分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

(2) 県の役割

市町村の把握したニーズや被災の状況に応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市町村を支援する。

(3) 市の役割

ア 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。(被災者への供給を行う。)

イ 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

ウ 自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

エ 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

2 実施担当部及び班

市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
危機管理部	総合調整班	・ 備蓄品に関すること。
市民生活部	環境衛生班	・ 被災地の環境対策に関すること。 ・ 仮設トイレの設置及び管理に関すること。

3 備蓄携帯トイレ・簡易トイレ、組立トイレによる対応

避難者の概数を把握し、避難者に対して、備蓄携帯トイレ・簡易トイレ、組立トイレを提供し適切な利用方法を周知する。

4 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

市民生活部環境衛生班は、仮設トイレ等必要概数を把握し、自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は県へ要請し、被災者への供給を行う。

5 救援物資の受入れ・配布

市民生活部環境衛生班は、救援物資の受入れ及び配送担当である産業振興部物資供給班と連携を図り簡易トイレ等を集積場所へ保管し、必要概数を把握した上で供給する。

6 要配慮者に対する配慮

避難所等においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

7 快適な利用の確保

市民生活部環境衛生班は、使用方法等の周知を図り快適な利用の確保に努める。

- (1) 避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- (2) トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所等の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアとの連携の下で定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (3) 避難所等のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。
- (4) トイレが利用しやすい設置箇所の検討、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。
- (5) トイレは仮設も含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の設置に努める。また、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

第20節 入浴対策

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

1 実施担当部及び班

市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
産業振興部	商業観光班	・入浴環境の確保に関すること。

2 入浴施設の再開支援

業務再開可能な入浴施設等に対し、給水等の支援を行い入浴環境を確保する。また、被災者に対する入浴施設情報の広報を行う。

3 仮設入浴施設の設置

市は、近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。

市から要請を受けた県は、自衛隊へ入浴支援要請を行う。

4 旅館組合等への協力要請

市は、市内の旅館組合等への協力要請を行う。市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。

県は、市の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は、近隣の市町村の旅館組合等へ支援の要請を行う。

5 要配慮者に対する配慮

- (1) 要配慮者への入浴施設情報の広報を徹底する。
- (2) 入浴施設までの交通手段の確保を検討する。
- (3) 要介護者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保を検討する。
- (4) 沐浴に必要な物品の整備等、乳幼児に対する配慮を行う。

6 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、旅館組合等への協力要請の強化を図る。

第21節 食料供給対策

風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者の食料等の多くが浸水によって失われていること等を想定して、食料等の供給時期、範囲、優先順位等を考慮するものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう配慮するものとする。

1 各主体の役割

(1) 市民の役割

市民は、避難に当たり、最低限1食分の物資等を携行するよう心がける。

(2) 県の役割

ア 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。

イ 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

ウ 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。

(3) 指定地方行政機関等の役割

ア 物資輸送拠点が開設された場合、その運用に協力する。

イ 物資等の調達、輸送について、県を支援する。

(4) 市の役割

ア 自ら物資等を用意できない被災者への供給を行う。

イ 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

ウ 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。

エ 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

2 実施責任者

(1) 食料の供給

市長は、災害時のため、必要に応じ被災者、防災業務従事者等に対して食料を供給する。

ただし、災害の規模及び状況により市長が実施できないときは、知事に対し応援を求め、又は他の市町村に応援を求めて供給を確保する。

(2) 市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
市民生活部	救助班	・避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。 ・避難住民における食料及び物資の支給に関すること。
	地域事務所班	・避難住民における食料及び物資の受入れに関すること。

部	班	担 当 内 容
福祉保健部	保健衛生班	・要配慮者用の食料に関すること。
子ども未来部	保健衛生班	要配慮者（主に妊産婦、乳幼児）用の食料に関すること。
産業振興部	物資供給班	・食料品及び生活必需品の調達並びに配給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び配送に関すること。
	農林水産班	・応急食料等の原材料の調達に関すること。
文教部	社会教育班	・文化・社会教育施設に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。
	体育施設班	・体育施設に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。

3 食料供給対象者

次のいずれかに該当する者に対して、炊き出しその他による食料の供給を行う。

- (1) 避難所に避難した者で、食料の持ち合わせのないもの
- (2) 住家の被害が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等であって、炊事のできない者
- (3) 床下浸水であっても、炊事道具が流出又は炊事施設が壊れ、あるいは土砂に埋まった場合等で炊事ができない者
- (4) 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料の持参又は調達ができないもの
- (5) 被害を受け、一時縁故先等に避難するまでの間、食料の持ち合わせがない者
- (6) 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で、食料の供給を必要とするもの
- (7) その他災害により食料が必要なもの

4 調達体制

物資の調達については、必要最低限の備蓄以外は、あらかじめ災害時支援協定を締結した民間企業から調達するものとする。民間企業の持つ管理の十分に行き届いた流通在庫を活用し、避難所への直接搬送も含めた災害時の迅速な対応に努める。

5 供給体制

産業振興部物資供給班長は、被災住民に食料を供給するときは、供給数量、被災状況、緊急性等を考慮し、流通備蓄、購入、備蓄品の取崩し等適宜の方法により県及び（公社）新潟県トラック協会等と連携を図り供給するとともに、避難所等供給先の受入れ確認及び受給の適正化を図り、公平に配分する。

(1) 購入による供給

産業振興部物資供給班はあらかじめ災害時支援協定を締結した民間企業から食料を調達するものとする。民間企業の持つ管理の十分に行き届いた流通在庫を活用し、避難所への直接搬送も含めた災害時の迅速な供給対応に努める。また、商工会議所等の関係機関の協力を得て、市内の業者から直接食料を購入して供給する。

なお、米飯を専門の業者に注文することが実情に即すると認められるときは、数量基準等を明示し、業者から購入して供給する。

(2) 備蓄品の取崩しによる供給

産業振興部物資供給班長は、危機管理部総合調整班長の協力を得て、備蓄食料を供給する。

(3) 他市町村への要請

市は、必要な食料の調達ができないときは、応援協定締結市町村に食料の応援要請（品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項）を明示して応援を要請する。

(4) 県への要請

市は、他市町村等の応援でも十分な食料の調達ができないときは、次の事項を明示して県に応援を要請する。

〈要請項目〉

- ア 品目別の調達要請量（自己の調達可能量、他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）
- イ 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者
- ウ 連絡課及び連絡責任者
- エ 荷役作業員の派遣の必要の有無

(5) 産業振興部農林水産班長は、食料供給のための原材料を調達する。調達に当たっては、種別、数量、送付期日、場所その他参考事項等を明示し、農業協同組合等に要請をして行う。

(6) 市民生活部救助班長は、「避難所開設運営マニュアル」に基づき関係各班長の協力を得て、避難所における被災住民に対し、食料の公平な配分を行う。特に、要配慮者に対しては、優先的に配分を行うこととし、保健衛生班管理栄養士等と連携して高齢者、食物アレルギー患者、腎臓病患者へのたんぱく質制限等に配慮した食事提供に努める。

6 供給食料の種別等

- (1) 米穀、食パン、即席麺類、レトルト食品
- (2) 乳児用ミルク、牛乳
- (3) 副食品（缶詰・漬物・佃煮）調味料
- (4) 仕出し弁当、おにぎり（被災地区外から調達）
- (5) あめ、チョコレートなどの嗜好品類
- (6) その他被災地域周辺で容易に調達される生鮮野菜類

7 食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理及び栄養指導については、第1編第3章第17節「防疫保健衛生及びこころのケア対策」によるものとする。

8 整備書類

関係各班長は、次の関係する書類を整備する。

- (1) 支払関係証拠書類

第 2 2 節 生活必需品等供給対策

風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者の食料等の多くが浸水によって失われていること等を想定して、食料等の供給時期、範囲、優先順位等を考慮するものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が提供されるよう配慮するものとする。

1 各主体の役割

(1) 市民の役割

市民は、避難に当たり、最低限 1 食分の物資等を携行するよう心掛ける。

(2) 県の役割

ア 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。

イ 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市町村を支援する。

ウ 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。

(3) 指定地方行政機関等の役割

ア 物資輸送拠点が開設された場合、その運用に協力する。

イ 物資等の調達、輸送について、県を支援する。

(4) 市の役割

ア 自ら物資等を用意できない被災者への供給を行う。

イ 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

ウ 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。

エ 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

2 実施責任者

(1) 市長は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失し、又はき損し、災害により地域における物資の販売、供給機構の混乱により、生活必需品を直ちに入手できない者に対して、一時的に生活を維持するに必要な程度の生活必需品等を供給して、応急的な保護の措置をとる。

(2) 市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
市民生活部	救助班	・避難住民における食料及び物資の支給に関すること。
	地域事務所班	・避難住民における食料及び物資の受入れに関すること。
産業振興部	物資供給班	・食料及び生活必需品の調達並びに配給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び配送に関すること。

3 実施要領

(1) 生活必需品等供給対象者

- ア 災害により住家に被害を受け、その程度が全半壊（焼）、流出、床上浸水以上の被害を受けた者であること。
- イ 被服、寝具等の生活必需品を災害により喪失した者であること。
- ウ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者であること。

(2) 被服、寝具その他生活必需品目

支給物資は、原則として次の9種類の品目とする。

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 外衣（作業衣、婦人服、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等）
- エ 身の回り品（タオル、手ぬぐい、運動靴、サンダル等）
- オ 炊事道具（鍋、包丁、バケツ等）
- カ 食器（はし、茶わん、皿、汁わん等）
- キ 保育用品（哺乳びん、おむつ等）
- ク 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき、生理用品等）
- ケ 光熱材料

(3) 生活必需品等の調達

市の備蓄品を使用するほか、調達物資は、災害時物資協定先又は市内の業者から購入し、又は借り上げることとし、柏崎商工会議所と連携を図り、物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対しその取扱う物資を適正な価格で供給するよう要請する。

(4) 関係機関の連携による広域応援体制

ア 市→他市町村

（ア）市は、必要な生活必需品の調達・供給ができない場合は、隣接市町村その他の市町村に応援を要請する。

（イ）要請の際に必要な明示事項は、県への要請に準ずる。

イ 市→県

市は、他市町村の応援でも十分に生活必需品の調達・供給ができない場合は、次の事項を示し、県に応援を要請する。

（ア）品目別の調達要請量（自己の調達可能量と他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）

（イ）引渡を受ける場所及び引受責任者

（ウ）連絡課及び連絡責任者

（エ）荷役作業員の派遣の必要の有無

(5) 物資の配分

産業振興部物資供給班長は、県及び（公社）新潟県トラック協会と連携を図り、調達された物資を、被害状況別、地区別、避難所別、世帯別に配分計画を立て、かつ正確に実施する。また、生活必需品を供給するときは、避難所ごとにそれぞれ責任者を定めて受入れ確認及び

需給の適正を図る。

市民生活部救助班長は、関係班長の協力を得て、避難所等における被災住民に対して、物資の公平な配分を行う。特に、要配慮者には、優先的に配分を行うこととし、大人用オムツや粉ミルク、使い捨て哺乳瓶等、乳幼児や子供に対応した生活必需品の提供に努める。

(6) 物資の輸送

輸送は、原則として産業振興部物資供給班が主体となり他班の協力を得て行うが、必要な場合は災害時支援協定を締結している（公社）新潟県トラック協会へ委託をする。また、それが困難なときは、生活必需品等の災害協定を締結している調達先の車両を充てるものとするが、それが困難なときは、運送業者のトラックを確保するほか、第1編第3章第13節「輸送対策」の定めるところにより輸送措置を講ずる。また、輸送に当たっては、次の点に留意すること。

ア 輸送に当たっては、原則として車両輸送とすること。

イ 車両輸送に当たっては、責任者が同乗し、輸送の安全を期すること。

ウ 輸送物資を引き渡すときは、別紙「災害救助用物資引渡書」を作成し、授受を明確にすること。

(7) 生活必需品等の確保

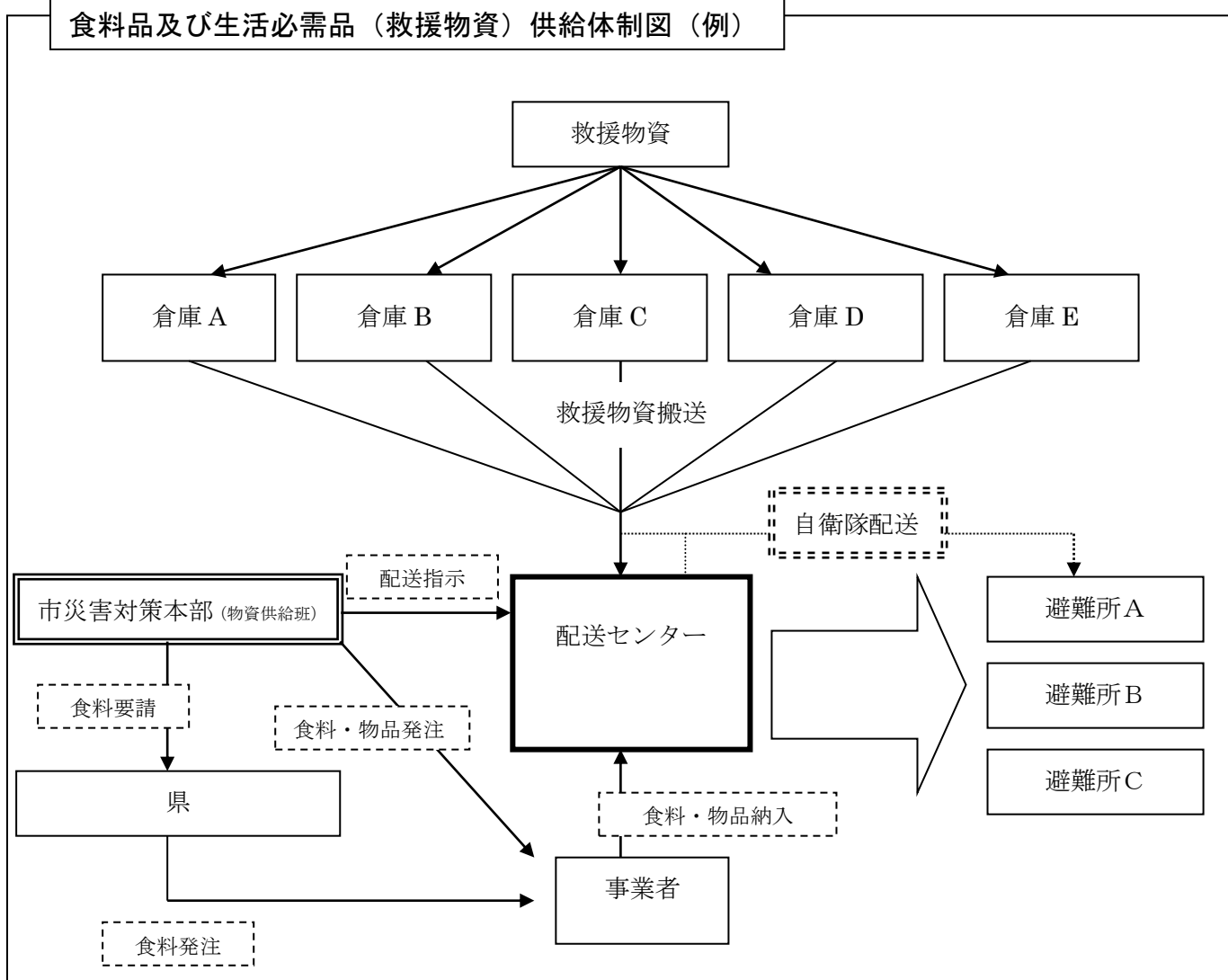
市及び柏崎商工会議所は、物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、その取扱う物資を適正な価格で供給するよう要請する。

4 整備書類

産業振興部物資供給班長は、次の書類を整備する。

(1) 支払関係証拠書類

食料品及び生活必需品（救援物資）供給体制図（例）



第23節 要配慮者の応急対策

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等制約のある高齢者、障がい者、難病患者、施設入所者、外国人、妊婦及び乳幼児等の要配慮者の安全な避難のために、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員及び消防団（以下「避難支援等関係者」という。）などの地域住民の協力による安否確認及び避難体制を確立するほか、避難生活状況の確認体制を確保して、災害時の要配慮者に対する支援について次のとおり定める。

1 実施担当部及び班

市長は、市の区域内において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのあるときは、要配慮者に対し、必要と認める支援、救護対策を講ずる。

市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
市民生活部	救助班	・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 ・関係機関への情報提供及び連絡調整に関すること。
	地域事務所班	・要配慮者（外国人を除く。）の避難支援等に関すること。
福祉保健部	保健衛生班	・保健衛生及び防疫（環境衛生班に関するものを除く。）に関すること。
	福祉班	・生活保護世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯の被害調査及び救護に関すること。 ・社会福祉団体等との連絡調整に関すること。 ・要配慮者利用施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 ・福祉避難室及び福祉避難所の設営並びに被災者の収容の協力に関すること ・被災者に対する福祉相談に関すること。
	要配慮者支援班	・要配慮者（外国人を除く。）の避難支援に関すること。 ・町内会、民生委員・児童委員、福祉関係者等への避難勧告等の伝達に関すること
子ども未来部	児童福祉班	・要配慮者（主に妊産婦、乳幼児）の避難支援及び療養支援に関すること。
産業振興部	商業観光班	・外国人の避難支援に関すること。

2 実施要領

（1）避難情報の伝達

防災行政無線、防災FAX、広報車、防災メール、市ホームページ、テレビデータ放送、

エリアメール・緊急速報メールなどによるほか、市職員、避難支援等関係者、柏崎市社会福祉協議会、要配慮者利用施設及び柏崎地域国際化協会などの協力を得て、あらゆる手段を用いて避難情報の的確な伝達に努める。

(2) 地域住民の協力

災害発生時において、市から提供された要配慮者のうち避難等において特に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者」という。）の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）等を活用し、避難支援等関係者は協力して避難行動要支援者の安全確保及び支援に努める。

(3) 避難・救出対策

ア 発災直後の安否確認

避難・救出対策の関係各班長は、災害により要配慮者の避難が必要となった場合、避難支援等関係者、柏崎市社会福祉協議会、要配慮者利用施設及び柏崎地域国際化協会などの協力を得ながら安否確認、情報収集及び支援等を行う。

イ 避難誘導及び救助等

避難・救出対策の関係各班長は、避難誘導に当たっては、別に定める「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」に基づき、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿を活用し、必要な範囲において避難支援等関係者との情報共有、連携を図り避難行動要支援者の特性に合わせた適切な避難誘導を行う。

ウ 避難所等での確認、運営

各部の関係各班長は、保健師やヘルパー等を避難所等に派遣し、避難支援等関係者、柏崎市社会福祉協議会及び柏崎地域国際化協会等と協働し、別に定める「福祉避難所運営マニュアル」により、要配慮者へ配慮した対応を行う。

また、市民生活部救助班等においては、他の地域から避難した人の連絡調整を行う。

(ア) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱など支援が必要な要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う。また、介護者が災害によって介護できなくなっている要配慮者や保護者を災害によって亡くした乳幼児、日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人を確認し、支援を行う。

(イ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮する。

(ウ) 視覚・聴覚障がい者に対して的確な情報が伝わるよう配慮し、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては文字又は手話等による情報提供を行う。

(エ) 避難所において、車椅子や粉ミルク等、食事制限者向けの特殊食品等の要配慮者の特性に応じた食料及び生活必需品の確保を行うとともに、保健所が設置する栄養指導班やボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う。

(オ) 要配慮者の身体状況を確認し、一般避難所の居住スペースでの生活が困難な要配慮者

は、避難行動要支援者の避難の受入れに関する協定書を締結している要配慮者利用施設への緊急入所や福祉避難室、福祉避難所等への移動を勧めたり、使用可能な教室を開放したりするなど配慮する。

(4) 福祉避難室の開設

一般避難所の居住スペースで生活することが困難な要配慮者のために、一般避難所の一般居住エリアと区別する仕切りや和室などの個室を設け、一般居住スペースからの誘導を図る。

(5) 福祉避難所の開設

ア 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

イ 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

(6) 保健・福祉対策

災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を県や他の市町村等と協働し、また、ボランティア等の協力を得て行う。

ア 保健対策

被災者の心身の健康確保のため、市保健師等により避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、こころのケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行う。

イ 福祉対策

柏崎市社会福祉協議会、要配慮者利用施設及び避難支援等関係者等の協力・連携により、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う。

(7) 外国人支援対策

県及び国際交流関係団体と協働して多言語支援窓口を設置し、外国人への災害情報の提供、安否確認、相談等の支援活動を行う。

(8) 被災した要配慮者の措置

各部の関係各班長は、被災した要配慮者の措置について、避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、身内による引取り等連絡調整に当たる。

また、適切な介護ボランティアの手配を行い、継続したマンパワーの確保とボランティア等による生活情報の提供に当たる。

(9) 避難生活状況の確認及び相談指導の実施

福祉保健部保健衛生班長は、保健所長が編成する巡回保健班と連携し、避難生活状況について、避難所、施設等を定期的に確認し、正しい情報や適切なマンパワーの提供がなされているか等、生活環境・健康の管理に当たる。

また、関係各班長は、要配慮者の被災状況、避難等の生活上のニーズの把握のため、避難所、自宅等の要配慮者に対する定期又は臨時の巡回相談等を実施し、必要な支援を行う。

(10) 要配慮者利用施設における対策

ア 発災直後の安否確認と安全確認

要配慮者利用施設の施設長は、直ちに防災活動隊を編成し職員による入所者の安否確認

と施設の安全確認を行わせ、入所者を安心させるよう努める。また、救助が必要な人を発見した場合は、直ちに救助活動を行い、必要に応じて救助の依頼を行う。

イ 避難場所の確保と避難誘導

施設長は、避難場所について施設の被災状況により、屋内外のいずれか適正な場所を判断し、施設の防災計画に基づき避難誘導を行う。特に、夜間及び休日における避難に当たっては、地域住民や避難支援等関係者の協力が得られるように努める。

ウ 被災報告等

施設長は、入所者の安否確認状況及び施設の被災状況を市災害対策本部に報告し、必要な措置を依頼する。

また、保護者とも連絡を取り、可能な人には協力を依頼する。

エ 緊急入所の措置

市及び県は、被災施設から緊急入所の依頼があった場合、被災を受けなかった施設との連絡調整に努め、入所可能施設情報の提供を行う。また、受入れ施設におけるマンパワーの確保に努める。

オ 避難生活状況の確認

施設長は、自宅及び緊急入所施設での避難生活状況について定期的に確認し、関係機関に経過報告を行う。

3 整備書類

関係各班長は、次の書類を整備する。

(1) 避難行動要支援者名簿

第24節 文教施設等応急対策

災害が発生した場合の学校をはじめとする文教施設等における園児、児童生徒、教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応について次のとおり定める。

1 実施責任者

- (1) 市長及び市教育委員会は、市立学校等の文教施設の応急対策及び応急教育を実施する。
- (2) 市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
文教部	総務班	・教育施設及び文化財の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する こと。 ・学校給食に関すること。
	社会教育班	・文化・社会教育施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する こと。
	学校教育班	・児童及び生徒の避難に関すること。 ・児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・学用品の給与に関すること。
	体育施設班	・体育施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること。
子ども未来部	保育班	・保育園児及び幼稚園児の安全確保に関すること。
	児童福祉班	・市立児童クラブに関すること。

2 被害状況調査及び復旧

- (1) 文教部総務班長は、教育施設の被害状況を調査し、安全点検を実施する。
- (2) 文教部総務班長は、応急教育を実施し得るよう被害を受けた教育施設の応急復旧を実施する。また、ニーズ、臨時休校の予定等の情報を速やかに集約し県へ伝達し、県からの情報を教育施設に伝達する。更に、総合企画部広報班と連携しながら、防災行政無線、市ホームページなどにより広報し、保護者への伝達に努める。
- (3) 整備書類

文教部総務班長は、次の書類を整備する。

- ア 建物等被害関係情報処理連絡票（柏崎市災害応急対策実施要綱第2号様式）
- イ 応急復旧のための工事関係証拠書類（契約書、仕様書等）
- ウ 支払関係証拠書類

3 臨時休校等

- (1) 文教部学校教育班長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休校、児童生徒の早退等の措置を校長へ指示する。

(2) 校長の措置

ア 臨時休校の措置を受けた場合

校長は、臨時休校の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、児童生徒、保護者、学校関係者に周知する。

イ 早退等の指示を受けた場合

校長は、早退又は授業時間外における下校の徹底等の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者、学校関係者に周知するとともに、児童生徒を安全に保護者に引き渡す。

ウ 校長の判断による場合

校長は、上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて校長の判断で臨時休校、早退等の措置を講じる。ただし、周知、保護者への引き渡しは、上記の定めによる。

4 避難

(1) 文教部学校教育班長の措置

ア 文教部学校教育班長は、災害が発生するおそれがある場合で児童生徒に被災の危険が切迫していると認めるとき、又は災害が発生したときで児童生徒が在校しているときは、校長に児童生徒の避難の指示を行う。

イ 文教部学校教育班長は、災害の状況により校長に避難先の指示を行う。

(2) 校長の措置

ア 避難の指示を受けた場合

校長は、教職員の誘導によって、児童生徒を校庭等に安全に避難させる。

イ 避難先の指示を受けた場合

校長は、地域住民の協力を求め、教職員の誘導によって児童生徒を安全に避難させる。

ウ 校長の判断による場合

校長は、上記に定める文教部学校教育班長の指示による措置のほか、災害の状況により、校長の判断で上記に準じて児童生徒の安全な避難を実施する。

エ 避難終了後の措置

校長は、避難の終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、児童生徒を保護者に安全に引き渡す。

5 避難所開設、運営の協力

教育施設が避難所として開設された場合、校長等は、市、自主防災組織と連携して避難所開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員等の基本的役割

避難所初期対応や避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

校長：施設管理者として、市職員、町内会長、自主防災組織の代表者と連携して避難所運営を支援する。

教頭、教諭：校長の指揮の下で、避難所の救援活動を支援する。

養護教諭：学校医と連絡を取り、避難所の救援活動を支援する。

栄養職員等：学校等の調理施設を利用した炊出しに協力する。

事務職員等：市との情報連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 避難使用場所の優先順位の考え方

(ア) 体育館を優先的に使用し、校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等の使用は、基本的に禁止する。また、特に必要があるときは普通教室も開放する。

(イ) 要配慮者は、優先的に条件が良好な部屋（和室等）を使用させる。

6 応急教育の実施

文教部学校教育班長は、災害の規模、教育施設の被害の程度、通学路などの安全性を把握した上で関係機関と協議し、応急教育の実施を校長に指示する。

(1) 学校施設の確保

ア 応急教育予定場所の設置

学校が被害を受けた場合の応急教育予定場所は、次のとおりとする。

(ア) 応急的な修理で利用できる場合は、当該施設の応急処置を行い、使用する。

(イ) 学校の一部が使用できない程度の場合は、特別教室、屋内体育施設等を利用し、不足する場合は、2部授業を行う。

(ウ) 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合は、他の公共施設を利用する。

(エ) 特定の地域が全体的に被害を受けた場合は、市民が避難した先の最寄りの学校、被災していない他の公共施設を利用する。

イ 他施設の利用

隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により当該施設管理者の応援を得るものとする。

(ア) 市内の施設利用の場合

市において、関係者と協議の上行う。

(イ) 県教育事務所管内の他市町村施設利用の場合

文教部総務班長は、中越教育事務所長に対して施設利用のあつせんを求める。

ウ あつせんの手続

協力、あつせんを求める場合は、次の事項を明示して行う。

(ア) あつせんを求める学校名

(イ) 予定施設名又は施設種別

(ウ) 授業予定人数及び室数

(エ) 予定期間

(オ) その他参考事項

(2) 応急仮設教室の建設

文教部総務班長は、学校施設の被害の状況により、学区内にある建設可能地を選定し、速やかに応急仮設教室の建設を実施する。

(3) 教職員の確保

災害に伴い教職員に欠員が生じた場合は、次により措置する。

- ア 欠員が少数である場合は、学校内において調整し、授業に支障のないようにする。
- イ 学校内で解決できないときは、校長は文教部学校教育班長に教職員派遣の応援を求める。
この場合において、文教部学校教育班長は、中越教育事務所長を経由して県に教職員の派遣についての指示を求める。
- ウ 教職員派遣の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行う。
 - (ア) 応援を求める学校名
 - (イ) 授業予定場所
 - (ウ) 教科別（中学校）派遣要請人員
 - (エ) 派遣要請予定期間
 - (オ) 派遣要請職員の宿舎等
 - (カ) その他参考事項

(4) 応急教育の方法

災害に伴う被害により授業が不可能なときは、休校とする。ただし、正規の授業が困難であっても、速やかに応急授業の実施に努める。

なお、応急教育の実施は、次の事項に留意して行う。

- ア 特に精神の安定と保健及び安全に努める。
- イ 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童生徒の学習に支障がないよう考慮する。
- ウ 教育の場が学校施設以外のときは、教育の方法に留意する。
- エ 通学道路等の被害状況に応じ、危険防止の指導に努める。
- オ 学校が避難所に利用される場合は、避難者に対して学校運営の支障とならないよう指導する。
- カ 授業が不可能となる事態が予想されるときは、家庭学習の方法を講じて徹底する。
- キ 授業の不可能な期間が長期にわたるときは、学校と児童生徒との連絡方法、組織（子ども会等）の整備を図る。

7 学用品の給与

(1) 対象者

学用品の給与の対象者は、災害のため、住家の全壊、全焼、半壊、半焼、流出又は床上浸水を被り就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある児童生徒とする。

(2) 実施責任者

文教部学校教育班長は、各校長の協力を得て、小・中別及び学年別に配分計画を作成し、学用品の給与を実施する。

(3) 整備書類

- ア 文教部学校教育班長は、次の書類を整備する。

学用品の給与に係る支払関係証拠書類

- イ 危機管理部総合調整班長は、次の書類を整備する。
学用品の給与費（災害救助法第20号様式）

8 学校給食の応急対策

文教部総務班長は、次の点に留意して応急給食を実施する。

- (1) 平常の給食が実施できない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するよう努めること。
- (2) 原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、文教部総務班長は県に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施すること。
- (3) 文教部総務班長は、被災による経済的理由等により給食費の支払が困難であると認められる児童生徒については、調査の上、県に報告すること。

9 学校保健安全対策

文教部学校教育班長は、災害時における児童生徒の保健及び安全の確保に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 欠席児童生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。
- (2) 学校内において、伝染病又は食中毒が発生した場合は、健康福祉事務所に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の適宜な処置をとるとともに、この旨を知事に報告する。
- (3) 学校内及び通学中における事故防止について万全を期する。

10 私立学校関係応急対策

市長は、私立学校関係の応急対策について、その要請に応じ協力する。

11 社会教育施設及び体育施設における応急対策

- (1) 社会教育施設及び体育施設対策

災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると施設の長が判断したときは、速やかに事業を休止し、利用者に対する安全な措置を講じる。また、被災時においては、文教部社会教育班長は社会教育施設、文教部体育施設班長は体育館等の施設が災害応急対策のため（特に避難所等）に利用される場合が多いので、被害状況の把握に努めるとともに、その応急修理等速やかに適宜の処置を行う。

- (2) 文化財対策

ア 文化財が被災した場合、所有者又は管理者は消防機関等へ通報するとともに、速やかに文教部社会教育班長に対して被災状況を報告する。

イ 文教部社会教育班長は、アの報告を受けたときは、被災文化財の被害拡大を防止するため所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示を行い、必要に応じて所有者、管理責任者からの相談や協力に応じるとともに、県教育長に被災状況を報告する。

- (3) 整備書類

文教部社会教育班長は、次の書類を整備する。

- ア 建物等被害関係情報処理連絡票（柏崎市災害応急対策実施要綱第2号様式）
- イ 応急復旧のための工事関係証拠書類（契約書、仕様書等）
- ウ 支払関係証拠書類

12 市立保育園における措置

（1）臨時休園等

- ア 子ども未来部保育班長は、臨時休園、早退等の措置を園長に指示する。
- イ 園長は、臨時休園の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。
- ウ 園長は、早退の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知するとともに、園児を安全に保護者に引き渡す。

（2）避難

- ア 子ども未来部保育班長は、園長に園児の避難と避難先の指示を行う。
- イ 園長は、避難の指示等を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により園児を安全に避難場所へ避難させる。
- ウ 園長は、子ども未来部保育班長の指示による措置のほか、災害の状況により、園長の判断で上記に準じて、園児の安全な避難を実施する。

（3）避難終了後の措置

園長は、避難の終了後、災害の状況により園児を保護者に安全に引き渡す。

（4）被害状況調査及び復旧

子ども未来部保育班長は、保育園の被害状況を調査し、安全点検を実施し、応急保育を実施し得るよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。

（5）応急保育

子ども未来部保育班長は、災害の規模、保育園の被害の程度を把握した上で、園児の安全を確保して応急保育を実施する。

（6）保育園給食の応急対応

子ども未来部保育班長は、保育園の災害時等調理不能時の対応マニュアルに従い、応急給食を実施する。

（7）整備書類

- 子ども未来部保育班長は、次の書類を整備する。
- ア 建物等被害関係情報処理連絡票（柏崎市災害応急対策実施要綱第2号様式）
- イ 応急復旧のための工事関係証拠書類（契約書、仕様書等）
- ウ 支払関係証拠書類

13 私立保育園における応急対策

私立保育園における措置については、「12 市立保育園における措置」に準ずるものとする。
なお、市長は、私立保育園の応急対策について、その要請に応じ協力する。

14 私立幼稚園における応急対策

市長は、私立認定こども園・幼稚園の応急対策について、その要請に応じ協力する。

15 市立児童クラブにおける応急対策

(1) 臨時閉所

ア 子ども未来部児童福祉班長は、臨時閉所を必要と判断した場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。

イ 子ども未来部児童福祉班長は、早退が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知するとともに、児童を安全に保護者に引き渡す。

(2) 避難

子ども未来部児童福祉班長は、避難が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた方法により児童を安全に避難場所へ避難させる。

(3) 避難終了後の措置

子ども未来部児童福祉班長は、避難終了後、災害の状況により児童を保護者に安全に引き渡す。

(4) 被害状況調査及び復旧

子ども未来部児童福祉班長は、児童クラブの被害状況を調査し、安全点検を実施し、応急保育を実施し得るよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。

(5) 応急保育

子ども未来部児童福祉班長は、災害の規模、児童クラブの被害の程度を把握した上で、児童の安全を確保して応急保育を実施する。

(6) 整備書類

子ども未来部児童福祉班長は、次の書類を整備する。

ア 建物等被害関係情報処理連絡票（柏崎市災害応急対策実施要綱第2号様式）

第25節 文化財施設災害応急対策

大規模な風水害が発生した場合の文化財に係る施設災害等に対する迅速な対応について、次のとおり定める。

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、風水害等により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- イ 文化財所有者は市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。
- ウ 市は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。
- エ 県は、市や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握に努めるとともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別ごとの対策

ア 建造物

文化財所有者は、風水害等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品及び有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、市・及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、風水害等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 文化財所有者及び管理責任者

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認

を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市町村等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

3 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

イ 市指定等文化財

市町村を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市町村を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

4 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

第26節 障害物の処理対策

災害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防本部等）、輸送施設（道路、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する緊急交通路を確保し、被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を可能にするため、次のとおり定める。

なお、災害時に確保すべき緊急交通路は、広域的かつ有機的に各拠点施設を接続するとともに輸送における安全性にも配慮する。

1 各主体の責務

（1）県の責務

- ア 救命・救助・緊急輸送の関連で、障害物の除去を必要とする道路・河川・港湾・漁港施設等の公共管理施設について、各関係機関から情報を収集する。
- イ 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動路に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。
- ウ 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら緊急輸送及び交通確保のため、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな障害物の除去を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

（2）道路管理者（国、県、市及び東日本高速道路㈱）の責務

- ア 道路管理者は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県に報告するとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線については、最優先に実施するものとする。
- イ あらかじめ協定を締結してある建設業協会等との災害時の応援協定等により、障害物の除去に必要な人員の、資機材等を確保する。
- ウ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察の協力を得て、排除する。
- エ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市町村の協力を得て排除する。

（3）河川、港湾及び漁港管理者等（国、県及び市）の責務

- ア 河川管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に状況を報告し、可能な限り障害物を除去する。
- イ 第九管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときは、県に通報し、速やかに必要な応急措置を講ずるとと

もに、船舶所有者等に対し、それらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(4) 市の責務

災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

2 実施責任者

(1) 市長は、被災者の日常生活に直接障害となっている障害物及び緊急輸送の確保、航路の確保並びに災害の拡大防止の障害となっている障害物の情報を収集し、県及び施設管理者に報告するとともに、除去の要請を行う。

(2) 市における担当部、班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
市民生活部	環境衛生班	・災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。
総合企画部	人事班	・県及び他市町村等に対する応援要請及び受入れ調整に関すること。
都市整備部	建設班	・路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関すること。 ・緊急輸送道路の確保及び確保要請に関すること。
消防部	総務班	・消防団員の出動に関すること。

3 障害物除去用施設、設備及び機材の確保

(1) 都市整備部建設班長及び道路等の管理者は、障害物除去に必要な施設、設備及び機材の確保に努め、災害時に迅速に活用し得るように配置し、保管する。

(2) 都市整備部建設班長及び道路等の管理者は、(1)により確保した施設等で応急対策に不足をきたした場合、障害物除去用施設等の所有者、管理者、占有者で権限を有する者から必要な施設等を調達できるよう必要な措置を講じておく。

4 障害物の集積場所

(1) 障害物の集積場所は、一時的には、市管理の運動場、空き地等とする。

(2) 都市整備部建設班長は、災害発生後において集積場所が不足するときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の定めるところにより、他人の土地を一時使用して措置する。

5 実施方法

(1) 都市整備部建設班長は、消防部総務班長と密接な連携をとり、所属の職員、消防団員、地域住民等をもって障害物除去チームを編成し、所属の施設等を活用して障害物を除去する。

(2) 障害物の除去は、次に掲げる障害物を優先して行う。

- ア 被災地域住民の日常生活に直接の障害となっている障害物
- イ 災害応急対策の実施の障害となっている障害物
- ウ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

- (3) 都市整備部建設班長は、所属の職員、消防団員、施設等をもってしては障害物の除去ができず、又は著しく困難なときは、あらかじめ締結してある建設業協会、建設業協同組合等との災害時の応援協定などにより、障害物の除去、資機材等を確保する。また、危機管理部総合調整班を通じて知事、他の市町村長若しくは自衛隊に応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

応援を求め、又は応急措置の実施を要請するときは、次の事項を明示して行う。

ア 応援要求

- (ア) 技術者及び労務者の種別及び人員
- (イ) 施設、設備、機材数
- (ウ) 期間
- (エ) 場所・区間
- (オ) その他参考事項

イ 応急措置の実施要請

- (ア) 技術者及び労務者の種別及び人員
- (イ) 施設、設備、機材数
- (ウ) 期間
- (エ) 場所・区間
- (オ) その他参考事項

6 障害物の処理

除去した障害物は、おおむね次の要領によって処理する。

なお、処理に当たっては、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。

(1) 土砂、がれき

あらかじめ選定した集積場所のほか、市民の日常生活又は農耕、漁労その他の生産活動に支障がない場合は、埋立予定地等に埋没又は投棄する。この場合において、汚水の浸透した土砂等の消毒は十分に行う。

(2) 竹木、家具、家財等の可燃物

漂着、流入して堆積し、又は破壊、残存している家具、家財及び竹木等の可燃物で所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の障害物で加工、修理しても使用し得ないと認められるものは、市民生活部環境衛生班長と協議して集積場所等に搬入する。

(3) 除去障害物の保管等

市長は、障害物のうち加工、修理を加えて使用可能な工作物又は物件を除去したときは、災害対策基本法第64条第2項から第6項まで及び同法施行令第25条から第27条までに定めるところにより、保管その他の措置をとる。

7 整備書類

都市整備部建設班長は、次の書類を整備する。

- (1) 障害物除去のための工事関係証拠書類
- (2) 支払関係証拠書類

第27節 行方不明者及び遺体等の搜索・処理・埋葬対策

災害時における行方不明者及び遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されるものを含む）の搜索、処理、埋葬は、本対策の定めるところによる。

1 各主体の役割

（1）県の役割

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

（2）警察本部、第九管区海上保安本部及び自衛隊等関係機関の役割

県・市等が迅速に業務が推進できるよう支援するものとする。

（3）市の役割

市は、行方不明者及び遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を行うに当たり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止するものとする。

2 実施責任者

（1）実施責任者

ア 市長は、行方不明者、遺体の搜索及び遺体の処理、埋葬を行う。

イ 行方不明者の搜索、遺体の検分等の警察上の措置は、県警察本部が行う。

（2）市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
市民生活部	救助班	・ 死体の埋火葬の許可に関すること。
	環境衛生班	・ 遺体の収容及び埋火葬に関すること。
消防部	総務班	・ 消防団員の出動に関すること。
	消防班	・ 火災・救急・救助活動の実施に関すること。 ・ 行方不明者の搜索に関すること。 ・ 防災ヘリコプターの運航要請に関すること。

3 行方不明者の搜索

（1）手配

消防部総務班長は、災害による行方不明者があるときは、その者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等を明らかにし、これが明らかでないときは、行方不明者数を明らかにして県警察本部（柏崎警察署）、第九管区海上保安本部その他防災関係機関等に手配し、かつ、知事に報告する。

（2）搜索

ア 搜索チームの編成

消防部関係各班長は、多数の行方不明者があると認めたときは、その搜索、収容のため所属職員、消防団員、地元住民等を主体とする搜索チームを編成する。

イ 搜索の実施

（ア）死者又は行方不明者があると認める地域を中心として、遺体の埋没、漂着の疑いのあ

る場所を重点に組織的かつ綿密に搜索する。

(イ) 搜索は、警察官、搜索チーム員及び死者又は行方不明者の家族、知人、親戚の者（以下「家族等」という。）が相互に緊密に連絡して行う。

ウ 発見したときの措置

(ア) 発見時において生存しているときは、直ちに医療を受けさせる。

(イ) 遺体の状態が犯罪に関する疑いがあるときは、速やかに警察官又は海上保安官に通報し、かつ、遺体及び遺体の所在場所を保存する。

(ウ) 搜索チームが遺体を発見し、又は家族等市民からの通報を受けたときは、直ちに警察官、海上保安官及び市民生活部環境衛生班長に通知し、その後の処理について協議する。

(3) 整備書類

消防部総務班長は、次の書類を整備する。

ア 支払関係証拠書類

4 遺体の処理

(1) 遺体安置所の設置

市民生活部環境衛生班長は、災害によって多数の死者があり、遺体の発見場所で遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体安置所を設ける。

(2) 遺体安置所を設けるときの留意点

ア 病院、診療所、寺院、神社、教会その他遺体の状態を公衆の目にさらさない施設又は場所を選ぶこと。

イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体処理作業に便利な場所を選ぶこと。

ウ 遺体の一時安置、仮埋葬等の作業が容易に行いうる場所を選ぶこと。

(3) 遺体処理チームの設置

市民生活部環境衛生班長は、災害による死者が多数あるときは、医師、看護婦及びその助手数名をもって必要と認める数の遺体処理チームを設ける。

(4) 遺体の処理、収容

市民生活部環境衛生班長は、遺体の処理、収容については、柏崎市刈羽郡医師会の協力を得て次により行う。

ア 遺体について医師による死因その他の医学的検査を実施する。

イ 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

(ア) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

(イ) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋葬ができない場合においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設を利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に安置し、埋葬等の処理をするまで一時保存する。

(ウ) 遺品等のある場合には、整理して納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所に掲示する。

(エ) 身元が判明し、引取人があるときは、これを引き渡す。

(5) 整備書類

市民生活部環境衛生班長は、次の書類を整備する。

ア 支払関係証拠書類

5 遺体の埋葬

市民生活部環境衛生班長は、災害時の混乱の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に応急的な措置として、埋葬を行う。

(1) 埋葬の方法

市民生活部環境衛生班長は遺体を霊きゅう車により搬送し、遺体を火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等、現物支給をもって遺体の埋葬を行う。

なお、埋葬に当たっては、埋葬台帳を作成し、次の点に留意する。

ア 身元不明の遺体については、県警察本部（柏崎警察署）その他の関係機関に連絡し、その調査に当たる。

イ 被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取り扱う。

ウ 霊柩車、骨つぼ等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合等に手配するよう県に要請する。

エ 死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、市民生活部救助班長は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省に協議する。

(2) 整備書類

市民生活部環境衛生班長は、次の書類を整備する。

ア 支払関係証拠書類

6 応援要請

(1) 市は、所属の職員及び施設、設備、物資等をもってしては、遺体の処理について必要な業務を行うことが困難であると認めるときは、県又は他の市町村に応援を求める。

(2) 前記(1) 応援を求めるときは、次の事項を明らかにして行う。

ア 遺体処理実施場所

イ 対象人員概数

ウ 設備施設の状況

エ 応援を求める職種別人員

オ 応援を求める物資等の種別及び数量

カ 処理期間

キ その他参考事項

7 関係者に対する配慮

一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

第28節 愛玩動物の保護対策

1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。被災者が安心して安全に避難できるようにするため、ペット同行避難を受け入れる避難所を開設し、飼い主が自らの責任の下、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市や環境省、県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

2 飼い主の責務

- (1) 災害発生時に動物を同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
- (2) 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

3 県の責務

- (1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。
- (2) 危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。
- (3) 動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。
- (4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。
- (5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。
- (6) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。
- (7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市への連絡調整及び要請を行う。

4 市の責務

- (1) ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。
- (2) 避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受入れられる施設を設置するなど、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。
- (3) 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動支援を行う。

- (4) 愛玩動物の保護に関する対応窓口は、市民生活部救助班が行う。

5 公益社団法人新潟県獣医師会の責務

- (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
(2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。

6 一般社団法人新潟県動物愛護協会の責務

- (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
(2) 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

7 動物救済本部の責務

県、新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会の三者で動物救済本部を立ち上げ、次の動物救援活動を実施する。

- (1) ペットフード等支援物資の提供
避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう市の災害対策本部に物資を提供する。
- (2) 動物の保護
県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。
- (3) 相談窓口の開設
被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。
- (4) 動物の一時預かり
被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。
- (5) 飼い主さがし
被災のため飼えなくなった動物や飼い主が分からなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。
- (6) 仮設住宅での動物飼育支援
仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。
- (7) 被災動物の健康管理支援
被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。
- (8) ボランティア及び募金の受付・調整・運営
募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。

8 情報の流れ

(1) 被災地から

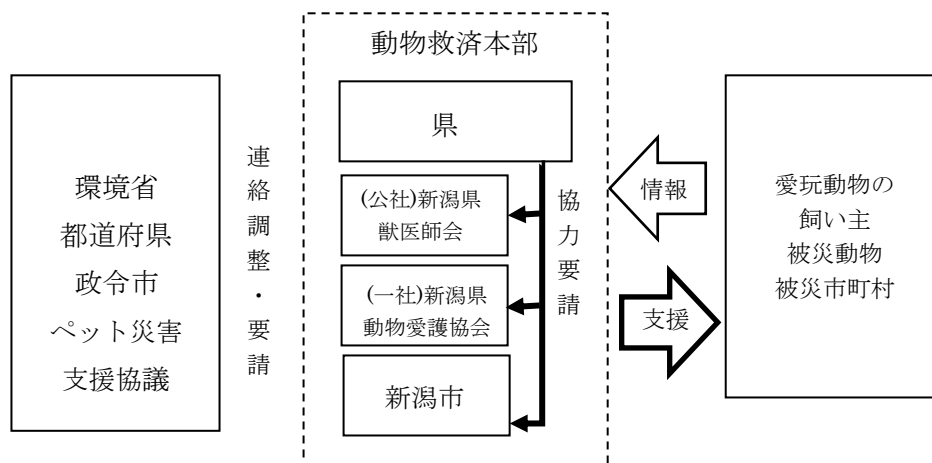
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市町村災対本部	ペット同行避難者の状況 被災者ニーズ
市町村災対本部	県・動物救済本部	集約された被災者ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県・動物救済本部	市町村災対本部	ペット関連の支援内容
市町村災対本部	避難所、避難者	ペット関連の支援内容

9 業務の体系

組織図



☆風水害発生 **市町村**

～1日 動物同行避難所設置

～3日 避難所ニーズの把握

～7日

～2月 仮設住宅の設置

県・動物救済本部

危険動物の飼育状況確認

負傷動物等の保護

相談窓口の開設

動物救済本部の設置

避難所での動物飼育支援、物資提供

ペットの一時預かり

仮設住宅での動物飼育支援

10 業務の内容

動物同行避難者や被災したペットへの対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者 (ペットの飼い主)	・自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 ・避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。	市町村
市町村	・動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 ・避難所でのペットの飼養状況などについて県及び動物救済本部に情報提供する。 ・避難者に動物飼育関連物資を配布する。 ・住民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 ・仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。	県 動物救済本部
県	・危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。 ・負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。 ・動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 ・動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。 ・環境省や他の自治体との連絡調整及び支援要請を行う。	県獣医師会 県動物愛護協会 環境省
新潟県獣医師会	・県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 ・避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。	
新潟県動物愛護協会	・県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 ・被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。	
動物救済本部	・被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 ・被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市町村の災害対策本部に提供する。 ・県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 ・被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や、迷子動物の一時預かりを行う。 ・被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主さがしを行う。 ・被災動物の健康管理支援を行う。 ・仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 ・ボランティアの受付、調整を行う。	

第29節 放送施設応急対策

1 柏崎コミュニティ放送の役割

柏崎コミュニティ放送（以下、「FMピッカラ」という。）は、平時においては地域に密着したきめ細かな生活情報、行政情報等を放送しており、地域に住む人々が豊かに安全に暮らせるための情報提供をめざしている。災害発生時においては、被災地及び被災住民などに対する情報の提供等FMピッカラの果たす役割は、極めて重要である。このため、FMピッカラは放送実施体制の確保及び応急復旧体制の確立などの対策を速やかに実施し、放送の確保に努める。

2 放送の実施

- (1) FMピッカラは、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、局において緊急に臨時の放送体制を確保する。
- (2) 災害情報の伝達は、災害時の混乱を未然に防ぐための流言飛語の防止、正確かつ迅速な情報の提供など極めて重要なことから、報道体制の確保に努め、地域住民に対し、速やかな事態に即応した情報の伝達に努める。
- (3) 災害情報の収集に際しては、コミュニティ放送の意義から地域に密着した情報の収集に努め、市及び防災関係機関と密接な連絡を取るものとする。
- (4) 災害放送の主な内容は、次のとおりとする。
 - ア 災害情報の詳細
 - イ 津波情報
 - ウ 市及び防災関係機関からの依頼事項
 - エ 被害状況（家屋の倒壊、火災の発生、道路の崩壊など）
 - オ 道路交通情報
 - カ 交通機関の運行状況
 - キ 電気、ガス、上下水道、電話などのライフラインの状況
 - ク 学校、病院、商店などの状況
 - ケ 安否情報
- (5) 市はFMピッカラと締結した「緊急放送等に関する協定書」に基づき必要に応じて、以下の放送を実施する。
 - ア 要請による放送 市の要請によりFMピッカラの放送中にFMピッカラのアナウンサーがスタジオから放送する
 - イ 緊急放送 災害対策本部が設置され緊急に放送を必要とするとき、又は災害対策本部が設置されていないが、災害により市民の生命・財産が脅かされるおそれのあるときに行う割込み放送
 - ウ 行政放送 多くの市民に周知する必要があるときに行う割込み放送
 - エ 機能確認のための放送 市が配布した緊急告知ラジオ及び市が設置した屋外拡声装置の機能を確認するために行う放送とし、毎日定時（午前7時、正午

及び午後6時の時報（チャイム）とする

（6）市は、必要に応じてFMピッカラの協力により臨時災害放送局開局の手続きを行う。

3 施設の応急措置

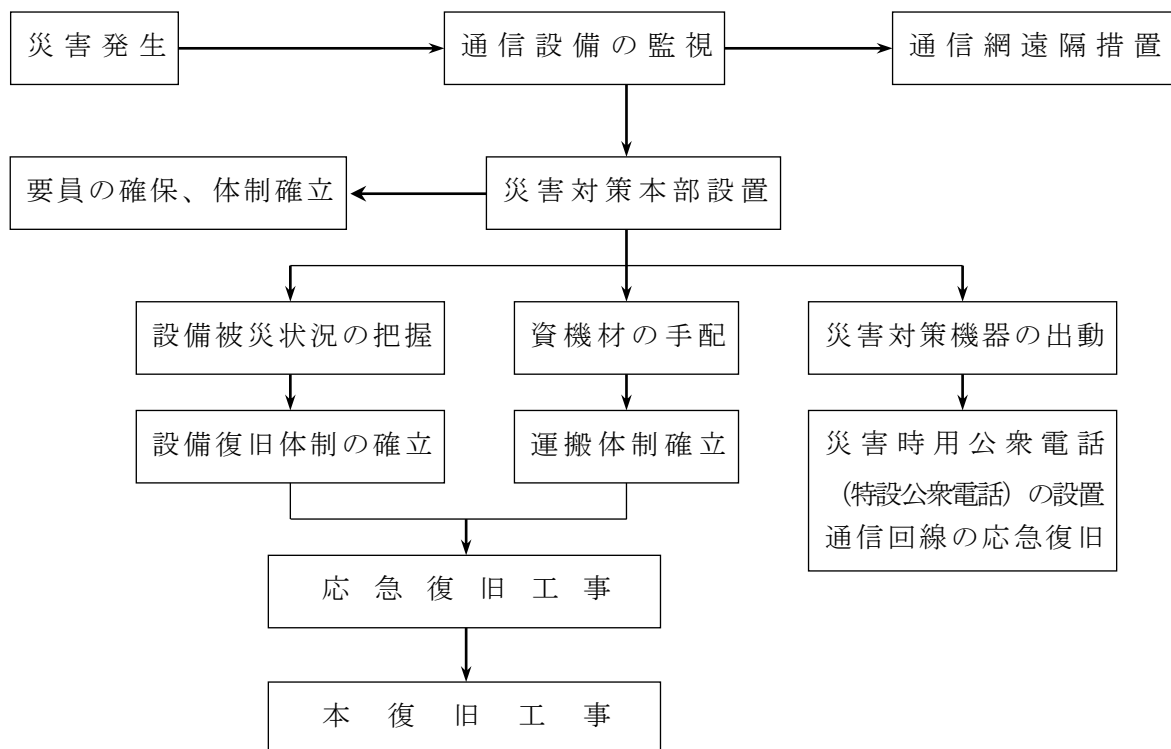
災害による放送施設の損壊又は故障のため放送障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに放送を維持する措置をとる。故障規模が大きく放送障害時間が長時間にわたることが予想される場合は、保守業者又はメーカーの応援を求める。

柏崎コミュニティ放送の連絡先	電話 21-3911	FAX 21-3181
----------------	------------	-------------

第30節 電気通信施設応急対策

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

1 電気通信施設（NTT東日本／NTTドコモ）応急対策フロー図



2 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

市内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及びふくそうによる規制、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT東日本新潟支店及びNTTドコモ新潟支店の設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

- ア 情報連絡室
- イ 支援本部
- ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
 - イ N T Tグループ会社等関連会社による応援
 - ウ 工事請負会社の応援
- (4) 被害状況の把握
- ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。
 - イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。
- (5) 災害対策機器等の出動
- 重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。
- ア 衛星携帯電話
 - イ 可搬型移動無線機
 - ウ 移動基地局車
 - エ 移動電源車及び可搬電源装置
 - オ 応急復旧ケーブル
 - カ ポータブル衛星車
 - キ その他応急復旧用諸装置
- (6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立
- 応急復旧に必要な資材等については、N T T東日本及びN T Tドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行い、また運搬方法についても必要に応じ県、自衛隊等へヘリコプターの要請を行い空輸する。
- (7) 災害用伝言ダイヤル（171）と災害用伝言板w e b 1 7 1の提供
- 災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、災害用伝言ダイヤル（171）と災害用伝言板w e b 1 7 1を利用可能とする。

3 復旧計画

- (1) 応急復旧工事
- 災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。
- (2) 復旧の順位
- 通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	柏崎市災害対策本部、気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関 通信の確保に直接関係ある機関 電力の供給の確保に直接関係ある機関

第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関 選挙管理機関、預貯金業務を行う機関 新聞社、通信社、放送事業者 第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

4 利用者への広報

N T T東日本新潟支店及びN T Tドコモは、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の市民に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- (2) 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- (3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- (4) 市民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

5 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、N T T東日本及びN T Tドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、被災支店と連携して迅速な災害復旧を図る。

(1) 応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、N T T東日本本社災害対策室及びN T Tドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制等を確立し運用する。

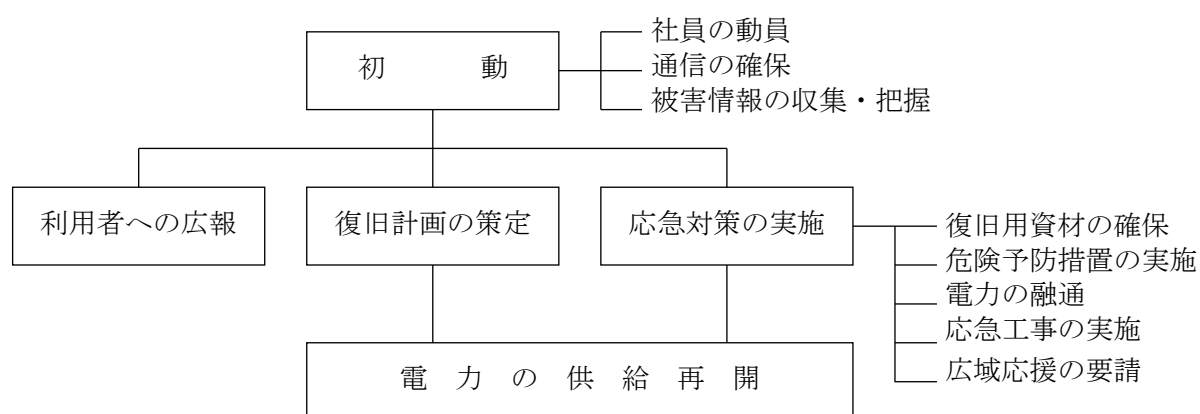
(2) 全国の応援体制

N T T東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき要請事項を取りまとめの上、持株会社災害対策本部及び各支店災害対策室へ要請する。

第31節 電力施設等応急対策

電力供給機関は、災害時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から地域住民の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施する。

1 電力供給施設応急対策フロー図



2 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

災害が発生したときは、東北電力ネットワーク(株)柏崎電力センターは、防災体制を発令し非常対策本部（連絡室）を設置するとともに、その下に設備、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区 分	非常事態の情勢
警戒体制	・ 非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1 非常体制	・ 柏崎電力センター管内において大規模な災害が発生した場合 ・ 中心部の停電など社会的な影響が大きい災害が発生した場合
第2 非常体制	・ 被害が拡大して長期化が懸念され、他複数事業所の応援による復旧体制で対応する場合

(2) 動員体制

対策本部（連絡室）及び各班の長は、防災体制発令後直ちに必要人員を動員する。

また、被害が甚大で柏崎電力センターのみでは早期復旧が困難な場合は、他事業所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部（連絡室）は、防災体制を発令した場合速やかに関係事業所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）ごとに被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

3 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 対策本部（連絡室）班長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用の資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要な場合、並びに人員の確保及び資材運搬が困難な場合は、市災害対策本部に要請して確保する。

(2) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され市災害対策本部、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の融通

各電力会社及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した契約に基づき電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急電源車等を使用して早期送電を行う。

(5) 行政との連携

応急工事の迅速な着手・完了のため、以下の事項について行政機関等との連携を図る。

ア 必要な道路の確保（国県市道等の樹木伐採・除雪）

イ 地域住民へのポータブル蓄電池・発電機及びそのために必要な燃料の供給

ウ プラグインハイブリッド車を活用した電源の供給

4 復旧計画

復旧計画の策定に当たっては病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には市、県、国の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

5 利用者への広報

停電による社会不安の解消と公衆感電事故防止及び二次災害防止の周知について、広報車及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得てラジオ・テレビ等放送媒体及び新聞等

により電力施設被害状況、復旧見通し、公衆感電防止等について周知を図る。

また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局及びコミュニティFM局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供し広報活動の協力を得るものとする。

6 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力ネットワーク会社への応援要請又は派遣について、各社で締結している「各社間の協定等」に基づき応援要請を行う。

また、関係会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第3節 ガス施設応急対策

ガス事業者は、災害発生後、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。

供給停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書にそって、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。また、市は二次災害防止の広報を行う。

1 各主体の役割

(1) 市民の役割

- ア 市民は、ガス栓を閉止する等の災害発生時にとるべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。
- イ 避難時に要配慮者の誘導等を行う場合は、要配慮者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。
- ウ 積雪期の地震発生時に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPGガス容器やガスメーター周辺を除雪する。

(2) 県の役割

県は、LPGガス充てん所及びLPGガス販売事業者（以下「LPGガス事業者」という。）に対して安全確保の徹底を指導する。また、二次災害防止のための広報を行う。

(3) ガス事業者の役割

- ア ガス供給設備の安全点検
- イ 二次災害防止のための広報
- ウ 被害状況を踏まえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。
- エ 都市ガス事業者は、供給再開前に消費先ガス設備の安全確認点検を行う。（要配慮者世帯の点検に当たっては、燃焼器具の点検を合わせて行う。）
- オ LPGガス事業者は、地震発生後、速やかに消費先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。
- カ LPGガス事業者は、市町村の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。
- キ LPGガス事業者は、流出・埋没した容器の安全な回収を行う。

(4) 市の役割

市は、緊急措置や二次災害防止のための広報等を行う。

2 達成目標

(1) 都市ガス事業者

風水害発生後 ↓	ガス供給設備等の被害状況の把握
	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置

↓		県への報告
		消費先の安全確認、供給再開開始
	供給停止後 おおむね 14 日後	供給再開完了（注）

（注）大規模な被害が生じた場合を除く。

（2）LP ガス事業者

風水害発生中	充てん所及び販売施設等の被害状況把握、二次災害防止措置、県への報告
避難勧告解除後 2 日	消費先の緊急点検完了
避難勧告解除後 3 日	充てん所及び販売施設等の復旧（注1）、消費先安全確認完了（注2）

注1 大規模な被害が発生した場合を除く。

注2 安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合。

3 業務の体系

（1）都市ガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
風水害発生	供給設備の緊急点検 供給停止判断 市への報告 消費先の安全確認、供給再開	導管等の漏えい修理 ↓ 供給停止	二次災害防止措置 ↓ 供給停止状況等 復旧状況等 ↓
供給停止後 おおむね 14 日	供給再開完了		

（2）LP ガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
風水害等発生中	充てん所及び販売施設等の点検 消費先ガス設備の点検 市への報告	消費先設備の修理	
避難勧告解除後 3 時間後			二次災害防止措置
避難勧告解除後 2 日後	消費先の緊急点検完了		
避難勧告解除後 3 日後	充てん所及び販売施設等の復旧完了 消費先の安全確認完了		

4 利用者への広報

ガス事業者は、二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を実施する。また、市は、ガス事業者が行う広報活動に対し協力するものとする。

(1) 広報の内容

ア ガス供給停止地区

(ア) 復旧の見通しとスケジュール

(イ) 復旧作業への協力依頼

イ ガス供給継続地区

(ア) ガス臭気、漏れ等異常時におけるガス事業者への通報

(イ) ガスの安全使用周知

(2) 広報の方法

ア 防災行政無線による広報

イ 報道機関への協力要請

ウ 広報車による巡回

エ 戸別訪問によるチラシ配布

オ 諸官公署への協力要請

5 LPガス供給施設応急対策

被災したLPガス供給施設については、当該消費者へガスを供給する販売事業者がそれぞれの施設の修復を行うものとし、次の措置を取る。

(1) 被害状況の把握

LPガス取扱事業者及び関係機関は緊急連絡体制により、被害状況の把握に努めるものとする。

(2) 被災したLPガス充填施設及び販売施設への対応

LPガス充填を行っている事業者は充填施設について、LPガス販売事業所は販売施設(容器置場)を巡回してガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災、ガス漏えい等への対応を図るとともに、関係機関への通報、応援依頼等の連絡を行うこととする。

(3) 被災した一般消費者の供給設備及び消費設備への対応

LPガス販売事業所は、販売先消費者の供給設備及び消費設備について速やかに被害状況調査を実施し、火災、ガス漏洩等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行うものとする。

(4) 高圧ガス関係協会の対応

ア 新潟県エルピーガス協会

各支会の取りまとめ、LPガス販売事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、LPガス販売事業所からの要請に対応するものとする。

イ 新潟県高圧ガス保安協会

高圧ガス製造事業者(LPガス充填事業者)に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、高圧ガス製造事業者からの要請に対応するものとする。

第3章 給水・水道施設応急対策

災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は、被災者の生命維持、人心の安定を図る上でも極めて重要なことである。

被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、緊急遮断弁を装備した配水池、耐震貯水槽及び井戸等により飲料水等を確保し、拠点給水、運搬給水、仮設給水等を合理的に計画し、応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能な限り速やかに水道施設を修復し、給水機能の回復を図る。

1 各主体の役割

（１）上下水道局の役割

水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

（２）県の役割

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、被災市町村が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

（３）市民の役割

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、おおむね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

（４）市の役割

市災害対策本部は、上下水道局と連絡をとり、市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。

2 実施担当部及び班

市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
上下水道部	総務班	・部の庶務に関すること。 ・部の災害対策職員の把握及び配置異動に関すること。 ・部に係る広報に関すること。 ・報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること。 ・電話対応に関すること。 ・窓口受付に関すること。 ・関係機関への必要な事務手続に関すること。 ・災害復旧に伴う被害額及び復旧費の算定並びに費用の記録に関すること。 ・災害復旧に伴う工事等の請負契約に関すること。 ・災害復旧に伴う物件の購入契約に関すること。 ・部の職員に対する応急物資の配給に関すること。 ・部の車両の運行管理に関すること。

	総務班	・ 応援物資等の受入れ及び記録に関する事。 ・ 応援活動の記録に関する事。
	水道下水道情報計画班	・ 水道施設及び下水道施設の復旧方針の策定に関する事。 ・ 被害状況及び復旧作業進捗状況の集約に関する事。 ・ 復旧計画の立案に関する事。 ・ 情報の審査に関する事。 ・ 故障修繕伝票の処理に関する事。 ・ 部内各班との災害対策状況の連絡に関する事。 ・ 部に係る被害状況及び復旧状況の集約及び報告に関する事。 ・ 国、県、日本水道協会等関係機関に対する被害状況及び復旧状況の報告に関する事。 ・ 災害対策情報の集約及び記録の作成に関する事。 ・ 協定締結先等への協力依頼に関する事。 ・ 無線等の通信連絡に関する事。
	水道供給班	・ 応急給水に関する事。 ・ 応急給水設備の管守に関する事。
	水道復旧班	・ 給水及び水道施設に係る苦情処理に関する事。 ・ 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水計画の総合統制に関する事。 ・ 水道施設の復旧工事の実施に関する事。 ・ 水道施設の被害状況の把握及び記録並びに水道施設の管守に関する事。 ・ 資材、備品等の調達及び管理に関する事。 ・ 工事施工及び災害査定に係る関係機関等への連絡調整に関する事。 ・ 応急給水用水道管及び仮設給水装置の設置並びに管守に関する事。 ・ 関係業者の統括に関する事。 ・ 二次災害の防止に関する事。 ・ その他水道施設の復旧に関する事。
	下水道復旧班	・ 排水及び下水道施設に係る苦情処理に関する事。 ・ 汚水及び雨水の受入れ並びに処理計画の総合統制に関する事。 ・ 下水道施設の復旧工事の実施に関する事。 ・ 下水道施設の被害状況の把握及び記録並びに下水道施設の管守に関する事。 ・ 資材、備品等の調達及び管理に関する事。 ・ 工事施工及び災害査定に係る関係機関等への連絡調整に関する事。 ・ 応急排水に関する事。 ・ 仮設排水に関する事。 ・ 関係業者の統括に関する事。 ・ 二次災害の防止に関する事。 ・ その他下水道施設の復旧に関する事。

3 緊急措置

(1) 非常事態対策本部の設置

上下水道部長は、災害により水道施設に甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合若しくは市災害対策本部が設置されたときは、水道施設等の応急措置を円滑、適切に行うとともに早期復旧を図るため、上下水道局内に非常事態対策本部を設置する。

(2) 職員の動員

上下水道部長は、上下水道非常事態対策計画の職員動員表に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため、必要に応じ、他部局の職員をも動員し、必要な職員数の確保に努める。

(3) 被害状況把握

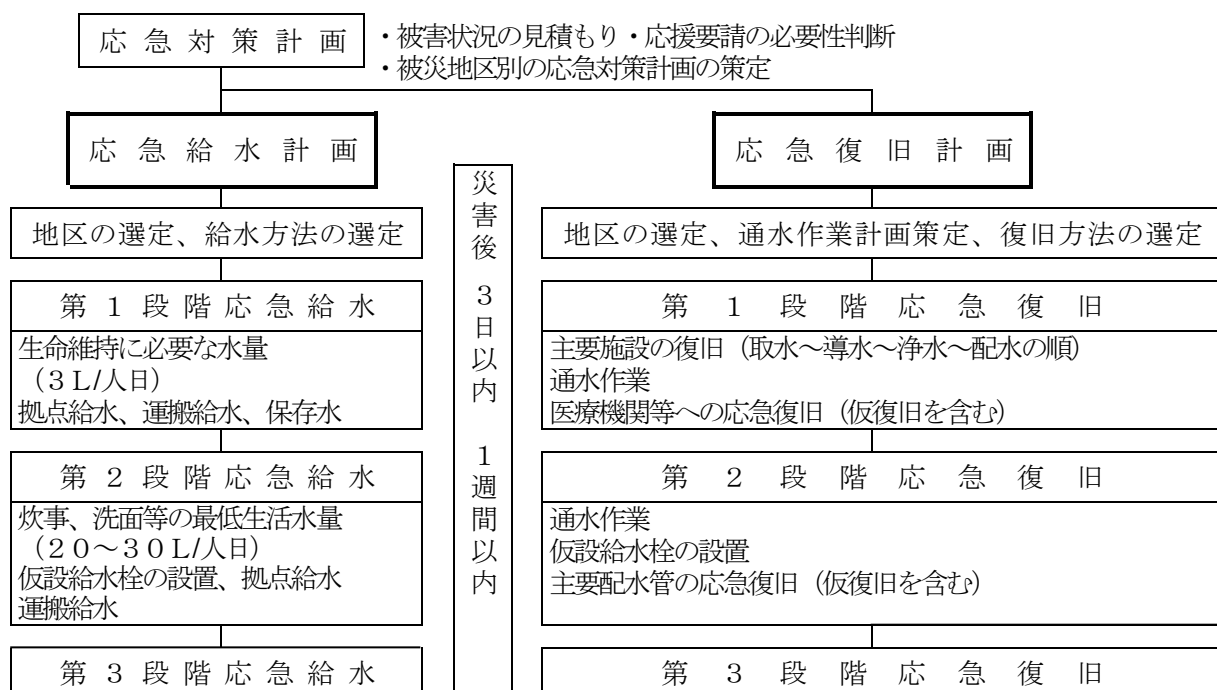
上下水道部長は、次の方法により迅速かつ的確に水道施設、配水管路、道路等の被害状況を把握する。

- ア テレメータ監視システム等により貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、配水施設等の主要施設の被害状況及び配水ポンプ等の運転状況を把握する。
- イ 職員等が主要施設、配水管路等を巡回点検し、被害状況を把握する。
- ウ 市民からの配水管、給水管等の破損、断水等の通報により被害状況を把握する。
- エ 災害対策本部から災害の規模、範囲及び道路等の被害状況の情報を入手する。

4 応急給水計画と応急復旧計画の相互関係及び目標水準

上下水道部長は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。

計画の策定に当たっては段階的に目標水準を定め、おおむね災害発生後3日以内は飲料水及び医療機関等への給水を中心に行い、その後は拠点給水、配管給水等により生活用水の給水量を確保し、2週間程度で全戸への配管給水を目途とする。



生活用水の確保 (30～40 L/人日程度) 仮設給水栓の増設 水道水以外の生活用水の給水	2 週 間 以 内	「給水・水道施設応急対策」	
		通水作業 仮設給水栓の増設 配水管、給水管の応急復旧（仮設復旧を含む）	
		第 4 段 階 応 急 復 旧	
		各戸1給水栓の設置（仮設復旧を含む）	
		恒 久 復 旧	
		漏水調査、漏水防止対策 水道施設、管路等の耐震化 水道施設の分散、バックアップ	

5 実施体制・広域応援体制

上下水道部長は、必要に応じ、関係機関に応援協力を要請し、応急体制を確立する。

(1) 市の体制

上下水道部長は、関係機関との連絡調整を図り、必要に応じ関係機関に応援を要請し、応急体制を組織する。

ア 給水チームを組織し、給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水する。

また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。

イ 復旧チームを組織し、被災した水道施設の復旧対策を行う。

ウ 市のみでは給水、復旧活動が困難な場合は、柏崎市管工事業協同組合、県、近隣市町村、（公社）日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会及び新潟県水道工事業協同組合連合会に応援を要請する。

エ 上下水道部長は、応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

オ 事前に他市町村と費用負担等を定めた応援協力に関する協定の締結、応援活動用マニュアルの作成、応援部隊用宿泊場所のあっせん等の受入体制の確立に努める。

カ 水道工事業者、水道資機材及び保存水等の取扱業者と事前に応援協力を依頼し、円滑な応急対策を実施できるよう努める。

(2) 水道工事業者等

水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等は、平時から応急復旧用資機材の在庫状況を管理し、備蓄に努めるとともに、緊急時には市の行う応急対策活動に協力する。

6 被害の拡大防止

上下水道部長は、二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害の拡大を防止する。

(1) 二次被害の防止措置

ア 火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。

イ 消毒用次亜塩素酸ナトリウムや水質分析用薬品等の漏出防止措置を講じる。

ウ 緊急遮断弁の作動状況を確認し、配水池で浄水を確保する。

エ 消防本部に災害による水道の断減水の状況及び配水池の緊急遮断弁の作動状況等を連絡

し、消火活動が適切に行われるよう配慮する。

(2) 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

7 応急対策計画

上下水道部長は、被災施設、被災住民数等を的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定するとともに、動員可能職員数及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

(1) 被害状況の見積もり

主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災住民数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。

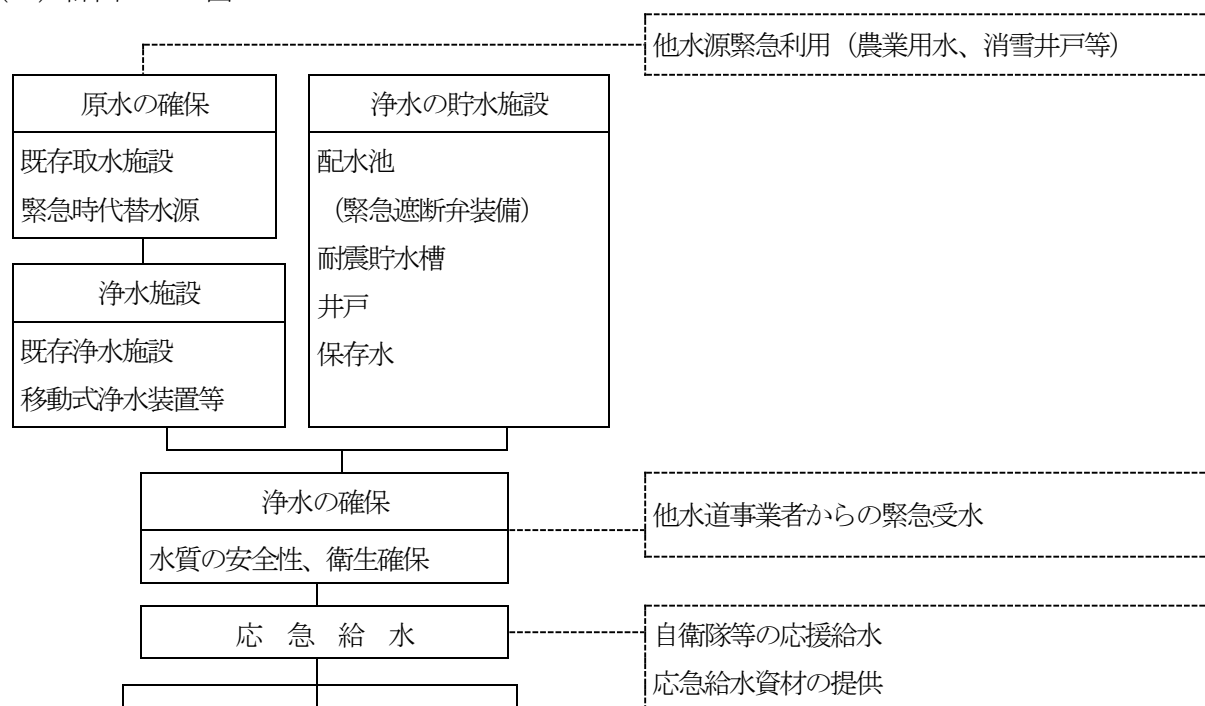
(2) 応援要請の必要性判断

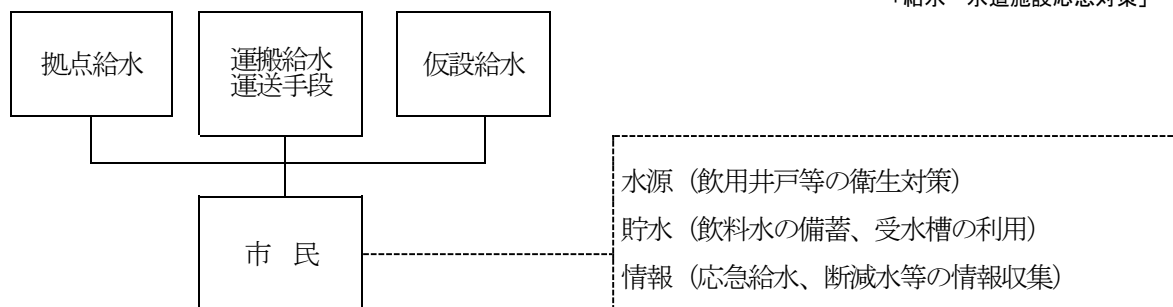
動員可能職員数及び災害対策用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

8 応急給水計画

上下水道部長は、優先順位を明確にし、衛生対策、地域性や積雪期及び要配慮者等に対し、十分に配慮し、被害状況に応じ、地区別に給水方法を選定し、生活用水にも十分に留意した上で、被災者に飲料水等を給水する。

(1) 計画フロー図





(2) 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

給水種類	内 容
拠点給水	・配水池、耐震貯水槽及び避難場所等に給水施設を設けて給水する。 ・緊急浄水装置を稼働し、給水基地を設営し給水する。
運搬給水	・給水車、給水タンク搭載車、散水車等により飲料水を被災地に運輸し給水する。
仮設給水	・応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。 ・応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるように配慮する。

(3) 優先順位

医療施設、避難場所、要配慮者利用施設等へ優先的に給水する。

(4) 飲料水及び応急給水用資機材の確保

ア 飲料水の確保

(ア) 緊急遮断弁を装備した配水池や耐震貯水槽等で災害発生直後における当面の飲料水を確保する。

(イ) 災害をまぬがれた水道施設及びろ水器等を稼働し、飲料水を確保する。

イ 応急給水用資材の確保

上下水道局が確保している応急給水用資材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道資材取扱業者の支援を受け、配給用容器、非常用水筒等の応急給水用資材を調達する。

(5) 飲用井戸及び受水槽等による給水

ア 災害による水質悪化、汚染が懸念されるため、基本的には飲料水としての使用は好ましくないが、やむを得ず、飲用する場合は煮沸消毒するか、消毒剤を添加した上で飲用に供する。

イ 水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は仮設給水栓に準じ給水する。

(6) 飲料水の衛生確保

ア 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

イ 残留塩素が確保されていない場合は簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底した上で応急給水する。

(7) 生活用水の確保

ア 市及び県が所有する井戸、更に市民が所有する井戸の設置状況をあらかじめ把握し、緊急時に生活用水の給水拠点として使用できるよう配慮する。

イ 水道水源以外の水、雨水等に消毒剤を添加し、水洗トイレの流し水、手洗水等への利用を図る。

(8) 積雪期への配慮

積雪期における給水は、給水車による運搬給水が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく必要がある。

(9) 要配慮者に対する配慮

高齢者等の要配慮者、中高層住宅の利用者への給水に当たっては、ボランティア活動や市民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮を要する。

(10) 整備書類

上下水道部長は、次の書類を整備する。

ア 救助実施記録日計票（災害救助法第8号様式）

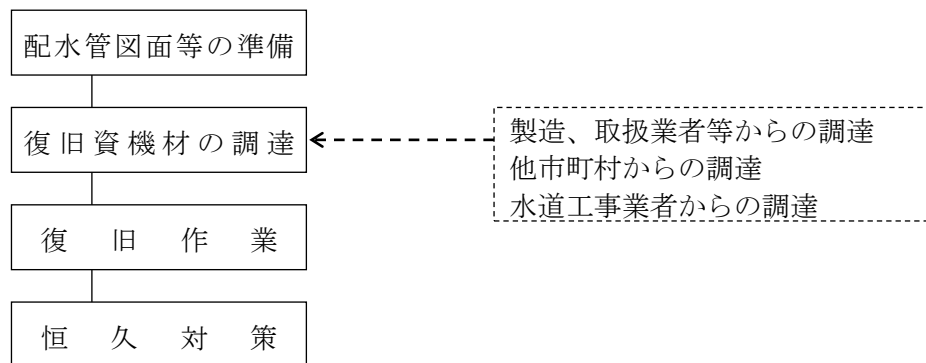
イ 飲料水供給費（災害救助法第12号様式）

ウ 支払関係証拠書類

9 応急復旧計画

上下水道部長は、優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

(1) 計画フロー図



(2) 応急復旧範囲の設定

応急復旧は、各戸1給水栓程度の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は、所有者に委ねられる。

(3) 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先とし、次いで送水管、配水本管、配水管、給水装置（各戸1栓程度）の順に作業を行う。

(4) 優先順位

ア 医療施設、避難場所、要配慮者利用施設等の復旧作業を優先的に行う。

イ 応急給水の拠点への復旧作業を優先的に行う。

(5) 応急復旧資機材の確保

市が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道工事業者等の支援を受け、削岩機、掘削機等の応急復旧資機材等を調達する。

(6) 積雪期への配慮

積雪期の応急復旧作業には施設や道路等の除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と除雪作業について連絡調整する必要がある。

(7) 配管給水の衛生確保

応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、 0.2 mg/L 以上（結合残留塩素の場合は 1.5 mg/L 以上）となるよう消毒を強化する。

(8) ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進

電気、下水道等の施設間で相互に被害状況を情報交換し、災害対策初動期における被害状況の見積りを総合的に行い、応急復旧対策計画を的確に策定する。

10 市民への広報・情報連絡体制

上下水道部長は、市民に対し断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、市民の不安の解消に努める。

(1) 第1段階の広報

ア 迅速に、局地的な断減水の状況、応急給水計画、飲料水の衛生対策等の情報を防災行政無線、チラシ、掲示板及び広報車等により広報する。

イ 報道機関、コミュニティ放送局等の協力を得て、多角的に広報するよう努める。

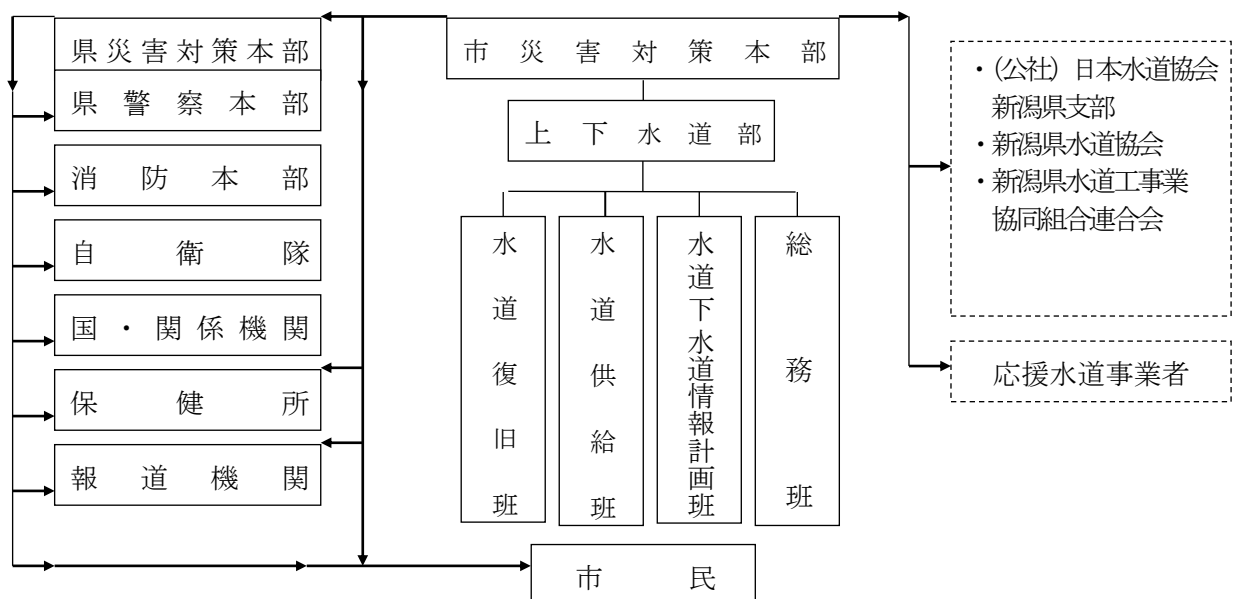
(2) 第2段階の広報

長期的、広域的な復旧計画等の情報を主に広報誌、報道機関、コミュニティ放送局、インターネット等を利用し、広報する。

(3) 情報連絡体制

市及び県は被害状況、応援要請、市民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互連絡体制を確立する。

＜市及び県の情報連絡体制の例＞



11 恒久対策計画

上下水道部長は、応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び被災後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1) 漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所他に、地下の漏水箇所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

(2) 恒久対策計画

原形復旧だけでなく、水道システム全体の耐震化、近代化の向上を図る。特に、軟弱地盤の改良、老朽管の更新、管路の伸縮・可撓化等の耐震性の向上を図るとともに、配水区域のブロック化、配水本管のループ化、連結管のバイパスルートの確保等によりバックアップシステムの構築を図る。

第34節 公共下水道・農業集落排水施設等応急対策

下水道・農業集落排水施設は、ライフライン施設として被災民の生活に大きな影響を与えることから、早期の復旧が求められるものである。

したがって、市長は速やかな応急対策実施のために災害時の組織体制の確立を図り、被災箇所の早期把握によりの確な応急復旧措置を講ずるものとし、処理場、ポンプ施設においては最小限の機能回復を行い、管路施設においては本復旧工事までの一時的な公共下水道・農業集落排水機能の確保を目的とする。

1 実施担当部及び班

市における担当部及び班は、次のとおりとする。

なお、災害時には市の体制だけでは困難な場合が多いことから、下水道・農業集落排水技術職員等の派遣、機械器具・資材の提供及び施設復旧について、県、応援協定市町村、近隣の市町村、建設業協会、県環境整備業協同組合及び下水道・農業集落排水施設の専門メーカーのほか、公共下水道については下水道事業団、排水設備組合等の民間団体に、農業集落排水については地域資源循環技術センター、メーカー等の民間団体に広域的な支援を要請する。

部	班	担 当 内 容
上下水道部	総務班	・部の庶務に関すること。 ・部の災害対策職員の把握及び配置異動に関すること。 ・部に係る広報に関すること。 ・報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること。 ・電話対応に関すること。 ・窓口受付に関すること。 ・関係機関への必要な事務手続に関すること。 ・災害復旧に伴う被害額及び復旧費の算定並びに費用の記録に関すること。 ・災害復旧に伴う工事等の請負契約に関すること。 ・災害復旧に伴う物件の購入契約に関すること。 ・部の職員に対する応急物資の配給に関すること。 ・部の車両の運行管理に関すること。 ・応援物資等の受入れ及び記録に関すること。 ・応援活動の記録に関すること。

	水道下水道情報計画班	・水道施設及び下水道施設の復旧方針の策定に関すること。 ・被害状況及び復旧作業進捗状況の集約に関すること。 ・復旧計画の立案に関すること。 ・情報の審査に関すること。 ・故障修繕伝票の処理に関すること。 ・部内各班との災害対策状況の連絡に関すること。 ・部に係る被害状況及び復旧状況の集約及び報告に関すること。 ・国、県、日本水道協会等関係機関に対する被害状況及び復旧状況の報告に関すること。 ・災害対策情報の集約及び記録の作成に関すること。 ・協定締結先等への協力依頼に関すること。 ・無線等の通信連絡に関すること。
	下水道復旧班	・排水及び下水道施設に係る苦情処理に関すること。 ・汚水及び雨水の受入れ並びに処理計画の総合統制に関すること。 ・下水道施設の復旧工事の実施に関すること。 ・下水道施設の被害状況の把握及び記録並びに下水道施設の管守に関すること。 ・資材、備品等の調達及び管理に関すること。 ・工事施工及び災害査定に係る関係機関等への連絡調整に関すること。 ・応急排水に関すること。 ・仮設排水に関すること。 ・関係業者の統括に関すること。 ・二次災害の防止に関すること。 ・その他下水道施設の復旧に関すること。

2 緊急措置

(1) 非常事態対策本部の設置

上下水道部長は、災害により下水道施設に甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合若しくは市災害対策本部が設置されたときは、下水道施設等の応急措置を円滑、適切に行うとともに早期復旧を図るため、上下水道局内に非常事態対策本部を設置する。

(2) 職員の動員

上下水道部長は、上下水道非常事態対策計画の職員動員表に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため、必要に応じ他部局の職員をも動員し、必要な職員数の確保に努める。

(3) 被害調査の方法

上下水道部長は、被害調査について、災害後の各段階に適合し、現地の被災状況を確実に把握できる方法により実施する。

ア 復旧の第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場、ポンプ場については、被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、必要に応じて被害の拡大、二次災害の防止のための点検（おもに地表

からの点検)を実施し、点検を踏まえ公共下水道・農業集落排水本来の機能より道路等他施設に与える影響の調査、重要な区間の被害概要の把握を行う。

イ 復旧の第2段階(応急調査)

処理場・ポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査、管渠については、被害の拡大、二次災害の防止のための調査(管内、マンホール内までに対象を広げる)、下水道・農業集落排水の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

ウ 復旧の第3段階(本復旧のための調査)

管渠については、マンホール内目視、テレビカメラ調査、揚水試験を行う。

3 応急対策のための判定

上下水道部長は、調査結果を下に、特に下記の事項に注意して応急対策が必要かどうかの判定を行い、必要があると認められた場合は、適切な対処を行う。

- (1) 管渠、処理場、ポンプ場施設の構造的な被害の程度
- (2) 管渠、処理場、ポンプ場施設の機能的な被害の程度
- (3) 管渠、処理場、ポンプ場施設の被害が他施設に与える影響の程度

4 ポンプ施設、処理場の応急対策

処理場、ポンプ場の応急復旧は、処理場施設の最小限の機能を回復させるために行うものであり、重要度(復旧順位)の高い機械配管等を優先して行う。応急復旧工事は本復旧工事までの一時的な処理場機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮する。

このため応急復旧は、可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧、固形塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場、ポンプ場の最低限の機能保持を目的として行うものである。

5 管渠施設の応急対策

管渠の応急復旧工事は、本復旧工事までの一時的な公共下水道・農業集落排水機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに公共下水道・農業集落排水本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要がある。

このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂しゅんせつ、臨時の管路施設の設置等、下水道・農業集落排水排除機能の最低限の機能確保を目的に行う。

6 本復旧のための判定

上下水道部長は、応急対策を行うに当たり、下記の事項に注意して本復旧の必要性を調査し、必要と判断した場合は、公共下水道・農業集落排水施設復旧計画により適切な対処を行う。

- (1) 管渠、処理場、ポンプ場施設の被害の程度
- (2) 管渠、処理場、ポンプ場施設の余命
- (3) 管渠、処理場、ポンプ場施設の今後の利用計画等長期的な計画方針

- (4) 他施設に与える影響の程度
- (5) 被災地の特殊性

7 公共下水道・農業集落排水施設の復旧計画

被害が発生したとき上下水道部長は、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、枺・取付管の復旧を行う。

8 利用者への協力要請

公共下水道・農業集落排水施設の被害が、広範囲にわたり速やかな復旧が不可能な場合、上下水道部長は、利用者に対しての広報活動等により水洗トイレ、風呂等の使用を極力控え節水するよう協力要請するとともに、異常を発見した場合には、上下水道局へ通報するよう呼びかけを行う。

9 要配慮者に対する配慮

- (1) 市は、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。
- (2) 市及び県は、被災箇所にはバリアード等を設置し、要配慮者が進入し被災を受けないようする。

10 積雪期の対応

積雪凍結時には、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、通常時以上に除雪関係機関等と密接な連絡を保つものとし、処理場・ポンプ場等の重要施設においては、特に個別の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施する。

11 夏期等の対応

汚水の流出等により感染症の発生等のおそれがあるため、消毒剤の散布等の応急対策を実施する。

12 機能停止時における措置

下水道施設の使用ができない場合、上下水道部長は、市民生活部環境衛生班長の協力を得て、各地域の要所への簡易トイレ、仮設トイレ等の設置に協力するものとする。

13 整備書類

上下水道部長は、次の書類を整備する。

- (1) 公共下水道・集落排水施設関係調査表（災害様式6）

第35節 危険物施設等応急対策

危険物等の取扱施設が風水害等により被災した場合の事業者による二次災害防止のための応急対策について示す。

1 各主体の役割

(1) 事業者等の役割

災害による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

(2) 消防機関等の役割

災害による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等と協力して被害の拡大防止を図る。

(3) 県の役割

災害による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市町村に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

(4) 市の役割

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を行う。

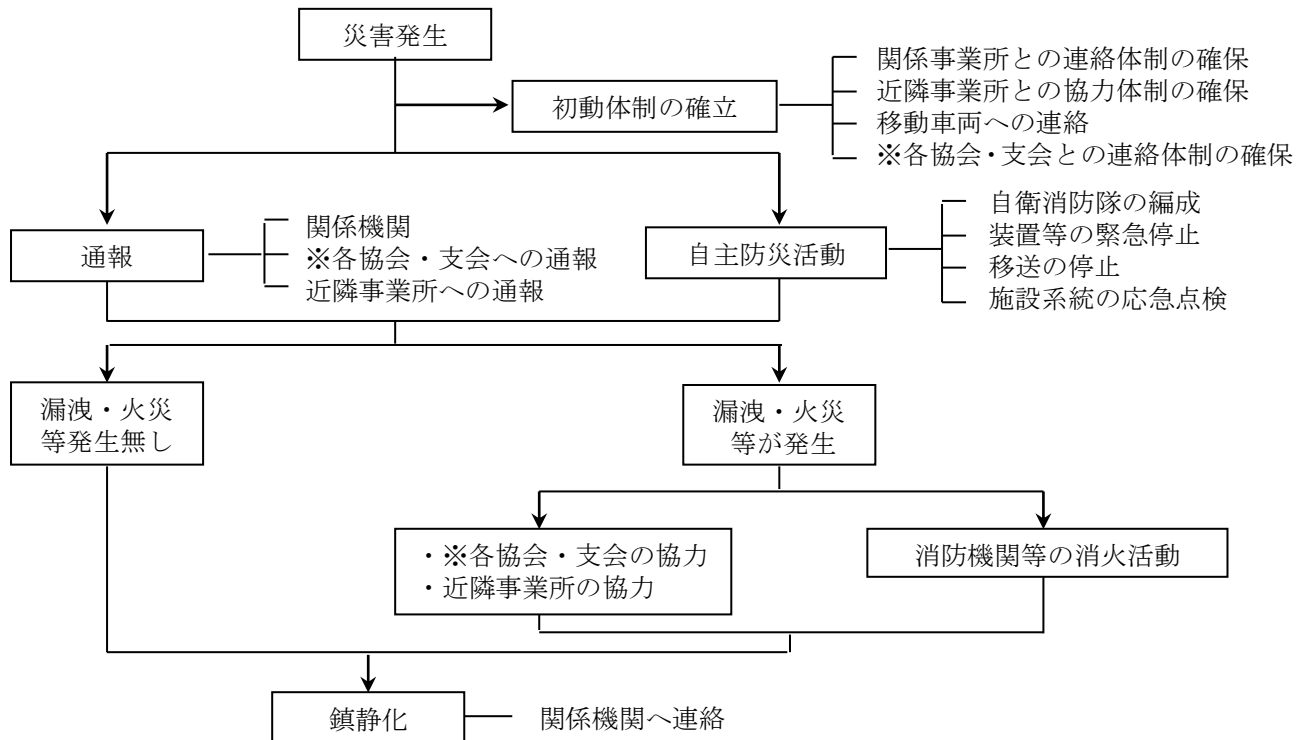
2 実施担当部及び班

市における担当部及び班は、次のとおりとする。

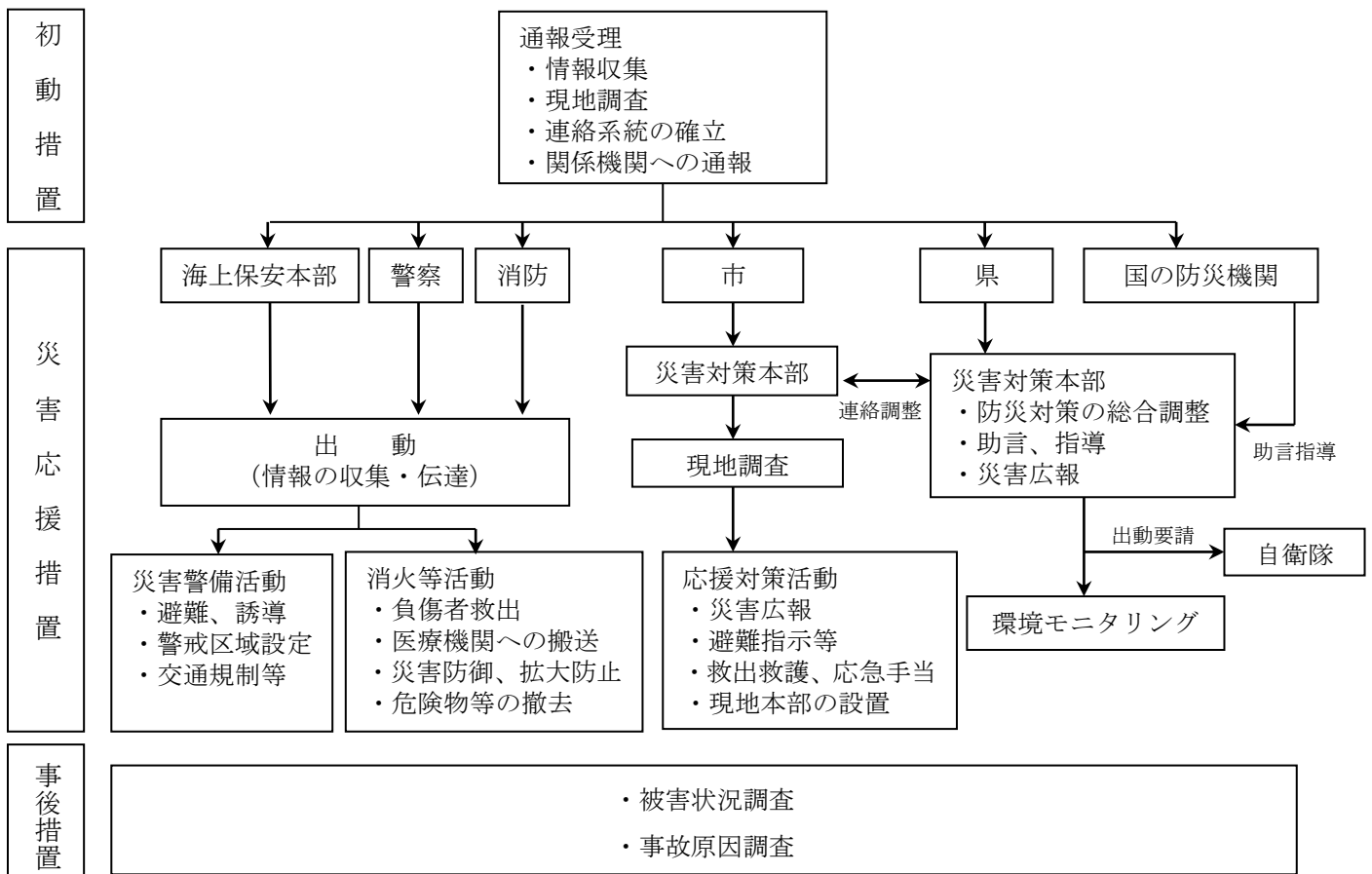
部	班	担 当 内 容
危機管理部	総合調整班	・ 県に対する各種報告に関すること。 ・ 災害情報の収集に関すること。 ・ 各部との連絡調整に関すること。 ・ 防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保及び操作並びに広報に関すること。
総合企画部	広報・報道班	・ 災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報、避難の指示等）の広報に関すること。 ・ 災害情報をホームページに掲載すること。

3 危険物等施設等災害通報伝達フロー図

(1) 事業所における応急対策フロー（※は高圧ガスのみ）



(2) 国・県・市における応急対策フロー



4 危険物等施設の応急対策

危険物等の施設の責任者及び管理者は、災害発生時に、危険物等の火災、流出等の二次災害の発生防止のため、各施設の実情に応じて、次に掲げる措置を講ずるとともに、国、県、市及び消防機関と連携して、被害の拡大防止を図るものとする。

なお、火災、流出等が発生した場合において、危険物等施設の責任者及び関係機関の講じる応急措置については、県の「危険物等事故災害対策編」に準ずるものとする。

(1) 危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等施設の責任者及び管理者は、災害発生時は、危険物等の取扱作業停止及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに施設の応急点検を実施するものとする。

(2) 事業所内初動体制の確立

危険物等取扱事業所は、災害等が発生した場合は、危険物統括責任者等の指揮の下に、あらかじめ定められた予防規定等に従い、速やかに防災要員の招集・配置等事業所内対応体制を確立するものとする。

(3) 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合は、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に被災状況及び措置状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立するものとする。

(4) 災害発生時の自主防災活動

ア 自衛消防隊の出動等

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自衛消防隊の出動、消防設備の起動準備等、二次災害に対する警戒体制をとるものとする。

イ 施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、災害等により危険物等施設の損傷等異状が発見されたときは、施設応急補修、危険物等の除去を直ちに実施し、二次災害への拡大防止措置を行うものとする。

5 市民に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所及び隣接事業所の従業員、地域住民の生命、身体の安全確保と民心の安定を図るため、次により必要な広報活動を実施する。

なお、この応急対策は、第1編第3章第8節「避難及び避難所対策」と密接な関係を持つ。

(1) 事業者の広報

災害の態様規模によって、広報活動は一刻を争うこともあり、危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速的確に広報するとともに、市の防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(2) 市の広報

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必

要性などの広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

(3) 県の広報

県は、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、広報車及びチラシ、掲示板等により広報するとともに、ラジオ・テレビ放送及び新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。

また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備及びコミュニティFM局等地域型の放送手段施設に積極的に情報を提供して、広報活動の協力を得るものとする。

6 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者の避難等を実施する。

7 整備書類

危機管理部総合調整班長は、次の書類を整備する。

(1) 災害情報連絡・処理票（柏崎市災害応急対策実施要綱第4号様式）

第3節 鉄道施設応急対策

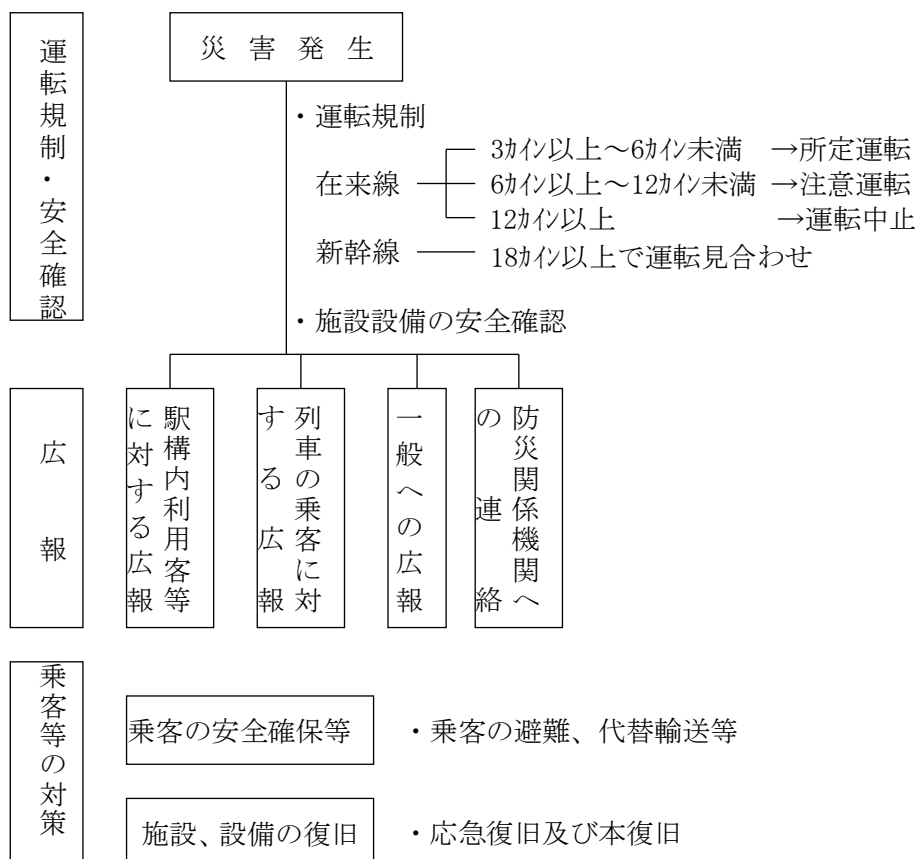
JR東日本は、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。

1 実施担当部及び班

市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
危機管理部	総合調整班	・災害情報の収集に関すること。 ・各部との連絡調整に関すること。 ・防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保及び操作並びに広報に関すること。 ・防災情報通信システムによる広報に関すること。
総合企画部	情報・交通班	・鉄道、バス等の運行状況に関すること。
	広報・報道班	・災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報、避難の指示等）の広報に関すること。 ・災害情報をホームページに掲載すること。

2 鉄道施設応急対策フロー



3 災害対策体制等の確立

J R東日本（柏崎駅）は、災害時に対応する体制、災害対策マニュアル等を作成するとともに、次のような対策をとる。

（１）体制の確立

災害対策本部の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

（２）情報の伝達

防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うために、次の通信設備を整備する。

- ア 緊急連絡用電話
- イ 指令専用電話
- ウ F A X
- エ 列車無線
- オ 携帯無線機等

（３）防災上必要な教育、訓練

関係者に対し、次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ア 災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 旅客対策等

（４）旅客等に対する広報

- ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- （ア）災害の規模
- （イ）被害範囲
- （ウ）被害の状況
- （エ）不通線区
- （オ）開通の見込み等
- イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握した上で、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- （ア）停車地点と理由
- （イ）災害の規模
- （ウ）被害の状況
- （エ）運転再開の見込み
- （オ）避難の有無・方法等

（５）救護、救出及び避難

- ア 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客を安全な場所に移動させる等適切な処置を行う。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は、県、市、警察、消防等に協力を依頼する。

(6) 代替輸送計画

災害による運転不能線区の輸送については、新潟支社と協議の上、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を行い、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(7) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を立て実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

エ 道路や河川等の災害復旧工事との連携

被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄軌道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

なお、各鉄道事業者は、必要に応じ広域的な応援態勢が的確に機能するよう、北陸信越運輸局に調整を求める。

(8) 市民に対する広報

運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、市や地域メディア（防災行政無線、FMピッカラ等）に、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

(9) 市への報告

被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等は、新潟支社と打ち合わせした後、速やかに市へ報告する。

第37節 公共土木施設等災害応急対策

風水害等発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災等の二次災害への対処、水・食料等の緊急物資等の各種応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには最も重要であり、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、施設の被害状況の把握、道路啓開及び応急復旧工事を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

また、河川、海岸保全、地すべり防止等の施設は、日常生活での生命の安全と財産の保全を目的とするとともに、災害発生時の応急対策活動では防災上の根幹施設として重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、災害による施設損壊箇所の機能確保のために応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図り迅速な対応を図る。

1 実施担当部及び班

市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
都市整備部	総務班	・ 高速道路の交通情報の収集に関すること。
	建設班	・ 道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所の被害調査、点検、パトロール、応急対策及び応急復旧に関すること。 ・ 交通規制及び立入制限区域の安全管理に関すること。 ・ 道路交通情報の収集及び報告に関すること。 ・ 緊急輸送道路の確保及び確保要請に関すること。 ・ 路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関すること。 ・ 関係機関等との連絡調整に関すること。
産業振興部	農林水産班	・ 農林水産業関係の被害調査に関すること。 ・ 農林水産施設等の応急対策及び応急復旧に関すること。 ・ 関係機関等との連絡調整に関すること。
上下水道部	水道下水道情報計画班	・ 被害状況及び復旧作業進捗状況の集約に関すること。 ・ 復旧計画の立案に関すること。
	水道復旧班	・ 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水計画の総合統制に関すること。 ・ 水道施設の被害状況の把握及び記録並びに水道施設の管守に関すること。
	下水道復旧班	・ 汚水及び雨水の受入れ並びに処理計画の総合統制に関すること。 ・ 下水道施設の被害状況の把握及び記録並びに下水道施設の管守に関すること。

2 道路及び橋りょう施設等応急対策計画

(1) 被災状況の把握及び施設点検

災害が発生した場合は、主要な橋りょう・トンネル等の構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。

また、地すべり監視員等の活用により被害状況の把握の迅速化を図るとともに、協定業者及び道路巡視員等からの道路情報を収集する。

(2) 緊急措置及び緊急通行機能の確保

緊急点検結果に基づき、交通規制等の緊急措置を実施するとともに、緊急通行車両等の通行のために道路啓開を実施し、2車線(被害の状況によりやむを得ない場合は1車線)を確保する。

ア 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において関係機関と連携を図り、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、道路機能の確保に努めるとともに、道路情報の広報に努める。

イ 道路啓開

(ア) 関係機関との調整を図り、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。

(イ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(ウ) 道路啓開は、可能な限り迅速に行い、通行を確保する。被害の状況により、危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行う。

(エ) 路上の障害物の除去について、市、警察、消防機関及び自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じ協力して必要な措置をとる。

(オ) 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等に当たっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携し、協力・支援等を行う。

ウ 応急復旧

(ア) 応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。

(イ) 道路管理者は柏崎建設業協同組合に協力を求め、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

エ 防災機関等への連絡

市は、災害による道路の被害状況、措置状況の情報を、各防災関係機関へ速やかに連絡する。

オ 交通規制

災害発生と同時に警察と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロール車等により、通行者に対し道路情報等を提供する。

カ 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は市及び道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等市民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

3 農道応急対策計画

産業振興部農林水産班は、集落との連絡農道の交通を確保するため、被害状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業及び障害物の除去等について、迅速な措置をとる。

また、通行が危険な道路については、県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。

4 河川、海岸保全及び地すべり防止施設等応急対策計画

応急対策は、災害直後の対策として各所管施設の必要とする機能の確保を目的とし、二次災害の防止等の観点からの応急対策を実施する。

(1) 被害状況の把握及び施設点検

災害が発生した場合、各班は、災害による被害の実態を把握して応急活動の円滑を期するため、関係機関や市民からの情報収集及び主要施設の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

(2) 応急対策

点検において異常や被災が確認された施設については、二次災害の防止等の観点からその危険の程度を調査して、関係機関等及び柏崎建設業協同組合等と密接な連絡の下に人的な被害を拡大させないよう、各班は次に記す施設別に適切な措置を講ずる。

ア 河川管理施設

(ア) 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、災害後の出水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、災害直後の点検や調査で異常が確認された場所については、資材や施工規模を考えて応急措置を施す。

(イ) 低標高地域の浸水対策の実施

低標高地域では、浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と、可搬式ポンプや稼動可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

(ウ) 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

民生安定の観点から、浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、

立入禁止等の必要な措置を実施する。

(エ) 危険物、油流出等事故対策の実施

災害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するため下流住民への情報提供や、汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

イ ダム施設

(ア) ダム施設に異常が認められた場合の関係機関及び一般市民への連絡、通報

災害後の点検等によりダム施設に漏水や変形等、ダムの挙動で異常が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合には、各ダムの操作規則に基づいて関係機関並びに一般市民への連絡、通報を行う。

(イ) 貯水位制限等の対策の実施

災害後の点検等により（ア）に記した異常が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

(ウ) 止水処理等の応急的措置の実施

災害後の点検等により（ア）に記した異常が認められた場合は、その程度に応じた対策を実施するとともに臨機に止水処理等の応急的措置を講ずる。

ウ 農業用施設

(ア) 農業用施設の主要構造物についての詳細被害調査

災害後、土地改良区及び災害協定を締結している新潟県農業土木技術協会等と連携して、農業用施設等の危険箇所等の緊急点検を行い、異常が認められた場合は、農業用施設等の急激な崩壊を防止するために施設の重要構造物についての詳細な被害調査を実施する。

(イ) 農業用ため池施設下流の人家集落及び関係機関への連絡、通報

被害状況を的確に把握するとともに施設に甚大な被害が発見されて危険な状態が予想される場合は、農業用ため池施設の下流に位置する人家、集落及び道路等施設管理者に連絡、通報し、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、二次災害の防止に努める。また、被災し危険な状態にある箇所については、パトロールによる巡回・監視し危険防止の措置を行うこととする。

(ウ) 農業用ため池施設の管理者に対する必要に応じた指導、助言

災害によりため池施設に被害が発生した場合は、市は農業用ため池の管理者である土地改良区等の施設管理者に適切な指導及び助言を行って、降雨による異常出水等に対する対策を行う。

エ 海岸保全施設

(ア) 被害の拡大防止及び二次災害発生防止のための対策

海岸保全施設では、気象等による波浪で被害が拡大しやすい。そのため、災害により被害を生じた箇所では、災害直後の陸地での被害の拡大防止措置や二次災害発生防止のための応急的措置のほか、海上が安定した段階で応急資材を用いた対策を行う。

(イ) 事故等人的被害の発生防止のための対策の実施

海岸保全施設では、災害で施設そのものの損傷や海岸線での予想外の被害が生じやす

い。そのため、点検等で確認した被災箇所については、人的被害の発生を防止することを目的に、人の進入を禁止するための対策を講ずる。

(ウ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害で被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員等を配置して巡回を行い、監視による危険防止の措置を講ずる。

オ 地すべり防止施設

(ア) 危険区域に位置する人家集落及び関係機関への連絡、通報

異常降雨等により地すべり防止施設に被害が生じ、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

(イ) 避難の勧告、指示

地すべりが進行し、下方の人家集落に危険が及ぶと推察される場合は、避難の勧告又は指示を行う。

(ウ) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し、地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

(エ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により地すべりが発生した場合やその兆候が見られるときは、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

カ 急傾斜地崩壊防止施設

(ア) 危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

災害により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりそのおそれが生じた場合には、危険な箇所に存在する人家集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

(イ) 避難の勧告、指示

災害により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大するおそれがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて避難の勧告又は指示を行う。

(ウ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

キ 砂防施設

(ア) 砂防施設下流の人家集落並びに関係機関への連絡、通報

災害により砂防施設が被害を受けた場合は、災害後の降雨による出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、その被災程度を砂防施設下流の人家集落並びに県等関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

(イ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

災害により砂防施設が被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに地元住民を通じて河川の濁りの変化や水量の変化等に注意を払って、

二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

(3) 応急工事

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

5 交通安全施設応急対策計画

県警察本部（柏崎警察署）は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 信号機等の緊急措置

災害により信号機等交通安全施設の損壊、故障が発生した場合、柏崎地域内並びに関連道路の交通の安全と緊急通行車両等の通行の円滑化を図る。

(2) 交差点における交通の整理

柏崎地域内及び関連道路の主要交差点には、交通整理員を配置するほか、非常用電源付加装置を設置し、交通の安全と円滑化を図る。

(3) 交通情報提供装置による情報提供

一般運転者に対し、交通管制センターの交通情報板、集中可変標識、路側通信装置による情報提供を行い、柏崎地域内への一般車両の流入を防止する。

(4) 交通規制

大規模な災害が発生した場合、交通の混乱防止、住民避難路の確保及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通規制を実施する。

6 応急対策用資機材の確保

(1) 応急対策用資機材は、手持ちの資機材が不足の場合は、地元の業者を通じて確保する。

(2) 災害の規模及び状況により資機材を確保することが不可能又は困難なときは、他の実施責任者から調達、あつせんの手段を講じて確保する。

(3) 業者の請負に付して工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負業者に確保させるものとする。

7 市民に対する広報

広報活動の内容は、おおむね次の事項について行う。

(1) 所管施設の被害及び機能状況に関する事項

(2) 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるために必要な事項

(3) 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項

(4) 浸水及び河川水質の異常状態等に関する事項

(5) その他本部の活動に関して広報を行う必要がある事項

上記内容の広報活動は、防災行政無線、広報車及びチラシ掲示板等により広報するとともに、ラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等の広報機関の協力を得て周知を図る。また、FMピッカラには、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

8 積雪期の対応

(1) 被災状況の把握及び施設点検

積雪期では雪が障害となり、施設の被害状況が通常の場合と比較して、雪の下や凍結等により、十分な点検が行えないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮して、効率的に点検を行い、速やかに被災状況を報告する。

また、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握が困難な場合も予想されることから、ヘリコプターの活用による調査方法等も検討する。

(2) 緊急措置及び応急復旧

積雪時においては、雪崩の発生及びそれに伴う河川の堰止めとその後の決壊による下流への被害など特有の被害が想定されるため、被災状況、気象情報等を十分に勘案し、的確かつ迅速な緊急措置及び応急復旧活動を実施する。

9 整備書類

都市整備部建設班長、産業振興部農林水産班長、上下水道部水道復旧班長及び下水道復旧班長は、次の書類を整備する。

(1) 河川・斜面被害・道路・農地関係情報処理連絡票（柏崎市災害応急対策実施要綱第3号様式）

(2) 支払関係証拠書類

第38節 農林水産業等応急対策

災害時には、農業生産基盤の被災、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、林道・治山施設の被災、水産施設の被災等が予想される。

市、県、農林水産業関係団体等は、緊密な連携の下に被害状況の把握及びその応急対策に努める。

1 実施担当部及び班

市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
産業振興部	農林水産班	・農林水産業関係の被害調査に関すること。 ・農林水産施設等の応急対策及び応急復旧に関すること。 ・漁港区域内の津波対策に関すること。

2 農業生産基盤施設（頭首工、排水機場、用水路、農地等）の応急対策

（1）被害状況の把握

産業振興部農林水産班長は、柏崎土地改良区及び農家組合等と相互に連携し、農地及び頭首工、排水機場、用排水路、ため池等の農業用施設の被害状況を把握し、柏崎地域振興局農業振興部を通じ県農地部に報告する。

（2）応急対策

ア 土地改良区及び農家組合等は、農業生産基盤施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

（ア）施設被害拡大防止のための応急措置

（イ）異常降雨等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合、排水ポンプによる当該地域の総合的な排水対策

（ウ）農地等の地すべり又は亀裂が発生した場合は、シートで覆う等その拡大防止のための措置

（エ）農地等の地すべり、ため池堤の損壊等により、人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察、消防機関等の協力を得て、迅速・的確な住民避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む。）

（オ）被災し危険な状態にある箇所についてはパトロール要員等配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

イ 産業振興部農林水産班長は、農地及び農業用施設の被害の状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

3 農作物及び農業用施設

（1）被害状況の把握

産業振興部農林水産班長は、農業協同組合及び農業共済組合等と相互に連携し、農業用施設の被害状況（農作物の被害を含む。）を把握するとともに、被害情報を柏崎地域振興局農業振興部を通じ県農林水産部に報告する。

（２）二次災害防止のための緊急対策

産業振興部農林水産班長は、農業用施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び農家に対し、次の指導又は指示を行う。

ア 農舎、カントリーエレベーター、水稻育苗用施設及び園芸ハウス等の倒壊による人身被害の防止措置

イ 農業用燃料の漏出防止措置

（３）応急対策

産業振興部農林水産班長は、農業協同組合及び農業共済組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じるよう関係者を指導する。

ア 農作物の病虫害発生予防のための措置

イ 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給

ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

オ 被災し危険な状態にある箇所についてはパトロール要員等配置し、巡回・監視による危険防止の措置

４ 家畜及び家畜飼養施設

（１）被害状況の把握

産業振興部農林水産班長は、酪農にいがた及び農業共済組合等と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに、被害情報を柏崎地域振興局農業振興部を通じ県農林水産部関係各課に報告する。

（２）二次災害防止のための緊急対策

産業振興部農林水産班長は、家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、酪農にいがた及び農家に対し、次の指導又は指示を行う。

ア 畜舎の倒壊による人身被害の防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置

イ 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による市民への危害防止措置

（３）応急対策及び関係機関への要請

産業振興部農林水産班長は、酪農にいがた及び農業共済組合等との連携・協力の下に家畜被害に対する次の応急対策を講じるよう関係機関に要請等を行う。

ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分

（ア）家畜死体の受入体制の確保

自有処分地の確保又は新潟県化製興業㈱

（イ）家畜死体の埋却許可

柏崎地域振興局健康福祉部 → 県福祉保健部

（ウ）家畜廃用認定

- 県農業共済組合中越支所 → 県農業共済組合連合会
- (エ) 家畜緊急輸送車両
県家畜商協同組合
- (オ) 障害による廃用家畜緊急と殺に対する検査
食肉衛生検査センター
- イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
- (ア) 家畜飼養農家に対する指導
中越家畜保健衛生所
- (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒
県農業共済組合中越支所
- (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保
中越家畜衛生協会
- ウ 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給
中越家畜衛生協会
- エ 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給
酪農にいがた農業協同組合、全国農業協同組合連合会新潟県本部、新潟県酪農業協同組合連合会、県飼料卸商組合

5 林道・治山施設

(1) 被害状況の把握

産業振興部農林水産班長は、町内会長及び柏崎地域森林組合等と相互に連携し、林道・治山施設の被害状況を把握するとともに、長岡地域振興局農林振興部を通じ被害情報を県農林水産部に報告する。

(2) 応急対策

ア 産業振興部農林水産班長は、林道・治山施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講ずる。

(ア) 山腹崩壊、地すべり、治山施設等の被害により、人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察、消防機関等の協力を得て、迅速・的確な住民避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む。）

(イ) 地すべり又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止

(ウ) 倒木被害（人家、道路）が発生した場合は、市民の協力を得て速やかな除去

(エ) 林道の通行に危険があると認めたときは、通行止め等の措置

イ 産業振興部農林水産班長は、県農林水産部から災害査定前着工の指示があった施設の速やかな復旧工事を実施する。

6 水産施設

(1) 被害状況の把握

産業振興部農林水産班長は、漁業協同組合等と相互に連携し、漁港施設及び水産施設等の被害状況を把握するとともに、被害情報を県農林水産部に報告する。

(2) 緊急対策

ア 産業振興部農林水産班長は、水産施設被害の状況から二次災害発生防止のため必要があると認めた場合は、船舶燃料等の漏出防止措置と流出油への引火防止措置を漁業協同組合に指示する。

イ 大規模な燃料流出等の場合にあつては、第九管区海上保安本部、警察署、消防署、県農林水産部に応急対策を要請する。

(3) 応急対策

ア 市及び漁業協同組合等は、水産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じる。

(ア) 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕

(イ) 県指導漁業無線局による就航船舶、出漁漁船に対する漁港施設被害情報の提供

(ウ) 冷凍・冷蔵施設が被災した場合、他漁港への移送又は緊急出荷等に関し、その受入先の確保及び調整等

イ 産業振興部農林水産班長は、県農林水産部から災害査定前着工の指示があつた施設の速やかな復旧工事を実施する。

7 整備書類

産業振興部農林水産班長は、次の書類を整備する。

(1) 河川・斜面被害・道路・農地関係情報処理連絡票（柏崎市災害応急対策実施要綱第3号様式）

(2) 支払関係証拠書類

第39節 商工業応急対策

風水害などに遭遇した場合において、商工業の事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧を図る。また、緊急時における企業活動への支援を行う。

1 実施責任者及び担当部・班

市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
産業振興部	商業観光班	・商業・観光関係の被害調査並びに応急対策に関すること。
	物資供給班	・工業関係の被害調査並びに応急対策に関すること。

2 被災状況の把握

商工会議所・商工会・各種組合団体等に協力を要請し、管内の商工業の被災状況を調査し迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、被災状況を県に報告する。

3 関係機関への協力・支援要請

被災の状況に応じ、金融機関、機械メーカー、輸送業者、商工団体等、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。

4 中小企業への周知

行政の支援策について、被災中小企業等に周知する。

5 相談窓口の設置協力

県が設置する、被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口の設置に協力する。

6 企業・事業所の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、リスクマネジメントの実施に努め、BCP（事業継続計画）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講ずる体制作りに努める。

7 商工団体の責務

- （1）会員・組合員等の被災状況を把握する。
- （2）商工会議所・商工会は被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口の設置に協力する。
- （3）行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等に周知する。

第40節 住宅応急対策

災害時における応急仮設住宅の設置及び応急修理について、次のとおり定める。

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する場合は、物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

1 実施責任者及び担当部、班

- （1）知事は、災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保することができない者に対し、災害救助法の適用により、一時的に供与することを目的とした応急仮設住宅の設置を行う。
- （2）市長は、災害により住家に被害（半壊又は半焼）を受けた者で、自らの資力で応急修理のできない者に対して、災害救助法の適用により、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分について、最小限度必要な補修の措置を行う。
- （3）市長は、災害救助法が適用されない程度の災害の場合においても必要があると認めるときは、応急仮設住宅の供与について、災害救助法の適用基準に準じて行う。
- （4）市における担当部、班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
都市整備部	住宅班	・避難所の応急危険度調査に関すること。 ・家屋等の応急危険度調査に関すること。 ・公共施設の応急復旧に関すること。 ・応急仮設住宅等の建設及び入居者の選定に関すること。 ・住宅等の応急対策に関すること。

2 被災建築物・宅地の調査

- （1）被災建築物応急危険度判定士による調査
 - ア 都市整備部住宅班は、災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定の実施を決定する。
 - イ 決定後、判定実施計画を作成し、地元の被災建築物応急危険度判定士を参集する。
 - ウ 応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、市民の安全を確保するとともに、市民への周知、注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。
 - エ 相当数の建築物に被害が生じた場合は、県に支援を要請する。
- （2）被災宅地危険度判定士による調査
 - ア 都市整備部住宅班は、災害状況等の情報収集を行い、宅地の被害に関する情報に基づき、

危険度判定の実施を決定する。

イ 決定後、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、地元の被災宅地危険度判定士を参集する。宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握して危険度判定を実施することにより、二次災害を防止し、市民への周知及び注意喚起に努める。

ウ 宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、県に支援を要請する。

3 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

都市整備部住宅班長は、危機管理部総合調整班長から被害状況報告及び被災者台帳の提供を受け、関連する各部との協力により被災者の資力その他の生活条件を十分調査するとともに被災者の希望を把握し、次に掲げる被災者のうちから選定する。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した世帯であること。

イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げもできない世帯であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保することができない世帯について、民生委員・児童委員その他福祉関係者の意見を聞き、応急仮設住宅に入居させる必要度の高いと認められる世帯であること。

(2) 建設場所の選定

市は、建設場所について以下の基準を下に、建設候補地をあらかじめ選定しておく。

ア 敷地は、原則として被害地周辺の公園、広場等の公有地を優先して選定し、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。

イ 敷地は飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。

ウ 被災者を集団的に収容する応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討し、適地を選定する。

(3) 構造及び規模

構造は、一戸建又はアパート式建築とし、一戸当たり29.7㎡(9坪)を基準とする。

ただし、世帯の構成人数により基準運用が困難な場合は、事前に知事を通じて、内閣総理大臣に協議し、規模等の調整を行う。

(4) 整備書類

都市整備部住宅班長は、次の書類を整備する。

ア 建築のための工事関係書類(契約書、設計書、仕様書等)

イ 支払関係証拠書類

4 災害救助法に基づく住宅の応急修理供与

(1) 修理供与対象

都市整備部住宅班長は、危機管理部総合調整班長から被害状況報告及び被災者台帳の提供を受け、関連する各部との協力により被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、次に掲げる被災者のうちから選定する。

ア 災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力

では応急修理を行うことができない世帯であること。

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯であること。

ウ 国及び県において個別の認定要件が定められた場合は、それに準じた要件判定を行うこととする。

(2) 応急修理の方法

ア 修理計画等

各対象世帯個々の修理計画を作成するとともに、工事仕様書を作成する。

イ 応急修理の対象箇所

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分とする。

ウ 応急修理の期間

災害発生後できるだけ早い時期に着工し、1か月以内に完了させる。ただし、国及び県において、期間延長が認められた場合は、それに準じた期間に完了させるものとする。

(3) 負担方法

住宅の応急修理を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担し、その他の場合は市が負担する。

(4) 整備書類

都市整備部住宅班長は、次の書類を整備する。

ア 住宅の応急修理費（災害救助法第18号様式）

イ 修理のための工事関係書類（契約書、設計書、仕様書等）

ウ 支払関係証拠書類

5 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

(1) 都市整備部住宅班長は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空き家を提供する。（行政財産の目的外使用許可手続による。）

(2) 市内の公営住宅で不足する場合は、隣接市町村の公営住宅とし、なお不足する場合は、県に提供を要請する。

(3) 都市整備部住宅班長は、提供可能な住宅をマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。

第41節 海上における応急対策

台風又は発達した低気圧が県内を通過又は接近する等により、船舶の転覆及び座礁等の海難、それらに起因する大量の油又は有害液体物質の流出、人身事故の発生が予想される。

これら災害による大規模な海・災害に対して迅速かつ的確に対処するため、第九管区海上保安本部は、必要に応じて対策本部を設置するとともに、関係機関との協力体制を構築し、効果的な災害応急対策を行う。

1 第九管区海上保安本部における応急対策活動

第九管区海上保安本部が行う応急対策活動は、次のとおりとする。

(1) 体制の確保

ア 対策本部の設置

台風又は発達した低気圧が県内を通過又は接近する等により大規模海難等の発生が予想される場合又は発生した場合であつて必要と認めるときは、必要な職員を直ちに参集し、第九管区海上保安本部に対策本部を設置するとともに、関係機関にその旨連絡する。

イ 要員の派遣

県等に対策本部等が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、関係機関等との協力体制を確保する。

ウ 巡視船艇・航空機の動員

必要に応じ巡視船艇及び航空機に所要の資機材を搭載し、被害の発生が予想される周辺海域に出動させる。

(2) 情報の収集及び伝達・周知

ア 情報の収集

災害が発生したとき、その他必要と認めるときは、関係機関等と密接な連絡を取り情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、積極的な情報収集活動を実施する。

イ 情報の伝達・周知

収集した情報は、必要に応じて関係機関等に伝達する。

(3) 警報等の伝達・周知

ア 高潮、波浪等に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚及び巡視船艇及び航空機による巡回等により、航行船舶、被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶並びに被害が予想される沿岸地域の市民、関係事業者等に対して直ちに周知する。

イ 航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報を行い、船舶等に対して周知する。

ウ 大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれの

ある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により船舶等に周知する。

(4) 海難救助等

- ア 船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇及び航空機によりその捜索救助に当たる。
- イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。
- ウ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- エ 海上における行方不明者の捜索を行う。
- オ 救助活動に関し、その規模、事態の急迫性等から必要があるときは、自衛隊に部隊等の派遣を要請する。

(5) 流出油及び流出有害液体物質等の防除措置

- ア 大量の油や有害液体物質等が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇及び航空機により流出油等の状況、防除作業の実施状況を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- イ 流出油等の防除措置を講ずべき者が、流出油の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- ウ 緊急に流出油等の防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講じることを指示し、又は巡視船艇等により防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。
- エ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

(6) 海上交通安全の確保

- ア 高潮、波浪等による危険が予想される海域に関する港及び沿岸付近にある船舶等に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。
- イ 港内等船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ウ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- エ 船舶交通の混雑を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- オ 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(7) 危険物の保安措置

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

(8) 海上における治安の維持

ア 巡視船艇を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 巡視船艇により警戒区域又は重要施設等の周辺海域の警戒を行う。

ウ 治安機関との情報の交換を行う。

(9) 海上における緊急輸送

傷病者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食料、その他緊急に必要とする物質等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

(10) 警戒区域の設定

人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法に定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うとともに、最寄りの市町村長に対し警戒区域設定に関する通知を行う。

(11) 物資の無償貸付け又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、被災者に対して物品を無償で貸付け又は譲与する。

(12) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、巡視船による医療活動場所の提供並びに災害応急対策従事者に対する宿泊場所の提供等を行う。

(13) 広報

ア 民心の安定に重点を置き、次に掲げる事項について広報を行う。

(ア) 海難救助、治安の維持、緊急輸送の実施状況

(イ) 船舶、海洋施設等の被災状況

(ウ) 海上交通規制の実施状況

(エ) 水路、航路標識の異常の有無

(オ) その他第九管区海上保安本部の災害応急対策の実施状況

イ 広報実施のため、県災害対策本部（災害対策本部が未設置のときは、危機対策課）及び報道機関へ必要な情報を提供する。

2 関係機関との協力、連携体制

災害による海上災害に対処するため、第九管区海上保安本部、市・県、警察、消防機関、自衛隊等は連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動を効果的に行う。

(1) 市・県

- ア 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。
- イ 港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。
- ウ 第九管区海上保安本部の活動が、迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請する。
- エ 第九管区海上保安本部の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。

(2) 警察

- ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。
- イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
- ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導に当たる。

(3) 消防機関

- ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。
- イ 初期消火、延焼の防止に当たっては、相互の情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。
- ウ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急措置を行う。
- エ 流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
- オ 関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

(4) 自衛隊

- ア 第九管区海上保安本部及び市・県からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。
- イ 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

(5) 第九管区海上保安本部

第九管区海上保安本部警備救難部救難課の連絡先

住所 新潟市中央区美咲町1丁目2-1

電話 025-285-0118 内線3263

025-285-0112（夜間及び休日）

118（緊急特番）

FAX 025-288-2613

防災無線 752

第4.2節 ボランティア等受入れ対策

災害発生時のボランティア活動が効果的かつ円滑に行われるよう、柏崎市社会福祉協議会の協力を得て、市災害ボランティアセンターの設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

1 実施責任者及び担当部、班

(1) 実施責任者

市長は、災害の状況により、災害応急対策を実施する上で、効果的なボランティア活動を行うため、柏崎市社会福祉協議会、日本赤十字社柏崎市地区、ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに、ボランティアのニーズ把握や情報の提供等、ボランティア活動に対する支援体制の構築を図る。

(2) 市における担当部、班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
福祉保健部	福祉班	・ ボランティアに関すること。 ・ 社会福祉団体等との連絡調整に関すること。

なお、医師、看護師、通訳等専門的な技術や資格を要する専門ボランティアの受入れ・活動については、各担当部が担当する。

2 市災害ボランティアセンターの設置

災害が発生した場合は、柏崎市社会福祉協議会は、市と密接な連携の下に、必要に応じ市災害ボランティアセンターを設置する。

また、ボランティアとの連携の際には、ボランティアの自主性を尊重し、公平・中立原則を行動原理とする行政との相違について、相互理解を深めながら協力関係の構築に努めるものとする。

(1) 市災害ボランティアセンターの体制

ア 市及び柏崎市社会福祉協議会は、地域のボランティア団体や関係団体等の協力を得て、あらかじめ市災害ボランティアセンター員を指定しておき、災害時には、市及び柏崎市社会福祉協議会職員と連携して市災害ボランティアセンターを設置する。

イ 市は、柏崎市社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(2) 市災害ボランティアセンターの活動

ア ボランティアの要請、受入れ、登録

(ア) ボランティアに対しては、次の事項を明示して協力要請を行う。

- ・ 活動内容
- ・ 活動期間及び活動場所
- ・ 本部の連絡責任者名及び連絡先

・その他必要事項

(イ) ニーズを把握し、必要に応じ県災害ボランティア支援センター本部にボランティアの派遣要請を行う。

(ウ) 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行うとともに、担当業務等協力要請を行う。

ボランティアの活動に当たっては、保険に加入させるとともに、オリエンテーションなども適宜行う。

イ 被災者のニーズの把握と分析

避難所、施設等における現地調査による、被災者のニーズの把握とその分析を行い、必要な対策を検討する。

ウ 具体的な救援活動の調整、協力要請等

上記被災者のニーズの把握と分析結果に基づき、救援活動に必要な調整、協力要請及び情報提供を行う。

ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 避難所における被災者の世話

(イ) 炊き出し作業

(ウ) 救援物資の整理、輸送、配分等の作業

(エ) 飲料水の供給

(オ) 医療、助産、清掃、防疫等の作業

(カ) 被害調査

(キ) 外国人の支援

(ク) その他応急対策に必要な作業

エ 救援活動に要する物資の確保と配布

救援活動に要する物資の確保、救援物資の仕分け及び被災者への配布を行う。

オ その他、被災地ニーズに基づいた活動

(3) 就労記録

ボランティア活動を受けた各班は、次の事項について記録し、福祉保健部福祉班長に報告する。

ア ボランティアの名称、人数及び氏名

イ 期間

ウ その他必要事項

第43節 労務供給対策

災害応急対策を実施するには行政の力だけでは不足する場合が想定されるため、一般労働者等の活用について本対策に定めるものとする。

1 実施責任者及び担当部、班

(1) 実施責任者

市長は、災害の状況により、災害対策本部の要員が不足するときは、一般労働者等の雇用を図る。

(2) 市における担当部、班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
総合企画部	人事班	・職員の動員に関すること。

2 労働者の雇用

総合企画部人事班長は、災害の状況により、災害対策本部の要員が不足するときは、本部長の判断に基づき労働者を雇用する。

(1) あっせんの要請方法

総合企画部人事班長は、労働者の雇用に際し、柏崎公共職業安定所にあっせんを要請する。

(2) 労働者雇用の範囲

- ア 被災者の避難誘導に関する労務
- イ 医療及び助産における患者の移送に関する労務
- ウ 被災者の救出に関する労務
- エ 飲料水の供給に関する労務
- オ 救援物資の整理、輸送、配分等に関する労務
- カ 行方不明者の捜索に関する労務
- キ 遺体の処理（洗浄、消毒及び移送）に関する労務

(3) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、市域における通常の実費額とする。

(4) 整備書類

総合企画部人事班長は、次の書類を整備する。

- ア 雇上賃金職員等勤務状況表（災害救助法第31号様式）
- イ 支払関係証拠書類

3 強制従事命令

(1) 本部長は、災害応急対策活動の実施に当たり緊急の必要があると認めるときは、市民又は

当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
(2) 市民は、できる限り応急措置の従事命令に従うものとする。

強制従事命令の種類と執行者

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 令	執 行 者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	市長
		〃 第 65 条第 2 項	警察官
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 7 条	知事
	協力命令	〃 第 8 条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知事 (委任を受けた場合市長)
	協力命令	〃 第 71 条第 2 項	
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

強制従事命令の区分別対象者

命令区分 (作業対象)	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	1 医師・歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 自動車運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策及び救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	市域内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第4節 義援金品の受入れ・配分対策

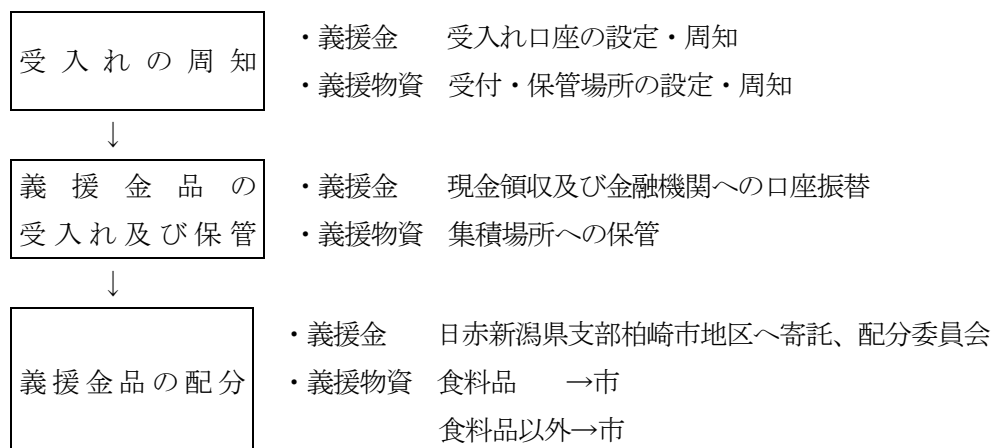
1 対策の方針

大規模な風水害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金品について、その受入体制並びに配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

なお、担当部、班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
市民生活部	出納班	・義援資金及び見舞金の受入れに関すること。
総合企画部	総務班	・国又は地方公共団体から市長あての見舞金の受入れに関すること。
福祉保健部	福祉班	・義援金の支給に関すること。
産業振興部	物資供給班	・食料品及び生活必需品の調達並びに配給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び配送に関すること。

2 義援金品の受入れ、配分フロー図



3 義援金品受入れの周知

市、日本赤十字社新潟県支部柏崎市地区は、義援金品の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、県を通じて国の非常災害対策本部等並びに報道機関を通じ、次の事項を公表する。

(1) 義援金

- ア 振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等）
- イ 受入窓口

(2) 義援物資

- ア 受入れを希望する物資及び受入れを希望しない物資のリスト（需給状況を勘案し、必要

に応じ公表リストを改定する。)

イ 送り先（あらかじめ定める集積拠点とする。)

4 義援金品の受入れ及び保管

市、日本赤十字社新潟県支部柏崎市地区は、次により義援金品を受入れる。

(1) 義援金

市	1 受入窓口 (1) 一般からの受入窓口は、市民生活部出納班（会計課）とする。 (2) 国又は地方公共団体から市長あての見舞金は、総合企画部総務班で受入れる。 2 現金の受入れ (1) 一般から直接受領した義援金等については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金の「災害見舞金」の口座に入金する。 (2) 国又は地方公共団体からの見舞金は、「一般会計」歳入口座に入金する。 3 義援金等の管理 (1) 一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。 (2) 国又は地方公共団体から市長あての見舞金は、「一般会計」として管理する。
	日 1 一般からの受入窓口を開設する。 2 一般から直接受領した義援金については、寄託者への受領書を発行する。 赤 3 振込口座を設定する。

(2) 義援物資

市	1 受入・管理照会窓口 物資の受入れ・管理及び照会窓口は、産業振興部物資供給班とする。 2 集積場所、受入保管及び運び出し (1) 救援物資の集積場所は、災害の規模・被害状況等を勘案しその都度指定する。受入保管及び運び出しは、産業振興部物資供給班が主体となり行うものとする。ただし、必要な場合は、受入配送を新潟県トラック協会へ委託する。 (2) 救援物資は、分類別に区分し、保管管理表等の添付により表示して保管するとともに、受払簿を備え授受の状況を記録する。 3 救援物資の配給計画は、産業振興部物資供給班が行う。

5 義援金品の配分

(1) 義援金の配分

ア 市は、日本赤十字社新潟県支部柏崎市地区、柏崎市社会福祉協議会等の義援金受付団体に寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、義援金受入れ額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対

象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

イ 義援金配分委員会の構成

市（市民生活部）、日本赤十字社新潟県支部柏崎市地区、柏崎市社会福祉協議会、その他
義援金受付団体等

（2）義援物資の配分

産業振興部物資供給班は、自己調達物資、応援要請物資等と調整し、義援物資の効果的な
配分を行う。

第45節 災害救助法による救助対策

災害時に災害救助法（以下「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施するための基準及び手続等は、別に定めるもののほか、本対策の定めるところによるものとする。

1 法の適用及び担当部、班

- (1) 市長は、災害時において2の法適用の基準に達する被害が発生した場合には、知事に対して災害救助法の適用を要請する。
- (2) 市における担当部、班は、次のとおりとする。

部	班	担 当 内 容
危機管理部	総合調整班	・災害救助法等の適用申請に関すること。

- (3) 法が適用された場合に、知事の委任を受けて市長が実施する救助は、次のとおりとする。

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅
- ウ 炊き出しその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 医療及び助産
- キ 被災者の救出
- ク 被災した住宅の応急修理
- ケ 生業資金の貸付（事実上停止）
- コ 学用品の給与
- サ 埋葬
- シ 死体の搜索
- ス 死体の処理
- セ 障害物の除去
- ソ 応急救助のための輸送
- タ 応急救助のための賃金職員等
- チ 実費弁償
- ツ 救助に要した事務費

- (4) 市長は、災害の事態が急迫し、知事が救助を実施できない場合にあっては、知事から委任されている救助以外の救助業務であっても、災害救助法施行令、県災害救助条例施行細則及び市災害救助規則に定めるところにより救助を実施する。

2 法適用の基準

法による救助は、市の区域単位に、原則として同一原因により市の被害が次の程度に達した

場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

(1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法を適用する。

ア 住家の滅失した世帯数が当該市町村の人口に応じ、災害救助法施行令別表1の世帯数以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の区域内の住家滅失世帯数が「アの2分の1」以上であるとき。(令第1条第1項第2号)

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市の区域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。内閣総理大臣事前協議(令第1条第1項第3号前段)

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。内閣総理大臣事前協議(令第1条第1項第3号後段)

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。内閣総理大臣事前協議(令第1条第1項第4号)

3 救助法の事務手順及び救助法の適用に係る事務手順

救助法に係る事務手順は、別表1に示すとおりである。

別表1

(1) 災害救助法に係る事務手順

事項 段階	市 町 村 に お け る 実 施 事 項		留 意 事 項
	項 目	内 容	
事前 対策	避難予定場所の確保	学校、公民館、民間の建造物の利用又は野外仮設物の設置準備	
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保 2 商工会等との事前打合せ	

		被害状況報告体制の確立	1 事前に担当区域を指定した調査班の設定 2 市各地区に情報連絡責任者及び調査班に調査責任者の設定 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領の説明、周知	被災者台帳（第6号様式）
段階	事項	市 町 村 に お け る 実 施 事 項		留 意 事 項
		項 目	内 容	
災害発生時点		被害状況の把握	1 被害地区情報連絡責任者よりの報告 2 調査班の出動 3 被災者台帳の作成 (1) 被害程度（人的、物的） (2) 家族の状況 (3) 課税状況、世帯類型、必要な救助	被災者台帳の（2）（3）については、状況によって段階的に処理すること。
		被害状況の報告（発生報告）	県危機対策課へ報告	被害状況調（第1号様式）
災害救助法の適用時点以降	第一段階	災害救助法の適用要請	1 市町村（責任者）当局よりの救助法適用要請 2 県職員等の応援要請	
		避難勧告・指示 避難所の開設	1 避難所への誘導、整理職員の派遣 2 避難状況の把握 3 避難所の維持管理	
		り災者の救出	1 救出のための要員（消防団員）の動員、機械等の借上げ 2 必要に応じ関係機関への援助要請	
		炊き出しその他による食品の給与	1 食料の応急調達 2 炊き出し所への責任者派遣 3 婦人会等への炊き出し協力要請（協力命令） 4 給与状況の把握	1 避難所収容者以外の者に対しても給与できる。 2 消防団、市町村職員、応急要員分は別にする。 3 協力活動に対する報酬は、支払わない。
		飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械器具の借上げ	
		救護班の編成（公立病院等の協力）	1 日赤救護班の派遣要請 2 病院又は診療所に移送	協力活動に対する報酬は支払わない。
		死体の搜索と処理及び埋葬	1 死体搜索（機械器具借上要員の動員—消防団、自衛隊等の協力） 2 死体処理（洗浄、縫合、消毒、検案、一時保存、救護班等の活動） 3 埋葬（埋葬火葬の実施、棺、骨つぼ代支給）	

第二段階	被害状況の調査確認の完全化		
	中間報告	とりあえず電話報告、後で文書報告（被害状況添付）	（第 5 号様式）

事項 段階	市 町 村 に お け る 実 施 事 項		留 意 事 項
	項 目	内 容	
災害救助法の適用時点以降	第二段階	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告する。 (第 2 号様式)
		被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成→購入→給与
		学用品の給与	物資購入（配分）計画作成→購入→給与
		障害物の除去	1 対象世帯の選定 2 実施計画（人夫雇上げ、機械借上げ業者委託も可） 障害物の存在、場所及び経済的能力により対象を定めること。
		義援金品の受付開始	
	第三段階	中間報告	とりあえず電話報告、後で文書報告（被害状況、救助実施状況、救助費概算額調添付）
		各種救援救助の実施継続	
		応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定→敷地の確保→工事施工→入居
		住宅の応急修理	対象世帯の選定→実施計画→大工左官等の雇上げ（業者委託も可）
		救助の特別基準申請	各救助内で特別基準申請の必要のあるものについての要請（救助期間内に電話要請→文書は事後で可）
		災害弔慰金等の支給	1 災害弔慰金の支給 2 災害障害見舞金の支給
		災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始
		完了報告	文書報告（被害状況、救助実施状況、救助費概算調添付）

(2) 法の適用事務図解



4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等

災害救助法による救助の内容は、別表2のとおりとする。ただし、災害救助法による救助に関する災害応急対策活動を実施する各班においては、各対策に具体的に実施すべき内容を定めてあるので、各対策も参照すること。

別表 2

ア 避難所の設置

1 実施者	市長
2 救助対象者	1 災害によって現に被害を受けた者 (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 (2) 現に災害を受けた者（旅館の宿泊人、下宿人、一般家庭の来訪者、通行人等） 2 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者 (1) 避難指示・勧告が出た場合 (2) 避難指示・勧告は出ていないが、緊急に避難する必要がある場合
3 救助の方法	1 避難所の設置 (1) 既存建物利用（学校、公民館、神社、寺院、旅館、工場、倉庫等） (2) 野外仮設（仮設建物、天幕借上げ） 2 避難所の設置予定場所については、事前に定めて市民に周知しておくこと。 3 避難所を設置したときは、速やかに被災者に場所を周知させ収容保護すること。 4 市長は、各避難所に責任者を派遣して、被災者の保護及び避難所の管理に当たること。
4 費用の範囲	1 賃金職員雇上費（設置、維持及び管理の賃金） 2 消耗器材費（上敷ゴザ、床又は間仕切用の板、釘、ブロック、ロウソク、掃除用具） 3 建物器物等使用謝金 4 燃料費（採暖、湯茶を沸かす薪炭、石炭、ガス、電気等の経費） 5 仮設便所、炊事場の設置及び臨時電灯設備費等 6 衛生管理費（手洗用クレゾール石けん代等）
5 費用の限度	1 基本額 1人1日当たり 320円以内 2 加算額 冬季（10月～3月）については、別に定める額を加算する。 3 高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
6 救助の期間	災害発生の日から7日以内
7 特別基準	1 避難所開設期間の延長。延長の期間は、通常の場合基準期間である7日以内 2 限度額の引上げ
8 実施状況報告	1 避難所の開設状況報告（開設後直ちに） (1) 開設の日時及び場所 (2) 箇所数及び収容人員 (3) 開設期間の見込み 2 避難所収容状況報告（日報） 収容人員（避難所別） 3 避難所閉鎖報告（閉鎖後直ちに）
9 整備書類	1 救助実施記録日計票（第8号様式） 2 避難所用物資受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備すべき書類6） 3 避難所設置費（第9号様式） 4 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類
10 その他	1 避難所へ収容する者は、居住地の有無には全く関係ない。 2 冬期、夏期の判定は、災害の発生した日をもって決定する。

イ 応急仮設住宅

1 実施者	知事（事務委任した場合は、市長）
2 救助対象者	1 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。 2 居住する住家がない者であること。 3 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。 4 該当者の選考については選考委員会（市職員、民生委員・児童委員、町内会長、福祉団体の長）により適正な選考をする。
3 救助の方法	1 原則として県において設置するが、災害の規模等により市長の設置が可能なときは、市長に事務委任する。 2 工事は、実施者の直営又は業者に請負わせて実施する。 3 設置基準は、29.7㎡（9坪）を基準とする。構造は1戸建又はアパート式建築のいずれでもよい。 4 市長は、建設戸数に対応する土地を選定の上、私有地については2箇年程度の土地使用契約をする。 5 入居については、入居契約書を徴して入居させ、後日立ち退き等についての問題の生じないよう配慮すること。 6 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。
4 費用の範囲	1 敷地費、建築費、付帯工事費、賃金職員雇上費及び建築事務費等の一切の経費 2 直営工事の場合の事務費 3 民間賃貸住宅の場合は家賃、敷金、礼金
5 費用の限度	1戸当たり29.7㎡を基準とし 5,610,000円以内 （1）1戸当たりの基準29.7㎡は当該応急仮設住宅の平均がおおむね29.7㎡以内であればよいことであり、家族数により基準面積を若干上下することは差し支えない。 （2）同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる）
6 救助の期間	1 着工期間 災害発生の日から20日以内 2 竣工期間 着工後速やかに竣工する。
7 特別基準	1 着工期間の延長。延長の期間は必要最小限度の期間とする。 2 限度額の引上げ 3 貸与期間の延長
8 実施状況報告	1 入居該当者の報告 2 設置戸数の協議 3 着工報告（日報） 4 竣工報告（日報） 5 市長に事務委任した場合は新潟県災害救助実施要領による。
9 整備書類	1 応急仮設住宅建設関係資材受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備すべき書類6） 2 応急仮設住宅設置台帳（第10号様式） 3 応急仮設住宅建築のための工事代金支払等証拠書類 4 建築のための工事（契約書、設計書、仕様書等）関係書類 5 救助実施記録日計票（第8号様式） 6 応急仮設住宅敷地貸借契約書

	7 応急仮設住宅使用貸借契約書
10 その他	1 貸与期間は、工事完了の日から2箇年以内 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象となる。

ウ 炊き出しその他による食品の給与

1 実施者	市長
2 救助対象者	1 避難所に収容された者であること。 2 住家の被害が全壊、全焼、半壊、半焼又は床上浸水等のため炊事のできない者 3 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者 4 被害を受け、一時縁故先等に避難する者 5 床下浸水ではあるが自宅において自炊不可能な者
3 救助の方法	1 炊き出し及び弁当等 2 食料の供給に当たっては、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保についても配慮する。 3 炊事所に責任者（市職員）を派遣し、円滑な救助の実施を図る。
4 費用の範囲	1 主食費 (1) 米穀販売業者及び食料事務所等から購入した米穀 (2) 業者から購入した弁当等 (3) 一般の食料品店その他から購入したパン、乾パン、うどん、インスタント食品等 2 副食費 調味料を含み、品目及び数量については、制限なし 3 燃料費 同上 4 雑 費 (1) 器物（炊飯器、釜、なべ、やかん、杓子、バケツ等）の使用謝金又は借上料 (2) にぎり飯の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費 (3) 備品類の購入は認められない。
5 費用の限度	1 1人1日当たり 1,140円以内 2 主食、副食、燃料、雑費等の一切を含む。 円≧総経費÷（総延給食費÷3）
6 救助の期間	1 災害発生の日から7日以内 2 被災者が一時縁故先等へ避難する場合は、3日以内を旅程に応じ現物を支給することができる。
7 特別基準	1 給与期間の延長。延長の期間は、通常の場合基準期間である7日以内 2 限度額の引上げ
8 実施状況報告	1 炊き出し開始報告 2 炊き出し終了報告 3 炊き出し場所数（日報） 4 炊き出し場所別給与人員（日報）
9 整備書類	1 救助実施記録日計票（第8号様式） 2 炊き出しその他による食品給与用物資受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備すべき書類6）

	3 炊き出し給与状況（第11号様式） 4 炊き出し用品借用簿 5 購入代金等支払状況証拠書類
10 その他	1 基準以外の分（費用の限度額を超えた場合、市職員、消防団員、応援要員等の食べた分）は市の負担 2 配分漏れ、重複支給のないよう注意する。 3 実際に、り災者に支給した分のみであり、輸送途中で亡失した分は負担金の対象とならない。 4 学校給食法に基づくものは、対象とならない。 5 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額範囲内であればよい（1食1/3日）

エ 飲料水の供給

1 実施者	市長
2 救助対象者	災害のため、現に飲料水を得ることができない者 （1）住宅等に重大な被害を受けなくても、水源地の汚染、水道の破壊等による場合も考えられる。 （2）住家等にはほとんど被害がなく、法が適用されていない地域で飲料水が得られないといった場合には、他市町村その他からもらい水が可能である場合が多く、飲料水の供給だけを行うため法を適用することは少ないものと考えている。
3 救助の方法	1 ろ水器等による浄水の供給及び飲料水中に直接投入する浄水剤の交付 2 被災地近くの水源地から飲料水を運搬して供給する。
4 費用の範囲	1 ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修理費及び燃料費 （1）機械…運搬する車、ポンプ等 器具…バケツ、ポリタンク、ビン等 （2）燃料費とは、ろ水器、自動車等のガソリン代であり、採暖料ではない。 2 浄水用薬品及び資材費 （1）薬品費とは、被災者が直接飲用する水を浄水するカルキ等に要する費用に限られ、一般に防疫上の見地から散布する薬品は含まれない。（防疫対策費として支出すべきもの） （2）資材費とは、ろ水器等に使用するフィルター等の経費
5 費用の限度	1 供給必要量をろ水又は運搬する直接、間接の経費（基準はない） 2 機械器具の借上料、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材の費用は、その地域の通常（平時）の実費とする。
6 救助の期間	災害発生の日から7日以内
7 特別基準	供給期間の延長。延長の期間は、通常の場合基準期間である7日以内
8 実施状況報告	飲料水の供給地区、対象人員、供給水量及び供給方法（日報）
9 整備書類	1 救助実施記録日計票（第8号様式） 2 給水用機械器具、燃料、浄水用薬品資材受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備すべき書類6） 3 飲料水の供給簿（第12号様式） 4 支払関係証拠書類及び物品受払関係書類

10 その他	飲料水供給のための恒久的対策は、負担金の対象として認められない。 (1) ボーリング等による新水源発見の費用 (2) 送水するための配水管を敷設する費用 (3) 水道の修繕費、井戸さらいの場合の人件賃、資材費等は原則的には認められない。 (4) 輸送費、人件費は別途計上
--------	---

オ 被服寝具その他生活必需品給与又は貸与

1 実施者	知事（事務委任した場合は、市長）																																										
2 救助対象者	1 災害により住家に被害（床上浸水以上）を受けた者 2 被服寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 3 被服寝具その他生活必需品物資がないために、直ちに日常生活を営むことが困難である者																																										
3 救助の方法	被災者台帳（第6号様式）に基づき、割当計画を作成し、被災者の被害区分に応じた受領書を徴して支給する。																																										
4 費用の範囲	1 寝具（就寝に必要な最小限度の毛布、布団等） 2 外衣（普通衣、作業衣、婦人服、子供服等） 3 肌着（じゅばん、シャツ、ズボン下、パンツ等の下着類） 4 身回り品（タオル、手ぬぐい、靴下、地下足袋、サンダル、傘等） 5 炊事道具（炊飯器、なべ、かま、包丁、コンロ、バケツ、ガス器具等） 6 食器（はし、茶碗、皿、汁碗等） 7 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉、上敷ゴザ等） 8 光熱材料（マッチ、ロウソク、薪、木炭、プロパンガス等） 以上、8種類に限定されるのが原則であるが、内容の個々の品目については、各人の被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。																																										
5 費用の限度	1 全壊、全焼又は流失世帯 (単位：円) <table><tr><th>季別 \ 世帯</th><th>1人 世帯</th><th>2人 世帯</th><th>3人 世帯</th><th>4人 世帯</th><th>5人 世帯</th><th>6人以上1人を 増すごとに</th></tr><tr><td>夏期（4月～9月）</td><td>18,500</td><td>23,800</td><td>35,100</td><td>42,000</td><td>53,200</td><td>7,800</td></tr><tr><td>冬期（10月～3月）</td><td>30,600</td><td>39,700</td><td>55,200</td><td>64,500</td><td>81,200</td><td>11,200</td></tr></table> 2 半壊、半焼又は床上浸水世帯 (単位：円) <table><tr><th>季別 \ 世帯</th><th>1人 世帯</th><th>2人 世帯</th><th>3人 世帯</th><th>4人 世帯</th><th>5人 世帯</th><th>6人以上1人を 増すごとに</th></tr><tr><td>夏期（4月～9月）</td><td>6,000</td><td>8,100</td><td>12,200</td><td>14,800</td><td>18,700</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬期（10月～3月）</td><td>9,800</td><td>12,800</td><td>18,100</td><td>21,500</td><td>27,100</td><td>3,500</td></tr></table>	季別 \ 世帯	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人を 増すごとに	夏期（4月～9月）	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800	冬期（10月～3月）	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200	季別 \ 世帯	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人を 増すごとに	夏期（4月～9月）	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600	冬期（10月～3月）	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500
季別 \ 世帯	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人を 増すごとに																																					
夏期（4月～9月）	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800																																					
冬期（10月～3月）	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200																																					
季別 \ 世帯	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人を 増すごとに																																					
夏期（4月～9月）	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600																																					
冬期（10月～3月）	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500																																					
6 救助の期間	災害発生の日から10日以内																																										
7 特別基準	1 給貸与の期間延長。延長期間は、通常の場合、基準期間である10日以内 2 季別の変更申請は、給与する前を原則とするが、給与期間中でもよい。																																										

	3 限度額の引上げ
8 実施状況報告	1 世帯構成員別被害状況 2 給与状況報告（日報） 3 給与完了報告
9 整備書類	1 救助実施記録日計票（第8号様式） 2 被服、寝具等受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備すべき書類6） 3 物資の給与状況（第13号様式） 4 救助物資受領書 5 救助物資給与関係調達、支払証拠書類
10 その他	1 被災者の世帯構成員は、実際に給与する時点の人数によること（死亡行方不明は、除く。）。 2 季別の区分は、災害発生の日をもって決定する。 3 旅館の宿泊人が被災した場合、必要があれば給与して差し支えない。 4 備蓄物産の価格は、年度当初の評価額 5 現物給付に限ること

カ 医療及び助産
(ア) 医療

1 実施者	知事（事務委任した場合は、市長）
2 救助対象者	1 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者 （1）医療を必要とするに至った原因を問わない。 （2）傷害を受け、又は疾病にかかった日時を問わない。 （3）患者自身の経済的能力は問わない。 （4）被災者のみに限定されない。 2 応急に医療を施す必要がある者で、次のような者は対象とならない。 （1）災害発生の混乱時に強いて治療しなくてもよいような疾病 （2）就職等のための健康診断 （3）予防注射等の防疫上の措置
3 救助の方法	原則として救護班によって行う。 ただし、命に関わるような急迫した事情があり、真にやむを得ない場合には、病院又は診療所において応急的に行う医療に限り、法による利用として行う場合もある。
4 費用の範囲	1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
5 費用の限度	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費 2 一般病院等又は診療所による場合 （1）国民健康保険の診療報酬の額以内 （2）診療点数は、当該医療機関が採用しているものとする。

	3 施術者による場合 当該地域内における協定料金の額以内
6 救助の期間	災害発生の日から 1 4 日以内
7 特別基準	医療期間の延長。延長の期間は、通常の場合、基準期間である 1 4 日以内
8 実施状況報告	1 救護班の派遣の必要性 2 救護班の開始報告 3 診療人員及び実施状況（日報） 4 救護班終了報告
9 整備書類	1 救助実施記録日計票（第 8 号様式） 2 医薬品衛生材料受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備すべき書類 6） 3 救護班活動状況（第 1 4 号様式） 4 病院診療所医療実施状況（第 1 5 号様式） 5 医療関係支払証拠書類
10 その他	1 法による医療の優先（他法に優先して医療費を支出することができる。） 国民健康保険、健康保険、共済組合保険等に参加している者であって、すべてこれらの社会保険に優先して本法が適用されるので、留意すること。 このことは治療に当たる者又は機関に対して事前に十分知らせ、それらが請求間違いあるいは二重請求することのないよう指導すべきである。 2 患者の移送費は別途計上

（イ） 助産

1 実施者	知事（事務委任した場合は、市長）
2 救助対象者	1 災害のため、助産の途を失った者であること。 2 被災者であると否とを問わない。 3 本人の経済的能力を問わない。 4 災害の発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した者でなければならない。 5 出産のみでなく、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者
3 救助の方法	1 救護班によって行われることが望ましいが、助産婦によることもできるものとする。 2 救護班及び助産師のほか、産院又は一般医療機関で行っても差し支えない。
4 費用の範囲	1 分娩介助に要する経費 陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助 2 分娩前、分娩後の処置に要する費用 出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対する沐浴等を含む事後措置 3 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料 その他の衛生材料としては、ネル、サラシ、油紙、アマニ油、リゾール、シッカロール
5 費用の限度	1 救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）薬剤の実費 2 助産師による場合は、当該地域における慣行料金の 8 割以内の額とする。

6 救助の期間	分娩した日から7日以内 (例) 災害発生の日 9月 5日 Aの分娩日 9月 5日 Bの分娩日 9月11日 Aの助産期間 9/1 9/5 9/7 ○ ◎ ○ ← 3日間 → ← 7日間 → Bの助産期間 9/5 9/11 9/17 ◎ ○ ○ ← 7日間 → ← 13日間 →
7 特別基準	助産期間の延長。延長の期間は、通常の場合、基準期間である7日以内
8 実施状況報告	助産の実施状況（日報）
9 整備書類	1 救助実施記録日計票（第8号様式） 2 医薬品衛生材料受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備すべき書類6） 3 助産台帳（第16号様式） 4 支払関係証拠書類
10 その他	1 非常災害に遭遇したことのショックにより異常出産等も考えられるので、生命の安全については、特に配慮すること。 2 妊婦等の移送費は別途計上

キ 被災者の救出

1 実施者	市長
2 救助対象者	1 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者 (1) 火災の際に、火中に取り残されたような者 (2) 地震の際に、倒壊家屋の下敷きになったような場合 (3) 水害の際に、流失家屋とともに流された、孤立した地点に取り残された、又は山津波により生き埋めになった場合 2 災害のため、生死不明の状態にある者 (1) 行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者 (2) 行方は分かっているが、生命があるかどうか明らかでない者 3 災害にかかった原因は問わない。 4 人の救出だけに限定されている。
3 救助の方法	生命の保全を第一義とし、災害の状況に応じて最も的確かつ迅速に実施できる方法をとる。
4 費用の範囲	1 借上費 (1) 船艇その他救出のために必要な機械及び器具借上費 (2) 直接搜索及び救出作業に使用したものに限る。 2 修繕費 救出のために使用した機械及び器具の修繕費 3 燃料費 (1) 機械及び器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代 (2) 搜索や救出作業を行う場合の照明の灯油代

	(3) 救出した者を蘇生させるための採暖用の燃料費 4 救出のための賃金職員等雇上費及び輸送費は、経理上救出費から分離し、「輸送費」及び「賃金職員等雇上費」として一括計上すること。
5 費用の限度	救出に要した経費が有効かつ適切なものであった場合において、当該地域の通常の実費とする。
6 救助の期間	災害発生の日から 3 日以内（4 日以後は、死体の搜索として取り扱う。）
7 特別基準	救出期間の延長。延長の期間は、通常の場合、基準期間である 3 日以内 (1) 現に救出を要する者が眼に見えるようなとき。 (2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき (3) 災害の発生が継続しているとき。
8 実施状況報告	救助の実施状況報告（日報）
9 整備書類	1 救助実施記録日計票（第 8 号様式） 2 被災者救出用の機械、器具、燃料受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備すべき書類 6） 3 被災者救出状況記録簿（第 17 号様式） 4 救出費用支払及び物品関係証拠書類
10 その他	1 船舶の遭難 原則的には、水難救護法によって救護されることになるが、同法にて不十分な場合は、本法が適用されることもある。 2 輸送費、人件費は別途計上

ク 被災した住宅の応急修理

1 実施者	知事（事務委任した場合は、市長）
2 救助対象者	1 災害によって、住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者 (1) 半壊、半焼したものに限定し、全壊（全焼）、流出及び床上浸水は含まれない。 (2) 災害に起因するものであること。 2 自らの資力をもってしては、応急修理ができないものであること（内容は、応急仮設住宅に準ずる。）。 3 対象世帯の選定については、応急仮設住宅の設置方法に準ずる。
3 救助の方法	1 救助の実施機関である知事（委任→市長）が各対象世帯個々の修理計画を作成し、現物給付をもって実施すること。 (注) 現物給付というのは、木材、釘、トタン板等の材料を支給する意味でなく、実施機関が大工等を雇って実施することをいう。 2 実施者が調査の上、作成した修理計画（仕様書）に基づいて業者に請負わせるか又は直営工事とすること。 3 日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理とすること。 (1) 居室 (2) 炊事場 (3) 便所等
4 費用の範囲	1 修理の規模については、坪数の制限はないが、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の補修費 (土台、壁、窓、戸、天井、屋根等)

	2 応急修理の原材料費 (木材、トタン、釘、ガラス、必要最小限度の量等) 3 大工、左官等の労務費 4 材料の輸送費、工事事務経費等 5 法第 2 4 条の規定による従事命令の場合の実費弁償費
5 費用の限度	1 世帯当たり 584,000 円以内
6 救助の期間	1 着工期間 災害発生後できるだけ早い時期 事務委任した場合は、委任完了後速やかに着工する。 2 完了期間 災害発生の日から 1 箇月以内
7 特別基準	1 限度額引上げ 2 完了期間の延長 延長の期間は、通常の場合、基準期間である 1 箇月以内
8 実施状況報告	1 住宅応急修理の該当者の報告 2 修理戸数の協議 3 着工及び竣工報告（日報）
9 整備書類	1 救助実施記録日計票（第 8 号様式） 2 住宅応急関係資材等受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備書類 6） 3 住宅の応急修理台帳（第 18 号様式） 4 修理のための工事関係書類（契約書、設計書、仕様書等） 5 工事代金等支払関係証拠書類
10 その他	1 市に事務委任した場合、新潟県災害救助実施要領による。 2 同一住家に 2 以上の世帯が居住している場合は、1 世帯とみなす。

ケ 生業資金の貸与

生活福祉資金、災害援護資金等各種貸付制度等が充実された現在、これらの制度を活用することとし、この生業資金の貸与制度は、事実上停止している。

コ 学用品の給与

1 実施者	市長
2 救助対象者	1 災害によって、住家に被害（全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水）を受けた児童生徒であること。 2 高校生又は小・中学生に限ること。（特別支援学校を含む。） 3 学用品がなく就学に支障を生じている場合に給与する。
3 救助の方法	1 校長、市教育委員会等の協力を得て、児童生徒の確実な人員数、学年別数を把握すること。 2 高校・中学校・小学校の学年別に配分計画表を作成し、必要量に限って調達すること。 （1）なるべく学年別によって、同一規格、同一価格のものを購入し、事務的煩雑を防ぐこと。 （2）多量の場合は、各品目別に購入価格の平均額を決めることもやむを得ない。 3 支給に当たっては、親権者の受領書を徴しておくこと。

4 費用の範囲	1 教科書（文部科学省検定教科書又は文部科学省著作教科書に限る。） 2 教材 県又は市教育委員会に届出又は承認を受けて使用している準教科書及びワークブック（辞書、図鑑等は、除外するのが適当である。） 3 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等） 4 通学用品（運動靴、カバン、傘、ゴム靴等） 文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目で特に必要のあるものについては、変更して差し支えない。
5 費用の限度	1 教科書及び教材 実費 2 文房具及び通学用品 （1）小学生 1人当たり 4,400円以内 （2）中学生 1人当たり 4,700円以内 （3）高校生 1人当たり 5,100円以内
6 救助の期間	1 教科書 災害発生の日から1箇月以内に支給完了 2 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内に完了
7 特別基準	給与期間の延長 （1）教科書及び教材。期間延長は、通常の場合、1箇月以内 （2）文房具及び学用品。期間延長は、通常の場合、15日以内
8 実施状況報告	1 学年別被災児童生徒数 2 支給状況別報告（日報）
9 整備書類	1 救助実施記録日計票（第8号様式） 2 教科書及び学用品等受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備すべき書類6） 3 学用品の給与状況（第20号様式） 4 学用品購入関係支払証拠書類
10 その他	1 小学校児童、中学校生徒又は高校生徒の判定は、原則として災害発生の日によるものとする。ただし、学年末等の場合は、実情に則した判定をして差し支えない。 2 備蓄物資は評価額。 3 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。

サ 埋葬

1 実施者	市長
2 救助対象者	1 災害時の混乱の際、死亡したものであること。 （1）死因及び場所は問わない。 （2）災害発生の日以前に死亡した者でまだ埋葬が終わっていないもの 2 災害のために埋葬を行うことが困難な場合であること。 （1）緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であるとき。 （2）墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。 （3）埋葬を行うべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼児等で埋葬を行うことが困難であるとき。 （4）経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等の入手ができないとき。
3 救助の方法	1 埋葬の程度は、応急仮葬であり、土葬又は火葬を問わない。

	2 救助の実施機関が現物給付をして実施することを原則とする。 3 民間の第三者が埋葬を行った場合には、例外的措置として、費用の限度内で実費を補償することができる。
4 費用の範囲	1 埋葬の際、使用する棺、骨つぼ等（応急仮葬であり、いわゆる一般の葬祭とは異なるので、供花、供物、酒代等の類は認められない。） 2 火葬料、埋葬料及びこれに伴う輸送費及び賃金職員等雇上費
5 費用の限度	1 大人（満 12 歳以上） 1 体当たり 211,300 円以内 2 小人（満 12 歳未満） 1 体当たり 168,900 円以内
6 救助の期間	災害発生の日から 10 日以内
7 特別基準	埋葬期間の延長。延長の期間は、通常の場合、基準期間である 10 日以内
8 実施状況報告	埋葬救助の実施状況報告（日報）
9 整備書類	1 救助実施記録日計票（第 8 号様式） 2 埋葬資材受払状況（救助の種目別物資受払状況）（整備すべき書類 6） 3 埋葬台帳（第 21 号様式） 4 埋葬、支払関係証拠書類
10 その他	1 法の適用地域の死体が法の適用されない地域へ漂着した場合。その死体が当該災害によるものと推定される場合には、適用市町村へ連絡するとともに、県に対しても報告し、指示を受けること 2 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

シ 死体の搜索

1 実施者	市長
2 救助対象者	1 行方不明の状態にある者で、周囲の事情により、既に死亡していると推定される者 （1）行方不明になってから既に相当な時間を経過している場合 （2）災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合 2 死亡した原因は問わない。 3 死亡した者の居住地の法適用の有無及び死亡した者の住家の被害状況は、関係しない。
3 救助の方法	多数の死亡者の死体を判明しないまま放置することは、人道上からも人心の安定を図る上からも許されるべきではないので、市民の労力奉仕等により搜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。
4 費用の範囲	1 借上費 （1）船艇その他の搜索に必要な機械及び器具の借上費 （2）直接搜索作業に使用したものに限る。 2 修繕費 搜索のために使用した機械及び器具の修理費 3 燃料費 機械及び器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等 4 死体搜索のための賃金職員等雇上費及び輸送費は、経理上搜索費から分離し、「輸送費」及び「賃金職員等雇上費」に一括計上すること。

5 費用の限度	搜索を実施するに、真にやむを得ない上記に要する費用の通常の実費
6 救助の期間	災害発生の日から 10 日以内
7 特別基準	搜索期間の延長。延長の期間は、通常の場合、基準期間である 10 日以内
8 実施状況報告	搜索状況報告（日報）
9 整備書類	1 救助実施記録日計票（第 8 号様式） 2 搜索用機械、器具、燃料受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備すべき書類 6） 3 死体の搜索費（第 22 号様式） 4 搜索費用支払及び物品関係等証拠書類
10 その他	1 被災者の救出と死体の搜索とを区分することが極めて困難である場合は、災害発生後 3 日間を救出とし、3 日以降は搜索として扱うのが適当である。 2 輸送費、人件費は、別途計上。 3 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

ス 死体の処理

1 実施者	市長
2 救助対象者	1 災害の際、死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処理、死体の一時保存又は検案を行うことができない場合 2 通常、死体の発見から埋葬に移る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。
3 救助の方法	1 救助の実施機関が現場給付として行うものであること。 （1）死体の一時保存のための施設等の設置 （2）死体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供 （3）処理に必要な物資の調達 2 刑事訴訟法及び検視規則等他の法令規定に該当するものは、該当法令に基づいて実施すること。 （1）死亡の原因が明らかでない変死体等 （2）警察官が発見した死体又は警察官に届出がなされた死体等 3 検案については、原則的には救護班が実施する。
4 費用の範囲	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 2 死体の一時保存のための費用 （原則的には、輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。） 3 救護班によらない場合の検案料
5 費用の限度	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1 体当たり 3,400 円以内 2 死体の一時保存 （1）既存建物を利用する場合 借上げに要する通常の実費 （2）野外仮設の場合 1 体当たり 5,300 円以内 3 検案（救護班によらない場合） 当該地域の慣行料金の額以内で検案書代を含まない。

6 救助の期間	災害発生の日から 10 日以内
7 特別基準	処理期間の延長。延長の期間は、通常の場合、基準期間である 10 日以内
8 実施状況報告	死体処理実施状況（日報）
9 整備書類	1 救助実施記録日計票（第 8 号様式） 2 死体処理物資受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備すべき書類 6） 3 遺体処理台帳（第 23 号様式） 4 死体処理費支出関係証拠書類
10 その他	1 死体の捜索、埋葬等との関係に留意すること。 2 検案は原則として救護班。 3 輸送費、人件費は、別途計上。 4 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

セ 障害物の除去

1 実施者	市長
2 救助対象者	1 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 2 日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれた障害物の除去に限られること。 3 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないものであること。 4 住家の半壊又は床上浸水したものであること。 5 対象世帯の選定については、応急仮設住宅の設置方法に準ずること。
3 救助の方法	1 市長が現物給付をもって実施すること。 除去に必要な機械、器具の借上げにより賃金職員及び技術者等を動員して障害物を除去すること。 2 日常生活に欠くことのできない場所の障害物を応急的に除去するものであり、原状回復することではない。
4 費用の範囲	除去に必要な機械、器具（ロープ、スコップ等）等の借上費、輸送費及び賃金職員雇上費
5 費用の限度	1 世帯当たり 135,400 円以内
6 救助の期間	災害発生の日から 10 日以内
7 特別基準	処理期間の延長。延長の期間は、通常の場合、基準期間である 10 日以内
8 実施状況報告	1 障害物除去対象数 2 障害物除去実施状況（日報）
9 整備書類	1 救助実施記録日計票（第 8 号様式） 2 障害物除去関係物資等受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備すべき書類 6） 3 障害物除去の状況（第 24 号様式） 4 除去のための工事関係書類（契約書、仕様書等） 5 除去費支払関係書類証拠書類
10 その他	1 住家の所有権に関わりなく実施して差し支えない。 2 業者に一括して請負わせて差し支えない。

ソ 応急救助のための輸送

1 実施者	知事（事務委任した場合は、市長）
2 救助対象者	1 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 （1）避難命令に基づき避難する市民の輸送 （2）被災者を誘導するための人員、資材等の輸送 （3）警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応援した場合は、認められない。 （4）災害の予防又は拡大の防止のための人員、物資、資材の輸送は、認められない。 （5）避難所から帰宅する際の輸送は、原則的には認められない。 2 医療及び助産のための輸送 （1）重症患者又は産婦を救護班の仮設する診療所、病院、産院等に入院、通院させる場合の輸送 （2）救護班に関する人員の輸送 （3）退院又は分娩後の帰宅の際の輸送は、原則的には認められない。 3 被災者救出のための輸送 （1）救出された被災者の輸送 （2）救出のために必要な人員、資材等の輸送 （3）災害の拡大防止、早急な解消策のための人員、物資の輸送は含まない 4 飲料水供給のための輸送 （1）飲料水そのものの輸送 （2）飲料水を確保するために必要な人員及び飲料水供給に必要な機械、器具、資材等の輸送 5 救済用物資の輸送 （1）被服、寝具その他生活必需品の給与のための輸送 （2）炊き出し用食料等の輸送 （注：被災者の応急救助の目的のために直接使用される一切の物資を救済用物資という。） （3）学用品支給のための輸送 （4）救護班の使用する医薬品、衛生材料等の輸送 （5）その他被災者救援のために直接使用される一切の物資の輸送 （注：10その他欄に記載したものを除く。） 6 死体の搜索のための輸送 死体の搜索のために必要な人員、資材等の輸送 注：死亡が推定される者（行方不明者） 生存 死体 発見 救出のための輸送 死体処理又は埋葬の輸送 7 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送 （1）死体の消毒、縫合、洗浄等の処理及び検案のための救護班員等の人員の輸送 （2）死体の処置のための衛生材料等の輸送 （3）死体発見場所から一時安置所までの輸送 （4）死体の移動に伴う死体そのものの輸送 （5）死体を輸送するための人員の輸送
3 救助の方法	1 県、市町村等所有の自動車、船舶等を使用して実施する。

	2 輸送業者等から借り上げて実施する。 契約する際、条件を明確にし、最も有効かつ適切な方法をとるよう配慮すること。 3 輸送業者以外から借り上げて実施する。
4 費用の範囲	1 運送費（運賃） 2 借上料 3 燃料費 4 消耗器材費 5 修繕費
5 費用の限度	当該地域の通常の実費とすること。原則的には、国土交通省の許可を受けている料金の額以内とすること。
6 救助の期間	各救助種目別の定められている救助期間の範囲内とすること。 (種目ごとの救助の期間が特別基準の承認を得た場合は、その期間とする。) (1) 被災者の避難については、救助の種目の中では特に規定されていないが、災害発生又は発生しようとする一両日中に限定される。(避難所の開設期間7日以内と同一のものではないこと。) (2) 救済用物資の輸送については、救援物資等の内容により、救助の種目別給与品目（例えば、被服類なら10日以内、学用品なら15日以内、食品類なら7日以内）に準ずること。
7 特別基準	1 輸送期間の延長。各救助種目の救助期間が延長されれば、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。ただし、各救助の期間延長はされないが、輸送期間だけの延長もすることができる。 2 輸送の特例 (1) 埋葬のための輸送：市の火葬場が使用できず、遠距離のものを使用するような場合 (2) その他の輸送：避難所開設及び仮設住宅設置のための人員、資材等を遠方から輸送するような場合
8 実施状況報告	輸送状況報告（日報）
9 整備書類	1 救助実施記録日計票（第8号様式） 2 燃料及び消耗品等受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備すべき書類6） 3 輸送記録簿（第25号様式） 4 輸送に関する支払関係証拠書類
10 その他	広義の救済用物資であっても次の場合には、各救助の基準額の中に含まれているので、原則として輸送費に計上しないこと。 (1) 避難所設置の際の仮設便所、炊事場等の建築に要する資材の輸送 (2) 応急仮設住宅建築の際の資材の輸送 (3) 住宅の応急修理用資材の輸送 (4) 埋葬の棺、骨つぼ等の輸送 (5) 死体保存のための仮設安置所設置資材の輸送 (6) 障害物除去のための資材の輸送

タ 応急救助のための賃金職員等

1 実施者	知事（事務委任した場合は、市長）
2 救助対象者	- 被災者を避難させるために雇い上げたもの - 医療及び助産における移送 - 重傷患者又は産婦を救護班、病院又は産院に運ぶ際のもの - 救護班の移動に伴い、医師、看護婦等を移動させるためのもの （例）救護班員を背負って急流を渡る場合等 - 被災者の救出 - 被災者を救出するもの - 救出する機械、器具その他の資材を操作するもの - 飲料水の供給 - 飲料水を供給するために要するもの - 飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作等に要するもの - 飲料水を浄水するための医薬品等の配布に要するもの - 救済用物資の整理、輸送及び配分 - 救済物資を区分し、整理し、保管するためのもの - 救済物資を送達するための荷物の積み下ろし、上乗り及び運搬するためのもの - 輸送された物資を被災者に配分するためのもの - 死体の搜索 - 死体を搜索するために必要なもの - 搜索に要する機械、器具その他の資材を操作するために必要なもの - 死体の処理 - 死体の洗浄、消毒等の処理をするためのもの - 死体を安置所まで輸送するために必要なもの
3 救助の方法	- 知事、市長等が正当な方法で雇い上げて実施する。 - 仕事の量及び質の両面から検討し、必要最小限度の人数とする。
4 費用の範囲	この業務を行うために3の方法で雇い上げた賃金職員等に支払う賃金
5 費用の限度	当該地域の通常の実費とすること。（職業安定所の業種別標準賃金を基礎とするのが適当である。）
6 救助の期間	救助の種類実施期間の範囲内とする。 り災者の避難及び救助用物資に関する期間は、「ソ 応急救助のための輸送」に掲げられる輸送日を認めた期間とする。
7 特別基準	雇い上げ期間の延長、各救助種目の期間以上に残務整理のための延長もできる。 雇い上げの特例 - 埋葬のためのもの - 炊き出しのためのもの - 遠距離から資材等を輸送するためのもの
8 実施状況報告	雇い上げの実施状況（日報）
9 整備書類	- 救助実施記録日計票（第8号様式） - 雇い上げ記録簿（第31号様式） - 雇い上げた賃金職員等に対する賃金に関する支払関係証拠書類

10 その他	救済用物資として認められないものの範囲は、輸送費に準ずる
--------	------------------------------

チ 実費弁償

1 範囲	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者
2 費用の限度	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。
3 期間	救助の実施が認められる期間内
4 その他	時間外勤務手当及び旅費は、別に定める。

ツ 救助に要した事務費

1 事務費の対象となる経費	1 旅費 (1) 県への打合せ旅費 (2) 救助物資の調達 (3) 輸送の旅費等 2 時間外勤務手当 県及び市職員に限られる。 3 賃金 臨時に雇い上げた職員の賃金 4 消耗品費 (1) 文具 (2) 用紙及び消耗器材 5 燃料費 (1) 燃料（暖房用灯油等） (2) 自動車燃料 6 食料費 (1) 職員に対する炊き出しの賄料 (2) 応急救助対策打合せ会の賄料 7 印刷製本費 (1) 各種帳簿、台帳、諸用紙類 (2) 被災証明書 8 光熱水費 電灯料、水道料、ガス代等 9 通信運搬費 (1) 通信料 (2) 運搬料 (3) 近距離のバス、電車、船舶等の回数券 10 使用料及び賃借料 (1) 土地、家屋の借上料 (2) 自動車及び船舶の借上料 (3) 機械器具の借上料
---------------	--

	11 修繕費 (1) 自動車、船舶及び自動車等交通連絡の手段として使用した輸送機械器具に限られる。 (2) 原状回復であって、改良、改善は含まれない。 12 委託料 職員の行う事務の業務委託等
2 事務費の範囲	1 法第 4 条に規定する応急救助の事務を行うに必要な経費に限られるものとする。 2 事務費として認められる経費は、応急救助の実施に必要な事務に要した費用である。 3 応急救助を実施する機関の経費である。
3 事務費を支出できる機関	災害発生の日から救助期間内に支出したものに限られる。この場合の支出とは、債務の確定をいうものであり、事実上の支払の意味ではない。
4 精算事務費の取扱い	1 精算の事務を行うに必要な経費については、精算事務終了の日までの間、その必要な経費が認められる。 2 事務費の対象となる範囲は、応急救助に要する事務費と同じである。
5 整備書類	1 救助事務一覧表（第 3 2 号様式） 2 事務費に関する支払関係証拠書類

5 関係諸様式

救助法事務に必要な書類の諸様式を次に示す。

災害救助法第 1 号様式：被害状況調

災害救助法第 2 号様式：救助日報

災害救助法第 5 号様式：災害救助費調書

災害救助法第 6 号様式：被災者台帳

災害救助法第 8 号様式：救助実施記録日計票

災害救助法第 9 号様式：避難所設置費

災害救助法第 10 号様式：応急仮設住宅設置費

災害救助法第 11 号様式：炊出しその他による食品の給与費

災害救助法第 12 号様式：飲料水供給費

災害救助法第 13 号様式：被服、寝具その他生活必需品の給与費

災害救助法第 14 号様式：医療費（救護班分）

災害救助法第 15 号様式：医療費（病院診療所分）

災害救助法第 16 号様式：助産費

災害救助法第 17 号様式：被災者の救出費

災害救助法第 18 号様式：住宅の応急修理費

災害救助法第 20 号様式：学用品の給与費

災害救助法第 21 号様式：埋葬費

災害救助法第 22 号様式：死体の搜索費

災害救助法第 23 号様式：死体の処理費

災害救助法第 24 号様式：障害物の除去費

災害救助法第 25 号様式：輸送記録簿

災害救助法第 3 1 号様式：雇上賃金職員等勤務状況表

災害救助法第 3 2 号様式：救助事務費一覧

第1編（風水害等共通対策）第4章 復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

この計画は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市、県及び関係機関は、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

1 被災者のための相談、支援

市及び県、国は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

（1）被災者支援体制の整備

市は、大規模災害が発生したときは、円滑な被災者生活再建支援を実施するため、速やかに被災者支援室等の組織、体制の整備を図る。

（2）相談所の開設

市及び県は、避難所及び市庁舎などに被災者のための相談所を速やかに開設する。

（3）相談所の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。

（4）被災者情報の把握、情報の共有化

市及び県は、被災者台帳などの積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

（5）被災者等の生活再建等の支援

ア 市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 市は、被災者生活再建支援金の支給に関する被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 国、県及び市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿って、職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市町村の体制整備や市町村間の応援体制構

築の支援に努める。また、県と市町村は、被災者生活再建支援の円滑化に資するため、システムの導入等の検討に努める。

(6) 被災中小企業への相談窓口等の設置

市、県及び国は、被災中小企業等に対する補助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

2 リ災証明書の発行

市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及びり災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、り災証明書を発行する。また、平時からの住家の被害認定調査の担当者育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援受入体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

県は、市が行う被害認定調査及びり災証明書の発行に関する技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、共通の調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結により、応援体制の強化を図る。

3 雇用の安定

柏崎公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

(1) 特別相談窓口等の設置

ア 被災者のための特別相談窓口を設置する。

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談を実施する。

ウ 近隣の公共職業安定所と連携を図り、応援職員の確保を図る。

(2) 被災者の雇用促進

ア 被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに、近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

イ 市において行われる公共事業に失業者が優先的に雇用されるように配意し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

柏崎公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

柏崎公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第25条第1項に定めた措置を適用される場合は、

災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部（大企業2／3、中小企業3／4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

（ア）事業主が労働者を休業させる場合。

（イ）被災地域以外の災害関連下請事業所が労働者を休業させる場合。

（ウ）事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合。

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは概算保険料の延納の特例措置、延滞金、若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

4 応急金融対策

災害時、被災地域における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図るため、日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

（1）銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地域における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。

なお、被災地域における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 輸送、通信手段の確保

被災地域に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信手段の確保を図る。

ウ 通貨及び金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

（2）資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

ア 決済システムの安定的な運行に関する措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に関する措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

イ 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

（3）金融機関の業務運営の確保

日本銀行新潟支店は、関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

また、災害の状況に応じて、金融機関に対し営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に関する要請

ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(ア) 預金通帳を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(イ) 被災者に対して定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(ウ) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

(エ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(オ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

イ 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社等に対し、次に掲げるなどの金融上の措置を可及的速やかに要請する。

(ア) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。

(イ) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。

(ウ) 保険金の支払については、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込みについては、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。

(5) 各種措置に関する広報

災害応急金融対策に関する情報について、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に被災者に提供するよう努める。

財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、(3)及び(4)に定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

5 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

(1) 調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

(2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告・公表を行う。

6 住宅対策

(1) 住宅復旧のための木材調達

県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に、必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、市及び県は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、市及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3) 国有財産の活用

財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市を通じ、公務員宿舎の空き室について無償で貸付けを行う。

また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付けを行う。

7 保険や共済制度の活用

風水害を対象とした保険や共済制度は、風水害による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市はそれらの精度の普及促進に努める。

8 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 国税の特例措置（柏崎税務署）

ア 国税通則法の規定に基づき、申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限を延長する等の措置を行う。

イ 被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定に基づき、被災者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算の特別措置若しくは徴収の猶予等の措置を行う。

(2) 県税の特例措置（柏崎地域振興局県税部）

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し地方税法

又は新潟県県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を行う。

(3) 市税の特例措置（財務部税務課）

被災者の市税について、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限を延長、徴収猶予、減免等について市税条例の定めるところにより必要な措置を行う。

9 その他公共料金の特例措置

(1) 郵政業務

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付
支店長が決定する。

イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除
日本郵便(株)信越支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
(ア) 日本郵便(株)信越支社長が決定する。

(イ) 地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた小包又は現金書留に限る。

(ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

(2) 電信電話事業

ア 避難勧告等により、実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免
避難勧告の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。

イ 被災者の電話移転工事費の減免
災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

各電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施及び内容を判断する。

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施に当たっては経済産業大臣の許可が必要。

ア 電気料金の支払期限の延伸

イ 不使用月の基本料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る）

エ 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除

カ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。

ア 被災者のガス料金の納期の延伸

イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除（関東経済産業局長の認可が必要）

ウ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除

10 制度の周知及び利用者への広報

市、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

- （1）防災行政無線（戸別受信機を含む）、FMピッカラ等
- （2）広報車、広報紙、チラシ等
- （3）町内会、地区コミュニティ協議会
- （4）報道機関との協力による、放送、新聞広報等

第2節 貸付・融資その他資金等による支援計画

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう貸付・融資等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に対し弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

1 支給・貸付・融資その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口	担当課
支給	1 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	危機管理部 防災・原子力課
	2 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市	危機管理部 防災・原子力課
	3 被災者生活再建支援金	災害により住宅が全壊又は大規模半壊、中規模半壊世帯	(公財) 都道府県 センター	危機管理部 防災・原子力課 市民生活部 市民活動支援課
貸付	4 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市	危機管理部 防災・原子力課
	5 生活福祉資金 ア 福祉費（災害臨時経費） イ 福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	市 (民生委員・児童委員)	福祉保健部 福祉課
	6 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	新潟県地域振興局 健康福祉（環境）部	福祉保健部 福祉課
	7 住宅金融支援機構資金 (災害復興住宅)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関	都市整備部 建築住宅課
	8 災害復興住宅資金貸付 金利子補給金交付要綱	住宅金融支援機構又は金融機関の災害復興住宅資金の借入者	市	
	9 天災融資制度	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農協、森林組合、 漁協、銀行	産業振興部 農林水産課 農政課
	10 日本政策金融公庫資金	被害農林漁業者	日本政策金融公庫 受託金融機関	
	11 中小企業融資	中小企業及びその組合	市 金融機関 県信用保証協会	産業振興部 商業観光課

2 貸付・融資等の名称及び内容

各貸付・融資等は次のとおり。なお、各制度の対象となる災害、貸付額等詳細は「資料編3 応急救助及び被災者支援等に関する資料」を参照。

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し支給する。

なお、市は、必要に応じて、災害による関連死かどうか判定するため、「災害弔慰金支給審査委員会」を設置するものとする。審査委員会は、医師、弁護士、行政職員等4～5人のメンバーで構成するものとする。

(2) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し支給する。

(3) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して支給し、その生活の再建を支援する。

(4) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金を貸し付ける。

(5) 生活福祉資金貸付（問い合わせ窓口：福祉保健部福祉課）

災害救助法の適用に至らない小災害時に家財等に被害があった場合に生活の立て直し資金として貸し付ける。

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付（問い合わせ窓口：福祉保健部福祉課）

母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

(7) 住宅金融支援機構資金(災害復興住宅資金の貸付)(問い合わせ窓口:都市整備部建築住宅課)

災害により住家に被害を受けた被災者が住家の建設・購入等を行う場合に貸し付ける。

なお、貸付には罹災証明が必要なため、市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに被害率の認定を早期に実施して災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

(8) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業（問い合わせ窓口：都市整備部建築住宅課）

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利軽減のための利子補給を行うとともに一定額以上の借入れを行う者に低利の上乗せ融資を行う。

(9) 天災融資制度（問い合わせ窓口：産業振興部農林水産課）

市及び県は、地震災害等で被害を受けた農林漁業者又は農協等の組合に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を被害農林漁業者に、事業資金を被害組合に対して融通し、その経営の安定を図るとともに、「天災による被害農林漁業者に対する資金融資に関する暫定措置法」に基づいて、農協等系統金融機関・銀行等の融資機関に対し、利子補給及び損失補償を行うものとする。

(10) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

被害農林漁業者に対し農林漁業用施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金を

被害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は、経営資金等の融資並びに既往貸付期限の延期措置を行うものとする。

(11) 中小企業融資（問い合わせ窓口：産業振興部商業観光課）

関係行政機関と政府系金融機関、及び民間金融機関との密接な連絡の下、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るものとする。

3 制度の市民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、次の方法により実施する。

(1) 相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は、金融機関等と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等の周知を行う。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。

ア 県災害対策本部が実施するもの

(ア) 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布

(イ) 新聞紙面による周知

イ 市災害対策本部が実施するもの

(ア) 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布

(県等の支援制度及び市個別制度の周知)

(イ) 防災行政無線、FMピッカラ等の活用

ウ 金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

第3節 公共施設等災害復旧計画

1 計画の方針

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ市が行う工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。また、高度の技術又は機械力を要する工事等について、必要に応じ国に権限代行制度による支援を要請する。

2 計画の体系

被害状況調査及び集計	被害状況調査、報告、集計
復旧の基本方向の決定	災害復旧の基本方向の決定
災害査定 の 促進	災害復旧計画書作成、災害査定 の 促進
激甚災害指定 の 促進	激甚災害指定のための調査、報告
災害復旧事業に係る助成及び財政援助	助成・財政援助の内容及び担当窓口
市民及び関係団体等に対する情報提供	情報提供の分担及び方法

3 被害状況調査及び集計

（1）被害状況調査

災害により被害が発生した場合、施設管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し、所管部局を経由して市災害対策本部（防災・原子力課）にその状況を速やかに報告する。

（2）被害状況の集計

被害報告を受けた市災害対策本部（防災・原子力課）は、集計結果を速やかに県災害対策本部（危機対策課）に報告する。

(3) 被害状況総合集計

県災害対策本部（危機対策課）は県全体の集計を行い、国（消防庁）に報告するとともに、関係機関及び関係者に情報提供する。

(4) 災害復旧事業の窓口

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
1 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法)	河川	国土交通省	土木部河川管理課 防災係 (地域振興局地域整備部)
	海岸	国土交通省	土木部河川管理課 防災係 交通政策局港湾整備 課建設防災係 (地域振興局地域整備部)
	砂防設備	農林水産省 国土交通省	農林水産部漁港課 計画建設係 土木部砂防課 砂防係 (地域振興局地域整備部)
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部治山課技術管理・災害班 (地域振興局農林（水産）振興部)
	地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省	土木部砂防課 地すべり係 (地域振興局地域整備部)) 農林水産部治山課技術管理・災害班 (地域振興局農林（水産）振興部)
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	農地部農地建設課 防災係 (地域振興局農業振興部)
	道路	〃	土木部砂防課 地すべり係 (地域振興局地域整備部)
	港湾	〃	土木部道路管理課 維持管理係 (地域振興局地域整備部)
	漁港	農林水産省	交通政策局港湾整備課 建設防災係 (地域振興局地域整備部)
	下水道	国土交通省	農林水産部漁港課 計画建設係 (地域振興局地域整備部)
	公園	国土交通省	土木部都市局下水道課 (流域下水道事務所)
2 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業 費国庫補助の暫定措置に関する 法律)	農地・農業用施設	農林水産省	土木部都市局都市整備課 (地域振興局地域整備部)
	林業用施設	農林水産省	農地部農地建設課 防災係 (地域振興局（支局）農林（水産） 振興部・農業振興部)
	漁業用施設	農林水産省	農林水産部林政課 林道係 (地域振興局農林（水産）振興部)

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
	共同利用施設 (農業用共同利用施設)	農林水産省	農林水産部農業総務課団体指導検査室 指導第1係 (地域振興局農業(水産)振興部・農業振興部)
	(林業用共同利用施設) (漁業用共同利用施設)		農林水産部林政課 計画調整係 (地域振興局農業(水産)振興部) 農林水産部水産課 資源対策係
3 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設 公立社会教育施設 私立学校施設 文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	教育庁財務課 財務管理係・助成係 教育庁生涯学習推進課 青少年家庭教育係・成人教育係 総務管理部大学・私学振興課支援班(私学担当) 観光文化スポーツ部文化課文化財係
4 厚生施設等災害復旧事業 (社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金) (医療施設災害復旧費補助金) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金) (保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金) (廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)	社会福祉施設等 医療施設等 水道施設 感染症指定医療機関 廃棄物処理施設	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 環境省	福祉保健部福祉保健総務課保護係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部高齢福祉保健課 施設福祉係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部障害福祉課 自立支援係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部少子化対策課 保育支援係 福祉保健部児童家庭課 家庭福祉係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部地域医療政策課地域医療整備室 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部生活衛生課 営業・水道係 (地域振興局健康福祉(環境)部) 福祉保健部感染症対策・業務課感染症対策班 (地域振興局健康福祉(環境)部) 県民生活・環境部廃棄物対策課 資源循環推進係 (地域振興局健康福祉環境部)
5 都市災害復旧事業(都市施設等)、堆積土砂排除事業	街路、都市排水施設等 (都市排水施設、公園)	国土交通省	土木部都市局都市整備課 市街地整備係

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	等の施設) 市街地の堆積土砂		(地域振興局地域整備部)
6 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省	土木部都市局建築住宅課 住宅整備係 (地域振興局地域整備部)
7 その他の災害復旧事業 ①空 港 (空港法) ②工業用水道 (予算措置) ③中小企業 (激甚法)	空港施設 工業用水道施設 中小企業共同施設	国土交通省 経済産業省 経済産業省	交通政策局空港課 整備・調整担当 企業局施設課 土木施設・電機施設班 産業労働観光部産業政策課経営支援室
8 災害復旧に係る市に対する財政支援措置 ①特別交付税に関する業務 ②普通交付税に関する業務 ③地方債に関する業務		総務省 総務省 総務省	総務管理部 市町村課 財政班 (財政担当) 市町村課 財政班 (交付税担当) 市町村課 財政班 (理財担当)

4 復旧の基本方向の決定

市は、被災の状況及び地域の特性並びに被災施設管理者及び市民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定めるものとする。施設管理者はこの基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定するものとする。

なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

5 災害査定の促進

(1) 災害査定

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、市は県と協議しながら査定計画をたて査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

(2) 事務手続

災害復旧事業の執行手続は、それぞれの法令、要綱等に基づき進めるものとする。

6 激甚災害指定の促進

県は著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、この節においては「法」という。)に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑

に行われるよう努める。

ア 知事は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせる。

イ 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

ウ 関係部局は、法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

エ 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指定基準
法第2章（3条～4条） 公共土木施設災害復旧事業 等に関する特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 ①イ）査定事業費＞当該市町村の標準税収入×500% （ただし、当該査定事業費10,000千円未満は除外） ロ）当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する査定事業費が2億5千万円を超える市町村 査定事業費＞当該市町村の標準税収入×20% ハ）当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 査定事業費＞当該市町村の標準税収入×20% +（当該市町村の標準税収入-50億円）×60% ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ②査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することが見込まれる災害（ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く）
法第5条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 A基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5 % B基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15 % かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% 又は (2) 都道府県内査定見込額 > 10 億円
法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次のいずれかに該当する災害。 (1) 法第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5 % で法第8条の措置が適用される場合 （ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に関するものについて、当該災害に関する漁業被害見込額が農業被害見

	込額を超え、かつ次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で法第8条の措置が適用される場合 (ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設の被害見込額が5千万円以下の場合を除く。)
法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3%
法第10条 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助	法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの 浸水面積(1週間以上)30ha以上の区域 排除されるたん水量30万m³以上 最大たん水時のたん水面積の50%以上が土地改良区等の地域であること。
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害 A基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% (樹木に関するもの) (木材生産部門) B基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% (樹木に関するもの) (木材生産部門) かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額 × 60% (2) 都道府県内林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1%
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 附則(平成25年6月21日法律第57号)第9条旧設備資金貸付事業及び旧設備貸与事業の災害関係特例	次のいずれかに該当する災害 A基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2% B基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% 又は > 1,400億円

法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第19条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例	法第2章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に関する被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
法第22条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 A基準 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq$ 4,000 戸 B基準 次の1、2のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq$ 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq$ 200 戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq$ 10 % 2 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq$ 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq$ 400 戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq$ 20 %
法第24条 小災害債に関する元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に関する措置については、法第2章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に関する措置については、法第5条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のつど、被害の実情に応じて個別に考慮される。

オ 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指定基準
---------	------

法第2章（第3条～4条） 公共土木施設災害復旧事業等 に関する特別財政援助 法第5条 農地等の災害復旧事業等に 関する補助の特別措置 法第6条 農林水産業共同利用施設災害 復旧事業費の補助の特例	査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 50 % （ただし、当該査定事業費 10,000 千円未満は除外） ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場 合を除く。 又は、査定見込額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる 場合（ただし、当該災害に関する被害箇所の数がおおむね10 未満の ものを除く） 次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費 の額>当該市町村の農業所得推定額×10% （ただし、災害復旧事業に要する経費が10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 又は当該市町村の漁業被害額>農業被害額 かつ、漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額の10% （ただし、当該漁船等の被害額が10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がお おむね50,000 千円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に 掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、当該災 害に関する被害箇所の数がおおむね10 未満のものを除く。
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する 補助	林業被害見込額 > 当該市町村の生産林業所得推定額 × 150 % ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね 0.05% 未満の場合は除く。 かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね 300ha、そ の他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積（人工林に関するもの）の おおむね25%を超える場合。
法第12条 中小企業信用保険法による 災害関係保証の特例 附則（平成25年6月21日法 律第57号）第9条旧設備資金 貸付け事業及び旧設備貸与事 業の災害関係特例	中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% （ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外） に該当する市町村が1以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。
法第24条 小災害債に関する元利償還 金の基準財政需要額への算 入等	法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用

7 災害復旧事業に関する助成及び財政支援

（1）災害復旧事業に関する助成

市民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施

するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、県は国からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

(2) 災害復旧事業に関する財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

地方財政措置制度の概要

(1) 普通交付税

ア 繰上交付 【交付時期の特例（交付税法第16条第2項）（普通交付税に関する省令第54条）】

公共施設被害額 × 0.8 被災市町村の基準財政需要額		繰上交付 (次期交付額の合算額の割合)
市町村	10 ～ 50%	30%
	50 ～ 70%	50%
	70 % 超	70%
県	20 ～ 50%	10%
	50 ～ 70%	15%
	70 % 超	25%

【注】(ア)上記基準に該当しない場合でも、災害救助法適用の場合は、最低の交付率を適用

(イ)公共施設被害額とは、県内被災市町村のうち繰上交付を要する市町村の当該災害による公共施設被害額の合算額

(ロ)被災市町村の基準財政需要額とは、県内被災市町村のうち繰上交付を要する市町村の当該年度基準財政需要額の合算額（未決定の間は前年度額に全国平均伸び率（交付団体分）を乗じた額）

(ハ)通常の交付時期 年4回（①4月、②6月、③9月、④11月）

イ 災害復旧費に関する地方債の元利償還金の算入

(ア) 補助災害復旧事業債	元利償還金の	95.0%
(イ) 単独災害復旧事業債	〃	47.5 ～ 85.5%
(ウ) かんまん災害復旧事業債	〃	57.0%

(2) 特別交付税

ア 災害に関する配分項目 【特別交付税に関する省令】

区 分	算定基礎・数値	算入率
① 現年災 (災害復旧)	国庫補助負担金を伴う災害復旧事業費・災害対策事業費及び国の 行う災害復旧事業費の合算額	2.0%
② 現年災 (応急対策)	被災世帯数、全壊・半壊家屋戸数、浸水家屋戸数、農作物被害面 積、死者・行方不明者数、障害者数	措置単価
③ 現年災	現年災(災害復旧) × 0.5 + 現年災(応急復旧) × 0.2	—

(その他)		
④ 大火災	焼失住宅の世帯数	措置単価
⑤ 公共施設火災	市町村有の施設の火災の焼失面積（小・中・高等学校、大学、庁舎、その他）	措置単価
⑥ 渇水対策	渇水対策に関する一般財源所要額	措置率
⑦ 災害応援	被災した地方団体の要請等により行った災害応援経費	措置率
⑧ 干害・冷害・ひょう害等	農作物被害額	措置単価
⑨ 営農資金利子補給	天災融資法に基づく、被災農林漁業者等に対する利子補給、損失補償に要する市町村負担額	80%
⑩ 災害特例債	災害対策基本法第102条第1項に規定する地方債（歳入欠かん債等）の元利償還金	57%
⑪ 連年災	連年災害を受けた団体	措置率
⑫ 公営企業災害復旧	次の事業の災害復旧事業に関する地方債の元利償還金の補てんのため一般会計から当該特別会計に繰り入れた額 ア 病院、上水道、下水道、簡易水道事業 イ 激甚災害被災市町村のガス、上水道（アを除く）、軌道、自動車運送業者	50%

（３）地方債制度

ア 激甚災害以外

区 分	対 象 事 業	充当率等	備 考
1) 補助災害復旧事業債及び直轄災害復旧事業	① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に基づく災害復旧事業 ② 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条に基づく災害復旧事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に基づく災害復旧事業 ④ 公営住宅法第8条第3項に基づく災害復旧事業 ⑤ 国庫補助の対象となる都市施設に関する災害復旧事業 ⑥ その他 ※ 補助事業の災害関連事業に対する起債は、公共事業等債で措置（充当率90%）	(1) 公共土木等 地方負担額の 現年分 100% 過年分 90% (2) 農地・農林漁業 施設 地方負担額の 現年分 90% 過年分 80%	普通交付税 元利償還金の 95%

2) 一般単独災害復旧事業債	公共施設及び公用施設に関する災害復旧事業のうち、補助・直轄災害復旧事業債の対象とならなかったもので、その他の災害復旧事業債の対象となったものを除いたもの並びに単独の災害関連事業で次に掲げる事業 ① 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業 ② 災害復旧について国庫補助制度はあるが、補助災害復旧事業債の対象としない施設（保育所、養護老人ホーム等社会福祉施設、公民館・図書館等社会教育施設） ④ 災害復旧について国庫補助制度がない施設の災害復旧事業（庁舎・各種試験場等の公用施設等） ④ 災害応急復旧工事 ⑤ 災害関連工事 ⑥ 維持上又は公益上、特に必要と認められる河川、港湾、漁港の埋塞に関するしゅんせつ工事 ⑦ 維持上又は公益上、特に必要と認められる天然の海岸、河岸の決壊に関する災害復旧工事 ⑧ 災害復旧事業に伴って施設の移転建て替えをやむを得ない理由により行う場合における旧施設の解体撤去工事及び移転先の用地取得事業（被災前面積が上限） ※ 対象外 ・ 農地（ただし、激特法第5条の措置が適用されたもののうち、1箇所の工事費が40万円以上のものは対象） ・ 維持工事費、著しい維持管理の不備が原因、施工粗漏、申請漏れ工事、設計不備 ・ 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの ・ 小災害債の対象となるもの ※ 災害応急復旧工事は特別の事情がある場合に限り採択されるものであること。	(1) 公共土木施設等対象事業費の100% (2) 農地・農業漁業施設対象事業費の65%	普通交付税 元利償還金の47.5～85.5%
3) 公営企業等災害復旧事業債	地方債計画上の公営企業債に関する災害復旧事業 ※ 災害復旧について補助制度があるものは、補助査定で災害が認定されたものに限る。	対象事業費の100% (国庫補助事業であっても単価は実施単価)	特別交付税 元利償還金補填のための一般会計繰出し金の50.0% (上水道、下水道、簡易水道、病院、ガス、軌道事業、自動車運送事業)
4) 火災復旧事業	被災原因が火災である公共施設及び公用施設の災害復	対象事業費の	

債	旧事業 施設の原型復旧に要する経費（応急復旧費及び備品購入費を含む） ※ 地震や大規模災害等の災害並びに放火等災害に準ずる原因に基づく火災については、一般単独災害復旧事業債の対象となる。	100%	
---	---	------	--

イ 激甚災害【災害による特例債】

区 分		対 象 団 体		起債対象	充当率	留意事項・交付税措置	
1) 歳入欠かん債		A又はBのいずれかの団体 A【災害対策基本法第 102 条 第1項第1号】 公共土木施設、公立学校施設及び農地農業用施設の激甚補助災害復旧事業費の合計額が標準税収入額を超える団体 B【災害対策基本法第 102 条 第1項第2号】 激甚災害の指定を受け災害救助法第 23 条第1項又は第2項に規定する救助が行われた市町村で、救助費用として県が支弁した額が当該市町村の標準税収入額の1%相当額を超える団体		議会議決、条例、規則により減免された次のもの（災害のための減免で生じた財政収入の不足分） ① 地方税法第4条第2項及び第3項又は第5条第2項及び第3項の規定による普通税 ② 使用料（公営企業に関するものを除く）及び手数料 ③ 分担金、負担金	対象減収額の 100%	(1) 起債の1件限度 人口 30 万人以上の市 5,000 千円 人口 10 万人以上の市 3,000 千円 人口 5 万人以上の市 1,500 千円 その他の市町村 800 千円 (災害対策債と合算で適用)	
2) 災害対策債				国庫補助負担金の交付を受けて行う次の対策に要する経費(災害救助予防対策費等に関する地方単独額を措置。従って単独事業、継ぎ足し単独事業は対象外) ① 水防対策 ② 災害救助対策 ③ 伝染病予防対策 ④ 病虫害駆除対策 ⑤ 農作物種子対策 ⑥ たん水排除対策 ⑦ 災害廃棄物処理対策 ⑧ その他これらに類する対策	地方負担額の 100%	(2) 交付税措置 ①歳入欠かん債 普通交付税 元利償還金の47.5～85.5% ②災害対策債 特別交付税 元利償還金の57%	
3) 小災害債	① 公共土木等小災害	a 公共土木施設災害	【激甚災害に対処するための特例法第 24 条第1項】 公共土木施設、公立学校施設及び農地農業用施設の激甚補助災害復旧事業費の合計額が当該団体の標準税収入額を超える団体で、公共土	激甚地としての特定地方公共団体であって公共土木施設小災害債が1件限度を超える地方公共団体	国庫負担法の対象施設・事業で1ヵ所の工事費が 300 千円以上 600 千円未満（県・指定都市は	対象事業費の 100%	(1) 起債団体は激甚特別法による総務大臣告示団体 ・公共土木等 施行令 43 ② ・農地等 施行令 44 ② ・被害甚大地 施行令 45 ②

	債	債	木施設小災害債と次の 公立学校施設小災害債 の合計額が1件限度を 超える地方公共団体		800 千円以 上 1,200 千 円未満)		(2) 起債の1件限度 県・指定都市 8,000 千円 人口 30 万人以上の市 4,000 千円 人口 10 万人以上の市 2,500 千円 人口 5 万人以上の市 1,500 千円 その他の市町村 800 千円 県 8,000 千円
		b	公立学 校施 設小 災 害 債	激甚地として 特定地方公共 団体であって 公立学校施設 小災害債が1 件限度を超え る地方公共団 体	1 学校毎の 工 事 費 が 100 千円を 超えるもの		
	②	農 地 等 小 災 害 債	【激甚災害に対処するための 特別法第24条第2項】 農地、農業用施設、林道の 激甚補助災害復旧事業費及び 同小災害復旧事業費の合計額 が 8,000 千円を超える市町村 であって、農地・農業用施設、 林道小災害債の合計額が1件 限度を超える市町村	暫定法の対象 施設・事業で 1ヵ所の工事 費が130千円 以上400千円 未満のもの	対象事業費の ・農地 一般被災地 50% 被害激甚地 74% ・農業用施設 一般被災地 65% 被害激甚地 80% ・林道 一般被災地 65% 被害激甚地 80%		(3) 交付税措置 普通交付税 元利償還金の ・公共土木等 66.5～95.0% ・農地等 100%

8 市民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は市民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、ラジオ・テレビ、FMピッカラ等の放送媒体及び新聞等により、市民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

第4節 災害復興計画

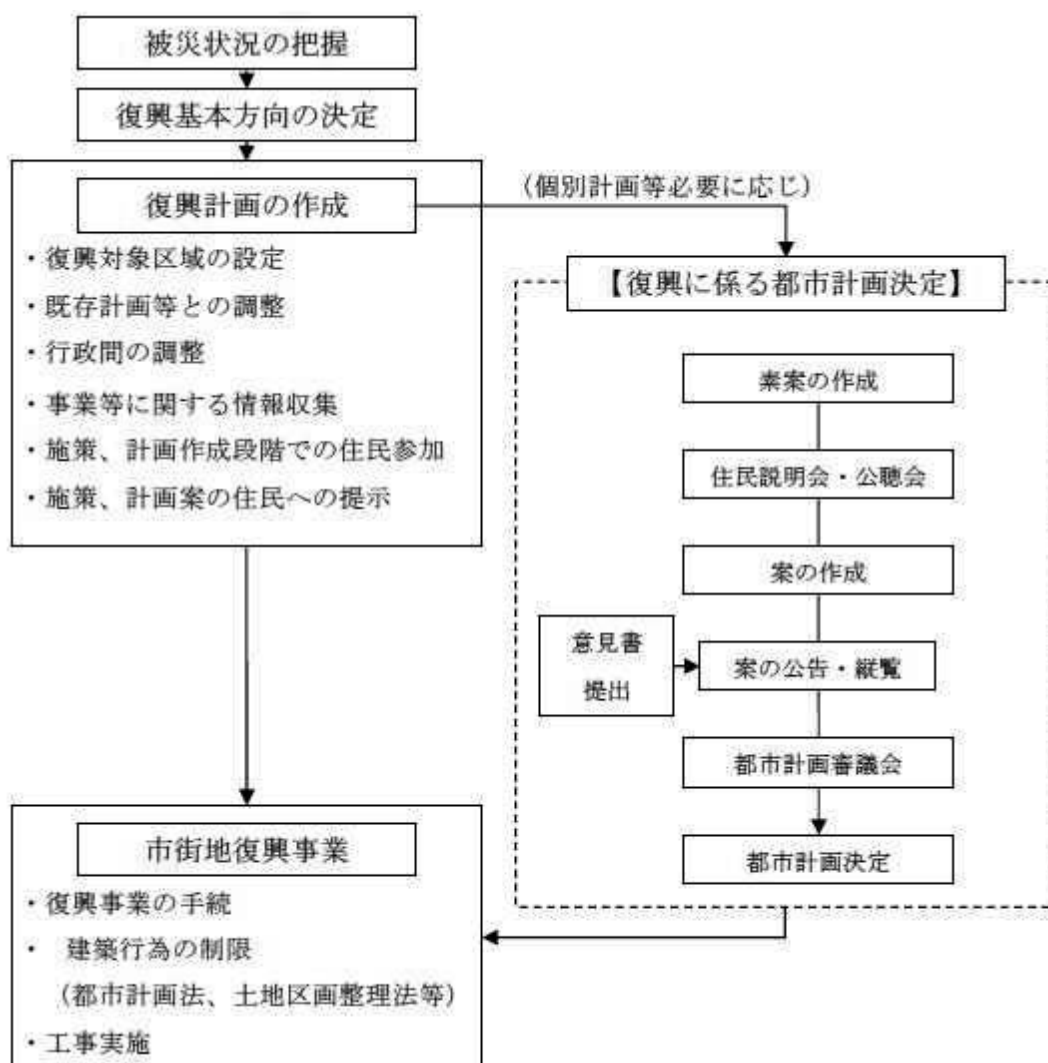
1 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市及び県は、市民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。更に市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得よう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急に実施する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

2 復興対策の手順



3 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

- ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。
- イ 復興対策の円滑な実施をきすため、市及び県は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び市民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。
- ウ 復興対策の遂行に当たり、市及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣、その他の協力を得る。他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

(2) 復興基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって市民の意向を尊重しつつ共同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(3) 復興計画の作成

ア 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改变、産業基盤の改变を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

イ 市及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のため体制整備（市及び県との連携、国との連携等）を行う。

ウ 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

エ 県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

オ 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に関するあっせんに努める。

カ 復興計画作成に当たり、市及び県は、総合計画等の上位計画との調整を図る。

(4) 機動的・弾力的推進手法の検討

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的・弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的・弾力的推進の手法について検討する。

4 防災まちづくり

(1) 市民の合意形成

ア 市及び県は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成し、その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念の下に、都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのない計画とすることとし、市民の理解を得るよう努める。

イ 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行い、迅速な合意形成に努める。

ウ 市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

エ 復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業などの計画については、市及び県は、民主的な計画決定のプロセスを確保するとともに事業着手までの間の建築規制などの市民の協力を得るため、都市計画決定を行う。

オ 市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観形成に資するものであり、その点を十分市民に対し説明し理解と協力を得るよう努める。

カ 市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

(2) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災まちづくり

ア 防災まちづくりにおいて市は、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に換地手法を用いて、総合的、一体的に取り組む土地区画整理事業等の面的整備事業を積極的に活用する。

イ 土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、国、市等の関係機関との相互連携により、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を積極的に図るものとする。

ウ 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(3) 被災市街地復興特別措置法等の活用

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(4) 防災性向上のための公共施設等の整備

市、県及び公共施設管理者等は、防災まちづくりに当たり、必要に応じて、防災性向上のための公共施設等の整備を図る。

ア 災害時に緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間、防災活動拠点などの機能を持つ道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的な都市基盤施設の整備を図る。

イ 電線共同溝などの整備による耐水性のあるライフラインとする。

ウ 建築物や公共施設の耐震・不燃化

第2編（個別災害対策）第1章 風水害対策

第1節 水防管理団体等の体制整備計画

1 計画の方針

洪水又は高潮・波浪による浸水や湛水等の被害は広範囲かつ長期におよぶおそれがある。これらの水害時における水防活動は、地域住民の協力が不可欠であることから、県及び水防管理団体である市町村、水防事務組合等は、平時から地域における水防活動体制の整備に努めるものとする。

2 水防管理団体の義務

（1）県及び水防管理団体の責務

ア 市は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

イ 県は、県内地域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、必要な措置を確保すべき責務を有する。

（2）水防管理者の責務

水防管理団体の長である市長は、平時から消防団による地域水防組織の整備を図るものとする。

（3）指定水防管理団体

知事は、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を指定する。

（注）知事が指定した水防管理団体は、29団体である。（詳細は新潟県水防計画に記載）

（4）水防計画の策定

ア 知事は、県内地域における水防事務の調整及びその円滑な実施を図るため、毎年度、県水防計画を定める。

イ 指定水防管理団体の管理者は、県水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知するものとする。

3 水防体制の整備

（1）水防活動の体制整備

ア 水防管理団体は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を行うものとする。

イ 水防管理者は、河川又は海岸ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を定める。

※重要水防箇所、危険箇所等…資料編4－8「柏崎市水防計画 別表第1」参照

ウ 河川、砂防及び海岸施設等の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

※水防用備蓄資材…資料編4－8「柏崎市水防計画 別表第3」参照

エ 河川、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルを作成し、その操作に習熟した人材の育成に努める。

オ 出水期前には、重要水防箇所の調査及び河川管理者との合同巡視を連携し実施する。

(2) 消防団等の育成強化

ア 水防管理者は、平時から消防団の研修や訓練の計画を定め、広報活動を行い、水防活動に対する消防団組織の充実と習熟に努めるものとする。

イ 水防管理者は、自主防災組織が有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的実施し、防災組織の訓練を実施して、組織の日常化に努めるものとする。

(3) 水防活動施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる防災ステーション等施設、自主防災組織の研修施設の整備に努めるものとする。

市街地への浸水による二次災害を考慮し、国土交通省が所有する内水排除用ポンプ車等の配備について、国土交通省北陸地方整備局及び県地域振興局地域整備部と連携を図る。

(4) 防災意識の向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップの活用方法等について広報し、防災意識の向上を図る。

(5) 予想される水災の危機の周知等

洪水予報河川等に指定されない河川のうち、市長が必要と認める河川について、過去の浸水実績の把握に努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知する。

第2節 水防警報伝達計画

水害は気象・水象情報の分析により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、水防関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や市民等の避難の効果的な実施に役立てるものとする。

1 水防警報の発表と伝達

水防法では、市がその区域内における水防に関する責任を負うこととされている。市長は、「水防管理者」として、水防上必要があると認めるときは、市水防計画の定めるところにより水防活動を行う。

知事は、水防法第16条の規定により、水防上特に重要な河川等を指定し、当該河川等について水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときは「水防警報」を発しなければならない。水防警報が発せられたときは、当該河川の水防管理者は、消防機関を出動させ、又は出動準備させなければならない。

水防警報が発せられない河川の水防予知は市長が行うものとし、必要がある場合は、水防警報に準じて措置するものとする。

また、水防警報に関する情報伝達、配備指令の基準及び市民への周知方法等マニュアルを整備し初動対応を迅速に行うものとする。

(1) 水防警報の概要

ア 水防警報を行う河川並びに水防警報発表者

河川名	区 域	発表者	対象水防区
鯖石川	左岸：柏崎市高柳町岡野町 から海まで 右岸：柏崎市高柳町岡野町	柏崎地域振興局 地域整備部	柏崎水防区
鵜川	左岸：柏崎市野田字二タ木 4553-2 から海まで 右岸：柏崎市宮川新田字湯之淵 475		
別山川	左岸：柏崎市西山町黒部から 鯖石川合流点まで 右岸：柏崎市西山町長嶺から		

イ 水防警報の対象とする水位観測所

※標高表示、()内は河床からの水位

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	局番(0257)電話応答式(自記)	堤防高	0点高
鯖石川	加納	柏崎市加納	18.45 (3.45)	18.95 (3.95)	19.80 (4.80)	20.55 (5.55)	21-8491 (10分毎)	23.50 (8.50)	15.00
鵜川	宮之窪	柏崎市上条	9.30 (2.66)	9.80 (3.16)	10.10 (3.46)	10.95 (4.31)	21-8491 (10分毎)	12.12 (5.48)	6.64
別山川	栄橋	刈羽村滝谷新田	12.35 (1.91)	12.75 (2.31)	12.95 (2.51)	13.26 (2.82)	21-8491 (10分毎)	14.71 (4.27)	10.44

ウ 水防警報の段階と範囲

水防警報の段階と範囲は次のとおりとする。

(ア) 水防警報の段階

段階	項目	内容
第1段階	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。
第2段階	出動	水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。
第3段階	状況	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。
第4段階	解除	水防活動の終了を通知するもの。

(イ) 水防警報の範囲

河川名(量水標名)：二級河川 鯖石川(加納)、二級河川 鵜川(宮之窪)、二級河川 別山川(栄橋)

項目	範囲
準備	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき
出動	水位、流量、その他河川状況等により、水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあり、又は氾濫注意水位(警戒水位)を超え、なお増水が予想されるとき
状況	適宜河川状況により必要と認められるとき
解除	水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下に復帰したとき。ただし、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき

(2) 知事が発する水防警報の伝達

水防警報を発表する河川を管理する県地域振興局地域整備部長は、水防警報を発し、又は解除したときは、新潟県水防計画の定めるところにより、電子メール又はFAXにより、防災・原子力課、消防本部及び県河川管理課に警報を伝達する。

県河川管理課は、県警察本部、報道機関、新潟地方気象台及び県危機対策課に警報を伝達する。

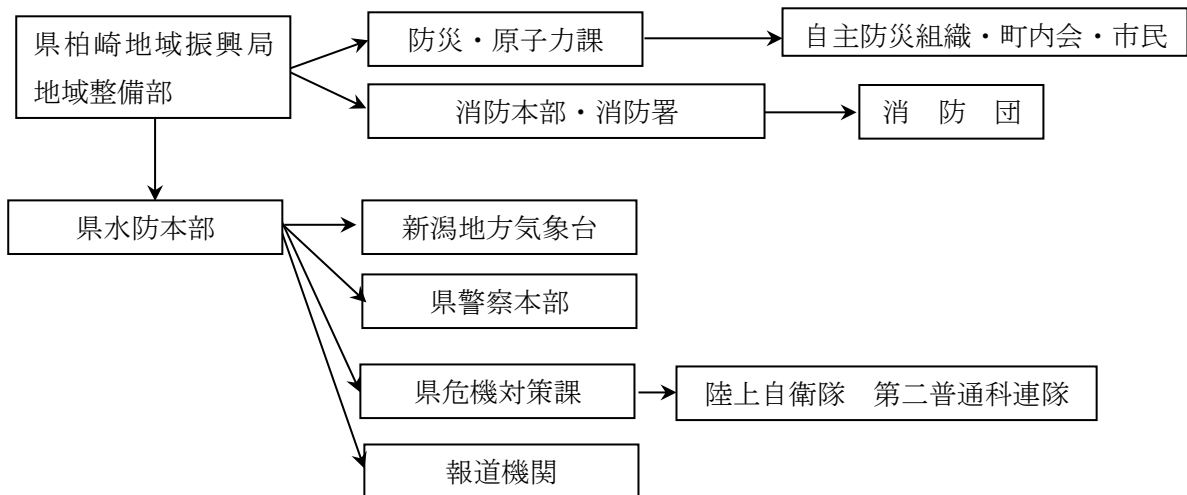
県危機対策課は、警報の発せられた河川の所在地域に応じて、陸上自衛隊第2普通科連隊に警報を伝達する。

(3) 水防警報の伝達方法

水位情報周知及び水防警報の発表については、柏崎地域振興局地域整備部より指定様式で電子メール又はFAXにより伝達されるものとする。

防災・原子力課は、柏崎地域振興局地域整備部から伝達された情報、気象予測及び河川巡視等からの報告を含め総合的に状況を判断し、防災行政無線等で市民に周知する。また、消防本部は、消防団（水防活動も実施）へ連絡する。

〔水防警報伝達系統図〕



関係機関連絡先

① 河川管理者

新潟県柏崎地域振興局地域整備部治水・港湾課 0257-21-6335

ダム管理課 0257-41-2070

新潟県土木部

河川管理課 河川海岸維持係 (025) 280-5414

河川管理課 施設管理係 (025) 280-5415

県庁 警備員室 (025) 285-5511

② 隣接市町村（水防管理者）

刈羽水防区：刈羽村役場総務課 0257-45-2244

③ 柏崎土地改良区 0257-22-3855

第2編（個別災害対策）第2章 雪害対策

第1節 雪害対策総則

市、県及び防災関係機関は、積雪期においても市民の安全な日常生活や円滑な経済活動が確保されるよう、建物除雪の確保、医療・教育等の公共サービスの確保、通信・交通網の確保、雪崩災害の防止、雪処理担い手の確保（ボランティアの派遣等）等に努める。

県は、豪雪、雪崩、土砂崩れ、地吹雪、着雪等により、市民生活に重大な支障を及ぼす事象の発生時において、市の支援に努めるとともに、関係防災機関と連携し、必要な応急対策を実施する。

市は、個人情報の保護に配慮しつつ、地域における要配慮者世帯及び除雪困難世帯の情報共有を進めるとともに、これら除雪対応のための見守りを必要とする世帯（以下「除雪困難世帯等」という。）については、地域（自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員など）による日常の訪問活動の強化などを通じ、屋根雪の処理状況等について確認するとともに、必要に応じて県地域機関の協力を得ながら雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

県及び市が設置・管理する老朽化した施設については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な管理に努める。

1 柏崎市雪害予防計画

市は、豪雪時における災害予防活動を円滑に推進するため、毎年降雪期までに当該年度の「柏崎市雪害予防計画」を策定し、雪害予防体制の強化を図る。同計画は、市の雪害対策に関する計画を集約し、相互の連絡・調整等の円滑化を図るものとする。掲載内容は、おおむね次のとおりとする。

- ・雪害予防のための気象注意報・警報、降雪量予報等
- ・防災救助
- ・除雪等、道路交通の確保対策
- ・雪崩事故防止対策
- ・医療、環境、教育条件確保対策
- ・建物除雪対策
- ・要配慮者世帯等の除雪対策
- ・農林水産業雪害予防対策
- ・雪処理担い手確保対策

2 降・積雪情報の収集

（1）積雪量観測所の指定

市は、「降積雪観測点の再指定について」（平成17年11月17日付け危第379号県防災局長通知）に基づき、積雪量観測所を指定する。（市内観測所数：6箇所）

観測所の廃止、移転等、指定の変更が必要な場合は、県防災局に協議するものとする。

市は、当該観測所において、毎年初雪から雪消えまで、積雪深及び降雪量を毎日定時に観測・記録し、雪消え後、県防災局に報告する。

各観測所における観測データは、豪雪の際に当該市町村に対し災害救助法又は新潟県災害救助条例に基づく救助を実施する際の判断基準として使用するため、県防災局は、雪消え前であっても必要に応じ、市に対し適時に観測データの報告を求めることができる。

■降積雪量指定観測所一覧表

観 測 点	住 所
柏崎総合高校	柏崎市元城町4194
北条武石トンネル	柏崎市大字東条3149-3
旧鶴川小学校	柏崎市大字女谷4537-1
西山町事務所	柏崎市西山町池浦877
高柳町事務所	柏崎市高柳町岡野町1774-1
高柳町石黒地域活動拠点施設	柏崎市高柳町石黒1694

(2) 降・積雪情報の定時報告

県危機対策課は、上記(1)の観測所の中から、降・積雪情報の定時報告箇所を下記のとおり指定する。毎年初雪から雪消えまで、毎日の積雪深と前日からの降雪量を定時に県防災企画課に報告する。

※降・積雪情報定時報告箇所：高柳町事務所

3 要配慮者の状況把握等

- (1) 避難行動要支援者名簿を平時から作成し、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の地域、市福祉保健部局及び防災部局の情報の共有化に努める。
- (2) 自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域とともに要配慮者の見守り体制の整備に努める。

4 柏崎市豪雪災害対策本部等

市は、市内に大雪が降り、次に示す基準に達したと認められる場合は、雪害予防対策の強化と豪雪による災害への即応体制を充実するため、「柏崎市大雪警戒本部」を執り、又は「柏崎市豪雪災害対策本部」を設置する。また、豪雪災害対策本部を設置した場合には、必要に応じ、高柳町事務所及び西山町事務所に、「〇〇町現地対策本部」を設置する。

市長は、豪雪災害対策本部等を設置したときは、防災会議委員、市議会議員、県危機対策課その他防災関係機関に通知するとともに、全職員に周知する。

(1) 大雪警戒本部及び豪雪災害対策本部の設置基準

大雪警戒本部又は豪雪災害対策本部の設置は、次に掲げる基準を参考に、今後の降・積雪の予測や雪崩巡視等の報告を含めて、市長が総合的に判断して決定するものとする。

ア 大雪警戒本部の基準

- ・市内降積雪指定観測点のうち、いずれかの積雪が240cmを超えた時。

- ・指定観測点の平均積雪が160cmを超えた時。
- ・その他地域の実情等を考慮し、市長が特に必要と認めたとき。

イ 豪雪災害対策本部設置の基準

- ・旧市町単位を含む指定観測点の平均積雪が新潟県災害救助条例適用基準積雪深を超える
と予想されるとき。
- ・その他地域の実情等を考慮し、市長が特に必要と認めた時。

(2) 豪雪災害対策本部組織

(本部長) 市長

(副本部長) 副市長

(本部員) 教育長、危機管理監、各部長、会計管理者、上下水道局長、消防長、教育部長、
議会事務局長、その他本部長が必要と認めた課長等

(本部事務局) 防災・原子力課長を事務局長とし、防災・原子力課職員を事務局員とする。

(3) 所掌事務

ア 本部員会議

- ・庁内関係部局所の豪雪対策の実施状況等に関する情報交換
- ・関係部局所間での連携が必要な事項等に関する調整
- ・その他必要な事項

イ 本部事務局

- ・豪雪による被害に関する情報の収集
- ・気象情報及び降・積雪に関する情報の収集
- ・庁内関係部局所の豪雪対策の実施状況等に関する情報の収集
- ・本部員会議資料の調製
- ・報道発表資料の調製

(4) 豪雪対策本部設置時の各部局所の所掌事務

(全部局所共通)

- ・各部、局、所の管理する施設及び所管事項に関する被害状況を調査し、危機管理部に報告
すること。

(危機管理部)

- ・豪雪災害対策本部の運営に関すること。
- ・雪による被害に関する情報の収集
- ・庁内関係部、局、所の雪対策の実施状況等に関する情報の収集
- ・気象情報及び指定観測点における降雪・積雪の観測記録に関すること。
- ・災害救助に関すること。
- ・雪崩災害防止対策及び融雪災害対策に関すること。
- ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。

(総合企画部)

- ・公共交通機関の運行状況に関すること。
- ・雪害広報に関すること。

- ・政府、国会等の視察の調整に関すること。
 - ・国、県等に対する要望書、陳情書の作成に関すること。
- (財務部)
- ・雪害対策関係予算に関すること。
 - ・雪害による家屋被害認定調査に関すること。
 - ・り災証明書発行及び被災者台帳の作成・管理に関すること。

(市民生活部)

- ・地域で支え合う除雪支援に関すること。
- ・消雪用水汲み上げに伴う地盤沈下の監視に関すること。
- ・廃棄物の適正な処理に関すること。

なお、地域事務所班においては、以下のとおり

- ・現地対策本部の運営に関すること。
- ・指定観測点における降雪・積雪の観測記録に関すること。

(福祉保健部)

- ・高齢者世帯等の要配慮者世帯の除雪に関すること。
- ・医療サービスの確保に関すること。
- ・食品衛生の確保に関すること。
- ・除雪ボランティア活動に関すること。

(子ども未来部)

- ・児童及び保育園児の安全確保に関すること。

(産業振興部)

- ・雪による経済活動への影響調査に関すること。
- ・生活物資の流通確保に関すること。
- ・物価監視に関すること。
- ・生鮮食料品の流通確保に関すること。
- ・農林水産業者に対する雪害予防指導に関すること。
- ・雪崩災害防止対策及び融雪災害対策に関すること。

(都市整備部)

- ・道路除雪、道路交通の確保に関すること。
- ・克雪住宅普及等による建築物の雪害予防に関すること。
- ・管理不全な空き家対策に関すること。
- ・雪崩災害防止対策及び融雪災害対策に関すること。

(上下水道部)

- ・水道の維持管理に関すること。

(消防部)

- ・消防活動に関すること。
- ・雪による人的被害の把握に関すること。
- ・消防水利の確保の強化に関すること。

- ・消防団の除雪出動に関すること。
- (文教部)
- ・教育サービスの確保に関すること。
- ・学校活動及び登下校中の児童生徒の安全確保に関すること。
- ・文化・社会教育施設及び体育施設の除雪に関すること。
- ・文化財の雪害予防に関すること。

(5) 豪雪災害対策本部の廃止

- ア 市長は、次の場合は豪雪災害対策本部を廃止する。
- ・豪雪による社会的な混乱が収束し、新たな被害の発生可能性が低いと判断されるとき。
- イ 市長は、豪雪災害対策本部を廃止した時は、防災会議委員、市議会議員、県危機対策課その他防災関係機関に通知するとともに、全職員に周知する。

5 豪雪に伴う災害救助の実施

豪雪災害は、地震・風水害等の災害と異なり、緩慢かつ長期にわたる災害で応急救助に着手すべき時点の把握が困難なため、県では、昭和50（1975）年に定めた「豪雪災害救助に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し応急救助を実施する場合の運用基準」を判定指針とし、応急救助の必要性を考慮した上で災害救助法又は県災害救助条例による高齢者世帯等に対する除雪支援等の救助を実施する。

(1) 災害救助法及び県災害救助条例の適用

ア 適用の判定基準

豪雪災害において、災害救助法施行令第1条第1項第4号に定める事態（多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた）の判定基準は、次の積雪深に達した場合を参考として県運用基準に従い、救助の必要性を県と協議の上、適用を決定する。

災害救助法・新潟県災害救助条例の適用基準値（単位：cm）

区分	基準積雪深	新潟県災害救助条例	災害救助法
全市域	柏崎市（168）	210	218
旧市町	旧柏崎市（155）	200	201
	旧西山町（71）	200	200
	旧高柳町（237）	296	308

イ 救助の実施

救助対象世帯を把握した上で、救助種類「障害物の除去（屋根雪下ろし及びその敷地内からの排雪）」を市が救助を実施する。

(ア) 救助対象世帯（参照：災害救助の運用と実務（平成26年度版））

①積雪のため住居の出入口が閉ざされているもの、屋根上の積雪のため住居が倒壊する危険がある等日常生活に著しい支障を及ぼしている世帯

②経済的弱者であって、自らの資力及び労力によって除雪を行うことができない世帯

(イ) 救助の種類

「障害物の除去（屋根雪下ろし及びその敷地内からの排雪）」

※「避難所の設置」「給水・炊き出しの実施」等の救助実施が必要となる場合も、原則、災害救助基準（内閣府）により実施する。

（ウ）実施方法、限度額及び救助実施期間

災害救助基準（内閣府）により実施する。

（２）市災害救助規則の適用

法又は県条例に基づく救助の実施は、市の災害救助規則の適用が前提となることから、市長は、適用基準に達する見込みとなった場合は、柏崎市災害救助規則に基づく救助の実施を行う。

（３）救助実施時の留意事項

救助実施主体はあくまで市であることから、要配慮者世帯等の除雪対策雪処理担い手確保対策の各補助・助成制度の適用事務との不整合が生じないよう関係部班と連携を図る。

6 雪処理の担い手の確保

市は、過疎・高齢化に伴う雪処理の担い手不足や豪雪時における雪処理の担い手不足に対応するため、平成23（2011）年12月から運用を開始している「雪処理担い手確保スキーム」、地域で支え合う除雪支援事業の推進及び除雪ボランティアの受入環境の整備を推進する。

また、高齢者等要配慮者の見守りに努めるとともに、必要に応じて柏崎市社会福祉協議会や除雪ボランティア等と協働した要配慮者の除雪支援に努める。

7 住宅の屋根雪対策

市及び県並びに市民は、県住宅の屋根雪対策条例に基づき、積雪期に住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境を整備するため、住宅の屋根雪対策を推進する。個人資産である住宅の屋根雪対策は、所有者自らが取り組むことが前提となるが、関係者は相互の連携、協力により、主に以下の取り組みについて必要な施策の展開に努める。

（１）屋根雪下ろしが不要な克雪住宅の普及

（２）住宅の屋根雪下ろしを行う際の安全確保

（３）空き家の屋根雪下ろし等に関する取り組み

8 市民及び地域の役割

（１）市民の役割

市民は、積雪期を安全に過ごすため、食料や燃料及び自宅除雪の費用や装備などの備えを行うとともに、屋根雪や雪処理中の屋根雪や雪処理中の事故防止を心がける。

（２）地域の役割

地域（町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員など）により、除雪困難世帯等に対して、日常の訪問活動の強化など雪下ろし等除排雪の支援に努める。

第2節 降雪等に関する気象注意報・警報及び予報

新潟地方気象台が、雪害予防活動の円滑な推進を図るため発表する降雪等に関する気象注意報・警報及び予報等について以下に記載する。

1 降雪等に関する注意報・警報等の概要

区分	種類	警 告 内 容	柏崎地域発表基準
注 意 報	大雪注意報	大雪によって、災害が起こるおそれがあると予想した時に発表する。	平地 6時間降雪 15cm 山沿い 12時間降雪 35cm
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。 強風による災害に加えて雪を伴うことによる視程障害のおそれに関しても注意をする必要がある。	平均風速 陸上 15 m/S (10～3月) 海上 15 m/S 雪を伴う
	なだれ 注意報	なだれにより災害の起こるおそれがあると予想したときに発表する。	①24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 ②積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合
	着雪・着氷 注意報	着氷又は着雪により災害が発生するおそれがあると予想した時に発表する。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがある場合に発表する。	①著しい着氷が予想される場合 ②気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続く予想される場合
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。 具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがある場合に発表する。	①積雪地域の日平均気温が10℃以上 ②積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5 m/S以上か日降水量が20mm以上
警 報	大雪警報	大雪によって、重大な災害の起こるおそれがあると予想したときに発表する。	平地 6時間降雪 35cm 山沿い 12時間降雪 60cm
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。	平均風速 陸上 20 m/s 海上 25 m/s 雪を伴う

区分	種類	警 告 内 容	柏崎地域発表基準
特 別 警 報	大雪 特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表する。	隣接県を含む多くの市町村で、50年に一度の積雪深となり、かつ、その後警報級の降雪が丸一日程度以上降り続く場合
	暴風雪 特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想されるときに発表する。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれが著しく大きいことについても警戒を呼び掛ける。	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
そ の 他	異常天候早期警戒情報 (降雪量)	情報発表日の5日後から14日後までを対象として、7日間平均気温が「かなり高い」若しくは「かなり低い」となる確率が30%以上、又は7日間降雪量が「かなり多い」となる確率が30%以上と見込まれる場合に発表。	なし ※「北陸地方」を対象 原則、毎週月曜日と木曜日に発表

2 気象注意報・警報の時系列表示及び警報級の可能性

新潟地方気象台は、気象警報・注意報の内容についてどの程度の危険度の現象がどのくらい先の時間帯に予想されるかを危険度により色分けして時系列表示するとともに、警報級の可能性が予想される時には、5日先までその可能性を「高」「中」の2段階で発表する。

気象警報・注意報

平成30年 1月23日16時24分 新潟地方気象台発表

新潟県の注意警戒事項

中越、上越では、大雪に警戒してください。新潟県では、高波に警戒してください。

柏崎市

【発表】大雪警報 風雪、なだれ、着雪注意報

【継続】波浪警報 雷注意報

【解除】暴風警報

24日昼過ぎまでに暴風警報に切り替える可能性が高い

柏崎市			今後の推移 (■特別警報級 ■警報級 ■注意報級)										備考・関連する現象
発表中の 警報・注意報等の種別			23日		24日								
			15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18		
風雪	風向・風速 (メートル)	陸上	☞15										＊は雪を伴う
			*										
		海上	☞20	☞18	☞15	☞20	☞20	☞23	☞23	☞25	☞25	以後も警報級 ＊は雪を伴う	
			*	*	*	*	*	*	*	*	*		
波浪		波高 (メートル)	5	6	6	6	6	5	5	5	7	以後も警報級	
大雪		山沿い										以後も警報級 12時間最大降雪量60センチ 降雪による交通障害	
		平地										以後も注意報級 降雪による交通障害	
雷												突風	
なだれ												25日にかけて 以後も注意報級	
着雪												以後も注意報級	

各要素の予想値は、確度が一定に達したものを表示しています。

■で着色した種別は、今後特別警報に切り替える可能性が高い警報を表しています。

■で着色した種別は、今後特別警報に切り替える可能性が高い注意報を表しています。

■で着色した種別は、今後警報に切り替える可能性が高い注意報を表しています。

〔表示例〕危険度を色分けした時系列

3 降雪量予報

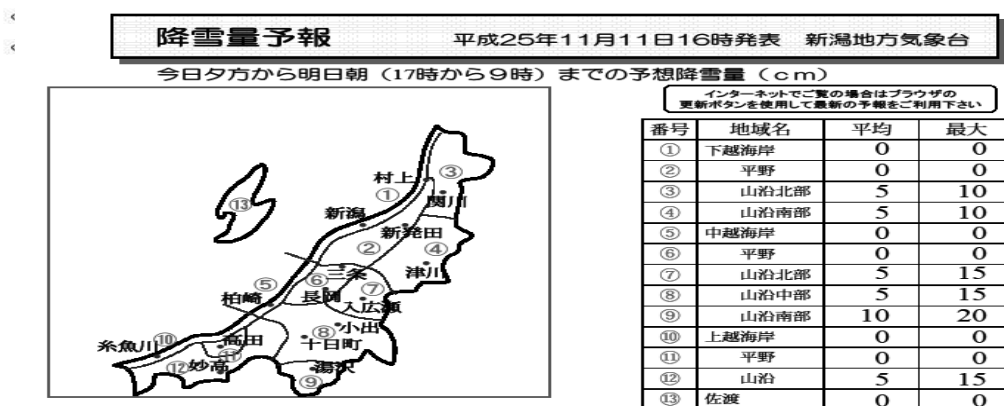
新潟地方気象台は、降雪に対する防災効果を上げるために、おおむね12月～3月までの期間、県内13地域を対象に「降雪量予報」を発表する。

(1) 発表時刻及び内容

- ・ 8時発表：当日の午前9時から翌日午前9時までの24時間降雪量予報
- ・ 16時発表：当日の午後5時から翌日午前9時までの16時間降雪量予報

(2) 予報地域区分

- ① 下越海岸 ② 下越平野 ③ 下越山沿北部 ④ 下越山沿南部 ⑤ 中越海岸
⑥ 中越平野 ⑦ 中越山沿北部 ⑧ 中越山沿中部 ⑨ 中越山沿南部 ⑩ 上越海岸
⑪ 上越平野 ⑫ 上越山沿 ⑬ 佐渡



4 新潟県雪情報システム

県は、12月1日から3月31日までの間、県内37地点の降雪量予測情報を、ホームページ上で公開する。

予測地点

山北、村上、関川、新発田、胎内、秋葉、五泉、津川、上川、北（旧豊栄）、新潟、西蒲、三条、加茂、見附、長岡、栃尾、与板、小千谷、守門、小出、十日町、津南、南魚沼、湯沢、柏崎、小国、松之山、柿崎、高土、北城、新井、妙高高原、糸魚川、根小屋、相川、両津

第3節 孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備

冬期間の孤立予想地区における防災関係機関の通信確保対策や孤立発生時の医療及び物資等の救援体制整備等を促進する。

1 孤立時の通信確保

市及び電気通信事業者は、孤立予想地区の災害による有線通信の途絶に備え、通信手段の多ルート化等に努めるものとする。また、市は、孤立が予想される地区における緊急時の通信・連絡体制について、市民に周知する。

- (1) I P無線設備及び停電時における補助電源・非常用電源設備の整備
- (2) 衛星電話等孤立対策用通信機器の冬期間における臨時設置の検討

2 雪崩発生危険箇所の周知と監視等

市及び県は、雪崩災害防止のため、雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。また、雪崩の危険が高まった場合は、関係機関へ報告し、監視の強化及び道路の通行規制実施を検討する。雪崩の危険を確認した場合は、速やかに関係機関へ報告するとともに、道路の通行規制解除に向け、現地調査、応急工事等の実施を検討する。

3 防災拠点となる施設及びヘリポート適地の確保

市は、集落の孤立に備え、孤立予想地区における防災拠点となる施設を確保する。また、市民の救助、医療救護、物資の供給等のためのヘリコプターの運用に備え、孤立予想地区におけるヘリポート適地の確保に努める。

4 資機材の整備及び物資の備蓄と事前配置

市は、孤立予想地区に対し、当該地区における緊急時の資機材の整備及び物資の備蓄と事前配置に努める。

5 市民及び地域の役割

(1) 市民の役割

孤立予想地区の市民は、当該地区の雪崩発生危険箇所等の情報を熟知し、危険の事前把握に努める。また、孤立予想地区の市民は、最低7日分の食料、飲料水、生活必需品、燃料等を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

雪崩等の発生時に、市民の安否確認をとれる体制の構築に努めるとともに、救出、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を市民自ら行えるよう、自主防災組織による防災訓練等の実施に努める。

(3) 企業・事業所の役割

孤立予想地区の企業・事業所は、孤立時における施設や資機材提供等について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。

第4節 建築物の雪害予防計画

克雪住宅の普及、積雪による建築物の倒壊や屋根雪落下による事故等の防止に関し、必要な事項について定める。

1 一般建築物の雪害予防

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

県及び市は、建築物等所有者に対して新築、改良工事等に際し、屋根雪処理の軽減や市街地の状況や敷地の状況等で周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に努めるものとする。

(2) 克雪住宅の普及

屋根雪処理における事故防止・省労力化には、住宅の克雪化が有効なため、助成制度等による支援などにより克雪住宅の普及に努める。

ア 住宅の克雪化に対する助成制度による支援助成

(ア) 克雪すまいづくり支援事業

- 対象地域 鶴川地区、高柳地区、中鯖石地区、南鯖石地区、別俣地区、野田地区、北条地区、上米山地区、中通地区、上条地区、北鯖石地区、田尻地区、高田地区
- 補助基本額 (上限) 融雪式住宅 44万円 (要援護世帯の場合は55万円)
その他 33万円 (要援護世帯の場合は44万円)
命綱固定アンカー 10万円 (補助対象経費の1/2まで)

イ 住宅の克雪化に関する情報提供等による普及啓発

- 屋根雪の処理方法の特徴や工夫等

(3) 要配慮者世帯に対する除雪支援

ア 市は、要配慮者世帯に対し民生委員・児童委員、福祉団体等による訪問等の見守りを行い積雪状況の把握に努める。

これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みがなされるよう努める。

イ 要配慮者世帯に対する除雪援助制度

(ア) 高齢者等の自力除雪不可能世帯に対する支援

助成制度の概要：柏崎市高齢者世帯等除雪費助成事業

対象世帯のいずれかに該当する世帯で、かつ、適用世帯にすべて該当する世帯

- 対象世帯
 - ・ 65歳以上の高齢者のみの世帯
 - ・ 心身障害者のみの世帯
 - ・ 高齢者及び心身障害者のみの世帯
 - ・ 母子世帯

- ・上記に準ずる世帯

○ 適用世帯

- ・自力で屋根の雪下ろし又は除雪を行うことができない世帯
- ・市内に居住する家族及び親族の労力的又は経済的な支援により、屋根の雪下ろし又は除雪を行うことができない世帯
- ・世帯員全員の市民税が非課税又は均等割課税である世帯
※生活保護世帯を除く（生活保護世帯は、(イ)の制度を適用する）

○ 対象経費

- ・住家の屋根の雪下ろし及びこれに伴う玄関先部分の除雪
- ・豪雪の際、屋根周りの除排雪に必要な最小限度の部分
※人の住んでいない家、作業小屋、車庫及び玄関先から道路までの除雪などは、対象としない。

○ 助成額

- ・1回の除雪につき、除雪に要した経費の8割を助成する。ただし、1日の作業に対する助成限度額は20,000円とする。

(イ) 生活保護世帯に対する除雪費

一冬季間につき保護基準表に定める範囲において、次のとおり支給できるよう措置される。

- 生活保護世帯住宅維持費（雪囲い、雪下ろし等の住宅維持費）
基準額1世帯120,000円の範囲内
- 生活保護世帯一時扶助費（生活道路・避難路確保の除雪費）
冬期加算認定機関ごとに31,000円の範囲内

(4) 屋根雪等による事故防止の啓発

ア 市は、屋根雪等による人身事故や高齢者等の雪処理事故の防止について、市民に対する啓発に努めるものとする。

- (ア) こまめな雪下ろし励行
- (イ) 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- (ウ) 雪下ろし中の屋根やハシゴからの転落による事故防止
- (エ) 非常時における出入口の確保

イ 屋根雪処理における転落事故防止には命綱の使用が有効なため、市は、助成制度等による支援などにより、克雪化されていない住宅への命綱固定アンカー設置に努める。

- (ア) 命綱固定アンカー設置に対する助成制度による支援
- (イ) 命綱固定アンカーに関する情報提供等による普及啓発

第5節 電力・通信の確保計画

電力供給事業者及び電気通信事業者は、降雪期における電力供給及び公衆通信を確保するため、設備の雪害対策の推進と防災体制の確立を図る。

1 電力供給確保対策

東北電力ネットワーク株式会社は、雪害のおそれのある地域の送電線路及び配電線路の雪害予防措置を計画的に推進するとともに、停電時における迅速かつ的確な応急復旧体制の確立を図る。

(1) 送電線路の雪害予防措置

- ア 降雪期前に巡視又は点検を実施し、送電線路の補修又は整備を行う。
- イ 樹木の接触や倒木による停電防止のため、地形や電線を考慮し、基準離隔距離が保てるよう、樹木所有者と協議の上、伐採等を実施する。
- ウ 冠雪による停電を防止するため、積雪状況等を踏まえ、適時のパトロール、冠雪落とし等を実施する。
- エ 着雪による電線、あるいは着雪・落雪時のはね上がりによる混触停電を防止するため、ねじれ防止ダンパ、相間スペーサーの取付け等を計画的に推進する。
- オ がい子への着氷雪による停電を防止するため、懸垂がい子への取替等を計画的に推進する。

(2) 配電線路の雪害予防措置

- ア 降雪期前に巡視及び点検を実施し、配電線路の補修又は整備を行う。
- イ 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議の上、樹木の枝下ろし、伐採等の措置を実施する。
- ウ 着雪による電線断線等の停電を防止するため、難着雪電線を使用する。
- エ 冠雪、雪崩及び雪圧による停電を防止するため、積雪状況等を踏まえ、適時のパトロール実施、冠雪落とし及び支線除雪等の工事を実施する。
- オ 豪雪地域については、電線の縦配列、縦型開閉器への取替及び支線の断線防止対策としての支線ヒートパイプ取付工事を計画的に実施する。

(3) 復旧用主要資材の配備

平時から支持物、電線、引込電線、変圧器、開閉器、がい子類、腕金その他の復旧用主要資材を電力センター等に配備する。

(4) 機動力及び通信網の整備

- ア 停電時における迅速かつ的確な応急復旧を図るため、雪上車を主要な電力センターに配置し、障害地点への人員及び資材の雪中輸送を行う。
- イ 迅速かつ的確な状況把握のため、必要に応じ、ヘリコプターによる空中パトロールを実施する。
- ウ 配電線経過地の主要箇所に委嘱により配電連絡員を配置し、事故発生時における初動体

制確立の迅速化を図る。

エ 通信体制の確立のため、無線基地局を設置し、移動無線機を配置する。

(5) 応急対策

第1編第3章第31節「電気施設等応急対策」の定めるところにより、応急対策を実施する。

2 通信確保対策

東日本電信電話株式会社は、雪害のおそれのある地域の電気通信設備等の耐雪構造化及び通信網の整備を推進するとともに、通信途絶時における迅速かつ的確な応急復旧体制の確立を図る。

(1) 設備の耐雪構造化

ア 通信線路の地下化を推進する。

イ 豪雪地域電柱の長尺化及び沈降圧による被害防止のため、地熱利用のヒートパイプの取付けを推進する。

ウ 積雪・寒冷地用の屋外線へ取換を推進する。

エ 管路内引上げ点及び橋りょう管路内の溜水凍結、膨張圧によるケーブル変形等の防止のため凍結障害防止用ポリエチレンパイプの取付けを推進する。

(2) 通信網の整備

ア 災害発生時において、重要通信を確保し通信不能地域をなくすため、主要伝送路の多ルート構成又は2ルート構成を図る。

イ 停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源の整備又は維持を図る。

(3) 災害対策用機器及び無線車の配備

被災した設備の迅速な復旧を図るため、災害対策用機器及び無線車等を指定保管場所に配備する。

(4) 停電に備えた資機材の配備

停電発生時に備え、各交換所に蓄電池設備を設置するとともに、長時間の停電に備え、必要により各拠点に移動電源車及び可搬型電源装置の増設又は新設を図る。

(5) 応急対策

停電、雪崩等により、通信途絶が発生した場合は、直ちに市及び県へ連絡するとともに、風水害等対策編第1編第3章第30節「電気通信施設応急対策」の定めるところにより、応急対策を実施する。

第6節 消・融雪施設等の整備

国、県、市及び防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路の消融雪施設等の整備を行う。

1 消融雪施設等の整備

(1) 消雪パイプ等の維持管理

消雪パイプ等は、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

(2) 流雪溝の整備

人家連たん区域において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、流雪溝の面的整備の促進に努める。

第7節 積雪期の交通確保計画

交通施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施し、積雪期の交通路を確保する。

市・県・国・関係機関において、雪害発生時の除雪、交通規制の実施、交通状況情報発信等について、広域的な連携・調整を行う体制の整備を図る。

1 幹線道路等の交通の確保対策

(1) 道路管理者等の関係機関の十分な連携

短期間の集中的な降雪時においても、人命を最優先に、幹線道路等の大規模な車両滞留の回避や、速やかな交通の回復を図るため、道路管理者等の関係機関が十分に連携し、相互の情報共有や事前の訓練を実施するなど除排雪の体制整備その他の必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 大規模な車両滞留の回避と交通障害の早期解消

大雪の発生が事前に予想される場合は、道路管理者及びその他の関係機関が情報を共有しながら、不要不急の出控えや在宅勤務の推進など行動変容につながる呼びかけを行うとともに、事前に周知・広報した上で予防的通行規制を実施すること等により、大規模な交通障害が発生しないよう努める。

また、短期間の集中的な降雪時には、道路管理者等の関係機関による情報連絡本部の設置やタイムライン(段階的な行動計画)に基づく躊躇ない通行止めと集中的な除雪作業などにより、幹線道路等における大規模な車両滞留の回避に努める。

(3) 大規模な車両滞留発生時の対応

大規模な車両滞留が発生した場合は、関係機関が連携し、速やかな乗員保護活動を行うとともに、集中的な除雪の実施など、交通障害の早期解消に努める。

また、大規模な車両滞留が発生した場合に備え、立ち往生車両を速やかに排除するための資機材の配備などのほか、乗員の保護のため滞留車両への燃料供給、充電対応、食料・水の供給及びトイレの確保等の体制整備に努める。

2 東日本高速道路の交通確保対策

新潟支社雪氷対策要領に基づき、新潟支社が管理する高速自動車国道の除排雪体制を整え、雪害予防に努める。

(1) 除雪体制の確立

降積雪及び気象状況により、平常・注意・警戒(2段階)・緊急・非常の6体制をとる。

(2) 除雪路線の選定

県内高速自動車国道管理区間約420km(北陸自動車道・関越自動車道・磐越自動車道・日本海東北自動車道・上信越自動車道)を、5管理事務所(新潟・長岡・上越・湯沢・東北支社会津若松)、29箇所の除雪ステーションを配置して除雪作業に当たる。

(3) 除雪目標の設定

凍結路面の発生を防止することを基本とし、乾燥・湿潤～圧雪路面の間で管理することを

目標とする。

(4) 交通規制の実施

除雪作業等に伴う交通規制に関しては、事前に高速道路交通警察隊と十分協議の上、実施する。

3 北陸地方整備局管理道路の交通確保対策

北陸地方整備局は、「北陸地方整備局防災業務計画」に基づき毎年道路除雪計画を策定し、除雪体制の整備を行い、雪害予防に努める。

(1) 除雪体制の確立

道路雪害対策本部を設置し、降積雪などの気象状況等に応じ、平常、注意、警戒、非常の4体制をとる。

(2) 除雪路線の選定

新潟県内の一般国道の直轄管理区間664.4km（7路線）

(3) 除雪目標

北陸地方整備局管内3県（新潟・富山・石川）の直轄管理区間14路線、延長1,073km（令和（2019）年11月1日時点）について、2車線以上の幅員を常時確保する。ただし、異常降雪により2車線確保が困難になると想定される場合は、早い段階で通行止め措置を行い、除雪作業を集中的に実施し、迅速に交通を確保する。

(4) 除雪作業

ア 除雪作業が円滑に実施できるよう、各事務所間の現有機械の適切な運用を図る。また、緊急時等に対処するため、民間の保有する機械の実態を事前に把握しておく。

イ 他の道路管理者と関連する交差点除雪については、事前に関係機関と担当範囲及び除雪方法について協議打合せを行い、効果的な除雪に努める。

ウ 気象情報や道路状況を的確に把握し、迅速な除雪作業に努める。

エ 異常豪雪や地吹雪などで除雪作業ができない場合、その他安全な交通確保が困難な場合は、関係機関と連携を図り、適切な通行の規制を行う。

オ 消雪パイプ等の消融雪施設は、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

4 県管理道路の交通確保対策

県は毎年「冬期道路交通確保計画」を策定して除雪体制の整備を行い、雪害予防に努める。

(1) 除雪体制の確立

ア 除雪対策本部を設置し（毎年11月16日から翌年3月31日までの間）、降・積雪などの気象状況に応じて平常、警戒、緊急の体制の移行を図る。

イ 迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施するため、除雪機械、除雪要員並びに連絡手続などの所要の体制の確立を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の計画的な整備を行う。

(2) 警戒、緊急の体制への移行

短時日の間に連続異常降雪となった場合には、次のように警戒又は緊急体制に移行する。

ア 警戒体制

(ア) 大雪特別警報が発令されたとき又は県内指定雪量観測点（下表）の1／2以上がおおむね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他の状況を勘案し、緊急事態に陥るおそれがあると判断されるときは、北陸地方整備局と協議して警戒体制への移行を決定する。

(イ) 警戒体制においては、その後に予想される緊急体制への移行準備として情報の収集及び連絡を強化し、除雪機械及びオペレーターの借上げ、応援等の事前手配をするとともに、除雪体制の強化に努める。

イ 緊急体制

(ア) 大雪警報が発令されたとき又は県内指定雪量観測点のうち、その大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ、主要路線における除雪状況、降雪強度その他の状況を勘案し、北陸地方整備局と協議して緊急体制への移行を決定する。

(イ) 緊急体制時の措置

緊急体制時においては、緊急時確保路線の交通確保のため、情報連絡を更に強化するとともに、除雪機械及びオペレーターその他必要機械の確保を図る。

指定雪量観測点及び警戒積雪深

指定雪量観測点	新発田	新潟	長岡	十日町	上越
警戒積雪深（cm）	80	40	140	220	150

※交通確保する路線網の積雪を代表する58箇所で積雪観測を行っているが、このうち、上記5地点を積雪観測点に指定し、当該観測点における積雪の深さの最大値の累年平均をもって観測点の警戒積雪深とする。

(3) 除雪目標の設定

ア 平時における除雪目標

除雪路線は、当該路線の自動車の日交通量その他交通確保の必要性に応じて、これを第1種、第2種、第3種の3種別に区分し、除雪を実施する。

各種別の除雪目標は、以下のとおりとする。

区分	道路幅員及び適用基準	除雪目標
第一種	5.5m以上の幅員があり、通勤通学道路及び国県道に通じる道路で、交通量の多い主要道路。	2車線以上の幅員確保を原則とし、緊急時以外は常時交通を確保する。
第二種	4.0～5.5mの道路で、比較的交通量が多く、第一種に次いで重要な道路。	1車線を確保し、所々に待避所を設ける。
第三種	3.0～4.0mの道路で、除雪可能な生活道路及び幅員はあるが交通量の少ない道路。	第一種、二種道路につぎ1車線を確保する。 ただし、状況によっては一時交通不能となってもやむを得ない。

イ 緊急時

(ア) 緊急確保路線

異常降雪（24時間降雪量が50cm以上）があり、かつ柏崎市地域防災計画に基

づき、豪雪警戒本部又は豪雪災害対策本部が設置された場合で、平時除雪路線の確保が困難と判断されたときに、新潟県の緊急確保路線と連携し、市があらかじめ指定した緊急確保路線の交通確保を優先的に図る。

(イ) 国、新潟県、NE X C O 東日本、公共交通機関等との情報連絡の強化を図る。

ウ 融雪施設の指示、運営

(ア) 市道に設置している融雪施設は、維持運営を設置町内会等に委託して効率化を図る。

(イ) 融雪施設のある道路の、機械除雪は実施しない。

エ 歩道除雪目標

安全な歩行者空間確保のため、自動車交通の多い通園・通学路、病院、鉄道駅・バスターミナル等の公共性の高い施設へ通じる箇所について、これをA、B、Cの3種別に区分し、除雪を実施する。

各種別の除雪目標は以下のとおりとする。

A（早朝除雪）：早朝（通勤、通学時）、昼夜を問わず必要なときに除雪を行う。

B（昼間除雪）：昼間の必要なときに除雪を行う（早朝、夜間は除雪しない）。

C（連続降雪後除雪）：平常時は昼間除雪とする。連続降雪時には、上位水準箇所を優先し、降雪の収まった後に除雪を行う。

(4) 除雪路線の選定

ア 除雪を実施する路線は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づいて指定された道路のうち、幅員狭あい、雪崩多発地帯で除雪が不能な区間を除く重要な路線、及び指定外路線のうち、公共施設等に通ずる重要な路線（県管理の国・県道514路線）とする。

(単位：km)

種別	区分	管理道路 実延長	除雪計画 延長	除雪計画			除雪率 (%)
				第1種	第2種	第3種	
一般国道		80.1	80.1	63.1	12.2	4.8	100.0
主要地方道		124.7	110.5	15.5	39.5	55.5	88.6
一般県道		122.5	100.1	5.2	38.6	56.3	81.7
計		327.3	290.7	83.8	90.3	116.6	88.8

イ 歩道除雪路線

冬期歩行者の安全を確保するため、通学路を中心とした歩道除雪を行う。

(単位：km)

種別	区分	管理道路実延長 a	除雪計画		除雪率 (a/b)
			箇所数	延長 b	
一般国道		68.5	21	29.7	43.4
主要地方道		48.8	26	30.0	61.5
一般県道		45.9	29	27.6	60.1
計		163.2	76	87.3	53.5

(5) 終日道路交通確保路線

高速道路網の整備、レジャー施設の増加、産業活動の拡大及び生活様式の多様化から終日交通が増加している。冬期間においても、これらに対する交通路の終日確保が各方面から要請されていることから、高速道路と直轄国道及び病院・駅等の公共施設にアクセスする重要路線について確保を図る。

(6) 交通規制の実施

除雪作業に伴う交通規制に関しては、事前に所轄警察署と十分打合せの上、実施する。

交通規制を行う際は、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入りやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(7) 除雪作業出動基準

ア 車道

工程	出動基準	標準施工方法
新雪除雪	1 降雪状況、気象情報などから判断し、翌朝7時までに10cm以上の積雪が予想される時。 2 降雪量が10cmを超え、翌朝7時までに道路交通確保が必要となった時。	・高速車(除雪ドーザ、グレーダ)を主体とする。 ・道路脇への押し付け除雪とする。
路面整正	1 路面に残雪が多く、交通の支障となるおそれがある時。 2 連続降雪などにより、圧雪が許容限界10cmを超えるおそれのある時。	・除雪ドーザ及びグレーダにより土工板装備で施工する。 ※交通開放したまま施工する場合が多いので、充分注意すること。
圧雪処理	1 気温の上昇、チェーン装着車の通行などによって圧雪の形状・性質などが変わり、極端な不陸を生じて交通障害の原因となるおそれのある時。	・濡雪、圧雪では、除雪ドーザ及び除雪グレーダを主体とする。 ・アイスバーンでは、切削せずに何回かに分けて施工する。 ・部分的処理の場合は、薬剤散布を併用する場合もある。
拡幅除雪	1 降雪が本格的となり、必要幅員の確保が困難になった時。 2 除雪ドーザによる補助作業(雪堤の切崩し、投雪余地までの押出しなど)が必要となった時。	・ロータリ除雪車を主体とし、舗装幅員一杯に拡幅を行う。 ・除雪ドーザによる拡幅は極力行わないが、ロータリ除雪車の補助作業として雪堤の切崩し、投雪余地までの押出しなどを行う。
排雪	1 家屋連たん部の屋根雪下ろしなどにより、幅員確保が困難となったとき。 2 連続降雪などにより、交通・保安・消防活動などに障害のおそれのあるとき。	・地元町内会に対して排雪を指示する。 ・ショベル系掘削機とダンプトラック運搬、ロータリ除雪車とダンプトラック運搬により施工する。 ・排雪機械の規格、台数は、道路状況により決定する。

薬剤散布	1 路面凍結により、スリップ事故のおそれのあるとき。	・凍結防止剤散布は、原則として凍結防止剤散布車により行う。 ・著しく局部的な箇所は人力で行う。
	2 機械除雪が困難となり、圧雪処理を容易にさせるための補助作業が必要なとき。	
	3 パトロール車などの巡回の際、危険箇所を発見したとき。	

イ 歩道

項 目	内 容	備 考
除雪の幅	1. 0 m以上を標準とする。	
確保状況	長靴又は防寒靴で歩行が可能なこと。	自転車は対象としない。
確保基準	除雪後の積雪深5 cmを基準とする。 除雪工法からやむを得ない場合は、10 cm以下とする。	歩道上に圧雪が形成され、歩行に支障のない場合は圧雪面からの積雪深とする。
出動基準	歩道上に20 cm以上の積雪がある場合を標準とする。	除雪機械の施工限界を超える積雪となるおそれがある場合は適宜出動する。

(8) 他の防災関係機関等との協力

災害時において迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な協力体制を確保する。

5 市管理道路の交通確保対策

市は毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪体制を整備し、雪害予防に努めるものとする。

(1) 除雪体制の確立

市内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整えるものとする。

(2) 除雪連絡会議の開催

ア 冬期間における地域道路除排雪の円滑な実施を期するため、「除雪連絡会議」を開催するものとする。

イ 除雪連絡会議は、市、国・県の出先機関、柏崎警察署、消防署、運輸業者等の各代表をもって構成するものとする。

(3) 除雪路線の選定

路線の選定に当たっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定するものとする。

(4) 除雪目標の設定

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施するものとする。

(5) 雪みち計画協議会の設置

- ア 歩道除雪の円滑な実施を期するため、「柏崎市雪みち計画協議会」を設置するものとする。
- イ 雪みち協議会は、市、国・県の出先機関、柏崎警察署、町内会、市PTA連合会、小中学校教頭会、交通安全母の会連合会等の代表者で構成するものとする。

(6) 市街地等除雪時の屋根の雪下ろし

降雪が続く屋根の雪下ろしが必要となったときは、除雪連絡会議で協議し、屋根の雪下ろし一斉作業完了後、道路除雪作業を実施するものとする。

(7) 通行規制

除雪作業に伴う通行規制に関しては、事前に所轄警察署と十分協議の上、実施する。

6 鉄道事業者の交通確保対策

鉄道事業者は、降積雪時における列車の安定輸送のために、それぞれ除雪車両、除雪機械及び適正要員の整備を図り、除雪体制の確保に努めるものとする。

(1) 一般鉄道施設

ア 除雪体制の確立

- (ア) 線路除雪は、除雪機械等を適所に配備するとともに、除雪要員の配置及び外注除雪体制を整える。
- (イ) 除雪は、除雪車両、除雪機械に主力をおき、線区の重要度に応じ重点的な除雪を行い、列車運転の混乱防止に努める。
- (ウ) 機械力除雪により難しい箇所は、人力除雪を計画的に実施するほか、消雪設備を計画的に整備する。

イ 踏切箇所の除雪

踏切箇所は、線路及び道路側からの排雪による堆雪により、見通しが阻害されることが多いため、道路管理者と協議し除雪を実施する。

ウ 運転規制

降・積雪期における輸送能力の確保と輸送の混乱を防止するため、降・積雪の状況に応じて第1次から第5次体制に区分し、各支社の基準に基づき運転規制を実施するとともに、各段階に即応した排雪列車運転と構内除雪を実施する。

エ 雪害時の対策

(ア) 消防団、自衛隊の派遣要請

雪害時における緊急除雪等は、社員（非現業職員含む）の動員を第一とし、必要に応じて関連事業所の応援を得て実施する。関連事業所の応援によっても困難な場合は、状況に応じ消防団又は自衛隊の派遣を求める。

(イ) 緊急輸送

雪害時における緊急輸送は、一般貨客を優先して行うものとするが、緊急輸送がふくそうしたときは、県と協議の上、輸送物資及びその順位を定めて行う。

(ウ) 乗客の安全確保

駅間停車等が発生し、鉄道事業者単独で対応できない場合、県・市・関係機関と連携

し乗客の安全を確保する。

オ 予防保全対策

(ア) 雪崩警備体制を強化し、雪崩の発生が予想されるときは、列車の抑止手配運転規制を実施する。

(イ) 雪崩発生重点警備箇所を再検討し、巡回警備を強化する。

カ 融雪設備等の強化

輸送の確保、省力化を図るため、熱風、電気融雪及び水資源を利用した除融雪設備の充実を図る。

7 港湾施設の交通確保対策

港湾を利用する車両が、冬期積雪時において支障なく安全かつ円滑に陸上交通が図れるよう、臨港道路を除雪する。

(1) 除雪の方法

委託又は直営により実施する。

(2) 除雪期間

おおむね12月から3月までとする。

(3) 除雪基準

原則として、道路上に10cm以上の降雪が予想されるときに作業を開始する。

8 地吹雪への対応

ア 道路の地吹雪対策施設の整備

交通の安全を図るため、地吹雪多発地域に地吹雪防止策、スノーシェルター等の施設を整備する。

イ 地吹雪多発地域の警戒

地吹雪多発地域においては、気象情報により地吹雪発生が予想される場合は、パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握するとともに、国、県、市等は連携してあらかじめ迂回路を検討し、適切な交通誘導に努める。

9 市民及び道路利用者への広報等

各施設の管理者は、積雪期における交通の混乱防止、雪害による被害の防止、軽減を図るため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について適時適切な広報を行う。市は、防災行政無線、緊急速報メール・エリアメール、ホームページ、SNS、柏崎コミュニティ放送との連携によるラジオ放送等において周知を行う。

また、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控えることや冬期の運転時には車内に必要なものを準備するよう啓発を行う。

大規模な車両滞留などの緊急事態が発生した場合は、これらの支援にあたるほか、関係機関と24時間連絡がとれる体制を構築し、情報収集及び発信に努める。

第8節 雪崩防止施設等の整備

国、県、市及び関係機関は、山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を実現するため、雪崩防止等の施設を整備し、雪崩の発生及び雪崩による被害の発生を防止する。

1 雪崩危険箇所の調査、周知

(1) 雪崩危険箇所の指定

雪崩対策を効率的に実施するためには、雪崩の発生により集落及び道路等に被害を及ぼすおそれのある雪崩危険箇所の的確な把握が必要である。したがって、市及び県は、既存資料の収集・整理や地図、空中写真の計測・判読のほか、可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を組み合わせ、危険箇所を抽出する。

(2) 雪崩危険箇所の周知

市は、雪崩災害防止のため、県と連携して市民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による危険箇所の周知を図る。

2 雪崩防止施設等の整備

市、県及び国は、雪崩防止施設等を計画する場合は、施設等の機能を十分に発揮できるよう、地形、植生、雪崩の発生位置及び種類等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な施設を選定する。

(1) 雪崩予防施設の整備

県は、雪崩防止林・階段工・予防柵等の雪崩予防施設の設置に努め、雪崩災害発生の予防措置を図る。

(2) 雪崩防護施設等の整備

市管理道路の安全な交通を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩・融雪等により、河川・沢等をせき止め、洪水・土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防・治山等の施設整備に努める。

(4) 雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防止施設等の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的に整備・点検に努める。

また、気象状況、降・積雪状況を把握し、雪崩の危険が高まった場合にはパトロール及び巡視員等による監視を強化するとともに、必要に応じ雪底処理等を行い、雪崩被害の防止に努める。

第9節 雪崩事故の防止と応急対策

国、県、市及び関係機関は、雪崩による人命等の損失を極力回避するため、雪崩危険箇所（以下「危険箇所」という）を中心としたパトロール及び、市民の事前避難や雪庇落とし等の事前回避措置の実施等により雪崩による災害の発生防止に努める。また、雪崩による被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

1 雪崩危険箇所の警戒

（1）道路・鉄道等の危険箇所の査察

道路・鉄道等の施設管理者は、積雪期間中は、雪崩危険箇所の査察を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

（2）町内による雪崩の巡視

市は、雪崩危険箇所のある町内について、町内会長等に雪崩の巡視を依頼するものとする。

危険箇所の巡視は1月から3月末までを目途に行うこととし、雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときは速やかに市に通報するものとする。市は状況に応じ、巡回警戒（降雪時に随時行う。）又は固定警戒（危険状況により常時監視を行う。）等を依頼する。

（3）市等による監視

市及び関係機関は、雪崩危険箇所に近接している民家、公共施設、集会施設及び旅館等を対象に市民の生命の安全確保を図るため、適時に十分な警戒監視を行うよう警戒体制の整備を図る。

また、町内会長等との連絡を密にし、必要があると認められるときは、避難指示等を発令するものとする。

（4）県及び警察の協力体制

県は、市から要請があったときは、所轄警察署と協力して危険箇所の巡視を行い、警戒体制及び市民の避難に関して指導する。また、県は、町内による雪崩の巡視に関して、市に対して技術的・専門的な指導・助言を行う。

（5）市民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩災害から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、速やかに近隣住民及び市、県、警察等へ連絡し、必要に応じて自主的に避難する。

2 事前回避措置の実施

（1）市民への雪崩情報の周知

ア 市は、雪崩災害防止のため、県と連携して市民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所等による危険箇所の周知を図る。

イ 市は、気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について市民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

ウ 雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めた時は、市民に対し避難指示を行うものとする。市民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受入れとともに十分な救援措置を講じる。

(2) 鉄道・道路施設の対策

鉄道・道路等の施設管理者は、積雪期間中、パトロール等により雪崩の兆候等異常な事態を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

3 雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 市は、自らの巡視、又は他の関係機関、町内会長、市民等からの通報により雪崩の発生を覚知した時は、直ちに被害の有無を確認し、速やかに県危機対策課へ被害状況を報告する。

イ 市民等が被災した場合は、直ちに消防、消防団、警察と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

ウ 住居を失った市民を公共施設等に受入れ、十分な救援措置を講じるものとする。

(2) 鉄道・道路等施設等の被災時の対策

ア 鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合は、直ちに当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

また、列車、車両が雪崩により被災した場合は、直ちに最寄りの消防、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

イ 市は、雪崩による通行止めが長時間に渡り、列車・通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受入れ等を行う。

ウ 道路管理者は、雪崩の発生により道路の通行規制が生じる場合は、関係機関に連絡し、必要に応じて周辺道路の通行規制を行うとともに、ラジオ放送や交通情報板等を通じてドライバーへの情報提供を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

県、警察本部は雪崩の発生による交通途絶で、他に交通手段の確保ができないなど必要と認めたときは、雪崩の発生に十分注意し、ヘリコプターによる医療救護班、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

市は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

4 市における警戒監視体制

(1) 警戒監視の内容

雪崩危険箇所を十分に認識するとともに、各所属で連携し、警戒監視体制の構築に努める。

警戒監視は、それぞれの通常業務で危険箇所を通行する場合等において実施する通常監視及び一定の気象条件を満たすなど雪崩発生の危険性が高まった場合に実施する雪崩パトロールにより行うものとする。

(2) 警戒監視時の点検

点検は、「雪崩危険箇所点検項目」に基づき、「雪崩危険箇所点検調査表」により評価をするとともに、必要に応じて写真撮影を行う。

《主な点検項目》

- ・雪庇発生による危険の有無
- ・吹き溜まりに伴う巻きだれによる危険の有無
- ・クラック（雪割れ）発生による危険の有無
- ・雪しわ発生による危険の有無
- ・積雪表面のフラット化による危険の有無
- ・スノーボール発生による危険の有無
- ・植生による雪崩抑止効果の有無
- ・雪崩対策施設による雪崩抑止効果の有無

(3) 警戒監視時における危険確認報告

人家への影響の有無を問わず、警戒監視時の点検の結果は「雪崩危険箇所調査結果報告書」により、防災・原子力課に報告する。

※雪崩危険箇所点検調査表及び写真等は原課で保管し、防災・原子力課からの求めがあった場合に速やかに送付できるよう準備しておく。

(4) 雪崩パトロール

雪崩パトロールは、気象条件等を勘案し、雪崩発生の危険性が高まったと考えられる場合において、危機管理監の判断により実施するものとする。

ア 雪崩パトロール実施判断の気象条件等基準

- ・積雪深が1.5 m以上、かつ最高気温が10℃以上で積雪が緩んできた場合
- ・積雪深が1.5 m以上、かつ日降雪量が50 cm以上の降雪時又は見込まれる場合
- ・気象情報等を総合的に勘案し、雪崩発生の危険性が高まったと判断される場合

イ 雪崩パトロール実施時における各所属への依頼

危機管理監が雪崩パトロール実施を判断した場合において、防災・原子力課長は、各所属長に対し、パトロール実施に係る連絡を行う。

(連絡のタイミングについて)

- ・平日の場合 : 随時
- ・土日又は祝日の場合 : 次のとおり
 - ①土日又は祝日の前日の夕方時点で、翌日のパトロールを依頼
 - ②土日又は祝日当日の午前10時までに、当日午後のパトロールを依頼

ウ 雪崩パトロールの実施区域

雪崩危険箇所一覧のうち、「重点確認箇所」を中心に行う。

(5) 雪崩の発生及び兆候がある場合の対応

ア 警戒監視、他の関係機関、町内会長又は市民等からの通報により、雪崩発生が覚知された時、現地確認を実施する。

イ 関係課間及び関係機関等により必要な対応を協議する。

ウ 市民・町内会への危険情報（予兆）による周知を行う。近隣に集客施設等がある場合は、危険性の周知を図るとともに安全確保に努める。

エ 連続発生を考慮した警戒監視の強化を図るとともに、必要に応じて避難指示等の発令（避難誘導含む）を行う。

オ バリケード、ロープ、セフティコーンの設置等を含む危険区域の立入り禁止措置及び通行規制等の応急措置を実施する。

第2編（個別災害対策）第3章 土砂災害対策

第1節 土砂災害予防計画

1 計画の方針

土砂災害（地すべり、がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。土砂災害による被害を最小限にとどめるため、市民への土砂災害警戒区域等の周知、情報伝達体制の整備、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進するものとする。

（1）基本方針

ア 各主体の責務

（ア）市民は、「自らの命は自らが守る」という意識の下、平時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、関係機関に連絡する。また、自主防災組織の一員として、日ごろから災害対応ができる間柄の形成に努める。

（イ）市は、市民へ土砂災害警戒区域等や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

（ウ）県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動について住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策では限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

あわせて、土砂災害警戒区域等を調査・把握し、県土の多くを占める中山間地や、都市機能や生産活動の麻痺など、社会経済活動への甚大な影響を防止・軽減するため、災害防止事業の実施を加速するとともに、施設能力を超える現象が発生しても被害を最小化するよう対策を実施する。

さらに、市への土砂災害警戒情報等の提供及び土砂災害ハザードマップ作成支援等のソフト対策を実施する。

（エ）施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により適切な維持管理を行い、本来施設が持つ能力を十分発揮されるよう努める。あわせて、定期的な点検を適切に実施できる体制の継続的な確保に努める。

（2）要配慮者に対する配慮

ア 市は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、柏崎市地域防災計画に名称及び所在地を定められ

た要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

また、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な非難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

イ 県は、平時から避難場所の管理者や地域の自主防災組織と併せて、要配慮者利用施設等の管理者や地域の福祉担当者に対し、土砂災害に関する災害リスクや災害にとるべき行動について普及啓発を行う。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、柏崎市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、市町村と連携して積極的に支援を行う。

また、上記避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

あわせて、要配慮者利用施設の安全確保を目的とする砂防施設の整備を速やかに実施する。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識の下、平時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく県、市、消防機関及び警察署等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難経路、避難場所について位置を把握しておくとともに、日ごろから土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないようにする。

また、土砂災害警戒区域内に位置し、柏崎市域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、利用者の避難確保のための措置に関する計画を策定し、それに基づき、避難訓練を実施する。

3 県・国の役割

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

ア 保安林の指定及び整備

- イ 治山事業の実施
- (2) 砂防事業の実施
- (3) 地すべり対策事業の実施
 - ア 地すべり防止施設の整備（施設の定期的な点検を含む）
 - イ 地すべり防止区域内での禁止及び制限行為の監視
- (4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施
- (5) 土砂災害警戒区域等の調査及び市民への周知
 - ア 土砂災害警戒区域の定期的な調査
 - イ 土砂災害警戒区域を示す看板の設置
- (6) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）の発表（新潟県土木部、新潟地方気象台）
- (7) 土砂災害関連情報システムの整備
- (8) 情報伝達体制の整備
- (9) 市の防災体制整備への支援
- (10) 住宅の移転促進
- (11) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
 - ア 基礎調査の実施及び結果の公表
 - イ 土砂災害警戒区域における対策
 - ウ 土砂災害特別警戒区域における対策
 - （ア）住宅宅地分譲地、要配慮者利用施設の建築ための特定開発行為に関する許可制
 - （イ）建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - （ウ）土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
 - （エ）勧告等による移転者への融資、資金の確保
- (12) 地すべり防止区域の巡視業務委託
- (13) 専門技術ボランティアの活用
- (14) 土砂災害緊急調査実施体制の整備
- (15) 二次災害の予防
 - ア 建設業団体等との災害協定の締結の推進
 - イ 関係機関や市民への周知
 - ウ 応急対策工事の実施
- (16) 盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえた対応

県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

4 防災関係機関の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

5 市の役割

(1) 市民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により市民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても市民へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

土砂災害等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅の移転促進を図る。

(4) 避難情報の発令基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(5) 情報伝達体制の整備

ア 市民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線（戸別受信機含む）等の整備に努める。

ウ 土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断に当たり活用するよう努める。

(6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 警戒区域内における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地は、資料編5「危険区域及び防災施設等に関する資料」のとおりである。

(ア) 市は、上記当該施設の所有者又は管理者への土砂災害に関する情報伝達体制を整備する。

(イ) 市は、上記当該施設に対し、土砂災害を想定した避難計画の作成を推進するとともに、防災関係機関や地域の自主防災組織と連携し、防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努める。

イ 避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の市民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ウ 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布・回覧する。この際、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、

安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

あわせて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

(7) 土砂災害危険箇所等の法指定及び施設等の整備促進

一定行為の禁止及び制限を行うための関係法に基づく指定及び対策施設の整備促進を県及び国に対し働きかける。

ア 土砂災害に関する法指定

砂防三法に基づく区域指定を、県及び国に働きかける。

指 定 区 域	法 律
砂防指定地	砂防法
地すべり防止区域	地すべり等防止法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

イ 砂防施設

新規指定された箇所について、県及び国に対し砂防堰堤の整備促進を働きかけるとともに、老朽化及び堆砂が進んだ砂防堰堤については、補修や改良を働きかける。

ウ 地すべり防止施設

地すべり防止区域内で、緊急度の高い箇所から順次計画的に整備要望するものとし、地表水、地下水の排除や抑止工等による防止工事の促進を県及び国に対し働きかける。

また、地すべり防止区域内での禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、国や県と連携し防止施設の点検を定期的実施する。

エ 急傾斜地崩壊防止施設

市における要対策箇所の多くは整備率が低いことから、重点的な施設の整備促進を県及び国に対し働きかける。また、小規模急傾斜地崩壊対策事業の推進に努める。

オ 治山施設等

山地における土砂災害防止のため、治山施設等の整備促進を県及び国に対し働きかける。また、防災上重要となる森林を保安林へ指定することを県及び国に対して働きかけるとともに、指定保安林の保全に努める。

(8) 地すべり防止区域巡視員の設置

県より委託された地すべり防止区域の巡視業務を実施するため、地すべり巡視員を設置し、効率的な巡視計画を定め業務を実施する。

(9) 専門技術ボランティア等の活用

ア 新潟県治山防災ヘルパーの活用

イ 砂防・治山ボランティアとの協働

(10) 高齢者の避難行動に対する理解の促進

市は、国と連携し防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

第2節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

1 計画の方針

土砂災害は気象・防災情報の分析により、災害発生の危険性のある程度予測し、避難行動を事前に講じることが可能なことから、市は市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、避難の効果的な実施に役立てるものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民は、「自らの命は自らが守る」という意識の下、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、近隣市民等と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(イ) 市は、県及び国からの土砂災害緊急情報、県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報等に基づき、市民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、緊急安全確保を可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、対応したとるべき避難行動が分かるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

(ウ) 県は、土砂災害に関する情報を確実に伝達し、市民の確実な避難行動につなげるよう、人間の特性や市民の属性などを踏まえた上で全ての人がイメージしやすいようにするなど、市民目線に立った情報伝達を行う。

a 土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を避難指示等の判断に資するため、土砂災害緊急情報を市に通知する。

b 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。

なお、これを補足する情報である土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

2 土砂災害に関する気象情報、防災情報の種類及び発表基準

(1) 気象情報

新潟地方気象台が発表する気象注意報・警報等の種類及び発表基準は、第1編第3章第5節「気象予警報等伝達対策」に示すとおりとする。

(2) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に市民の避難指示等の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期を、土砂災害緊急情報として発表する。

ア 国が行う緊急調査の対象

- (ア) 河道閉塞による湛水
- (イ) 河道閉塞による湛水に起因する土石流
- (ウ) 火山噴火に起因する土石流

イ 県が行う緊急調査の対象

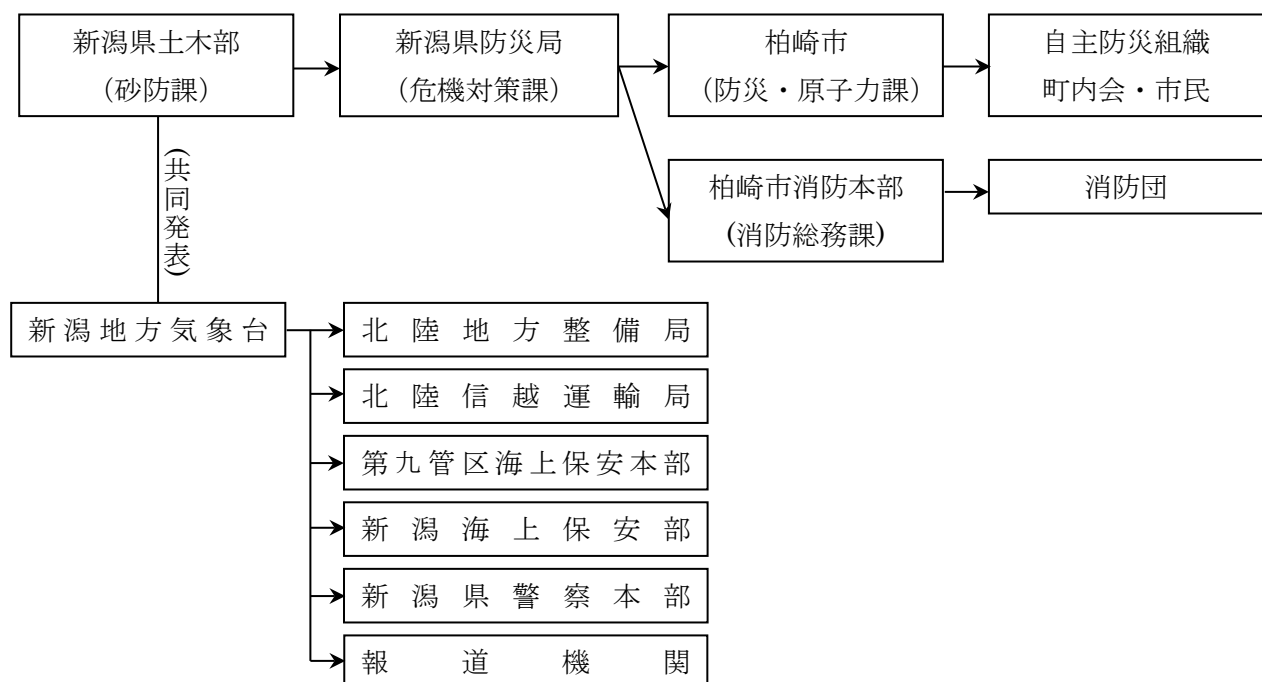
- (ア) 地すべり

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨によって土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、新潟県と新潟地方気象台が共同で、土砂災害警戒情報を発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。

なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

【情報伝達経路図(土砂災害警戒情報)】



3 避難情報の発令種類

避難情報は、次の3類型に区分し発令する。特に、高齢者など避難に時間の要する方に対しては、早めの避難を促すため「高齢者等避難」を発令する。

	発令時の状況	市民がとる行動
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	- 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始 - 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 - 自主防災会、町内会、消防団等は、要配慮者の避難支援活動を開始
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
緊急安全確保	前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	- 避難勧告等の発令後で避難中の市は、確実な避難行動を直ちに開始 - いまだ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動

4 避難情報の発令基準

次に掲げる基準により発令する。

	発令基準
高齢者等避難	1 「土砂災害前ぶれ注意情報」が発表された場合 2 メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数に到達」（前ぶれ注意レベル（赤色が点灯））する場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	1 「土砂災害警戒情報」が発表された場合 2 メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル（うす紫色）が点灯）する場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 5 土砂災害の前兆現象が発見された場合
緊急安全確保	1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害が発生した場合

5 避難指示の発令並びに警戒区域の設定・要件・設定方法

（1）避難指示の発令

市の区域内において危険が切迫した場合、市長は、本部会議に諮り、避難先を定めて避難

指示を発令する。また、現地において著しい危険が切迫しており、警察官が緊急避難を必要と認めるときは、直接市民に避難等の措置をとる。この場合、警察官は、市長に通知する。

(2) 警戒区域の設定等

土砂災害の発生やその前兆現象を確認した場合は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

ア 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により市長等が行う。

区分	実施者	基準	根拠法令
災害時の一般的な警戒区域設定権	市長	市民等の生命・身体 の保護を目的	災対法第63条第1項
	警察官又は海上保安官	市長若しくはその委任 を受けてその職権を行 う吏員がいないとき、 又はこれらの者から要 求があった場合	災対法第63条第2項
	自衛官	市長若しくはその委任 を受けてその職権を行 う吏員がいないとき	災対法第63条第3項
火災の現場に おける警戒区 域設定権 水災を除く他 の災害の現場 における警戒 区域設定権	消防吏員又は消防団員	消防活動関係者以外の 者を現場から排除し、 消防活動の便宜を図る	消防法第28条第1項 消防法第36条第8項
	警察官	消防吏員又は消防団員 が火災の現場にいない とき、又はこれらの者 から要求があった場合	消防法第28条第2項 消防法第36条第8項

イ 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には、法令の定めるところにより罰則を適用できる。

警察官、海上保安官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

ウ 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った市民等がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受け入れ、必要なサービスを提供するものとする。

6 避難指示の伝達方法並びに県への報告及び放送事業者への情報提供

(1) 避難指示伝達事項

ア 発令者

イ 避難を必要とする地区名等

ウ 避難を必要とする危険状態

エ 避難場所及び避難所

オ 注意事項

- (ア) 家屋の戸締まりをすること。
- (イ) 火の始末をすること。
- (ウ) 携帯品は、非常持ち出し程度の最小限にとどめること。
- (エ) 行動しやすい服装であること。
- (オ) 消防本部職員、消防団員、警察官、市職員の避難誘導がある場合は、その指示に従うこと。

カ その他避難又は指示に関して必要な事項

(2) 伝達方法

ア 町内会等への伝達

市民生活部総務班長は、当該地区の町内会長等に連絡し、町内等の組織を通じて市民に伝達する。

なお、電話不通時等伝達困難の場合は、消防団員、警察官等に協力を求め伝達する。

イ 防災行政無線、防災メール、緊急速報メール、エリアメール、広報車及びFMピッカラ等による伝達

避難を必要とする地域が比較的広域にわたるとき又は緊急を要するときは、防災行政無線、広報車及び柏崎コミュニティ放送の協力を得て、避難を必要とする地域の市民に対し、避難指示を伝達する。また、防災行政無線での広報を補完する観点から、防災メール、エリアメール及び緊急速報メール等により指示等の情報について伝達する。

(3) 県への報告及び放送事業者への情報提供

危機管理部総合調整班長は、避難指示が発令されたときは、県に対し、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して報告するとともに、新潟県緊急時情報伝達連絡会規約（平成17年12月8日施行）に基づき、同連絡会の構成団体である次の放送事業者に対し、原則としてFAXにより情報提供する。情報提供を受けた放送事業者は、自主的判断により必要に応じ速やかに放送し、市民への情報伝達を行うように努めることとしている。

構成団体の放送事業者	電 話	F A X
NHK 新潟放送局	025-265-1141	025-265-1145
BSN 新潟放送	025-230-1532	025-267-5810
BSN 新潟放送（ラジオ）	025-230-1532	025-267-5810
NST 新潟総合テレビ	025-248-7234	025-249-8881
TeNY テレビ新潟放送網	025-283-8152	025-283-8159
UX 新潟テレビ21	025-223-8608	025-223-0198
エフエムラジオ新潟	025-246-2311	025-245-3577
新潟県民エフエム放送	025-240-0079	025-246-5185

※上記電話・FAX番号は、緊急時専用の番号のため、通常の報道機関への広報、連絡等に使用しないこと。

7 避難誘導

市長は、警察署、防災関係機関、町内組織、地区コミュニティ、自主防災組織等の協力を得

て、避難を必要とする地域の市民が、安全かつ迅速に避難場所へ避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

(1) 避難誘導者

避難誘導は、消防部消防班が地区コミュニティ、町内会、自主防災組織及び消防団と連携して行う。また、必要に応じて警察の協力も得ることとする。これらの場合において、市民生活部救助班、福祉保健部福祉班、要配慮者支援班、文教部社会教育班及び学校教育班、高柳町事務所部総務班及び西山町事務所部総務班は、協力を行う。

(2) 避難経路の表示

避難場所を関係住民に周知させるため、広報に努めることはもちろん、避難経路の要所ごとに表示板を掲示するよう努める。特に、危険地点には、ロープを張る等により危険防止をするほか、必要に応じて誘導員を配置する。

(3) 誘導の順位

誘導員は、誘導に当たって、高齢者、障害者等の要配慮者を優先的に避難させるよう努める。

8 避難経路

避難をする場合には、その時点で最も安全な道路を使い、できる限り集団で避難する。

9 避難場所

避難場所は、資料編4-1「避難所及び避難場所」のとおりとする。各施設の管理者は、避難場所の早期開設に努める。

10 避難場所の開設及び管理

(1) 避難場所の開設

必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難場所を開設する。優先して開設する避難場所として小・中学校、コミュニティセンターの公共施設を使用するが、災害及び地域の状況により集会所、寺院等を避難場所に充てる。この場合において、夜間、休日に急を要する場合、優先して開設する避難場所の開設は、別に定める「自然災害時における職員応急対策マニュアル」により、あらかじめ指定されている鍵保管職員又は施設管理者が行う。ただし、前者より早く到着した自主防災会担当者が開設することがある。その他の避難場所の開設は、開設連絡担当課が開設指示を施設管理者へ伝え、連絡を受けた施設管理者が行う。(避難場所は、資料編4-1「避難所及び避難場所 別表1」参照。)

また、優先して開設する避難場所の鍵保管職員及び施設管理者等は、施設の被害状況を確認し避難所機能が確保できると判断した場合は、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図り避難場所の運営体制を整える。

市民生活部救助班は、福祉保健部福祉班・要配慮者支援班及び文教部社会教育班・学校教育班の協力を得て、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図りながら、避難場所へ避難した住民のうち、災害の危険がなくなるまでの間施設を必要とする者に対し

て、引き続き施設を避難所として提供し、その運営に当たる。

特に、小・中学校及びコミュニティセンターが避難所となった場合、避難所運営については、学校教職員及び地区コミュニティ協議会の協力を得るものとするが、教育活動及びコミュニティ活動に支障とならないよう十分留意する。

また、要配慮者の特性に配慮し、「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」を踏まえ、「福祉避難所運営マニュアルに基づき、災害時の避難誘導に当たることとする。

(2) 避難場所及び避難所開設の報告

危機管理部総合調整班長は、避難場所及び避難所を開設した場合は、開設場所、日時及び開設期間を知事及び防災関係機関に報告する。

(3) 避難所における主な活動

市民生活部救助班は、福祉保健部福祉班・要配慮者支援班及び文教部社会教育班・学校教育班の協力を得て、施設管理者、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図り、別に定める「自然災害時における職員応急対策マニュアル」により次の応急対策活動を行うとともに、関係班との総合調整を行う。

- ア 避難者に対する情報伝達及び避難者からの情報収集
- イ 避難者名簿・避難者台帳の整備及び管理
- ウ 必要な食料、飲料水、生活用品等の把握
- エ 避難所の管理責任者を定める。
- オ 避難所の運営に必要な資機材の整備
- カ 避難所には収容者心得等を提示し、混乱の防止に努める。
- キ 高齢者、障害者等の要配慮者への配慮
- ク トイレ、ゴミ処理等の衛生の保持
- ケ 被災者の人心安定を図るための相談業務
- コ 避難者の栄養、健康への配慮
- サ 被災者のプライバシー保護及び男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮
- シ 在宅被災者への必要な物資、情報の提供などの配慮
- ス ペット保護等の支援
- セ 巡回警備等による避難所における安全性の確保

(4) 避難所における市民の心得

避難所に避難した市民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。

- ア 自治組織の結成とリーダーへの協力
- イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- ウ 要配慮者への配慮
- エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(5) 災害対策本部との連絡体制

避難所と災害対策本部との連絡については、避難所の運営を行っている災害対策本部職員又は自主防災組織、町内会等の代表者が行うものとする。各避難所の要望等を取りまとめ電

話等の通信手段又は物資輸送担当職員を通じて行うものとする。

11 男女共同参画の視点に立った避難所運営

避難生活において人権を尊重することは、女性にとっても、男性にとっても必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮するとともに、その運営に際して、女性の参画を推進するものとする。また、特に、男女別の物干し場、更衣室及び授乳室の設置や生理用品・女性下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難場所における安全性の確保など、男女の人権を尊重して、男女それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮するとともに、夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努めるものとする。

12 外来者、一時滞在者への支援について

外来者、一時滞在者の避難については、警察、消防、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て行うものとする。避難先については、最寄りの避難所とする。また、交通情報等の周知に努めるものとする。

13 積雪期の避難対策

(1) 避難路の確保

積雪地域では、避難路の通行が不可能となることが想定されるため、市は、防災関係機関と連携し、避難路の状況の的確な把握及びその確保に努める。

(2) 冬期間避難場所の確保

グラウンド等は、冬季においては、積雪により避難場所として使用できないことが想定されるため、そうした事態が発生した際には、市は防災関係機関と連携し、これに代わる避難場所の確保に努める。

(3) 寒冷期における避難所対策

寒冷期においては、避難所の健康管理対策として暖房設備の設置が不可欠となるので、市は暖房器具、暖房用燃料の確保等に努める。

14 広域避難への対応

(1) 被災市町村による協議等

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断される場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求める。

(2) 県による協議等

県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、要求を待ついとまがないときは、市の要求を待た

ないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

(3) 県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該市町村における被災市民の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

(4) 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

市及び県は、居住地以外に避難する被災者の情報について、避難元と避難先の都道府県及び市町村により情報共有に努める。

15 避難指示の解除の公示及び県等への報告

危機管理部総合調整班長は、避難指示が解除された場合は、その旨を6（2）の伝達方法に準じて市民に周知するとともに、県及び防災関係機関へ報告する。

16 整備書類

(1) 市民生活部救助班は、次の書類帳簿等を整備する。

- ア 避難所開設状況報告書（柏崎市災害応急対策実施要綱第5号様式）
- イ 避難者名簿（柏崎市災害応急対策実施要綱第6号様式）
- ウ 避難者台帳（柏崎市災害応急対策実施要綱第8号様式）
- エ 支払関係証拠書類救助実施記録日計表（災害救助法第8号様式）

(2) 市民生活部総務班は、次の書類帳簿等を整備する。

- ア 救助実施記録日計表（災害救助法第8号様式）

17 防災を特に必要とする施設の避難対策

次に掲げる施設の管理者等は、居住者、利用者等を安全に避難させるため、防災責任者を定めるとともに避難計画を策定し、災害時の人命の安全確保に努めるものとする。

- ・ 学校、幼稚園、保育園、病院、要配慮者利用施設、高層建築物、大規模小売店、興行場、ホテル、旅館その他不特定多数の者が利用する施設

第3節 土砂災害・斜面災害応急対策

1 計画の方針

土砂災害等が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行うとともに、速やかに土砂災害等の状況を調査し、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市民は、土砂災害の発生やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等を確認したときは、遅滞なく市、警察署等へ連絡する。
- (イ) 市は、市民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対し避難指示及び避難誘導等を実施する。
- (ウ) 県及び国は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。避難情報の発令の判断材料となる情報を市に提供する。

イ 要配慮者に対する配慮

- (ア) 市は、土砂災害等により、要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織、町内会及び地区コミュニティ振興協議会に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。
- (イ) 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

ウ 積雪地域での対応

- (ア) 市は、地区の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。
- (イ) 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

2 市民・事業所等の役割

(1) 市民・事業所等の役割

土砂災害の発生やその前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、警察署等へ連絡する。また、速やかに避難を開始するとともに、自主防災組織の一員として要配慮者の避難支援活動を行う。

(2) 地域の役割

要配慮者の避難支援活動を行う。

3 県・国の役割

- (1) 被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。
- (2) 被災概要調査結果及び状況の推移を市に連絡する。
- (3) 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急

調査を実施する。

- (4) 緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市に通知する。
- (5) 被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。
- (6) 迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

4 市の役割

- (1) 被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。
- (2) 被害拡大の可能性が高い場合は、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。
- (3) 土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、市民にその調査概要を周知するとともに、避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。
- (4) 地盤伸縮計などの観測装置と、それに連動する警報器の設置や監視員等の配置により、異常時に市民へ通報するシステムについても検討する。
- (5) 土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係住民へ調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- (6) 避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。
- (7) 災害の状況に応じて避難情報の発令をした上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。
- (8) 異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

第2編（個別災害対策）第4章 林野火災対策

第1節 林野火災予防計画

自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、県、市及び林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制、資機材等の整備・充実を図る。

1 市の林野火災発生状況

市では、過去10年間に7件の林野火災が発生している。

- ・平成22（2010）年8月発生事案：
焼却炉の火の粉が飛び火し枯れ草等12aを焼損したものである。
- ・平成26（2014）年4月発生事案：
出火原因は不明であるが、枯草等6aを焼損したものである。
- ・平成27（2015）年3月発生事案：
たき火の火が飛び火し枯草等8aを焼損したものである。
- ・平成27（2015）年8月発生事案：
たき火が付近の落葉等に燃え移り枯草等2aを焼損したものである。
- ・平成28（2016）年5月発生事案：
枯草焼の火が延焼拡大し、枯草等74aを焼損したものである。
- ・平成28（2016）年6月発生事案：
焼却炉の火の粉が飛び火し、枯草等0.45aを焼損したものである。
- ・平成30（2018）年7月発生事案：
出火原因は不明であるが、枯草等2aを焼損したものである。

年	件数（件）	焼損面積（a）	発生月/件数
平成22(2010)年	1	12	8月/1件
平成23(2011)年	0	—	
平成24(2012)年	0	—	
平成25(2013)年	0	—	
平成26(2014)年	1	6	4月/1件
平成27(2015)年	2	10	3月/1件 8月/1件
平成28(2016)年	2	74	5月/1件 6月/1件
平成29(2017)年	0	—	
平成30(2018)年	1	2	7月/1件
令和元(2019)年	0	—	
令和2(2020)年	0	—	
令和3(2021)年	0	—	
合 計	7	104	

2 火災予防体制の整備

(1) 森林環境の整備

国、県、市、森林組合及び林野の所有者等は、平時から次により林野火災の予防上必要な環境整備に努めるものとする。

ア 防火線・防火林の整備

森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努めるものとする。また、固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努めるものとする。

防火線は、定期的に刈払い等の維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努めるものとする。

イ 防火用水利の確保

河川、池、ダム、砂防・治山関係施設等の整備に当たっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努めるものとする。

ウ 林道（防火道）の整備

市は、消防用車両の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努めるものとする。

エ 監視所等の設置

森林の管理者は、森林保護を兼ねた監視所・見張り所の設置や、林野内の市民等に森林の監視・事故通報の業務を委嘱する等、監視体制の強化に努めるものとする。

オ 林野火災特別地域対策

市は、林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域について、林野火災対策の推進のため、県と協議の上、林野火災特別地域の決定をすることができる。林野火災特別地域の決定をしたときは、県と協議して林野火災特別対策事業計画を定めるものとする。

(2) 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

ア 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の定めるところにより市長の許可がなければできない。市長は、許可条件等について事前に消防機関及び森林管理署等の関係機関と十分に協議するものとする。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知するものとする。

イ 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行うものとする。

(3) 大火危険気象等に対する警戒

ア 一般的な警戒

森林の所有者、管理者及び消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地区住民及び入林者に対し火気取扱いに関する注意を促すとともに、火災の発生防止に努めるものとする。

イ 火災警報の発令と警戒

市長は、気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危

険であると自ら認めるときは、火災に関する警報を発令して市民及び入林者等に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じるものとする。

また、消防機関は必要により火災警報信号の発令を行い、市及び消防機関は、広報車による巡回、防災行政無線等により広報するとともに県危機対策課に通報する。県は市から火災警報の発令の通報があった場合、テレビ、ラジオ等の放送機関に放送を要請し、市民及び関係者への周知を図る。

3 防火思想の普及

(1) 市民に対する啓発

ア 広報宣伝の充実

県、市、消防機関、森林管理署、その他林野関係機関は、連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図るものとする。

また、毎年4月1日からゴールデンウィークまでの期間を「山火事予防運動」の実施期間とし、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット等各種広報媒体の活用や、登山口、林野内の道路、樹木等へのポスター、標識板、立て看板、懸垂幕等の掲示等により林野火災防止の呼びかけを強化する。

イ 学校教育による防火思想の普及

県、市、消防機関、森林管理署、その他林野関係機関は、県・市教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。また、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童生徒を通じて家庭への浸透を図るものとする。

(2) 地域住民・林内作業者等に対する指導

ア 山火事防止対策連絡会議等の開催

県、市、消防機関、森林管理署、その他林野関係機関・事業者は、山火事防止対策のための連絡会議等を適宜開催し、林野火災防止対策及び発生時の対処について基本的事項を確認し、その周知徹底を図る。

イ 地域での指導・啓発

市及び消防機関は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発普及を図るものとする。

ウ 職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場で講習会等を開催し、その職員に対し林野火災防止対策及び発生時の対処について、周知徹底を図るものとする。

4 消防体制等の整備・充実

県、市及び林野関係機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

(1) 消防体制の確立

ア 消防出動計画の整備

消防本部は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を市地域防災計画及び市消防計画に定めるものとする。

イ 自衛消防体制の整備

森林の管理者及び林業関係者は、林野火災が消防機関の所在地から離れた場所で発生することを踏まえ、自衛消防隊等による初期消火体制の確立を図るものとする。

ウ 広域応援体制等の整備

県、市及び消防機関は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び森林管理署等の林野関係行政機関、警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平時から情報交換等に努めるものとする。

(2) 消防資機材の整備

県、市及び林野関係機関は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図るものとする。

(3) 消防水利の確保

消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、川・池等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設を調査するものとする。また、林野内に適当な水源が確保できない場合は、コンクリートミキサー車及び排水ポンプ車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力を得るものとする。

(4) 空中消火体制の整備

県は、林野火災発生時に、空中消火等消防防災ヘリコプターの有効活用を図るため、消火資機材の整備、人員の訓練、運用方法の研究等体制の整備を図る。

なお、他の都道府県等の消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターの応援出動がスムーズに得られるよう、平時から連絡調整に当たるものとする。また、それぞれの資機材の備蓄状況等についても平時から情報交換に努めるものとする。

県の空中消火用資機材等の保有状況（平成30年10月1日現在）

項 目	品名等	数量	備考
資機材	空中消火用水のう（7,570 ㍓）※1	1基（注）	
	同上（1,000 ㍓）※2	1基	
薬 剤	化学消火剤「マップ」（1袋30 kg）	85袋	
	消火液染剤（1缶10 kg）	4缶	

保管場所：※1は、陸上自衛隊相馬原駐屯地（群馬県北群馬郡榛東村）

※2は、新潟県消防防災航空隊基地（新潟空港内）

それ以外は、新潟県消防学校（新潟市西区曾和100番地1）

注：当県所有の資機材は1基であるが、「群馬県、長野県及び新潟県林野火災消火用資機材の保守等に関する協定（平成21年3月23日）」により、林野火災発生時は最大で6基の資機材を使用することが可能。

(5) 林野火災消防訓練の実施

県、市、消防機関、林野関係機関、その他の防災関係機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るため、毎年1回以上訓練を実施するよう努めるものとする。

また、林野火災は県境方面で多く発生していることを考慮し、県及び関係機関は、隣接県
の関係機関との共同訓練の実施について検討するものとする。

第2節 林野火災応急対策

林野火災から自然環境と市民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、森林所有者・管理者、地域住民、消防機関、市その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たるものとする。

1 出火の発見・通報

(1) 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

(2) 消防本部の対応

通報を受けた消防機関は直に出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。特に、地理的条件により空中消火が必要と予想される場合は、速やかに県へ消防防災ヘリコプターの応援要請を行う。

ア 消防団 消火活動、飛び火等による延焼警戒及び市民等の避難誘導のための出動

イ 森林の管理者（森林管理署、森林組合等）

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

ウ 県危機対策課 消防防災ヘリコプターの緊急運航

エ 柏崎警察署 消防車両の通行確保のための交通規制

オ 市 地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

2 消火・救出活動

(1) 火災防御活動の実施

現場に出動した消防隊は、消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

ア 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

イ 消防水利の確保

林野火災では最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努めるとともに、自然水利が得られない場合は、水を運搬できる車両を保有する事業者等に消火用水の運搬について協力を依頼する。

ウ 消火活動の実施

消防隊は消防ポンプによる消火活動のほか、背負い式手動ポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林所有者等と調整の上、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。

(2) 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災航空隊は、消防防災ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、人命救助を優先して救助活動を行う。

(3) 現場指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、現場指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮に当たる。

3 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

市・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。消防防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

(2) 市民の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは市民に対し避難勧告等を行い、警察等と協力して市民を安全に避難させる。

4 広域応援等の要請

(1) 消防の広域応援

消火に当たる消防長は、消防本部単独での対処が難しいと判断される場合は、新潟県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を行う。

また、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請等を行う。また、空中消火等のため、広域航空消防応援が必要となったときについても、県に要請を行う。

(2) 自衛隊の派遣要請

市長は、緊急消防援助隊等の広域応援をもっても消火活動に対応できない場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

5 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えて、なおしばらく警戒に当たる。森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工

事等の二次災害防止措置を行うものとする。

第2編（個別災害対策）第5章 油流出事故災害対策

第1節 総則

1 対象とする事故災害等

- (1) 海上における船舶の衝突、乗揚、転覆等の事故に伴う油、有害液体物質、危険物その他の物質（以下「油等」という。）の大量流出による著しい海洋汚染事故。
- (2) 陸上施設からの油等の流出による著しい海洋汚染事故。
ただし、石油コンビナート等特別防災区域内での事故は、「新潟県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。
- (3) 海洋石油鉱山における暴壊事故等による大量の油流出事故。
- (4) 対策の内容は、主として沿岸住民等の生活の安全を確保するための流出油の防除、環境保全対策とし、遭難船舶の人命救助等の救難対策は、第6章第1節「海上事故災害予防計画」に含めることとする。

2 関連計画との連携

本章の策定に当たっては、海洋汚染及び海上災害防止に関する法律（以下「海防法」という。）をはじめとする関係法令並びに、次の関連計画との整合性を十分図るものとする。

- (1) 油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月閣議決定）
- (2) 海防法に基づく「排出油等防除計画」
- (3) 県石油コンビナート等災害防止法に基づく「新潟県石油コンビナート等防災計画」

3 留意すべき事項

大規模な油等流出事故災害には、他の事故災害に比べ被害が広範囲に及ぶこと、事故の態様が多様で関係する法律、制度及び関係機関が多岐にわたることなどに大きな特徴がある。

このため、油等流出事故災害では、次の点に留意の上、対策を進めるものとする。

- (1) 関係機関の柔軟な対応
被害が広範囲で事故原因者（及び事故原因者からの委託を受けて防除活動を行う者を含む。）だけでは対処できず、応急的に地方公共団体等行政機関が防除措置等の対策に実施せざるをえない場合、市民の安全と自然環境等を守るため、関係機関は可能な限り柔軟かつ弾力的な制度運用に努めるものとする。
- (2) 国際条約と国内法の関係
タンカー等からの油等流出事故については、大規模な事故がひとたび発生すると自然環境等に深刻な影響を与えることから、国際的にマルポール条約、OPRC条約、基金条約等の国際条約により防止対策が講じられており、我が国もこれらの条約に加盟し、国内法の体系を整備している。

このため、国内法は国際条約の制約の下にあり、外国船籍の船主に対し当然に国内法の規

定が適用できるとは限らない場合があることに留意する。

ア 領海内での油等流出事故の場合

領海内では、日本籍及び外国籍の船舶を問わず、国内法が適用される。

イ 領海外での油等流出事故の場合

日本籍の船舶については国内法が適用されるが、外国籍の船舶については適用されない。

なお、国際条約に加盟している国の船舶については、国際条約に基づき海上保安庁が相手国に事故を通報し、相手国がその国の国内法に基づき対処することとなる。

ウ 領海外の油等流出事故により領海内へ流入する場合

原則として上記イと同じ扱いとなる。ただし、国際条約の加盟国については、船主が外国にいる場合でも国際条約の規定の範囲内で、かつ、相手国の同意がある場合は行政処分を行うことができるとされている。

(3) 防除措置の責務

防除措置の第一義的責務は、事故に関する過失の有無にかかわらず、事故原因者が負うこととなる。

事故原因者は、自らの業務として流出油等の拡散の防止、回収及び沿岸に漂着した油の回収、運搬、処分等の防除措置を講じなければならない。

(4) 損害賠償責任

事故原因者は、油等流出事故により生じた損害について、賠償する責任を負うものとする。

(5) 行政機関の基本的立場

油等流出事故の防除措置及び損害賠償を行うべき者は、第一義的に事故原因者にあることから行政機関は基本的に事故原因者に対する指導、助言、協力を行う立場に立つこととなる。

しかし、行政機関は油流出事故の自然環境等に与える影響の大きさを考慮し、被害の拡大防止のため、自ら柔軟かつ積極的な防除活動の実施に努める。

4 主な行政機関の基本的な役割

(1) 県

県は、地方自治法及び災害対策基本法に基づき、県域並びに地域住民の安全を確保するための防災に関する一般的責務を有することから、流出油等の防除について、事故原因者及び市町村が行う防除活動を支援し、かつ、その調整を行うとともに、必要に応じて自ら防除活動を実施するものとする。

また、関係防災機関の防除活動が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。

(2) 市

市は、地方自治法及び災害対策基本法に基づき、防災に関する一般的責務を有する基礎的公共団体として、事故原因者等と役割分担の上で防除活動を実施するとともに、区域内での関係防災機関による防除活動が円滑に実施されるよう必要な調整を行うものとする。

(3) 第九管区海上保安本部

海上保安本部は海防法及び「排出油等防除計画」に基づき、事故原因者等への防除指導又は防除措置を講じてない場合は防除措置命令を行うとともに、必要に応じて自ら防除措置を

講ずる。

また、海上における防除活動について関係機関に対する技術的助言、指導等を行うとともに、必要な調整を行う。

5 関係防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

関係防災機関の処理すべき事務又は業務の内容は、第1編第1章第2節に示すもののほか、次のとおりとする。

(1) 事故原因者

- ア 海上保安機関等への事故情報及び被害状況の連絡
- イ 流出油等の防除措置の実施
- ウ 指定海上防災機関等への委託による防除措置の実施及び回収油等の処分
- エ 関係防災機関が実施する防除措置への協力、支援
- オ 関係防災機関が実施する災害対策本部等への責任者の派遣
- カ 関係防災機関への防除資機材の提供等
- キ 被害者の損害に対する補償
- ク 関係防災機関が実施する防除措置に要する費用の補償

(2) 県

- ア 消防防災ヘリコプター、県所属船舶等による事故及び被害情報の収集活動
- イ 事故及び被害情報の関係市町村等への連絡
- ウ 県が実施する防除活動に関する情報の関係機関への提供、並びに関係機関からの情報収集
- エ 市町村等が実施する防除活動等への協力及び調整
- オ 油等防除対策調整会議の運営
- カ 流出油等防除資機材の調達、幹旋、配置等の調整
- キ 防除活動の実施に関する関係防災機関との連絡調整
- ク 関係防災機関への応援要請及び応援要請の幹旋
- ケ 県所属船舶による漁船の防除作業の指導
- コ 環境影響調査・環境監視調査の実施
- サ ボランティア活動の支援
- シ 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
- ス 補償請求にかかる市町村への助言等
- セ 河川・海岸・港湾等の管理者として必要な防除措置の実施
- ソ 野生鳥獣の救護及び文化財の保護、保全
- タ 風評被害対策の実施

(3) 市（消防機関を含む。）

- ア 海岸パトロール等による事故及び被害情報の収集活動
- イ 事故及び被害情報の県等への連絡
- ウ 市が実施する防除活動に関する情報の関係機関への提供、並びに関係機関からの情報収

集

- エ 市民への広報
 - オ 市民の避難誘導及び警戒区域の設定
 - カ 事故原因者等との役割分担を踏まえた防除措置の実施
 - キ 区域内における関係機関の防除活動の調整
 - ク 流出油等防除資機材の調達並びに斡旋
 - ケ ボランティア活動の支援
 - コ 防除作業従事者の健康状態の把握及び健康指導
 - サ 市民等への健康相談等の実施
 - シ 関係防災機関への応援要請
 - ス 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
 - セ 野生鳥獣の救護及び文化財の保護、保全
 - ソ 風評被害対策の実施
- (4) 県警察本部
- ア 県警察ヘリコプター、船舶及び警察官のパトロール等による事故及び被害情報の収集活動
 - イ 事故及び被害情報の関係機関への連絡
 - ウ 災害現地周辺の警戒及び交通規制等の実施
 - エ 市民の避難誘導及び立入り禁止区域の設定
 - オ 関係防災機関の防除活動に対する支援
- (5) 第九管区海上保安本部
- ア 巡視船艇、航空機等による事故及び被害情報の収集活動
 - イ 事故及び被害情報の関係機関への連絡
 - ウ 事故の規模及び被害状況に応じた連絡調整本部等の設置
 - エ 防除活動の実施に関する関係防災機関との連絡調整
 - オ 事故原因者等に対する防除措置の指導並びにこれらの者が措置を講じていないと認められる場合における防除措置の指示
 - カ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合における指定海上防災機関に対する防除措置の指示
 - キ 関係機関等に必要な資機材の確保、運搬及び防除措置の協力要請
 - ク 付近船舶の航行制限等による船舶交通の安全確保
 - ケ 関係防災機関が実施する防除措置に対する技術的助言、指導
 - コ 油等流出事故災害に関する防災訓練の実施
- (6) 北陸地方整備局
- ア 航空機、船舶、巡視パトロール等による事故及び被害情報の収集活動
 - イ 事故及び被害情報の関係機関への連絡
 - ウ 海上保安機関等からの要請に基づく防除措置の実施
 - エ 河川等の管理者として必要な防除措置の実施

- オ 防除資機材の整備及び関係防災機関への貸出等
 - カ 関係防災機関の防除活動に対する支援
 - キ 造成中の港湾・海岸施設等の必要な防除措置の実施
 - ク 油等流出事故災害に関する防災訓練の実施
 - ケ 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
 - コ 油等保管施設等の油濁防止、緊急措置手引書等に関する指導
- (7) 北陸信越運輸局
- ア 船舶への立入り検査等による船舶の安全性の確保
 - イ 船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報の確認
- (8) 新潟地方気象台
- 関係防災機関等に対する気象、水象情報の提供
- (9) 関東東北産業保安監督部
- ア 事故発生時に鉱業権者がとるべき対応措置の指導
 - イ 事故対策本部の設置、運営
 - ウ 復旧・防除対策の指示
 - エ 平時における関係機関との連絡・協力体制の確立
- (10) 指定海上防災機関
- ア 海上保安本部からの指導に基づく防除措置の実施
 - イ 防除措置を講ずべきもの等からの委託に基づく防除措置及び回収油の処分
 - ウ 流出油等防除資機材の整備
 - エ 油等防除対策調整会議への専門員の派遣
- (11) 新潟県沿岸排出油等防除協議会
- ア 関係防災機関への防除資機材の貸出等
 - イ 関係防災機関の防除活動に対する協力、支援
 - ウ 油等防除対策調整会議への専門員の派遣
- (12) 石油連盟
- ア 排出油等防除資機材の整備
 - イ 排出油等防除資機材の操作指導
 - ウ 関係防災機関が実施する防除措置に関する技術的助言等
- (13) 県漁業協同組合連合会
- ア 事故及び被害状況の把握並びに漁協等への情報提供
 - イ 事故の規模及び被害状況に応じた災害対策本部等の設置
 - ウ 事故原因者等からの委託に基づく防除措置の実施及び調整
 - エ 漁協による漁場等への防除措置の実施に関する調整
 - オ 流出油等防除資機材の調達及び斡旋
 - カ 出荷停止等による風評被害の防止
 - キ 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
 - ク 事故原因者等への漁業被害の求償

- ケ 漁業関係者に対する融資等の実施
- コ 油等防除対策調整会議への専門員の派遣

第2節 予防対策

大規模な油等流出事故が発生した場合に円滑かつ迅速な対応を図るため、関係防災機関の相互連携資料、情報の整備並びに共有化、防除資機材の整備、防災訓練の実施等の関係防災機関があらかじめ実施しておくべき事項及び関係団体等の予防対策に係わる業務の概要を示す。

1 関係機関の相互連携

大規模な油等流出事故には、多くの公的機関並びに関係団体が関与し、かつ、その被害防止及び発生後の対策が多岐にわたることから、円滑で効果的な防除対策等を実施するためには、関係機関が有機的な連携を保つことが極めて重要である。

このため、関係防災機関は、関係機関との相互連携に留意しつつ防災体制の整備を図るとともに、事故発生時における連携の在り方、情報交換の方法等について事前に定めておくものとする。

(1) 連絡窓口等の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の防除対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ定めておくものとする。

ア 主な関係機関の窓口

機関・団体名	担当部署	住 所
新潟県	防災局 危機対策課	新潟市中央区新光町4-1
柏崎市	防災・原子力課	柏崎市中央町5-50
第九管区海上保安本部	警備救難部 救難課	新潟市中央区美咲町1-2-1
県警察本部	地域部 地域課	新潟市中央区新光町4-1
北陸地方整備局	企画部 防災課	新潟市中央区美咲町1-1-1
指定海上防災機関	海上災害防止センター 防災部	神奈川県横浜市西区みなとみらい4-4-5 横浜アイマークプレイス
県漁業協同組合連合会	総務部 総務企画課	新潟市中央区万代島2-1
石油連盟	昭和シェル石油(株) 新潟石油製品輸入基地 管理課	新潟市東区平和町21
新潟県沿岸排出油等防除協議会	新潟海上保安部 警備救難課	新潟市中央区竜が島1-5-4

(2) 資料、情報の共有化

ア 防除資機材の情報管理

第九管区海上保安本部及び県は、関係機関が保有する防除資機材の把握に努めるとともに、関係防災機関との情報交換に努めるものとする。

イ 事故災害記録の収集、整理

第九管区海上保安本部及び県は、油等流出事故災害に関する知識、ノウハウを蓄積し、関係防災機関との共有化を図るため、過去の事故災害記録を収集、整理しておくものとする。

(3) 防災訓練の参加

県は、第九管区海上保安本部等が実施する防災訓練に積極的に参加することとし、防災訓練を通じた相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 関係民間団体との連携

県は、油等の防除に関し専門的な知識、ノウハウを有する団体との間で災害時の支援内容、方法等についてあらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、協力体制の強化に努める。

また、直接的な防除活動への支援だけでなく、物資の調達、輸送などの後方支援に関する団体についても、あらかじめその支援可能な活動内容等を把握し、協力を依頼するとともに、連絡方法等について定める。

2 防除資機材の整備

(1) 第九管区海上保安本部

ア 防除資機材の整備

第九管区海上保安本部は、その業務の必要に応じて防除資機材を整備するとともに、常時保有状況の把握に努める。

イ 船舶所有者等への指導

海防法等に基づき船舶所有者等に対し油等流出事故に備え、オイルフェンス、薬剤、その他の必要な資材を備えつけておくよう指導する。

(2) 県、市

県及び市は関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、保有する機関団体との間で、その調達方法等について定めておくものとする。

また、港湾管理者は、オイルフェンス等の流出油防除のための必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に保有する防除資機材を関係防災機関へ貸し出す場合に備え、あらかじめその手続き等を定めておくものとする。

(3) その他の行政機関

その他の行政機関は、その業務の必要に応じて防除資機材を整備するとともに、常時保有状況を把握しておくものとする。

また、災害時に保有する防除資機材を関係防災機関へ貸し出す場合に備え、あらかじめその手続き等を定めておくものとする。

(4) 指定海上防災機関

指定海上防災機関は、船舶所有者等の利用に供するための油等防除措置に必要な機械器具、オイルフェンス等の資材を整備する。また、災害時に保有する防除資機材を関係機関へ貸し出す場合に備え、あらかじめ手続きを定める。

(5) 石油連盟

石油連盟は、油等防除資機材を備蓄し、災害時には関係機関からの要請に基づき資機材の貸出を行うとともに、貸出制度の内容（保有する資機材の種類、数量、連絡先、貸出手続き、費用負担等）について、関係行政機関、団体等への周知に努めるものとする。

また、油等防除資機材が災害時に円滑に使用されるよう、平時において使用訓練を実施し、習熟に努めるものとする。

(6) 新潟県沿岸排出油等防除協議会

排出油等防除協議会は、排出油等防除計画に基づき会員の油防除資機材の整備、保有状況を常時把握するとともに、整備の促進に努めるものとする。

3 情報マップの整備

油流出事故災害で大きな影響を受ける沿岸域において、その地域の特性の応じた防除活動を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ沿岸域の利用状況等を把握しておくことが重要であることから、市は沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集、整理し、情報図として整備しておくものとする。

情報図は環境的、経済的側面から価値が高いとみなされる施設、地域並びに海岸の形状を地図上にプロットすることにより作成するものとし、作成した情報図は関係防災機関において防災対策の基礎資料として活用するものとする。

また、優先的に保護すべき施設、地域の優先順位（プライオリティ）についても検討しておくものとする。情報図に記入すべき施設、地域を次に例示する。

区分	施設・地域
自然環境	自然公園、文化財、鳥類の渡来、繁殖地、海水浴場
水産資源	漁場、定置網、養殖場、魚類産卵場、藻場
商業施設等	工業用水施設・火力・原子力発電所取水・排水口、水産研究所、水族館等の取水口、港湾施設、マリーナ
海岸の形状	巨礫・人口構造物、大礫、中礫、小石海岸、砂浜、断崖 等

4 防災訓練の実施

関係防災機関は、過去の災害状況、予想される油等流出事故の規模、被害の程度等を想定し、かつ、様々な条件を設定し、実践的な訓練の実施に努めるとともに、他の関係防災機関の実施する訓練に積極的に参加するものとする。

また、訓練終了後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて防災体制等の改善を行うものとする。

5 人材の育成

流出油等の防除活動を的確に行うためには、流出油の性状並びに資機材の操作等に関する知識、ノウハウが必要であることから、関係防災機関は指定海上防災機関が実施する研修等を活用し、人材の育成に努めるものとする。

6 安全確保対策

(1) 海上交通の安全確保

北陸地方整備局、第九管区海上保安本部及び県は、管轄海域及び本県の港湾内において船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努めるものとする。

(2) 船舶の安全性の確保

北陸信越運輸局は船舶の安全性を確保するため、船舶の安全点検等を実施するとともに、海防法に基づき海洋汚染防止設備の設置が義務付けられている船舶の定期検査等を行い、必要な指導等を行うものとする。

第3節 応急体制の確立

大規模な油等流出事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合の市、県、第九管区海上保安本部、関係機関の災害対策本部の設置等の災害配備体制について定める。

1 市の体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な応急体制を確立するものとする。応急体制の確立に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 段階的対応

事故災害の規模と時間的経過に応じた柔軟な組織の編成に努めること。

(2) 関係機関との調整

防除活動を実施する機関との間で、防除対策等を調整するための場と調整方法等を明確化することに努めること。

(3) 油防除対策調整会議との連携

油防除対策調整会議への要員の派遣及び連絡体制等について明確にすること。

(4) 情報の収集と伝達等

関係機関との情報の収集伝達経路を明確にすること。

(5) 情報収集体制

消防機関（消防本部、消防団）を中心とする沿岸の監視活動等の体制を明確にすること。

(6) 漂着油の防除

現場における漂着油の防除作業手順及び作業の安全管理を明確にすること。

(7) ボランティアとの連携

ボランティアとの連携及び支援措置を明確にすること。

(8) 応援要請の手続き

県等への人員の派遣要請及び防除資機材の斡旋の要請手続き等を明確にすること。

(9) 防除資機材の調達

防除資機材の調達・斡旋方法について明確にすること。

(10) 防除活動にかかる費用の把握

事故原因者等への補償請求の根拠とするため、防除活動にかかる記録を保存、整理することを定めること。

(11) 義援金品の取り扱い

義援金品の受付、取り扱い等を明確にすること。

2 県の体制

県は、大規模な油等流出事故による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」又は「新潟県危機管理対応方針」に基づく「対策本部」

若しくは「警戒本部」を設置する。

(1) 災害対策本部等の組織・運営

災害対策本部等の組織・運営については、新潟県地域防災計画の定めるところによるが、油等流出事故災害の特殊性から、次の事項に留意し、応急体制を確立する。

ア 警戒本部の設置

警戒本部の設置に当たっては、以下の応急対策の実施に特に留意の上、所要の体制を確立する。

(ア) 県消防防災ヘリコプター及び県所有船舶(漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」)による情報収集活動

(イ) 防除活動に必要な資機材等の把握及び準備

(ウ) 沿岸の監視体制の整備

(エ) 流出油等に係る他都道府県との情報交換

イ 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置に当たっては、油等流出事故災害に特有な以下のような業務に特に留意の上、所要の体制を確立する。

(ア) 市町村及び県の防除対策経費の取りまとめ

(イ) 防除対策経費の補償請求

(ウ) 船舶による浮流油等の回収作業の調整

(エ) ヘリコプター・船舶等による浮流油等の状況調査の調整

(オ) 流出油等による環境被害調査及びその対策

(カ) 流出油等による被害鳥獣保護対策

(キ) 水産資源保護のための応急対策

(ク) 回収油等の保管、輸送及び処分

(ケ) 防除作業用資機材の調達及び斡旋

ウ 広域応援の要請

新潟県地域防災計画に定めるところによる。

エ 自衛隊への災害派遣要請

新潟県地域防災計画に定めるところによる。

派遣要請を受けた自衛隊は、危険箇所における漂着油等の回収、船舶による浮流油等の回収並びに航空機及び船舶による情報収集等の活動に従事する。

3 油等防除対策調整会議の設置

大規模な油等流出事故により被害が発生した場合、防除活動を実施する機関が多数あることから、各機関が統一的な方針の基に有機的に連携した防除活動を実施する必要がある。県は、事故の規模及び態様により必要と認められるときは「油等防除対策調整会議」を設置し、同会議において各機関が行う防除活動に関する情報の共有及び総合調整を図るとともに、国の非常災害現地本部が設置された場合は、同本部の指示に基づく必要な調整等を行う。

(1) 参加機関、団体

ア 公的機関

県、市、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、県警察、関東東北産業保安監督部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、新潟地方気象台

イ 事故原因者及び関係団体

事故原因者、指定海上防災機関、海事鑑定人、県漁連、新潟県沿岸排出油等防除協議会

ウ その他

その他防除活動において調整を必要とする機関・団体及び油等に関する学識経験者で知事が必要と認める者

(2) 協議事項

ア 防除方針の検討

イ 防除活動の実施に係る関係機関の調整

4 第九管区海上保安本部の体制

(1) 本部の設置

第九管区海上保安本部は、油等流出事故により災害の発生が予想されるときは、必要に応じ災害対策本部を設置するものとする。

(2) 連絡調整本部の設置

中央において、警戒本部を設置した場合には、第九管区海上保安本部に連絡調整本部を設置する。

5 北陸地方整備局の体制

北陸地方整備局は、油等流出事故により災害の発生が予想されるときは、必要に応じ災害対策本部（海上災害油等流出事故、河川水質事故災害）を設置する。

6 県警察本部の体制

(1) 県警察警備本部の設置

県警察本部は初動措置を総括指揮するため、警察本部内に県警察警備本部を設置する。

なお、県災害対策本部又は現地災害対策本部が設置される場合は、関係機関との連絡調整のため必要な人員を派遣する。

(2) 現地警備本部の設置

初動措置を総括指揮するため、必要に応じて現地警備本部等を設置する。

7 海岸管理者等の体制

海岸、河川、港湾及び漁港管理者は、管理する施設及び区域の保全のために行う情報収集・伝達並びに必要な防除活動を行うための体制の整備を速やかに確立する。

第4節 情報の収集・伝達計画

油等流出事故災害の事故情報、被害状況及び関係機関の活動状況等に関する情報の収集・伝達方法について定める。

1 情報の収集・伝達方法

(1) 情報の共有化

油等防除対策調整会議に参加する機関は、収集した情報及び活動状況を同会議へ逐次報告することにより、多岐にわたる関係者が情報を共有できるよう努めることとする。

(2) 通報の定型化

流出油等の情報を各機関が個別の要領により通報することは、統一性を欠いて的確な状況把握が困難となることから、各機関間において、情報の共有化が可能となるよう通報要領の定型化を図るものとする。また、漂着状況の通報についても統一的基準を定めるものとする。

(3) 広報

報道機関等への情報の提供については新潟県地域防災計画風水害対策編広報計画によるもののほか、次のとおりとする。

ア 第九管区海上保安本部

事故情報、海上における流出状況及び防除活動等については、原則として第九管区海上保安本部が広報を行うものとする。

イ 県

漂着油の状況及び市町村等の防除活動状況等については、原則として県が広報を行うものとする。

ウ 北陸地方整備局

大型油回収船による防除活動については、北陸地方整備局が広報を行うものとする。

(4) 広域的連携

県域を超えた油等流出事故災害については、県は近接県等との密接な情報交換に努めるものとする。

(5) 各種情報の分析、評価方法の確立

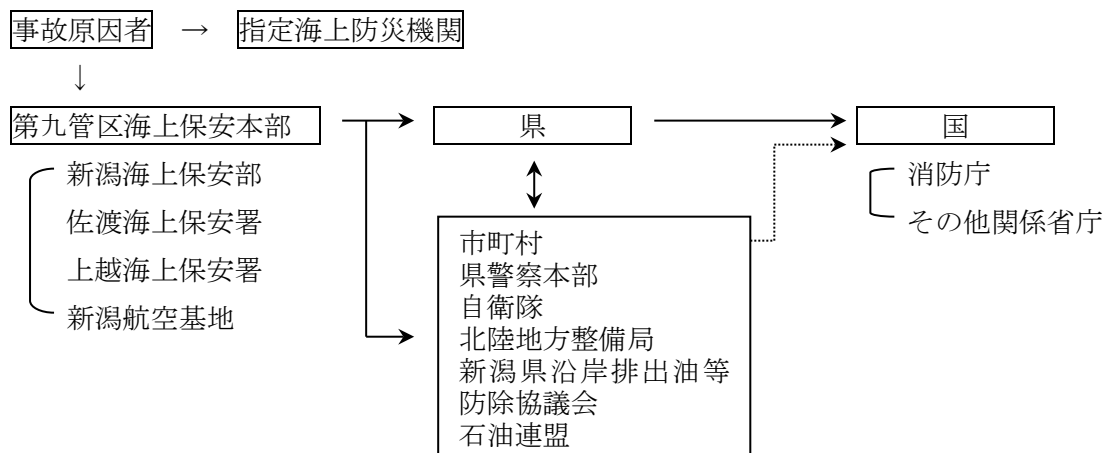
第九管区海上保安本部は、浮流油の漂流予測の高度化を図るとともに、得られた油防除等にかかる情報を適切に分析・評価するための体制の充実に努めるものとする。

2 各機関の情報の収集手段等

各機関の情報収集手段等は、概ね次のとおりとする。

機関名	情報収集手段	伝達先
事故原因者	目視等あらゆる手段による情報収集	被災状況を直ちに海上保安機関へ通報する
第九管区海上保安本部	巡視船艇、航空機による情報収集	収集した情報の一元化 油等防除対策調整会議への通報
県	消防防災ヘリコプター「はくちょう」、漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」現地調査（海岸パトロール）による情報収集画像伝送システムの利用	収集した情報の一元化 油等防除対策調整会議への通報
市町村	現地調査（海岸パトロール） 地域住民の通報による情報収集	県災害対策本部への伝達 油等防除対策調整会議への通報
県警察本部	県警察ヘリコプターによる情報収集 画像伝送システムの利用 警察用船舶による情報収集 警察官による海岸パトロール	県災害対策本部への伝達 油等防除対策調整会議への通報
自衛隊	航空機、船舶による情報収集	県災害対策本部への伝達 油等防除対策調整会議への通報
北陸地方整備局	航空機・船舶による情報収集 現地調査（海岸パトロール）	県災害対策本部への伝達 油等防除対策調整会議への通報
県漁業協同組合連合会	漁協による情報収集	県災害対策本部への伝達 漁協への伝達 油等防除対策調整会議への通報

第一次情報及び被害情報伝達系統図



(1) 事故原因者

ア 海防法第38条に該当する油の排出があった場合には、当該船舶の船長は、法令の定めるところにより最寄りの海上保安機関に通報するものとする。

油等を排出した原因者等船舶乗組員関係者は、大量の油等を認知した場合は、最寄りの海上保安機関に当該油等に関する情報を提供するものとする。

(2) 第九管区海上保安本部

ア 巡視船艇、航空機を動員して、直ちに情報の収集を実施するものとする。

イ 中央において、警戒本部が設置された場合には、第九管区海上保安本部に連絡調整本部を設置し、関係機関と連絡調整を実施する。

(3) 県

ア 県は、消防防災ヘリコプター及び所属船舶による巡視パトロールにより、情報の収集に努める。

イ 県は、市・関係防災機関との間で、災害時の被災状況等の情報収集及び伝達を行うこととする。

(4) 市

ア 海岸パトロール及び市民からの通報等により情報の収集に努める。

イ 収集した情報は、県をはじめとする関係機関へ伝達する。

ウ 災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を県防災局危機対策課へ報告するものとする。

(5) 県警察本部

警察ヘリコプター及び船舶により、海上上空からの目視及び画像撮影（画像伝送を含む）等による被災現場の初期情報を収集するとともに、陸上からも可能な範囲で被災現場の初期情報を収集し、事故災害の概要を県等の関係機関に通報することとする。

(6) 自衛隊

自衛隊は、関係防除機関の防除活動の支援に関する情報を艦船、船舶及び航空機で収集伝達を行う。

(7) 北陸地方整備局

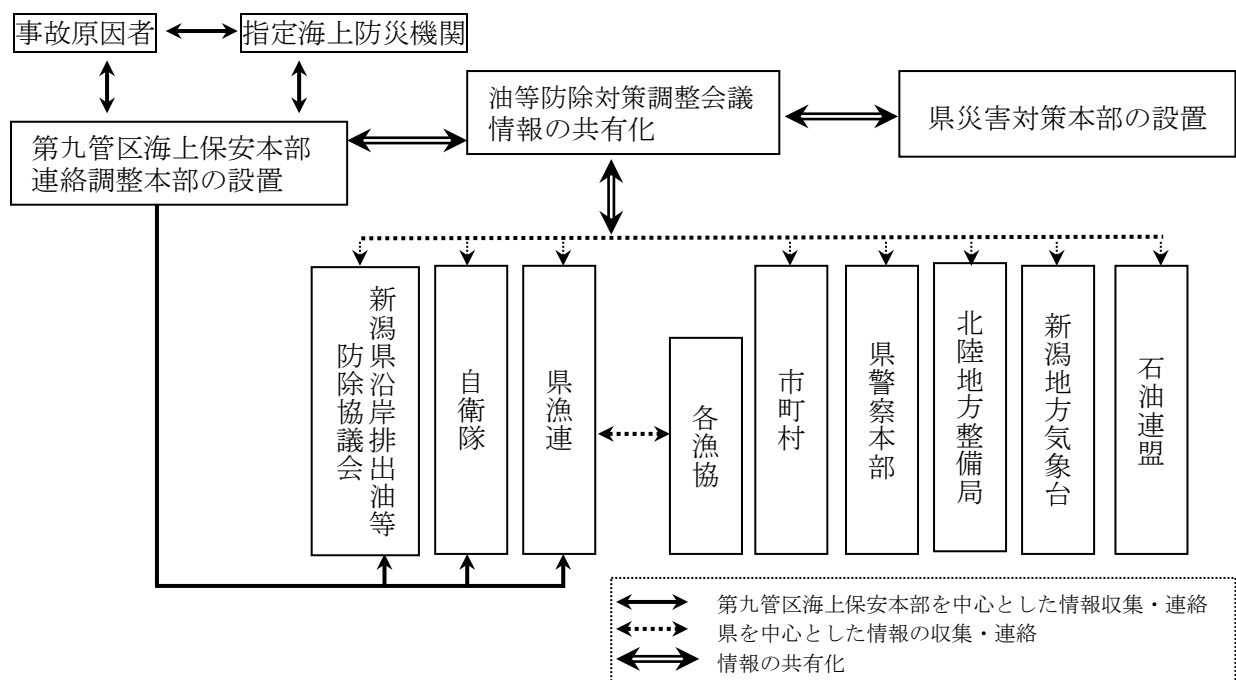
ア 海岸パトロール（直轄海岸等及び、直轄河川河口付近における監視パトロールを実施）を実施し情報収集を行う。

イ 航空機・船舶による情報収集及び伝達を行う。

(8) 県漁業協同組合連合会

県漁業協同組合連合会は、各漁協に対し、漁船等による情報収集を指示し、収集した情報については油等防除対策調整会議に伝達する。

3 流出・漂着・防除活動状況の伝達



県は、関係機関が収集した情報を集約し、油等防除対策調整会議を通じて関係機関へ伝達する。

第九管区海上保安本部も収集した情報を集約し、油等防除対策調整会議を通じて伝達するなど情報の共有化に努めるものとする。

前記フローに基づく各機関の収集・伝達する主な情報は次のとおりである。

(1) 事故原因者

- ア 流出油等の種類、性状、量、拡散状況に関する情報
- イ 流出油等の防除措置の実施状況に関する情報

(2) 第九管区海上保安本部

- ア 巡視船艇及び航空機で収集した情報（現場付近の流況）
- イ 気象・海象条件等に基づく流出油等の漂流予測（進路予測）に関する情報
- ウ 海上、沿岸部等における被害状況に関する情報
- エ 防除活動実施状況に関する情報
- オ 油等の専門家に関する情報
- カ 海上における警戒区域を設定した場合は、その区域に関する情報

(3) 県

- ア 消防防災ヘリコプター及び所属船舶で収集した情報
- イ 海岸パトロールの実施で収集した情報（漂着状況）
- ウ 県が実施した防除活動に関する情報
- エ 市町村の漂着状況に関する情報
- オ 市町村が実施した防除活動に関する情報
- カ 各機関が実施した防除活動実施状況
- キ 資機材に関する情報
- ク 油等の専門家に関する情報
- ケ 県漁連を通じた各漁協に対する指導事項等

(4) 市

- ア 海岸パトロールの実施により収集した情報（漂着状況）
- イ 市が実施した防除活動に関する情報
- ウ 資機材に関する情報
- エ 自衛隊の災害派遣に関する情報（回収の困難な地域の把握）

(5) 県警察本部

- ア 警察ヘリコプター、船舶及び海岸パトロールで収集した情報
- イ 災害地付近の警戒及び交通規制等の実施状況に関する情報
- ウ 関係防除機関の防除活動に関する支援に関する情報（防除活動の実施）

(6) 自衛隊

- ア 艦船、船艇及び航空機で収集した情報

(7) 北陸地方整備局

- ア 海岸パトロールの実施により収集した情報（漂着状況）
- イ 船舶、ヘリコプターによる情報

- ウ 関係防除機関の防除活動に関する支援に関する情報
- エ 油回収船の出動状況に関する情報（防除活動の実施）
- （8）新潟地方気象台
 - 現場付近に係わる気象情報
 - （海上風・波浪等に係わる予報や警報等の迅速な提供）
- （9）指定海上防災機関
 - ア 防除措置の実施状況に関する情報
 - イ 油等の専門家に関する情報
- （10）新潟県沿岸排出油等防除協議会
 - 油等の専門家に関する情報
- （11）石油連盟
 - ア 防除措置における技術的指導に関する情報
 - イ 油等の専門家に関する情報
- （12）県漁業協同組合連合会
 - 各漁協が収集した防除活動の実施状況に関する情報

4 一般船舶への周知・沿岸住民への周知

災害の波及が予想される場合は、概ね次により、一般船舶及び一般市民に対し周知に努めるものとする。

（1）一般船舶への周知

機関名	周知手段	対象
第九管区海上保安本部	無線・電話・巡視船艇	船舶全般
放送局	ラジオ・テレビ	
港湾・漁港管理者	船舶及び拡声器等	港内船舶

（2）沿岸住民への周知

機関名	周知手段	周知事項
市町村 消防本部	広報車 等 防災行政無線 等	1 事故の状況 2 火気使用及び交通等の制限禁止事項 3 防災活動の状況 4 避難準備等の一般的注意事項 5 その他必要事項
警察本部	パトカー、ヘリコプター、船舶 等	
放送事業者	ラジオ・テレビ	

第5節 流出油等防除方針

関係防災機関及び関係団体が、一体的に円滑かつ迅速な防除活動を実施するため、流出油等の防除にかかる基本方針を定めるとともに、油等防除対策調整会議の設置及び検討すべき内容等を示す。

1 基本方針

流出油等の防除は、油等が海岸へ漂着した場合、防除作業は多大な労力を必要とし自然環境及び社会環境に対する影響が深刻となることから、流出油等の被害を最小限に止めるため、極力海上で回収することを基本方針とする。

2 油等防除対策調整会議の設置

関係防災機関、団体は、関係法令に基づき速やかに所要の防除措置を講じるとともに、防除活動を一体的、効果的に実施するため、必要に応じて油等防除対策調整会議において調整を図り、各機関が同一の方針の下に有機的な連携を保ちながら活動を実施するものとする。

(1) 専門家等の活用

防除対策の検討及び関係機関の調整を行うに際しては、油等に関する専門家、アドバイザーを積極的に参画させるものとする。

(2) 市等の対応

災害現場において防除活動を実施する市等は、油等防除対策調整会議が検討した防除対策に基づき防除活動を実施することとするが、災害現場の状況に応じた効果的な措置も講ずることができるものとする。

(3) 事故原因者等との速やかな調整

事故原因者並びに海事鑑定人と応急的に防除活動を実施する市等との間では、油等防除対策調整会議の場を通じて、防除作業の方法、使用する資機材、費用負担等について、常に速やかな調整を行うよう努めるものとする。

(4) 連絡体制の整備

油等防除対策調整会議に参加する機関相互の連絡方法等を明確化するとともに、事務処理の円滑化のため、被害状況の報告様式等の統一を図るものとする。

3 油等防除対策調整会議における防除対策の検討等

油等防除対策調整会議において検討、調整する主な事項は、次のとおりとする。

(1) 関係機関の役割分担

油等流出事故災害に関する関係機関の基本的役割を確認するとともに、事故災害の態様により油等防除対策調整会議に新たに参加すべき機関等を協議する。

(2) 段階的目標の設定

流出油等の防除は海上での回収を基本方針とすることを確認する。また、事故の規模、天

候及び時間的経過等に応じてその都度、段階的、現実的な防除目標を定めるものとする。

ア 第1段階の目標

事故発生直後の段階においては、流出源の補修等により油等を海面へ流出させないことを目標とする。

イ 第2段階の目標

事故の発生現場からオイルフェンス等の展張等により、油等の周辺海域への拡散を阻止することを目標とする。

ウ 第3段階の目標

周辺海域へ拡散した油等については、関係機関の連携した防除活動により、海岸への漂着を阻止することを目標とする。

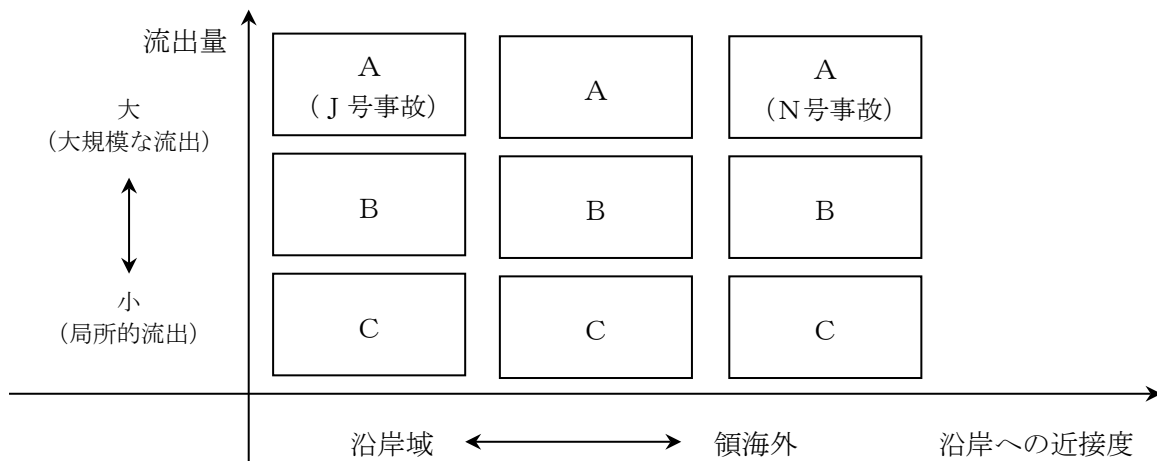
エ 第4段階の目標

油等の海岸への漂着を阻止できない段階に至ったときは、限られた資機材と人員を効率的、効果的に活用するため、重点的に保護すべき沿岸区域を定め、その優先順位に従って海岸の防除を行い、被害を軽減することを目標とする。

(3) 事故災害レベルの評価

事故災害の規模、内容に応じた応急体制を整備するため、専門家等の意見を踏まえ、油等の流出量と沿岸への近接度に応じた対応に努める。

(参考) 事故災害評価レベルの目安



ア 国家的な防除支援を必要とする大規模な流出事故 (Aレベル)

海洋及び沿岸域への広範囲にわたる影響が予測されるため、直ちに災害対策本部等の応急体制の確立を図る。

イ 中規模の流出で当事者のみによっては防除することができない事故 (Bレベル)

海洋及び沿岸域への影響が予測されるため、事故の態様に応じた応急体制の確立を図る。

ウ 局所的な流出で当事者のみの対応によって防除が可能か、又は沿岸域への影響が少ないと考えられる事故 (Cレベル)

防災関係機関は通常、事態の推移を見守り、必要に応じて応急体制を整備する。

(4) 防除対策の検討

主として次の事項について協議し、関係機関の合意を得るものとする。

ア 海上における流出油等の防除

- (ア) 主な活動主体と役割分担に関すること
- (イ) 防除及び回収方法に関すること

イ 漂着油等の防除

- (ア) 主な活動主体と役割分担に関すること
- (イ) 防除及び回収方法に関すること
- (ウ) 通信手段、通信方法の調整に関すること
- (エ) 防除作業の安全管理に関すること
- (オ) 防除作業従事者の健康管理に関すること
- (カ) 作業記録の保存に関すること
- (キ) ボランティアとの連携に関すること

ウ 回収油等の処分

- (ア) 主な活動主体と役割分担に関すること
- (イ) 処分方法の選択に関すること
- (ウ) 一時保管場所の選定に関すること

エ 資機材等の調達、斡旋

- (ア) 油等防除資機材の調達及び斡旋に関すること
- (イ) 輸送手段の確保及び斡旋に関すること

オ その他、必要とする防除対策の検討及び調整

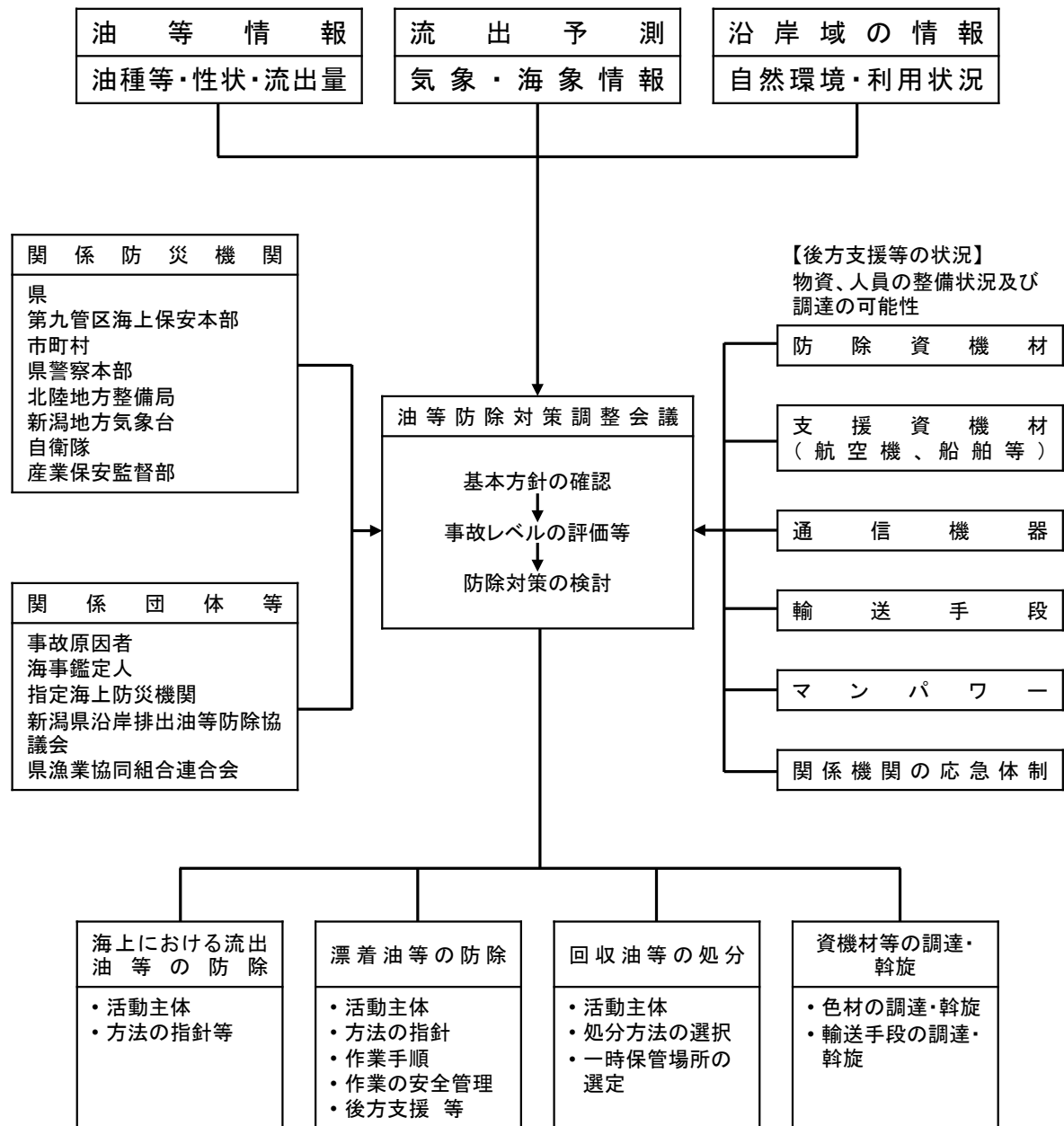
(5) 作業記録の保存・整理

海上及び海岸で防除活動を実施する全ての機関は、毎日の作業にかかる記録を保存、整理し、事故原因者等に対する補償請求に備えるものとし、記録すべき内容等は各機関と協議の上、定めるものとする。

(6) 広報

報道機関等への情報の提供は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるとおりとし、更に一元的な情報提供の方法についても検討するものとする。

防除対策等の検討フロー図



第6節 流出油等防除対策

流出油等の防除に携わる各機関が、関係法令及び油等防除対策調整会議で検討した防除対策等に従って、海上及び海岸で実施する防除対策の概要を示す。

1 流出油の漂流予測

第九管区海上保安本部は、海流等海況情報及びその他の情報を分析し、流出油等の漂流予測を実施する。

なお、得られた結果については、油等防除対策調整会議を通じて関係防災機関へ逐次提供するものとする。

2 海上における防除対策

(1) 役割分担

流出油等の防除は、第一義的な義務を有する事故原因者及び事故原因者からの委託を受けて防除を行う指定海上防災機関等を主な活動主体とする。

第九管区海上保安本部は、これらの事故原因者等を指導し、関係機関の防除活動に対する指導、調整を行うなど、海上における防除活動の中心的役割を担うものとする。

(2) 事故原因者等の措置

事故原因者及び事故原因者からの委託を受けて防除を行う指定海上防災機関等は、油等の船外への流出防止と流出油等の拡散防止を目的として、現場の状況に応じた適切な措置を講ずるものとする。

ア オイルフェンスの展張

イ 損壊箇所の修理等による流出の防止

ウ 他のタンクへの残油の移送

エ 排出油等の回収

(3) 第九管区海上保安本部の措置

事故原因者等への指示又は指導

第九管区海上保安本部は、防除措置を講ずべき者等に対して必要な防除措置を指示又は指導するとともに海防法、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」及び「排出油等防除計画」に基づき防除措置を講ずるものとする。

(4) 海上交通等の安全確保

第九管区海上保安本部は、流出油の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場海域付近での船舶の航行を禁止又は制限し、海上交通の安全確保に努める。

(5) 通信手段の調整

関係機関等が保有する船舶と航空機とが連携し、効果的な防除活動を実施するため、船舶、航空機、地上基地間の通信手段を確保するよう努めるものとする。

海上における防除活動に参加する機関は、互いに通信可能な周波数を協定等により定めるなど必要な措置を講じるものとする。

また、防災機関の相互においては、防災相互波（158.35MHz）を用いて通信を行うものとする。

（6）油処理剤の使用

排出油等の回収はできるだけ機械的回収等に努めることとし、油処理剤を使用する場合は、必要性、緊急性及び生態系への影響等を考慮し、関係機関と十分調整の上、使用するものとする。

3 漂着油の防除対策

（1）役割分担

漂着油等の防除は、事故原因者及び事故原因者から委託を受けた指定海上防災機関等が行うものとするが、市も地域内の自然的、社会的環境を守るため、連携して積極的な防除活動を行うものとする。

また、市は災害対策本部等を設置し、地域内の防除活動をコーディネートするよう努めるものとする。

（2）優先順位（プライオリティ）の決定

市は、関係機関等の意見を踏まえ、沿岸域において重点的に保護すべき施設、地域を選定し、当該地域等へ集中的に資機材等を投入することにより、効果的な防除活動の実施に努めることとする。

優先順位は季節等により大きく変化するため、被害状況、今後の漂着予測、防除方法等を考慮して定めることとする。

（海岸地帯の被害の受けやすさの指標：番号が大きくなるほど被害を受けやすくなる）

海岸の形状	油の挙動と被害の受けやすさ
①開放性の岩の岬	反射波のため大部分は沖合に止まる。
②波食性台地	波に洗われる。自然の作用により大部分の油は数週間以内に除去される。
③細かい粒子の砂浜	油は堆積層まで浸透せず、機械的な除去が加納。除去しないと、油は数か月残留することがある。
④粗い粒子の砂浜	油は急速に沈降又は埋没することがあり、防除作業は困難となる。
⑤砂とれきが混じった浜	油は急速に沈降し、埋没する。中ないし高エネルギー条件下では数年間残留することがある。
⑥砂れきの浜	油は急速に沈降し、埋没する。中ないし高エネルギー条件下では数年間残留することがある。
⑦閉鎖性の岩石海岸	波の作用が減少した地域。油は何年も残留することがある。

（国際石油産業環境保全連盟の「海上油流出緊急時対応計画策定指針」より作成）

（3）回復レベルの設定

漂着油等の除去は完全回収することを最終目標とするものの、限られた資機材、人員によ

る防除活動では当面の目標を設定することが有効であることから、市町村は地域内の海岸の形状及び利用状況に応じて、海岸ごとの回復レベルを定めるものとする。

(4) 防除方法の選択

防除方法は海岸の形状別に選択するのが望ましい。

海岸の形状別に見た漂着油の標準的な除去目標は次表のとおりとするが、災害現場の状況により弾力的に運用するものとする。

(漂着油の除去に関する標準的な指針)

海岸の形状	当面の除去目標
自然景観・観光地域	漂着油が目立たない程度まで除去する。 ただし、危険な岩場地帯では無理な作業はしない。
海水浴場	手足に漂着油が付着しない程度まで除去する。
磯根漁場	漁業に与える影響を軽減するため、漂着油が認められない程度まで除去する。
港湾・漁港・海岸保全施設	当該施設の利用に支障をきたすおそれのある箇所については、必要に応じて除去する。
その他の海岸	漂着状況により個別に判断する。

(5) 油処理剤の使用

2－(6)と同じく、災害現場における関係機関の合意の下に使用方法を定めるものとする。

(6) 災害現場における防除活動の調整

市等は、災害現場において一体的かつ体系的な防除活動を行うため、防除作業を実施する機関は協調して活動を実施するとともに、必要な情報の提供及び調整を行うものとする。

ア 防除方針の周知

イ 作業手順の明示

ウ 防除作業に参加する機関が担当する区域の調整

エ 作業日及び作業時間等の設定

オ 作業の安全管理、健康管理に関する指針の周知

カ 作業記録の報告

キ その他防除作業において関係機関の調整を必要とする事項

4 回収油等の処分

(1) 役割分担

海上及び海岸で回収された油等の処分は、事故原因者及び事故原因者からの委託を受けた指定海上防災機関等が収集、運搬、処分及びこれらに関連する資機材の調達、運送手段の確保等を行うこととする。

国及び県は、回収された油等が適切に処理されるよう海防法及び廃掃法に基づき必要な指導、監督を行うものとする。

また、県は県内の収集運搬業者、処分業者が積極的に協力するよう要請及び調整を行うも

のとする。

(2) 処分方法の選択

処分方法は、回収油等の性状に応じた適切な方法を選択することとする。また、方法の選択に当たっては、環境への影響に十分留意するものとする。

(3) 一時保管場所の設置

回収油等が大量に発生する場合は、最終処分場の確保に要する時間や輸送手段の能力を考慮して、一時的に回収油等を保管する場所を設けるものとする。

ア 仮置場

海上で回収された油等は、船舶等により港湾・漁港又はその他の区域に設置する仮置場に一時的に保管するものとし、県は保管場所に関し、指定海上防災機関等と協力し適地の選定を行うものとする。

また、海岸で回収した油等の仮置場は、市町村が関係機関及び指定海上防災機関等と協議して選定するものとする。

イ 集積場

最終処分場へ運搬するまでの間、一時的に保管する集積場については、県は保管場所に関し指定海上防災機関等と協力し、港湾等の適地の選定を行うものとする。

ウ 環境への配慮

一時保管場所は周辺環境に配慮し、土壌汚染等が発生しないよう必要な措置を講ずるとともに、十分な安全管理を行うこととする。

エ 火災発生等の防止

一時保管場所においては、見張り人、立て看板及び消火器等を配置し、火災の予防に十分留意するものとする。

(4) 危険物保管等の届出

回収油等は保管量等によって、消防法に基づく危険物保管の届出等が必要となる場合があることや漂着油等については、税関への届出が必要となる場合があること（外国船舶からの流出に限る）に留意しなければならない。

5 防除作業従事者の安全確保・健康管理

(1) 安全確保

ア 安全確保に関する指針の周知

防除作業を実施する機関は、油等防除対策調整会議等で定めた安全確保に関する指針を防除作業従事者に周知徹底するものとする。

イ 通報体制の整備

防除作業を実施する機関は、作業時の事故の発生に備え、通報体制を整備しておくものとする。

ウ 危険箇所での安全確保

危険箇所での作業は、専門の知識、装備を備えた機関が実施することとし、一般の作業従事者は原則として実施しないこととする。

また、危険箇所で作業を実施する場合は、転落、転倒防止等の措置を講ずるものとする。

(2) 健康管理

ア 作業条件への配慮

作業条件は季節、天候、作業の難易度等を考慮し、作業従事者に過重な負担とならないよう作業時間、休憩時間等を定めるものとする。

イ 作業装備への配慮

防除作業を実施する機関は、作業従事者の健康確保のため、油の性状に応じた作業衣服、装備を整えるものとする。

ウ 救急救護体制の整備

市等は救護所の設置、健康相談の実施等により作業従事者の健康管理に努めるとともに、事故に備え医療機関等との連携による救急救護体制の整備に努めるものとする。

6 ボランティアとの連携

ナホトカ号重油流出事故災害の教訓から、油流出事故により海岸に漂着した油の回収は、人力によるところが大きく、ボランティアは、重要な役割を担う。また、市民活動の盛んな昨今、自主的に集まった多くのボランティアによる漂着油等の回収作業が行われることが予想される。

このため、市等はボランティア活動の自主性、自発性を尊重しつつ、適切な防除活動が図られるようボランティアとの連携に努めるものとする。

(1) 防除作業の連携

市等は、作業手順、作業日、作業場所、安全管理、健康管理等について円滑なボランティア活動を図るために必要な調整を行うものとする。

また、市等は、ボランティアの把握及び活動場所、活動内容の調整等のため、ボランティアの受付窓口を設置するとともに、必要に応じ登録手続きを行うものとする。

(2) 活動環境の整備

ア 情報の提供

市等は、被害状況、活動内容、活動場所、服装、携行品等防除活動に必要な情報を提供するとともに、宿泊場所等の情報の提供についても配慮するものとする。

また、これらの情報提供に当たっては、県及び市等は、インターネットやマスコミ等を通じて広く情報の提供に努めるものとする。

イ 健康管理の支援

ボランティアの健康管理のため、市等は救護所の設置及び健康相談等の実施に努めるものとする。

また、県及び市等はボランティアの万一の事故に備え、ボランティア活動保険の周知やその加入を奨励するものとする。

7 防除資機材等の調達・斡旋

(1) 主要防除資機材

オイルフェンス、油回収機、油吸着材等の主要防除資機材は、通常、限られた専門機関に

しか保有されていないため、調達は原則として油防除対策調整会議の調整を経た上で行うものとする。

なお、市が必要とする場合は同会議の調整を経た上で、県が中心となって幹旋を行うものとする。

(2) 補助資機材

シャベル、杓、ドラム缶等の補助資機材は、防除作業を実施する機関が自ら調達するものとする。

なお、県は市からの要請に基づき、補助資機材の幹旋を行うことができるものとする。

(3) 輸送手段

資機材を輸送するためのトラック等は、原則としてその資機材を必要とする機関が自ら調達するものとするが、各機関で大量に必要とする場合は、油防除対策調整会議において調整するものとする。

回収油の輸送にかかるものについては、事故原因者からの委託を受けた海上災害防止センター等が調達するものとする。

8 海岸施設等の防除対策

(1) 海岸、港湾及び漁港施設

海岸、港湾及び漁港施設の管理者は、環境に配慮しつつ、必要により管理する施設の防除活動を実施するものとする。

(2) 河川施設

河川管理者は、油等の漂着により河川が汚濁し、河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれのある場合は、関係機関と連携して必要な防除活動を行うものとする。

9 海水利用施設等の防除対策

火力・原子力発電所、海水利用工場等常時大量の海水を取水して使用している施設の管理者は、取水口付近へのオイルフェンスの展張、流出油等の回収等の防除措置を行い、状況に応じて取水の制限・停止等、施設の形態に応じた適切な管理を行うものとする。

第7節 漁業対策

市内の漁業協同組合及び新潟県漁業協同組合連合会が、水産資源の保護、漁業環境の保全及び流通水産物の安全を確保するため、実施する対策の方針について定める。

1 応急体制の確立

(1) 新潟県漁業協同組合連合会の体制

ア 対策本部の設置

新潟県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）は、油等の流出事故が発生し、本県沖合海域及び沿岸地域に被害が及ぶおそれがあると判断される場合は、県漁連事務局（新潟市万代島）内に会長を本部長とする対策本部（以下「県漁連対策本部」という。）を設置する。

イ 県漁連対策本部の組織

県漁連対策本部の組織は、概ね次のとおりとする。

本部長 (会長)	総務班	- 被害状況等の情報収集・伝達 - 漁業補償対策 - 指定海上防災機関等との調整
	資材調達班	- 漁協等が使用する防除資機材の調達 - 漁協等が使用する防除資機材の搬送 - 漁港間の資機材配備の調整
	回収班	- 漁協による防除活動の方針決定 - 防除活動に関する漁協間の調整 - 処理剤の使用に関する調整

ウ 対策会議の開催

本部長は、漁船による海上での一斉回収の決定等の重要な事項については、必要に応じて関係漁業協同組合の組合長等による対策会議を開催して協議するものとする。

(2) 県漁業協同組合柏崎支部の体制

流出油等による影響が及ぶと予測される漁業協同組合（以下「漁協」という。）は、必要に応じて支部長を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集、県漁連、市対策本部等との連絡、漁業関係施設の防除及び漁船による海上での油防除作業の統括に当たるものとする。

(3) 連絡窓口の明確化

県漁連及び市漁協は相互に連絡窓口を確認するとともに、県、市及び第九管区海上保安本部に対し、連絡体制を報告するものとする。

2 漁業関係施設等防除の基本方針

漁場及び漁業関係施設の防除は、次の方針に基づき実施するものとする。

(1) 磯根漁場

油等による汚染被害を最も受けやすく、油等が漂着した場合は漁獲ができなくなるため、可能な限り洋上で防除することとし、漂着した場合は、漂着油等が認められない程度まで除去することとする。

(2) 定置網、養殖施設等

流出油等の接近が確認されたときは、安全海域への移動、安全水深への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスの囲い込み等により被害の回避に努める。

(3) 漁港施設

漁港施設のうち、物揚場、荷さばき場等は油等による汚染を防止し、常に清潔を保つよう努めるものとする。

3 情報収集活動の実施

(1) 沖合の漂流情報の収集・伝達

県漁連は、県対策本部から海上の流出油等の漂流状況及び今後の漂流予測情報を定期的に入手して、各漁協に伝達する。

(2) 地先海域の漂流情報の収集・伝達

各漁協は、自発的に又は市の要請に応じて、漁船による地先海域のパトロールを実施し、収集した情報を県漁連及び市等に伝達する。県漁連は、各漁協から報告を受けた内容を集約し、油防除対策調整会議へ報告するとともに、各漁協に還元する。

4 流出油等の防除作業の実施

(1) 要請等に基づく組織的な海上防除作業の実施

ア 防除作業実施の要請

県漁連は、事故原因者及びその委託を受けた指定海上防災機関等との委託契約又は県からの要請に基づき、各漁協に対し流出油等の一斉海上回収作業の実施を指示するものとする。

イ 作業計画の策定

県漁連は、各漁協の動員可能な漁船の規模別隻数及び人員数を把握し、流出油等の漂流・接近状況、気象状況等を勘案して、日程、作業海域の分担等の作業計画を策定するものとする。

県内漁船による回収作業の範囲は、概ね距岸5海里以内の海域とし、更に漁船の大きさ(トン数)により行動範囲を段階的に設定するものとする。

ウ 防除資機材の調達

防除作業に必要な用具等は、原則として各漁協で調達する。各漁協で調達できない場合は県漁連に保有資材の貸出・提供及び斡旋を依頼するものとする。

県漁連は、自ら調達することが難しい場合又は特殊な資機材が必要な場合は、油等防除対策調整会議等に斡旋を依頼するものとする。

エ 防除作業の実施

計画された防除作業の実施の可否は、当日の気象状況を見て各漁協の組合長が判断する。

作業は漁協ごとに船団を組んで行い、あらかじめ定めたリーダー船の指揮の下に防除を実施するものとする。

県は、海上防除作業を指導・支援するため、作業海域に漁業指導船等の県保有船舶を派遣し、各船団のリーダー船に対し、必要な情報を漁業無線により伝達する。

オ 回収油等の処理

海上で回収した油等は、仮置場に陸揚げし、事故原因者等が一時保管場所へ運搬するものとする。

(2) 自主的な防除作業の実施

各漁協は、必要に応じて漁業関係施設の防除、磯根漁場等の漂着油の除去及び地先海域での海上防除作業を実施する。海上での回収作業は、上記(1)のエに準じて船団方式により行うものとする。

(3) 県外漁船への要請

県及び県漁連は、必要により本県沖合で操業する大型の県外漁船団に対し、油等防除作業に協力するよう指導・要請するものとする。

(4) 補償請求の準備

県漁連は、海上又は陸上で回収作業を実施（又は準備した）漁協に対し、事故原因者に対する補償請求時に必要となる、書類の保存及び詳細な作業記録の作成について指導するものとする。

5 風評被害等の未然防止

県、県漁連及び漁協各支部は、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図るものとする。

(1) 汚染魚介類の流通防止

ア 県は、漁協、県漁連及び産地市場に対し、以下の指導等を行う。

(ア) 産地市場での水産物の官能検査（視覚・嗅覚による検査）の徹底

(イ) 油等の付着の確認された水産物の廃棄、流通阻止の徹底

(ウ) 検査済の水産物の品質保証の関係者への周知徹底

イ 県は、消費地市場関係者に対し、以下の指導等を行う。

(ア) 流通魚介類への油等の付着の有無の確認の徹底と適切な対応

(イ) 産地市場での取組を踏まえた、円滑・適正な商取引の推進

ウ 県は、必要に応じ流通魚介類について官能検査等を行う。

エ 県漁連は、漁協各支部に対し、以下の指導を行う。

(ア) 漁船が航行・操業中に漂流油等を発見した場合の、漁協への連絡の徹底

(イ) 油等の漂流海域での操業自粛の徹底

(ウ) 油等汚染の疑いのある魚介類の出荷・販売自粛の徹底

(2) 海洋環境及び魚介類への影響調査

県水産海洋研究所は、本県海域の海洋環境及び生息する魚介類等について以下の調査を行

う。

ア 生物環境影響調査

イ 油等汚染影響実態調査

ウ 魚介類の官能検査

エ その他必要と思われる調査

第8節 環境保全対策

海上における船舶や海洋石油鉱山からの大量の油等流出事故は、揮発成分等による大気の汚染、流出油等による水質汚染、海洋生物への影響等を引き起こすおそれがある。

これらの事故による環境の汚染を防止し、沿岸住民等の生活環境を保全するため、関係機関等と協力して環境影響調査、環境汚染に対する応急対策、被害鳥獣保護対策等を実施するものとする。

1 環境影響調査

県は、流出油等による環境への影響を速やかに把握し、沿岸住民等への情報の提供、被害の拡大防止等を図るため、流出油等の性状に応じて環境影響調査を実施し、収集した情報を市町村、関係機関等に提供する。

(1) 環境影響調査計画

県は、事故により流出した油等の性状、成分、健康影響等に係る基本的な情報を収集し、調査実施項目、調査手法等を決定する。調査項目等の決定に当たっては、国、他県及び沿岸市町村等の状況に関する情報を十分勘案することとする。

なお、流出油等の防除のために処理剤等が使用された場合は、その成分、健康影響等の情報を収集し、環境影響調査の必要性について検討する。

(2) 環境への影響調査

調査計画に基づき、地域振興局健康福祉（環境）部及び保健環境科学研究所は、県内の沿岸地域等において、漂流、漂着した流出油等による汚染状況及び環境・生態系への影響を調査・分析する。

事故の規模等によっては、新潟県環境検査協会に調査・分析の協力を求める。

調査は、水質、底質、海岸（砂浜等）等の範囲で実施し、事故の状況を踏まえ、必要に応じて環境大気中の有害大気汚染物質濃度等を測定する。

なお、環境影響調査の結果は速やかに公表する。

2 環境汚染の応急対策

(1) 県の応急対策

ア 環境汚染に関する情報の提供

環境汚染に関する情報として、次のものを速やかに市町村等関係機関に提供する。

- (ア) 流出油等の性状、毒性等の情報
- (イ) 処理剤等の性状、毒性等の情報
- (ウ) 環境影響調査結果及びその評価

イ 住民の健康影響が予測される場合、次の内容について市町村等に助言し、随時情報を提供するとともに、市町村からの依頼に応じて保健師等を派遣する。

- (ア) 市町村における救護所等の設置

- (イ) 流出油等回収作業時の健康上の注意事項
 - (ウ) 流出油等が健康に及ぼす影響
 - (エ) 健康被害発生時の対応・相談先
 - (オ) 避難指示等の発出
- (2) 沿岸市の応急対策
- ア 環境汚染状況等に関する情報を、随時県に報告するとともに、県から提供される環境情報及び自ら実施する環境影響調査の結果について、市民等に広報する。
 - イ 市民への健康影響が懸念される場合
 - 必要に応じ救護所等を設置し、市民に対し次の内容を周知するとともに、健康被害の発生時に迅速に対応する。
 - (ア) 流出油等回収作業時の健康上の注意事項
 - (イ) 流出油等が健康に及ぼす影響
 - (ウ) 健康被害発生時の対応・相談先
- なお、健康被害の甚大な影響が懸念される場合等、必要に応じて避難指示等を発出し、市民の避難誘導に努める。

3 野生鳥獣類の救護等

- (1) 野生鳥獣類及び海産動物の救護
- ア 野生鳥獣類の救護
 - 県は、市町村、関係団体等に協力を要請し、流出油等に汚染された野生鳥獣類の救護を次のとおり実施する。
 - (ア) 汚染された鳥獣類の保護・収容
 - (イ) 愛鳥センターへの移送・収容
 - (ウ) 愛鳥センターでの治療・リハビリ、回復後の放鳥獣（自然復帰）
- なお、事故の状況に応じ、国及び関係都道府県と広域的に協力して救護に当たる。
- イ 海産動物の救護
 - クジラ、イルカ、ウミガメ等の海産動物（魚類を除く）の救護については、関係機関・団体等と協議し、必要に応じて水族館等の施設へ収容する。
- (2) 市町村・関係団体等の協力
- 県からの要請に応じ、野生鳥獣類の救護に協力する。

第9節 復旧計画

海上における船舶からの油等の流出による著しい海洋汚染等の事故災害においては、県、市及び漁業関係者等が講じた油等の防除・清掃費用等の各種対策に要した費用、並びに漁業者及び観光業者等が受けた損害について、必要に応じ船舶所有者等に賠償・補償請求を行うものとする。

また、被害状況に応じて漁業経営の安定対策、環境への影響調査を実施する。更に、行政及び業界関係者による報道機関及び消費者への情報提供等により、風評による被害の防止に努めるものとする。

1 賠償・補償請求

(1) 油濁損害賠償保障制度の概要

油濁損害賠償補償制度については、国際条約等に基づき船舶所有者の責任が明確化されているとともに、その賠償責任、更には国際的な補償制度が確立されている。

なお、条約を受けて、国内法である油濁損害賠償保障法（以下「法」という。）により、この油濁損害賠償保障制度を規定している。

ア 船舶所有者の賠償責任及び責任の制限等

油濁損害が生じたときは、油濁損害に係る油を積載していた船舶の船舶所有者は、その損害を賠償する。

イ 国際油濁補償基金による補償

責任限度額を超えた油濁損害の金額については、国際油濁補償基金に対して補償を求めることができる。

※ ナホトカ号（13, 157総トン）の場合

・SDR換算日平成9年4月17日・換算レート1SDR＝171,589円

・補償限度額13,500万SDR（日本円換算で231億6,451万5千円）

(2) 賠償・補償請求の対象

油等による汚染により生ずる損害並びに油等が流出し、又は排出された事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するためにとられる措置に要する費用及びその措置により生ずる損害は、賠償・補償請求の対象とされている。

具体的には、油等の防除・清掃に要する人件費、資機材の購入（賃借）費用、回収した油の処理費用、油等流出の対応策、損害の程度を調べる調査・研究費、漁業損害、旅館、ホテル等の損害が認められている。

なお、野性動物の救護費用等については、汚染動物の洗浄費用等、限定的な範囲でのみ認められている。認定に当たっての一般的な基準は、次とおりである。

ア 費用・損失又は損害は、実際に発生したものであること

イ 費用は、合理的で必要のある措置に要したものであること

ウ 費用・損失又は損害と油の流出による汚染との間に、相当因果関係があること

エ 経済的損失（逸失利益）については、金銭的に計算できる損失であること

オ 適切な書類その他の証拠書類により、費用、損失又は損害の額を証明できるものであること

（3）賠償・補償請求の方法

ア 請求主体

防除のために講じた各種対策に要した費用、並びに漁業者及び観光業者等が受けた損害について、賠償・補償請求の対象となる損害を被った個人、法人は請求の主体となることができる。また、複数の者が同様の損害を被った場合は、共同で請求をすることもできる。

なお、油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することが適当と認められる場合には、市町村等と協議し、当該市町村等と協力の上、県が請求事務を行うものとする。

イ 費用及び損害の把握

請求主体は、法に基づく賠償・補償請求を行うため、その費用又は損害の状況について速やかに把握するとともに、賠償・補償請求に必要な写真、作業日報、領収書等の証拠書類及び費用の必要性、妥当性等を証明できる関係書類の整備に努める。

ウ 請求の相手方

船舶所有者の故意又は過失の有無によって、請求の相手方が決定されることになるが、一般的には故意又は過失の有無の確定までに時間がかかるため、故意又は過失の有無が確定しない間であっても、国際油濁補償基金から補償が行われている場合が多い。その後、仮に民事上の手続きにより船舶所有者の故意又は過失が認定された場合には、国際油濁補償基金が既補償額について船舶所有者に請求していくこととなる（ナホトカ号の場合も同様な取扱となり、下記（ア）、（イ）を一括して国際油濁補償基金へ請求した。）。

（ア）賠償請求

船舶所有者の責任限度額内までの損害賠償額の請求は、船舶所有者又はその保険者に対して行う（法第15条）。

船舶所有者が加入する保険は、船舶自体の損失・被害等を補償する船体保険と船舶所有者の第三者責任を担保する船主責任相互保険に大別でき、賠償請求の場合の保険者は、通常、船主責任相互保険組合（P & I 保険「Protection and Indemnity Insurance」）である。

（イ）補償請求

船舶所有者又はその保険者から賠償を受けることができなかった油濁損害額（船舶所有者の責任限度額を超えた油濁損害額）の請求は、国際基金条約で定めるところにより、国際油濁補償基金に対して補償を求めることができる（法第22条）。

エ 請求の時期

（ア）国際基金条約に基づき請求する権利は、被害が生じた日から3年以内に基金に対して補償請求の訴訟を提起するか、あるいは3年以内に、船舶所有者、又はその保険者に対して裁判上の請求をした事実を公式に基金に通知しないと失う。また、裁判所への訴えは、いかなる場合にも事故発生の日から6年以内に行わなければならない。

(イ) このことから請求主体は、上記期限内に示談での決着が図られるだけの十分な時間的余裕を持って請求するため、被害発生後できるだけ速やかに請求を行うよう努めるものとする。

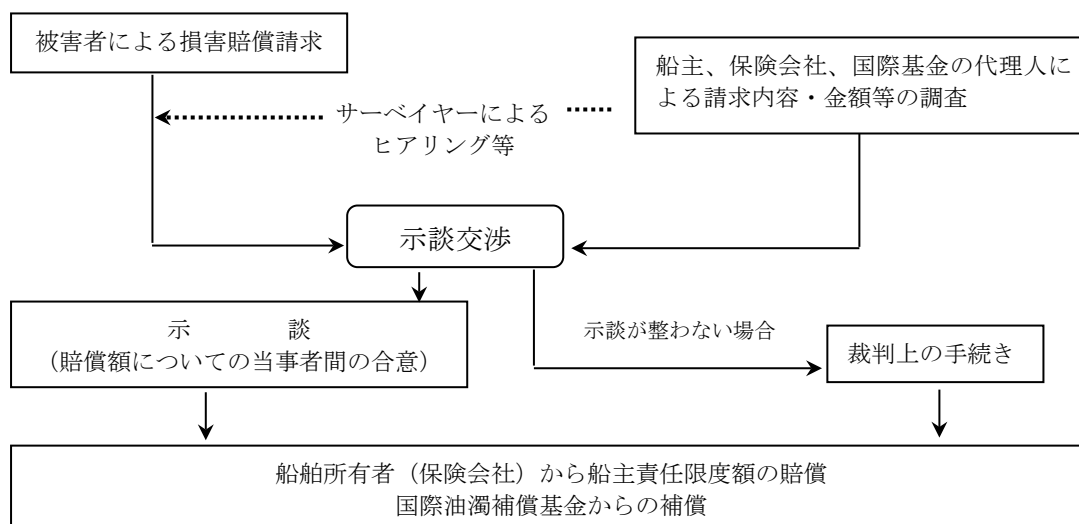
(ウ) 事故直後に正式の請求を提出することが困難な場合、後に請求を提出する意向を相手方に伝えるものとする。

オ 請求の方法

基金に対する請求は文書で行うこととし、その書式については海事鑑定人（サーベイヤー）等と協議の上で決定する。（ナホトカ号の場合は、福井県が海事鑑定人（サーベイヤー）と協議の上基本様式を提示し、各県が必要に応じて追加、修正等を加えて書式を決定した。）。

(4) 補償交渉・示談

補償交渉・示談手続きの流れは次のとおり。



2 漁業経営の安定対策

県は、市町村及び融資機関の協力の下、油等流出事故等の被害状況に応じて、被害を受けた漁業者に対する経営資金等の円滑な融通並びに公的資金の既借入金の償還に係る緩和措置の実施などにより、被災漁業者等の経営の安定を図る。

3 環境監視調査

環境保全対策で実施する環境影響調査結果により、事故後の継続的な環境モニタリングが必要と判断される場合には、県は、水環境、大気環境、生態系に係る環境モニタリング計画を作成し、これを実施する。

4 風評被害の防止対策

市は、県及び漁業・観光業関係者とともに、報道機関及び消費者に対する正確かつ迅速な情報を提供し、啓発・宣伝を行うなど、風評による被害の防止に努めるものとする。

第2編（個別災害対策）第6章 海上事故災害対策

第1節 海上事故災害予防計画

旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の遭難又は漁船の集団遭難等が発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性があることから、関係機関は海難の未然防止に努めるとともに、事故発生時においては、速やかな情報収集、捜索・救助活動が可能となるよう、防災関係機関の体制整備、資機材の整備等について定める。

1 防災体制の整備

（1）第九管区海上保安本部

ア 防災組織の整備

第九管区海上保安本部は、大規模海難等に備え、非常配備又は警戒配備による即応体制の整備を図る。

イ 災害時の関係機関との連絡窓口等

第九管区海上保安本部は、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡体制の確立を図るため、平素から防災関係機関との連絡窓口、連絡方法を定めておくものとする。

第九管区海上保安本部の連絡窓口

防災事業担当部課	住所等	
警備救難部救難課	住 所	〒950-8543 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
	電 話	025（285）0118 内線3263
		025（285）0122
		（夜間及び休日：運用司令センター直通）
		118（緊急特番）
	FAX	025（288）2613
	防災無線	752

ウ 海上防災思想の普及

第九管区海上保安本部は、海難防止、海上事故災害防止に関する講習会の開催、訪船指導等を行うことにより、海上事故災害防止思想の普及に努める。

エ 消防機関との連絡調整

海上保安機関は、海上事故災害等の場合における消火活動及び救出救護活動を効果的に実施するため、平素から消防機関と以下の事項の調整を図る。

（ア）情報及び資料の交換

（イ）消火活動要領及び連絡周知系統の作成

（ウ）必要資機材の整備の促進

（エ）合同訓練の実施

また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、消火薬剤の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、消

防機関と相互に交換する。

オ 医療機関との協力

迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、第九管区海上保安本部は、医療機関との連絡・協力体制の整備を図る。

カ 市町村との連絡体制

迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に関する情報の伝達等に関し、第九管区海上保安本部等は、市町村との連絡体制強化に努める。

キ 海上交通の安全確保

第九管区海上保安本部は、北陸地方整備局及び県と調整の上、管轄海域及び港湾内における船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

ク 海難防止指導

新潟海上保安部、佐渡海上保安署、上越海上保安署は、海難防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努める。

ケ 異常気象時における避難体制の確立

第九管区海上保安本部は、気象、高潮、波浪等に関する警報等及び災害に関する情報の通知を受けたときは、無線により船舶に対し情報提供を行い、事故防止に努める。

(2) 海上運送事業者等

ア 安全管理規程の作成

海上運送事業者等は、海上運送法第10条の3の規定に基づいて、安全管理規程を作成し、船舶の安全な管理に必要な事項を定めておくものとする。

安全管理規程は運航中の船舶に関する事故の処理に関し、航路の実情に応じて各航路事故処理基準を設ける等、人命の安全の確保と損害の最小化を図るものとする。各航路事故処理基準においては、おおむね次の事項を定めておくものとする。

(ア) 事故発生時の通報

(イ) 事故の処理等

(ウ) 非常対策本部の設置等

イ 事故発生時の連絡体制

海上運送事業者等は、関係機関等と協議の上、あらかじめ事故発生時の連絡先について定める。

2 県の役割

(1) 関係機関の運営協力

県は、海上事故災害等の発生予防のため、新潟県水難救済会等の運営に協力し、災害時に、関係機関の円滑な対応が図れるよう努める。

(2) 情報の収集・連絡体制の強化

県は、的確な災害応急対策を実施するため、自ら情報を迅速に収集するとともに、関係機関との情報共有を可能とするよう、消防防災ヘリコプター等による情報収集活動体制及び関係機関への連絡体制の強化を図る。

特に、第九管区海上保安本部及び警察本部とは、救助活動等の実施に関する情報を相互に共有するための連絡方法及び連絡窓口を定める。

(3) 初動体制の充実

県は、収集した情報を分析整理するための人材育成に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう体制整備を図る。また、夜間・休日の参集体制及び初動マニュアル等の整備に努める。

(4) ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、迅速な情報収集活動のため、広域航空消防応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努める。

(5) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県は、海上事故災害発生時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が的確に実施できるよう、同システムの習熟に努める。

3 各機関の相互連携調整

(1) 消防機関と海上保安機関の相互連携

消防機関は海上事故災害等の場合における消火活動等を効果的に実施するため、平素から海上保安機関と消防機関は、以下の事項の調整を図るものとする。

- ア 資機材の保有状況等に関する資料の交換
- イ 消火活動要領及び連絡周知システムの作成
- ウ 必要資機材の集中使用の計画実施
- エ 必要資機材の整備の促進
- オ 合同訓練の実施

また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、消火薬剤の備蓄状況等、消火活動上、あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、海上保安機関と相互に交換するものとする。

4 資機材の整備等

(1) 第九管区海上保安本部

第九管区海上保安本部は、海難救助を的確かつ効果的に実施するため、必要な救難用資機材の整備を図るものとし、緊急時の調達方法を定めておくものとする。

(2) 県

海上災害等の発生予防のため、新潟県水難救済会等の運営に協力し、災害時に、関係機関が円滑な対応が図れるよう努めるものとする。

(3) 沿岸消防機関

消防機関は、海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等を図るものとする。

(4) 関係団体

船舶所有者、船舶代理店、荷主、荷受人等は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の

流出油防除用の必要な資機材及び化学消火薬剤等消火機材の備蓄に努める。

(5) 新潟県水難救済会

関係機関と連携し、海難救助訓練を実施するとともに、各救難所の施設整備に努めるものとする。また、救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

5 海上交通の安全確保

(1) 海上交通の安全確保

北陸信越運輸局は、海上運送事業者の運送管理について監督、指導するとともに県内各港に入港する船舶の立入検査等を通じ、海難の未然防止と海上交通の安全確保に努めるものとする。

また、異常気象等により船舶交通の危険が生じる恐れがある場合には、船舶に対し、湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。

(2) 船舶の安全性の確保

北陸信越運輸局は、船舶の安全性を確保するとともに、海洋汚染の防止を図るため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を行う。

6 海難防止指導

新潟海上保安部、両津海上保安署、直江津海上保安署は、海難防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努めるものとする。

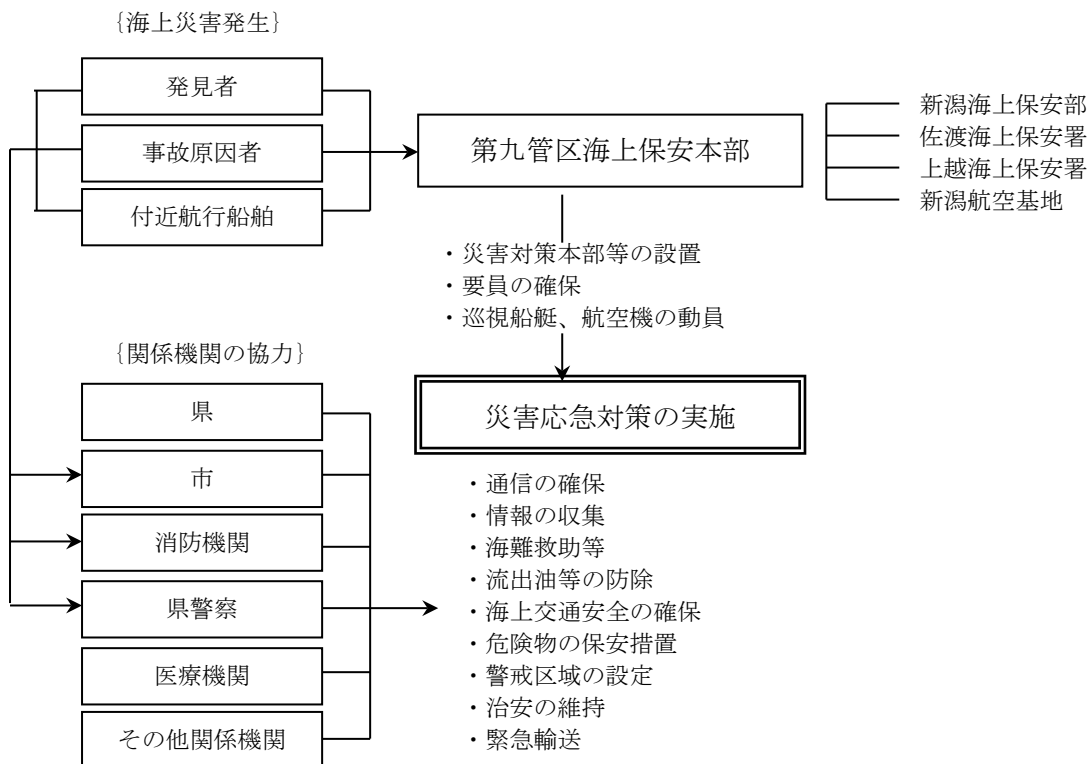
7 異常気象時における避難体制の確立

第九管区海上保安本部は、気象、高潮、波浪等に関する特別警報、警報等及び災害に関する情報の通知を受けたときは、船舶に情報提供して事故防止に努めるものとする。

第2節 海上事故災害応急対策

海上事故災害が発生した場合、関係機関は連携して被害の拡大及び二次災害を防止するため、迅速かつ効率的に災害応急対策を実施する。

1 応急対策フロー図



災害応急活動は、事案毎に臨機応変かつ迅速に実施するものとする。

なお、第1次情報及び被害情報伝達系統図については、第2編第5章第4節「情報の収集・伝達計画」による。

2 応急体制の確立

(1) 第九管区海上保安本部

災害の発生が予想されるときは、応急体制の確立を図るとともに、非常配備又は警戒配備を発令し、災害が発生したときは、必要に応じ災害対策本部等を設置する。

(2) 海上運送事業者等

発災後、速やかに「安全管理規程」、「各航路事故処理基準」により災害の拡大防止のため必要な措置を講じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制及び非常災害対策本部設置等必要な体制をとる。

(3) 関係機関

県、県警察、市町村、消防本部等関係機関は、沿岸部での災害等に対応するため、必要に応じ応急体制を確立する。

3 応急活動

(1) 第九管区海上保安本部

ア 海難救助等

- (ア) 海難等が発生した場合は、速やかに巡視船艇及び航空機等により捜索救助を行う。
- (イ) 海難等海上事故災害に関し、必要に応じて関係機関に対し協力を要請する。
- (ウ) 救助活動に関し、その規模、事態の急迫性等から必要と認めるときは、自衛隊に対して救助等の要請を行う。

イ 遺体の収容及び行方不明者の捜索を行う。

ウ 船舶火災等

- (ア) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、巡視船艇等により迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ消防機関に協力を要請する。
- (イ) 船舶火災の場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、消防機関と密接に協力し船舶火災消火活動を行う。

エ 海上交通安全の確保

- (ア) 港内等船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (イ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (ウ) 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 緊急輸送等

緊急輸送等の要請があったときは、状況に応じて支援する。

(2) 県

ア 海上事故災害の情報を受理したときは、所属船舶による情報収集を行い関係機関に伝達する。

イ 応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に要請を行う。

ウ 沿岸市町村に対し、応急対策の要請を行う。

エ 沿岸市町村から要請があり、必要と認められる場合又は自ら必要と判断した場合は、消防防災ヘリコプターを出動する。

オ 沿岸市町村から要請があり必要と認められる場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

カ 第九管区海上保安本部又は沿岸市町村から要請があり必要と認められる場合、又は自ら必要と判断した場合は、新潟DMA T又は県医療救護班の派遣や医療機関への傷病者受入れ等の要請を行う。

(3) 県警察

- ア 第九管区海上保安本部と協力の上、海上事故災害情報の収集及び伝達を行う。
- イ 警察用船舶及びヘリコプターによる負傷者の救出及び救助を行う。
- ウ 遺体の収容及び行方不明者の搜索を行う。
- エ 死傷者の身元確認を行う。

(4) 市

- ア 水難救護法による人命、船舶の救助を行う。
- イ 地先水面の海岸パトロールを行う。
- ウ 人命救助、初期消火及び延焼防止の措置をとる。
- エ 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を行う。
- オ 火気使用の制限又は禁止等発災危険防止措置の広報及び警戒を行う。
- カ 沿岸住民に対する避難勧告及び指示を行う。
- キ 救護所を設置し、必要に応じて県へ医療活動の支援要請を行う。
- ク 火災等及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先海面への巡回監視を行う。

(5) 消防機関

- ア 関係機関と協力し、火災発生時における消火及び警戒等を行う。
- イ 負傷者、被災者等の避難誘導及び救助を行う。
- ウ 負傷者のトリアージ、応急手当及び搬送を行う。
- エ 流出油等危険物に関する対応を行う。

(6) 船舶所有者等

- ア 消火及び延焼防止措置をとる。
- イ 現場付近の航行船舶に対する注意喚起を行う。
- ウ その他、第九管区海上保安本部の指示による防除措置をとる。

4 合同対策協議会

県及び第九管区海上保安本部は、応急対策に関する防災関係機関との連絡体制を強化し、強調を円滑に推進するために、必要に応じて協議の上、市町村、関係機関等による合同対策協議会を開催する。開催場所は県庁とする。ただし、必要な場合は県庁以外の場所において開催する。

5 広報

第九管区海上保安本部は、大規模海難等が発生したとき又は発生が予想されるときは、海上交通の安全確保を図る見地から、県等関係機関との調整を行い、適時適切な広報を行う。

第3節 海上事故による危険漂着物対策

海上事故の発生又は海上荒天に際しては、船舶から木材、コンテナなどの積荷等が流出し、海上を航行する船舶に危険を及ぼし、又は漁業施設等への被害を及ぼし得ること、並びに漂着した積荷等が漂着先地域の住民等に被害を及ぼし得ることから、漂流物の速やかな処理に関して、関係機関が留意すべき事項について定める。

1 漂流防止対策

(1) 第九管区海上保安本部

木材運搬船等に対する訪船指導の実施により、積荷の適切な積付け、荒天避難措置の的確な実施について指導するとともに、冬季間の走錨荷崩れ注意報の運用を行う。

(2) 船舶所有者、運航管理者

海上保安機関の指導に基づき、船舶への積荷の適切な積付けを実施するとともに、荒天が予想される場合の出航見合せ又は早期避難の実施に努める。

2 漂流情報の収集・提供

(1) 第九管区海上保安本部

航空機・船舶等により海上漂流物の情報収集を行うとともに、漂流状況・漂流予測に関する情報を関係機関に提供し、必要に応じて航行警報・安全通報等により航行船舶等に周知する。

(2) 県

消防防災ヘリ等により海上漂流物並びに沈降物の状況把握を行い、速やかに沿岸市町村、県漁連等に対して連絡する。

沖合での事故に際しては、海上保安本部から漂流物の情報を入手し、沿岸市町村に警戒文書を発出するとともに、マスコミ等を通じて県民に注意喚起を行う。また、漂着が予想される海岸において、パトロール及び施設の緊急点検を実施し、危険が生じるおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を講ずる。

(3) 市

市は、県から提供される漂流物に関する情報を速やかに市民に広報するとともに、漂着が予想される海岸において、パトロール及び施設の緊急点検を実施し、危険が生じるおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を講ずる。

3 漂着物の回収対策

(1) 第九管区海上保安本部

事故原因者等に対し、漂流物の回収指導を行う。

(2) 事故原因者

海上保安機関等の指導に基づき、海上漂流物の回収に努めるとともに、漂流物が沿岸部に漂着した場合には、県、沿岸市町村と調整の上、速やかに漂着物の回収・処理を行う。

(3) 県

ア 回収活動の調整

事故原因者に対して漂流物の速やかな回収を要請するとともに、漂流物が沿岸に漂着した場合、事故原因者との調整に基づき回収活動の支援に努める。

また、市町村及び関係機関が行う漂流物の防除活動に際し、防除資機材の貸出し等の調整を図るとともに、必要に応じて回収作業を支援し、事故原因者等に対し、発生した費用の求償等を行う。

イ 一時保管場所の調整

回収した漂着物を緊急に処理する必要がある場合等においては、安全な場所へ一時仮置きする。

なお、漂流物は複数県にまたがって漂着する可能性が高いことから、隣接県及び市町村との調整を図った上、事故原因者に対して折衝するよう国に対して応援を要請する。

ウ 風評被害対策の実施

県漁連及び各漁協と連携し、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図る。流出物が漁場に沈降して漁業被害が出ているとの情報がある場合、必要に応じて沈降物の確認を行う。

(4) 県警察

必要に応じ、漂流物の漂着現場における警戒・交通規制活動、立入禁止区域の設定及び市民の避難誘導支援等を実施し、事故原因者等が行う漂流物の回収措置を支援する。

(5) 市

漂流物が沿岸部に漂着した場合、必要に応じて警戒区域を設定し、市民の避難誘導を行うなど、人的被害の発生を防止するとともに、事故原因者との調整に基づき、漂着物の回収活動の支援に努める。

(6) 県漁連

危険物の流出に関する県内の全漁協の代表者として、県内各漁協の意見を調整・統合し、事故原因者、関係行政機関等の協力を得て必要な対策を講ずる。

また、流出物が漁場に沈降し漁業被害が生じた場合、事故原因者に対する補償請求時に必要となる書類の保存作成について、漁業者等を指導する。

第2編（個別災害対策）第7章 航空事故災害対策

第1節 航空事故災害予防計画

県、市、及び関係機関は、新潟空港及び佐渡空港並びにその周辺及びそれ以外の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、応急対策が円滑に行われるよう防災体制を整備する。

1 関係機関における防災体制の整備

（1）防災組織の整備

新潟空港及び佐渡空港並びにその周辺を除く地域で大規模な航空機災害が発生する場合に備えて、新潟県及び関係機関は、防災体制を組織し災害時の対応に備えるとともに、防災訓練を実施し応急対策の習熟を図る。

（2）災害時の関係機関との連絡窓口等の明確化

災害発生時に、迅速な応急対策が展開できるようにするため、関係機関は窓口をあらかじめ明確にする。

（3）防災教育・訓練の実施

関係機関は職員に対して防災教育を実施し、定期的に訓練を実施する。

（4）応急マニュアルの作成及びその習熟

関係機関は、現場救難活動の流れ等その活動方針をあらかじめ整理し、訓練を実施して職員の習熟を図る。

（5）関係機関が参加した実践的訓練の実施及び事後評価

関係機関は、協力して定期的に訓練を実施する。また、訓練の成果について事後に評価し、必要な場合は防災体制の改善を図る。

第2節 航空事故災害応急対策

県、市及び関係機関は、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、相互に連携し被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える必要がある。本節では、主要関係機関の災害対策本部の組織及び運営計画について定める。

1 応急体制の確立

県、市、警察等の関係機関は、各機関の定めるところにより事故の規模、被害状況に応じて応急体制の確立を図るものとする。

(1) 県

- ア 航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、空港及びその周辺以外において、航空事故が発生した場合は、関係機関が行う応急対策が、円滑に実施されるよう、必要な調整を行う。
- イ 消防防災ヘリコプターにより搜索、救助・救難、負傷者等の搬送活動を実施する。
- ウ 市町村、消防機関等からの要請を受け、広域応援を関係機関に要請する。
- エ 医療救護活動の実施に際し、新潟DMA T又は県医療活動班の派遣を要請するとともに、新潟県医師会及び日本赤十字社新潟県支部へ支援要請を行う。

(2) 市

- ア 市医療救護班を編成するとともに、救護所を設置し、事故現場から搬送された負傷者等の初期救急医療(トリアージを含む応急処置)を実施する。
- イ 遺体の収容場所を確保するとともに、関係機関が行う遺体の検案に必要な協力をする。

(3) 消防機関

- ア 消火、救助・救難活動を実施する。
- イ 負傷者の医療機関への搬送及び収容場所への遺体の搬送を実施する。

(4) 県警察

- ア 負傷者の救助・救難活動を実施する。
- イ 県警察ヘリコプターにより搜索、救助・救難及び負傷者等の搬送活動を実施する。
- ウ 遺体の収容、死傷者等の身元確認及び行方不明者の搜索を実施する。
- エ 事故現場周辺における交通規制を実施し、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限する。

(5) 自衛隊

空港長又は知事からの災害派遣要請に基づき、搜索、救助・救難、負傷者の搬送及び人員・物資の輸送活動を実施する。

(6) 県警察

- ア 海上及び沿岸での航空事故において、搜索及び海難救助等を実施する。
- イ 海上及び沿岸での航空事故において、流出油の防除、海上交通安全の確保、警戒区域の設定及び危険物の保安措置等を実施する。

ウ 関係機関が行う捜索、救助・救難及び負傷者等の搬送活動を可能な範囲において支援する。

(7) 医療機関

ア 市からの要請に基づき、市が設置する救護所又は航空事故現場に医療救護班を派遣する。

イ 航空事故現場及び救護所等から負傷者の受入れを行い、医療救護活動を実施する場所を確保し、トリアージを実施の上、その結果による医療救護を行う。

ウ 災害拠点病院にあっては、負傷者の受入れを行うとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、又は派遣要請がない場合であっても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

エ 新潟DMAT指定医療機関にあっては、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

(8) 日本赤十字社新潟県支部

日本赤十字社新潟県支部は、事故の規模等から必要があると認めたときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じ現地に同本部を設置することとする。

2 関係機関による応急活動

(1) 関係機関との情報連絡

関係機関は、次の事項について情報収集を行い、判明した都度、上記連絡系統により情報伝達を行う。

ア 事故の発生時刻

イ 事故の発生場所(グリッド・マップの座標)

※沿岸事故の場合は、明確にその旨を伝える

ウ 搭乗者及び負傷者の概数

エ 航空会社、便名及び航空機の型式

オ 事故の態様(墜落、衝突、オーバーラン、火災発生の有無等)

カ 搭載している物(燃料・危険物等)

キ 負傷者等の陸揚げ場所(沿岸事故の場合)

ク その他判明している事項

(2) 関係機関との連携による救急・救助活動等

航空機事故の発生による被災者に対し、県、市、消防機関、県警察、医療機関等は、連携して迅速かつ適切な救急救助活動を行う。

ア 県

県は、主として関係機関の連絡調整を行うとともに、必要により次の措置を講ずるものとする。

(ア) 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市町村災害対策本部との調整

(イ) 市が行う遺体処理業務の広域応援の調整及び関係団体への協力依頼

(ウ) 公立医療機関に対する出動要請

- (エ) 日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請
- (オ) 新潟県医師会及び新潟県歯科医師会に対する協力要請
- (カ) 自衛隊に対する派遣要請

イ 市

- (ア) 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理
- (イ) 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒及び関係機関の実施する搬送等の調整
- (ウ) 遺体の処理

ウ 消防機関

- (ア) 消火活動
- (イ) 被災者の救出、救護
- (ウ) 負傷者の医療機関への搬送
- (エ) 遺体収容の協力

エ 県警察

- (ア) 被害情報の収集
- (イ) 負傷者の救出及び救護
- (ウ) 遺体の収容及び行方不明者の捜索
- (エ) 死傷者等の身元確認
- (オ) 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒
- (カ) 現場広報及び報道対策
- (キ) 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保
- (ク) 現場の保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取調べ、検視等の応急的な捜査活動

オ 日本赤十字社新潟県支部

- (ア) 救護所の開設
 - (イ) 負傷者に対する医療救護
 - (ウ) 患者輸送
- (3) 警戒区域の設定と周辺住民の立入制限、退去の命令
第1編第3章第8節「避難及び避難所対策」による。

3 広報

- (1) 広報活動における関係機関の相互連絡、調整

広報活動を行うに当たっては、新潟空港事務所（佐渡空港にあっては佐渡地域振興局地域整備部港湾空港と読み替える。以下同様）、県、市、県警察、航空会社、防災関係機関、報道機関等は連絡、調整を密にし、被害状況、応急対策、避難勧告等の情報を的確迅速に伝達するよう努める。

- (2) 被災者の家族等への情報提供

航空機災害に関わる航空会社が迅速に行う。

- (3) 報道機関等を通じた周辺住民、旅客等に対する広報の実施

関係機関は次の事項について広報を行い、また積極的に情報収集に努めるとともに報道機

関へ情報提供を行い、広報の徹底を図る。

ア 市及び関係機関の実施する応急対策の概要

新潟空港事務所、県、市、県警察、航空会社は、報道機関を通じ、又は広報車、広報板の掲示等により、旅客、送迎者、周辺住民等に対し、被害状況に加え、市及び関係機関の実施する応急対策の概要を速やかに伝達するものとする。

イ 避難の指示、勧告及び避難先の指示

災害発生地の市及び県警察が広報車等により直接指示を行うとともに、県は必要に応じ報道機関に避難勧告等の報道を依頼する。

ウ 周辺住民等への協力依頼

必要に応じ市、県警察は周辺住民等へ協力依頼を行う。

エ 交通規制の実施状況等

県警察は、必要に応じ報道機関に交通規制の実施状況等の報道を依頼するとともに、直接広報車等により広報活動を実施する。

第2編（個別災害対策）第8章 鉄道事故災害対策

第1節 鉄道事故災害予防計画

本計画は、列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生又は地域住民に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害を対象とする。

県内の鉄道事業者（ＪＲ東日本、ＪＲ西日本、ＪＲ貨物、えちごトキめき鉄道㈱、北越急行㈱）は、国土交通省の指導・監督の下、関係機関の協力を得て交通環境を整備するとともに、鉄道車両及び施設の安全対策の推進に努め、鉄道事故災害の発生を未然に防止する。

また、各鉄道事業者は事故発生時に迅速に対処できるよう、自らの防災体制及び関係機関との連携体制を整備するものとする。

1 鉄道施設の安全対策の推進

（1）交通環境の整備

各鉄道事業者は、道路管理者と調整の上、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良等の構造改良、交通規制、統廃合等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努めるものとする。

（2）車両及び安全運行施設の整備

各鉄道事業者は、車両の不燃化等の安全対策、ＣＴＣ（列車集中制御装置）、ＡＴＳ（自動列車停止装置）、踏切保安設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良を計画的に推進し、列車運行の安全性の向上に努めるものとする。

（3）保守・点検による事故発生防止

各鉄道事業者は、法令並びに各社の安全基準及び保安規程に基づき、車両、軌道、橋りょう、トンネル、信号保安設備その他関連施設の保守・点検を実施し、鉄道システム全体の安全性・信頼性の維持に努める。

2 鉄道事業者の防災体制の整備

（1）防災計画の作成

各鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故災害発生時の指揮系統、対応手順、社員の動員計画等をあらかじめ定める。

ＪＲ各社（東日本、西日本、貨物）は、災害対策基本法及び国の防災基本計画に基づき、各社の防災業務計画を策定し、更に各支社で定める防災業務実施計画及び事故・災害等応急処理手続に関するマニュアル等により事故災害に対応するものとする。

北越急行㈱は、法令の規定、監督庁による各種の安全指導に従い、事故災害発生時の社内の体制等を整えておくものとする。

（2）応急対策用資機材の整備

各鉄道事業者は、各社の保安規程に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・

配備し、外部からの緊急調達方法についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておく。

(3) 関係機関との相互協力体制の整備

各鉄道事業者は、事故災害発生時等の非常事態に備え、消防、警察、市町村、県、その他関係機関との協力について、あらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努める。

(4) 危険物等情報の提供体制の整備

貨車により危険物、毒物、高圧ガス等を輸送する鉄道事業者は、「化成品分類番号」に基づく積載物質の特性や取扱い等について、消防等の防災関係機関にあらかじめ情報を提供する。

3 教育・訓練の実施

(1) 安全教育・訓練

各鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的の実施し、習熟に努める。

また、各鉄道事業者は、消防、警察、市町村、県、その他関係機関と合同で、旅客列車又は危険物積載貨物列車の脱線・転覆等、大規模な列車事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討するものとする。

(2) 一般公衆に対する啓発活動

ア 踏切事故防止対策

各鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法等について、自動車運転者への普及に努める。

イ 鉄道妨害の防止

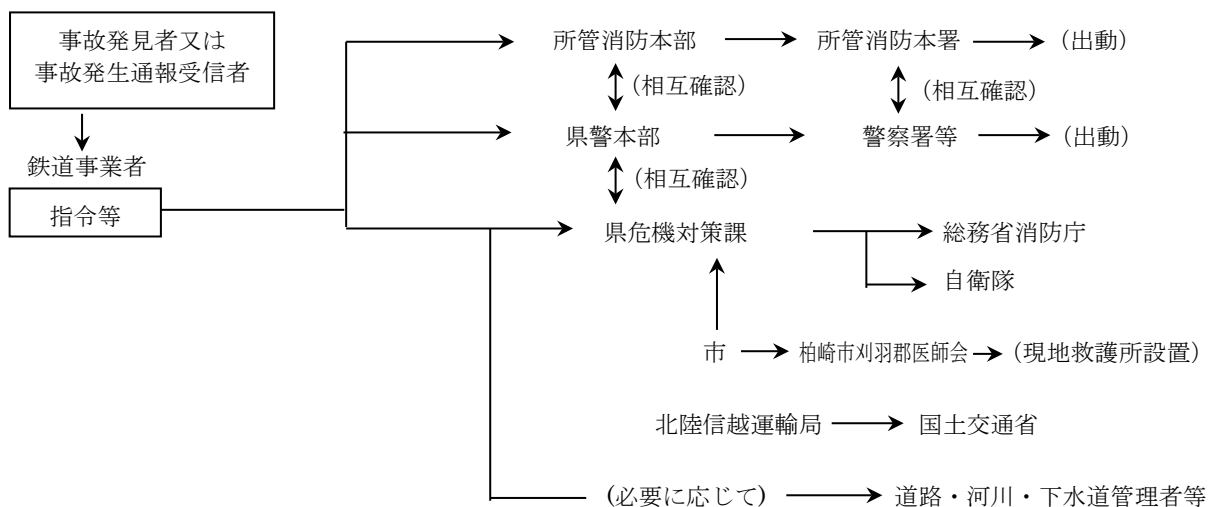
各鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石など鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行う。

第2節 鉄道事故災害応急対策

乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により、事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害における関係機関の応急対策の方針等を示す。

1 事故発生情報・被害情報の伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに次の経路により関係機関に通報するものとする。



このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

市及び県は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

2 応急体制の確立

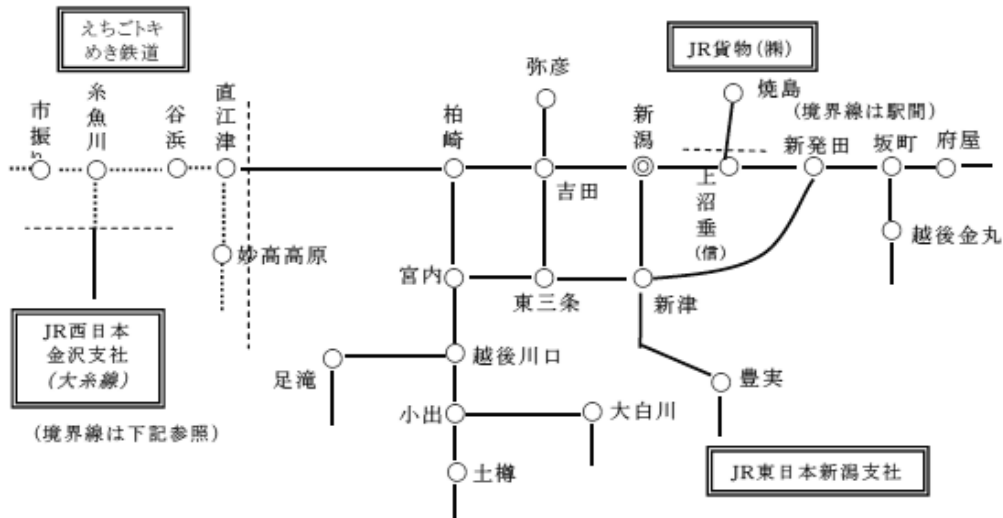
鉄道事業者及び関係機関は、各組織内に事故対策本部を設置するとともに、現地に相互に近接して拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

(1) 鉄道事業者

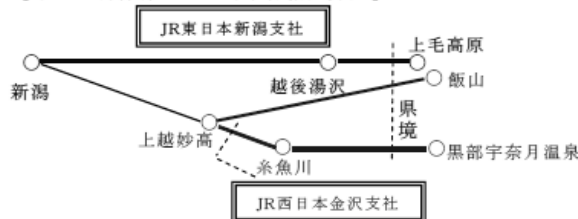
鉄道事業者は、各社の防災計画及び事故対応マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置するとともに、事故現場近傍に現地復旧本部等を設置する。また、自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配するものとする。

なお、関係鉄道事業者は、各社間の協定に基づき、事故発生箇所の線路を保有している社(支社)において災害対策を実施するものとする。

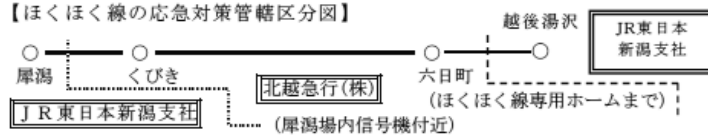
【県内のＪＲ在来線の応急対策管轄区分図】



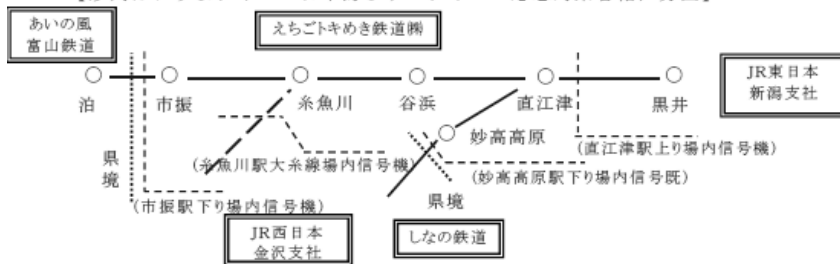
【県内の新幹線の応急対策管轄区分図】



【ほくほく線の応急対策管轄区分図】



【妙高はなうまライン・日本海ひすいラインの応急対策管轄区分図】



(2) 県警察

県警察は、初動措置を総括指揮するために、警察本部又は現地若しくは事故の発生地管轄署に県警察警備本部を設置する。

なお、県警察警備本部が警察本部内に設置されたときは、現地又は管轄署に現地警備本部を設置する。

(3) 消防機関

事故現場を所轄する消防本部は、直ちに関係消防署・所から部隊を出動させるとともに、事故現場に現地指揮本部を設置する。また、必要に応じて、消防相互応援協定に基づき、他

の消防本部に応援出動を要請する。

(4) 県

県は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて、事故現場に現地災害対策本部を設置する。

(5) 市

事故現場を所管する市は、必要に応じて役場に事故災害対策本部を設置するものとする。

(6) 日本赤十字社新潟県支部

日本赤十字社新潟県支部は、事故の規模等から必要があると認めたときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じて、現地に同本部を設置する。

(7) 北陸信越運輸局の責務

北陸信越運輸局は、必要があると認められるときは、北陸信越運輸局に対策本部を設置する。

3 応急対策の実施

(1) 合同対策調整会議

列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等、大規模な鉄道事故災害の応急対策実施に当たっては、現地において鉄道事業者、監督官庁（国土交通省）、県警察、消防、県、地元市町村等が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により合同対策調整会議を開催する。

会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置されたときは、その指示に基づき必要な調整を行う。

(2) 鉄道事業者

鉄道事業者は、各社の事故対応マニュアル等に従い、応急措置及び関係機関への通報等を行う。

(3) 県

県は、主として関係防災機関の連絡調整を行うとともに、必要により次の措置を講ずる。

ア 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市町村災害対策本部との調整

イ 医療及び死体の処理に要する資機材の調達

ウ 新潟DMAT又は新潟県医療救護班出動要請

エ 日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請

オ 新潟県医師会及び新潟県歯科医師会に対する協力要請

カ 自衛隊等に対する派遣要請

(4) 市

ア 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理

イ 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整

ウ 遺体の処理

(5) 消防機関

- ア 消火活動及び警戒活動
 - イ 警戒区域の設定
 - ウ 負傷者の救出、救護
 - エ 負傷者の医療機関への搬送
 - オ 遺体収容の協力
- (6) 県警察
- ア 被害情報の収集
 - イ 負傷者の救出、救護
 - ウ 遺体の収容及び行方不明者の搜索
 - エ 死傷者の身元確認
 - オ 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒
 - カ 現場広報及び報道対策
 - キ 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保
 - ク 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取調べ、検視等の応急的な捜査活動
- (7) 日本赤十字社新潟県支部
- ア 救護所の開設
 - イ 負傷者に対する医療処置
- (8) 北陸信越運輸局
- 現地調査、情報収集及び広域的な応援体制が的確に機能するための調整を行う。

4 危険物等積載貨車事故に対する応急対策

- (1) 初動対応
- 危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断される場合は、乗務員又は駅員は、直ちに消防機関に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等の応急措置を行う。
- また、事故に関する積載貨物の「化成品分類番号」の情報を消防機関に対し的確に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会するものとする。
- (2) 二次災害の防止
- 現地に出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難等を市町村長に要請する。また、流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はそのおそれがある場合は、河川管理者、下水道管理者、健康福祉（環境）部等に連絡する。
- (3) 代替輸送計画
- 事故による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。
- ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送
 - イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(4) 応急復旧対策

復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。また、鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

5 広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局、コミュニティFM局）がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

〔情報収集・伝達先〕

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	F A X
J R 東日本新潟支社	総務部企画室	025-248-5104	025-248-5165 運輸部輸送課指令室	時間内 025-248-5112 時間外 025-248-5166
J R 西日本金沢支社	北陸広域鉄道部 (糸魚川駅)	025-552-0336	(金沢支社輸送指令) 076-253-5261	時間内 025-552-0336 時間外 076-253-5262
えちごトキめき鉄道(株)	総務企画部	025-546-5520	(指令所) 080-7770-8856	時間内 025-543-8020 時間外 025-543-7850
北越急行(株)	経営管理課	025-770-2820	(六日町運輸指令区) 025-770-2822	時間内 025-770-2825 時間外 025-770-2830
J R 貨物新潟支店	新潟支店	025-248-5151	(貨物指令室) 025-247-0522	時間内 025-248-5152

				時間外 025-247-0516
北陸信越運輸局		勤務時間内	勤務時間外	F A X
総務部	安全防災・危機管理課	025-285-9000	025-285-9000	025-285-9170 (昼夜休日含む)
県関係課		勤務時間内	勤務時間外	F A X
県交通政策局	交通政策課	025-285-5511 内線3591、3592	025-280-5109	025-280-5042
県防災局	危機対策課	025-285-5511 内線6437、6438	025-285-5511 警備員経由	025-282-1640
県警察本部 警備部	警備第二課	025-285-0110 内線5770、5772	025-285-0110 内線2070、2071	昼 025-284-8939 夜 025-281-3915

第2編（個別災害対策）第9章 道路事故災害対策

第1節 道路事故災害予防計画

関係機関の協力により、道路施設の自然災害による崩壊、外部からの被災又は道路上での重大事故を未然に防止する対策等の実施とともに、事故により、多数の死傷者の発生、危険物の流出・炎上・爆発等の事態が発生した場合、これに速やかに対処できる体制をあらかじめ整備する。

道路管理者は、事故発生を事前に回避するため、定期的にパトロールを実施するとともに、老朽施設の修繕・補修、道路改良による安全性の向上、道路周辺環境の改善による危険の除去等を計画的に進める。また、道路管理者は事故災害発生情報を通行車両、関係機関等へ迅速に伝達するための施設、設備及び組織・体制の整備に努める。

警察、消防、医療機関、市、県等関係機関は、道路管理者と協力し、事故発生時の救助・救急、医療機関への搬送、不明者の搜索、交通規制、危険物の処理、市民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備し、訓練等を通じて平時から習熟に努める。

1 道路構造物の災害予防

（1）高速道路の災害予防

東日本高速道路株式会社は、施設の日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講ずる。

（2）国道、県道、市道の災害予防

ア 国道、県道、市道の管理者は、道路防災点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について、整備を推進する。

イ 国道、県道、市道の管理者は、日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な維持・修繕及び補修等の災害予防措置を講ずる。

ウ 河川や海岸沿い等の道路においては、越波や水害による道路陥没事故の恐れが高いためパトロールや点検頻度を高め、対策を実施する。

2 道路管理者等の防災体制の整備

（1）東日本高速道路

県内の高速道路の交通管理に関する情報を新潟道路管制センター（ただし、県境～津川IC間の会津若松管理事務所は仙台道路管制センター）で集中管理し、県内5箇所（新潟、長岡、湯沢、上越、東北支社会津若松）の管理事務所及びパトロール車両に専用電話及び無線により必要な指示を行う。

救助・救急事案及び車両火災に際しては、同管制センターから専用電話により所管消防本部に通報する。また、同管制センターには関東管区警察局新潟高速道路管理室が併設され、管制官が常駐しており、事故発生時は、直ちに管制官が現場を所管する高速道路交通警察隊の分駐隊に出動を指示する。

(2) 北陸地方整備局、県及び市

高速道路以外の一般の道路で発生する事故災害は、道路管理者のパトロールによる発見のほかは、警察、消防への通報により覚知される場合が多いことから、道路管理者は警察、消防との連絡経路を明確にし、事故災害発生時は直ちに作業要員等を現地に派遣できるよう、職員及び関係業者の体制を整備する。

(3) 消防機関

高速交通体系の整備の進展を踏まえ、大規模な道路事故災害発生時に特に必要となる救助工作車、高規格救急自動車等の整備とともに、救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成等に努める。

また、迅速かつ的確な救急搬送のため、事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立並びに、携帯電話からの119番通報に対しの確に対応できる体制の確立に努める。

(4) 医療機関

医療機関は、大規模な事故災害により多数の負傷者が発生した場合、搬送患者を効率よく受け入れるため、一般社団法人新潟県医師会及び柏崎市刈羽郡医師会を中心として、受入れ可能状況等の情報を、的確に県、市、消防機関等に提供できる体制の整備に努める。

(5) 建設事業者

一般社団法人新潟県建設業協会は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努めるものとする。

3 関係機関の相互連携体制の整備

(1) 連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、関係防災機関との連絡窓口等をあらかじめ定める。

(2) 防災訓練の合同実施

東日本高速道路は、他の道路管理者、消防、警察等防災関係機関と合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

4 危険物の流出等に備えた資機材等の整備

消防機関は、事故車両等からの危険物の流出、炎上、爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、化学消防車等の化学消防力の強化並びに吸着剤、土のう、処理剤等応急資機材の整備に努めるものとする。

5 道路トンネル事故の予防対策

トンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的・物的被害をもたらすおそれがあることから、東日本高速道路株式会社は、事故防止のため設備及び体制の整備に努める。

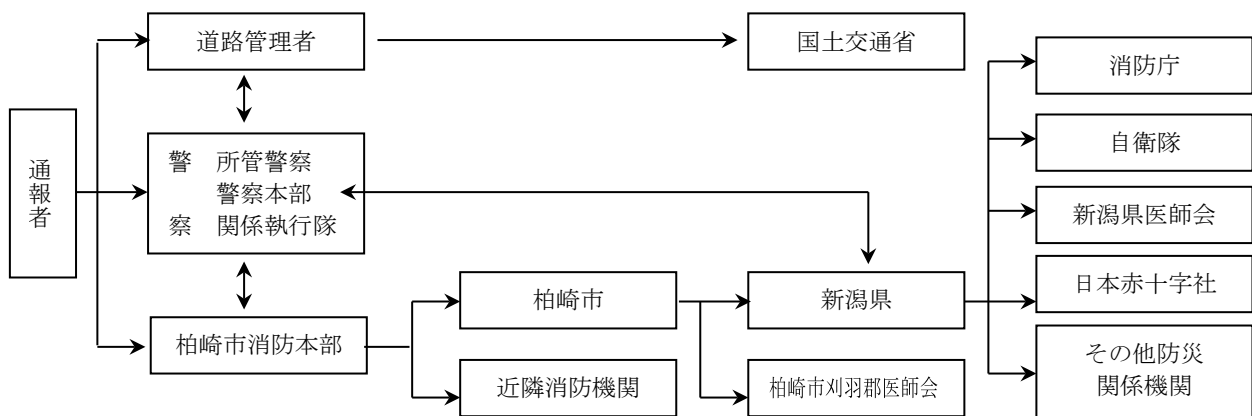
- (1) トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡協調体制について改善に努める。
- (2) 大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を運搬する車両に対する安全運送の指導取締の強化に努める。
- (3) 道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。
- (4) 警察、消防機関等の協力を得て、交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的に合同の防災訓練の実施に努める。

第2節 道路事故災害応急対策

道路管理者、県警察、消防は、大規模な道路事故災害発生の通報を受けたときは、直ちに相互に情報を伝達して現場に出動し、迅速な救助救急活動を行うとともに、県、市、医療機関、その他関係する機関に連絡し、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努めるものとする。

1 災害発生情報及び被害情報の伝達

大規模な道路事故災害が発生したときは、次により情報を伝達するものとする。



(1) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達（県）

県防災局は、事故災害発生連絡を受けたときは、警察本部及び当該市町村と連絡を取り、事故の状況等を確認し、消防庁に報告する。

県土木部は、市町村、地域機関を通じて把握した道路施設の被害規模等に関する情報を、北陸地方整備局に報告する。

(2) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達（県警察）

県警察は、事故災害発生連絡を受けたときは、警備部警備第二課を通じ県危機対策課に連絡する。

(3) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達（消防本部）

消防本部は、事故災害発生を覚知したときは、直ちに県及び市へ連絡する。

(4) 被害情報の収集及び伝達（市）

市は、事故災害に伴う人的・物的被害状況を調査し県に連絡する。

(5) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達（道路管理者）

道路管理者は、事故発生情報を覚知した場合、直ちに警察及び消防本部に連絡する。

2 応急体制の確立

道路管理者、県、市、警察等の関係防災機関は、各機関の定めるところにより事故の規模、被害状況に応じて応急体制の確立を図るものとする。

(1) 県

県は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて事故現場に現地災害対策本部を設置するものとする。

(2) 県警察

初動措置を総括指揮するため、警察本部又は現地若しくは事故発生地管轄に県警察対策本部を設置する。

なお、県警察対策本部が警察本部内に設置されたときは、現地又は管轄署に現地対策本部を設置する。また、管轄署における初動措置を総括指揮するため、現地又は管轄署に署対策本部を設置することができるが、現地又は管轄署に県警察対策本部又は現地対策本部が設置されたときは、解消する。

(3) 消防本部

消防本部は、事故災害の状況により対策本部を設置する。また、必要に応じ現地対策本部を設置する。

(4) 市

市は、事故災害の状況により対策本部を設置する。

(5) 道路管理者

道路管理者は、事故の規模、被害状況に応じて応急体制の確立を図る。

(6) 日本赤十字社新潟県支部

日本赤十字社新潟県支部は、事故の規模等から必要があると認めたときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じて、現地に同本部を設置することとする。

3 応急対策の実施

(1) 合同対策調整会議

事故により多数の死傷者の発生、危険物の流出、炎上・爆発等の事態が発生した場合、道路管理者、県、市町村、県警察等の関係防災機関が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により現地において合同対策調整会議を開催する。

会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

(2) 県

県は、主として関係防災機関の連絡調整を行うとともに、必要により次の措置を講ずるものとする。

ア 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市町村災害対策本部との調整

イ 市が行う遺体処理業務の広域応援の調整及び関係団体への協力要請

ウ 新潟DMAT又は県医療救護班の派遣要

エ 日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請

オ 新潟県医師会及び新潟県歯科医師会に対する協力要請

カ 自衛隊等に対する派遣要請

(3) 県警察

- ア 被害情報の収集
 - イ 負傷者の救出及び救護
 - ウ 遺体の収容及び行方不明者の搜索
 - エ 死傷者の身元確認
 - オ 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒
 - カ 現場広報及び報道対策
 - キ 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保
 - ク 現場の保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取調べ、検視等の応急的な捜査活動
- (4) 消防本部
- ア 消火活動
 - イ 負傷者の救出、救護
 - ウ 負傷者の医療機関への搬送
 - エ 遺体の収容
- (5) 市
- ア 救護所及び収容施設等の設置並びに管理
 - イ 死傷者の搜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整
 - ウ 遺体の処理
- (6) 道路管理者
- 負傷者等の救護、消火活動及び拡大防止について、警察・消防等に協力するとともに、被災した当該区間・施設について応急復旧措置を行う。
- (7) 日本赤十字社新潟県支部
- 救護所を開設し、負傷者に対する医療処置を行う。

4 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出が認められるときには、消防、警察及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動に当たるものとする。

(1) 県

県は、事故災害により危険物の流出が認められ、流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関に直ちに連絡し、取水制限の措置を講じる。また、有害物質が河川海域等の公共用水域、地中及び大気中に放り出された場合は、河川管理者及び保健所等が必要に応じて環境調査を実施する。

(2) 県警察

県警察は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、道路管理者と連携し、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努める。

(3) 消防本部

消防本部は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、県警察と連携し、道路管理者とともに防除活動に当たる。また、流出した危険物から発生する可燃ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健

康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。

(4) 市

市は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、市民の避難誘導及び火気の使用制限の措置を講ずる。

(5) 道路管理者

道路管理者は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、県警察と連携し、消防とともに防除活動に当たる。

第2編（個別災害対策）第10章 危険物等事故災害対策

第1節 危険物等事故災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）（以下「危険物等」という。）に係る災害について、これらを取り扱う事業者（以下「事業者」という。）による自主保安対策及び行政機関による予防対策の方針を示す。

1 危険物製造施設安全対策

事業者は、保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、従業者に対する保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

危険物取扱事業所は、自衛消防組織等の体制づくりや活動要領を定め、消火及び通報・伝達訓練を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のための訓練を実施し、災害時に迅速な対応が図られるよう努める。また、危険物取扱従事者等の人材及び防災資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

（1）県の役割

県は、危険物製造施設等に対し、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう立入検査を実施し、指導するとともに、現行基準が適用されない危険物施設についても見直しを図る等現行基準に適合できるよう指導する。

また、消防機関、新潟県危険物安全協会の協力の下に、危険物取扱事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員、危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物の自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。

（2）市の役割

市は、危険物製造施設等の設置状況を把握するとともに、危険物製造施設等に対し、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう、査察を実施し指導するとともに、現行基準が適用されない危険物施設についても見直しを図る等現行基準に適合できるよう指導する。

2 火薬類製造施設等安全対策

火薬類の製造、販売、貯蔵、消費等を行う事業者は、保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を取るとともに、従業者に対する保安教育及び訓練の徹底により災害の未然防止を図る。

製造事業所（新潟県内は煙火製造事業所のみ）は製造実態を考慮した保安体制の整備を図り、危害予防規程の修正等を行う。

(1) 県の役割

県は、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費等を行う施設等に対し、火薬類取締法の基準に適合するよう指導する。

また、新潟県火薬類保安協会が開催する火薬類製造・取扱保安責任者講習会に協力し、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。

(2) 市の役割

市は、火薬類製造施設等の設置状況を把握するとともに、県から権限移譲を受けた事項に関する規制事務を行う。

3 高圧ガス製造施設等安全対策

事業者は、法令に定める技術基準等を遵守するとともに、危害予防規程等を整備し、災害時の安全体制の確立を図る。また、その従業者に対して保安教育を実施し、保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

事業者は、災害発生時に迅速な対応を行うための自主防災活動組織の体制整備を行うとともに、より実践的な防災訓練を実施し、また、関係機関及び他の高圧ガス取扱事業所と災害時の連絡・協力体制の確保を図る。

(1) 県の役割

県は、高圧ガス取扱事業所に対し、法令遵守の徹底を指導するとともに、災害時における保安体制の確立に関する指導を行い、高圧ガス取扱事業所が法令に定める技術基準に適合し、その基準を維持するよう、立入検査等により指導を強化する。

県は、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し随時講習会等を開催し、法令遵守、災害時に対する保安体制の確立に関する教育を行う。また、新潟県高圧ガス保安協会、新潟県エルピーガス協会、新潟県冷凍設備保安協会（以下「高圧ガス関係協会」という。）が行う高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対する保安教育等の講習会に協力する。

県は、高圧ガス取扱事業所に対し、具体的な災害想定に基づく、より実践的な防災訓練等の実施について指導する。県は、高圧ガス関係協会に対して、災害発生に備え、高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備するよう指導する。

(2) 市の役割

市は、高圧ガス製造施設等の設置状況を把握するとともに、県から権限移譲を受けた事項に関する規制事務を行う。

4 毒物劇物貯蔵施設等の安全対策

事業者は、毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を取る。また、毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

(1) 県の役割

県は、毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対して、次の事項を指導するとともに、

届出を要しない毒物劇物業務上取扱者のうち、毒物劇物を大量に取扱う者の把握に努める。

ア 毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規定等を確認し、対策又は改善が必要な場合は、整備、補強等を指示する。

イ 届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対する指導

届出を要しない毒物劇物業務上取扱者の実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催など指導の強化を図る。

(2) 市の役割

市は、毒物劇物貯蔵施設等の設置状況を把握するとともに、県から権限移譲を受けた事項に関する規制事務を行う。

5 有害物質取扱施設等安全対策

事業者は、「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」及び「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の基準を遵守し、有害物質の流出等による災害の未然防止を図る。また、流出等の事故が発生した場合の緊急措置及び関係機関への連絡通報体制を定めると共に、従業員への周知を図り、併せて保安教育及び訓練を行い、災害の未然防止を図る。

(1) 県の役割

県は、水質汚濁防止法に基づく監視指導の際、法に基づく有害物質の流出及び地下への浸透の防止等について指導するとともに、水質汚濁防止法第14条の2第1項に基づく事故時の措置及び報告の遵守を徹底させる。また、大気汚染防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律においても必要な指導を行う。

県は、届出を要しない有害物質取扱事業場等の把握に努め、それらの事業場に対し有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対策や事故時の関係機関への連絡等を指導する。

(2) 市の役割

市は、有害物質取扱施設等の設置状況を把握するとともに、県から権限移譲を受けた事項に関する規制事務を行う。

6 放射性物質使用施設安全対策

事業者は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等関係法令に定める障害防止のための基準を遵守し、従業員への保安教育及び訓練を徹底し、災害の未然防止を図る。また、放射線障害防護機材や汚染防止用具等の非常用機器材を整備するとともに、非常時の行動基準、関係機関への連絡体制等を整備し、従業員への周知を図り、併せて保安教育及び訓練を行い、災害の未然防止を図る。

(1) 国の役割

国は、放射性物質取扱事業者に対し、災害時における措置を放射線障害予防規定に定める等法令に基づき適正に維持管理するよう指導の徹底を図る。

(2) 県の役割

県は、放射性物質取扱施設（医療機関）に対し医療法第25条第1項に基づく立入検査を行い、医療法施行規則「第4章診療用放射線の防護」の章の規定を順守するよう、検査結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中或いは水中での放射線による人的災害の防止のため、適切な措置を講じるよう指導する。

ア 実施すべき具体的措置

(ア) 放射線施設

- a 放射性同位元素汚染の拡大防止のための開口部や配管、配線の被害防止対策等
- b 放射性同位元素の室外漏えい止のための措置

(イ) 放射線施設内設備

- a 線源収納部の浸水、転倒、移動、落下の防止措置
- b 治療用線源、CT（コンピューター断層撮影装）などによる治療中、診断中の場合の過度の照射対策等

(ウ) 放射性同位元素保管容器類

- a 放射性同位元素収納容器、廃棄物収納容器類の接触、転倒、落下防止対策
- b 放射性同位元素廃液容器の破損防止措置

イ 非常用機器材の整備

(ア) 放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類等の整備等

(イ) 非常用電源類の整備

ウ 放射性同位元素等の管理

緊急収納用の運搬可能な鉛容器等の準備等

エ 通報連絡、情報収集体制の整備

消防署等関係機関との協議、連絡体制の確立等

オ 行動マニュアル類の整備

(ア) 立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等のマニュアル化

(イ) 消火方法の要点明示と汚染拡大しない消火方法の表示

カ 防災教育

(ア) 防災計画概要及び基本姿勢の周知

(イ) 非常用機材の種類、作動原理、使用目的と効果の周知

キ 防災訓練

避難訓練、通報訓練、点検訓練、措置訓練を規模、形態に応じて定期的に行い徹底を図る。

ク 定期点検

(ア) 放射線施設の建物についての耐震診断の実施

(イ) 非常用機材の作動点検、有効期間を配慮した措置

(ウ) 廃液貯留槽内での量、濃度点検、漏水検査等

(3) 市の役割

市は、放射性物質使用施設の設置状況を把握する。

7 危険物等積載船舶安全対策

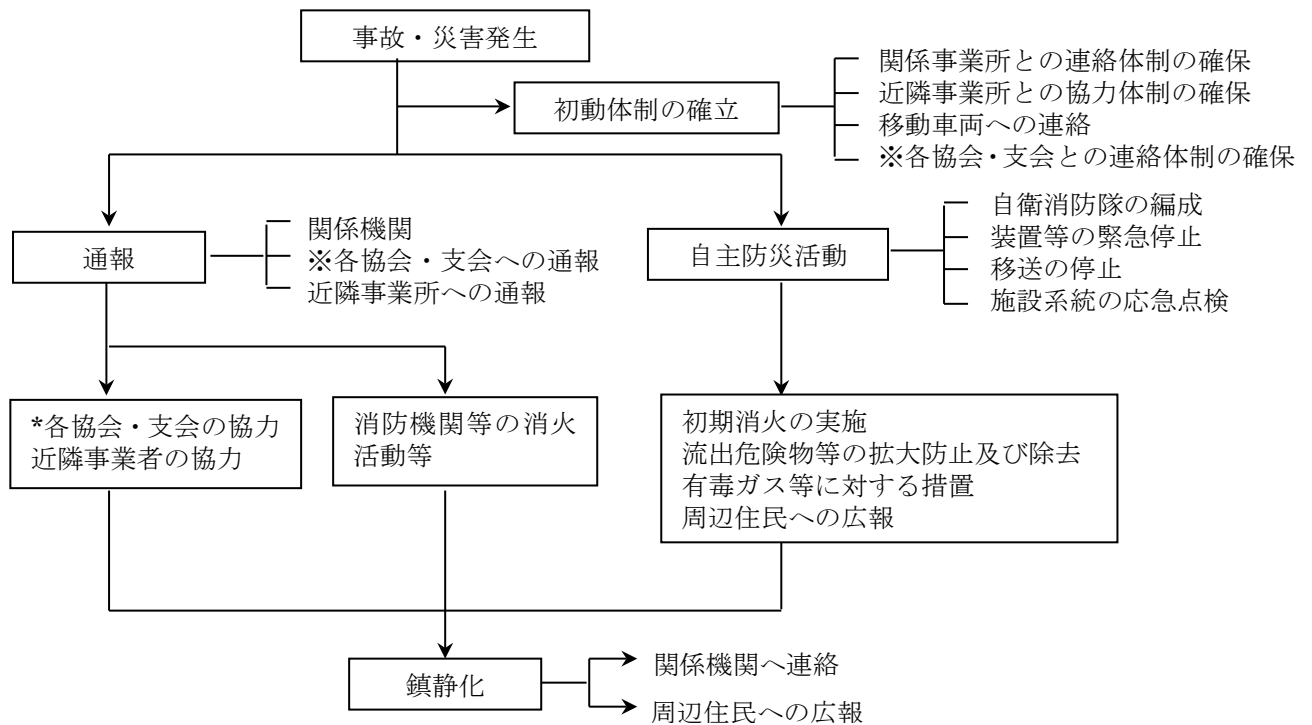
第九管区海上保安本部は、危険物等積載船舶及び荷役岸壁等からの危険物等の海上流出災害を予防するため、平素からこれら船舶及び岸壁の点検を実施し、必要に応じ指導を行うとともに、船舶乗組員及び荷役関係者等に対し防災意識の普及、啓発に努めるものとする。

第2節 危険物等事故災害応急対策

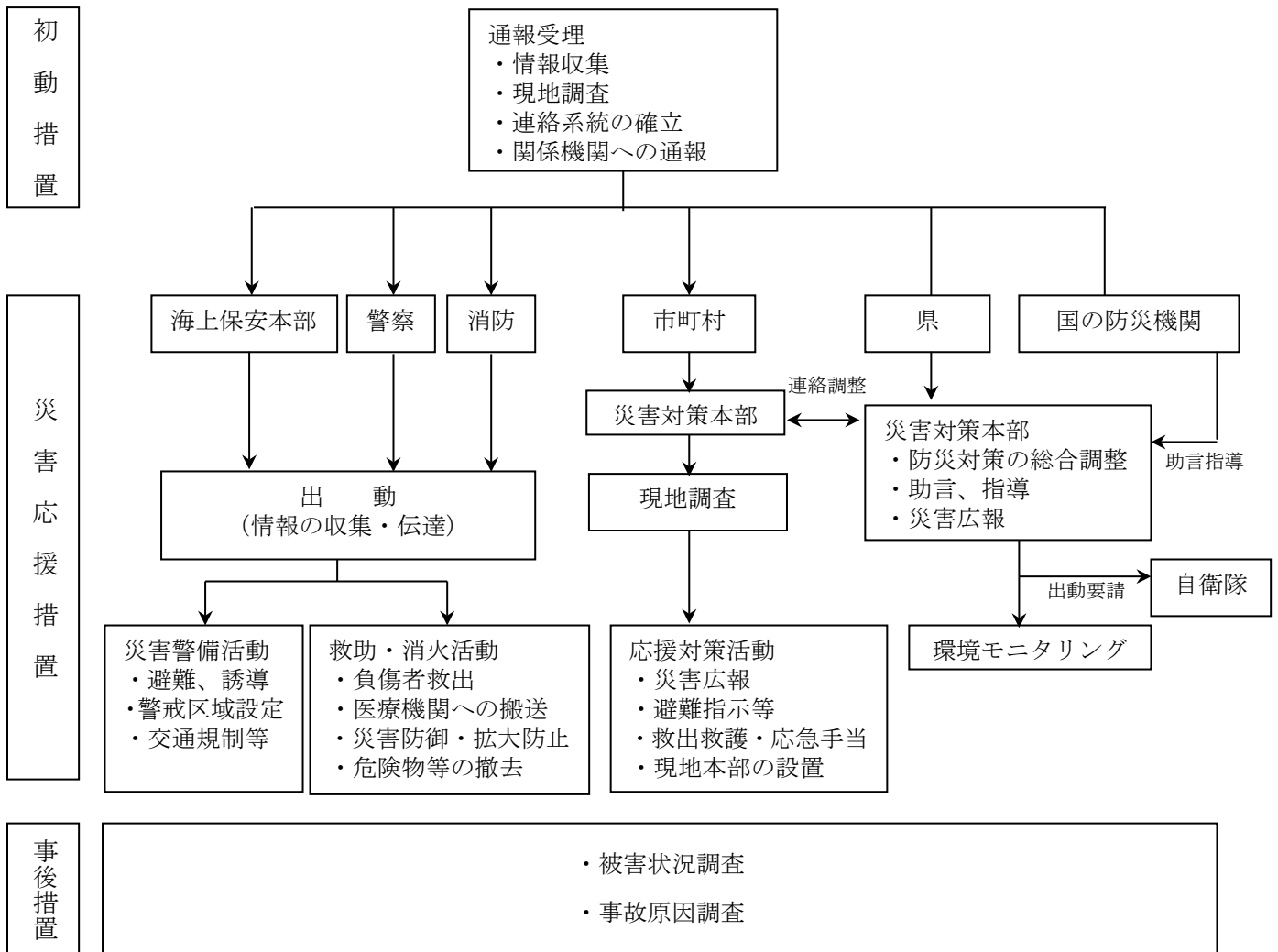
危険物等の火災、爆発、流出等による事故災害に関する事業者及び関係機関が実施する応急対策の方針を示す。

1 危険物等施設等災害通報伝達フロー図

(1) 事業所における応急対策フロー（※は高圧ガスのみ）



(2) 国・県・市町村における応急対策フロー



2 危険物等施設の応急対策

危険物等取扱事業所の責任者、管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて行うとともに、国、県、市及び消防機関と連携して、被害の拡大防止と危害防止を図るものとする。

(1) 共通の応急対策

ア 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害が発生した場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立するものとする。

イ 災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時には、直ちに被災者の救助に当たるとともに、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行うものとする。

ウ 危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設及び関連施設の点検を実施するものとする。

エ 危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等を十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を取るものとする。

- (ア) 危険物等施設の損傷等異状が発見されたときは、危険物等の除去及び損傷箇所の補修等を行い、被害の拡大防止に努めるものとする。
- (イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行うものとする。

オ 周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を取るとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求めるものとする。

カ 隣接事業所との連携による対策の実施

危険物等取扱事業所は、対応要領に基づき隣接事業所等との連携により災害に対処し、その拡大防止に努めるものとする。

(2) 個別の応急対策

ア 危険物、毒物劇物及び有害物質

(ア) 取扱従事者の応援体制の確保

取扱事業所は、被災状況に応じ、安全データシート（SDS）、イエローカード等各種データベースの活用、及び、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得るなどにより、迅速・適切な対応を図るものとする。

(イ) 移送運搬中の事故への対応

取扱事業所は、移送運搬中の責任者と速やかに連絡を取り、関係機関に通報し、必要な措置を取るものとする。

イ 火薬類

取扱事業所の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして、速やかに次の措置を取るものとする。

- (ア) 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速やかにこれを行い、見張り人をつけて関係者以外の者の接近を禁止する。
- (イ) 通路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中に沈める等安全な措置を取る。
- (ウ) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火措置を取り、かつ、必要に応じて附近の市民に避難するよう警告する。

ウ 高圧ガス

(ア) 施設の被害状況調査及び対応

高圧ガス取扱事業所は、被災施設周辺の高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）、事業所周辺地域を巡回し、及び、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、災害の拡大防止措置を取るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行うものとする。また、高圧ガス販売事業所においては、被災施設周辺に所在する販売先の一般消費設備について速や

かに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに通報、応援依頼等の連絡を行うものとする。

(イ) 高圧ガス関係協会の対応

a 新潟県エルピーガス協会

各支会及びLPGガス販売事業者に関する被害情報の収集・整理及び防災関係機関、各支会、ガス販売事業所からの要請に対応するものとする。

b 新潟県高圧ガス保安協会

高圧ガス取扱事業所に関する被害情報の収集・整理及び防災関係機関、高圧ガス製造、一般高圧ガス販売事業者からの要請に対応するものとする。

c 新潟県冷凍空調設備保安協会

高圧ガスを使用した冷凍事業者に関する被害情報の収集・整理及び防災関係機関、冷凍の高圧ガス製造事業所からの要請に対応するものとする。

エ 放射性物質使用施設等

放射性物質使用施設及び放射性同位元素に関する事故の措置に当たっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連携を密にし、現況に即した応急対策を取るものとする。

また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は次に掲げる応急対策を取り、迅速かつ適切にその被害の防除に努めるものとする。

(ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、原子力規制委員会、消防署等関係機関への通報を行う。

(イ) 放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。

(ウ) 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者がある場合は速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。

(エ) 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。

3 危険物等流出応急対策

河川、港湾内等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を取り、迅速かつ適切にその被害の拡大防止に努めるものとする。

なお、危険物等の流出が海域へ広がる場合の応急対策は、第5章油等流出事故災害対策第6節「流出油等防除対策」による。

(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市又は消防機関、海上保安機関、河川管理者、港湾管理者等関係機関に通報連絡する。また、関係機関は、事故実態を把握し、応急対応体制を確立するとともに、関係機関相互の情報の共有に努めるものとする。

(2) 当該関係機関、事業者及び危険物等取扱者は危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連絡を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して防ぎよ対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

- (3) 当該関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図るため、流出油対策に関係する地域組織等を活用し、総合的な防除対策を推進する。
- (4) 危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業者は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。
- ア 拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
- イ オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸い上げ、又はくみ取るとともに、必要に応じて油吸着材、油処理剤等により処理する。
- ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を取る。
- (5) 第九管区海上保安本部は、災害の拡大防止を図るため、危険物積載船舶に対する移動命令、又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導並びに付近船舶等に対する火気使用の制限、避難勧告等を行う。また、市、警察等は、被災者の安否情報を確認するとともに、被災者の救護、付近住民等に対する火気使用の制限、避難勧告、交通規制等の必要な措置を取るものとする。
- (6) 飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者は水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。それを受け、市は直ちに取水制限等の措置を取る。
- (7) 有害物質が河川・海域等の公共用水域に流出した場合、地下に浸透した場合又は大気中に放出された場合は、河川管理者、港湾管理者、保健所等は人の健康の保護及び環境保全の観点から、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資するものとする。

4 市民に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所及び隣接事業所の従業員、地域住民の生命、身体、安全確保と民心の安定を図るため、次により必要な広報活動を実施するものとする。

なお、この広報活動は、第1編第3章第8節「避難及び避難所対策」と密接な関連の下で実施するものとする。

(1) 事業者の広報

広報活動は、災害の態様規模によって一刻を争うこともあるので、危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、周辺住民等に迅速・的確に広報するとともに、市等の防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

(2) 市の広報

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図るものとする

(3) 県の広報

県は、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、広報車及びチラシ、掲示板等により広報するとともに、ラジオ・テレビ放送及び新

聞等報道機関の協力を得て周知を図る。また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備、C A T V局及びコミュニティF M局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得るものとする。

5 船舶に対する広報

危険物等施設で災害が発生し、付近の船舶に危険が及ぶ可能性がある場合、第九管区海上保安本部は船舶等に対し、船舶用無線及び巡視船艇の拡声器等により避難又は警戒を呼びかけるほか、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

第2編（個別災害対策）第11章 集団事故災害対策

第1節 集団事故災害予防計画

祭礼、公営競技、興行その他の行事等（以下「催事等」という。）の会場及びその周辺など、特定の空間に多数の者が一時的に集合する際における転倒、異常行動又は会場となる施設の事故等による死傷者の発生を防止するため、催事等の主催者及び関係機関が留意すべき事項について定める。

1 計画の方針

（1）基本方針

催事等の主催者及び関係機関は、不特定多数の者の集まりにおいては群集心理が働き、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有することに配慮する。

（2）各主体の責務

ア 催事等の主催者は、事故防止について第一義的な責任を負うものであり、必要な事故防止対策を講じなければならない。

イ 催事等の主催者は、警察署、消防本部、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）等関係機関と協力し、催事等の会場及びその周辺等における安全確保を徹底する。

ウ 催事等が開催される会場・施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、会場内の安全管理を徹底するとともに、不測の事態に備え、催事等の参加者の避難誘導體制を整備する。

エ 市は、催事等の主催者、施設管理者等に対し、安全確保のための措置を講ずることを周知・啓発するとともに、必要に応じて、消防本部とともに催事等における安全確保体制の構築を図る。

（3）要配慮者への配慮

催事等の主催者及び関係機関は、催事等の開催に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者に特段の配慮の上で避難誘導體制を整備する。

2 催事等の主催者の役割

（1）催事等の主催者は、催事等の規模・内容に応じて、実施計画において下記の事項を定める。

ア 催事等の会場及び周辺地域の状況を勘案した避難誘導要員、警備要員との配置及び警察官、警察署、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）との連絡体制

イ 主催者による避難誘導體制、消防本部への連絡体制等、事故発生時の初動対応並びに消防本部と協力した救急・救護体制

ウ 事故発生時に負傷者等を受け入れる医療機関の確保など、医療機関との協力体制

エ 事故発生時に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

（2）催事等の主催者は、催事等の実施計画に即し、必要に応じて事前に、警察署、消防本部、

海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）、医療機関等と連絡調整を行い、事故防止に万全を期す。

- （3）催事等の主催者は、催事等の会場及び周辺の状況等を勘案の上、必要に応じて会場内に救護のための場所・人員をあらかじめ確保する。
- （4）催事等の主催者は、催事等の参加者に対して安全確保への協力を呼びかけ、会場等においては主催者、警備要員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう周知徹底する。

3 施設管理者の役割

- （1）施設管理者は、催事等における会場内の安全確保のため、催事等の主催者との役割分担を勘案のため、平素から下記の事項の確認及び体制整備を図る。
 - ア 施設・会場の状況を勘案した避難誘導要員、警備要員等の配置
 - イ 事故発生時における催事等参加者の避難誘導手順並びに警察署、消防署、海上保安部署等（催事等の場所が海上に及ぶ場合）への連絡手段
 - ウ 事故発生時に負傷者等を受け入れる医療機関の確保など、医療機関との協力体制
 - エ 事故発生時に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先
- （2）施設管理者は、催事等の主催者が作成する実施計画の内容を事前に確認し、事故防止等のための助言を行うとともに、必要に応じて自ら警察署、消防本部、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）、医療機関等と連絡調整を行う。

4 催事等の参加者の役割

催事等の参加者は、事前に会場内の緊急避難経路を確認しておくとともに、事故の発生又はその兆候を認めた場合には、速やかに催事等の主催者に連絡する。

5 市の役割

- （1）市は、催事等の主催者及び施設管理者に対し、下記の事項について周知徹底を図る。
 - ア 催事等の開催に当たり、事故発生時の対応等について体制整備を図り、事前に管轄の警察署、消防本部、海上保安部署（催事等の場所が海上に及び場合）等と所要の調整を行うこと。
 - イ 事故が発生した場合には、直ちに警察署、消防署、海上保安部署（催事等の場所が海上に及び場合）に通報を行うこと。
- （2）開催時の支援
市は、催事等の主催者等から要請があった場合で、催事等の規模、内容等を考慮し、支援を行う必要があると判断した場合には、催事等の実施計画に関する関係者の協議の場に参画し、情報伝達体制、避難・救助体制等について助言するとともに、消防本部とともに催事等の開催に際して所要の支援を行う。

6 消防本部の役割

- （1）消防本部は、催事等の主催者の対応体制について、事前に主催者と調整を行うとともに必

要な警戒体制を確保する。

特に、緊急車両の進入路を確認するとともに、隣接消防機関とも緊密な協力体制の構築を図る。

- (2) 消防本部は、地域の医療機関及び柏崎市刈羽郡医師会と調整の上、催事等の開催時の救急体制を確認し、多数の負傷者等が発生した場合に、医師の派遣要請、搬送先医療機関の確保を的確に行うよう努める。
- (3) 催事等の開催中においては、周辺の道路の状況等、消防活動を実施する上で必要となる情報を収集し、的確な状況判断に努める。

7 県の役割

県は、市又は催事等の主催者等から要請があった場合で、催事等の規模、内容等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断した場合には、催事等の実施計画に関する関係者の協議の場に参画し、情報伝達体制、避難・救助体制等について助言するとともに、催事等の開催に際して所要の支援を行う。

8 警察署の役割

警察署は、必要がある場合には、集団事故災害の防止を図るため、事前に催事等の主催者及び施設管理者等に対し、集団事故防止に必要な助言、指導を行う。

9 海上保安部署の役割

- (1) 海上保安部署は、催事等が海上に及ぶ場合は、事前に主催者から計画書等を提出させ、安全確保対策について指導する。
- (2) 第九管区海上保安本部は、必要に応じて航行警報又は水路通報を発出し、関係者及び通行船舶に対し行事内容について周知する。
- (3) 海上保安部署は、必要に応じて航泊禁止区域を設定し、通行船舶の安全を確保する。

10 医療機関等の役割

医療機関及び柏崎市刈羽郡医師会は、催事等の主催者から協力を求められた場合、事故発生時の負傷者等の収容、現場への医療関係者の派遣等に協力するよう努める。

第2節 集団事故災害応急対策

1 計画の方針

催事等の会場及びその周辺等、特定の場で多数の者を巻き込んだ事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、催事等の主催者及び施設管理者は、関係機関に対して直ちに通報し、初動的な救助・救護活動に当たる。

(1) 基本方針

通報を受けた関係機関は、速やかに応急対策体制を整え、主催者等と相互に情報共有を図り、被害を最小限化するため迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 関係機関の活動調整

ア 活動調整

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

催事等の会場及びその周辺など、特定の空間に多数の者が一時的に集合する際における転倒、異常行動、又は会場となる施設の事故等により多数の死傷者が発生した場合、催事等の主催者、施設管理者、警察署、消防本部、海上保安機関、市等の行政機関などの関係機関が一体となり、総合的かつ計画的な応急対策を実施するため、必要により現地において合同対策調整会議を開催し、各機関の対応を調整する。会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

(3) 各主体の役割

ア 催事等の主催者

- (ア) 事故が発生した場合、又は事故発生のおそれがあると確認した場合、催事等の参加者に対し、拡声機等により周辺状況を説明する。
- (イ) 必要に応じて入場制限等の措置により、群集の分断・整理を行う。
- (ウ) 催事等の参加者に対し、安全確保のための行動を要請する。
- (エ) 直ちに関係機関に第一報を通報するとともに、あらかじめ作成する催事警備実施計画に基づき、参加者の避難誘導措置を行う。また、関係機関の指示がある場合、その指示によりの確な避難誘導を実施する。

イ 施設管理者

- (ア) 事故が発生した場合、又は事故発生のおそれがあると確認した場合、催事等の参加者に対し、場内放送等により周辺状況を説明する。
- (イ) 必要に応じて入場制限等の措置により、群集の分断・整理を行う。
- (ウ) 直ちに関係機関に第一報を報告するとともに、催事主催者と協同して、参加者の避難誘導措置を行う。また、関係機関の指示がある場合、その指示によりの確な避難誘導を実施する。

ウ 催事等の参加者

- (ア) 事故の発生又はその兆候を認めた場合、速やかに催事等の主催者に連絡する。

- (イ) 主催者等の指示に基づき、適切な避難行動をとるとともに、要配慮者の避難誘導に協力する。

エ 消防本部

- (ア) 通報を受けた場合、直ちに現場に職員を急行させ、周辺状況の情報を収集の上、迅速に救助活動に着手する。
- (イ) 必要に応じて、広域応援を他の消防機関又は県に要請する。
- (ウ) 多数の負傷者が発生した場合、医療機関の協力の下、現場への医療関係者の派遣、並びに搬送先医療機関の確保を的確に行う。

オ 警察署

- (ア) 通報を受けた場合、直ちに現場に職員を急行させ、事故の拡大防止と負傷者の救護に努める。
- (イ) 事故現場の群集から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保する。
- (ウ) 効果的な広報活動により、人心の安定を図る。

カ 市

- (ア) 消防本部とともに、必要に応じて、現場での救助活動に協力する。
- (イ) 救護所等の設置準備を進める。
- (ウ) 必要に応じ、県に対して医療・救護活動等の支援要請を行う。
- (エ) 催事等参加者の安否情報の収集活動を行う。

キ 県

- (ア) 必要に応じて、隣接・近隣の消防本部等に広域応援の準備を要請する。
- (イ) 災害拠点病院等の医療機関と協力し、負傷者の搬送先医療機関の確保に当たるとともに、新潟DMA T又は県医療救護班の現地への派遣調整に努める。

ク 第九管区海上保安本部（催事等の場所が海上に及ぶ場合）

- (ア) 通報を受けた場合、直ちに巡視艇等を現場に急行させ、事故の拡大防止と負傷者の救護に努める。
- (イ) 必要に応じて、県警察、市町村、消防機関に協力を要請する。
- (ウ) 負傷者が発生した場合、消防機関と協力し医療機関に搬送する。

ケ 医療機関等

- (ア) 催事等の主催者から協力を求められている医療機関及び柏崎市刈羽郡医師会は、要請に応じて、医師、看護師等の招集など、負傷者の受入れ体制を整える。
- (イ) 多数の負傷者が生じた場合など、現場でのトリアージ実施等が必要なときは、医師の派遣に協力する。

(4) 達成目標

関係機関の協力により、迅速かつ的確な避難誘導措置を実施し、群集の異常行動等による被害の拡大を防止するとともに、負傷者の救護と安否情報の確認を速やかに行う。

(5) 要配慮者への配慮

避難誘導に当たっては、必要に応じて乳幼児、高齢者等の避難経路を他と区分するなど、

要配慮者が優先的に会場外に避難できるよう協力を呼びかける。

(6) 惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

2 情報の流れ

救助活動（事故現場から）

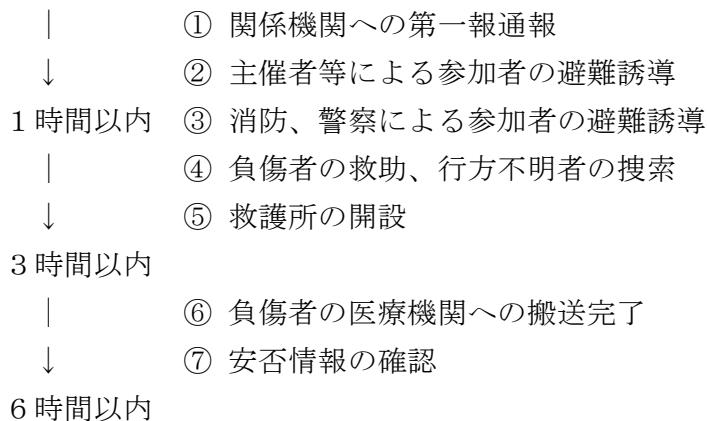
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
催事等の主催者、施設管理者	消防本部、警察署、海上保安本部	・ 事故の発生現場、事故の様態 ・ 負傷者、行方不明者等の有無
市	県	・ 広域応援の要請 ・ 被害拡大の可能性

救助活動（事故現場へ）

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市	・ 新潟DMA T又は県医療救護班の派遣人数

3 業務の体系（事故発生後のフロー）

発生直後（あるいは発生の兆候が認識された直後）



4 業務の内容

(1) 避難誘導活動

実施主体	対 策	協力依頼先
催事等の主催者、施設管理者	催事等の参加者に対し周辺状況を説明し、会場内への入場制限措置等を図るとともに、危険箇所からの避難誘導を行う。	消防本部、警察署、海上保安本部

消防本部、市	周辺状況を確認の上、参加者の避難誘導を行うとともに、必要に応じて県に対し応援を要請する。	催事等の主催者、施設管理者
警察署	周辺状況を確認の上、必要に応じて交通規制等を行い、参加者の避難誘導を行う。	催事等の主催者、施設管理者
第九管区海上保安本部	巡視艇による行事参加船舶の誘導を行うとともに、必要に応じて航泊禁止区域を設定し、二次災害の発生防止に努める。	警察署、市、消防本部
県	市等からの要請があった場合、広域応援の調整を行う。	

(2) 救助活動

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部、市	会場内における負傷者を救出し、救護所及び医療機関等への搬送を行うとともに、必要に応じて県に対し応援を要請する。 催事等参加者の安否情報の収集に努める。	催事等の主催者、施設管理者
警察署	会場内の搜索活動及び負傷者の救出活動を実施する。	催事等の主催者、施設管理者
第九管区海上保安本部	海上における負傷者を救出し、救護所及び医療機関等への搬送を行うとともに、海上に転落した者の搜索・救助活動を行う。	警察署、市、消防本部
県	市等からの要請があった場合、広域応援の調整を行う。	

(3) 医療救護活動

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部、市	救護所を開設して負傷者の初期医療活動を行うとともに、負傷者多数の場合は、県に対して医療救護班の派遣を要請する。 負傷者の発生状況に応じ、必要がある場合は医療機関等に対し事故現場への医師の派遣等を要請するとともに、負傷者の搬	県、医療機関（柏崎総合医療センター、柏崎中央病院、新潟病院）

	送先医療機関の確保に努める。 救急車等により負傷者の医療機関への搬送を行う。	
第九管区海上保安本部	海上における負傷者を、巡視船艇等及び航空機により負傷者の医療機関等へ搬送を行う。	消防本部、医療機関
県	市町村等からの要請に応じて、新潟DMAT及び県医療救護班の派遣調整を行うとともに、災害拠点病院等に対し、負傷者の受入れを要請する。	災害拠点病院等の医療機関
医療機関（柏崎総合医療センター、柏崎中央病院、新潟病院）	要請に応じて、医師の派遣に協力する。	災害拠点病院等の医療機関

第2編（個別災害対策）第12章 竜巻等突風災害対策

第1節 竜巻等突風災害予防計画

1 計画の方針

防災関係機関は、竜巻等突風災害予防のため、気象予警報及び竜巻注意情報等の伝達体制の整備等を図り、竜巻等突風災害予防対策に努めるものとする。

（1）各主体の責務

ア 新潟地方気象台は、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の状況を的確に把握するため、観測・監視体制の強化に努める。また、防災気象情報の質的向上を図り、適時・適切に提供するように努める。

イ 北陸信越通信局は、気象台と連携し、鉄道保安連絡会議等において気象情報の有効活用について、鉄道事業者に対し、徹底を図る。

ウ 電気通信事業者及び電力供給事業者は、電気通信設備又は電気供給設備の点検を日ごろから行う等による竜巻等突風対策を実施する。

エ 鉄道事業者は、気象情報の活用による局地的な強風の発生を予測した運転規制を行う。

オ 県は、県内の港湾において、風速計の設置等による観測体制の強化を行う。また、竜巻等突風に対する県民、企業等に対する情報提供及び意識啓発を行い、住宅、事務所等の被害が最小限に抑えられるようにする。

カ 市は、竜巻等突風による市民、企業等に対する情報提供及び意識啓発を行い、住宅及び事務所等の被害が最小限に抑えられるようにする。

（2）達成目標

各主体は、他地域を含めこれまでに発生した竜巻等突風による被害及びその対応等を踏まえ、（1）に記載した責務を的確に果たし、生命、身体及び財産への被害を最小限に止める。

2 想定される竜巻等突風の発生及びその被害

（1）想定される竜巻等突風の発生

ア 竜巻

積雲や積乱雲に伴って発生する鉛直軸を持つ激しい渦巻きで、漏斗状又は柱状の雲を伴うことがある。地上では収束性で回転性の突風や気圧降下が観測され、被害域は帯状・線状となる。

イ ダウンバースト

積雲や積乱雲から生じる強い下降気流で、地面に到達すると突風となって周囲に吹き出す。地上では、発散性の突風や露点温度の下降を伴うことがあり、しばしば強雨・ひょうを伴う。被害域は円・楕円状又は扇状となる。周囲への吹き出しのサイズが4km未満のものはマイクロバースト、4kmより大きいものをマクロバーストとも呼ぶ。

ウ ガストフロント

積雲や積乱雲から吹き出した冷気の先端と周囲の空気との境界で、突風を伴うことがある。降水域から前線状に広がることが多く、数10kmあるいはそれ以上離れた地点まで進行する場合がある。地上では、突風と風向の急変、気温の急下降と気圧の急上昇が観測される。

(2) 立巻等突風の規模及び被害の関係

竜巻等突風の規模を表す指標として、シカゴ大学の藤田哲也により1971年に提唱された藤田スケール（Fスケール）が用いられてきたが、これらは米国やカナダの建築物等の被害を対象として作成されているため、これらを用いて竜巻等突風の評定を行った場合、実際の得られる風速との誤差が大きくなる可能性があることが指摘されていた。2012年5月6日茨城県、栃木県及び福島県において複数の竜巻が発生し甚大な被害が生じたことを受け、気象庁では学識経験者・報道機関関係者等から構成された竜巻等突風予測情報改善検討会を開催、また関係省庁により構成された竜巻等突風対策局長会議を経て取りまとめられた提言や報告を受け、現行藤田スケールを日本の建築物等に対応させた「日本版改良藤田スケール（JEF）」を策定し、平成27（2015）年12月から竜巻等突風の規模及び被害の関係を表す指標として使用されている。

【日本版改良藤田（JEF）スケールと被害の対応】

階級	風速（m/s）の範囲（3秒平均）	主な被害の状況（参考）
JEF0	25-38	・木造の住宅において、目視でわかる程度の被害、飛散物による窓ガラスの損壊が発生する。比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がるかはく離する。 ・園芸施設において、被覆材（ビニルなど）がはく離する。パイプハウスの鋼管が変形するか倒壊する。 ・物置が移動するか横転する。 ・自動販売機が横転する。 ・コンクリートブロック塀（鉄筋なし）の一部が損壊するか大部分が倒壊する。 ・樹木の枝（直径2cm～8cm）が折れるか広葉樹（腐朽有り）の幹が折損する。
JEF1	39-52	・木造の住宅において、比較的広い範囲の屋根ふき材が浮き上がるかはく離する。屋根の軒先又は野地板が破損するか飛散する。 ・園芸施設において、多くの地域でプラスチックハウスの構造部材が変形するか倒壊する。 ・軽自動車や普通自動車（コンパクトカー）が横転する。 ・通常走行の鉄道車が転覆する。 ・地上広告板の柱が傾斜するか変形する。 ・道路交通標識の支柱が傾倒するか倒壊する。

		・コンクリートブロック塀（鉄筋あり）が損壊するか倒壊する。 ・樹木が根返りするか針葉樹の幹が折損する。
JEF2	53-66	・木造の住宅において、上部構造の変形に伴い壁が損傷（ゆがみ、ひび割れ等）する。また、小屋組の構成部材が損壊するか飛散する。 ・鉄骨造倉庫において、屋根ふき材が浮き上がるか飛散する。 ・普通自動車（ワンボックス）や大型自動車が横転する。 ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ・カーポートの骨組が傾斜するか倒壊する。 ・コンクリートブロック塀（控壁のあるもの）の大部分が倒壊する。 ・広葉樹の幹が折損する。 ・墓石の棹石が転倒したり、ずれたりする。
JEF3	67-80	・木造の住宅において、上部構造が著しく変形するか倒壊する。 ・鉄骨系プレハブ住宅において、屋根の軒先又は野地板が破損したり、飛散する、若しくは外壁材が変形したり、浮き上がる。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが比較的広い範囲で変形する。 ・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的狭い範囲で屋根ふき材がはく離するか脱落する。 ・鉄骨造倉庫において、外壁材が浮き上がるか飛散する。 ・アスファルトがはく離・飛散する。
JEF4	81-94	・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的広い範囲で屋根ふき材がはく離するか脱落する。
JEF5	95-	・鉄骨系プレハブ住宅や鉄骨造の倉庫において、上部構造が著しく変形するか倒壊する。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが著しく変形するか脱落する。

3 市民・企業等の役割

市民・企業等は、その所有又は管理する住宅、事務所、工場、倉庫等について、竜巻等突風被害による被害を最小限に抑えるために、屋根、外壁、窓、アンテナ、植木等の確認を行い、竜巻等突風により損壊するおそれがある場合には、その補強等を行うように努める。また、市民は、気象情報や市が行う防災行政無線等による広報に十分注意し、雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物の中への避難、建物の中心部に近い窓のない部屋への移動等により、身の安全の確保を図るように努める。

4 県の役割

(1) 関係機関及び市との情報伝達体制の整備

県は、新潟地方気象台から突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、市にその情報を的確に伝達することができるよう、体制を整備する。

(2) 県管理の港湾の体制整備及び事前対策

県は、港湾における竜巻等突風による被害を最小限に抑えるために、港湾において荷役等に従事する事業者との間で、気象情報の収集のあり方や、竜巻等突風発生時の荷役等についての対応を事前に協議する。

(3) 県民等の意識啓発

県は、県民・企業等が3に規定する役割を適切に果たすことができるよう、県民等の意識啓発を行う。

5 市の役割

(1) 市民等への情報伝達体制の整備

市は、県から突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に的確にその情報を伝達することができるよう、体制を整備する。

なお、その情報伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機も含む）、防災情報メール配信及び市ホームページへの情報掲載等により行うこととする。

(2) 市民等の意識啓発

市は、市民・企業等が3に規定する役割を適切に果たすことができるよう、竜巻発生時は、最新の研究等に基づき、屋内、屋外において身を守るための行動などを住民等へ意識啓発する。

6 防災関係機関の役割

(1) 新潟地方気象台の体制整備及び事前対策

ア 地域気象観測システム（アメダス）、気象ドップラーレーダー等により、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の監視に努め、これら観測システムの整備、点検及び維持管理を行う。

イ 竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、突風への注意に言及した雷注意報、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時・的確な発表に努める。また気象庁では、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供に努める。

ウ 竜巻注意情報とは積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた

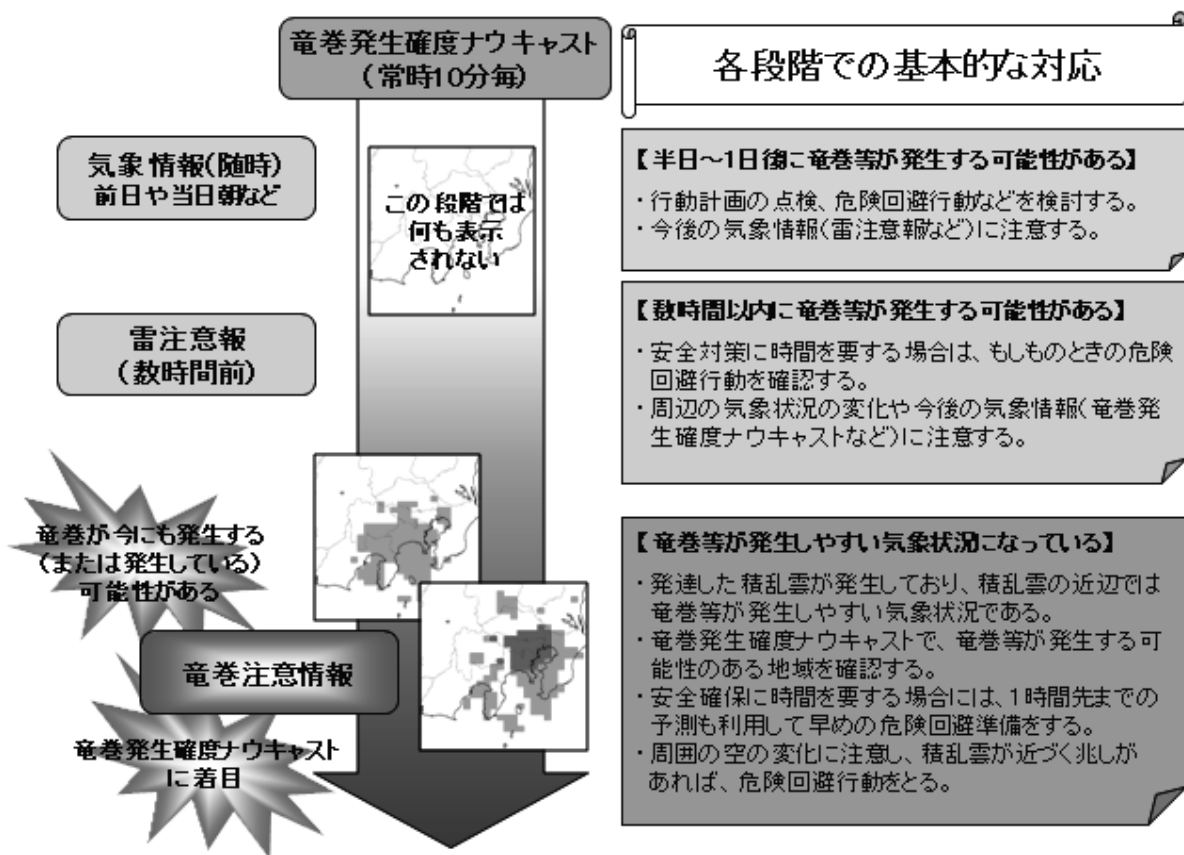
地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で発表される。この情報の有効時間は、発表から概ね1時間である。

エ 竜巻注意情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路は、気象警報等の伝達経路図に準ずる。

オ 竜巻等突風による強風害が発生し、調査の必要を認めた場合には、速やかに現地調査を行い、その結果の公表及び防災関係機関等への提供に努める。

カ 気象ドップラーレーダーデータを活用した技術開発を進め、竜巻等突風の監視・予測精度の向上を図り、防災気象情報の改善に努める。

〔段階的に発表する気象情報の利用の流れ〕



・竜巻などの激しい突風が予想される場合には、時間経過及び突風の発生可能性に応じて段階的に気象情報を発表することから、状況に応じて順次対応の程度を高めるなどの利用が効果的である。

予告的な気象情報	発達した低気圧などにより大雨などによる災害が予想される場合、通常半日～1日程度前に、予告的な気象情報を発表します。このとき、竜巻などの激しい突風も予想される場合には、「竜巻などの激しい突風に注意」という言葉を用いて特段の注意を呼びかけます。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷・ひょう・急な強雨・突風）に対して注意を呼びかけますが、竜巻などの激しい突風が予想される場合には、数時間前に「竜巻」を明記して注意を呼びかけます。

竜巻注意報	竜巻発生確度ナウキャストで、発生確度2が現れた県などを対象に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表します。発表から1時間程度は竜巻などの激しい突風に対する注意が必要です。竜巻発生確度ナウキャストと合わせて利用することにより、竜巻が発生する可能性の高い地域の絞込みや、刻々と変わる状況の変化を詳細に把握することができます。
竜巻発生確度ナウキャスト	竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新して提供します。発生確度1や2は、「竜巻などの激しい突風が、今にも発生しやすい気象状況になっている」ことを意味します。

(2) 電気通信事業者の体制整備及び事前対策

第1編第2章第11節「電気通信施設災害予防計画」に定めるところによる。

(3) 電力供給事業者の体制整備及び事前対策

第1編第2章第12節「電力施設等災害予防計画」に定めるところによる。

(4) 鉄道事業者の体制整備及び事前対策

第8章「鉄道事故災害対策」に定めるところによる。

第2節 竜巻等突風災害応急対策

1 計画の方針

竜巻等突風災害の被害を最小限にとどめるため、国、県、市及び各関係機関は、気象情報及び竜巻注意情報等について適切に把握するとともに、必要に応じて、迅速かつ的確に避難の勧告又は指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

各主体は、被害の有無及び被害状況の確認、救急・救助活動、医療救護活動、避難所の開設、応急住宅の確保、電気通信設備・電力供給施設等のライフラインの復旧、倒壊又は損壊した家屋等に対する廃棄物処理、鉄道及び道路等のインフラ復旧、自衛隊やボランティアの受入れ等の業務を行うに当たって、第1編第3章第6節「被災状況等収集伝達対策」、第8節「避難及び避難所対策」、第10節「救急・救助活動対策」、第12節「自衛隊の災害派遣対策」、第16節「医療救護活動対策」、第18節「廃棄物の処理対策」、第30節「電気通信施設応急対策」、第31節「電力施設等応急対策」、第32節「都市ガス等施設応急対策」、第33節「給水・水道施設応急対策」、第34節「公共下水道・農業集落排水施設等応急対策」、第36節「鉄道施設応急対策」、第37節「公共土木施設等災害応急対策」、第40節「住宅等応急対策」及び第42節「ボランティア等受入れ対策」に定める責務を有する。

また、捜索、救助・救援又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

なお、市民・企業等、県、市及び主な関係機関の主な責務は、次のとおりである。

(ア) 市民・企業等の責務

- a 市民、企業等は、倒壊、落下、飛来等した危険物がないか、確認し、事象が確認された場合には、その除去を踏まえた関係機関への連絡等に努める。
- b 市民、企業等は、電線又は電話線の切断を確認した場合には、近寄らずに、速やかに電気事業者又は電気通信事業者に連絡するよう努める。

(イ) 県の責務

- a 県は、市、消防本部、県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を市に派遣する。
- b 県は、救急救助活動に関する状況の把握及び関係機関との情報共有・総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動及びの迅速な実施を図る。
- c 県は、医療活動状況に関する状況の把握及び医療機関との情報共有・総合調整を行い、災害の状況に応じて適切な医療活動が行われるようにする。
- d 県は、市の避難所の開設・運営を支援する。
- e 県は、応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。

f 県は、県ボランティア本部が設置された場合には、職員を派遣し、同本部の運営を支援する。

(ウ) 市の責務

- a 市は、災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。
- b 市は、柏崎市刈羽郡医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。
- c 消防機関は、直ちに救助隊を編成し、指揮者の下で救急救助活動を行う。
- d 市は、避難所を開設し、地域住民、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。
- e 市は、応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。
- f 市は、損壊家屋の被害状況の把握、がれき類の発生量の推計等を行い、あらかじめ定める廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき、実施計画を策定し、計画的に廃棄物の処理を実施する。

(エ) 電気通信事業者及び電力供給事業者の責務

電気通信事業者及び電力供給事業者は、通信及び電力ラインの確保を図るため、被災箇所の迅速、的確な復旧を実施するものとする。

また、特に電力供給事業者にあつては、市民への広報等を実施し、感電、火災等の電気による二次災害の発生の防止を図る。

(2) 惨事ストレス対策

- ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

2 情報の流れ

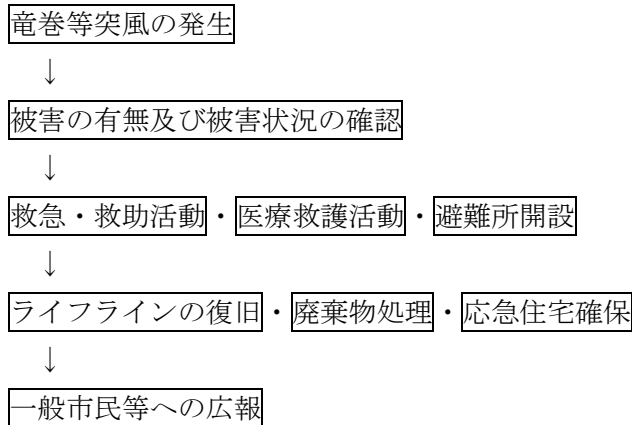
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
自主防災組織、市民等	県警察本部、消防機関、市	地域の状況、被害状況等
県警察本部、消防機関、市	県、報道機関	同上
県	国、防災関係機関	同上

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市、防災関係機関、報道機関	地域の状況、被害状況等 対応状況等
県警察本部、消防機関、市	自主防災組織、市民	同上

3 業務の体系



・被害状況、対応状況等について、適時に、市民等に対して広報を行う。

4 業務の内容

(1) 被害の有無及び被害状況の確認

第1編第3章第6節「被災状況等収集伝達対策」に定めるところによる。

(2) 救急・救助活動

第1編第3章第10節「救急・救助活動対策」に定めるところによる。

(3) 医療救護活動

第1編第3章第16節「医療救護活動対策」に定めるところによる。

(4) 避難所開設・応急住宅確保

第1編第3章第8節「避難及び避難所対策」に定めるところによる。

(5) 電気通信設備・電力供給施設等のライフラインの復旧

第1編第3章第30節「電気通信施設応急対策」、第31節「電力施設等応急対策」、第32節「都市ガス等施設応急対策」、第33節「給水・水道施設応急対策」及び第34節「公共下水道・農業集落排水施設等応急対策」に定めるところによる。

(6) 道路・鉄道等のライフラインの復旧

第1編第3章第36節「鉄道施設応急対策」、第37節「公共土木施設等災害応急対策」に定めるところによる。

(7) 倒壊又は損壊した家屋等に対する廃棄物処理

第1編第3章第18節「廃棄物の処理対策」及び第40節「住宅応急対策」に定めるところによる。

(8) 自衛隊やボランティアの受入れ

第1編第3章第12節「自衛隊の災害派遣対策」及び第42節「ボランティア等受入れ対策」に定めるところによる。

(9) 海上事故災害等が発生した場合の対応

第6章から同第9章までに定める海上事故災害、航空事故災害、鉄道事故災害又は道路事故災害が発生した場合にあっては、それらの章に定める対策を実施するものとする。

第2編（個別災害対策）第13章 大規模火災対策

第1節 大規模火災予防計画

1 計画の方針

（1）基本方針

多数の死傷者等の発生が危惧される大規模な火災を未然に防ぐとともに、発生した場合の被害の拡大を防ぐため、県、市、その他関係機関は、火災予防体制の整備、防火思想の普及、消防体制や資機材等の整備・充実を図る等必要な対策を講じる。

（2）各主体の責務

ア 市民（家庭、地域、企業、学校、事業所等）は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、また、安全自動消火装置付火気器具を使用する等、未然に火災の発生を防止するとともに、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を徹底し、消火器具等の設置に努める。

イ 市は、火災に強いまちづくりを推進するとともに、市民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ 県は、市・消防機関の協力を得て、火災に強いまちづくりを促進するとともに、防火思想の普及促進に努め、自主防災組織の育成強化を支援する。

2 市民・企業等の役割

（1）市民の役割

- ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。
- イ 安全自動消火装置付火気器具の使用に努める。
- ウ 消防法で義務付けられた住宅用火災警報器を設置及び維持管理を行う。
- エ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
- オ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- カ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。
- キ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- ク 町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

（2）地域の役割

町内会及び自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。

（3）企業・事業所等の役割

ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。

- ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。
- エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3 県の役割

(1) 防火思想の普及促進

県民に対して、市・消防機関の協力を得ながら、以下の啓発を推進する。

- ア 全国火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対し、大規模な火災の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。
- イ 火災を早期に発見し、逃げ遅れや延焼を防止するため、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理の徹底について周知するとともに、より効果的な連動型住宅用火災警報器の積極的な活用を促進する。

(2) 火災に強いまちづくり

ア 市と連携し、以下により、火災に強い都市構造の形成に努める。

- (ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- (イ) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等による老朽木造住宅密集市街地の解消等
- (ウ) 建築物や公共施設の耐震・不燃化への支援
- (エ) 水面・緑地帯の計画的確保
- (オ) 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
- イ 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。
- ウ 積雪期においては、大規模火災発生現場への消防車両の通行確保のため、平時から関係機関と協力し道路の除雪に努めるとともに、冬期道路交通確保計画に基づき交通確保を図る。

(3) 自主防災組織の育成強化

市と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

(4) 消防設備士の活用

消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

4 市の役割

(1) 防火思想の普及促進

- ア 全国火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。
- イ 火災を早期に発見し、逃げ遅れや延焼を防止するため、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理の徹底について周知するとともに、より効果的な連動型住宅用火災警報器の積極的な活用を促進する。

(2) 火災に強いまちづくり

- ア 以下により、火災に強い都市構造の形成を図るものとする。
 - (ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
 - (イ) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等による老朽木造住宅密集市街地の解消等
 - (ウ) 建築物や公共施設の耐震・不燃化
 - (エ) 水面・緑地帯の計画的確保
 - (オ) 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
 - (カ) 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導
- イ 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。
- ウ 積雪期においては、大規模火災発生現場への消防車両の通行確保のため、平時から関係機関と協力し、道路の除雪に努める。また、消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合には、除雪を行う。

(3) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(4) 応援体制の強化

より多くの消防力を迅速に投入できるよう、あらかじめ応援要請の基準を定め、応援体制の強化を図る。

(5) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び耐震性貯水槽の整備並びに関係機関との給水活動等についての協定の締結など地域の実情に即した多面的な水利の確保を図る。

(6) 消防団の充実強化

- ア 地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所と消防団との情報交換等により協力体制を強化する。
- イ 消防団員に対して、安全装備の充実や正しい着装の徹底等により、安全管理の徹底を図

る。

ウ 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(7) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者防火クラブ、自主防災組織等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

(8) 避難所及び避難場所等の指定・避難誘導

ア 避難所、避難場所等をあらかじめ指定し、日ごろから市民への周知徹底に努める。

イ 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

ウ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 消防機関

ア 市民等に対して、全ての住宅において設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

イ 市民等に対して、火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

ウ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

エ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を置く事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

オ 木造建築物密集地域等の大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定又は再確認・見直しを行う。

カ 上記オの地域の火災防ぎょ計画を策定する。

キ 火災の発生に対して、消防力を迅速かつ的確に最大投入し確実に消火するため、気象条件を勘案した出動基準を定める。

ク 強風下に置いて迅速かつ的確な消火活動を行うため、強風下における消火活動要領を定める。

ケ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

(2) 県警察本部

ア 発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

イ 広域的な交通管理体制の整備に努める。

(3) 第九管区海上保安部

大規模火災発生時の港湾施設及び船舶からの火災発生に備え、関係機関と共同で消火訓練を実施するなど、体制のより一層の充実を図る。

第2節 大規模火災応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、市民の初期火災による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強等の応急対策を講ずるものとする。

(2) 各主体の責務

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

イ 消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。

ウ 消防本部は、火災が発生した場合、消防団と連携し適切な消火活動を行うとともに、関係機関に協力要請を行うほか、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

エ 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部。以下本節中「新潟市消防局等」という。）は、消防の広域応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

オ 県は、大規模な火災が発生した場合、被災市町村の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

(3) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、要配慮者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(4) 積雪期の対応

ア 市民の対応

（ア）消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

（イ）近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

イ 消防機関の対応

（ア）火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

（イ）火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(5) 惨事ストレス対策

ア 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

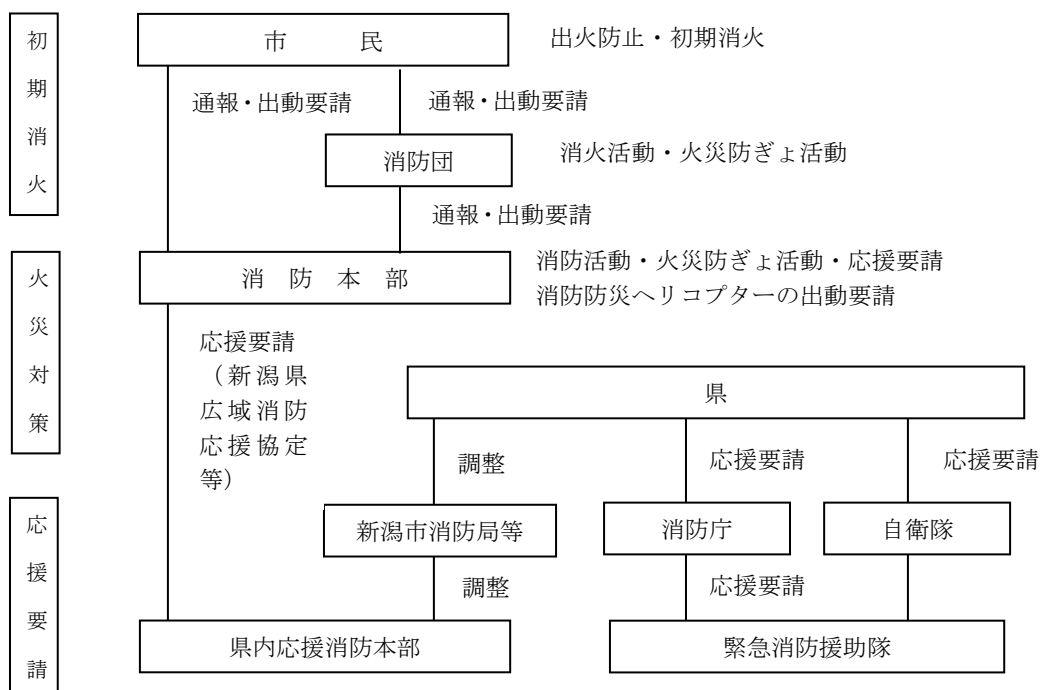
(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者	主な情報内容
市民→消防団・消防本部	出火・延焼の通報
消防機関→市、警察署	出火・延焼等被害状況、消火活動・避難情報、応援要請
市・消防機関→被災地外消防本部 又は地域代表消防本部(大規模火災の場合) 県	出火・延焼等被害状況、消火活動・避難情報、応援要請(県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊)
県→消防庁、自衛隊	出火・延焼等被害状況、消火活動・避難情報、緊急消防援助隊要請、自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者	主な情報内容
市・消防機関・警察署→市民	出火・延焼等被害情報、避難・消火活動情報
被災地外消防本部又は地域代表消防本部(大規模火災の場合)→市・消防本部・県	県内広域消防応援部隊出動
県・警察本部→市・消防本部	緊急消防援助隊出動、自衛隊出動、ヘリコプター偵察情報
消防庁・自衛隊等→県	緊急消防援助隊出動 自衛隊出動

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 初期消火

実施主体	対 策	協力依頼先
市民	市民（家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場において、出火防止、初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に火災発生を通報しなければならない。 ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す。 イ 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。 ウ 消防機関へ迅速に火災発生を通報する。	消防署（所） 消防団
自主防災組織	地域、職場等の自主防災組織は、自ら身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力自力消火・救助活動を行う。	消防署（所） 消防団
消防団	消防団は、消防団長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。 ア 消防団の参集 参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備する。 イ 初期消火の広報 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。 ウ 情報の収集、伝達 現地の火災状況等を消防署所へ電話、無線等により連絡する。 エ 消火活動 消防部隊が到着するまでの間、市民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。 消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。	消防署（所）

(2) 火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	市消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに、適切な消火活動を行う。 ア 消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。 イ 火災情報の収集	県警察 道路管理者

	119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等の情報を収集する。 ウ 緊急車両等の通行路の確保 (ア) 警察及び道路管理者の情報を下に災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制を、また道路管理者に対して道路啓開を要請する。 (イ) 消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。 エ 火災防ぎょ活動 (ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。 (イ) 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。 (ウ) 避難者収容施設、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。 オ 消防水利の確保 消防機関は、水道事業者と連携し、予め作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図るとともに、関係機関との協定等に基づく協力要請を行う。	水道事業者 協定先機関
警察本部・警察署	警察本部等は、県警ヘリコプター等により被害情報を把握するとともに、緊急車両等の通行路の確保を行う。 ア 被害情報等の把握 (ア) 県警ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関と連携し情報共有を図る。 (イ) 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。	

	イ 緊急車両等の通行路の確保 消防本部等の要請等必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行い、緊急車両等の通行路を確保する。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等の応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。 ウ 災害現場周辺の交通規制 災害の状況により、災害現場周辺への車両の流入禁止等の交通規制を実施する。	
県	県は、大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市町村長等の要請に応じて消防活動等を行う。	県警察
第九管区海上保安本部	海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動に当たる。また、港内・湾内等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防機関とともに速やかに消火活動を行う。	消防署（所） 消防団

（３）避難誘導

第1編第3章第8節「避難及び避難所対策」に準ずる。

（４）広域応援の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請する。 イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。 ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部 救援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。	隣接消防本部等 各地区代表消防本部 新潟市消防局等 県

新潟市消防局等	ア 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。 イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。	県 県内消防本部
県	ア 県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。 イ 県は、市町村から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 ウ 新潟県消防防災航空隊は上記アにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。 エ 県は、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。 オ 県は、市町村の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。 自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。	新潟市消防局等 県内消防本部 消防庁 第九管区海上保安本部 自衛隊 空中消火用バケツト依頼先 長野県、群馬県、栃木県

市	市町村は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をも っても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の 災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保す る。	県
---	---	---

柏崎市地域防災計画
(風水害等対策編)

令和 6 (2 0 2 4) 年 3 月 発行
発行：柏崎市防災会議
(事務局：柏崎市危機管理部防災・原子力課)
〒945-8511 柏崎市日石町 2 番 1 号